

流山市地域防災計画 新旧対照表

平成 2 8 年度修正

第 1 編 地震災害対策・風水害等対策編

第 3 章 災害応急対策計画

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）															
地 3-1	第 3 章 災害応急対策計画 第 1 節 災害応急活動体制 大規模な<u>地震</u>が発生し<u>た</u>ときは、速やかに市災害対策本部を設置し、全市を挙げて災害対策活動に従事する必要がある。したがって、適切な応急活動を行うため、市災害対策本部における役割分担を明らかにするとともに、その初動体制、組織及び事務分掌を定める。 第 1 <u>活動体制</u> 【市各班】 <u>地震</u>が発生し、市内で被害が発生した可能性がある場合 <u>（東海地震注意情報・予知情報の発表時を含む。）</u>、迅速な対応を図るため、市災害対策本部が設置されるまでの間は、<u>次の配備基準に定める基準に基づき、注意配備又は警戒配備の体制により</u>、災害応急活動を行うものとする。	第 3 章 災害応急対策計画 第 1 節 災害応急活動体制 <u>大規模な災害</u>が発生し、<u>又は発生するおそれがある</u>ときは、速やかに市災害対策本部を設置し、全市を挙げて災害対策活動に従事する必要がある。したがって、適切な応急活動を行うため、市災害対策本部における役割分担を明らかにするとともに、その初動体制、組織及び事務分掌を定める。 第 1 <u>市災害対策本部設置前の活動体制</u> 【市各班】 <u>災害</u>が発生し、<u>又は発生するおそれがある場合や市内で被害が発生した可能性がある場合</u>、迅速な対応を図るため、市災害対策本部が設置されるまでの間は、<u>準備配備又は注意配備、警戒配備の体制により</u>、災害応急活動を行うものとする。<u>配備基準は以下のとおりとする。</u> 表 3-1-1 市災害対策本部設置前の配備基準 <table><tr><th><u>配備体制</u></th><th><u>災害種別</u></th><th><u>配備基準</u></th><th><u>備考</u> <u>（水防計画における体制）</u></th></tr><tr><td><u>準備配備</u></td><td>風水</td><td><u>ア 流山市域に次の注意報等の 1 以上が発表もしくは伝達され、土木部長、市民生活部長及び消防長が協議し、必要と認めたとき</u> <u>（ア）気象業務法に基づく予報</u> <u>a. 大雨注意報</u> <u>（イ）水防団待機水位（江戸川）</u></td><td><u>水防準備体制</u></td></tr><tr><td rowspan="2"><u>注意配備</u></td><td>地震</td><td><u>ア 市内で震度 4 を記録したとき</u> <u>イ 災害の発生その他の状況により必要と認めるとき</u></td><td>二</td></tr><tr><td>風水</td><td><u>ウ 流山市域に次の注意報等の 1 以上が発表もしくは伝達され、土木部長、市民生活部長及び消防長が協議し、必要と認めたとき</u> <u>（ア）気象業務法に基づく予報</u> <u>a. 大雨注意報</u> <u>b. 洪水注意報</u> <u>（イ）水防法（第 10 条の 2）に基づく予報</u> <u>a. 江戸川氾濫注意情報</u></td><td><u>水防注意体制</u></td></tr></table>	<u>配備体制</u>	<u>災害種別</u>	<u>配備基準</u>	<u>備考</u> <u>（水防計画における体制）</u>	<u>準備配備</u>	風水	<u>ア 流山市域に次の注意報等の 1 以上が発表もしくは伝達され、土木部長、市民生活部長及び消防長が協議し、必要と認めたとき</u> <u>（ア）気象業務法に基づく予報</u> <u>a. 大雨注意報</u> <u>（イ）水防団待機水位（江戸川）</u>	<u>水防準備体制</u>	<u>注意配備</u>	地震	<u>ア 市内で震度 4 を記録したとき</u> <u>イ 災害の発生その他の状況により必要と認めるとき</u>	二	風水	<u>ウ 流山市域に次の注意報等の 1 以上が発表もしくは伝達され、土木部長、市民生活部長及び消防長が協議し、必要と認めたとき</u> <u>（ア）気象業務法に基づく予報</u> <u>a. 大雨注意報</u> <u>b. 洪水注意報</u> <u>（イ）水防法（第 10 条の 2）に基づく予報</u> <u>a. 江戸川氾濫注意情報</u>	<u>水防注意体制</u>
<u>配備体制</u>	<u>災害種別</u>	<u>配備基準</u>	<u>備考</u> <u>（水防計画における体制）</u>														
<u>準備配備</u>	風水	<u>ア 流山市域に次の注意報等の 1 以上が発表もしくは伝達され、土木部長、市民生活部長及び消防長が協議し、必要と認めたとき</u> <u>（ア）気象業務法に基づく予報</u> <u>a. 大雨注意報</u> <u>（イ）水防団待機水位（江戸川）</u>	<u>水防準備体制</u>														
<u>注意配備</u>	地震	<u>ア 市内で震度 4 を記録したとき</u> <u>イ 災害の発生その他の状況により必要と認めるとき</u>	二														
	風水	<u>ウ 流山市域に次の注意報等の 1 以上が発表もしくは伝達され、土木部長、市民生活部長及び消防長が協議し、必要と認めたとき</u> <u>（ア）気象業務法に基づく予報</u> <u>a. 大雨注意報</u> <u>b. 洪水注意報</u> <u>（イ）水防法（第 10 条の 2）に基づく予報</u> <u>a. 江戸川氾濫注意情報</u>	<u>水防注意体制</u>														

流山市地域防災計画新旧対照表

頁

現行（平成 24 年度修正）

修正案（平成 28 年度修正）

警戒配備	地震	<u>ア 市内で震度 5 弱を記録したとき</u> <u>イ 東海地震注意情報が発表されたとき</u> <u>ウ 災害の発生その他の状況により必要と認めるとき</u>	二
	風水	<u>エ 流山市域に次の警報の 1 以上が発表され、市長が必要と認めたとき</u> <u>(ア) 気象業務法に基づく予報</u> <u>a. 大雨警報</u> <u>b. 暴風警報</u> <u>c. 洪水警報</u> <u>(イ) 水防法（第 10 条の 2）に基づく予報</u> <u>a. 江戸川氾濫警戒情報</u> <u>オ 集中豪雨等により被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。</u>	<u>水防警戒体制</u> <u>水防本部設置</u>

なお、各配備の決定等に際し、次の職の者の連絡不能等による職務の代行順位は以下のとおりとする。

<u>職 名</u>	<u>第 1 順位</u>	<u>第 2 順位</u>
<u>市長</u>	<u>副市長</u>	<u>市民生活部長</u> 地震 <u>土木部長</u> 風水
<u>各課長</u>	<u>各課課長補佐</u>	二

1 準備配備 風水

(1) 準備配備の決定

ア 流山市域及び隣接市域に次の注意報等の 1 以上が発表もしくは伝達され、土木部長、市民生活部長及び消防長が協議し、必要と認めたとき

イ 河川課長及び防災危機管理課長は、準備配備を実施する基準に照らして、準備配備の必要があると判断した場合は、土木部長、市民生活部長及び消防長に、所要の意見を具申するものとする。

ウ 上記意見具申を受けて、土木部長、市民生活部長及び消防長は協議して準備配備を決定し、河川課長及び防災危機管理課長に対して所要の指示をする。

(2) 準備配備の伝達等

ア 防災危機管理課長は、準備配備の決定及び市長の指示等を、課業時間内は庁内放送及び庁内情報システムにより、課業時間外はメール及び電話により、各部長等に伝達するとともに、千葉県防災危機管理部、流山警察署警備課及び自衛隊需品学校企画室に報告・通報するものとする。

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
		る。 イ 各部長等は、準備配備の決定及び市長の指示等の伝達を受けた場合は、各課長等に対して、その旨を伝達するとともに、所要の指示をするものとする。 ウ 防災危機管理課長と秘書広報課長は相互に協力し、防災行政無線、安心メール及び報道機関を通じて、準備配備の決定及びその他必要な事項を市民に広報するものとする。 <u>(3) 配備人員の基準</u> <u>ア 防災危機管理課の全職員</u> <u>イ 河川課、道路管理課、消防防災課の課長及び職員数名</u> <u>ウ 各課長等が予め指名する職員（1 名基準）</u> <u>エ 災害の発生その他の状況により必要と認める範囲</u> (4) 職員の参集 ア 各課長等は、準備配備決定の伝達を受けた場合は、予め指定した職員を参集させ、所要の指示をするものとする。この際、予め指定した職員が参集出来ない可能性がある場合は、他の職員を参集させるものとする。 イ 予め指定された職員は、報道等によって、準備配備基準に該当する災害情報を覚知した場合及び課長等から参集を命ぜられた場合は、速やかに参集し、所要の業務に従事するものとする。 (5) 情報の収集及び分析 ア 各課長等（不在時は各課長等補佐）は、被災状況等に関する情報を収集し、防災危機管理課に通報するものとする。 イ 河川課長（不在時は河川課長補佐）及び防災危機管理課長（不在時は防災危機管理課課長補佐）は、自ら得た情報と各課等から通報のあった情報を一元的に分析し、所要の内容を、庁内情報システム、千葉県防災情報システム及びメールを活用して、庁内、千葉県防災危機管理部、流山警察署警備課、陸上自衛隊需品学校企画室等に報告・通報するとともに、安心メール及び防災行政無線等を活用して市民に周知するものとする。 (6) 準備配備の終了 準備配備の終了及びその伝達等は、<u>次の基準に照らし</u>、決定に準じて実施するものとする。 <u>ア 災害が現に生じておらず、かつ、生じる恐れがないと認めるとき</u> <u>イ 災害は生じているが、その程度が、平素の態勢をもって対処することが可能であり、これが拡大する恐れは無いと認めるとき</u> <u>ウ その他、必要なしと認めるとき</u> 2 注意配備 ※移動
	1 注意配備 <u>(1) 注意配備の基準</u> <u>ア 注意配備を実施する基準</u> <u>（ア） 市内で震度 4 を記録したとき</u> <u>（イ） 災害の発生その他の状況により必要と認めるとき</u> <u>イ 注意配備を終了する基準</u> <u>（ア） 災害が現に生じておらず、かつ、生じる恐れがないと認めるとき</u>	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	<u>（イ） 災害は生じているが、その程度が、平素の態勢をもって対処することが可能であり、これが拡大する恐れは無いと認めるとき</u> <u>（ウ） その他、必要なしと認めるとき</u> <u>ウ 注意配備における配備人員の基準</u> <u>（ア） 防災危機管理課の全職員</u> <u>（イ） 各課長等が予め指名する職員（1 名基準）</u> <u>（ウ） 災害の発生その他の状況により必要と認める範囲</u> (2) 注意配備の決定 ア 市内で震度 4 を記録したとき <u>は、その時点をもって、自動的に注意配備を決定するものとする。</u> イ <u>上記以外において、</u>防災危機管理課長 <u>（不在時は防災危機管理課課長補佐）</u> は、注意配備を実施する基準に照らして、注意配備の必要があると判断した場合は、市民生活部長及び副市長の指示を受け、状況により、直接、市長 <u>（連絡不能時は副市長、市長及び副市長が共に連絡不能時は市民生活部長）</u> に、所要の意見を具申するものとする。 ウ 市長 <u>（連絡不能時は副市長、市長及び副市長が共に連絡不能時は市民生活部長）</u> は、自らの判断又は上記意見具申を受けて、注意配備を決定し、防災危機管理課長 <u>（不在時は防災危機管理課課長補佐）</u> に対して所要の指示をする。 (3) 注意配備の伝達等 ア 防災危機管理課長 <u>（不在時は防災危機管理課課長補佐）</u> は、注意配備の決定及び市長の指示等を、課業時間内は庁内放送及び庁内情報システムにより、課業時間外はメール及び電話により、各部長等に伝達するとともに、千葉県防災危機管理部、流山警察署警備課及び自衛隊需品学校企画室に報告・通報するものとする。 イ 各部長等は、<u>注意配備の決定及び市長の指示等の伝達を受けた場合は、</u>各課長等に対して、<u>その旨を</u>伝達するとともに、所要の指示をするものとする。 ウ 防災危機管理課長 <u>（不在時は防災危機管理課課長補佐）</u> と秘書広報課長 <u>（不在時は秘書広報課課長補佐）</u> は相互に協力し、防災行政無線、安心メール及び報道機関を通じて、注意配備の決定及びその他必要な事項を市民に広報するものとする。	(1) 注意配備の決定 <u>ア 市内で震度 4 を記録したとき【自動決定】</u> 地震 <u>イ 災害の発生その他の状況により必要と認めるとき</u> 地震 <u>（ア）</u> 防災危機管理課長は、注意配備を実施する基準に照らして、注意配備の必要があると判断した場合は、市民生活部長及び副市長の指示を受け、状況により直接市長に所要の意見を具申するものとする。 <u>（イ）</u> 市長は、自らの判断又は上記意見具申を受けて注意配備を決定し、防災危機管理課長に対して所要の指示をする。 ウ 河川課長及び防災危機管理課長は、注意配備を実施する基準に照らして、注意配備の必要があると判断した場合は、土木部長、市民生活部長及び消防長に、所要の意見を具申するものとする。 風水 エ 上記意見具申を受けて、土木部長、市民生活部長及び消防長は協議して注意配備を決定し、河川課長及び防災危機管理課長に対して所要の指示をする。 風水 (2) 注意配備の伝達等 ア 防災危機管理課長は、注意配備の決定及び市長の指示等を、課業時間内は庁内放送及び庁内情報システムにより、課業時間外はメール及び電話により、各部長等に伝達するとともに、千葉県防災危機管理部、流山警察署警備課及び自衛隊需品学校企画室に報告・通報するものとする。 イ 各部長等は、<u>伝達を受けた内容を</u>各課長等に対して伝達するとともに、所要の指示をするものとする。 ウ 防災危機管理課長と秘書広報課長は相互に協力し、防災行政無線、安心メール及び報道機関を通じて、注意配備の決定及びその他必要な事項を市民に広報するものとする。 (3) 配備人員の基準 <u>ア 防災危機管理課の全職員</u> <u>イ 各課長等が予め指名する職員（1 名基準）</u> <u>ウ 河川課、道路管理課、消防防災課、道路建設課、下水道建設課の課長及び職員数名</u> <u>エ 災害の発生その他の状況により必要と認める範囲</u>

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	(4) 職員の参集 ア 各課長等は、注意配備決定の伝達を受けた場合は、予め指定した職員を参集させ、所要の指示をするものとする。この際、予め指定した職員が参集出来ない可能性がある場合は、他の職員を参集させるものとする。 イ 予め指定された職員は、<u>体感又は報道等によって、震度 4 の地震を知覚</u>した場合及び課長等から参集を命ぜられた場合は、速やかに参集し、所要の業務に従事するものとする。 (5) 情報の収集及び分析 ア 各課長等（不在時は各課長等補佐）は、被災状況等に関する情報を収集し、防災危機管理課に通報するものとする。 イ 防災危機管理課長（<u>不在時は防災危機管理課課長補佐</u>）は、自ら得た情報と各課等から通報のあった情報を一元的に分析し、所要の内容を、庁内情報システム、千葉県防災情報システム及びメールを活用して、庁内、千葉県防災危機管理部、流山警察署警備課、陸上自衛隊需品学校企画室等に報告・通報するとともに、安心メール及び防災行政無線等を活用して市民に周知するものとする。 (6) 注意配備の終了 注意配備の終了及びその伝達等は、決定に準じて実施するものとする。	(4) 職員の参集 ア 各課長等は、注意配備決定の伝達を受けた場合は、予め指定した職員を参集させ、所要の指示をするものとする。この際、予め指定した職員が参集出来ない可能性がある場合は、他の職員を参集させるものとする。 イ 予め指定された職員は、報道等によって、<u>注意配備基準に該当する災害情報を覚知</u>した場合及び課長等から参集を命ぜられた場合は、速やかに参集し、所要の業務に従事するものとする。 (5) 情報の収集及び分析 ア 各課長等（不在時は各課長等補佐）は、被災状況等に関する情報を収集し、防災危機管理課に通報するものとする。 イ 防災危機管理課長<u>及び河川課長（風水害時のみ）</u>は、自ら得た情報と各課等から通報のあった情報を一元的に分析し、所要の内容を、庁内情報システム、千葉県防災情報システム及びメールを活用して、庁内、千葉県防災危機管理部、流山警察署警備課、陸上自衛隊需品学校企画室等に報告・通報するとともに、安心メール及び防災行政無線等を活用して市民に周知するものとする。 (6) 注意配備の終了 注意配備の終了及びその伝達等は、<u>次の基準に照らし</u>、決定に準じて実施するものとする。 <u>ア 災害が現に生じておらず、かつ、生じる恐れがないと認めるとき</u> <u>イ 災害は生じているが、その程度が、平素の態勢をもって対処することが可能であり、これが拡大する恐れはないと認めるとき</u> <u>ウ その他、必要なしと認めるとき</u>
	2 警戒配備 (1) 警戒配備の基準 <u>ア 警戒配備を実施する基準</u> <u>（ア） 市内で震度 5 弱を記録したとき</u> <u>（イ） 東海地震注意情報が発表されたとき</u> <u>（ウ） 災害の発生その他の状況により必要と認めるとき</u> <u>イ 警戒配備を終了する基準</u> <u>（ア） 災害が現に生じておらず、かつ、生じる恐れがないと認めるとき</u> <u>（イ） 災害は生じているが、その程度が、平素の態勢をもって対処することが可能であり、これが拡大する恐れは無いと認めるとき</u> <u>（ウ） その他、必要なしと認めるとき</u> <u>ウ 警戒配備における配備人員の基準</u> <u>（ア） 防災危機管理課の全職員</u> <u>（イ） 全課長等及び各課長等の指名する職員（1／4 基準）</u> <u>（ウ） 災害の発生その他の状況により必要と認める範囲</u> (2) 警戒配備の決定 <u>ア 市内で震度 5 弱を記録したとき及び東海地震注意情報が発表されたときは、その時点をもっ</u>	3 警戒配備 (1) 警戒配備の決定 <u>ア 市内で震度 5 弱を記録したとき【自動決定】</u> 地震

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	<u>て、自動的に警戒配備を決定するものとする。</u> イ <u>上記以外において、</u>防災危機管理課長（<u>不在時は防災危機管理課課長補佐</u>）は、警戒配備を実施する基準に照らして、警戒配備の必要があると判断した場合は、市民生活部長及び副市長の指示を受け、状況により、直接、市長（<u>連絡不能時は副市長、市長及び副市長が共に連絡不能時は市民生活部長</u>）に、所要の意見を具申するものとする。 ウ 市長（<u>連絡不能時は副市長、市長及び副市長が共に連絡不能時は市民生活部長</u>）は、自らの判断又は上記意見具申を受けて、警戒配備を決定し、防災危機管理課長（<u>不在時は防災危機管理課課長補佐</u>）に対して所要の指示をする。	イ <u>東海地震注意情報が発表されたとき【自動決定】</u> 地震 ウ <u>災害の発生その他の状況により必要と認めるとき</u> 地震 <u>（ア）</u> 防災危機管理課長は、警戒配備を実施する基準に照らして、警戒配備の必要があると判断した場合は、市民生活部長及び副市長の指示を受け、状況により、直接、市長に、所要の意見を具申するものとする。 <u>（イ）</u> 市長は、自らの判断又は上記意見具申を受けて、警戒配備を決定し、防災危機管理課長に対して所要の指示をする。 ア 河川課長及び防災危機管理課長は、警戒配備を実施する基準に照らして、警戒配備の必要があると判断した場合は、土木部長、市民生活部長及び副市長の指示を受け、状況により、直接、市長に、所要の意見を具申するものとする。 風水 イ 市長は、自らの判断又は上記意見具申を受けて、警戒配備及び水防本部の設置を決定し、河川課長及び防災危機管理課長に対して所要の指示をする。 風水
	(3) 警戒配備の伝達等 ア 防災危機管理課長（<u>不在時は防災危機管理課課長補佐</u>）は、警戒配備の決定及び市長の指示等を、課業時間内は庁内放送及び庁内情報システムにより、課業時間外はメール及び電話により、各部長等に伝達するとともに、千葉県防災危機管理部 <u>及び流山市防災会議委員</u> に報告・通報するものとする。 イ 各部長等は、<u>警戒配備の決定及び市長の指示等の伝達を受けた場合は、</u>各課長等に対して、<u>その旨を</u>伝達するとともに、所要の指示をするものとする。 ウ 防災危機管理課長（<u>不在時は防災危機管理課課長補佐</u>）と秘書広報課長（不在時は<u>秘書広報課課長補佐</u>）は相互に協力し、防災行政無線、安心メール、広報車等及び報道機関を通じて、警戒配備の決定及びその他必要な事項を市民に広報するものとする。	(2) 警戒配備の伝達等 ア 防災危機管理課長は、警戒配備の決定及び市長の指示等を、課業時間内は庁内放送及び庁内情報システムにより、課業時間外はメール及び電話により、各部長等に伝達するとともに、千葉県防災危機管理部に報告・通報するものとする。 イ 各部長等は、<u>伝達を受けた内容を</u>各課長等に対して伝達するとともに、所要の指示をするものとする。 ウ 防災危機管理課長と秘書広報課長は相互に協力し、防災行政無線、安心メール、広報車等及び報道機関を通じて、警戒配備の決定及びその他必要な事項を市民に広報するものとする。
	(4) 職員の参集 ア 各課長等は、警戒配備決定の伝達を受けた場合は、予め指定した職員を参集させ、所要の指示をするものとする。この際、予め指定した職員が参集出来ない可能性がある場合は、他の職員を参集させるものとする。 イ 予め指定された職員は、<u>体感又は報道等によって、震度 5 弱の地震を知覚</u>した場合及び課長等から参集を命ぜられた場合は、速やかに参集し、所要の業務に従事するものとする。	(3) 配備人員の基準 ア <u>防災危機管理課の全職員</u> イ <u>各課長等が予め指名する職員（1／4 基準）</u> 地震 ウ <u>水防本部の本部員、全班長のほか、各班長が定めた所属職員（1／4 基準）、各公共施設の管理者</u> 風水 エ <u>災害の発生その他の状況により必要と認める範囲</u>
	(5) 情報の収集及び分析 ア 各課長等（<u>不在時は各課長等補佐</u>）は、被災状況等に関する情報を収集し、防災危機管理課	(4) 職員の参集 ア 各課長等は、警戒配備決定の伝達を受けた場合は、予め指定した職員を参集させ、所要の指示をするものとする。この際、予め指定した職員が参集出来ない可能性がある場合は、他の職員を参集させるものとする。 イ 予め指定された職員は、報道等によって、<u>準備配備基準に該当する災害情報を覚知</u>した場合及び課長等から参集を命ぜられた場合は、速やかに参集し、所要の業務（<u>水防本部の事務等については、本章第 3 節「第 3 水防活動」を参照。</u>）に従事するものとする。 (5) 情報の収集及び分析 ア 各課長等は、被災状況等に関する情報を収集し、防災危機管理課に通報するものとする。

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）												
	に通報するものとする。 イ 防災危機管理課長<u>（不在時は防災危機管理課課長補佐）</u>は、自ら得た情報と各課等から通報のあった情報を一元的に分析し、配備検討会議において報告する。 また、所要の内容を、庁内情報システム、千葉県防災情報システム及びメールを活用して、庁内、千葉県防災危機管理部、<u>流山市防災会議委員</u>に報告・通報するとともに、安心メール及び防災行政無線等を活用して市民に周知するものとする。 (6) 配備検討会議 ア <u>配備検討会議</u>の目的 収集・分析した情報を共有しつつ、市としての対処方針及び所要の処置事項を決定する。 イ 構成員 <table><tr><td>市長 副市長 流山市議会事務局長 総合政策部長 総務部長 財政部長 市民生活部長 健康福祉部長 子ども家庭部長 <u>産業</u>振興部長 環境部長 土木部長 都市計画部長 都市整備部長 消防長 教育長 防災危機管理課長</td></tr></table> ウ 議長等 <u>（ア）議 長</u> <u>市長（市長不在時は副市長、市長及び副市長が共に不在時は市民生活部長）</u> <u>（イ）議事進行</u> <u>市民生活部長又は防災危機管理課長（不在時は防災危機管理課課長補佐）</u> <u>（ウ）事務局長</u> <u>防災危機管理課長（不在時は防災危機管理課課長補佐）</u> エ 場所及び配置 <u>（ア）場 所</u> <u>流山市役所第 1 庁舎庁議室</u> <u>（イ）配 置</u> <u>災害対策本部室の配置に準ずる。</u> オ 招集 配備検討会議は、議長が必要の都度招集する。また、招集の伝達は、防災危機管理課が、勤務時間中においては庁内放送等を通じて行い、勤務時間外においては携帯電話等を用いて実施	市長 副市長 流山市議会事務局長 総合政策部長 総務部長 財政部長 市民生活部長 健康福祉部長 子ども家庭部長 <u>産業</u> 振興部長 環境部長 土木部長 都市計画部長 都市整備部長 消防長 教育長 防災危機管理課長	イ 防災危機管理課長は、自ら得た情報と各課等から通報のあった情報を一元的に分析し、配備検討会議において報告する。 また、所要の内容を、庁内情報システム、千葉県防災情報システム及びメールを活用して、庁内、千葉県防災危機管理部に報告・通報するとともに、安心メール及び防災行政無線等を活用して市民に周知するものとする。 (6) 配備検討会議地震<u>※風水害については、水防本部の組織体制に準ずる。</u> ア 目的 収集・分析した情報を共有しつつ、市としての対処方針及び所要の処置事項を決定する。 イ 構成員 <table><tr><td>市長 副市長 流山市議会事務局長 総合政策部長 総務部長 財政部長 市民生活部長 健康福祉部長 子ども家庭部長 <u>経済</u>振興部長 環境部長 土木部長 都市計画部長 都市整備部長 消防長 教育長 防災危機管理課長</td></tr></table> ウ 議長等 <table><tr><td><u>議 長</u></td><td><u>市長</u></td></tr><tr><td><u>議事進行</u></td><td><u>市民生活部長又は防災危機管理課長</u></td></tr><tr><td><u>事務局長</u></td><td><u>防災危機管理課長</u></td></tr></table> エ 場所及び配置 <table><tr><td><u>場 所</u></td><td><u>流山市役所第 1 庁舎庁議室</u></td></tr><tr><td><u>配 置</u></td><td><u>災害対策本部室の配置に準ずる。</u></td></tr></table> オ 招集 配備検討会議は、議長が必要の都度招集する。また、招集の伝達は、防災危機管理課が、勤務時間中においては庁内放送等を通じて行い、勤務時間外においては携帯電話等を用いて実施	市長 副市長 流山市議会事務局長 総合政策部長 総務部長 財政部長 市民生活部長 健康福祉部長 子ども家庭部長 <u>経済</u> 振興部長 環境部長 土木部長 都市計画部長 都市整備部長 消防長 教育長 防災危機管理課長	<u>議 長</u>	<u>市長</u>	<u>議事進行</u>	<u>市民生活部長又は防災危機管理課長</u>	<u>事務局長</u>	<u>防災危機管理課長</u>	<u>場 所</u>	<u>流山市役所第 1 庁舎庁議室</u>	<u>配 置</u>	<u>災害対策本部室の配置に準ずる。</u>
市長 副市長 流山市議会事務局長 総合政策部長 総務部長 財政部長 市民生活部長 健康福祉部長 子ども家庭部長 <u>産業</u> 振興部長 環境部長 土木部長 都市計画部長 都市整備部長 消防長 教育長 防災危機管理課長														
市長 副市長 流山市議会事務局長 総合政策部長 総務部長 財政部長 市民生活部長 健康福祉部長 子ども家庭部長 <u>経済</u> 振興部長 環境部長 土木部長 都市計画部長 都市整備部長 消防長 教育長 防災危機管理課長														
<u>議 長</u>	<u>市長</u>													
<u>議事進行</u>	<u>市民生活部長又は防災危機管理課長</u>													
<u>事務局長</u>	<u>防災危機管理課長</u>													
<u>場 所</u>	<u>流山市役所第 1 庁舎庁議室</u>													
<u>配 置</u>	<u>災害対策本部室の配置に準ずる。</u>													

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）						
	する。 カ 第 1 回開催時間 <u>（ア） 課業時間内に発災した場合</u> <u>発災 1 時間後を基準</u> <u>（イ） 課業時間外に発災した場合</u> <u>発災 2 時間後を基準</u> (7) 対策の実施 各部長等は、配備検討会議での決定及び市長<u>（連絡不能時は副市長、市長及び副市長共に不在時は市民生活部長）</u>の命令・指示に基づき、必要な措置をとるものとする。 (8) 警戒配備の終了 警戒配備の終了及びその伝達等は、決定に準じて実施するものとする。	する。 カ 第 1 回開催時間 <table><tr><td><u>課業時間内に発災した場合</u></td><td><u>発災 1 時間後を基準</u></td></tr><tr><td><u>課業時間外に発災した場合</u></td><td><u>発災 2 時間後を基準</u></td></tr></table> (7) 対策の実施 各部長等は、<u>配備検討会議での決定</u>及び市長の命令・指示に基づき、必要な措置をとるものとする。 (8) 警戒配備の終了 警戒配備の終了及びその伝達等は、<u>次の基準に照らし</u>、決定に準じて実施するものとする。 <u>ア 災害が現に生じておらず、かつ、生じる恐れがないと認めるとき</u> <u>イ 災害は生じているが、その程度が、平素の態勢をもって対処することが可能であり、これが</u> <u>拡大する恐れはないと認めるとき</u> <u>ウ その他、必要なしと認めるとき</u> <u>エ 市災害対策本部に移行したとき</u>	<u>課業時間内に発災した場合</u>	<u>発災 1 時間後を基準</u>	<u>課業時間外に発災した場合</u>	<u>発災 2 時間後を基準</u>		
<u>課業時間内に発災した場合</u>	<u>発災 1 時間後を基準</u>							
<u>課業時間外に発災した場合</u>	<u>発災 2 時間後を基準</u>							
風 3-1	第 1 節 災害応急活動体制 <u>風水害等による</u>災害が発生し、又は発生するおそれがある<u>とき</u>は、速やかに市災害対策本部を設置し、全市を挙げて災害対策活動に従事する必要がある。したがって、適切な応急活動を行うため、市災害対策本部における役割分担を明らかにするとともに、その初動体制、組織及び事務分掌を定める。 第 1 災害対策本部設置前の活動体制 【市各班】 <u>風水害等による</u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、迅速な対応を図るため、市災害対策本部が設置されるまでの間は、土木部長を指揮監とし、河川課が中心となり、次の配備基準に定める基準に基づき、準備配備又は注意配備、警戒配備の体制により災害応急活動を行うものとする。 表 3-1-1 災害対策本部設置前の配備基準 <table><tr><th>配備体制</th><th>配備基準</th><th>備考 (水防計画)</th></tr><tr><td>準備配備</td><td>ア 流山市域に次の注意報等の 1 以上が発表もしくは伝達され、土木部長、市民生活部長及び消防長が協議し、必要と認めたとき (ア)気象業務法に基づく予報 a. 大雨注意報 (イ)水防団待機水位（江戸川）</td><td>水防準備体制</td></tr></table>	配備体制	配備基準	備考 (水防計画)	準備配備	ア 流山市域に次の注意報等の 1 以上が発表もしくは伝達され、土木部長、市民生活部長及び消防長が協議し、必要と認めたとき (ア)気象業務法に基づく予報 a. 大雨注意報 (イ)水防団待機水位（江戸川）	水防準備体制	
配備体制	配備基準	備考 (水防計画)						
準備配備	ア 流山市域に次の注意報等の 1 以上が発表もしくは伝達され、土木部長、市民生活部長及び消防長が協議し、必要と認めたとき (ア)気象業務法に基づく予報 a. 大雨注意報 (イ)水防団待機水位（江戸川）	水防準備体制						

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）			修正案（平成 28 年度修正）
		注意配備	ア 流山市域に次の注意報等の 1 以上が発表もしくは伝達され、土木部長、市民生活部長及び消防長が協議し、必要と認めたとき (ア) 気象業務法に基づく予報 a. 大雨注意報 b. 洪水注意報 (イ) 水防法（第 10 条の 2）に基づく予報 a. 江戸川はん濫注意情報	水防注意体制
		警戒配備	ア 流山市域に次の警報の 1 以上が発表され、市長が必要と認めたとき (ア) 気象業務法に基づく予報 a. 大雨警報 b. 暴風警報 c. 洪水警報 (イ) 水防法（第 10 条の 2）に基づく予報 a. 江戸川はん濫警戒情報 イ 集中豪雨等により被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。	水防警戒体制 水防本部設置
		(非常配備) 災害対策本部 の設置	ア 水防法（第 10 条の 2）に基づく予報のうち、江戸川河川氾らん危険情報が発表されたとき イ 風水害等による局地災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるとき ウ 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助を適用する災害が生じたとき	水防本部を廃止し、災害対策本部へ移行
	1 準備配備 (1) 準備配備の基準 ア 準備配備を実施する基準 流山市域に次の注意報等の 1 以上が発表もしくは伝達され、土木部長、市民生活部長及び消防長が協議し、必要と認めたとき (ア) 気象業務法に基づく予報 a. 大雨注意報 (イ) 水防団待機水位（江戸川）洪水注意報 イ 準備配備を終了する基準 (ア) 災害が現に生じておらず、かつ、生じる恐れがないと認めるとき (イ) 災害は生じているが、その程度が、平素の態勢をもって対処することが可能であり、これが拡大する恐れは無いと認めるとき (ウ) その他、必要なしと認めるとき ウ 準備配備における配備人員の基準 (ア) 防災危機管理課の全職員 (イ) 河川課、道路管理課、消防防災課の課長及び職員数名 (ウ) 各課長等が予め指名する職員（1 名基準）			

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	<u>（エ） 災害の発生その他の状況により必要と認める範囲</u> <u>(2) 準備配備の決定</u> ア 流山市域及び隣接市域に次の注意報等の 1 以上が発表もしくは伝達され、土木部長、市民生活部長及び消防長が協議し、必要と認めたとき ア 河川課長<u>（不在時は河川課長補佐）</u>及び防災危機管理課長<u>（不在時は防災危機管理課課長補佐）</u>は、準備配備を実施する基準に照らして、準備配備の必要があると判断した場合は、土木部長、市民生活部長及び消防長に、所要の意見を具申するものとする。 イ 上記意見具申を受けて、土木部長、市民生活部長及び消防長は協議して準備配備を決定し、河川課長<u>（不在時は河川課長補佐）</u>及び防災危機管理課長<u>（不在時は防災危機管理課課長補佐）</u>に対して所要の指示をする。 <u>(3) 準備配備の伝達等</u> ア 防災危機管理課長<u>（不在時は防災危機管理課課長補佐）</u>は、準備配備の決定及び市長の指示等を、課業時間内は庁内放送及び庁内情報システムにより、課業時間外はメール及び電話により、各部長等に伝達するとともに、千葉県防災危機管理部、流山警察署警備課及び自衛隊需品学校企画室に報告・通報するものとする。 イ 各部長等は、準備配備の決定及び市長の指示等の伝達を受けた場合は、各課長等に対して、その旨を伝達するとともに、所要の指示をするものとする。 ウ 防災危機管理課長<u>（不在時は防災危機管理課課長補佐）</u>と秘書広報課長<u>（不在時は秘書広報課課長補佐）</u>は相互に協力し、防災行政無線、安心メール及び報道機関を通じて、準備配備の決定及びその他必要な事項を市民に広報するものとする。 <u>(4) 職員の参集</u> ア 各課長等は、準備配備決定の伝達を受けた場合は、予め指定した職員を参集させ、所要の指示をするものとする。この際、予め指定した職員が参集出来ない可能性がある場合は、他の職員を参集させるものとする。 イ 予め指定された職員は、報道等によって、準備配備基準に該当する災害情報を覚知した場合及び課長等から参集を命ぜられた場合は、速やかに参集し、所要の業務に従事するものとする。 <u>(5) 情報の収集及び分析</u> ア 各課長等<u>（不在時は各課長等補佐）</u>は、被災状況等に関する情報を収集し、防災危機管理課に通報するものとする。 イ 河川課長<u>（不在時は河川課長補佐）</u>及び防災危機管理課長<u>（不在時は防災危機管理課課長補佐）</u>は、自ら得た情報と各課等から通報のあった情報を一元的に分析し、所要の内容を、庁内情報システム、千葉県防災情報システム及びメールを活用して、庁内、千葉県防災危機管理部、流山警察署警備課、陸上自衛隊需品学校企画室等に報告・通報するとともに、安心メール及び防災行政無線等を活用して市民に周知するものとする。 <u>(6) 準備配備の終了</u> 準備配備の終了及びその伝達等は、決定に準じて実施するものとする。	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	2 注意配備 (1) 注意配備の基準 ア 注意配備を実施する基準 <u>流山市域に次の注意報等の 1 以上が発表もしくは伝達され、土木部長、市民生活部長及び消防長が協議し、必要と認めたとき</u> <u>(ア) 気象業務法に基づく予報</u> <u>a. 大雨注意報</u> <u>b. 洪水注意報</u> <u>(イ) 水防法（第 10 条の 2）に基づく予報</u> <u>a. 江戸川はん濫注意情報</u> イ 注意配備を終了する基準 <u>(ア) 災害が現に生じておらず、かつ、生じる恐れがないと認めるとき</u> <u>(イ) 災害は生じているが、その程度が、平素の態勢をもって対処することが可能であり、これが拡大する恐れは無いと認めるとき</u> <u>(ウ) その他、必要なしと認めるとき</u> ウ 注意配備における配備人員の基準 <u>(ア) 防災危機管理課の全職員</u> <u>(イ) 河川課、道路管理課、消防防災課、道路建設課、下水道業務課、下水道建設課の課長及び職員数名</u> <u>(ウ) 各課長等が予め指名する職員（1 名基準）</u> <u>(エ) 災害の発生その他の状況により必要と認める範囲</u> (2) 注意配備の決定 ア 河川課長 <u>（不在時は河川課長補佐）</u> 及び防災危機管理課長 <u>（不在時は防災危機管理課課長補佐）</u> は、注意配備を実施する基準に照らして、注意配備の必要があると判断した場合は、土木部長、市民生活部長及び消防長に、所要の意見を具申するものとする。 イ 上記意見具申を受けて、土木部長、市民生活部長及び消防長は協議して注意配備を決定し、河川課長 <u>（不在時は河川課長補佐）</u> 及び防災危機管理課長 <u>（不在時は防災危機管理課課長補佐）</u> に対して所要の指示をする。 (3) 注意配備の伝達等 ア 防災危機管理課長 <u>（不在時は防災危機管理課課長補佐）</u> は、注意配備の決定及び市長の指示等を、課業時間内は庁内放送及び庁内情報システムにより、課業時間外はメール及び電話により、各部長等に伝達するとともに、千葉県防災危機管理部、流山警察署警備課及び自衛隊需品学校企画室に報告・通報するものとする。 イ 各部長等は、<u>注意配備の決定及び市長の指示等の伝達を受けた場合は、</u>各課長等に対して、<u>その旨を</u>伝達するとともに、所要の指示をするものとする。 ウ 防災危機管理課長 <u>（不在時は防災危機管理課課長補佐）</u> と秘書広報課長 <u>（不在時は秘書広報課課長補佐）</u> は相互に協力し、防災行政無線、安心メール及び報道機関を通じて、注意配備の決定及びその他必要な事項を市民に広報するものとする。	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	(4) 職員の参集 ア 各課長等は、注意配備決定の伝達を受けた場合は、予め指定した職員を参集させ、所要の指示をするものとする。この際、予め指定した職員が参集出来ない可能性がある場合は、他の職員を参集させるものとする。 イ 予め指定された職員は、報道等によって、注意配備基準に該当する災害情報を覚知した場合及び課長等から参集を命ぜられた場合は、速やかに参集し、所要の業務に従事するものとする。 (5) 情報の収集及び分析 ア 各課長等 <u>（不在時は各課長等補佐）</u> は、被災状況等に関する情報を収集し、防災危機管理課に通報するものとする。 イ 河川課長 <u>（不在時は河川課長補佐）</u> 及び防災危機管理課長 <u>（不在時は防災危機管理課課長補佐）</u> は、自ら得た情報と各課等から通報のあった情報を一元的に分析し、所要の内容を、庁内情報システム、千葉県防災情報システム及びメールを活用して、庁内、千葉県防災危機管理部、流山警察署警備課、陸上自衛隊需品学校企画室等に報告・通報するとともに、安心メール及び防災行政無線等を活用して市民に周知するものとする。 (6) 注意配備の終了 注意配備の終了及びその伝達等は、決定に準じて実施するものとする。 3 警戒配備（水防本部の設置） (1) 警戒配備の基準 <u>ア 警戒配備を実施する基準</u> <u>流山市域に次の警報の 1 以上が発表され、市長が必要と認めたとき</u> <u>(ア) 気象業務法に基づく予報</u> <u>a. 大雨警報</u> <u>b. 暴風警報</u> <u>c. 洪水警報</u> <u>(イ) 水防法（第 10 条の 2）に基づく予報</u> <u>a. 江戸川はん濫警戒情報</u> <u>(ウ) 集中豪雨等により被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき</u> <u>イ 警戒配備を終了する基準</u> <u>(ア) 災害が現に生じておらず、かつ、生じる恐れがないと認めるとき</u> <u>(イ) 災害は生じているが、その程度が、平素の態勢をもって対処することが可能であり、これが拡大する恐れは無いと認めるとき</u> <u>(ウ) その他、必要なしと認めるとき</u> <u>ウ 警戒配備における配備人員の基準</u> <u>(ア) 防災危機管理課の全職員</u> <u>(イ) 水防本部の本部員、全班長のほか、各班長が定めた所属職員（1/4 基準）、各公共施設の管理者</u> <u>(ウ) 災害の発生その他の状況により必要と認める範囲</u>	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	(2) 警戒配備の決定 ア 河川課長（不在時は河川課長補佐）及び防災危機管理課長（不在時は防災危機管理課課長補佐）は、警戒配備を実施する基準に照らして、警戒配備の必要があると判断した場合は、土木部長、市民生活部長及び副市長の指示を受け、状況により、直接、市長（連絡不能時は副市長、市長及び副市長が共に連絡不能時は土木部長）に、所要の意見を具申するものとする。 イ 市長（連絡不能時は副市長、市長及び副市長が共に連絡不能時は土木部長）は、自らの判断又は上記意見具申を受けて、警戒配備及び水防本部の設置を決定し、河川課長（不在時は河川課長補佐）及び防災危機管理課長（不在時は防災危機管理課課長補佐）に対して所要の指示をする。 (3) 警戒配備の伝達等 ア 防災危機管理課長（不在時は防災危機管理課課長補佐）は、警戒配備の決定及び市長の指示等を、課業時間内は庁内放送及び庁内情報システムにより、課業時間外はメール及び電話により、各部長等に伝達するとともに、千葉県防災危機管理部及び流山市防災会議委員に報告・通報するものとする。 イ 各部長等は、警戒配備の決定及び市長の指示等の伝達を受けた場合は、各課長等に対して、その旨を伝達するとともに、所要の指示をするものとする。 ウ 防災危機管理課長（不在時は防災危機管理課課長補佐）と秘書広報課長（不在時は秘書広報課課長補佐）は相互に協力し、防災行政無線、安心メール、広報車等及び報道機関を通じて、警戒配備の決定及びその他必要な事項を市民に広報するものとする。 (4) 職員の参集 ア 各課長等は、警戒配備決定の伝達を受けた場合は、予め指定した職員を参集させ、所要の指示をするものとする。この際、予め指定した職員が参集出来ない可能性がある場合は、他の職員を参集させるものとする。 イ 予め指定された職員は、報道等によって、警戒配備基準に該当する災害情報を覚知した場合及び課長等から参集を命ぜられた場合は、速やかに参集し、所要の業務（水防本部の事務等については、本章第 3 節「第 3 水防活動」を参照。）に従事するものとする。 (5) 情報の収集及び分析 ア 各課長等（不在時は各課長等補佐）は、被災状況等に関する情報を収集し、防災危機管理課に通報するものとする。 イ 防災危機管理課長（不在時は防災危機管理課課長補佐）は、自ら得た情報と各課等から通報のあった情報を一元的に分析し、配備検討会議において報告する。 また、所要の内容を、庁内情報システム、千葉県防災情報システム及びメールを活用して、庁内、千葉県防災危機管理部、流山市防災会議委員に報告・通報するとともに、安心メール及び防災行政無線等を活用して市民に周知するものとする。 (6) 対策の実施 各部長等は、市長（連絡不能時は副市長、市長及び副市長共に不在時は土木部長）の命令・指示に基づき、必要な措置をとるものとする。 (7) 警戒配備の終了	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	警戒配備の終了及びその伝達等は、決定に準じて実施するものとする。	
地 3-5	第 2 指定行政機関等の活動体制 <u>【災対本部事務局・河川班・各班】</u> <u>本市域に地震災害が発生した場合、指定行政機関及び指定地方公共機関においては、それぞれの防災計画に基づき、本市や他機関との情報交換を行って自らの応急対策あるいは他機関と連携をとった応急対策の実施体制をとり、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等を行うものとする。</u> <u>防災関係機関は、市に災害対策本部が設置された場合、その通知を受けて市災害対策本部の関係する各部、各班との連携を確保するとともに、機関相互の連携に努めるものとする。</u>	※「第 3 国、県及び防災関係機関の活動体制」に移動
風 3-7	第 2 指定行政機関等の活動体制 <u>【河川班・災対本部事務局・各班】</u> <u>本市域に風水害等の災害が発生した場合、指定行政機関及び指定地方公共機関においては、それぞれの防災計画に基づき、本市や他機関との情報交換を行って自らの応急対策あるいは他機関と連携をとった応急対策の実施体制をとり、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等を行うものとする。</u> <u>防災関係機関は、市に災害対策本部が設置された場合、その通知を受けて市災害対策本部の関係する各部、各班との連携を確保するとともに、機関相互の連携に努めるものとする。</u>	
地 3-6	第 3 市災害対策本部と国、県及び防災関係機関との連携 <u>【災対本部事務局・全職員】</u> 市は、市域で<u>地震</u>災害が発生した場合、民間団体、住民等も含め一致協力して災害の拡大防止と被災者の救援・救護に努め、被害の拡大を最小限に止める必要がある。このため市は、防災対策の中核機関として市災害対策本部を速やかに設置し、防災業務の遂行にあたるものとする。 <u>なお、市災害対策本部は、災害対策基本法第 23 条第 1 項の規定に基づき、本市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、流山市災害対策本部条例（昭和 37 年条例第 19 号）に基づき設置するものである。</u> 1 市災害対策本部の基準 (1) 市対策本部を設置する基準 <u>ア 市内で震度 5 強以上を記録したとき</u> <u>イ 東海地震警戒宣言が発令（東海地震予知情報が発表）されたとき</u> <u>ウ 災害の発生その他の状況により必要と認めるとき</u> (2) 市対策本部を廃止する基準 <u>ア 災害応急対策が概ね完了したとき</u> <u>イ その他市災害対策本部長（以下「本部長」という。）が必要なしと認めたとき</u>	第 2 市災害対策本部 <u>【災対本部事務局・全職員】</u> 市は、市域で<u>災害</u>が発生した場合、<u>国、県及び防災関係機関と連携し、また、</u>民間団体、住民等も含め一致協力して災害の拡大防止と被災者の救援・救護に努め、被害の拡大を最小限に止める必要がある。このため市は、防災対策の中核機関として市災害対策本部を速やかに設置し、防災業務の遂行にあたるものとする。

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）																																																																																
	(3) 市対策本部設置時における配備基準 地震の規模等に応じ、表 3-1-1 を基準として、第 1 配備～第 3 配備を実施する。 表 3-1-1 配備基準 <table><tr><th colspan="2">体 制 区 分</th><th>配 備 基 準</th><th>配 備 人 員</th></tr><tr><td rowspan="3">市災害対策本部設置後 〔非常配備〕</td><td>第 1 配備</td><td>ア 市内で震度 5 強を記録したとき イ 東海地震予知情報（警戒宣言）が発令されたとき ウ その他の状況により本部長が必要と認めるとき</td><td>本部員、全班長のほか、各班長が定めた所属職員の概ね 1/3</td></tr><tr><td>第 2 配備</td><td>ア 市内で震度 6 弱を記録したとき イ その他の状況により本部長が必要と認めるとき</td><td>本部員、全班長及び副班長のほか、各班長が定めた所属職員の概ね 2/3</td></tr><tr><td>第 3 配備</td><td>ア 市内で震度 6 強以上を記録したとき イ その他の状況により本部長が必要と認めるとき</td><td>全 職 員</td></tr></table> 表 3-1-2 配備要員数 <table><tr><th>部</th><th>班</th><th>担 当 課</th><th>第 1 配備</th><th>第 2 配備</th><th>第 3 配備</th></tr><tr><td>災対本部事務局</td><td></td><td>防災危機管理課 河川課（風水害時のみ）</td><td colspan="3">全 員</td></tr><tr><td rowspan="10">総務部</td><td rowspan="6">秘書広報班</td><td>秘書広報課 企画政策課 マーケティング課 誘致推進課 行政改革推進課 工事検査室</td><td rowspan="18">各 1/3 の職員</td><td rowspan="18">各 2/3 の職員</td><td rowspan="18">全 員</td></tr><tr><td>総務課</td></tr><tr><td>人材育成課</td></tr><tr><td>財政調整課</td></tr><tr><td>財産活用課</td></tr><tr><td>会計課</td></tr><tr><td rowspan="2">情報収集班</td><td>税制課 市民税課 資産税課</td></tr><tr><td>議会事務局</td></tr><tr><td>総務協力班</td><td>社会福祉課</td></tr><tr><td>救援庶務班</td><td>コミュニティ課 市民課 高齢者生きがい推進課 介護支援課 障害者支援課 子ども家庭課 保育課</td></tr><tr><td rowspan="8">救援部</td><td rowspan="3">避難誘導救援班</td><td>健康増進課 国保年金課</td></tr><tr><td>商工課</td></tr><tr><td>農政課 農業委員会事務局</td></tr><tr><td rowspan="2">救護班</td><td>環境政策課 リサイクル推進課 クリーン推進課</td></tr><tr><td></td></tr><tr><td rowspan="2">物資輸送班</td><td></td></tr><tr><td></td></tr><tr><td>防疫衛生班</td><td></td></tr></table>	体 制 区 分		配 備 基 準	配 備 人 員	市災害対策本部設置後 〔非常配備〕	第 1 配備	ア 市内で震度 5 強を記録したとき イ 東海地震予知情報（警戒宣言）が発令されたとき ウ その他の状況により本部長が必要と認めるとき	本部員、全班長のほか、各班長が定めた所属職員の概ね 1/3	第 2 配備	ア 市内で震度 6 弱を記録したとき イ その他の状況により本部長が必要と認めるとき	本部員、全班長及び副班長のほか、各班長が定めた所属職員の概ね 2/3	第 3 配備	ア 市内で震度 6 強以上を記録したとき イ その他の状況により本部長が必要と認めるとき	全 職 員	部	班	担 当 課	第 1 配備	第 2 配備	第 3 配備	災対本部事務局		防災危機管理課 河川課（風水害時のみ）	全 員			総務部	秘書広報班	秘書広報課 企画政策課 マーケティング課 誘致推進課 行政改革推進課 工事検査室	各 1/3 の職員	各 2/3 の職員	全 員	総務課	人材育成課	財政調整課	財産活用課	会計課	情報収集班	税制課 市民税課 資産税課	議会事務局	総務協力班	社会福祉課	救援庶務班	コミュニティ課 市民課 高齢者生きがい推進課 介護支援課 障害者支援課 子ども家庭課 保育課	救援部	避難誘導救援班	健康増進課 国保年金課	商工課	農政課 農業委員会事務局	救護班	環境政策課 リサイクル推進課 クリーン推進課		物資輸送班			防疫衛生班		市災害対策本部の配備基準は以下のとおりとする。 表 3-1-2 配備基準 <table><tr><th colspan="2">体 制 区 分</th><th>配 備 基 準</th><th>配 備 人 員</th></tr><tr><td rowspan="3">市災害対策本部 〔非常配備〕</td><td>第 1 配備</td><td>ア 市内で震度 5 強を記録したとき 地震 イ 東海地震予知情報（警戒宣言）が発令されたとき 地震 ウ 局地災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたとき エ その他の状況により本部長が必要と認めるとき</td><td>本部員 全班長 各班長が定めた所属職員の概ね 1/3</td></tr><tr><td>第 2 配備</td><td>ア 市内で震度 6 弱を記録したとき 地震 イ 大規模な災害が発生したとき ウ 市全域にわたり大規模な災害が発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めたとき エ その他の状況により本部長が必要と認めるとき</td><td>本部員 全班長及び副班長 各班長が定めた所属職員の概ね 2/3</td></tr><tr><td>第 3 配備</td><td>ア 市内で震度 6 強以上を記録したとき 地震 イ 市全域にわたり大規模な災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき ウ 災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)による救助を適用する災害が生じたとき エ その他の状況により本部長が必要と認めるとき</td><td>全 職 員</td></tr></table> 注）消防部については、消防本部が定める計画による。 なお、市災害対策本部において、次の職の者の連絡不能等による職務の代行順位は以下のとおりとする。 <table><tr><th>職 名</th><th>第 1 順位</th><th>第 2 順位</th></tr><tr><td>市長</td><td>副市長</td><td>市民生活部長</td></tr><tr><td>各課長</td><td>各課課長補佐</td><td>二</td></tr></table> 《災害対策基本法第 23 条の 2、流山市災害対策本部条例（資料 9）》	体 制 区 分		配 備 基 準	配 備 人 員	市災害対策本部 〔非常配備〕	第 1 配備	ア 市内で震度 5 強を記録したとき 地震 イ 東海地震予知情報（警戒宣言）が発令されたとき 地震 ウ 局地災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたとき エ その他の状況により本部長が必要と認めるとき	本部員 全班長 各班長が定めた所属職員の概ね 1/3	第 2 配備	ア 市内で震度 6 弱を記録したとき 地震 イ 大規模な災害が発生したとき ウ 市全域にわたり大規模な災害が発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めたとき エ その他の状況により本部長が必要と認めるとき	本部員 全班長及び副班長 各班長が定めた所属職員の概ね 2/3	第 3 配備	ア 市内で震度 6 強以上を記録したとき 地震 イ 市全域にわたり大規模な災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき ウ 災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)による救助を適用する災害が生じたとき エ その他の状況により本部長が必要と認めるとき	全 職 員	職 名	第 1 順位	第 2 順位	市長	副市長	市民生活部長	各課長	各課課長補佐	二
体 制 区 分		配 備 基 準	配 備 人 員																																																																															
市災害対策本部設置後 〔非常配備〕	第 1 配備	ア 市内で震度 5 強を記録したとき イ 東海地震予知情報（警戒宣言）が発令されたとき ウ その他の状況により本部長が必要と認めるとき	本部員、全班長のほか、各班長が定めた所属職員の概ね 1/3																																																																															
	第 2 配備	ア 市内で震度 6 弱を記録したとき イ その他の状況により本部長が必要と認めるとき	本部員、全班長及び副班長のほか、各班長が定めた所属職員の概ね 2/3																																																																															
	第 3 配備	ア 市内で震度 6 強以上を記録したとき イ その他の状況により本部長が必要と認めるとき	全 職 員																																																																															
部	班	担 当 課	第 1 配備	第 2 配備	第 3 配備																																																																													
災対本部事務局		防災危機管理課 河川課（風水害時のみ）	全 員																																																																															
総務部	秘書広報班	秘書広報課 企画政策課 マーケティング課 誘致推進課 行政改革推進課 工事検査室	各 1/3 の職員	各 2/3 の職員	全 員																																																																													
		総務課																																																																																
		人材育成課																																																																																
		財政調整課																																																																																
		財産活用課																																																																																
		会計課																																																																																
	情報収集班	税制課 市民税課 資産税課																																																																																
		議会事務局																																																																																
	総務協力班	社会福祉課																																																																																
	救援庶務班	コミュニティ課 市民課 高齢者生きがい推進課 介護支援課 障害者支援課 子ども家庭課 保育課																																																																																
救援部	避難誘導救援班	健康増進課 国保年金課																																																																																
		商工課																																																																																
		農政課 農業委員会事務局																																																																																
	救護班	環境政策課 リサイクル推進課 クリーン推進課																																																																																
	物資輸送班																																																																																	
	防疫衛生班																																																																																	
体 制 区 分		配 備 基 準	配 備 人 員																																																																															
市災害対策本部 〔非常配備〕	第 1 配備	ア 市内で震度 5 強を記録したとき 地震 イ 東海地震予知情報（警戒宣言）が発令されたとき 地震 ウ 局地災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたとき エ その他の状況により本部長が必要と認めるとき	本部員 全班長 各班長が定めた所属職員の概ね 1/3																																																																															
	第 2 配備	ア 市内で震度 6 弱を記録したとき 地震 イ 大規模な災害が発生したとき ウ 市全域にわたり大規模な災害が発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めたとき エ その他の状況により本部長が必要と認めるとき	本部員 全班長及び副班長 各班長が定めた所属職員の概ね 2/3																																																																															
	第 3 配備	ア 市内で震度 6 強以上を記録したとき 地震 イ 市全域にわたり大規模な災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき ウ 災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)による救助を適用する災害が生じたとき エ その他の状況により本部長が必要と認めるとき	全 職 員																																																																															
職 名	第 1 順位	第 2 順位																																																																																
市長	副市長	市民生活部長																																																																																
各課長	各課課長補佐	二																																																																																

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）							修正案（平成 28 年度修正）
			救援協力班	選挙管理委員会事務局				
			建設庶務班	監査委員事務局				
			道路班	道路管理課				
				道路建設課				
				下水道建設課				
			河川班	下水道業務課				
				河川課				
		建設部		都市計画課				
			都市計画班	建築住宅課				
				宅地課				
				まちづくり推進課				
			都市整備班	西平井・鱒ヶ崎地区				
				区画整理事務所				
				みどりの課				
				教育総務課				
		教育部	教育庶務班	学校教育課				
			学校教育班	指導課				
				生涯学習課				
			生涯学習班	公民館				
				図書・博物館				
			水道庶務班	経營業務課				
		水道部	給水工務班	工務課				
	<u>注）消防部については、消防本部が定める計画による。</u>							
	2 災害対策本部設置の決定							
	<u>ア 市内で震度 5 強以上を記録したとき及び東海地震警戒宣言が発令（東海地震予知情報が発表）されたときは、その時点をもって、自動的に災害対策本部の設置を決定したものとする。</u>							1 市災害対策本部の決定 <u>市は、以下の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害対策本部を設置する。設置基準は次のとおりとする。</u> <u>ア 市内で震度 5 強以上を記録したとき【自動決定】</u> 地震 <u>イ 東海地震警戒宣言が発令（東海地震予知情報が発表）されたとき【自動決定】</u> 地震 <u>ウ 市域に特別警報（大雨、暴風、暴雪雨、大雪）が発表され、市長が必要と認めたとき</u> 風水 <u>エ 水防法（第 10 条の 2）に基づく予報のうち、江戸川河川氾らん危険情報が発表されたとき</u> 風水 <u>オ 風水害等による局地災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるとき</u> 風水 <u>カ 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助を適用する災害が生じたとき</u> <u>キ 災害の発生その他の状況により必要と認めるとき</u> <u>（ア） 防災危機管理課長及び河川課長（風水害のみ）は、上記の基準に照らして、災害対策本部設置の必要があると判断した場合は、市民生活部長及び副市長の指示を受け、状況により、直接、市長に、所要の意見を具申するものとする。</u> <u>（イ） 市長は、自らの判断又は上記意見具申を受けて、対策本部の設置を決定し、防災危機管理課長及び河川課長（風水害のみ）に対して所要の指示をする。</u>
	<u>イ 上記以外において、防災危機管理課長（不在時は防災危機管理課課長補佐）は、災害対策本部を設置する基準に照らして、災害対策本部設置の必要があると判断した場合は、市民生活部長及び副市長の指示を受け、状況により、直接、市長（連絡不能時は副市長、市長及び副市長が共に連絡不能時は市民生活部長）に、所要の意見を具申するものとする。</u> <u>ウ 市長（連絡不能時は副市長、市長及び副市長が共に連絡不能時は市民生活部長）は、自らの判断又は上記意見具申を受けて、対策本部の設置を決定し、防災危機管理課長（不在時は防災危機管理課課長補佐）に対して所要の指示をする。</u>							

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）																												
風 3-8	第 3 市災害対策本部と国、県及び防災関係機関との連携 【災対本部事務局・全職員】 市は、市域で災害が発生した場合、民間団体、住民等も含め一致協力して災害の拡大防止と被災者の救援・救護に努め、被害の拡大を最小限に止める必要がある。このため市は、防災対策の中核機関として市災害対策本部を速やかに設置し、防災業務の遂行にあたるものとする。 なお、市災害対策本部は、災害対策基本法第 23 条第 1 項の規定に基づき、本市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、流山市災害対策本部条例（昭和 37 年条例第 19 号）に基づき設置するものである。 1 市災害対策本部の基準 (1) 市対策本部を設置する基準 ア 水防法（第 10 条の 2）に基づく予報のうち、江戸川河川氾らん危険情報が発表されたとき イ 風水害等による局地災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるとき ウ 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助を適用する災害が生じたとき (2) 市対策本部を廃止する基準 ア 災害応急対策が概ね完了したとき イ その他市災害対策本部長（以下「本部長」という。）が必要なしと認めたとき (3) 市対策本部設置時における配備基準 災害の規模等に応じ、次を基準として、第 1 配備～第 3 配備を実施する。 表 3-1-2 配備基準 <table><tr><th colspan="2">体 制 区 分</th><th>配 備 基 準</th><th>配 備 人 員</th></tr><tr><td rowspan="3">市災害対策本部設置後 〔非常配備〕</td><td>第 1 配備</td><td>ア 局地災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたとき</td><td>本部員、全班長のほか、各班長が定めた所属職員の概ね 1/3</td></tr><tr><td>第 2 配備</td><td>ア 大規模な災害が発生したとき イ 市全域にわたり大規模な災害が発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めたとき</td><td>本部員、全班長及び副班長のほか、各班長が定めた所属職員の概ね 2/3</td></tr><tr><td>第 3 配備</td><td>ア 市全域にわたり大規模な災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき イ 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助を適用する災害が生じたとき</td><td>全 職 員</td></tr></table> 表 3-1-3 配備要員数 <table><tr><th>部</th><th>班</th><th>担 当 課</th><th>第 1 配備</th><th>第 2 配備</th><th>第 3 配備</th></tr><tr><td>災対本部事務局</td><td rowspan="2"></td><td>防災危機管理課</td><td colspan="3" rowspan="2">全 員</td></tr><tr><td></td><td>河川課（風水害時のみ）</td></tr></table>	体 制 区 分		配 備 基 準	配 備 人 員	市災害対策本部設置後 〔非常配備〕	第 1 配備	ア 局地災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたとき	本部員、全班長のほか、各班長が定めた所属職員の概ね 1/3	第 2 配備	ア 大規模な災害が発生したとき イ 市全域にわたり大規模な災害が発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めたとき	本部員、全班長及び副班長のほか、各班長が定めた所属職員の概ね 2/3	第 3 配備	ア 市全域にわたり大規模な災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき イ 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助を適用する災害が生じたとき	全 職 員	部	班	担 当 課	第 1 配備	第 2 配備	第 3 配備	災対本部事務局		防災危機管理課	全 員				河川課（風水害時のみ）	
体 制 区 分		配 備 基 準	配 備 人 員																											
市災害対策本部設置後 〔非常配備〕	第 1 配備	ア 局地災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたとき	本部員、全班長のほか、各班長が定めた所属職員の概ね 1/3																											
	第 2 配備	ア 大規模な災害が発生したとき イ 市全域にわたり大規模な災害が発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めたとき	本部員、全班長及び副班長のほか、各班長が定めた所属職員の概ね 2/3																											
	第 3 配備	ア 市全域にわたり大規模な災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき イ 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助を適用する災害が生じたとき	全 職 員																											
部	班	担 当 課	第 1 配備	第 2 配備	第 3 配備																									
災対本部事務局		防災危機管理課	全 員																											
		河川課（風水害時のみ）																												

流山市地域防災計画新旧対照表

頁		現行（平成 24 年度修正）					修正案（平成 28 年度修正）											
		<u>総務部</u>	<u>秘書広報班</u>	<u>秘書広報課</u>														
				<u>企画政策課</u>														
				<u>マーケティング課</u>														
				<u>誘致推進課</u>														
				<u>行政改革推進課</u>														
				<u>工事検査室</u>														
			<u>総務班</u>	<u>総務課</u>														
				<u>人材育成課</u>														
			<u>財務会計班</u>								<u>財政調整課</u>							
											<u>財産活用課</u>							
											<u>会計課</u>							
			<u>情報収集班</u>								<u>税制課</u>							
		<u>市民税課</u>																
		<u>資産税課</u>																
		<u>総務協力班</u>		<u>議会事務局</u>														
				<u>社会福祉課</u>														
		<u>救援部</u>	<u>救援庶務班</u>	<u>コミュニティ課</u>														
				<u>市民課</u>														
			<u>避難誘導救援班</u>	<u>高齢者生きがい推進課</u>														
				<u>介護支援課</u>														
				<u>障害者支援課</u>														
				<u>子ども家庭課</u>														
				<u>保育課</u>														
				<u>健康増進課</u>														
				<u>国保年金課</u>														
			<u>物資輸送班</u>								<u>商工課</u>							
											<u>農政課</u>							
											<u>農業委員会事務局</u>							
		<u>防疫衛生班</u>		<u>環境政策課</u>														
				<u>リサイクル推進課</u>														
				<u>クリーン推進課</u>														
		<u>救援協力班</u>		<u>選挙管理委員会事務局</u>														
				<u>監査委員事務局</u>														
		<u>建設部</u>	<u>建設庶務班</u>	<u>道路管理課</u>														
				<u>道路建設課</u>														
			<u>道路班</u>	<u>下水道建設課</u>														
				<u>下水道業務課</u>														
				<u>河川班</u>							<u>河川課</u>							
			<u>都市計画班</u>	<u>都市計画課</u>														
				<u>建築住宅課</u>														
				<u>宅地課</u>														
			<u>都市整備班</u>	<u>まちづくり推進課</u>														
				<u>西平井・鰯ヶ崎地区 区画整理事務所</u>														
		<u>みどりの課</u>																
		<u>教育部</u>	<u>教育庶務班</u>	<u>教育総務課</u>														
				<u>学校教育課</u>														
			<u>学校教育班</u>	<u>指導課</u>														
				<u>生涯学習課</u>														
				<u>生涯学習班</u>							<u>公民館</u>							
		<u>生涯学習班</u>		<u>図書・博物館</u>														
				<u>経營業務課</u>														
				<u>工務課</u>														
		<u>水道部</u>	<u>水道庶務班</u>															
<u>給水工務班</u>																		
<u>注）消防部については、消防本部が定める計画による。</u>																		
2 災害対策本部設置の決定																		
ア 河川課長（不在時は河川課長補佐）及び防災危機管理課長（不在時は防災危機管理課課長補佐）は、災害対策本部を設置する基準に照らして、災害対策本部設置の必要があると判断した																		

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	場合は、市民生活部長及び副市長の指示を受け、状況により、直接、市長（<u>連絡不能時は副市長、市長及び副市長が共に連絡不能時は市民生活部長</u>）に、所要の意見を具申するものとする。 イ 市長（<u>連絡不能時は副市長、市長及び副市長が共に連絡不能時は市民生活部長</u>）は、自らの判断又は上記意見具申を受けて、対策本部の設置を決定し、防災危機管理課長（<u>不在時は防災危機管理課課長補佐</u>）及び河川課長（<u>不在時は河川課長補佐</u>）に対して所要の指示をする。	
地 3-8	3 市災害対策本部の組織構成及び機能 <u>市災害対策本部の組織構成及び組織の機能は以下のとおりとする。</u> (1) 災害対策本部の組織 災害対策本部の組織は<u>図（p. 3-10）</u>による。 <u>ア 市災害対策本部長は、市長をもって市災害対策本部の事務を統括する。</u> <u>イ 市災害対策副本部長は、副市長をもって充てる。</u> <u>ウ 指揮監及び指揮監補を設け、各々、市民生活部長及び防災危機管理課長をもって充てる。</u> <u>エ 市災害対策本部員は、教育長及び水道事業の管理者並びに各部局の長（流山市部設置条例（昭和 43 年流山市条例第 5 号）第 1 条に規定する部の長、流山市水道事業の設置等に関する条例（昭和 43 年流山市条例第 19 号）第 3 条に規定する水道局の長、流山市教育委員会組織規則（平成 16 年流山市教育委員会規則第 5 号）第 12 条に規定する部の長、消防長、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長及び会計管理者をいう。以下同じ。）の職にある者、及び、その他市災害本部長が必要と認めるものをもって充てる。</u> <u>また、本部長は、災害の状況その他により必要があると認めるときは、特定の部・班に対して種別の異なる配備体制を指示する。</u> (2) 市災害対策本部事務局 ア 市災害対策本部長の補佐機関として、市災害対策本部事務局（以下「災对本部事務局」という。）を設ける。 イ 災对本部事務局長及び同次長には、各々、市民生活部長及び防災危機管理課長をもって充てる。 ウ 災对本部事務局職員は防災危機管理課の全職員及び総務課の職員 3 名をもって充てる。 (3) 連絡員 ア 市災害対策本部の情報の収集・伝達体制の確立及び市職員全体で情報共有を図るため、各班に連絡員を設けるものとする。 イ 連絡員は、各班長が指名するものをもって各班に配置し、各班で収集した情報を市災害対策本部事務局に伝達するとともに、市災害対策本部事務局で収集・整理された災害情報や活動状況等を自班の班長に伝達するものとする。 (4) 各部の分掌事務 市災害対策本部に置く部の分掌事務を、表（<u>p. 3-11～15</u>）のように定める。ただし、特例として市災害対策本部長は、災害の状況等により必要があると認めるときは、当該災害の状況等に応じた組織編成及び分掌事務を定める。	2 市災害対策本部の組織構成及び機能 (1) 災害対策本部の組織 災害対策本部の組織は<u>図 3-1-1、本部室の構成は表 3-1-2</u>による。 <u>《流山市災害対策本部条例（資料 9）、流山市災害対策本部規則（資料 10）》</u> (2) 市災害対策本部事務局 ア 市災害対策本部長（以下「本部長」という。）の補佐機関として、市災害対策本部事務局（以下「災对本部事務局」という。）を設ける。 イ 災对本部事務局長及び同次長には、各々、市民生活部長及び防災危機管理課長をもって充てる。 ウ 災对本部事務局職員は防災危機管理課の全職員及び総務課の職員 3 名をもって充てる。 (3) 連絡員 ア 市災害対策本部の情報の収集・伝達体制の確立及び市職員全体で情報共有を図るため、各班に連絡員を設けるものとする。 イ 連絡員は、各班長が指名するものをもって各班に配置し、各班で収集した情報を市災害対策本部事務局に伝達するとともに、市災害対策本部事務局で収集・整理された災害情報や活動状況等を自班の班長に伝達するものとする。 (4) 各部の分掌事務 市災害対策本部に置く部の分掌事務を、表 <u>3-1-3 (1) ～ (5)</u> のように定める。ただし、特例として市災害対策本部長は、災害の状況等により必要があると認めるときは、当該災害の状況等に応じた組織編成及び分掌事務を定める。

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	(5) 活動体制別職員配備数 <u>活動体制別の職員配備数の基準は、原則として本節第 3「1 市災害対策本部の基準」によるものとするが、各部長は災害対策状況の推移に応じて適宜職員配備数を増減し、対策の効率的運営に努めるものとする。</u> 災害対策本部 本部長：市長 副本部長：副市長 災害対策本部組織図	※移動 災害対策本部 本部長：市長 副本部長：副市長 災害対策本部組織図

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）																																																
	表 3-1-3 本部室構成 <table><tr><td rowspan="19">本部</td><td>本部長</td><td>市長</td></tr><tr><td>副本部長</td><td>副市長</td></tr><tr><td>指揮監</td><td>市民生活部長</td></tr><tr><td rowspan="16">本部員</td><td>教育長</td></tr><tr><td>水道事業管理者</td></tr><tr><td>総合政策部長</td></tr><tr><td>総務部長</td></tr><tr><td>財政部長</td></tr><tr><td>健康福祉部長</td></tr><tr><td>子ども家庭部長</td></tr><tr><td>産業振興部長</td></tr><tr><td>環境部長</td></tr><tr><td>都市計画部長</td></tr><tr><td>都市整備部長</td></tr><tr><td>土木部長</td></tr><tr><td>学校教育部長</td></tr><tr><td>生涯学習部長</td></tr><tr><td>消防長</td></tr><tr><td>その他本部長が必要と認めた者</td></tr></table>	本部	本部長	市長	副本部長	副市長	指揮監	市民生活部長	本部員	教育長	水道事業管理者	総合政策部長	総務部長	財政部長	健康福祉部長	子ども家庭部長	産業振興部長	環境部長	都市計画部長	都市整備部長	土木部長	学校教育部長	生涯学習部長	消防長	その他本部長が必要と認めた者	表 3-1-2 本部室構成 <table><tr><td rowspan="19">本部</td><td>本部長</td><td>市長</td></tr><tr><td>副本部長</td><td>副市長</td></tr><tr><td>指揮監</td><td>市民生活部長</td></tr><tr><td rowspan="16">本部員</td><td>教育長</td></tr><tr><td>上下水道事業管理者</td></tr><tr><td>総合政策部長</td></tr><tr><td>総務部長</td></tr><tr><td>財政部長</td></tr><tr><td>健康福祉部長</td></tr><tr><td>子ども家庭部長</td></tr><tr><td>経済振興部長</td></tr><tr><td>環境部長</td></tr><tr><td>都市計画部長</td></tr><tr><td>都市整備部長</td></tr><tr><td>土木部長</td></tr><tr><td>学校教育部長</td></tr><tr><td>生涯学習部長</td></tr><tr><td>消防長</td></tr><tr><td>その他本部長が必要と認めた者</td></tr></table>	本部	本部長	市長	副本部長	副市長	指揮監	市民生活部長	本部員	教育長	上下水道事業管理者	総合政策部長	総務部長	財政部長	健康福祉部長	子ども家庭部長	経済振興部長	環境部長	都市計画部長	都市整備部長	土木部長	学校教育部長	生涯学習部長	消防長	その他本部長が必要と認めた者
本部	本部長		市長																																															
	副本部長		副市長																																															
	指揮監		市民生活部長																																															
	本部員		教育長																																															
			水道事業管理者																																															
			総合政策部長																																															
			総務部長																																															
			財政部長																																															
			健康福祉部長																																															
			子ども家庭部長																																															
			産業振興部長																																															
			環境部長																																															
			都市計画部長																																															
			都市整備部長																																															
			土木部長																																															
			学校教育部長																																															
			生涯学習部長																																															
			消防長																																															
		その他本部長が必要と認めた者																																																
本部	本部長	市長																																																
	副本部長	副市長																																																
	指揮監	市民生活部長																																																
	本部員	教育長																																																
		上下水道事業管理者																																																
		総合政策部長																																																
		総務部長																																																
		財政部長																																																
		健康福祉部長																																																
		子ども家庭部長																																																
		経済振興部長																																																
		環境部長																																																
		都市計画部長																																																
		都市整備部長																																																
		土木部長																																																
		学校教育部長																																																
		生涯学習部長																																																
		消防長																																																
		その他本部長が必要と認めた者																																																
	表 3-1-4(1) 市災害対策本部の編成及び各部各班の事務分掌(1/5) <table><tr><th>本部設置時の職名</th><th>事務分掌</th></tr><tr><td>本部長：市長</td><td>災害対策本部の事務を総括する。</td></tr><tr><td>副本部長：副市長</td><td>本部長を補佐する。本部長不在時及び本部長に命ぜられた範囲で、その職務を代行する。</td></tr><tr><td>指揮監：市民生活部長（災対本部事務局長と兼務）</td><td>本部長、副本部長を補佐し、その命を受けて災害対策本部事務を掌理し、災害対策本部を代表して関係防災機関等と連絡するとともに、本部員を指揮監督する。 本部長及び副本部長が共に不在時に、本部長の職務を代行する。</td></tr><tr><td>指揮監補：防災危機管理課長（災害対策本部事務局次長と兼務）</td><td>指揮監を補佐する。 指揮監が不在時及び指揮監に命ぜられた範囲で、その職務を代行する。</td></tr></table>	本部設置時の職名	事務分掌	本部長：市長	災害対策本部の事務を総括する。	副本部長：副市長	本部長を補佐する。本部長不在時及び本部長に命ぜられた範囲で、その職務を代行する。	指揮監：市民生活部長（災対本部事務局長と兼務）	本部長、副本部長を補佐し、その命を受けて災害対策本部事務を掌理し、災害対策本部を代表して関係防災機関等と連絡するとともに、本部員を指揮監督する。 本部長及び副本部長が共に不在時に、本部長の職務を代行する。	指揮監補：防災危機管理課長（災害対策本部事務局次長と兼務）	指揮監を補佐する。 指揮監が不在時及び指揮監に命ぜられた範囲で、その職務を代行する。	表 3-1-3(1) 市災害対策本部の編成及び各部各班の事務分掌(1/5) <table><tr><th>本部設置時の職名</th><th>事務分掌</th></tr><tr><td>本部長：市長</td><td>災害対策本部の事務を総括する。</td></tr><tr><td>副本部長：副市長</td><td>本部長を補佐する。本部長不在時及び本部長に命ぜられた範囲で、その職務を代行する。</td></tr><tr><td>指揮監：市民生活部長（災対本部事務局長と兼務）</td><td>本部長、副本部長を補佐し、その命を受けて災害対策本部事務を掌理し、災害対策本部を代表して関係防災機関等と連絡するとともに、本部員を指揮監督する。 本部長及び副本部長が共に不在時に、本部長の職務を代行する。</td></tr><tr><td>指揮監補：防災危機管理課長（災害対策本部事務局次長と兼務）</td><td>指揮監を補佐する。 指揮監が不在時及び指揮監に命ぜられた範囲で、その職務を代行する。</td></tr></table>	本部設置時の職名	事務分掌	本部長：市長	災害対策本部の事務を総括する。	副本部長：副市長	本部長を補佐する。本部長不在時及び本部長に命ぜられた範囲で、その職務を代行する。	指揮監：市民生活部長（災対本部事務局長と兼務）	本部長、副本部長を補佐し、その命を受けて災害対策本部事務を掌理し、災害対策本部を代表して関係防災機関等と連絡するとともに、本部員を指揮監督する。 本部長及び副本部長が共に不在時に、本部長の職務を代行する。	指揮監補：防災危機管理課長（災害対策本部事務局次長と兼務）	指揮監を補佐する。 指揮監が不在時及び指揮監に命ぜられた範囲で、その職務を代行する。																												
本部設置時の職名	事務分掌																																																	
本部長：市長	災害対策本部の事務を総括する。																																																	
副本部長：副市長	本部長を補佐する。本部長不在時及び本部長に命ぜられた範囲で、その職務を代行する。																																																	
指揮監：市民生活部長（災対本部事務局長と兼務）	本部長、副本部長を補佐し、その命を受けて災害対策本部事務を掌理し、災害対策本部を代表して関係防災機関等と連絡するとともに、本部員を指揮監督する。 本部長及び副本部長が共に不在時に、本部長の職務を代行する。																																																	
指揮監補：防災危機管理課長（災害対策本部事務局次長と兼務）	指揮監を補佐する。 指揮監が不在時及び指揮監に命ぜられた範囲で、その職務を代行する。																																																	
本部設置時の職名	事務分掌																																																	
本部長：市長	災害対策本部の事務を総括する。																																																	
副本部長：副市長	本部長を補佐する。本部長不在時及び本部長に命ぜられた範囲で、その職務を代行する。																																																	
指揮監：市民生活部長（災対本部事務局長と兼務）	本部長、副本部長を補佐し、その命を受けて災害対策本部事務を掌理し、災害対策本部を代表して関係防災機関等と連絡するとともに、本部員を指揮監督する。 本部長及び副本部長が共に不在時に、本部長の職務を代行する。																																																	
指揮監補：防災危機管理課長（災害対策本部事務局次長と兼務）	指揮監を補佐する。 指揮監が不在時及び指揮監に命ぜられた範囲で、その職務を代行する。																																																	
	<table><tr><th>局</th><th>事務分掌</th></tr><tr><td>災対本部事務局 事務局長：市民生活部長（兼務） 事務局次長：防災危機管理課長（兼務） 事務局次長補佐：防災危機管理課長補佐</td><td>1 災害対策本部の設置及び本部室の運営に関すること。 2 災害情報の総括及び報告に関すること。 3 災害情報の一元管理及び共有に関すること。 4 警報の伝達に関すること。 5 避難の勧告及び指示に関すること。 6 県災害対策本部との連絡に関すること。 7 県及び近隣市町への応援要請に関すること。 8 協定締結市町村への応援要請に関すること。 9 指定公共機関その他関係機関との連絡に関すること。 10 自衛隊への災害派遣要請に関すること。 11 県・市防災行政無線の運用統制に関すること。 12 り災証明書の発行に関すること。</td></tr></table>	局	事務分掌	災対本部事務局 事務局長：市民生活部長（兼務） 事務局次長：防災危機管理課長（兼務） 事務局次長補佐：防災危機管理課長補佐	1 災害対策本部の設置及び本部室の運営に関すること。 2 災害情報の総括及び報告に関すること。 3 災害情報の一元管理及び共有に関すること。 4 警報の伝達に関すること。 5 避難の勧告及び指示に関すること。 6 県災害対策本部との連絡に関すること。 7 県及び近隣市町への応援要請に関すること。 8 協定締結市町村への応援要請に関すること。 9 指定公共機関その他関係機関との連絡に関すること。 10 自衛隊への災害派遣要請に関すること。 11 県・市防災行政無線の運用統制に関すること。 12 り災証明書の発行に関すること。	<table><tr><th>局</th><th>事務分掌</th></tr><tr><td>災対本部事務局 事務局長：市民生活部長（兼務） 事務局次長： ①防災危機管理課長（兼務） ②河川課長(兼務) 風水 事務局次長補佐：防災危機管理課長補佐</td><td>1 災害対策本部の設置及び本部室の運営に関すること。 2 災害情報の総括及び報告に関すること。 3 災害情報の一元管理及び共有に関すること。 4 警報の伝達に関すること。 5 避難の勧告及び指示に関すること。 6 県災害対策本部との連絡に関すること。 7 県及び近隣市町への応援要請に関すること。 8 協定締結市町村への応援要請に関すること。 9 指定公共機関その他関係機関との連絡に関すること。 10 自衛隊への災害派遣要請に関すること。 11 県・市防災行政無線の運用統制に関すること。</td></tr></table>	局	事務分掌	災対本部事務局 事務局長：市民生活部長（兼務） 事務局次長： ①防災危機管理課長（兼務） ②河川課長(兼務) 風水 事務局次長補佐：防災危機管理課長補佐	1 災害対策本部の設置及び本部室の運営に関すること。 2 災害情報の総括及び報告に関すること。 3 災害情報の一元管理及び共有に関すること。 4 警報の伝達に関すること。 5 避難の勧告及び指示に関すること。 6 県災害対策本部との連絡に関すること。 7 県及び近隣市町への応援要請に関すること。 8 協定締結市町村への応援要請に関すること。 9 指定公共機関その他関係機関との連絡に関すること。 10 自衛隊への災害派遣要請に関すること。 11 県・市防災行政無線の運用統制に関すること。																																								
局	事務分掌																																																	
災対本部事務局 事務局長：市民生活部長（兼務） 事務局次長：防災危機管理課長（兼務） 事務局次長補佐：防災危機管理課長補佐	1 災害対策本部の設置及び本部室の運営に関すること。 2 災害情報の総括及び報告に関すること。 3 災害情報の一元管理及び共有に関すること。 4 警報の伝達に関すること。 5 避難の勧告及び指示に関すること。 6 県災害対策本部との連絡に関すること。 7 県及び近隣市町への応援要請に関すること。 8 協定締結市町村への応援要請に関すること。 9 指定公共機関その他関係機関との連絡に関すること。 10 自衛隊への災害派遣要請に関すること。 11 県・市防災行政無線の運用統制に関すること。 12 り災証明書の発行に関すること。																																																	
局	事務分掌																																																	
災対本部事務局 事務局長：市民生活部長（兼務） 事務局次長： ①防災危機管理課長（兼務） ②河川課長(兼務) 風水 事務局次長補佐：防災危機管理課長補佐	1 災害対策本部の設置及び本部室の運営に関すること。 2 災害情報の総括及び報告に関すること。 3 災害情報の一元管理及び共有に関すること。 4 警報の伝達に関すること。 5 避難の勧告及び指示に関すること。 6 県災害対策本部との連絡に関すること。 7 県及び近隣市町への応援要請に関すること。 8 協定締結市町村への応援要請に関すること。 9 指定公共機関その他関係機関との連絡に関すること。 10 自衛隊への災害派遣要請に関すること。 11 県・市防災行政無線の運用統制に関すること。																																																	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）																																				
	表 3-1-4(2) 市災害対策本部の編成及び各部各班の事務分掌 (2/5) <table><tr><th>部</th><th>班</th><th>事務分掌</th></tr><tr><td rowspan="7">総務部 総務部長：総務部長 総務部次長： ①総合政策部長 ②財政部長 ③議会事務局長 ④会計管理者</td><td>秘書広報班 秘書広報班長： 秘書広報課長 秘書広報班副班長： ①企画政策課長 ②マーケティング課長 ③誘致推進課長 ④行政改革推進課長 ⑤工事検査室長</td><td>1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 災害視察及び見舞者の接遇に関すること。 3 災害・復旧・復興情報の広報に関すること。 4 災害時の記録及び撮影に関すること。 5 報道機関との連絡に関すること。 6 広聴活動及び各種相談に関すること。 7 外国人への情報提供及び相談に関すること。 8 情報システムの管理に関すること。</td></tr><tr><td>総務班 総務班長：総務課長 総務班副班長： 人材育成課長</td><td>1 労務提供に関すること。 2 職員及び来庁者に対する安全確保に関すること。 3 災害対策従事者名簿の作成に関すること。 4 部の庶務に関すること。</td></tr><tr><td>財務会計班 財務会計班長： 財政調整課長 財務会計班副班長： ①財産活用課長 ②会計課長</td><td>1 災害時の応急財政措置に関すること。 2 災害関係経費の出納に関すること。 3 義援金品の受領、保管及び礼状に関すること。 4 流山市部設置条例（<u>昭和43年流山市条例第 5 号</u>。以下「部設置条例」という。）第 1 条に規定する総合政策部、総務部及び財政部の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関すること。 5 公用車の集中管理及び自動車の借上げに関すること。 6 庁舎管理及び庁内施設の保全に関すること。 7 応急措置のための土地収用等に関すること。 8 非常用備品等の購入に関すること。</td></tr><tr><td>情報収集班 情報収集班長：税制課長 情報収集班副班長： ①市民税課長 ②資産税課長</td><td>1 災害情報の収集及び伝達に関すること。 2 被害の調査及び集計に関すること。 3 家屋の被害認定調査に関すること。</td></tr><tr><td>総務協力班 総務協力班長： 議会事務局次長</td><td>部内他班の協力に関すること。</td></tr><tr><td>救援部 救援部長：健康福祉部長 救援次長： ①環境部長 ②<u>産業</u>振興部長 ③子ども家庭部長 ④選挙管理委員会事務局長 ⑤監査委員事務局長 ⑥農業委員会事務局長</td><td>救援庶務班 救援庶務班長： 社会福祉課長</td></tr><tr><td></td><td>1 部内各班との連絡調整に関すること。 2 部設置条例第 1 条に規定する市民生活部、健康福祉部、子ども家庭部、<u>産業</u>振興部及び環境部の所管に属する施設の被害調査及び報告に関すること。 3 救援物資の受領に関すること。 4 災害救助法（<u>昭和22年法律第118号</u>）に基づく事務処理に関すること。 5 日本赤十字社等との連絡調整に関すること。 6 ボランティア活動の受付支援に関すること。 7 福祉会館の避難所開設協力に関すること。 8 福祉避難所の確保に関すること。 9 福祉関係被害状況の調査・報告に関すること。 10 生活福祉資金の貸付、災害見舞金の支給に関すること。 11 被災地支援に関すること。 12 遠方の被災地からの避難者の支援に関すること。 13 部の庶務に関すること。</td></tr></table>	部	班	事務分掌	総務部 総務部長：総務部長 総務部次長： ①総合政策部長 ②財政部長 ③議会事務局長 ④会計管理者	秘書広報班 秘書広報班長： 秘書広報課長 秘書広報班副班長： ①企画政策課長 ②マーケティング課長 ③誘致推進課長 ④行政改革推進課長 ⑤工事検査室長	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 災害視察及び見舞者の接遇に関すること。 3 災害・復旧・復興情報の広報に関すること。 4 災害時の記録及び撮影に関すること。 5 報道機関との連絡に関すること。 6 広聴活動及び各種相談に関すること。 7 外国人への情報提供及び相談に関すること。 8 情報システムの管理に関すること。	総務班 総務班長：総務課長 総務班副班長： 人材育成課長	1 労務提供に関すること。 2 職員及び来庁者に対する安全確保に関すること。 3 災害対策従事者名簿の作成に関すること。 4 部の庶務に関すること。	財務会計班 財務会計班長： 財政調整課長 財務会計班副班長： ①財産活用課長 ②会計課長	1 災害時の応急財政措置に関すること。 2 災害関係経費の出納に関すること。 3 義援金品の受領、保管及び礼状に関すること。 4 流山市部設置条例（ <u>昭和43年流山市条例第 5 号</u> 。以下「部設置条例」という。）第 1 条に規定する総合政策部、総務部及び財政部の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関すること。 5 公用車の集中管理及び自動車の借上げに関すること。 6 庁舎管理及び庁内施設の保全に関すること。 7 応急措置のための土地収用等に関すること。 8 非常用備品等の購入に関すること。	情報収集班 情報収集班長：税制課長 情報収集班副班長： ①市民税課長 ②資産税課長	1 災害情報の収集及び伝達に関すること。 2 被害の調査及び集計に関すること。 3 家屋の被害認定調査に関すること。	総務協力班 総務協力班長： 議会事務局次長	部内他班の協力に関すること。	救援部 救援部長：健康福祉部長 救援次長： ①環境部長 ② <u>産業</u> 振興部長 ③子ども家庭部長 ④選挙管理委員会事務局長 ⑤監査委員事務局長 ⑥農業委員会事務局長	救援庶務班 救援庶務班長： 社会福祉課長		1 部内各班との連絡調整に関すること。 2 部設置条例第 1 条に規定する市民生活部、健康福祉部、子ども家庭部、 <u>産業</u> 振興部及び環境部の所管に属する施設の被害調査及び報告に関すること。 3 救援物資の受領に関すること。 4 災害救助法（ <u>昭和22年法律第118号</u> ）に基づく事務処理に関すること。 5 日本赤十字社等との連絡調整に関すること。 6 ボランティア活動の受付支援に関すること。 7 福祉会館の避難所開設協力に関すること。 8 福祉避難所の確保に関すること。 9 福祉関係被害状況の調査・報告に関すること。 10 生活福祉資金の貸付、災害見舞金の支給に関すること。 11 被災地支援に関すること。 12 遠方の被災地からの避難者の支援に関すること。 13 部の庶務に関すること。	表 3-1-3(2) 市災害対策本部の編成及び各部各班の事務分掌 (2/5) <table><tr><th>部</th><th>班</th><th>事務分掌</th></tr><tr><td rowspan="7">総務部 総務部長：総務部長 総務部次長： ①総合政策部長 ②財政部長 ③議会事務局長 ④会計管理者</td><td>秘書広報班 秘書広報班長： 秘書広報課長 秘書広報班副班長： ①企画政策課長 ②マーケティング課長 ③誘致推進課長 ④行政改革推進課長 ⑤工事検査室長</td><td>1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 災害視察及び見舞者の接遇に関すること。 3 災害・復旧・復興情報の広報に関すること。 4 災害時の記録及び撮影に関すること。 5 報道機関との連絡に関すること。 6 広聴活動及び各種相談に関すること。 7 外国人への情報提供及び相談に関すること。 8 情報システムの管理に関すること。</td></tr><tr><td>総務班 総務班長：総務課長 総務班副班長： 人材育成課長</td><td>1 労務提供に関すること。 2 職員及び来庁者に対する安全確保に関すること。 3 災害対策従事者名簿の作成に関すること。 4 部の庶務に関すること。</td></tr><tr><td>財務会計班 財務会計班長： 財政調整課長 財務会計班副班長： ①財産活用課長 ②会計課長</td><td>1 災害時の応急財政措置に関すること。 2 災害関係経費の出納に関すること。 3 義援金品の受領、保管及び礼状に関すること。 4 流山市部設置条例（以下「部設置条例」という。）第 1 条に規定する総合政策部、総務部及び財政部の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関すること。 5 公用車の集中管理及び自動車の借上げに関すること。 6 庁舎管理及び庁内施設の保全に関すること。 7 応急措置のための土地収用等に関すること。 8 非常用備品等の購入に関すること。</td></tr><tr><td>情報収集班 情報収集班長：税制課長 情報収集班副班長： ①市民税課長 ②資産税課長</td><td>1 災害情報の収集及び伝達に関すること。 2 被害の調査及び集計に関すること。 3 家屋の被害認定調査に関すること。</td></tr><tr><td>総務協力班 総務協力班長： 議会事務局次長</td><td>部内他班の協力に関すること。</td></tr><tr><td>救援部 救援部長：健康福祉部長 救援次長： ①環境部長 ②<u>経済</u>振興部長 ③子ども家庭部長 ④選挙管理委員会事務局長 ⑤監査委員事務局長 ⑥農業委員会事務局長</td><td>救援庶務班 救援庶務班長： 社会福祉課長</td></tr><tr><td></td><td>1 部内各班との連絡調整に関すること。 2 部設置条例第 1 条に規定する市民生活部、健康福祉部、子ども家庭部、<u>経済</u>振興部及び環境部の所管に属する施設の被害調査及び報告に関すること。 3 救援物資の受領に関すること。 4 災害救助法に基づく事務処理に関すること。 5 日本赤十字社等との連絡調整に関すること。 6 ボランティア活動の受付支援に関すること。 7 福祉会館の避難所開設協力に関すること。 8 福祉避難所の確保に関すること。 9 福祉関係被害状況の調査・報告に関すること。 10 生活福祉資金の貸付、災害見舞金の支給に関すること。 11 被災地支援に関すること。 12 遠方の被災地からの避難者の支援に関すること。 13 部の庶務に関すること。</td></tr></table>	部	班	事務分掌	総務部 総務部長：総務部長 総務部次長： ①総合政策部長 ②財政部長 ③議会事務局長 ④会計管理者	秘書広報班 秘書広報班長： 秘書広報課長 秘書広報班副班長： ①企画政策課長 ②マーケティング課長 ③誘致推進課長 ④行政改革推進課長 ⑤工事検査室長	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 災害視察及び見舞者の接遇に関すること。 3 災害・復旧・復興情報の広報に関すること。 4 災害時の記録及び撮影に関すること。 5 報道機関との連絡に関すること。 6 広聴活動及び各種相談に関すること。 7 外国人への情報提供及び相談に関すること。 8 情報システムの管理に関すること。	総務班 総務班長：総務課長 総務班副班長： 人材育成課長	1 労務提供に関すること。 2 職員及び来庁者に対する安全確保に関すること。 3 災害対策従事者名簿の作成に関すること。 4 部の庶務に関すること。	財務会計班 財務会計班長： 財政調整課長 財務会計班副班長： ①財産活用課長 ②会計課長	1 災害時の応急財政措置に関すること。 2 災害関係経費の出納に関すること。 3 義援金品の受領、保管及び礼状に関すること。 4 流山市部設置条例（以下「部設置条例」という。）第 1 条に規定する総合政策部、総務部及び財政部の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関すること。 5 公用車の集中管理及び自動車の借上げに関すること。 6 庁舎管理及び庁内施設の保全に関すること。 7 応急措置のための土地収用等に関すること。 8 非常用備品等の購入に関すること。	情報収集班 情報収集班長：税制課長 情報収集班副班長： ①市民税課長 ②資産税課長	1 災害情報の収集及び伝達に関すること。 2 被害の調査及び集計に関すること。 3 家屋の被害認定調査に関すること。	総務協力班 総務協力班長： 議会事務局次長	部内他班の協力に関すること。	救援部 救援部長：健康福祉部長 救援次長： ①環境部長 ② <u>経済</u> 振興部長 ③子ども家庭部長 ④選挙管理委員会事務局長 ⑤監査委員事務局長 ⑥農業委員会事務局長	救援庶務班 救援庶務班長： 社会福祉課長		1 部内各班との連絡調整に関すること。 2 部設置条例第 1 条に規定する市民生活部、健康福祉部、子ども家庭部、 <u>経済</u> 振興部及び環境部の所管に属する施設の被害調査及び報告に関すること。 3 救援物資の受領に関すること。 4 災害救助法に基づく事務処理に関すること。 5 日本赤十字社等との連絡調整に関すること。 6 ボランティア活動の受付支援に関すること。 7 福祉会館の避難所開設協力に関すること。 8 福祉避難所の確保に関すること。 9 福祉関係被害状況の調査・報告に関すること。 10 生活福祉資金の貸付、災害見舞金の支給に関すること。 11 被災地支援に関すること。 12 遠方の被災地からの避難者の支援に関すること。 13 部の庶務に関すること。
部	班	事務分掌																																				
総務部 総務部長：総務部長 総務部次長： ①総合政策部長 ②財政部長 ③議会事務局長 ④会計管理者	秘書広報班 秘書広報班長： 秘書広報課長 秘書広報班副班長： ①企画政策課長 ②マーケティング課長 ③誘致推進課長 ④行政改革推進課長 ⑤工事検査室長	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 災害視察及び見舞者の接遇に関すること。 3 災害・復旧・復興情報の広報に関すること。 4 災害時の記録及び撮影に関すること。 5 報道機関との連絡に関すること。 6 広聴活動及び各種相談に関すること。 7 外国人への情報提供及び相談に関すること。 8 情報システムの管理に関すること。																																				
	総務班 総務班長：総務課長 総務班副班長： 人材育成課長	1 労務提供に関すること。 2 職員及び来庁者に対する安全確保に関すること。 3 災害対策従事者名簿の作成に関すること。 4 部の庶務に関すること。																																				
	財務会計班 財務会計班長： 財政調整課長 財務会計班副班長： ①財産活用課長 ②会計課長	1 災害時の応急財政措置に関すること。 2 災害関係経費の出納に関すること。 3 義援金品の受領、保管及び礼状に関すること。 4 流山市部設置条例（ <u>昭和43年流山市条例第 5 号</u> 。以下「部設置条例」という。）第 1 条に規定する総合政策部、総務部及び財政部の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関すること。 5 公用車の集中管理及び自動車の借上げに関すること。 6 庁舎管理及び庁内施設の保全に関すること。 7 応急措置のための土地収用等に関すること。 8 非常用備品等の購入に関すること。																																				
	情報収集班 情報収集班長：税制課長 情報収集班副班長： ①市民税課長 ②資産税課長	1 災害情報の収集及び伝達に関すること。 2 被害の調査及び集計に関すること。 3 家屋の被害認定調査に関すること。																																				
	総務協力班 総務協力班長： 議会事務局次長	部内他班の協力に関すること。																																				
	救援部 救援部長：健康福祉部長 救援次長： ①環境部長 ② <u>産業</u> 振興部長 ③子ども家庭部長 ④選挙管理委員会事務局長 ⑤監査委員事務局長 ⑥農業委員会事務局長	救援庶務班 救援庶務班長： 社会福祉課長																																				
		1 部内各班との連絡調整に関すること。 2 部設置条例第 1 条に規定する市民生活部、健康福祉部、子ども家庭部、 <u>産業</u> 振興部及び環境部の所管に属する施設の被害調査及び報告に関すること。 3 救援物資の受領に関すること。 4 災害救助法（ <u>昭和22年法律第118号</u> ）に基づく事務処理に関すること。 5 日本赤十字社等との連絡調整に関すること。 6 ボランティア活動の受付支援に関すること。 7 福祉会館の避難所開設協力に関すること。 8 福祉避難所の確保に関すること。 9 福祉関係被害状況の調査・報告に関すること。 10 生活福祉資金の貸付、災害見舞金の支給に関すること。 11 被災地支援に関すること。 12 遠方の被災地からの避難者の支援に関すること。 13 部の庶務に関すること。																																				
部	班	事務分掌																																				
総務部 総務部長：総務部長 総務部次長： ①総合政策部長 ②財政部長 ③議会事務局長 ④会計管理者	秘書広報班 秘書広報班長： 秘書広報課長 秘書広報班副班長： ①企画政策課長 ②マーケティング課長 ③誘致推進課長 ④行政改革推進課長 ⑤工事検査室長	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 災害視察及び見舞者の接遇に関すること。 3 災害・復旧・復興情報の広報に関すること。 4 災害時の記録及び撮影に関すること。 5 報道機関との連絡に関すること。 6 広聴活動及び各種相談に関すること。 7 外国人への情報提供及び相談に関すること。 8 情報システムの管理に関すること。																																				
	総務班 総務班長：総務課長 総務班副班長： 人材育成課長	1 労務提供に関すること。 2 職員及び来庁者に対する安全確保に関すること。 3 災害対策従事者名簿の作成に関すること。 4 部の庶務に関すること。																																				
	財務会計班 財務会計班長： 財政調整課長 財務会計班副班長： ①財産活用課長 ②会計課長	1 災害時の応急財政措置に関すること。 2 災害関係経費の出納に関すること。 3 義援金品の受領、保管及び礼状に関すること。 4 流山市部設置条例（以下「部設置条例」という。）第 1 条に規定する総合政策部、総務部及び財政部の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関すること。 5 公用車の集中管理及び自動車の借上げに関すること。 6 庁舎管理及び庁内施設の保全に関すること。 7 応急措置のための土地収用等に関すること。 8 非常用備品等の購入に関すること。																																				
	情報収集班 情報収集班長：税制課長 情報収集班副班長： ①市民税課長 ②資産税課長	1 災害情報の収集及び伝達に関すること。 2 被害の調査及び集計に関すること。 3 家屋の被害認定調査に関すること。																																				
	総務協力班 総務協力班長： 議会事務局次長	部内他班の協力に関すること。																																				
	救援部 救援部長：健康福祉部長 救援次長： ①環境部長 ② <u>経済</u> 振興部長 ③子ども家庭部長 ④選挙管理委員会事務局長 ⑤監査委員事務局長 ⑥農業委員会事務局長	救援庶務班 救援庶務班長： 社会福祉課長																																				
		1 部内各班との連絡調整に関すること。 2 部設置条例第 1 条に規定する市民生活部、健康福祉部、子ども家庭部、 <u>経済</u> 振興部及び環境部の所管に属する施設の被害調査及び報告に関すること。 3 救援物資の受領に関すること。 4 災害救助法に基づく事務処理に関すること。 5 日本赤十字社等との連絡調整に関すること。 6 ボランティア活動の受付支援に関すること。 7 福祉会館の避難所開設協力に関すること。 8 福祉避難所の確保に関すること。 9 福祉関係被害状況の調査・報告に関すること。 10 生活福祉資金の貸付、災害見舞金の支給に関すること。 11 被災地支援に関すること。 12 遠方の被災地からの避難者の支援に関すること。 13 部の庶務に関すること。																																				

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）																														
	表 3-1-4 (3) 市災害対策本部の編成及び各部各班の事務分掌 (3/5) <table><tr><th>部</th><th>班</th><th>事務分掌</th></tr><tr><td rowspan="4">(救援部つづき)</td><td>避難誘導救援班 避難誘導救援班長： コミュニティ課長 避難誘導救援班副班長： ①市民課長 ②高齢者生きがい推進課長 ③介護支援課長 ④障害者支援課長 ⑤子ども家庭課長 ⑥保育課長</td><td>1 避難所の開設・運営に関する事 2 避難所への誘導に関する事 3 避難所の記録簿及び物品受払簿の作成に関する事 4 避難所の秩序維持に関する事 5 市民等の安否確認及び緊急保護に関する事 6 災害時要援護者に対する巡回相談に関する事 7 避難所外避難者への支援に関する事 8 避難者に対する入浴サービスの提供に関する事 9 帰宅困難者・滞留者対策に関する事 10 交通機関等との連絡調整に関する事 11 防犯活動に関する事</td></tr><tr><td>救護班 救護班長：健康増進課長 救護副班長： 国保年金課長</td><td>1 救護所の設置に関する事 2 被災者の医療及び助産に関する事 3 医療機関との連絡調整に関する事 4 医療品及び衛生機（器）材の調達及び保管に関する事 5 避難者の身体及び心のケアに関する事 6 衛生関係被害状況の調査及び報告に関する事 7 感染症予防対策に関する事</td></tr><tr><td>物資輸送班 物資輸送班長：商工課長 物資輸送班副班長： ①農政課長 ②農業委員会事務局次長</td><td>1 生活必需品の調達、支給及び配送に関する事 2 主要食糧の確保、支給及び配送に関する事 3 商工業関係被害の調査及び報告に関する事 4 農業関係被害の調査及び報告に関する事 5 商工会議所等関係団体との連絡調整に関する事 6 り災中小企業者に対する金融措置に関する事 7 農業関係者への資金融資等に関する事</td></tr><tr><td>防疫衛生班 防疫衛生班長： 環境政策課長 防疫衛生班副班長： ①リサイクル推進課長 ②クリーン推進課長</td><td>1 災害時の防疫及び消毒に関する事 2 災害時のし尿及びごみの処理に関する事 3 仮設トイレの確保及び設置に関する事 4 遺体の搜索、一時保存、安置、処理及び埋葬に関する事 5 動物の死体の処理に関する事 6 ペット対策に関する事 7 被災地における環境保全及び公害発生の防止に関する事 8 災害廃棄物の保管及び処理に関する事 9 放射能対策に関する事</td></tr><tr><td></td><td>救援協力班 救援協力班長： 選挙管理委員会事務局次長 救援協力班副班長： 監査委員事務局次長</td><td>部内他班の協力に関する事</td></tr></table>	部	班	事務分掌	(救援部つづき)	避難誘導救援班 避難誘導救援班長： コミュニティ課長 避難誘導救援班副班長： ①市民課長 ②高齢者生きがい推進課長 ③介護支援課長 ④障害者支援課長 ⑤子ども家庭課長 ⑥保育課長	1 避難所の開設・運営に関する事 2 避難所への誘導に関する事 3 避難所の記録簿及び物品受払簿の作成に関する事 4 避難所の秩序維持に関する事 5 市民等の安否確認及び緊急保護に関する事 6 災害時要援護者 に対する巡回相談に関する事 7 避難所外 避難者 への支援に関する事 8 避難者に対する入浴サービスの提供に関する事 9 帰宅困難者・ 滞留者 対策に関する事 10 交通機関等との連絡調整に関する事 11 防犯活動に関する事	救護班 救護班長：健康増進課長 救護副班長： 国保年金課長	1 救護所の設置に関する事 2 被災者の医療及び助産に関する事 3 医療機関との連絡調整に関する事 4 医療品及び衛生機（器）材の調達及び保管に関する事 5 避難者の身体及び心のケアに関する事 6 衛生関係被害状況の調査及び報告に関する事 7 感染症予防対策に関する事	物資輸送班 物資輸送班長：商工課長 物資輸送班副班長： ① 農政 課長 ② 農業委員会事務局次長	1 生活必需品の調達、支給及び配送に関する事 2 主要食糧の確保、支給及び配送に関する事 3 商工業関係被害の調査及び報告に関する事 4 農業関係被害の調査及び報告に関する事 5 商工会議所等関係団体との連絡調整に関する事 6 り災 中小企業者に対する金融措置に関する事 7 農業関係者への資金融資等に関する事	防疫衛生班 防疫衛生班長： 環境政策課長 防疫衛生班副班長： ① リサイクル推進課長 ② クリーン推進課長	1 災害時の防疫及び消毒に関する事 2 災害時のし尿及びごみの処理に関する事 3 仮設トイレの確保及び設置に関する事 4 遺体の搜索、一時保存、安置、処理及び埋葬に関する事 5 動物の死体の処理に関する事 6 ペット対策に関する事 7 被災地における環境保全及び公害発生の防止に関する事 8 災害廃棄物の保管及び処理に関する事 9 放射能対策に関する事		救援協力班 救援協力班長： 選挙管理委員会事務局次長 救援協力班副班長： 監査委員事務局次長	部内他班の協力に関する事	表 3-1-3 (3) 市災害対策本部の編成及び各部各班の事務分掌 (3/5) <table><tr><th>部</th><th>班</th><th>事務分掌</th></tr><tr><td rowspan="4">(救援部つづき)</td><td>避難誘導救援班 避難誘導救援班長： コミュニティ課長 避難誘導救援班副班長： ①市民課長 ②高齢者生きがい推進課長 ③介護支援課長 ④障害者支援課長 ⑤児童発達支援センター所長 ⑥子ども家庭課長 ⑦保育課長</td><td>1 避難所の開設・運営に関する事 2 避難所への誘導に関する事 3 避難所の記録簿及び物品受払簿の作成に関する事 4 避難所の秩序維持に関する事 5 市民等の安否確認及び緊急保護に関する事 6 避難行動要支援者に対する巡回相談に関する事 7 避難所外被災者への支援に関する事 8 避難者に対する入浴サービスの提供に関する事 9 帰宅困難者対策に関する事 10 交通機関等との連絡調整に関する事 11 防犯活動に関する事</td></tr><tr><td>救護班 救護班長：健康増進課長 救護副班長： 国保年金課長</td><td>1 救護所の設置に関する事 2 被災者の医療及び助産に関する事 3 医療機関との連絡調整に関する事 4 医療品及び衛生機（器）材の調達及び保管に関する事 5 避難者の身体及び心のケアに関する事 6 衛生関係被害状況の調査及び報告に関する事 7 感染症予防対策に関する事</td></tr><tr><td>物資輸送班 物資輸送班長： 商工振興課長 物資輸送班副班長： ①流山本町・利根運河ソーリズム推進課 ②農業振興課長 ③農業委員会事務局次長</td><td>1 生活必需品の調達、支給及び配送に関する事 2 主要食糧の確保、支給及び配送に関する事 3 商工業関係被害の調査及び報告に関する事 4 農業関係被害の調査及び報告に関する事 5 商工会議所等関係団体との連絡調整に関する事 6 罹災中小企業者に対する金融措置に関する事 7 農業関係者への資金融資等に関する事</td></tr><tr><td>防疫衛生班 防疫衛生班長： 環境政策・放射能対策課長 防疫衛生班副班長： クリーンセンター所長</td><td>1 災害時の防疫及び消毒に関する事 2 災害時のし尿及びごみの処理に関する事 3 仮設トイレの確保及び設置に関する事 4 遺体の搜索、一時保存、安置、処理及び埋葬に関する事 5 動物の死体の処理に関する事 6 ペット対策に関する事 7 被災地における環境保全及び公害発生の防止に関する事 8 災害廃棄物の保管及び処理に関する事 9 放射能対策に関する事</td></tr><tr><td></td><td>救援協力班 救援協力班長： 選挙管理委員会事務局次長 救援協力班副班長： 監査委員事務局次長</td><td>部内他班の協力に関する事</td></tr></table>	部	班	事務分掌	(救援部つづき)	避難誘導救援班 避難誘導救援班長： コミュニティ課長 避難誘導救援班副班長： ①市民課長 ②高齢者生きがい推進課長 ③介護支援課長 ④障害者支援課長 ⑤ 児童発達支援センター所長 ⑥子ども家庭課長 ⑦保育課長	1 避難所の開設・運営に関する事 2 避難所への誘導に関する事 3 避難所の記録簿及び物品受払簿の作成に関する事 4 避難所の秩序維持に関する事 5 市民等の安否確認及び緊急保護に関する事 6 避難行動要支援者 に対する巡回相談に関する事 7 避難所外 被災者 への支援に関する事 8 避難者に対する入浴サービスの提供に関する事 9 帰宅困難者対策に関する事 10 交通機関等との連絡調整に関する事 11 防犯活動に関する事	救護班 救護班長：健康増進課長 救護副班長： 国保年金課長	1 救護所の設置に関する事 2 被災者の医療及び助産に関する事 3 医療機関との連絡調整に関する事 4 医療品及び衛生機（器）材の調達及び保管に関する事 5 避難者の身体及び心のケアに関する事 6 衛生関係被害状況の調査及び報告に関する事 7 感染症予防対策に関する事	物資輸送班 物資輸送班長： 商工 振興 課長 物資輸送班副班長： ① 流山本町・利根運河ソーリズム推進課 ② 農業振興 課長 ③ 農業委員会事務局次長	1 生活必需品の調達、支給及び配送に関する事 2 主要食糧の確保、支給及び配送に関する事 3 商工業関係被害の調査及び報告に関する事 4 農業関係被害の調査及び報告に関する事 5 商工会議所等関係団体との連絡調整に関する事 6 罹災 中小企業者に対する金融措置に関する事 7 農業関係者への資金融資等に関する事	防疫衛生班 防疫衛生班長： 環境政策・ 放射能対策 課長 防疫衛生班副班長： クリーンセンター所長	1 災害時の防疫及び消毒に関する事 2 災害時のし尿及びごみの処理に関する事 3 仮設トイレの確保及び設置に関する事 4 遺体の搜索、一時保存、安置、処理及び埋葬に関する事 5 動物の死体の処理に関する事 6 ペット対策に関する事 7 被災地における環境保全及び公害発生の防止に関する事 8 災害廃棄物の保管及び処理に関する事 9 放射能対策に関する事		救援協力班 救援協力班長： 選挙管理委員会事務局次長 救援協力班副班長： 監査委員事務局次長	部内他班の協力に関する事
部	班	事務分掌																														
(救援部つづき)	避難誘導救援班 避難誘導救援班長： コミュニティ課長 避難誘導救援班副班長： ①市民課長 ②高齢者生きがい推進課長 ③介護支援課長 ④障害者支援課長 ⑤子ども家庭課長 ⑥保育課長	1 避難所の開設・運営に関する事 2 避難所への誘導に関する事 3 避難所の記録簿及び物品受払簿の作成に関する事 4 避難所の秩序維持に関する事 5 市民等の安否確認及び緊急保護に関する事 6 災害時要援護者 に対する巡回相談に関する事 7 避難所外 避難者 への支援に関する事 8 避難者に対する入浴サービスの提供に関する事 9 帰宅困難者・ 滞留者 対策に関する事 10 交通機関等との連絡調整に関する事 11 防犯活動に関する事																														
	救護班 救護班長：健康増進課長 救護副班長： 国保年金課長	1 救護所の設置に関する事 2 被災者の医療及び助産に関する事 3 医療機関との連絡調整に関する事 4 医療品及び衛生機（器）材の調達及び保管に関する事 5 避難者の身体及び心のケアに関する事 6 衛生関係被害状況の調査及び報告に関する事 7 感染症予防対策に関する事																														
	物資輸送班 物資輸送班長：商工課長 物資輸送班副班長： ① 農政 課長 ② 農業委員会事務局次長	1 生活必需品の調達、支給及び配送に関する事 2 主要食糧の確保、支給及び配送に関する事 3 商工業関係被害の調査及び報告に関する事 4 農業関係被害の調査及び報告に関する事 5 商工会議所等関係団体との連絡調整に関する事 6 り災 中小企業者に対する金融措置に関する事 7 農業関係者への資金融資等に関する事																														
	防疫衛生班 防疫衛生班長： 環境政策課長 防疫衛生班副班長： ① リサイクル推進課長 ② クリーン推進課長	1 災害時の防疫及び消毒に関する事 2 災害時のし尿及びごみの処理に関する事 3 仮設トイレの確保及び設置に関する事 4 遺体の搜索、一時保存、安置、処理及び埋葬に関する事 5 動物の死体の処理に関する事 6 ペット対策に関する事 7 被災地における環境保全及び公害発生の防止に関する事 8 災害廃棄物の保管及び処理に関する事 9 放射能対策に関する事																														
	救援協力班 救援協力班長： 選挙管理委員会事務局次長 救援協力班副班長： 監査委員事務局次長	部内他班の協力に関する事																														
部	班	事務分掌																														
(救援部つづき)	避難誘導救援班 避難誘導救援班長： コミュニティ課長 避難誘導救援班副班長： ①市民課長 ②高齢者生きがい推進課長 ③介護支援課長 ④障害者支援課長 ⑤ 児童発達支援センター所長 ⑥子ども家庭課長 ⑦保育課長	1 避難所の開設・運営に関する事 2 避難所への誘導に関する事 3 避難所の記録簿及び物品受払簿の作成に関する事 4 避難所の秩序維持に関する事 5 市民等の安否確認及び緊急保護に関する事 6 避難行動要支援者 に対する巡回相談に関する事 7 避難所外 被災者 への支援に関する事 8 避難者に対する入浴サービスの提供に関する事 9 帰宅困難者対策に関する事 10 交通機関等との連絡調整に関する事 11 防犯活動に関する事																														
	救護班 救護班長：健康増進課長 救護副班長： 国保年金課長	1 救護所の設置に関する事 2 被災者の医療及び助産に関する事 3 医療機関との連絡調整に関する事 4 医療品及び衛生機（器）材の調達及び保管に関する事 5 避難者の身体及び心のケアに関する事 6 衛生関係被害状況の調査及び報告に関する事 7 感染症予防対策に関する事																														
	物資輸送班 物資輸送班長： 商工 振興 課長 物資輸送班副班長： ① 流山本町・利根運河ソーリズム推進課 ② 農業振興 課長 ③ 農業委員会事務局次長	1 生活必需品の調達、支給及び配送に関する事 2 主要食糧の確保、支給及び配送に関する事 3 商工業関係被害の調査及び報告に関する事 4 農業関係被害の調査及び報告に関する事 5 商工会議所等関係団体との連絡調整に関する事 6 罹災 中小企業者に対する金融措置に関する事 7 農業関係者への資金融資等に関する事																														
	防疫衛生班 防疫衛生班長： 環境政策・ 放射能対策 課長 防疫衛生班副班長： クリーンセンター所長	1 災害時の防疫及び消毒に関する事 2 災害時のし尿及びごみの処理に関する事 3 仮設トイレの確保及び設置に関する事 4 遺体の搜索、一時保存、安置、処理及び埋葬に関する事 5 動物の死体の処理に関する事 6 ペット対策に関する事 7 被災地における環境保全及び公害発生の防止に関する事 8 災害廃棄物の保管及び処理に関する事 9 放射能対策に関する事																														
	救援協力班 救援協力班長： 選挙管理委員会事務局次長 救援協力班副班長： 監査委員事務局次長	部内他班の協力に関する事																														

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）																																						
	表 3-1-4(4) 市災害対策本部の編成及び各部各班の事務分掌 (4/5) <table><tr><th>部</th><th>班</th><th>事務分掌</th></tr><tr><td rowspan="5">建設部 建設部長：土木部長 建設部次長： ①都市計画部長 ②都市整備部長</td><td>建設庶務班 建設庶務班長： 道路管理課長</td><td>1 部内各班との連絡調整に関する事 2 災害時の道路管理に関する事 3 崖崩れ対策に関する事 4 部設置条例第 1 条に規定する都市計画部、都市整備部及び土木部の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関する事 5 障害物の除去に関する事 6 建設資機材の確保に関する事 7 建設団体等との連絡調整に関する事 8 交通規制に関する事 9 交通安全対策に関する事 10 部の庶務に関する事</td></tr><tr><td>道路班 道路班長：道路建設課長</td><td>1 道路及び橋梁の応急修理及び復旧に関する事</td></tr><tr><td>河川班 河川班長：下水道建設課長 河川班副班長： ①下水道業務課長 ②河川課長</td><td>1 河川及び下水道施設の応急修理及び復旧に関する事 2 水防活動に関する事 3 千葉県湛水防除事業流山排水機場の保安に関する事</td></tr><tr><td>都市計画班 都市計画班長： 都市計画課長 都市計画班副班長： ①建築住宅課長 ②宅地課長</td><td>1 応急仮設住宅の建築等に関する事 2 市営住宅の応急修理及び復旧に関する事 3 被災建築物の応急危険度判定に関する事 4 被災宅地危険度判定に関する事 5 市営住宅や民間住宅等の空き家情報の提供に関する事 6 住宅の応急措置や応急復旧の相談、指導に関する事</td></tr><tr><td>都市整備班 都市整備班長： まちづくり推進課長 都市整備班副班長： ①西平井・鰯ヶ崎地区区画整理事務所長 ②みどりの課長</td><td>1 公園施設等の復旧に関する事 2 建物の除去に関する事 3 部内他班の協力に関する事</td></tr><tr><td rowspan="2">教育部 教育部長：学校教育部長 教育部次長： 生涯学習部長</td><td>教育庶務班 教育庶務班長： 教育総務課長</td><td>1 部内各班との連絡調整に関する事 2 流山市教育委員会の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関する事 3 小・中学校その他の教育施設の応急修理に関する事 4 部の庶務に関する事</td></tr><tr><td>学校教育班 学校教育班長： 学校教育課長 学校教育班長： 指導課長</td><td>1 教職員が行う園児、児童及び生徒の避難誘導及び保護指導の助成に関する事 2 災害時の応急教育に関する事 3 園児、児童及び生徒の心のケアに関する事 4 学用品等の調達及び支給に関する事 5 教育関係機関等との連絡調整に関する事 6 炊き出しの協力に関する事 7 避難誘導救援班との連絡調整に関する事</td></tr></table>	部	班	事務分掌	建設部 建設部長：土木部長 建設部次長： ①都市計画部長 ②都市整備部長	建設庶務班 建設庶務班長： 道路管理課長	1 部内各班との連絡調整に関する事 2 災害時の道路管理に関する事 3 崖崩れ対策に関する事 4 部設置条例第 1 条に規定する都市計画部、都市整備部及び土木部の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関する事 5 障害物の除去に関する事 6 建設資機材の確保に関する事 7 建設団体等との連絡調整に関する事 8 交通規制に関する事 9 交通安全対策に関する事 10 部の庶務に関する事	道路班 道路班長：道路建設課長	1 道路及び橋梁の応急修理及び復旧に関する事	河川班 河川班長：下水道建設課長 河川班副班長： ①下水道業務課長 ②河川課長	1 河川及び下水道施設の応急修理及び復旧に関する事 2 水防活動に関する事 3 千葉県湛水防除事業流山排水機場の保安に関する事	都市計画班 都市計画班長： 都市計画課長 都市計画班副班長： ①建築住宅課長 ②宅地課長	1 応急仮設住宅の建築等に関する事 2 市営住宅の応急修理及び復旧に関する事 3 被災建築物の応急危険度判定に関する事 4 被災宅地危険度判定に関する事 5 市営住宅や民間住宅等の空き家情報の提供に関する事 6 住宅の応急措置や応急復旧の相談、指導に関する事	都市整備班 都市整備班長： まちづくり推進課長 都市整備班副班長： ①西平井・鰯ヶ崎地区区画整理事務所長 ②みどりの課長	1 公園施設等の復旧に関する事 2 建物の除去に関する事 3 部内他班の協力に関する事	教育部 教育部長：学校教育部長 教育部次長： 生涯学習部長	教育庶務班 教育庶務班長： 教育総務課長	1 部内各班との連絡調整に関する事 2 流山市教育委員会の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関する事 3 小・中学校その他の教育施設の応急修理に関する事 4 部の庶務に関する事	学校教育班 学校教育班長： 学校教育課長 学校教育班長： 指導課長	1 教職員が行う園児、児童及び生徒の避難誘導及び保護指導の助成に関する事 2 災害時の応急教育に関する事 3 園児、児童及び生徒の心のケアに関する事 4 学用品等の調達及び支給に関する事 5 教育関係機関等との連絡調整に関する事 6 炊き出しの協力に関する事 7 避難誘導救援班との連絡調整に関する事	表 3-1-3(4) 市災害対策本部の編成及び各部各班の事務分掌 (4/5) <table><tr><th>部</th><th>班</th><th>事務分掌</th></tr><tr><td rowspan="5">建設部 建設部長：土木部長 建設部次長： ①都市計画部長 ②都市整備部長</td><td>建設庶務班 建設庶務班長： 道路管理課長</td><td>1 部内各班との連絡調整に関する事 2 災害時の道路管理に関する事 3 崖崩れ対策に関する事 4 部設置条例第 1 条に規定する都市計画部、都市整備部及び土木部の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関する事 5 障害物の除去に関する事 6 建設資機材の確保に関する事 7 建設団体等との連絡調整に関する事 8 交通規制に関する事 9 交通安全対策に関する事 10 部の庶務に関する事</td></tr><tr><td>道路班 道路班長：道路建設課長</td><td>1 道路及び橋梁の応急修理及び復旧に関する事</td></tr><tr><td>河川班 河川班長：下水道建設課長 河川班副班長： 河川課長</td><td>1 河川及び下水道施設の応急修理及び復旧に関する事 2 水防活動に関する事 3 千葉県湛水防除事業流山排水機場の保安に関する事</td></tr><tr><td>都市計画班 都市計画班長： 都市計画課長 都市計画班副班長： ①建築住宅課長 ②宅地課長</td><td>1 応急仮設住宅の建築等に関する事 2 市営住宅の応急修理及び復旧に関する事 3 被災建築物の応急危険度判定に関する事 4 被災宅地危険度判定に関する事 5 市営住宅や民間住宅等の空き家情報の提供に関する事 6 住宅の応急措置や応急復旧の相談、指導に関する事</td></tr><tr><td>都市整備班 都市整備班長： まちづくり推進課長 都市整備班副班長： ①西平井・鰯ヶ崎地区区画整理事務所長 ②みどりの課長</td><td>1 公園施設等の復旧に関する事 2 建物の除去に関する事 3 部内他班の協力に関する事</td></tr><tr><td rowspan="2">教育部 教育部長：学校教育部長 教育部次長： 生涯学習部長</td><td>教育庶務班 教育庶務班長： 教育総務課長</td><td>1 部内各班との連絡調整に関する事 2 流山市教育委員会の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関する事 3 小・中学校その他の教育施設の応急修理に関する事 4 部の庶務に関する事</td></tr><tr><td>学校教育班 学校教育班長： 学校教育課長 学校教育班長： 指導課長</td><td>1 教職員が行う園児、児童及び生徒の避難誘導及び保護指導の助成に関する事 2 災害時の応急教育に関する事 3 園児、児童及び生徒の心のケアに関する事 4 学用品等の調達及び支給に関する事 5 教育関係機関等との連絡調整に関する事 6 炊き出しの協力に関する事 7 避難誘導救援班との連絡調整に関する事</td></tr></table>	部	班	事務分掌	建設部 建設部長：土木部長 建設部次長： ①都市計画部長 ②都市整備部長	建設庶務班 建設庶務班長： 道路管理課長	1 部内各班との連絡調整に関する事 2 災害時の道路管理に関する事 3 崖崩れ対策に関する事 4 部設置条例第 1 条に規定する都市計画部、都市整備部及び土木部の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関する事 5 障害物の除去に関する事 6 建設資機材の確保に関する事 7 建設団体等との連絡調整に関する事 8 交通規制に関する事 9 交通安全対策に関する事 10 部の庶務に関する事	道路班 道路班長：道路建設課長	1 道路及び橋梁の応急修理及び復旧に関する事	河川班 河川班長：下水道建設課長 河川班副班長： 河川課長	1 河川及び下水道施設の応急修理及び復旧に関する事 2 水防活動に関する事 3 千葉県湛水防除事業流山排水機場の保安に関する事	都市計画班 都市計画班長： 都市計画課長 都市計画班副班長： ①建築住宅課長 ②宅地課長	1 応急仮設住宅の建築等に関する事 2 市営住宅の応急修理及び復旧に関する事 3 被災建築物の応急危険度判定に関する事 4 被災宅地危険度判定に関する事 5 市営住宅や民間住宅等の空き家情報の提供に関する事 6 住宅の応急措置や応急復旧の相談、指導に関する事	都市整備班 都市整備班長： まちづくり推進課長 都市整備班副班長： ①西平井・鰯ヶ崎地区区画整理事務所長 ②みどりの課長	1 公園施設等の復旧に関する事 2 建物の除去に関する事 3 部内他班の協力に関する事	教育部 教育部長：学校教育部長 教育部次長： 生涯学習部長	教育庶務班 教育庶務班長： 教育総務課長	1 部内各班との連絡調整に関する事 2 流山市教育委員会の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関する事 3 小・中学校その他の教育施設の応急修理に関する事 4 部の庶務に関する事	学校教育班 学校教育班長： 学校教育課長 学校教育班長： 指導課長	1 教職員が行う園児、児童及び生徒の避難誘導及び保護指導の助成に関する事 2 災害時の応急教育に関する事 3 園児、児童及び生徒の心のケアに関する事 4 学用品等の調達及び支給に関する事 5 教育関係機関等との連絡調整に関する事 6 炊き出しの協力に関する事 7 避難誘導救援班との連絡調整に関する事
部	班	事務分掌																																						
建設部 建設部長：土木部長 建設部次長： ①都市計画部長 ②都市整備部長	建設庶務班 建設庶務班長： 道路管理課長	1 部内各班との連絡調整に関する事 2 災害時の道路管理に関する事 3 崖崩れ対策に関する事 4 部設置条例第 1 条に規定する都市計画部、都市整備部及び土木部の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関する事 5 障害物の除去に関する事 6 建設資機材の確保に関する事 7 建設団体等との連絡調整に関する事 8 交通規制に関する事 9 交通安全対策に関する事 10 部の庶務に関する事																																						
	道路班 道路班長：道路建設課長	1 道路及び橋梁の応急修理及び復旧に関する事																																						
	河川班 河川班長：下水道建設課長 河川班副班長： ①下水道業務課長 ②河川課長	1 河川及び下水道施設の応急修理及び復旧に関する事 2 水防活動に関する事 3 千葉県湛水防除事業流山排水機場の保安に関する事																																						
	都市計画班 都市計画班長： 都市計画課長 都市計画班副班長： ①建築住宅課長 ②宅地課長	1 応急仮設住宅の建築等に関する事 2 市営住宅の応急修理及び復旧に関する事 3 被災建築物の応急危険度判定に関する事 4 被災宅地危険度判定に関する事 5 市営住宅や民間住宅等の空き家情報の提供に関する事 6 住宅の応急措置や応急復旧の相談、指導に関する事																																						
	都市整備班 都市整備班長： まちづくり推進課長 都市整備班副班長： ①西平井・鰯ヶ崎地区区画整理事務所長 ②みどりの課長	1 公園施設等の復旧に関する事 2 建物の除去に関する事 3 部内他班の協力に関する事																																						
教育部 教育部長：学校教育部長 教育部次長： 生涯学習部長	教育庶務班 教育庶務班長： 教育総務課長	1 部内各班との連絡調整に関する事 2 流山市教育委員会の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関する事 3 小・中学校その他の教育施設の応急修理に関する事 4 部の庶務に関する事																																						
	学校教育班 学校教育班長： 学校教育課長 学校教育班長： 指導課長	1 教職員が行う園児、児童及び生徒の避難誘導及び保護指導の助成に関する事 2 災害時の応急教育に関する事 3 園児、児童及び生徒の心のケアに関する事 4 学用品等の調達及び支給に関する事 5 教育関係機関等との連絡調整に関する事 6 炊き出しの協力に関する事 7 避難誘導救援班との連絡調整に関する事																																						
部	班	事務分掌																																						
建設部 建設部長：土木部長 建設部次長： ①都市計画部長 ②都市整備部長	建設庶務班 建設庶務班長： 道路管理課長	1 部内各班との連絡調整に関する事 2 災害時の道路管理に関する事 3 崖崩れ対策に関する事 4 部設置条例第 1 条に規定する都市計画部、都市整備部及び土木部の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関する事 5 障害物の除去に関する事 6 建設資機材の確保に関する事 7 建設団体等との連絡調整に関する事 8 交通規制に関する事 9 交通安全対策に関する事 10 部の庶務に関する事																																						
	道路班 道路班長：道路建設課長	1 道路及び橋梁の応急修理及び復旧に関する事																																						
	河川班 河川班長：下水道建設課長 河川班副班長： 河川課長	1 河川及び下水道施設の応急修理及び復旧に関する事 2 水防活動に関する事 3 千葉県湛水防除事業流山排水機場の保安に関する事																																						
	都市計画班 都市計画班長： 都市計画課長 都市計画班副班長： ①建築住宅課長 ②宅地課長	1 応急仮設住宅の建築等に関する事 2 市営住宅の応急修理及び復旧に関する事 3 被災建築物の応急危険度判定に関する事 4 被災宅地危険度判定に関する事 5 市営住宅や民間住宅等の空き家情報の提供に関する事 6 住宅の応急措置や応急復旧の相談、指導に関する事																																						
	都市整備班 都市整備班長： まちづくり推進課長 都市整備班副班長： ①西平井・鰯ヶ崎地区区画整理事務所長 ②みどりの課長	1 公園施設等の復旧に関する事 2 建物の除去に関する事 3 部内他班の協力に関する事																																						
教育部 教育部長：学校教育部長 教育部次長： 生涯学習部長	教育庶務班 教育庶務班長： 教育総務課長	1 部内各班との連絡調整に関する事 2 流山市教育委員会の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関する事 3 小・中学校その他の教育施設の応急修理に関する事 4 部の庶務に関する事																																						
	学校教育班 学校教育班長： 学校教育課長 学校教育班長： 指導課長	1 教職員が行う園児、児童及び生徒の避難誘導及び保護指導の助成に関する事 2 災害時の応急教育に関する事 3 園児、児童及び生徒の心のケアに関する事 4 学用品等の調達及び支給に関する事 5 教育関係機関等との連絡調整に関する事 6 炊き出しの協力に関する事 7 避難誘導救援班との連絡調整に関する事																																						

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）				修正案（平成 28 年度修正）			
		生涯学習班 生涯学習班長： 生涯学習課長 生涯学習班副班長： ①公民館長 ②図書・博物館長	1 社会教育施設の応急修理に関すること。 2 教育施設に係る避難所開設協力に関すること。 3 文化財の保護及び復旧に関すること。 4 教育関係機関等との連絡調整に関すること。 5 炊き出しの協力に関すること。 6 避難誘導救援班との連絡調整に関すること。			生涯学習班 生涯学習班長： 生涯学習課長 生涯学習班副班長： ①公民館長 ②図書・博物館長 ③スポーツ振興課長	1 社会教育施設の応急修理に関すること。 2 教育施設に係る避難所開設協力に関すること。 3 文化財の保護及び復旧に関すること。 4 教育関係機関等との連絡調整に関すること。 5 炊き出しの協力に関すること。 6 避難誘導救援班との連絡調整に関すること。	
	表 3-1-4 (5) 市災害対策本部の編成及び各部各班の事務分掌 (5/5)				表 3-1-3 (5) 市災害対策本部の編成及び各部各班の事務分掌 (5/5)			
	水道部 水道部長：水道局次長	水道庶務班 水道庶務班長： （水）経營業務課長	1 給水工務班との連絡調整に関すること。 2 水道用資機材の調達及び管理に関すること。 3 流山市水道事業の設置等に関する条例（昭和43年流山市条例第19号）第3条に規定する水道局の所管に属する施設（以下「水道施設」という。）の被害調査の集計及び報告に関すること。 4 水道関係機関との連絡調整に関すること。 5 部の庶務に関すること。		水道部 水道部長：上下水道局次長	水道庶務班 水道庶務班長： 経營業務課長	1 給水工務班との連絡調整に関すること。 2 水道用資機材の調達及び管理に関すること。 3 流山市上下水道事業の設置等に関する条例（昭和43年流山市条例第19号）第3条に規定する上下水道局の所管に属する施設（以下「水道施設」という。）の被害調査の集計及び報告に関すること。 4 水道関係機関との連絡調整に関すること。 5 部の庶務に関すること。	
		給水工務班 給水工務班長： （水）工務課長	1 水道施設の応急工事に関すること。 2 水道施設の被害調査に関すること。 3 飲料水の確保及び給水に関すること。			給水工務班 給水工務班長： 水道工務課長	1 水道施設の応急工事に関すること。 2 水道施設の被害調査に関すること。 3 飲料水の確保及び給水に関すること。	
	消防部 消防部長：消防長	消防総務班 消防総務班長： 消防総務課長	1 部内各班との連絡調整に関すること。 2 消防に係る関係機関との連絡に関すること。 3 消防資機材の調達に関すること。 4 消防本部及び消防署の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関すること。 5 部の庶務に関すること。		消防部 消防部長：消防長	消防総務班 消防総務班長： 消防総務課長	1 部内各班との連絡調整に関すること。 2 消防に係る関係機関との連絡に関すること。 3 消防資機材の調達に関すること。 4 消防本部及び消防署の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関すること。 5 部の庶務に関すること。	
		予防消防班 予防消防班長： 消防防災課長 予防消防班副班長： 予防課長	1 消防隊の総括運用及び指令に関すること。 2 消防災害の情報の収集及び伝達に関すること。 3 消防職員及び消防団員の非常参集に関すること。 4 消防通信の統制運用に関すること。 5 消防に係る災害の調査及び集計に関すること。 6 危険物施設及び防火対象物の災害防止に関すること。 7 消防の相互応援に関すること。 8 予防広報に関すること。			予防消防班 予防消防班長： 消防防災課長 予防消防班副班長： 予防課長	1 消防隊の総括運用及び指令に関すること。 2 消防災害の情報の収集及び伝達に関すること。 3 消防職員及び消防団員の非常参集に関すること。 4 消防通信の統制運用に関すること。 5 消防に係る災害の調査及び集計に関すること。 6 危険物施設及び防火対象物の災害防止に関すること。 7 消防の相互応援に関すること。 8 予防広報に関すること。	
		警防班 警防班長：中央消防署長 警防班副班長： ①北消防署長 ②東消防署長 ③南消防署長	1 消防警戒区域の設定に関すること。 2 消防災害の防御活動に関すること。 3 避難に関すること。 4 現場広報に関すること。			警防班 警防班長：中央消防署長 警防班副班長： ①東消防署長 ②南消防署長 ③北消防署長	1 消防警戒区域の設定に関すること。 2 消防災害の防御活動に関すること。 3 避難に関すること。 4 現場広報に関すること。 5 河川、堤防等の巡視に関すること。 6 水防工法に関すること。	
備考 （1） ○数字は、事務局長不在時の代行順 （2） 各班の所属職員は、班の欄に記載するそれぞれの課等の長が業務を掌理する課等に所属する職員とする。 （3） 風水害時には、河川課の課長は当該課の職員のうちから災対本部事務局及び河川班に配置する職員をあらかじめ指定しておくものとする。				備考 （1） ○数字は、事務局長不在時の代行順 （2） 各班の所属職員は、班の欄に記載するそれぞれの課等の長が業務を掌理する課等に所属する職員とする。 （3） 風水害時には、河川課長は当該課の職員のうちから災対本部事務局及び河川班に配置する職員をあらかじめ指定しておくものとする。				
				(5) 活動体制別職員配備数				

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	(6) 市現地災害対策本部 ア 組織編成 （ア） 本部長は、早急な諸対策等を行うために必要と認めるときは、市現地災害対策本部を<u>災害発生地域</u>に設ける。 （イ） 市現地災害対策本部長は、市災害対策本部の副本部長又は本部員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。 （ウ） 市現地災害対策本部員は、本部長が市現地災害対策本部長と協議のうえ指名する者をもって充てる。 イ 所掌事務 （ア） 被害状況、復旧状況の情報収集 （イ） 自衛隊の災害派遣についての意見具申 （ウ） 本部長の指示による応急対策の推進 （エ） 各種相談業務の実施 （オ） その他緊急を要する応急対策の実施 ウ 設置場所 <u>市現地災害対策本部の設置場所は、</u>災害現地又はその近隣の公共施設とする。	活動体制別の職員配備数の基準は、原則として表 3-1-2「<u>配備基準</u>」によるものとするが、各部長は災害対策状況の推移に応じて適宜職員配備数を増減し、対策の効率的運営に努めるものとする。 (6) 市現地災害対策本部 ア 組織編成 （ア） 本部長は、早急な諸対策等を行うために必要と認めるときは、市現地災害対策本部を設ける。 （イ） 市現地災害対策本部長は、市災害対策本部の副本部長又は本部員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。 （ウ） 市現地災害対策本部員は、本部長が市現地災害対策本部長と協議のうえ指名する者をもって充てる。 イ 所掌事務 （ア） 被害状況、復旧状況の情報収集 （イ） 自衛隊の災害派遣についての意見具申 （ウ） 本部長の指示による応急対策の推進 （エ） 各種相談業務の実施 （オ） その他緊急を要する応急対策の実施 ウ 設置場所 災害現地又はその近隣の公共施設とする。
風 3-10	<u>3 市災害対策本部の組織構成及び機能</u> <u>市災害対策本部の組織構成及び組織の機能は以下のとおりとする。</u> (1) 災害対策本部の組織 災害対策本部の組織は図 (p. 3-12) のとおりである。<u>また、市災害対策本部長、市災害対策副本部長、市災害対策本部員は以下のとおりとする。</u> <u>ア 市災害対策本部長は、市長をもって市災害対策本部の事務を統括する。</u> <u>イ 市災害対策副本部長は、副市長をもって充てる。</u> <u>ウ 指揮監及び指揮監補を設け、各々、市民生活部長及び防災危機管理課長をもって充てる。</u> <u>エ 市災害対策本部員は、教育長、水道事業管理者及び消防長、流山市部設置条例（昭和 43 年流山市条例第 5 号）第 1 条に規定する部の長、流山市教育委員会組織規則（平成 16 年）流山市教育委員会規則第 5 号第 12 条に規定する部の長、及び、その他市災害本部長が必要と認めるものをもって充てる。</u> <u>なお、水防管理者（市長）が水防の警戒体制を図る必要があると認めるとき、第 3 節「第 3 水防活動」に準じて流山市水防本部を設置するが、市災害対策本部が設置された場合には、水防本部は市災害対策本部に移行、吸収され、水防本部を廃止する。</u> <u>さらに、本部長は、災害の状況その他により必要があると認めるときは、特定の部・班に対して種別の異なる配備体制を指示することができる。</u>	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	(2) 市災害対策本部事務局 ア 市災害対策本部長の補佐機関として、市災害対策本部事務局（以下「災対本部事務局」という。）を設ける。 イ 災対本部事務局長及び同次長には、各々、市民生活部長及び防災危機管理課長をもって充てる。 ウ 災対本部事務局職員は防災危機管理課の全職員及び総務課の職員 3 名をもって充てる。 (3) 連絡員 ア 市災害対策本部の情報の収集・伝達体制の確立及び市職員全体で情報共有を図るため、各班に連絡員を設けるものとする。 イ 連絡員は、各班長が指名するものをもって各班に配置し、各班で収集した情報を市災害対策本部事務局に伝達するとともに、市災害対策本部事務局で収集・整理された災害情報や活動状況等を自班の班長に伝達するものとする。 (4) 各部の分掌事務 市災害対策本部に置く部の分掌事務を、表 <u>(p. 3-13～17)</u> のように定める。ただし、特例として市災害対策本部長は、災害の状況等により必要があると認めるときは、当該災害の状況等に応じた組織編成及び分掌事務を定める。 (5) 活動体制別職員配備数 <u>活動体制別の職員配備数の基準は、原則として本節第 3「1 市災害対策本部の基準」によるものとするが、各部長は災害対策状況の推移に応じて適宜職員配備数を増減し、対策の効率的運営に努めるものとする。</u>	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）									
	災害対策本部 本部長：市長 副本部長：副市長 災害対策本部事務局 防災危機管理課、河川課（風水害時のみ兼任） 総務部 秘書広報班 秘書広聴課、企画政策課、マーケティング課、誘致推進課、行政改革推進課、工事検査室 総務班 総務課、人材育成課 財政会計班 財産活用課、財政調整課、会計課 情報収集班 税制課、市民税課、資産税課 総務協力班 議会事務局 救援部 救援庶務班 社会福祉課 避難誘導救援班 コミュニティ課、市民課、高齢者生きがい推進課、介護支援課、障害者支援課、健康増進課、子ども家庭課、保育課 救護班 健康増進課、国保年金課 物資輸送班 商工課、農政課、農業委員会事務局 防疫衛生班 環境政策課、リサイクル推進課、クリーン推進課 救援協力班 選挙管理委員会事務局、監査委員事務局 建設部 建設庶務班 道路管理課 道路班 道路建設課 河川班 下水道業務課、下水道建設課、河川課 都市計画班 都市計画課、建築住宅課、宅地課 都市整備班 まちづくり推進課、みどりの課、西平井・鰯ヶ崎地区区画整理事務所 教育部 教育庶務班 教育総務課 学校教育班 学校教育課、指導課 生涯学習班 生涯学習課、公民館、図書・博物館 水道部 水道庶務班 経營業務課 給水工務班 工務課 消防部 消防総務班 消防総務課 予防消防班 予防課、消防防災課 警防班 中央消防署、東消防署、南消防署、北消防署 図 3-1-1 市災害対策本部組織図 表 3-1-4 本部室構成 <table><tr><td rowspan="4">本部</td><td>本部長</td><td>市長</td></tr><tr><td>副本部長</td><td>副市長</td></tr><tr><td>指揮監</td><td>市民生活部長</td></tr><tr><td>本部員</td><td>教育長</td></tr></table>	本部	本部長	市長	副本部長	副市長	指揮監	市民生活部長	本部員	教育長	
本部	本部長		市長								
	副本部長		副市長								
	指揮監		市民生活部長								
	本部員	教育長									

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）					修正案（平成 28 年度修正）
				水道事業管理者		
				総合政策部長		
				総務部長		
				財政部長		
				健康福祉部長		
				子ども家庭部長		
				産業振興部長		
				環境部長		
				都市計画部長		
				都市整備部長		
				土木部長		
				学校教育部長		
				生涯学習部長		
				消防長		
				その他本部長が必要と認めた者		
表 3-1-5(1) 市災害対策本部の編成及び各部各班の事務分掌(1/5)						
本部設置時の職名		事務分掌				
本部長：市長		災害対策本部の事務を総括する。				
副本部長：副市長		本部長を補佐する。本部長不在時及び本部長に命ぜられた範囲で、その職務を代行する。				
指揮監：市民生活部長（災対本部事務局長と兼務）		本部長、副本部長を補佐し、その命を受けて災害対策本部事務を掌理し、災害対策本部を代表して関係防災機関等と連絡するとともに、本部員を指揮監督する。 本部長及び副本部長が共に不在時に、本部長の職務を代行する。				
指揮監補：防災危機管理課長（災害対策本部事務局次長と兼務）		指揮監を補佐する。 指揮監が不在時及び指揮監に命ぜられた範囲で、その職務を代行する。				
局		事務分掌				
災対本部事務局 事務局長：市民生活部長（兼務） 事務局次長： ①防災危機管理課長（兼務） ②河川課長（兼務） 事務局次長補佐： 防災危機管理課長補佐		1 災害対策本部の設置及び本部室の運営に関すること。 2 災害情報の総括及び報告に関すること。 3 災害情報の一元管理及び共有に関すること。 4 警報の伝達に関すること。 5 避難の勧告及び指示に関すること。 6 県災害対策本部との連絡に関すること。 7 県及び近隣市町への応援要請に関すること。 8 協定締結市町村への応援要請に関すること。 9 指定公共機関その他関係機関との連絡に関すること。 10 自衛隊への災害派遣要請に関すること。 11 県・市防災行政無線の運用統制に関すること。 12 り災証明書の発行に関すること。				

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）																	
	表 <u>3-1-5</u> (2) 市災害対策本部の編成及び各部各班の事務分掌 (2/5) <table><tr><th>部</th><th>班</th><th>事務分掌</th></tr><tr><td rowspan="5">総務部 総務部長：総務部長 総務部次長： ①総合政策部長 ②財政部長 ③議会事務局長 ④会計管理者</td><td>秘書広報班 秘書広報班長： 秘書広報課長 秘書広報班副班長： ①企画政策課長 ②マーケティング課長 ③誘致推進課長 ④行政改革推進課長 ⑤工事検査室長</td><td>1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 災害視察及び見舞者の接遇に関すること。 3 災害・復旧・復興情報の広報に関すること。 4 災害時の記録及び撮影に関すること。 5 報道機関との連絡に関すること。 6 広聴活動及び各種相談に関すること。 7 外国人への情報提供及び相談に関すること。 8 情報システムの管理に関すること。</td></tr><tr><td>総務班 総務班長：総務課長 総務班副班長： 人材育成課長</td><td>1 労務提供に関すること。 2 職員及び来庁者に対する安全確保に関すること。 3 災害対策従事者名簿の作成に関すること。 4 部の庶務に関すること。</td></tr><tr><td>財務会計班 財務会計班長： 財政調整課長 財務会計班副班長： ①財産活用課長 ②会計課長</td><td>1 災害時の応急財政措置に関すること。 2 災害関係経費の出納に関すること。 3 義援金品の受領、保管及び礼状に関すること。 4 流山市部設置条例（<u>昭和43年流山市条例第 5 号</u>。以下「部設置条例」という。）第 1 条に規定する総合政策部、総務部及び財政部の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関すること。 5 公用車の集中管理及び自動車の借上げに関すること。 6 庁舎管理及び庁内施設の保全に関すること。 7 応急措置のための土地収用等に関すること。 8 非常用備品等の購入に関すること。</td></tr><tr><td>情報収集班 情報収集班長：税制課長 情報収集班副班長： ①市民税課長 ②資産税課長</td><td>1 災害情報の収集及び伝達に関すること。 2 被害の調査及び集計に関すること。 3 家屋の被害認定調査に関すること。</td></tr><tr><td>総務協力班 総務協力班長： 議会事務局次長</td><td>部内他班の協力に関すること。</td></tr><tr><td>救援部 救援部長：健康福祉部長 救援次長： ①環境部長 ②<u>産業</u>振興部長 ③子ども家庭部長 ④選挙管理委員会事務局長 ⑤監査委員事務局長 ⑥農業委員会事務局長</td><td>救援庶務班 救援庶務班長： 社会福祉課長</td><td>1 部内各班との連絡調整に関すること。 2 部設置条例第 1 条に規定する市民生活部、健康福祉部、子ども家庭部、<u>産業</u>振興部及び環境部の所管に属する施設の被害調査及び報告に関すること。 3 救援物資の受領に関すること。 4 災害救助法（<u>昭和22年法律第118号</u>）に基づく事務処理に関すること。 5 日本赤十字社等との連絡調整に関すること。 6 ボランティア活動の受付支援に関すること。 7 福祉会館の避難所開設協力に関すること。 8 福祉避難所の確保に関すること。 9 福祉関係被害状況の調査・報告に関すること。 10 生活福祉資金の貸付、災害見舞金の支給に関すること。 11 被災地支援に関すること。 12 遠方の被災地からの避難者の支援に関すること。 13 部の庶務に関すること。</td></tr></table>	部	班	事務分掌	総務部 総務部長：総務部長 総務部次長： ①総合政策部長 ②財政部長 ③議会事務局長 ④会計管理者	秘書広報班 秘書広報班長： 秘書広報課長 秘書広報班副班長： ①企画政策課長 ②マーケティング課長 ③誘致推進課長 ④行政改革推進課長 ⑤工事検査室長	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 災害視察及び見舞者の接遇に関すること。 3 災害・復旧・復興情報の広報に関すること。 4 災害時の記録及び撮影に関すること。 5 報道機関との連絡に関すること。 6 広聴活動及び各種相談に関すること。 7 外国人への情報提供及び相談に関すること。 8 情報システムの管理に関すること。	総務班 総務班長：総務課長 総務班副班長： 人材育成課長	1 労務提供に関すること。 2 職員及び来庁者に対する安全確保に関すること。 3 災害対策従事者名簿の作成に関すること。 4 部の庶務に関すること。	財務会計班 財務会計班長： 財政調整課長 財務会計班副班長： ①財産活用課長 ②会計課長	1 災害時の応急財政措置に関すること。 2 災害関係経費の出納に関すること。 3 義援金品の受領、保管及び礼状に関すること。 4 流山市部設置条例（ <u>昭和43年流山市条例第 5 号</u> 。以下「部設置条例」という。）第 1 条に規定する総合政策部、総務部及び財政部の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関すること。 5 公用車の集中管理及び自動車の借上げに関すること。 6 庁舎管理及び庁内施設の保全に関すること。 7 応急措置のための土地収用等に関すること。 8 非常用備品等の購入に関すること。	情報収集班 情報収集班長：税制課長 情報収集班副班長： ①市民税課長 ②資産税課長	1 災害情報の収集及び伝達に関すること。 2 被害の調査及び集計に関すること。 3 家屋の被害認定調査に関すること。	総務協力班 総務協力班長： 議会事務局次長	部内他班の協力に関すること。	救援部 救援部長：健康福祉部長 救援次長： ①環境部長 ② <u>産業</u> 振興部長 ③子ども家庭部長 ④選挙管理委員会事務局長 ⑤監査委員事務局長 ⑥農業委員会事務局長	救援庶務班 救援庶務班長： 社会福祉課長	1 部内各班との連絡調整に関すること。 2 部設置条例第 1 条に規定する市民生活部、健康福祉部、子ども家庭部、 <u>産業</u> 振興部及び環境部の所管に属する施設の被害調査及び報告に関すること。 3 救援物資の受領に関すること。 4 災害救助法（ <u>昭和22年法律第118号</u> ）に基づく事務処理に関すること。 5 日本赤十字社等との連絡調整に関すること。 6 ボランティア活動の受付支援に関すること。 7 福祉会館の避難所開設協力に関すること。 8 福祉避難所の確保に関すること。 9 福祉関係被害状況の調査・報告に関すること。 10 生活福祉資金の貸付、災害見舞金の支給に関すること。 11 被災地支援に関すること。 12 遠方の被災地からの避難者の支援に関すること。 13 部の庶務に関すること。	
部	班	事務分掌																	
総務部 総務部長：総務部長 総務部次長： ①総合政策部長 ②財政部長 ③議会事務局長 ④会計管理者	秘書広報班 秘書広報班長： 秘書広報課長 秘書広報班副班長： ①企画政策課長 ②マーケティング課長 ③誘致推進課長 ④行政改革推進課長 ⑤工事検査室長	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 災害視察及び見舞者の接遇に関すること。 3 災害・復旧・復興情報の広報に関すること。 4 災害時の記録及び撮影に関すること。 5 報道機関との連絡に関すること。 6 広聴活動及び各種相談に関すること。 7 外国人への情報提供及び相談に関すること。 8 情報システムの管理に関すること。																	
	総務班 総務班長：総務課長 総務班副班長： 人材育成課長	1 労務提供に関すること。 2 職員及び来庁者に対する安全確保に関すること。 3 災害対策従事者名簿の作成に関すること。 4 部の庶務に関すること。																	
	財務会計班 財務会計班長： 財政調整課長 財務会計班副班長： ①財産活用課長 ②会計課長	1 災害時の応急財政措置に関すること。 2 災害関係経費の出納に関すること。 3 義援金品の受領、保管及び礼状に関すること。 4 流山市部設置条例（ <u>昭和43年流山市条例第 5 号</u> 。以下「部設置条例」という。）第 1 条に規定する総合政策部、総務部及び財政部の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関すること。 5 公用車の集中管理及び自動車の借上げに関すること。 6 庁舎管理及び庁内施設の保全に関すること。 7 応急措置のための土地収用等に関すること。 8 非常用備品等の購入に関すること。																	
	情報収集班 情報収集班長：税制課長 情報収集班副班長： ①市民税課長 ②資産税課長	1 災害情報の収集及び伝達に関すること。 2 被害の調査及び集計に関すること。 3 家屋の被害認定調査に関すること。																	
	総務協力班 総務協力班長： 議会事務局次長	部内他班の協力に関すること。																	
救援部 救援部長：健康福祉部長 救援次長： ①環境部長 ② <u>産業</u> 振興部長 ③子ども家庭部長 ④選挙管理委員会事務局長 ⑤監査委員事務局長 ⑥農業委員会事務局長	救援庶務班 救援庶務班長： 社会福祉課長	1 部内各班との連絡調整に関すること。 2 部設置条例第 1 条に規定する市民生活部、健康福祉部、子ども家庭部、 <u>産業</u> 振興部及び環境部の所管に属する施設の被害調査及び報告に関すること。 3 救援物資の受領に関すること。 4 災害救助法（ <u>昭和22年法律第118号</u> ）に基づく事務処理に関すること。 5 日本赤十字社等との連絡調整に関すること。 6 ボランティア活動の受付支援に関すること。 7 福祉会館の避難所開設協力に関すること。 8 福祉避難所の確保に関すること。 9 福祉関係被害状況の調査・報告に関すること。 10 生活福祉資金の貸付、災害見舞金の支給に関すること。 11 被災地支援に関すること。 12 遠方の被災地からの避難者の支援に関すること。 13 部の庶務に関すること。																	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）														
	表 <u>3-1-5</u> (3) 市災害対策本部の編成及び各部各班の事務分掌 (3/5) <table><tr><th>部</th><th>班</th><th>事務分掌</th></tr><tr><td rowspan="5">(救援部つづき)</td><td>避難誘導救援班 避難誘導救援班長： コミュニティ課長 避難誘導救援班副班長： ①市民課長 ②高齢者生きがい推進課長 ③介護支援課長 ④障害者支援課長 ⑤子ども家庭課長 ⑥保育課長</td><td>1 避難所の開設・運営に関すること。 2 避難所への誘導に関すること。 3 避難所の記録簿及び物品受払簿の作成に関すること。 4 避難所の秩序維持に関すること。 5 市民等の安否確認及び緊急保護に関すること。 6 <u>災害時要援護者</u>に対する巡回相談に関すること。 7 避難所外<u>避難者</u>への支援に関すること。 8 避難者に対する入浴サービスの提供に関すること。 9 帰宅困難者・<u>滞留者</u>対策に関すること。 10 交通機関等との連絡調整に関すること。 11 防犯活動に関すること。</td></tr><tr><td>救護班 救護班長：健康増進課長 救護副班長： 国保年金課長</td><td>1 救護所の設置に関すること。 2 被災者の医療及び助産に関すること。 3 医療機関との連絡調整に関すること。 4 医療品及び衛生機（器）材の調達及び保管に関すること。 5 避難者の身体及び心のケアに関すること。 6 衛生関係被害状況の調査及び報告に関すること。 7 感染症予防対策に関すること。</td></tr><tr><td>物資輸送班 物資輸送班長：商工課長 物資輸送班副班長： ①<u>農政課長</u> ②<u>農業委員会事務局次長</u></td><td>1 生活必需品の調達、支給及び配送に関すること。 2 主要食糧の確保、支給及び配送に関すること。 3 商工業関係被害の調査及び報告に関すること。 4 農業関係被害の調査及び報告に関すること。 5 商工会議所等関係団体との連絡調整に関すること。 6 <u>り災</u>中小企業者に対する金融措置に関すること。 7 農業関係者への資金融資等に関すること。</td></tr><tr><td>防疫衛生班 防疫衛生班長： 環境政策課長 防疫衛生班副班長： ①<u>リサイクル推進課長</u> ②<u>クリーン推進課長</u></td><td>1 災害時の防疫及び消毒に関すること。 2 災害時のし尿及びごみの処理に関すること。 3 仮設トイレの確保及び設置に関すること。 4 遺体の搜索、一時保存、安置、処理及び埋葬に関すること。 5 動物の死体の処理に関すること。 6 ペット対策に関すること。 7 被災地における環境保全及び公害発生の防止に関すること。 8 災害廃棄物の保管及び処理に関すること。 9 放射能対策に関すること。</td></tr><tr><td>救援協力班 救援協力班長： 選挙管理委員会事務局次長 救援協力班副班長： 監査委員事務局次長</td><td>部内他班の協力に関すること。</td></tr></table>	部	班	事務分掌	(救援部つづき)	避難誘導救援班 避難誘導救援班長： コミュニティ課長 避難誘導救援班副班長： ①市民課長 ②高齢者生きがい推進課長 ③介護支援課長 ④障害者支援課長 ⑤子ども家庭課長 ⑥保育課長	1 避難所の開設・運営に関すること。 2 避難所への誘導に関すること。 3 避難所の記録簿及び物品受払簿の作成に関すること。 4 避難所の秩序維持に関すること。 5 市民等の安否確認及び緊急保護に関すること。 6 <u>災害時要援護者</u> に対する巡回相談に関すること。 7 避難所外 <u>避難者</u> への支援に関すること。 8 避難者に対する入浴サービスの提供に関すること。 9 帰宅困難者・ <u>滞留者</u> 対策に関すること。 10 交通機関等との連絡調整に関すること。 11 防犯活動に関すること。	救護班 救護班長：健康増進課長 救護副班長： 国保年金課長	1 救護所の設置に関すること。 2 被災者の医療及び助産に関すること。 3 医療機関との連絡調整に関すること。 4 医療品及び衛生機（器）材の調達及び保管に関すること。 5 避難者の身体及び心のケアに関すること。 6 衛生関係被害状況の調査及び報告に関すること。 7 感染症予防対策に関すること。	物資輸送班 物資輸送班長：商工課長 物資輸送班副班長： ① <u>農政課長</u> ② <u>農業委員会事務局次長</u>	1 生活必需品の調達、支給及び配送に関すること。 2 主要食糧の確保、支給及び配送に関すること。 3 商工業関係被害の調査及び報告に関すること。 4 農業関係被害の調査及び報告に関すること。 5 商工会議所等関係団体との連絡調整に関すること。 6 <u>り災</u> 中小企業者に対する金融措置に関すること。 7 農業関係者への資金融資等に関すること。	防疫衛生班 防疫衛生班長： 環境政策課長 防疫衛生班副班長： ① <u>リサイクル推進課長</u> ② <u>クリーン推進課長</u>	1 災害時の防疫及び消毒に関すること。 2 災害時のし尿及びごみの処理に関すること。 3 仮設トイレの確保及び設置に関すること。 4 遺体の搜索、一時保存、安置、処理及び埋葬に関すること。 5 動物の死体の処理に関すること。 6 ペット対策に関すること。 7 被災地における環境保全及び公害発生の防止に関すること。 8 災害廃棄物の保管及び処理に関すること。 9 放射能対策に関すること。	救援協力班 救援協力班長： 選挙管理委員会事務局次長 救援協力班副班長： 監査委員事務局次長	部内他班の協力に関すること。	
部	班	事務分掌														
(救援部つづき)	避難誘導救援班 避難誘導救援班長： コミュニティ課長 避難誘導救援班副班長： ①市民課長 ②高齢者生きがい推進課長 ③介護支援課長 ④障害者支援課長 ⑤子ども家庭課長 ⑥保育課長	1 避難所の開設・運営に関すること。 2 避難所への誘導に関すること。 3 避難所の記録簿及び物品受払簿の作成に関すること。 4 避難所の秩序維持に関すること。 5 市民等の安否確認及び緊急保護に関すること。 6 <u>災害時要援護者</u> に対する巡回相談に関すること。 7 避難所外 <u>避難者</u> への支援に関すること。 8 避難者に対する入浴サービスの提供に関すること。 9 帰宅困難者・ <u>滞留者</u> 対策に関すること。 10 交通機関等との連絡調整に関すること。 11 防犯活動に関すること。														
	救護班 救護班長：健康増進課長 救護副班長： 国保年金課長	1 救護所の設置に関すること。 2 被災者の医療及び助産に関すること。 3 医療機関との連絡調整に関すること。 4 医療品及び衛生機（器）材の調達及び保管に関すること。 5 避難者の身体及び心のケアに関すること。 6 衛生関係被害状況の調査及び報告に関すること。 7 感染症予防対策に関すること。														
	物資輸送班 物資輸送班長：商工課長 物資輸送班副班長： ① <u>農政課長</u> ② <u>農業委員会事務局次長</u>	1 生活必需品の調達、支給及び配送に関すること。 2 主要食糧の確保、支給及び配送に関すること。 3 商工業関係被害の調査及び報告に関すること。 4 農業関係被害の調査及び報告に関すること。 5 商工会議所等関係団体との連絡調整に関すること。 6 <u>り災</u> 中小企業者に対する金融措置に関すること。 7 農業関係者への資金融資等に関すること。														
	防疫衛生班 防疫衛生班長： 環境政策課長 防疫衛生班副班長： ① <u>リサイクル推進課長</u> ② <u>クリーン推進課長</u>	1 災害時の防疫及び消毒に関すること。 2 災害時のし尿及びごみの処理に関すること。 3 仮設トイレの確保及び設置に関すること。 4 遺体の搜索、一時保存、安置、処理及び埋葬に関すること。 5 動物の死体の処理に関すること。 6 ペット対策に関すること。 7 被災地における環境保全及び公害発生の防止に関すること。 8 災害廃棄物の保管及び処理に関すること。 9 放射能対策に関すること。														
	救援協力班 救援協力班長： 選挙管理委員会事務局次長 救援協力班副班長： 監査委員事務局次長	部内他班の協力に関すること。														

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）																					
	表 3-1-5 (4) 市災害対策本部の編成及び各部各班の事務分掌 (4/5) <table><tr><th>部</th><th>班</th><th>事務分掌</th></tr><tr><td rowspan="5">建設部 建設部長：土木部長 建設部次長： ①都市計画部長 ②都市整備部長</td><td>建設庶務班 建設庶務班長： 道路管理課長</td><td>1 部内各班との連絡調整に関する事 2 災害時の道路管理に関する事 3 崖崩れ対策に関する事 4 部設置条例第 1 条に規定する都市計画部、都市整備部及び土木部の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関する事 5 障害物の除去に関する事 6 建設資機材の確保に関する事 7 建設団体等との連絡調整に関する事 8 交通規制に関する事 9 交通安全対策に関する事 10 部の庶務に関する事</td></tr><tr><td>道路班 道路班長：道路建設課長</td><td>1 道路及び橋梁の応急修理及び復旧に関する事</td></tr><tr><td>河川班 河川班長：下水道建設課長 河川班副班長： ①下水道業務課長 ②河川課長（兼務）</td><td>1 河川及び下水道施設の応急修理及び復旧に関する事 2 水防活動に関する事 3 千葉県湛水防除事業流山排水機場の保安に関する事</td></tr><tr><td>都市計画班 都市計画班長： 都市計画課長 都市計画班副班長： ①建築住宅課長 ②宅地課長</td><td>1 応急仮設住宅の建築等に関する事 2 市営住宅の応急修理及び復旧に関する事 3 被災建築物の応急危険度判定に関する事 4 被災宅地危険度判定に関する事 5 市営住宅や民間住宅等の空き家情報の提供に関する事 6 住宅の応急措置や応急復旧の相談、指導に関する事</td></tr><tr><td>都市整備班 都市整備班長： まちづくり推進課長 都市整備班副班長： ①西平井・鰯ヶ崎地区区画整理事務所長 ②みどりの課長</td><td>1 公園施設等の復旧に関する事 2 建物の除去に関する事 3 部内他班の協力に関する事</td></tr><tr><td rowspan="3">教育部 教育部長：学校教育部長 教育部次長： 生涯学習部長</td><td>教育庶務班 教育庶務班長： 教育総務課長</td><td>1 部内各班との連絡調整に関する事 2 流山市教育委員会の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関する事 3 小・中学校その他の教育施設の応急修理に関する事 4 部の庶務に関する事</td></tr><tr><td>学校教育班 学校教育班長： 学校教育課長 学校教育班長： 指導課長</td><td>1 教職員が行う園児、児童及び生徒の避難誘導及び保護指導の助成に関する事 2 災害時の応急教育に関する事 3 園児、児童及び生徒の心のケアに関する事 4 学用品等の調達及び支給に関する事 5 教育関係機関等との連絡調整に関する事 6 炊き出しの協力に関する事 7 避難誘導救援班との連絡調整に関する事</td></tr><tr><td>生涯学習班 生涯学習班長： 生涯学習課長 生涯学習班副班長： ①公民館長 ②図書・博物館長</td><td>1 社会教育施設の応急修理に関する事 2 教育施設に係る避難所開設協力に関する事 3 文化財の保護及び復旧に関する事 4 教育関係機関等との連絡調整に関する事 5 炊き出しの協力に関する事 6 避難誘導救援班との連絡調整に関する事</td></tr></table>	部	班	事務分掌	建設部 建設部長：土木部長 建設部次長： ①都市計画部長 ②都市整備部長	建設庶務班 建設庶務班長： 道路管理課長	1 部内各班との連絡調整に関する事 2 災害時の道路管理に関する事 3 崖崩れ対策に関する事 4 部設置条例第 1 条に規定する都市計画部、都市整備部及び土木部の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関する事 5 障害物の除去に関する事 6 建設資機材の確保に関する事 7 建設団体等との連絡調整に関する事 8 交通規制に関する事 9 交通安全対策に関する事 10 部の庶務に関する事	道路班 道路班長：道路建設課長	1 道路及び橋梁の応急修理及び復旧に関する事	河川班 河川班長：下水道建設課長 河川班副班長： ①下水道業務課長 ②河川課長（兼務）	1 河川及び下水道施設の応急修理及び復旧に関する事 2 水防活動に関する事 3 千葉県湛水防除事業流山排水機場の保安に関する事	都市計画班 都市計画班長： 都市計画課長 都市計画班副班長： ①建築住宅課長 ②宅地課長	1 応急仮設住宅の建築等に関する事 2 市営住宅の応急修理及び復旧に関する事 3 被災建築物の応急危険度判定に関する事 4 被災宅地危険度判定に関する事 5 市営住宅や民間住宅等の空き家情報の提供に関する事 6 住宅の応急措置や応急復旧の相談、指導に関する事	都市整備班 都市整備班長： まちづくり推進課長 都市整備班副班長： ①西平井・鰯ヶ崎地区区画整理事務所長 ②みどりの課長	1 公園施設等の復旧に関する事 2 建物の除去に関する事 3 部内他班の協力に関する事	教育部 教育部長：学校教育部長 教育部次長： 生涯学習部長	教育庶務班 教育庶務班長： 教育総務課長	1 部内各班との連絡調整に関する事 2 流山市教育委員会の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関する事 3 小・中学校その他の教育施設の応急修理に関する事 4 部の庶務に関する事	学校教育班 学校教育班長： 学校教育課長 学校教育班長： 指導課長	1 教職員が行う園児、児童及び生徒の避難誘導及び保護指導の助成に関する事 2 災害時の応急教育に関する事 3 園児、児童及び生徒の心のケアに関する事 4 学用品等の調達及び支給に関する事 5 教育関係機関等との連絡調整に関する事 6 炊き出しの協力に関する事 7 避難誘導救援班との連絡調整に関する事	生涯学習班 生涯学習班長： 生涯学習課長 生涯学習班副班長： ①公民館長 ②図書・博物館長	1 社会教育施設の応急修理に関する事 2 教育施設に係る避難所開設協力に関する事 3 文化財の保護及び復旧に関する事 4 教育関係機関等との連絡調整に関する事 5 炊き出しの協力に関する事 6 避難誘導救援班との連絡調整に関する事	
部	班	事務分掌																					
建設部 建設部長：土木部長 建設部次長： ①都市計画部長 ②都市整備部長	建設庶務班 建設庶務班長： 道路管理課長	1 部内各班との連絡調整に関する事 2 災害時の道路管理に関する事 3 崖崩れ対策に関する事 4 部設置条例第 1 条に規定する都市計画部、都市整備部及び土木部の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関する事 5 障害物の除去に関する事 6 建設資機材の確保に関する事 7 建設団体等との連絡調整に関する事 8 交通規制に関する事 9 交通安全対策に関する事 10 部の庶務に関する事																					
	道路班 道路班長：道路建設課長	1 道路及び橋梁の応急修理及び復旧に関する事																					
	河川班 河川班長：下水道建設課長 河川班副班長： ①下水道業務課長 ②河川課長（兼務）	1 河川及び下水道施設の応急修理及び復旧に関する事 2 水防活動に関する事 3 千葉県湛水防除事業流山排水機場の保安に関する事																					
	都市計画班 都市計画班長： 都市計画課長 都市計画班副班長： ①建築住宅課長 ②宅地課長	1 応急仮設住宅の建築等に関する事 2 市営住宅の応急修理及び復旧に関する事 3 被災建築物の応急危険度判定に関する事 4 被災宅地危険度判定に関する事 5 市営住宅や民間住宅等の空き家情報の提供に関する事 6 住宅の応急措置や応急復旧の相談、指導に関する事																					
	都市整備班 都市整備班長： まちづくり推進課長 都市整備班副班長： ①西平井・鰯ヶ崎地区区画整理事務所長 ②みどりの課長	1 公園施設等の復旧に関する事 2 建物の除去に関する事 3 部内他班の協力に関する事																					
教育部 教育部長：学校教育部長 教育部次長： 生涯学習部長	教育庶務班 教育庶務班長： 教育総務課長	1 部内各班との連絡調整に関する事 2 流山市教育委員会の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関する事 3 小・中学校その他の教育施設の応急修理に関する事 4 部の庶務に関する事																					
	学校教育班 学校教育班長： 学校教育課長 学校教育班長： 指導課長	1 教職員が行う園児、児童及び生徒の避難誘導及び保護指導の助成に関する事 2 災害時の応急教育に関する事 3 園児、児童及び生徒の心のケアに関する事 4 学用品等の調達及び支給に関する事 5 教育関係機関等との連絡調整に関する事 6 炊き出しの協力に関する事 7 避難誘導救援班との連絡調整に関する事																					
	生涯学習班 生涯学習班長： 生涯学習課長 生涯学習班副班長： ①公民館長 ②図書・博物館長	1 社会教育施設の応急修理に関する事 2 教育施設に係る避難所開設協力に関する事 3 文化財の保護及び復旧に関する事 4 教育関係機関等との連絡調整に関する事 5 炊き出しの協力に関する事 6 避難誘導救援班との連絡調整に関する事																					

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）															
	表 3-1-5 (5) 市災害対策本部の編成及び各部各班の事務分掌 (5/5) <table><tr><th>部</th><th>班</th><th>事務分掌</th></tr><tr><td rowspan="2">水道部 水道部長：水道局次長</td><td>水道庶務班 水道庶務班長： （水）経営業務課長</td><td>1 給水工務班との連絡調整に関する事 2 水道用資機材の調達及び管理に関する事 3 流山市水道事業の設置等に関する条例（昭和43年流山市条例第19号）第3条に規定する水道局の所管に属する施設（以下「水道施設」という。）の被害調査の集計及び報告に関する事 4 水道関係機関との連絡調整に関する事 5 部の庶務に関する事</td></tr><tr><td>給水工務班 給水工務班長： （水）工務課長</td><td>1 水道施設の応急工事に関する事 2 水道施設の被害調査に関する事 3 飲料水の確保及び給水に関する事</td></tr><tr><td rowspan="3">消防部 消防部長：消防長</td><td>消防総務班 消防総務班長： 消防総務課長</td><td>1 部内各班との連絡調整に関する事 2 消防に係る関係機関との連絡に関する事 3 消防資機材の調達に関する事 4 消防本部及び消防署の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関する事 5 部の庶務に関する事</td></tr><tr><td>予防消防班 予防消防班長： 消防防災課長 予防消防班副班長： 予防課長</td><td>1 消防隊の総括運用及び指令に関する事 2 消防災害の情報の収集及び伝達に関する事 3 消防職員及び消防団員の非常参集に関する事 4 消防通信の統制運用に関する事 5 消防に係る災害の調査及び集計に関する事 6 危険物施設及び防火対象物の災害防止に関する事 7 消防の相互応援に関する事 8 予防広報に関する事</td></tr><tr><td>警防班 警防班長：中央消防署長 警防班副班長： ①北消防署長 ②東消防署長 ③南消防署長</td><td>1 消防警戒区域の設定に関する事 2 消防災害の防御活動に関する事 3 避難に関する事 4 現場広報に関する事</td></tr></table> 備考 (1) ○数字は、事務局長不在時の代行順 (2) 各班の所属職員は、班の欄に記載するそれぞれの課等の長が業務を掌理する課等に所属する職員とする。 (3) 風水害時においては、河川課の課長は当該課の職員のうちから災対本部事務局及び河川班に配置する職員をあらかじめ指定しておくものとする。 (6) 市現地災害対策本部 ア 組織編成 (ア) 本部長は、早急な諸対策等を行うために必要と認めるときは、市現地災害対策本部を災害発生地域に設けることができる。 (イ) 市現地災害対策本部長は、市災害対策本部の副本部長又は本部員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。 (ウ) 市現地災害対策本部員は、本部長が市現地災害対策本部長と協議のうえ指名する者をもつ	部	班	事務分掌	水道部 水道部長：水道局次長	水道庶務班 水道庶務班長： （水）経営業務課長	1 給水工務班との連絡調整に関する事 2 水道用資機材の調達及び管理に関する事 3 流山市水道事業の設置等に関する条例（昭和43年流山市条例第19号）第3条に規定する水道局の所管に属する施設（以下「水道施設」という。）の被害調査の集計及び報告に関する事 4 水道関係機関との連絡調整に関する事 5 部の庶務に関する事	給水工務班 給水工務班長： （水）工務課長	1 水道施設の応急工事に関する事 2 水道施設の被害調査に関する事 3 飲料水の確保及び給水に関する事	消防部 消防部長：消防長	消防総務班 消防総務班長： 消防総務課長	1 部内各班との連絡調整に関する事 2 消防に係る関係機関との連絡に関する事 3 消防資機材の調達に関する事 4 消防本部及び消防署の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関する事 5 部の庶務に関する事	予防消防班 予防消防班長： 消防防災課長 予防消防班副班長： 予防課長	1 消防隊の総括運用及び指令に関する事 2 消防災害の情報の収集及び伝達に関する事 3 消防職員及び消防団員の非常参集に関する事 4 消防通信の統制運用に関する事 5 消防に係る災害の調査及び集計に関する事 6 危険物施設及び防火対象物の災害防止に関する事 7 消防の相互応援に関する事 8 予防広報に関する事	警防班 警防班長：中央消防署長 警防班副班長： ①北消防署長 ②東消防署長 ③南消防署長	1 消防警戒区域の設定に関する事 2 消防災害の防御活動に関する事 3 避難に関する事 4 現場広報に関する事	
部	班	事務分掌															
水道部 水道部長：水道局次長	水道庶務班 水道庶務班長： （水）経営業務課長	1 給水工務班との連絡調整に関する事 2 水道用資機材の調達及び管理に関する事 3 流山市水道事業の設置等に関する条例（昭和43年流山市条例第19号）第3条に規定する水道局の所管に属する施設（以下「水道施設」という。）の被害調査の集計及び報告に関する事 4 水道関係機関との連絡調整に関する事 5 部の庶務に関する事															
	給水工務班 給水工務班長： （水）工務課長	1 水道施設の応急工事に関する事 2 水道施設の被害調査に関する事 3 飲料水の確保及び給水に関する事															
消防部 消防部長：消防長	消防総務班 消防総務班長： 消防総務課長	1 部内各班との連絡調整に関する事 2 消防に係る関係機関との連絡に関する事 3 消防資機材の調達に関する事 4 消防本部及び消防署の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関する事 5 部の庶務に関する事															
	予防消防班 予防消防班長： 消防防災課長 予防消防班副班長： 予防課長	1 消防隊の総括運用及び指令に関する事 2 消防災害の情報の収集及び伝達に関する事 3 消防職員及び消防団員の非常参集に関する事 4 消防通信の統制運用に関する事 5 消防に係る災害の調査及び集計に関する事 6 危険物施設及び防火対象物の災害防止に関する事 7 消防の相互応援に関する事 8 予防広報に関する事															
	警防班 警防班長：中央消防署長 警防班副班長： ①北消防署長 ②東消防署長 ③南消防署長	1 消防警戒区域の設定に関する事 2 消防災害の防御活動に関する事 3 避難に関する事 4 現場広報に関する事															

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	て充てる。 イ 所掌事務 （ア） 被害状況、復旧状況の情報収集 （イ） 自衛隊の災害派遣についての意見具申 （ウ） 本部長の指示による応急対策の推進 （エ） 各種相談業務の実施 （オ） その他緊急を要する応急対策の実施 ウ 設置場所 <u>市現地災害対策本部の設置場所は、</u>災害現地又はその近隣の公共施設とする。	
地 3-16	4 災害対策本部設置の伝達等 ア 防災危機管理課長（<u>不在時は防災危機管理課課長補佐</u>）は、災害対策本部設置の決定及び市長の指示等を、課業時間内は庁内放送及び庁内情報システムにより、課業時間外はメール及び電話により、各部長等に伝達するとともに、千葉県防災危機管理部、野田市、柏市、松戸市防災担当課<u>及び流山市防災会議委員</u>に報告・通報するものとする。 イ 加入電話が使用不能の場合等、必要に応じて、県が日本放送協会（NHK）千葉放送局、（株）ニッポン放送、千葉テレビ放送(株)及び(株)ベイエフエムと締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県を通じて職員の動員に関する放送を要請し、伝達するものとする。また、<u>(株)JCN コアラ葛飾</u>に対しても放送を要請するものとする。 ウ 各部長等は、<u>災害対策本部設置の決定及び市長の指示等の伝達を受けた場合は、</u>各課長等に対して、<u>その旨を</u>伝達するとともに、所要の指示をするものとする。 エ 防災危機管理課長（<u>不在時は防災危機管理課課長補佐</u>）と秘書広報課長（<u>不在時は秘書広報課課長補佐</u>）は相互に協力し、防災行政無線、安心メール、広報車等及び報道機関を通じて、対策本部の設置及びその他必要な事項を市民に広報するものとする。 5 職員の参集 ア <u>震度 5 強以上を体感</u>した場合は、自主的参集を基本とし、<u>職員は、通信・放送の途絶等によって震度を確認出来ない場合は速やかに、震度を確認出来た場合はそれに応ずる配備基準に基づき参集するものとする。</u> イ 職員は、所定の場所に参集出来ない場合は、その旨、所属する班又は災対本部事務局に報告するとともに、最寄りの市の施設に参集するよう努めるものとする。 ウ 職員は、参集に際して、食糧（1 食分程度）、飲料水（水筒）、ラジオ等の携行に努めるものとする。 エ 各部は、職員との連絡を確保し、その参集及び被災状況等を把握、所要の職員の早期動員に努めるとともに、その状況を災対本部事務局に通報するものとする。 6 市災害対策本部の場所及び配置	3 災害対策本部設置の伝達等 ア 防災危機管理課長は、災害対策本部設置の決定及び市長の指示等を、課業時間内は庁内放送及び庁内情報システムにより、課業時間外はメール及び電話により、各部長等に伝達するとともに、千葉県防災危機管理部、野田市、柏市、松戸市防災担当課に報告・通報するものとする。 イ 加入電話が使用不能の場合等、必要に応じて、県が日本放送協会（NHK）千葉放送局、（株）ニッポン放送、千葉テレビ放送(株)及び(株)ベイエフエムと締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県を通じて職員の動員に関する放送を要請し、伝達するものとする。また、<u>(株)ジェイコム東葛葛飾</u>に対しても放送を要請するものとする。 ウ 各部長等は、<u>伝達を受けた内容を</u>各課長等に対して伝達するとともに、所要の指示をするものとする。 エ 防災危機管理課長と秘書広報課長は相互に協力し、防災行政無線、安心メール、広報車等及び報道機関を通じて、対策本部の設置及びその他必要な事項を市民に広報するものとする。 4 職員の参集 ア <u>市災害対策本部の設置基準に該当する災害情報を覚知</u>した場合は、<u>配備基準に従い、</u>自主的参集を基本とする。市災害対策本部設置後は、直ちに所定の班に参集するものとする。 イ 職員は、所定の場所に参集出来ない場合は、その旨、所属する班又は災対本部事務局に報告するとともに、最寄りの市の施設に参集するよう努めるものとする。 ウ 職員は、参集に際して、食糧（1 食分程度）、飲料水（水筒）、ラジオ等の携行に努めるものとする。 エ 各部は、職員との連絡を確保し、その参集及び被災状況等を把握、所要の職員の早期動員に努めるとともに、その状況を災対本部事務局に通報するものとする。 5 市災害対策本部の場所及び配置

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	市災害対策本部室を、流山市役所第1庁舎庁議室に常設し、必要な資機材を準備し、円滑な本部会議の運営及び関係者の情報の共有と連携強化を図る。 本部室の配置の基準は次のとおりとする。 第1庁舎3階 関係機関 事務局 庁議室 庁議室（配置図） 無線室 倉庫 地図活動状況図 地図被害状況図 被害状況等 ボード プロジェクター 本部長 副本部長 救援部隊の活動等 図 3-1-2 災害対策本部の設置場所及び配置図	市災害対策本部室を、流山市役所第1庁舎庁議室に常設し、必要な資機材を準備し、円滑な本部会議の運営及び関係者の情報の共有と連携強化を図る。 本部室の配置の基準は次のとおりとする。 第1庁舎3階 関係機関 事務局 庁議室 庁議室（配置図） 無線室 倉庫 地図活動状況図 地図被害状況図 被害状況等 ボード プロジェクター 本部長 副本部長 救援部隊の活動等 図 3-1-2 災害対策本部の設置場所及び配置図
風 3-18	4 災害対策本部設置の伝達等 ア 防災危機管理課長（<u>不在時は防災危機管理課課長補佐</u>）は、災害対策本部設置の決定及び市長の指示等を、課業時間内は庁内放送及び庁内情報システムにより、課業時間外はメール及び電話により、各部長等に伝達するとともに、千葉県防災危機管理部、野田市、柏市、松戸市防	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	災担当課及び流山市防災会議委員に報告・通報するものとする。 イ 加入電話が使用不能の場合等、必要に応じて、県が日本放送協会（NHK）千葉放送局、（株）ニッポン放送、千葉テレビ放送(株)及び(株)ベイエフエムと締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県を通じて職員の動員に関する放送を要請し、伝達するものとする。また、(株)JCN コアラ葛飾に対しても放送を要請するものとする。 ウ 各部長等は、災害対策本部設置の決定及び市長の指示等の伝達を受けた場合は、各課長等に対して、その旨を伝達するとともに、所要の指示をするものとする。 エ 防災危機管理課長（不在時は防災危機管理課課長補佐）と秘書広報課長（不在時は秘書広報課課長補佐）は相互に協力し、防災行政無線、安心メール、広報車等及び報道機関を通じて、対策本部の設置及びその他必要な事項を市民に広報するものとする。 5 職員の参集 ア 職員は、勤務時間外に配備基準に該当する災害情報を覚知した場合は、該当する配備基準に従い、配備指令が伝達される前に自主的に登庁するものとする。 また、市災害対策本部設置後職員は、直ちに所定の班に参集するものとする。参集不能の状態にあるときは、当該職員の所属長を通じて市災害対策本部にその旨連絡するよう努めるものとする。 イ 職員は、所定の場所に参集出来ない場合は、その旨、所属する班又は災対本部事務局に報告するとともに、最寄りの市の施設に参集するよう努めるものとする。 ウ 職員は、参集に際して、食糧（1 食分程度）、飲料水（水筒）、ラジオ等の携行に努めるものとする。 エ 各部は、職員との連絡を確保し、その参集及び被災状況等を把握、所要の職員の早期動員に努めるとともに、その状況を災対本部事務局に通報するものとする。 6 市災害対策本部の場所及び配置 市災害対策本部室を、流山市役所第 1 庁舎庁議室に常設し、必要な資機材を準備し、円滑な本部会議の運営及び関係者の情報の共有と連携強化を図る。 本部室の配置の基準は次のとおりとする。	

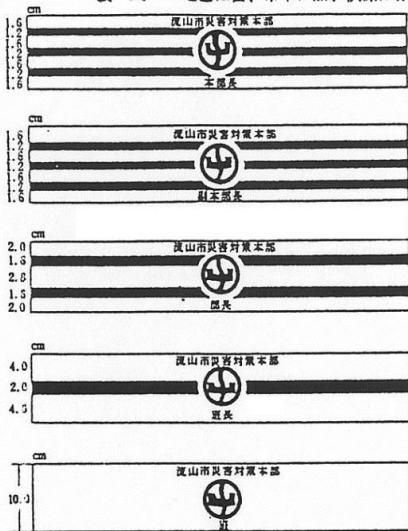
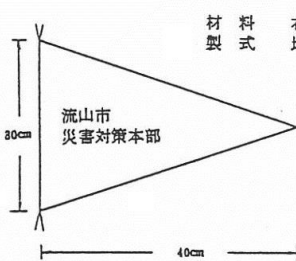
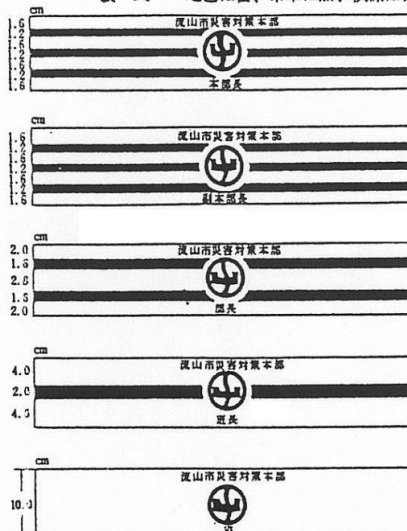
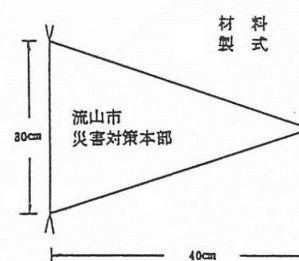
流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	第 1 庁舎 3 階 関係機関 事務局 庁議室 庁議室（配置図） 地図活動状況図 無線室 倉庫 救援部隊の活動等 プロジェクト 本部長 副本部長 地図被害状況図 被害状況等 ボード 図 3-1-2 災害対策本部の設置場所及び配置図	
地 3-19	7市災害対策本部の運営 (1)市災害対策本部の運営 市災害対策本部の運営等については、流山市災害対策本部規則（昭和 41 年流山市規則第 33 号）による。 (2)被災状況等に関する情報の収集及び分析 ア 各部は、被災状況等に関する情報を収集し、災対本部事務局に通報するものとする。 イ 災対本部事務局は、自ら得た情報と各課等から通報のあった情報を一元的に分析して、災害	6市災害対策本部の運営 《流山市災害対策本部規則（資料 10）》 (1)被災状況等に関する情報の収集及び分析 ア 各部は、被災状況等に関する情報を収集し、災対本部事務局に通報するものとする。 イ 災対本部事務局は、自ら得た情報と各課等から通報のあった情報を一元的に分析して、災害

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）				
	対策室の該当状況図等に記入し、常に最新の状態で維持するとともに、庁内情報システム、千葉県防災情報システム、安心メール及び防災行政無線等を活用して、庁内、千葉県防災危機管理部、<u>流山市防災会議委員</u>及び市民に、報告・通報、周知するものとする。 (3) 災害応急活動状況の把握 各部は、事務分掌に応ずる災害応急活動の状況を、災害対策室の該当状況図等に記入し、常に最新の状態で維持するとともに、庁内情報システム、千葉県防災情報システム、安心メール及び防災行政無線等を活用して、庁内、千葉県庁、<u>流山市防災会議委員</u>及び市民に、報告・通報、周知するものとする。 (4) 市災害対策本部会議 ア 組織及び協議事項 市災害対策本部会議（以下「本部会議」という。）は、<u>本部長、副本部長、本部長</u>をもって組織し（<u>本章「第 1 節第 3 2(4) 図 市災害対策本部組織図</u>）、概ね次に掲げる災害予防、災害応急対策及びその他の防災に関する重要な事項について協議する。 （ア） 災害救助法適用基準の報告又は要請の実施に関すること。 （イ） 市災害対策本部の活動体制に関すること。 （ウ） 災害応急対策の実施及び調整に関すること。 （エ） 応援要請に関すること。 （オ） 自衛隊の災害派遣要請及び配備に係る県との調整に関すること。 （カ） 災害広報に関すること。 （キ） 国に対する要望に関すること。 （ク） 市災害対策本部の廃止に関すること。 （ケ） その他重要な事項に関すること。 イ 招集 本部会議は、本部長が必要の都度招集する。また、招集の伝達は、災対本部事務局が、勤務時間中においては庁内放送等を通じて行い、勤務時間外においては携帯電話等を用いて実施する。 ウ 第 1 回開催時間 <u>（ア） 課業時間内に発災した場合</u> <u>発災 1 時間後を基準</u> <u>（イ） 課業時間外に発災した場合</u> <u>発災 2 時間後を基準</u> (5) 防災関係機関等に対する連絡員の派遣要請 本部長は、被害状況及び応急対策実施状況に関する情報を交換し、効率的な応急対策を実施するため必要があると認める場合は、防災関係機関等に対し連絡員の派遣を要請するものとする。 要請を受けた機関は、速やかに連絡員を派遣するものとし、連絡員には所属機関との連絡を確保するための無線機等を携行させるよう配慮するものとする。 (6) 職員の増強 ア 職員の派遣要請	対策室の該当状況図等に記入し、常に最新の状態で維持するとともに、庁内情報システム、千葉県防災情報システム、安心メール及び防災行政無線等を活用して、庁内、千葉県防災危機管理部及び市民に、報告・通報、周知するものとする。 (2) 災害応急活動状況の把握 各部は、事務分掌に応ずる災害応急活動の状況を、災害対策室の該当状況図等に記入し、常に最新の状態で維持するとともに、庁内情報システム、千葉県防災情報システム、安心メール及び防災行政無線等を活用して、庁内、千葉県庁及び市民に、報告・通報、周知するものとする。 (3) 市災害対策本部会議 ア 組織及び協議事項 市災害対策本部会議（以下「本部会議」という。）は、<u>本部室構成員</u>をもって組織し（<u>本節表 3-1-2 本部室構成</u>）、概ね次に掲げる災害予防、災害応急対策及びその他の防災に関する重要な事項について協議する。 （ア） 災害救助法適用基準の報告又は要請の実施に関すること。 （イ） 市災害対策本部の活動体制に関すること。 （ウ） 災害応急対策の実施及び調整に関すること。 （エ） 応援要請に関すること。 （オ） 自衛隊の災害派遣要請及び配備に係る県との調整に関すること。 （カ） 災害広報に関すること。 （キ） 国に対する要望に関すること。 （ク） 市災害対策本部の廃止に関すること。 （ケ） その他重要な事項に関すること。 イ 招集 本部会議は、本部長が必要の都度招集する。また、招集の伝達は、災対本部事務局が、勤務時間中においては庁内放送等を通じて行い、勤務時間外においては携帯電話等を用いて実施する。 ウ 第 1 回開催時間 <table><tr><td><u>課業時間内に発災した場合</u></td><td><u>発災 1 時間後を基準</u></td></tr><tr><td><u>課業時間外に発災した場合</u></td><td><u>発災 2 時間後を基準</u></td></tr></table> (4) 防災関係機関等に対する連絡員の派遣要請 本部長は、被害状況及び応急対策実施状況に関する情報を交換し、効率的な応急対策を実施するため必要があると認める場合は、防災関係機関等に対し連絡員の派遣を要請するものとする。 要請を受けた機関は、速やかに連絡員を派遣するものとし、連絡員には所属機関との連絡を確保するための無線機等を携行させるよう配慮するものとする。 (5) 職員の増強 ア 職員の派遣要請	<u>課業時間内に発災した場合</u>	<u>発災 1 時間後を基準</u>	<u>課業時間外に発災した場合</u>	<u>発災 2 時間後を基準</u>
<u>課業時間内に発災した場合</u>	<u>発災 1 時間後を基準</u>					
<u>課業時間外に発災した場合</u>	<u>発災 2 時間後を基準</u>					

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	災害応急対策実施のため必要があるときは、災害対策基本法の関係法令及び相互応援協定等により、国、県及び他市町村等に対して職員の派遣を求めるものとする。 イ 退職職員の臨時雇用 災害応急対策の実施について要員が不足した場合は、必要に応じて退職した市職員を臨時職員として雇用するものとする。 <u>(7) 職員の健康管理及び給食等</u> 災対本部事務局長は、職員の健康管理及び給食等に必要な基本的な措置を講じるものとし、各部長及び各班長は、班員の健康及び勤務の状態等に常に配意し、適切な措置をとるものとする。 <u>(8) 関係者以外の立入制限</u> 市災害対策本部は、円滑に業務を行うため、必要に応じて、関係者以外の立入りを制限するものとする。 <u>8 本部及び本部職員の腕章等</u> 災害対策に従事する職員及び自動車について身分等を明確にするため、次のとおり腕章及び標識を定める。 腕 章 材 料 ビニール 製 式 地色は白、市章は黒、横線は赤  自動車標識 材 料 布 製 式 地色は黄 文字は黒  図 3-1-3 腕章及び自動車標識 <u>9 県及び国の対策本部との連携</u> <u>市は、県の災害対策本部、国の非常（緊急）災害現地対策本部との連携を図り、総合的かつ効果</u>	災害応急対策実施のため必要があるときは、災害対策基本法の関係法令及び相互応援協定等により、国、県及び他市町村等に対して職員の派遣を求めるものとする。 イ 退職職員の臨時雇用 災害応急対策の実施について要員が不足した場合は、必要に応じて退職した市職員を臨時職員として雇用するものとする。 <u>(6) 職員の健康管理及び給食等</u> 災対本部事務局長は、職員の健康管理及び給食等に必要な基本的な措置を講じるものとし、各部長及び各班長は、班員の健康及び勤務の状態等に常に配意し、適切な措置をとるものとする。 <u>(7) 関係者以外の立入制限</u> 市災害対策本部は、円滑に業務を行うため、必要に応じて、関係者以外の立入りを制限するものとする。 <u>7 本部及び本部職員の腕章等</u> 災害対策に従事する職員及び自動車について身分等を明確にするため、次のとおり腕章及び標識を定める。 腕 章 材 料 ビニール 製 式 地色は白、市章は黒、横線は赤  自動車標識 材 料 布 製 式 地色は黄 文字は黒  図 3-1-3 腕章及び自動車標識 <u>8 市災害対策本部の廃止</u> <u>ア 災害応急対策が概ね完了したとき</u> <u>イ その他本部長が必要なしと認めたとき</u> <u>第 3 国、県及び防災関係機関との連携</u>

【災対本部事務局・各班】

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	<u>的な災害応急対策を効果的に実施するものとする。国、県、市の総合的な防災体制は次のとおりであり、相互に連絡調整を図るものとする。</u> 図 3-1-4 総合防災体制図	<u>本市域に災害が発生した場合、指定地方行政機関及び指定地方公共機関においては、それぞれの防災計画に基づき、本市や他機関との情報交換を行って自らの応急対策あるいは他機関と連携をとった応急対策の実施体制をとり、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等を行うものとする。</u> <u>また、市は、県の災害対策本部、国の非常（緊急）災害現地対策本部との連携を図り、総合的かつ効果的な災害応急対策を効果的に実施するものとする。国、県、市の総合的な防災体制は次のとおりであり、相互に連絡調整を図るものとする。</u> 図 3-1-4 総合防災体制図
風 3-21	7 市災害対策本部の運営 (1) 市災害対策本部の運営 <u>市災害対策本部の運営等については、流山市災害対策本部規則（昭和 41 年流山市規則第 33 号）による。</u> (2) 被災状況等に関する情報の収集及び分析 ア 各部は、被災状況等に関する情報を収集し、災対本部事務局に通報するものとする。	

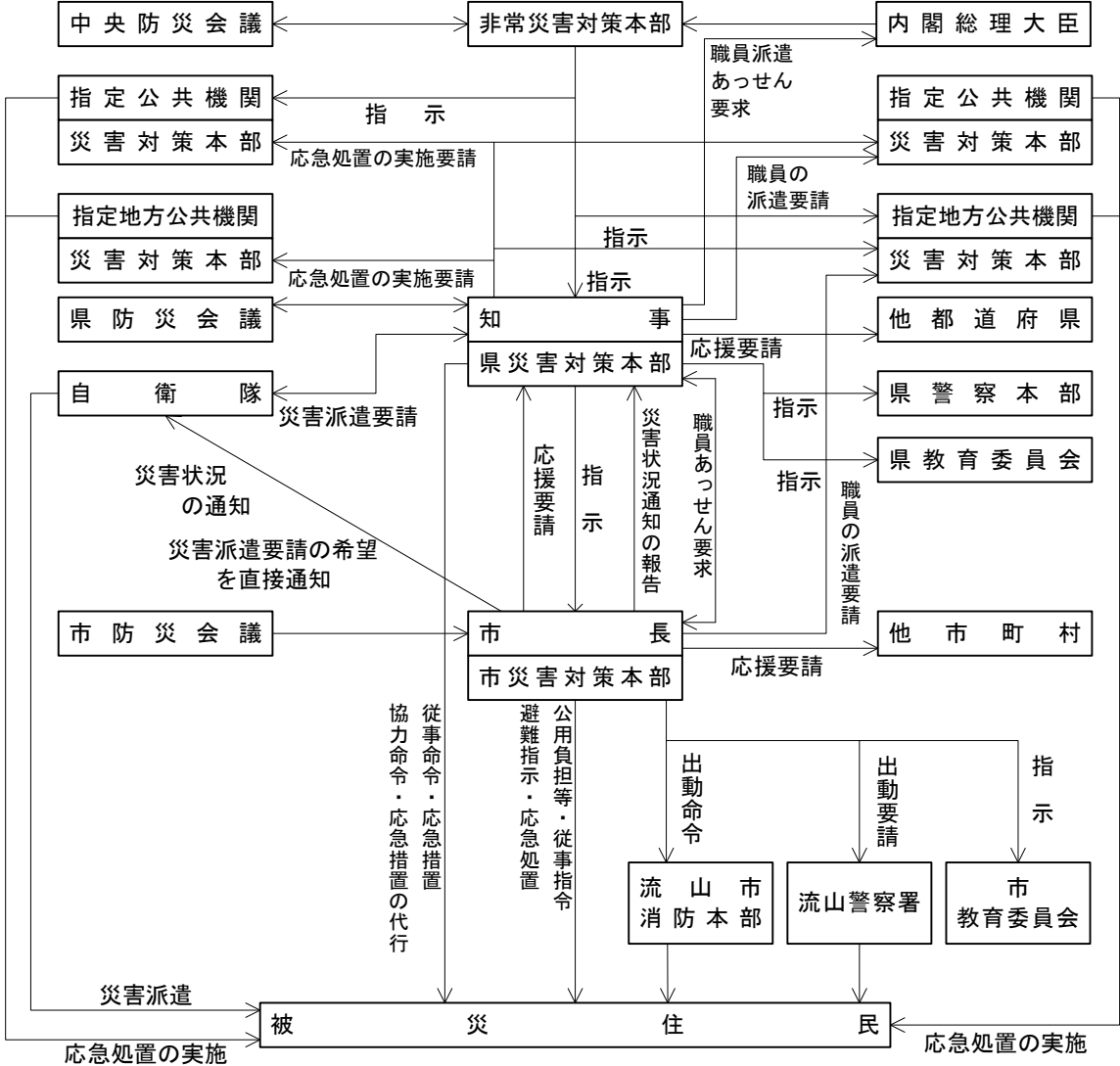
流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	イ 災対本部事務局は、自ら得た情報と各課等から通報のあった情報を一元的に分析して、災害対策室の該当状況図等に記入し、常に最新の状態に維持するとともに、庁内情報システム、千葉県防災情報システム、安心メール及び防災行政無線等を活用して、庁内、千葉県防災危機管理部、<u>流山市防災会議委員</u>及び市民に、報告・通報、周知するものとする。 (3) 災害応急活動状況の把握 各部は、事務分掌に応ずる災害応急活動の状況を、災害対策室の該当状況図等に記入し、常に最新の状態に維持するとともに、庁内情報システム、千葉県防災情報システム、安心メール及び防災行政無線等を活用して、庁内、千葉県庁、<u>流山市防災会議委員</u>及び市民に、報告・通報、周知するものとする。 (4) 市災害対策本部会議 ア 組織及び協議事項 市災害対策本部会議（以下「本部会議」という。）は、<u>本部長、副本部長、本部員</u>をもって組織し（<u>本章「第 1 節第 3 2(4) 図 市災害対策本部組織図</u>）、概ね次に掲げる災害予防、災害応急対策及びその他の防災に関する重要な事項について協議する。 （ア） 災害救助法適用基準の報告又は要請の実施に関すること。 （イ） 市災害対策本部の活動体制に関すること。 （ウ） 災害応急対策の実施及び調整に関すること。 （エ） 応援要請に関すること。 （オ） 自衛隊の災害派遣要請及び配備に係る県との調整に関すること。 （カ） 災害広報に関すること。 （キ） 国に対する要望に関すること。 （ク） 市災害対策本部の廃止に関すること。 （ケ） その他重要な事項に関すること。 イ 招集 本部会議は、本部長が必要の都度招集する。また、招集の伝達は、災対本部事務局が、勤務時間中においては庁内放送等を通じて行い、勤務時間外においては携帯電話等を用いて実施する。 ウ 第 1 回開催時間 <u>（ア） 課業時間内に発災した場合</u> <u>発災 1 時間後を基準</u> <u>（イ） 課業時間外に発災した場合</u> <u>発災 2 時間後を基準</u> (5) 防災関係機関等に対する連絡員の派遣要請 本部長は、被害状況及び応急対策実施状況に関する情報を交換し、効率的な応急対策を実施するため必要があると認める場合は、防災関係機関等に対し連絡員の派遣を要請するものとする。 要請を受けた機関は、速やかに連絡員を派遣するものとし、連絡員には所属機関との連絡を確保するための無線機等を携行させるよう配慮するものとする。	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	(6) 職員の増強 ア 職員の派遣要請 災害応急対策実施のため必要があるときは、災害対策基本法の関係法令及び相互応援協定等により、国、県及び他市町村等に対して職員の派遣を求めるものとする。 イ 退職職員の臨時雇用 災害応急対策の実施について要員が不足した場合は、必要に応じて退職した市職員を臨時職員として雇用するものとする。 (7) 職員の健康管理及び給食等 災対本部事務局長は、職員の健康管理及び給食等に必要な基本的な措置を講じるものとし、各部長及び各班長は、班員の健康及び勤務の状態等に常に配意し、適切な措置をとるものとする。 (8) 関係者以外の立入制限 市災害対策本部は、円滑に業務を行うため、必要に応じて、関係者以外の立入りを制限するものとする。 8 本部及び本部職員の腕章等 災害対策に従事する職員及び自動車について身分等を明確にするため、次のとおり腕章及び標識を定める。 腕章 材料式 ビニール 地色は白、市章は黒、横線は赤 自動車標識 材料式 布 地色は黄、文字は黒 図 3-1-3 腕章及び自動車標識	
	9 県及び国の対策本部との連携 <u>市は、県の災害対策本部、国の非常（緊急）災害現地対策本部との連携を図り、総合的かつ効果的な災害応急対策を効果的に実施するものとする。国、県、市の総合的な防災体制は次のとおりであり、相互に連絡調整を図るものとする。</u>	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	 図 3-1-4 総合防災体制図 この図は、流山市の総合防災体制を示しています。中央には「非常災害対策本部」があり、内閣総理大臣、指定公共機関災害対策本部、指定地方公共機関災害対策本部、県防災会議、自衛隊、市防災会議、市災害対策本部と接続しています。市災害対策本部は、市長、市消防本部、流山警察署、市教育委員会と接続しています。また、市災害対策本部は、被災者（被災者、被災者、被災者）に対して「災害派遣」や「応急処置の実施」を行います。市災害対策本部は、市長、市消防本部、流山警察署、市教育委員会と接続しています。また、市災害対策本部は、被災者（被災者、被災者、被災者）に対して「災害派遣」や「応急処置の実施」を行います。	
地 3-22	第 4 災害救助法の適用手続等 【<u>災対本部事務局・救援庶務班・各班</u>】 災害により、市域の被害が災害救助法（<u>昭和 22 年法律第 118 号</u>）の適用基準に該当する場合は、同法の適用を受けて必要な救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図るものとする。 1 災害救助法の適用基準 <u>災害救助法の適用基準は、同法施行令第 1 条に定めるところによる。</u>同施行令によると、災害による被害が次に掲げる基準に該当し、県知事が救助を必要と認めたときに、市町村単位にその適用地域が指定される。	第 4 災害救助法の適用手続等 【救援庶務班】 災害により、市域の被害が災害救助法の適用基準に該当する場合は、同法の適用を受けて必要な救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図るものとする。 1 災害救助法の適用基準 <u>災害救助法</u>施行令によると、災害による被害が次に掲げる基準に該当し、県知事が救助を必要と認めたときに、市町村単位にその適用地域が指定される。 <u>《災害救助法施行令第 1 条》</u>

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）																																																				
	表 3-1-<u>5</u> 災害救助法の適用基準（<u>平成 24 年 4 月住民基本台帳人口：165,195 人</u>） <table><tr><th>指標となる被害項目</th><th>適用の基準</th><th>該当条項</th></tr><tr><td>市内の住家が滅失 <u>（り災）</u> した世帯の数</td><td>100 以上</td><td>第 1 項 1 号</td></tr><tr><td>県内の住家が滅失 <u>（り災）</u> した世帯の数</td><td>2,500 以上</td><td rowspan="2">第 1 項 2 号</td></tr><tr><td>そのうち市内の住家が滅失 <u>（り災）</u> した世帯の数</td><td>50 以上</td></tr><tr><td>県内の住家が滅失 <u>（り災）</u> した世帯の数</td><td>12,000 以上</td><td rowspan="2">第 1 項 3 号</td></tr><tr><td>そのうち市内の住家が滅失 <u>（り災）</u> した世帯の数</td><td>多 数</td></tr><tr><td>多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受ける おそれが生じた場合</td><td>県知事が 厚生労働大臣と協議</td><td>第 1 項 4 号</td></tr></table> 2 滅失世帯の算定基準 市が、災害救助法適用の判断及びその手続を行うに当たっては、被害情報の収集及び伝達体制により、被害状況の把握及び認定の作業を迅速かつ的確に行うものとする。 <u>また、災害救助法の適用に当たっての被害状況の把握及び認定は、次の基準で行う。</u> (1) <u>被災</u>世帯の算定 <u>住家の滅失した世帯の算定に当たっては、住家が半焼する等、著しく損傷した世帯は 2 世帯をもって、住家が床上浸水・土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は 3 世帯をもって、それぞれ住家の滅失した 1 世帯とみなす。</u> (2) 住家の滅失等の<u>算定</u> 滅失、半壊等の認定は、「被害の認定基準」によるが、住家被害については、以下の表のとおりである。 表 3-1-<u>6</u> 住家被害程度の認定基準 <table><tr><th>被害の区分</th><th>認 定 の 基 準</th></tr><tr><td>全壊</td><td>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、<u>消失</u>もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、</td></tr></table>	指標となる被害項目	適用の基準	該当条項	市内の住家が滅失 <u>（り災）</u> した世帯の数	100 以上	第 1 項 1 号	県内の住家が滅失 <u>（り災）</u> した世帯の数	2,500 以上	第 1 項 2 号	そのうち市内の住家が滅失 <u>（り災）</u> した世帯の数	50 以上	県内の住家が滅失 <u>（り災）</u> した世帯の数	12,000 以上	第 1 項 3 号	そのうち市内の住家が滅失 <u>（り災）</u> した世帯の数	多 数	多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受ける おそれが生じた場合	県知事が 厚生労働大臣と協議	第 1 項 4 号	被害の区分	認 定 の 基 準	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、 <u>消失</u> もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、	表 3-1-<u>4</u> 災害救助法の適用基準（<u>平成 28 年 4 月住民基本台帳人口：177,597 人</u>） <table><tr><th>指標となる被害項目</th><th>適用の基準</th><th>該当条項</th></tr><tr><td>市内の住家が滅失した世帯の数</td><td>100 以上</td><td>第 1 項 1 号</td></tr><tr><td>県内の住家が滅失した世帯の数</td><td>2,500 以上</td><td rowspan="2">第 1 項 2 号</td></tr><tr><td>そのうち市内の住家が滅失した世帯の数</td><td>50 以上</td></tr><tr><td>県内の住家が滅失した世帯の数</td><td>12,000 以上</td><td rowspan="2">第 1 項 3 号</td></tr><tr><td>そのうち市内の住家が滅失した世帯の数</td><td>多 数</td></tr><tr><td>多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受ける おそれが生じた場合</td><td>県知事が 厚生労働大臣と協議</td><td>第 1 項 4 号</td></tr></table> 2 滅失世帯の算定基準 市が、災害救助法適用の判断及びその手続を行うに当たっては、被害情報の収集及び伝達体制により、被害状況の把握及び認定の作業を迅速かつ的確に行うものとする。 (1) <u>滅失</u>世帯の算定 <u>住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。そこ</u> <u>まで至らない半壊等については、以下のとおり、みなし換算を行う。</u> <table><tr><td></td><td><u>みなし換算の算定方法</u></td></tr><tr><td rowspan="3"><u>滅失住家 1 世帯</u></td><td><u>全壊（全焼・流失）住家 1 世帯</u></td></tr><tr><td><u>半壊（半焼）住家 2 世帯</u></td></tr><tr><td><u>床上浸水、土砂の堆積等により</u> <u>一時的に居住できない状態になった住家 3 世帯</u></td></tr></table> <u>（注）床下浸水、一部破損は換算しない。</u> <u>《災害救助法施行令第 1 条第 2 項》</u> (2) 住家の滅失等の<u>認定</u> 滅失、半壊等の認定は、「被害の認定基準」によるが、住家被害については、以下の表のとおりである。 表 3-1-<u>5</u> 住家被害程度の認定基準 <table><tr><th>被害の区分</th><th>認 定 の 基 準</th></tr><tr><td>全壊</td><td>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、<u>焼失</u>もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、</td></tr></table>	指標となる被害項目	適用の基準	該当条項	市内の住家が滅失した世帯の数	100 以上	第 1 項 1 号	県内の住家が滅失した世帯の数	2,500 以上	第 1 項 2 号	そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	50 以上	県内の住家が滅失した世帯の数	12,000 以上	第 1 項 3 号	そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	多 数	多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受ける おそれが生じた場合	県知事が 厚生労働大臣と協議	第 1 項 4 号		<u>みなし換算の算定方法</u>	<u>滅失住家 1 世帯</u>	<u>全壊（全焼・流失）住家 1 世帯</u>	<u>半壊（半焼）住家 2 世帯</u>	<u>床上浸水、土砂の堆積等により</u> <u>一時的に居住できない状態になった住家 3 世帯</u>	被害の区分	認 定 の 基 準	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、 <u>焼失</u> もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、
指標となる被害項目	適用の基準	該当条項																																																				
市内の住家が滅失 <u>（り災）</u> した世帯の数	100 以上	第 1 項 1 号																																																				
県内の住家が滅失 <u>（り災）</u> した世帯の数	2,500 以上	第 1 項 2 号																																																				
そのうち市内の住家が滅失 <u>（り災）</u> した世帯の数	50 以上																																																					
県内の住家が滅失 <u>（り災）</u> した世帯の数	12,000 以上	第 1 項 3 号																																																				
そのうち市内の住家が滅失 <u>（り災）</u> した世帯の数	多 数																																																					
多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受ける おそれが生じた場合	県知事が 厚生労働大臣と協議	第 1 項 4 号																																																				
被害の区分	認 定 の 基 準																																																					
全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、 <u>消失</u> もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、																																																					
指標となる被害項目	適用の基準	該当条項																																																				
市内の住家が滅失した世帯の数	100 以上	第 1 項 1 号																																																				
県内の住家が滅失した世帯の数	2,500 以上	第 1 項 2 号																																																				
そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	50 以上																																																					
県内の住家が滅失した世帯の数	12,000 以上	第 1 項 3 号																																																				
そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	多 数																																																					
多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受ける おそれが生じた場合	県知事が 厚生労働大臣と協議	第 1 項 4 号																																																				
	<u>みなし換算の算定方法</u>																																																					
<u>滅失住家 1 世帯</u>	<u>全壊（全焼・流失）住家 1 世帯</u>																																																					
	<u>半壊（半焼）住家 2 世帯</u>																																																					
	<u>床上浸水、土砂の堆積等により</u> <u>一時的に居住できない状態になった住家 3 世帯</u>																																																					
被害の区分	認 定 の 基 準																																																					
全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、 <u>焼失</u> もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、																																																					

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）			修正案（平成 28 年度修正）						
			その住家の損害割合が 50％以上に達した程度のものとする。			その住家の損害割合が 50％以上に達した程度のものとする。				
		大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 50％以上 70％未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40％以上 50％未満のものとする。			居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 50％以上 70％未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40％以上 50％未満のものとする。				
		住家の半壊	住家がその居住するための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 20％以上 70％未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20％以上 50％未満のものとする。			住家の半壊	住家がその居住するための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 20％以上 70％未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20％以上 50％未満のものとする。			
		(1) 全壊、半壊：被害認定基準による (2) 大規模半壊：「被災者生活再建支援法 <u>施行令</u> の一部を改正する <u>政令</u> の施行について」 <u>平成 22 年 9 月 3 日</u> 付府政防第 <u>608</u> 号内閣府政策統括官（防災担当）通知による (3) <u>平成 19 年 12 月 14 日付府政防第 880 号内閣府政策統括官（防災担当）通知</u> 」による (4) 本運用指針においては、住家の損害割合により、住家の被害の程度を判定する場合 <u>え</u> の具体的な調査・判定方法を定めるものである。				(1) 全壊、半壊：被害認定基準による (2) 大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する <u>法律</u> の施行について」 <u>(平成 19 年 12 月 14 日</u> 付府政防第 <u>880</u> 号内閣府政策統括官（防災担当）通知 <u>)</u> 」による (3) 本運用指針においては、住家の損害割合により、住家の被害の程度を判定する場合の具体的な調査・判定方法を定めるものである。				
※ 詳細は、内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」による。										
《資料 123》										
(3) 住家及び世帯の単位										
ア 住家										
住家とは、現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断・独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ 1 住家として取り扱う。										
イ 世帯										
世帯とは、生計を一にしている実際の生活の単位をいう。										
3 災害救助法の適用手続										
(1) 災害救助法の適用要請										
市域内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は直ちにその旨を県知事に報告し、災害救助法の適用を県知事に要請する。要請は、次に掲げる事項について松戸健康福祉センターを経由して県知事に要請するものとし、とりあえず口頭又は電話で要請し、後日改めて文書を提出するものとする。										
ア 災害発生の日時及び場所										
イ 災害の原因及び被害の状況										
ウ 適用を要請する理由										
エ 適用の有無										
オ 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置										
カ その他必要な事項										
(2) 適用要請の特例										

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）																			
	<u>災害救助法施行細則（昭和 23 年千葉県規則第 19 号）第 5 条の規定により</u>、災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに県知事に報告するものとする。 また、災害救助期間の延長等の特例申請については、松戸健康福祉センターを通じて行う。	災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに県知事に報告するものとする。<u>その後の措置に関しては県知事の指揮により行うものとする。</u> また、災害救助期間の延長等の特例申請については、松戸健康福祉センターを通じて行う。																			
風 3-24	第 4 災害救助法の適用手続等 【<u>河川班・災对本部事務局・救援庶務班</u>】 災害により、市域の被害が災害救助法 <u>（昭和 22 年法律第 118 号）</u> の適用基準に該当する場合は、同法の適用を受けて必要な救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図るものとする。 1 災害救助法の適用基準 <u>災害救助法の適用基準は、同法施行令第 1 条に定めるところによる。同</u>施行令によると、災害による被害が次に掲げる基準に該当し、県知事が救助を必要と認めたときに、市町村単位にその適用地域が指定される。 表 3-1-<u>6</u> 災害救助法の適用基準（<u>平成 24 年 4 月住民基本台帳人口：165,195 人</u>） <table><tr><th>指標となる被害項目</th><th>適用の基準</th><th>該当条項</th></tr><tr><td>市内の住家が滅失 <u>（り災）</u> した世帯の数</td><td>100 以上</td><td>第 1 項 1 号</td></tr><tr><td>県内の住家が滅失 <u>（り災）</u> した世帯の数</td><td>2,500 以上</td><td rowspan="2">第 1 項 2 号</td></tr><tr><td>そのうち市内の住家が滅失 <u>（り災）</u> した世帯の数</td><td>50 以上</td></tr><tr><td>県内の住家が滅失 <u>（り災）</u> した世帯の数</td><td>12,000 以上</td><td rowspan="2">第 1 項 3 号</td></tr><tr><td>そのうち市内の住家が滅失 <u>（り災）</u> した世帯の数</td><td>多 数</td></tr><tr><td>多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受ける おそれが生じた場合</td><td>県知事が 厚生労働大臣と協議</td><td>第 1 項 4 号</td></tr></table> 2 滅失世帯の算定基準 市が、災害救助法適用の判断及びその手続を行うに当たっては、被害情報の収集及び伝達体制により、被害状況の把握及び認定の作業を迅速かつ的確に行うものとする。 <u>また、災害救助法の適用に当たっての被害状況の把握及び認定は、次の基準で行う。</u> (1) 被災世帯の算定 <u>住家の滅失した世帯の算定に当たっては、住家が半焼する等、著しく損傷した世帯は 2 世帯をもって、住家が床上浸水・土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は 3 世帯をもって、それぞれ住家の滅失した 1 世帯とみなす。</u> (2) 住家の滅失等の算定 滅失、半壊等の認定は、「被害の認定基準」によるが、住家被害については、以下の表のとおりである。	指標となる被害項目	適用の基準	該当条項	市内の住家が滅失 <u>（り災）</u> した世帯の数	100 以上	第 1 項 1 号	県内の住家が滅失 <u>（り災）</u> した世帯の数	2,500 以上	第 1 項 2 号	そのうち市内の住家が滅失 <u>（り災）</u> した世帯の数	50 以上	県内の住家が滅失 <u>（り災）</u> した世帯の数	12,000 以上	第 1 項 3 号	そのうち市内の住家が滅失 <u>（り災）</u> した世帯の数	多 数	多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受ける おそれが生じた場合	県知事が 厚生労働大臣と協議	第 1 項 4 号	<u>《災害救助法施行細則第 5 条》</u>
指標となる被害項目	適用の基準	該当条項																			
市内の住家が滅失 <u>（り災）</u> した世帯の数	100 以上	第 1 項 1 号																			
県内の住家が滅失 <u>（り災）</u> した世帯の数	2,500 以上	第 1 項 2 号																			
そのうち市内の住家が滅失 <u>（り災）</u> した世帯の数	50 以上																				
県内の住家が滅失 <u>（り災）</u> した世帯の数	12,000 以上	第 1 項 3 号																			
そのうち市内の住家が滅失 <u>（り災）</u> した世帯の数	多 数																				
多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受ける おそれが生じた場合	県知事が 厚生労働大臣と協議	第 1 項 4 号																			

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）										
	表 3-1-<u>7</u> 住家被害程度の認定基準 <table><tr><th>被害の区分</th><th>認 定 の 基 準</th></tr><tr><td>全壊</td><td>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、<u>消失</u>もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。</td></tr><tr><td>大規模半壊</td><td>居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものとする。</td></tr><tr><td>住家の半壊</td><td>住家がその居住するための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。</td></tr><tr><td colspan="2">(1) 全壊、半壊：被害認定基準による (2) 大規模半壊：「被災者生活再建支援法<u>施行令</u>の一部を改正する<u>政令</u>の施行について」<u>平成 22 年 9 月 3 日</u>付府政防第 <u>608</u> 号内閣府政策統括官（防災担当）通知による (3) <u>平成 19 年 12 月 14 日付府政防第 880 号内閣府政策統括官（防災担当）通知</u>」による (4) 本運用指針においては、住家の損害割合により、住家の被害の程度を判定する場合<u>え</u>の具体的な調査・判定方法を定めるものである。</td></tr></table> ※ 詳細は、内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」による。 (3) 住家及び世帯<u>の単位</u> ア 住家 住家とは、現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断・独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等<u>については</u>、それぞれ<u>をもって</u>1 住家として取り扱う。 イ 世帯 世帯とは、生計を一にしている実際の生活の単位をいう。 3 災害救助法の適用手続	被害の区分	認 定 の 基 準	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、 <u>消失</u> もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものとする。	住家の半壊	住家がその居住するための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。	(1) 全壊、半壊：被害認定基準による (2) 大規模半壊：「被災者生活再建支援法 <u>施行令</u> の一部を改正する <u>政令</u> の施行について」 <u>平成 22 年 9 月 3 日</u> 付府政防第 <u>608</u> 号内閣府政策統括官（防災担当）通知による (3) <u>平成 19 年 12 月 14 日付府政防第 880 号内閣府政策統括官（防災担当）通知</u> 」による (4) 本運用指針においては、住家の損害割合により、住家の被害の程度を判定する場合 <u>え</u> の具体的な調査・判定方法を定めるものである。		
被害の区分	認 定 の 基 準											
全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、 <u>消失</u> もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。											
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものとする。											
住家の半壊	住家がその居住するための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。											
(1) 全壊、半壊：被害認定基準による (2) 大規模半壊：「被災者生活再建支援法 <u>施行令</u> の一部を改正する <u>政令</u> の施行について」 <u>平成 22 年 9 月 3 日</u> 付府政防第 <u>608</u> 号内閣府政策統括官（防災担当）通知による (3) <u>平成 19 年 12 月 14 日付府政防第 880 号内閣府政策統括官（防災担当）通知</u> 」による (4) 本運用指針においては、住家の損害割合により、住家の被害の程度を判定する場合 <u>え</u> の具体的な調査・判定方法を定めるものである。												

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	(1) 災害救助法の適用要請 市域内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は直ちにその旨を県知事に報告し、災害救助法の適用を県知事に要請する。要請は、次に掲げる事項について松戸健康福祉センターを経由して県知事に要請するものとし、とりあえず口頭又は電話で要請し、後日改めて文書を提出するものとする。 ア 災害発生の日時及び場所 イ 災害の原因及び被害の状況 ウ 適用を要請する理由 エ 適用の有無 オ 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置 カ その他必要な事項 (2) 適用要請の特例 <u>災害救助法施行細則（昭和 23 年千葉県規則第 19 号）第 5 条の規定により</u>、災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに県知事に報告するものとする。その後の措置に関しては県知事の指揮により行うものとする。 また、災害救助期間の延長等の特例申請については、松戸健康福祉センターを通じて行う。	
地 3-25	4 災害救助法による救助の内容等 災害救助法が適用された場合は、住民の生命・身体・財産を保護するため、千葉県災害救助法施行細則に基づき、速やかに対策を実施するものとする。 (1) 災害報告及び救助実施状況による報告 災害救助法に基づく「災害報告」には、「発生報告」、「中間報告」、「決定報告」の 3 段階があり、災害発生の際の時間的経過に添って、その都度県知事に報告するものとする。 また、初期活動から救助活動が完了するまでの間、各救助種目の救助実施状況を日毎に記録・整理し、県知事に報告するものとする。 (2) 救助の程度、方法、期間及び実費弁償等 災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償については、資料 111 参照。 5 救助業務の実施者 災害救助法適用後の救助業務は国の責任において実施されるものであるが、その実施については県知事に全面的に委任されている。 救助は、災害の発生と同時に迅速に行わなくてはならないため、県では<u>次のとおり</u>救助の実施に関する事務の一部を、災害救助法<u>第 30 条</u>の規定に基づき、市長に委任することができる。 なお、この法律の適用以外の災害については、災害対策基本法第 62 条に基づき、市長（本部長）が応急措置を実施する。 《資料 118》	4 災害救助法による救助の内容等 災害救助法が適用された場合は、住民の生命・身体・財産を保護するため、千葉県災害救助法施行細則に基づき、速やかに対策を実施するものとする。 (1) 災害報告及び救助実施状況による報告 災害救助法に基づく「災害報告」には、「発生報告」、「中間報告」、「決定報告」の 3 段階があり、災害発生の際の時間的経過に添って、その都度県知事に報告するものとする。 また、初期活動から救助活動が完了するまでの間、各救助種目の救助実施状況を日毎に記録・整理し、県知事に報告するものとする。 (2) 救助の程度、方法、期間及び実費弁償等 災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償については、資料 111 参照。 5 救助業務の実施者 災害救助法適用後の救助業務は国の責任において実施されるものであるが、その実施については県知事に全面的に委任されている。 救助は、災害の発生と同時に迅速に行わなくてはならないため、県では救助の実施に関する事務の一部を、災害救助法<u>第 13 条</u>の規定に基づき、市長に委任することができる。 なお、この法律の適用以外の災害については、災害対策基本法<u>第 62 条</u>に基づき、市長（本部長）が応急措置を実施する。 《資料 118》

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）																																																																																							
	表 3-1-7 災害救助法適用後の救助の種類及び実施者 <table><tr><th colspan="2">救助の種類</th><th>実施期間</th><th>実施者</th><th>市への委託の有無</th></tr><tr><td rowspan="2">収容施設の供与</td><td>避難所</td><td>開設 7 日以内</td><td>県知事</td><td>○</td></tr><tr><td>応急仮設住宅</td><td>20 日以内に着工 完成後 2 年後まで存続</td><td>県知事 (住宅課)</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">炊出しその他による食品の供与 及び飲料水の供給</td><td>炊出しその他による食品の供与</td><td>7 日以内</td><td>県知事</td><td>○</td></tr><tr><td>飲料水の供給</td><td>7 日以内</td><td>県知事</td><td>○</td></tr><tr><td colspan="2">被服、寝具等の供（貸）与</td><td>10 日以内</td><td>県知事</td><td>○</td></tr><tr><td rowspan="2">医療及び助産</td><td>医療</td><td>14 日以内</td><td>県知事 (救護班・日赤)</td><td></td></tr><tr><td>助産</td><td>分娩日から 7 日以内</td><td>県知事 (救護班・日赤)</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">災害にかかった者の救出</td><td>3 日以内</td><td>県知事</td><td>○</td></tr><tr><td colspan="2">災害にかかった住宅の応急修理</td><td>1 か月以内完了</td><td>県知事</td><td>○</td></tr><tr><td colspan="2">生業に必要な資金の貸与</td><td>1 か月以内完了 貸与期間 2 年以内</td><td>県知事</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">学用品の給与</td><td>教科書 1 か月以内 文房具 15 日以内</td><td>県知事</td><td>○</td></tr><tr><td colspan="2">埋葬</td><td>10 日以内</td><td>県知事</td><td>○</td></tr><tr><td colspan="2">応急救助のための輸送費</td><td>当該救助の実施が認められる期間以内</td><td>県知事</td><td>○</td></tr><tr><td colspan="2">応急救助のための賃金職員等雇上費</td><td>当該救助の実施が認められる期間以内</td><td>県知事</td><td>○</td></tr><tr><td colspan="2">遺体の捜索</td><td>10 日以内</td><td>県知事</td><td>○</td></tr><tr><td colspan="2">遺体の処理</td><td>10 日以内</td><td>県知事 (救護班・日赤)</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">障害物の除去</td><td>10 日以内</td><td>県知事</td><td>○</td></tr></table>	救助の種類		実施期間	実施者	市への委託の有無	収容施設の供与	避難所	開設 7 日以内	県知事	○	応急仮設住宅	20 日以内に着工 完成後 2 年後まで存続	県知事 (住宅課)		炊出しその他による食品の供与 及び飲料水の供給	炊出しその他による食品の供与	7 日以内	県知事	○	飲料水の供給	7 日以内	県知事	○	被服、寝具等の供（貸）与		10 日以内	県知事	○	医療及び助産	医療	14 日以内	県知事 (救護班・日赤)		助産	分娩日から 7 日以内	県知事 (救護班・日赤)		災害にかかった者の救出		3 日以内	県知事	○	災害にかかった住宅の応急修理		1 か月以内完了	県知事	○	生業に必要な資金の貸与		1 か月以内完了 貸与期間 2 年以内	県知事		学用品の給与		教科書 1 か月以内 文房具 15 日以内	県知事	○	埋葬		10 日以内	県知事	○	応急救助のための輸送費		当該救助の実施が認められる期間以内	県知事	○	応急救助のための賃金職員等雇上費		当該救助の実施が認められる期間以内	県知事	○	遺体の捜索		10 日以内	県知事	○	遺体の処理		10 日以内	県知事 (救護班・日赤)		障害物の除去		10 日以内	県知事	○	(削除)
救助の種類		実施期間	実施者	市への委託の有無																																																																																					
収容施設の供与	避難所	開設 7 日以内	県知事	○																																																																																					
	応急仮設住宅	20 日以内に着工 完成後 2 年後まで存続	県知事 (住宅課)																																																																																						
炊出しその他による食品の供与 及び飲料水の供給	炊出しその他による食品の供与	7 日以内	県知事	○																																																																																					
	飲料水の供給	7 日以内	県知事	○																																																																																					
被服、寝具等の供（貸）与		10 日以内	県知事	○																																																																																					
医療及び助産	医療	14 日以内	県知事 (救護班・日赤)																																																																																						
	助産	分娩日から 7 日以内	県知事 (救護班・日赤)																																																																																						
災害にかかった者の救出		3 日以内	県知事	○																																																																																					
災害にかかった住宅の応急修理		1 か月以内完了	県知事	○																																																																																					
生業に必要な資金の貸与		1 か月以内完了 貸与期間 2 年以内	県知事																																																																																						
学用品の給与		教科書 1 か月以内 文房具 15 日以内	県知事	○																																																																																					
埋葬		10 日以内	県知事	○																																																																																					
応急救助のための輸送費		当該救助の実施が認められる期間以内	県知事	○																																																																																					
応急救助のための賃金職員等雇上費		当該救助の実施が認められる期間以内	県知事	○																																																																																					
遺体の捜索		10 日以内	県知事	○																																																																																					
遺体の処理		10 日以内	県知事 (救護班・日赤)																																																																																						
障害物の除去		10 日以内	県知事	○																																																																																					

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）																																										
風 3-27	4 災害救助法による救助の内容等 災害救助法が適用された場合は、住民の生命・身体・財産を保護するため、千葉県災害救助法施行細則に基づき、速やかに対策を実施するものとする。 (1) 災害報告及び救助実施状況による報告 災害救助法に基づく「災害報告」には、「発生報告」、「中間報告」、「決定報告」の 3 段階があり、災害発生の時間的経過に添って、その都度県知事に報告するものとする。 また、初期活動から救助活動が完了するまでの間、各救助種目の救助実施状況を日毎に記録・整理し、県知事に報告するものとする。 (2) 救助の程度、方法、期間及び実費弁償等 災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償については、資料 111 参照。 5 救助業務の実施者 災害救助法適用後の救助業務は国の責任において実施されるものであるが、その実施については県知事に全面的に委任されている。 救助は、災害の発生と同時に迅速に行わなくてはならないため、県では次のとおり救助の実施に関する事務の一部を、災害救助法第 30 条の規定に基づき、市長に委任することができる。 なお、この法律の適用以外の災害については、災害対策基本法第 5 条に基づき、市長（本部長）が応急措置を実施する。 《資料 118》 表 3-1-8 災害救助法適用後の救助の種類及び実施者 <table><tr><th colspan="2">救助の種類</th><th>実施期間</th><th>実施者</th><th>市への委託の有無</th></tr><tr><td rowspan="2">収容施設の給与</td><td>避難所</td><td>開設 7 日以内</td><td>県知事</td><td>○</td></tr><tr><td>応急仮設住宅</td><td>20 日以内に着工 完成後 2 年後まで存続</td><td>県知事 (住宅課)</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">炊出しその他による食品の給与 及び飲料水の供給</td><td>炊出しその他による食品の給与</td><td>7 日以内</td><td>県知事</td><td>○</td></tr><tr><td>飲料水の供給</td><td>7 日以内</td><td>県知事</td><td>○</td></tr><tr><td colspan="2">被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>10 日以内</td><td>県知事</td><td>○</td></tr><tr><td rowspan="2">医療及び助産</td><td>医療</td><td>14 日以内</td><td>県知事 (救護班・日赤)</td><td></td></tr><tr><td>助産</td><td>分娩日から 7 日以内</td><td>県知事 (救護班・日赤)</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">災害にかかった者の救出</td><td>3 日以内</td><td>県知事</td><td>○</td></tr></table>	救助の種類		実施期間	実施者	市への委託の有無	収容施設の給与	避難所	開設 7 日以内	県知事	○	応急仮設住宅	20 日以内に着工 完成後 2 年後まで存続	県知事 (住宅課)		炊出しその他による食品の給与 及び飲料水の供給	炊出しその他による食品の給与	7 日以内	県知事	○	飲料水の供給	7 日以内	県知事	○	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		10 日以内	県知事	○	医療及び助産	医療	14 日以内	県知事 (救護班・日赤)		助産	分娩日から 7 日以内	県知事 (救護班・日赤)		災害にかかった者の救出		3 日以内	県知事	○	
救助の種類		実施期間	実施者	市への委託の有無																																								
収容施設の給与	避難所	開設 7 日以内	県知事	○																																								
	応急仮設住宅	20 日以内に着工 完成後 2 年後まで存続	県知事 (住宅課)																																									
炊出しその他による食品の給与 及び飲料水の供給	炊出しその他による食品の給与	7 日以内	県知事	○																																								
	飲料水の供給	7 日以内	県知事	○																																								
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		10 日以内	県知事	○																																								
医療及び助産	医療	14 日以内	県知事 (救護班・日赤)																																									
	助産	分娩日から 7 日以内	県知事 (救護班・日赤)																																									
災害にかかった者の救出		3 日以内	県知事	○																																								

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）				修正案（平成 28 年度修正）			
	災害にかかった住宅の応急修理	1 か月以内完了	県知事	○				
	生 業 に 必 要 な 資 金 の 貸 与	1 か月以内完了 貸与期間 2 年以内	県知事					
	学 用 品 の 給 与	教科書 1 か月以内 その他の学用品 15 日以内	県知事	○				
	埋 葬	10 日以内	県知事	○				
	応 急 救 助 の た め の 輸 送 費	当該救助の実施が認められる期間以内	県知事	○				
	応急救助のための賃金職員等雇上費	当該救助の実施が認められる期間以内	県知事	○				
	遺 体 の 捜 索	10 日以内	県知事	○				
	遺 体 の 処 理	10 日以内	県知事 (救護班・日赤)					
	障 害 物 の 除 去	10 日以内	県知事	○				
地 3-27	第 2 節 情報の収集・伝達計画 市は、<u>地震</u>が発生した場合、被害状況等の情報収集活動を速やかに実施し、応急対策体制の迅速な立ち上げを図るとともに、災害救助法の適用等を速やかに判断できるよう、被害状況の的確な把握に努めるものとする。 第 1 地震情報の収集・伝達 【<u>災対本部事務局・情報収集班・予防消防班</u>】 地震発生直後に被害の全貌を即座に入手することは困難であるため、まず初動段階では、市内に設置してある地震計の状況及び気象官署から発表される地震情報を収集し、これをもとに被害の規模を予測し、動員配備体制を確立する。 また、地震情報を、防災関係機関及び住民に迅速かつ的確に伝達する。 1 地震情報の収集 (1) 千葉県震度情報ネットワークシステムによる震度情報の収集と伝達 ア 情報の収集				第 2 節 情報の収集・伝達計画 市は、<u>災害</u>が発生した場合、被害状況等の情報収集活動を速やかに実施し、応急対策体制の迅速な立ち上げを図るとともに、災害救助法の適用等を速やかに判断できるよう、被害状況の的確な把握に努めるものとする。 <u>また、特別警報が発表された場合は、数十年に一度しかない非常に危険な状況にあり、市は直ちにその事項を市民及び関係機関に周知する措置をとるものとし、市民は周囲の状況や市から発表される避難勧告・避難指示などの情報に留意する。</u> 第 1 地震情報の収集・伝達 地震 【<u>災対本部事務局・情報収集班・予防消防班</u>】 地震発生直後に被害の全貌を即座に入手することは困難であるため、まず初動段階では、市内に設置してある地震計の状況及び気象官署から発表される地震情報を収集し、これをもとに被害の規模を予測し、動員配備体制を確立する。 また、地震情報を、防災関係機関及び住民に迅速かつ的確に伝達する。 1 地震情報の収集 (1) 千葉県震度情報ネットワークシステムによる震度情報の収集と伝達 ア 情報の収集			

流山市地域防災計画新旧対照表

頁

現行（平成 24 年度修正）

修正案（平成 28 年度修正）

地震発生時の初動体制を迅速に確立するため、震度計から震度情報を自動で収集するシステムを運用している。県内全市町村の 86 観測点で観測された震度情報が、県庁のサーバに自動的に収集される。

イ 情報の伝達

収集された震度情報は、オンラインで気象庁に伝達され、気象庁が発表する震度速報等に利用される。また、震度 4 以上が観測された場合は、消防庁にも自動伝送される。

(2) 気象官署の地震・津波に関する情報、津波予報

ア 情報の種類

地震情報

震度速報

震源に関する情報

震度・震源に関する情報

各地の震度に関する情報

津波関係

警報（大津波、津波）、注意報

津波情報

津波予報

図 3-2-1 情報の種類

イ 各情報の内容

表 3-2-1 情報の種類

情報の種類	内 容
震度速報	気象庁地震発生約 1 分半後、震度 3 以上の全国約 188 に区分した地域名と地震の発生時刻を発表する。千葉県の地域名は、気象注意報・警報の発表区分（北西部、北東部、南部）に同じ。流山市は北西部に含まれる。この情報は、通信衛星及び放送機関等を通じて伝達される。
震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配ない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」を付加して発表する。
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表する。なお、震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。
各地の震度に関する情報	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。

地震発生時の初動体制を迅速に確立するため、震度計から震度情報を自動で収集するシステムを運用している。県内全市町村の 89 観測点で観測された震度情報が、県庁のサーバに自動的に収集される。

イ 情報の伝達

収集された震度情報は、オンラインで気象庁に伝達され、気象庁が発表する震度速報等に利用される。また、震度 4 以上が観測された場合は、消防庁にも自動伝送される。

(2) 気象官署の地震・津波に関する情報、津波予報

ア 情報の種類

地震情報

震度速報

震源に関する情報

震源・震度に関する情報

各地の震度に関する情報

その他の情報

推計震度分布図

遠地地震に関する情報

津波関係

大津波警報・津波警報・津波注意報

津波情報

津波予報

図 3-2-1 情報の種類

イ 各情報の内容

表 3-2-1 情報の種類

情報の種類	内 容
震度速報	気象庁地震発生約 1 分半後、震度 3 以上を観測した地域名（全国約 188 地域に区分）と地震の発生時刻を速報する。千葉県の地域名は、気象注意報・警報の発表区分（北西部、北東部、南部）に同じ。流山市は北西部に含まれる。この情報は、通信衛星及び放送機関等を通じて伝達される。
震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配ない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して発表する。
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表する。なお、震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。
各地の震度に関する情報	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。なお、地震が多数発生した場合には、震度 3 以上の地震についてのみ発表し、震度 2 以下の地震については、その発生回数を「地震情報（地震回数に関する情報）」で発表する。
遠地地震に関する情報	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表する。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する。

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）		修正案（平成 28 年度修正）	
	その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合、震度 1 以上を観測した地震の回数を発表する。	その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震の回数情報等を発表する。
	緊急時における 気象官署の措置	通信回線の障害等により気象庁本庁からの連絡報が受けられない場合で、緊急やむをえないときは、銚子地方気象台が地震の観測結果、収集した資料、その他に基づいて、地震の情報を独自に発表することがある。	推計震度分布図	観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表する。
	緊急時における 気象官署の措置	通信回線の障害等により気象庁本庁からの連絡報が受けられない場合で、緊急やむをえないときは、銚子地方気象台が地震の観測結果、収集した資料、その他に基づいて、地震の情報を独自に発表することがある。	緊急時における 気象官署の措置	通信回線の障害等により気象庁本庁からの連絡報が受けられない場合で、緊急やむをえないときは、銚子地方気象台が地震の観測結果、収集した資料、その他に基づいて、地震の情報を独自に発表することがある。
	2 地震情報の伝達 (1) 伝達系統 地震情報の本市への伝達経路は、次のとおり。 気 象 庁 ・ 津 波 予 報 中 枢 ↓ 銚 子 気 象 予 報 台 ↓ 県 危 機 管 理 課 県 警 察 東 日 本 電 信 電 話 (株) ↓ 流 山 市 役 所 事 務 局 (防 災 危 機 管 理 課) 日 本 放 送 協 会 千 葉 放 送 局 ↓ 市 消 防 本 部 各 班 (各 課 等) 関 係 機 関 ↓ サイレン、消防車 防災行政無線 地域防災無線 広報車 等 ↓ 住 民 図 3-2-2 地震情報伝達系統図		2 地震情報の伝達 (1) 伝達系統 地震情報の本市への伝達経路は、次のとおり。 気 象 庁 ・ 津 波 予 報 中 枢 ↓ 銚 子 気 象 予 報 台 ↓ 県 危 機 管 理 課 県 警 察 東 日 本 電 信 電 話 (株) ↓ 流 山 市 役 所 事 務 局 (防 災 危 機 管 理 課) 日 本 放 送 協 会 千 葉 放 送 局 ↓ 市 消 防 本 部 各 班 (各 課 等) 関 係 機 関 ↓ サイレン、消防車 防災行政無線 地域防災無線 広報車 等 ↓ 住 民 図 3-2-2 地震情報伝達系統図	
	(2) 伝達方法 ア 市の措置 (ア) 市長は、情報の受領に当たっては関係部課に周知徹底し得るよう、あらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておくものとする。 (イ) <u>市において情報の伝達を受けた場合は、市民生活部長は</u>市災害対策本部の各部長に伝達するとともに、庁内放送等により職員へ伝達する。 (ウ) 情報の伝達を受けた場合は、速やかに防災関係機関（消防団）、学校等の公共的施設、一般住民、その他関係のある団体に周知徹底させるものとする。 イ 防災関係機関の措置 銚子地方気象台から直接情報を受けない防災関係機関は、ラジオ・テレビ放送に留意し、さ		(2) 伝達方法 ア 市の措置 (ア) 市長は、情報の受領に当たっては関係部課に周知徹底し得るよう、あらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておくものとする。 (イ) <u>市民生活部長は、情報の伝達を受けた場合、</u>市災害対策本部の各部長に伝達するとともに、庁内放送等により職員へ伝達する。 (ウ) 情報の伝達を受けた場合は、速やかに防災関係機関（消防団）、学校等の公共的施設、一般住民、その他関係のある団体に周知徹底させるものとする。 イ 防災関係機関の措置 銚子地方気象台から直接情報を受けない防災関係機関は、ラジオ・テレビ放送に留意し、さ	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	らに県及び市と積極的に連絡をとり、関係機関が互いに協力して情報の周知徹底を図るものとする。 3 異常現象発見者の通報義務 (1) 住民 <u>災害対策基本法第 54 条の規定に基づき、異常現象を発見した者は、直ちにその旨を遅滞なく電話等により、次の最も近い場所に通報するものとする。また、何人もこの通報が最も迅速に伝達できるように、協力しなければならない。</u> <u>ア 流山警察署</u> <u>イ 流山市役所（防災危機管理課）</u> <u>ウ 消防本部及び消防署</u> <u>エ その他の関係機関又は近くの警察官、消防職員、市職員</u> (2) 関係機関職員等 <u>通報を受けた関係機関職員、消防職員、市職員等は、その旨を速やかに市長に通報するものとする。</u> (3) 市長 <u>通報を受けた場合、市長は銚子地方气象台、県（危機管理課）及びその他の関係機関に通報する。必要があるときは、消防機関の協力を求めるものとする。</u> 図 3-2-3 異常現象発見時の「市」を経由する通報の流れ (4) 異常現象 <u>ア 水象</u> <u>(ア) 河川の異常な水位の上昇</u> <u>(イ) 異常な湧水</u> <u>(ウ) 洪水</u> <u>イ 地象</u> <u>(ア) 地割れ（亀裂）</u> <u>(イ) 地表面の沈下・隆起</u> <u>(ウ) 数日間以上にわたり頻繁に感じるような地震</u> 4 被害の通報 <u>市は、災害時に市民から被害状況等の情報を受け付けるため、専用アドレスを設け、市のホ</u>	らに県及び市と積極的に連絡をとり、関係機関が互いに協力して情報の周知徹底を図るものとする。 ※移動

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	<u>ホームページに掲載する。</u>	
風 3-29	第2節 情報の収集・伝達計画 市は、風水害等の災害が発生した場合、被害状況等の情報収集活動を速やかに実施し、応急対策体制の迅速な立ち上げを図るとともに、災害救助法の適用等を速やかに判断できるよう、被害状況の的確な把握に努めるものとする。 第1 気象注意報・警報等の伝達 【河川班・災対本部事務局・情報収集班・予防消防班】 1 気象警報等の伝達系統及び方法 (1) 伝達系統 気象警報等は、次のような経路で本市に伝達される。 図 3-2-1 気象警報等の伝達系統 (2) 伝達方法	第2 気象注意報・警報等の伝達 風水 【河川班・災対本部事務局・情報収集班・予防消防班】 1 気象注意報・警報等の伝達系統及び方法 (1) 伝達系統 気象警報等は、次のような経路で本市に伝達される。 図 3-2-3 気象警報等の伝達系統 (2) 伝達方法

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）				修正案（平成 28 年度修正）							
	ア 防災危機管理課は、気象警報等を受理したとき必要に応じて関係各課及び関係機関に伝達するほか、防災行政無線等を利用して住民に伝達する。 イ 消防本部は、消防機関に伝達するとともに、広報車等により住民に伝達するものとする。 なお、休日又は退庁後において気象警報等を受理した場合には、緊急性のあるものに限り防災行政無線の遠隔操作を行い、住民に伝達するものとする。 ウ 休日又は退庁後に気象情報等を受理した守衛は、防災危機管理課長に連絡し、指示を仰ぐとともに、河川課長に連絡する。 エ 自治会長は、防災行政無線の戸別受信機もしくは市からの電話連絡により気象警報等を受信した場合は、地域住民に伝達するものとする。				ア 防災危機管理課は、気象警報等を受理したとき必要に応じて関係各課及び関係機関に伝達するほか、防災行政無線等を利用して住民に伝達する。 イ 消防本部は、消防機関に伝達するとともに、広報車等により住民に伝達するものとする。 なお、休日又は退庁後において気象警報等を受理した場合には、緊急性のあるものに限り防災行政無線の遠隔操作を行い、住民に伝達するものとする。 ウ 休日又は退庁後に気象情報等を受理した守衛は、防災危機管理課長に連絡し、指示を仰ぐとともに、河川課長に連絡する。 エ 自治会長は、防災行政無線の戸別受信機もしくは市からの電話連絡により気象警報等を受信した場合は、地域住民に伝達するものとする。							
	2 気象警報等の種類と発表基準				2 気象警報等の種類と発表基準							
	(1) 注意報				(1) 注意報							
	表 3-2-1(1) 気象注意報の種類と発表基準 (1/2)				表 3-2-2(1) 気象注意報の種類と発表基準 (1/2)							
	注 意 報	一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	気 注 意 報	種 類	発 表 基 準			種 類	発 表 基 準			
					風 雪 注 意 報	風雪によって被害が予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 降雪を伴い平均風速が 13m/s 以上と予想される場合。 <u>雷を伴う。</u>				風 雪 注 意 報	風雪によって被害が予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 降雪を伴い平均風速が 13m/s 以上と予想される場合。	
					強 風 注 意 報	強風によって被害が予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が 13m/s 以上と予想される場合。				強 風 注 意 報	強風によって被害が予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が 13m/s 以上と予想される場合。	
					大 雨 注 意 報	大雨によって被害が予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 1 時間雨量が 30mm 以上又は土壌雨量指数が基準以上（ <u>92</u> ）と 予想される場合。				大 雨 注 意 報	大雨によって被害が予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 1 時間雨量が 30mm 以上又は土壌雨量指数が基準以上（ <u>104</u> ） と予想される場合。	
					大 雪 注 意 報	大雪によって重大な被害が起こるおそれがあると予想される場 合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 24 時間の降雪の深さが 5cm 以上と予想される場合。				大 雪 注 意 報	大雪によって重大な被害が起こるおそれがあると予想される場 合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 24 時間の降雪の深さが 5cm 以上と予想される場合。	
					濃 霧 注 意 報	濃霧によって交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれがあると 予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 濃霧によって視程が 100m 以下になると予想される場合。				濃 霧 注 意 報	濃霧によって交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれがあると 予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 濃霧によって視程が 100m 以下になると予想される場合。	
雷 注 意 報	落雷等によって被害が予想される場合。		雷 注 意 報	落雷等によって被害が予想される場合。								

流山市地域防災計画新旧対照表

頁		現行（平成 24 年度修正）					修正案（平成 28 年度修正）							
				乾 燥 注 意 報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 実効湿度が 60％以下で、最小湿度が 30％以下になると予想される場合。				乾 燥 注 意 報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 実効湿度が 60％以下で、最小湿度が 30％以下になると予想される場合。				
				着氷（雪）注意報	<u>激しい</u> 着氷（雪）が予想される場合。				着氷（雪）注意報	<u>著しい</u> 着氷（雪）が予想される場合。				
				霜 注 意 報	晩霜によって農作物等に著しい被害が予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 4 月 1 日から 5 月 31 日 <u>まで</u> に最低気温が 4℃以下と予想される場合。				霜 注 意 報	晩霜によって農作物等に著しい被害が予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 4 月 1 日から 5 月 31 日に最低気温が 4℃以下と予想される場合。				
				低 温 注 意 報	低温によって農作物等に著しい被害が予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 夏期最低気温が銚子气象台で 16℃以下が 2 日以上継続、冬期最低気温が銚子气象台で-3℃以下、千葉特別地域観測所で-5℃以下と予想される場合。				低 温 注 意 報	低温によって農作物等に著しい被害が予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 夏期最低気温が銚子气象台で 16℃以下が 2 日以上継続、冬期最低気温が銚子气象台で-3℃以下、千葉特別地域気象観測所で-5℃以下と予想される場合。				
			表 3-2-1 (2) 気象注意報の種類と発表基準 (2/2)											
			注意報	一般の利用に適合するもの	※1 地面現象 注意報	地 面 現 象 注 意 報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって被害が予想される場合。					※1 地面現象 注意報	地 面 現 象 注 意 報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって被害が予想される場合。
					高潮注意報	高 潮 注 意 報						高潮注意報	高 潮 注 意 報	
					波浪注意報	波 浪 注 意 報						波浪注意報	波 浪 注 意 報	
					※1 浸水注意 報	浸 水 注 意 報	浸水によって被害が予想される場合。					※1 浸水注意 報	浸 水 注 意 報	浸水によって被害が予想される場合。
					洪水注意報	洪 水 注 意 報	洪水によって被害が予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 1 時間雨量が 30mm 以上又は 1 時間雨量が 20mm 以上かつ江戸川流域雨量指数 (9) 以上と予想される場合。					洪水注意報	洪 水 注 意 報	洪水によって被害が予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 1 時間雨量が 30mm 以上又は 1 時間雨量が 20mm 以上かつ江戸川流域雨量指数 (9) 以上と予想される場合。
※ 2 水防活動の 利用に適合するもの	水防活動用 気象注意報	大 雨 注 意 報		一般の利用に適合する大雨注意報に同じ。	水防活動用 気象注意報	大 雨 注 意 報	一般の利用に適合する大雨注意報に同じ。							
	水防活動用 高潮注意報	高 潮 注 意 報		一般の利用に適合する高潮注意報に同じ。	水防活動用 高潮注意報	高 潮 注 意 報	一般の利用に適合する高潮注意報に同じ。							
	水防活動用 注意報	洪 水 注 意 報		一般の利用に適合する洪水注意報に同じ。	水防活動用 注意報	洪 水 注 意 報	一般の利用に適合する洪水注意報に同じ。							
	注) 1. 発表基準欄に記載した数値は、県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の概ねの目安である。 これは、近年宅地開発等により災害発生が多くなり、今後この数値は変わることもある。													

表 3-2-2 (2) 気象注意報の種類と発表基準 (2/2)												
			注意報	一般の利用に適合するもの	※1 地面現象 注意報	地 面 現 象 注 意 報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって被害が予想される場合。					
					高潮注意報	高 潮 注 意 報						
					波浪注意報	波 浪 注 意 報						
					※1 浸水注意 報	浸 水 注 意 報	浸水によって被害が予想される場合。					
					洪水注意報	洪 水 注 意 報	洪水によって被害が予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 1 時間雨量が 30mm 以上又は 1 時間雨量が 20mm 以上かつ江戸川流域雨量指数 (9) 以上と予想される場合。					
				※ 2 水防活動の 利用に適合するもの	水防活動用 気象注意報	大 雨 注 意 報	一般の利用に適合する大雨注意報に同じ。					
					水防活動用 高潮注意報	高 潮 注 意 報	一般の利用に適合する高潮注意報に同じ。					
					水防活動用 注意報	洪 水 注 意 報	一般の利用に適合する洪水注意報に同じ。					
					注) 1. 発表基準欄に記載した数値は、県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の概ねの目安である。 これは、近年宅地開発等により災害発生が多くなり、今後この数値は変わることもある。							

流山市地域防災計画新旧対照表

頁

現行（平成 24 年度修正）

2. ※1 この注意報は、標題を出さないで気象注意報と含めて行う。

※2 水防活動の利用に適合する注意報は、一般の注意報のうち水防に関するものを用いて行い、水防活動用の語は用いない。

3. 注意報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。

また、新たな注意報又は警報が発表される時は、これまで継続中の注意報は自動的に解除又は更新されて新たな注意報又は警報に替えられる。

4. この基準は、平成 22 年 10 月 1 日現在、千葉県流山市のものである。

(2) 警報

表 3-2-2 (1) 気象警報の種類と発表基準 (1/2)

種		類			発 表 基 準
警報	一般の利用に適合するもの	気 象 警 報	暴 風 警 報		暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 平均風速が 20m/s 以上以上と予想される場合。
			暴 風 雪 警 報		暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 降雪を伴い、平均風速が 20m/s 以上と予想される場合。雷を伴う。
			大 雨 警 報 (浸 水 害) (土 砂 災 害)		大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 1 時間雨量が 50mm 以上（浸水害）又は土壌雨量指数が基準（115）以上（土砂災害）と予想される場合。
			大 雪 警 報		大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 24 時間の降雪の深さが 20cm 以上と予想される場合。
		※1 地面現象警報	地 面 現 象 警 報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。	
		高 潮 警 報	高 潮 警 報		
		波 浪 警 報	波 浪 警 報		
		※1 浸水警報	浸 水 警 報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。	

修正案（平成 28 年度修正）

2. ※1 この注意報は、標題を出さないで気象注意報と含めて行う。

※2 水防活動の利用に適合する注意報は、一般の注意報のうち水防に関するものを用いて行い、水防活動用の語は用いない。

3. 注意報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。

また、新たな注意報又は警報が発表される時は、これまで継続中の注意報は自動的に解除又は更新されて新たな注意報又は警報に替えられる。

4. この基準は、平成 26 年 10 月 9 日現在、千葉県流山市のものである。

(2) 警報

表 3-2-3 (1) 気象警報の種類と発表基準 (1/2)

種		類			発 表 基 準
警報	一般の利用に適合するもの	気 象 警 報	暴 風 警 報		暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 平均風速が 20m/s 以上と予想される場合。
			暴 風 雪 警 報		暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 降雪を伴い、平均風速が 20m/s 以上と予想される場合。
			大 雨 警 報 (浸 水 害) (土 砂 災 害)		大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 1 時間雨量が 50mm 以上（浸水害）又は土壌雨量指数が基準（122）以上（土砂災害）と予想される場合。
			大 雪 警 報		大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 24 時間の降雪の深さが 20cm 以上と予想される場合。
		※1 地面現象警報	地 面 現 象 警 報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。	
		高 潮 警 報	高 潮 警 報		
		波 浪 警 報	波 浪 警 報		
		※1 浸水警報	浸 水 警 報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）					修正案（平成 28 年度修正）				
			洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 1 時間雨量が 50mm 以上又は 1 時間雨量が 30mm 以上かつ江戸川流域雨量指数 (9) 以上と予想される場合。			洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 1 時間雨量が 50mm 以上又は 1 時間雨量が 30mm 以上かつ江戸川流域雨量指数 (9) 以上と予想される場合。
	表 3-2-2 (2) 気象警報の種類と発表基準 (2/2)					表 3-2-3 (2) 気象警報の種類と発表基準 (2/2)				
	種		類		発表基準	種		類		発表基準
	警報	※2 水防活動の利用に適合するもの	水防活動用気象警報	大雨警報	一般の利用に適合する大雨警報に同じ。	警報	※2 水防活動の利用に適合するもの	水防活動用気象警報	大雨警報	一般の利用に適合する大雨警報に同じ。
			水防活動用高潮警報	高潮警報	一般の利用に適合する高潮警報に同じ。			水防活動用高潮警報	高潮警報	一般の利用に適合する高潮警報に同じ。
			水防活動用洪水警報	洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報に同じ。			水防活動用洪水警報	洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報に同じ。
注) 1. 発表基準欄に記載した数値は、県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の概ねの目安である。 これは、近年宅地開発等により災害発生が多くなり、今後この数値は変わることもある。 2. ※1 この警報は、標題を出さないで気象警報と含めて行う。 ※2 水防活動の利用に適合する警報は、一般の注警報のうち水防に関するものをを用いて行い、水防活動用の語は用いない。 3. 警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。 また、新たな注意報又は警報が発表される時は、これまで継続中の警報は自動的に解除又は更新されて新たな注意報又は警報に替えられる。 4. この基準は、 <u>平成 22 年 10 月 1 日</u> 現在、千葉県流山市地域のものである。					注) 1. 発表基準欄に記載した数値は、県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の概ねの目安である。 これは、近年宅地開発等により災害発生が多くなり、今後この数値は変わることもある。 2. ※1 この警報は、標題を出さないで気象警報と含めて行う。 ※2 水防活動の利用に適合する警報は、一般の注警報のうち水防に関するものをを用いて行い、水防活動用の語は用いない。 3. 警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。 また、新たな注意報又は警報が発表される時は、これまで継続中の警報は自動的に解除又は更新されて新たな注意報又は警報に替えられる。 4. この基準は、 <u>平成 26 年 10 月 9 日</u> 現在、千葉県流山市地域のものである。					
(3) 注意報・警報の取扱い					(3) 注意報・警報の取扱い					
ア 注意報及び警報の切替え、解除 注意報及び警報は、新たな注意報又は警報が行われた時に切替えられ、解除されるまで継続するものとする。注意報及び警報の一部を変えるとき又は新しい事項を追加する必要がある場合は、新たな注意報又は警報を行い切替えるものとする。 注意報・警報の必要がなくなった場合は、その注意報・警報を解除するものとする。					ア 注意報及び警報の切替え、解除 注意報及び警報は、新たな注意報又は警報が行われた時に切替えられ、解除されるまで継続するものとする。注意報及び警報の一部を変えるとき又は新しい事項を追加する必要がある場合は、新たな注意報又は警報を行い切替えるものとする。 注意報・警報の必要がなくなった場合は、その注意報・警報を解除するものとする。					
イ 地面現象注意報・警報、浸水注意報・警報の取扱い この注意報・警報は、気象注意報・警報に含めて行い、この注意報・警報の標題は用いない。					イ 地面現象注意報・警報、浸水注意報・警報の取扱い この注意報・警報は、気象注意報・警報に含めて行い、この注意報・警報の標題は用いない。					
(4) 土砂災害警戒情報					(4) 土砂災害警戒情報					
ア 土砂災害警戒情報 土砂災害警戒情報は、大雨警報が発表されている際、土砂災害発生の危険性が高まったときに、市長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行うための支援と、住民の自主避難の判断等にも利用できることを目的として、気象業務法、災害対策基本法に基づき、千葉県と銚子地方気象台が共同で作成・発表する情報である。					ア 土砂災害警戒情報 土砂災害警戒情報は、大雨警報 <u>又は大雨特別警報</u> が発表されている際、土砂災害発生の危険性が高まったときに、市長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行うための支援と、住民の自主避難の判断等にも利用できることを目的として、気象業務法、災害対策基本法に基づき、千葉県と銚子地方気象台が共同で作成・発表する情報である。					
イ 土砂災害警戒情報の発表単位					イ 土砂災害警戒情報の発表単位					

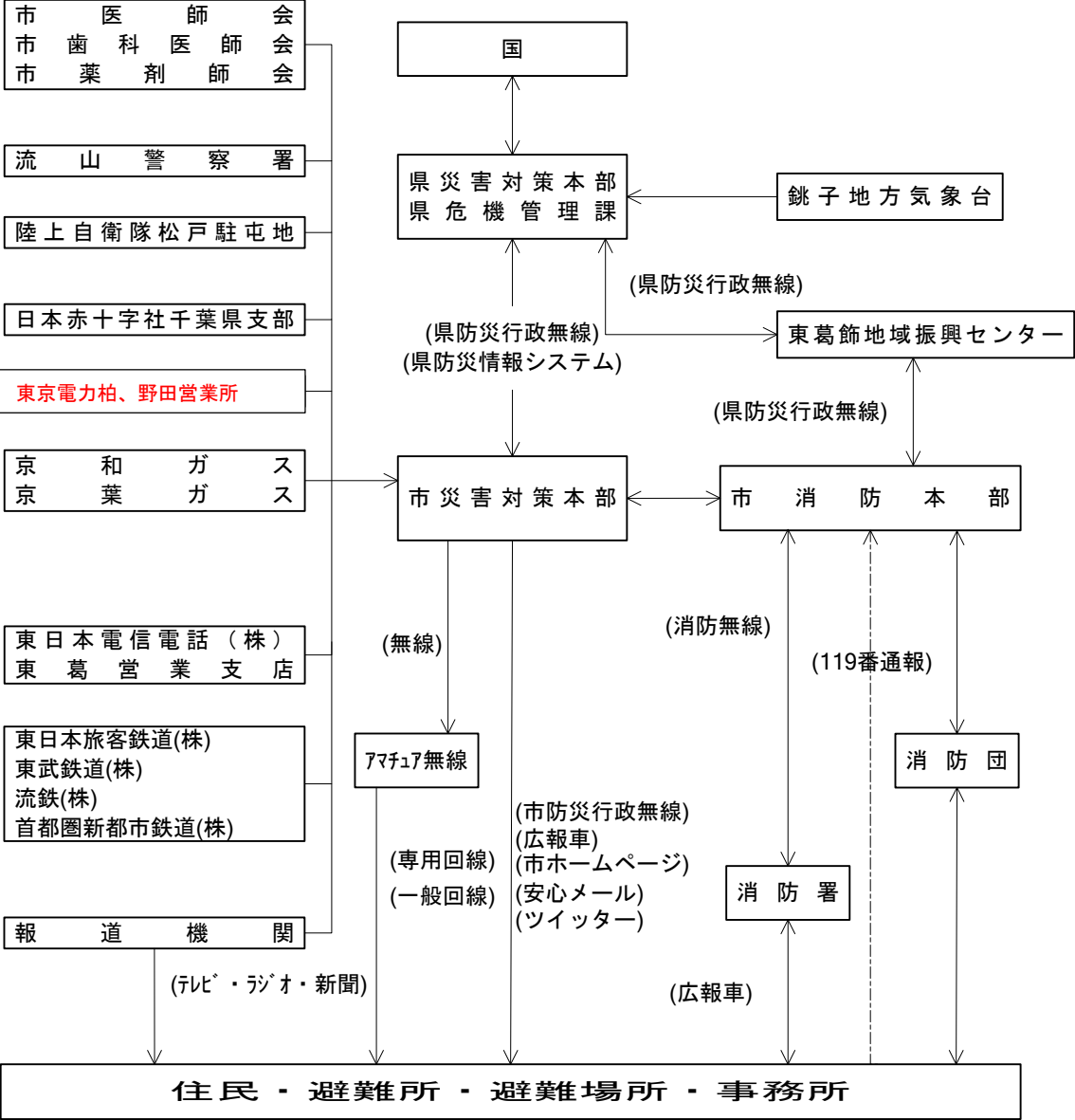
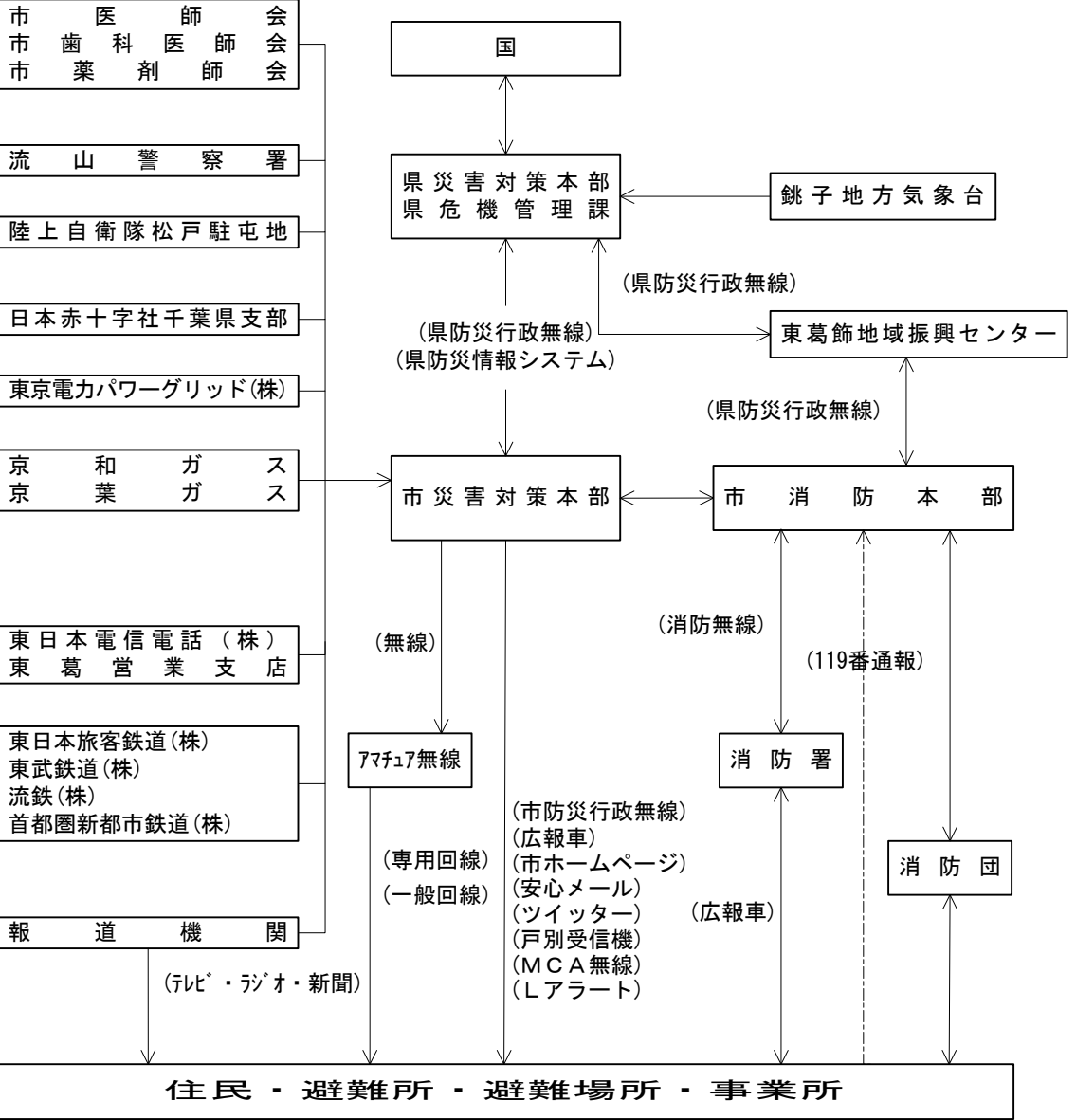
流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）																								
	土砂災害警戒情報は市町村を発表単位とする。 ウ 土砂災害警戒情報の発表基準 大雨警報が発表中であり、降雨の実況及び数時間先までの降雨予測値を基に作成した指標が、当該情報の発表基準に達した場合。 エ 土砂災害警戒情報の解除基準 降雨の実況値を基に作成した指標が発表基準を下回り、短時間で再び発表基準に達しないと予想される場合。または、無降水時間が長時間続いているにもかかわらず、指標が発表基準を下回らない場合は、千葉県と銚子地方气象台が協議のうえ、解除できるものとする。 オ 土砂災害警戒情報の伝達経路 土砂災害警戒情報の伝達経路については、警報・注意報と同様とする。 カ 情報の特徴及び利用に当たっての留意事項 （ア） 土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害の内、避難勧告等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。 （イ） 個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することはできない。 また、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象とはしていない。 (5) 情報	土砂災害警戒情報は市町村を発表単位とする。 ウ 土砂災害警戒情報の発表基準 大雨警報又は大雨特別警報が発表中であり、降雨の実況及び数時間先までの降雨予測値を基に作成した指標が、当該情報の発表基準に達した場合。 エ 土砂災害警戒情報の解除基準 降雨の実況値を基に作成した指標が発表基準を下回り、短時間で再び発表基準に達しないと予想される場合。または、無降水時間が長時間続いているにもかかわらず、指標が発表基準を下回らない場合は、千葉県と銚子地方气象台が協議のうえ、解除できるものとする。 オ 土砂災害警戒情報の伝達経路 土砂災害警戒情報の伝達経路については、警報・注意報と同様とする。 カ 情報の特徴及び利用に当たっての留意事項 （ア） 土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害の内、避難勧告等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。 （イ） 個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することはできない。 また、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象とはしていない。 (5) 情報																								
	表 3-2-3 気象に関する情報の種類と発表基準 <table><tr><th>種 類</th><th>発 表 基 準</th></tr><tr><td>気 象 情 報</td><td>気象等の予報に係のある台風その他の異常気象等についての情報を一般及び関係機関に対して具体的に速やかに発表するものをいう。</td></tr><tr><td>記 録 的 短 時 間 大 雨 情 報</td><td>数年に 1 度しか起こらないような、1 時間に 100mm 以上の猛烈な雨を観測した場合、記録的短時間大雨情報を発表する。</td></tr><tr><td>火 災 気 象 通 報</td><td>消防法に基づき、火災の危険があると認めたときは、銚子地方气象台がその状況を県知事に通報するものである。 火災気象通報の基準は次のとおりである。 ア 実効湿度が 60%以下で最小湿度が 30%以下になる見込みのとき。 イ 平均風速 13m以上の風が吹く見込みのとき。 ただし、降雨（雪）を伴う時は、火災気象通報を行わないことがある。</td></tr><tr><td>大 気 汚 染 気 象 通 報</td><td>この通報は、千葉県の公害防止担当機関に対し、大気汚染防止に必要な気象状況及び気象予報に関する次の通報を行っている。 ア 大気汚染気象予報 イ スモッグ気象情報</td></tr><tr><td>利 根 川 水 系 洪 水 予 報 の 通 報</td><td>この通報は、水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定により、国土交通大臣と気象庁長官が共同して、河川の水位又は流量を示し、以下の予報を関係機関に通報するものである。</td></tr></table>	種 類	発 表 基 準	気 象 情 報	気象等の予報に係のある台風その他の異常気象等についての情報を一般及び関係機関に対して具体的に速やかに発表するものをいう。	記 録 的 短 時 間 大 雨 情 報	数年に 1 度しか起こらないような、1 時間に 100mm 以上の猛烈な雨を観測した場合、記録的短時間大雨情報を発表する。	火 災 気 象 通 報	消防法に基づき、火災の危険があると認めたときは、銚子地方气象台がその状況を県知事に通報するものである。 火災気象通報の基準は次のとおりである。 ア 実効湿度が 60%以下で最小湿度が 30%以下になる見込みのとき。 イ 平均風速 13m以上の風が吹く見込みのとき。 ただし、降雨（雪）を伴う時は、火災気象通報を行わないことがある。	大 気 汚 染 気 象 通 報	この通報は、千葉県の公害防止担当機関に対し、大気汚染防止に必要な気象状況及び気象予報に関する次の通報を行っている。 ア 大気汚染気象予報 イ スモッグ気象情報	利 根 川 水 系 洪 水 予 報 の 通 報	この通報は、水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定により、国土交通大臣と気象庁長官が共同して、河川の水位又は流量を示し、以下の予報を関係機関に通報するものである。	表 3-2-4 気象に関する情報の種類と発表基準 <table><tr><th>種 類</th><th>発 表 基 準</th></tr><tr><td>気 象 情 報</td><td>気象等の予報に係のある台風その他の異常気象等についての情報を一般及び関係機関に対して具体的に速やかに発表するものをいう。</td></tr><tr><td>記 録 的 短 時 間 大 雨 情 報</td><td>数年に 1 度しか起こらないような、1 時間に 100mm 以上の猛烈な雨を観測した場合、記録的短時間大雨情報を発表する。</td></tr><tr><td>火 災 気 象 通 報</td><td>消防法に基づき、火災の危険があると認めたときは、銚子地方气象台がその状況を県知事に通報するものである。 火災気象通報の基準は次のとおりである。 ア 実効湿度が 60%以下で最小湿度が 30%以下になる見込みのとき。 イ 平均風速 13m以上の風が吹く見込みのとき。 ただし、降雨（雪）を伴う時は、火災気象通報を行わないことがある。</td></tr><tr><td>大 気 汚 染 気 象 通 報</td><td>この通報は、千葉県の公害防止担当機関に対し、大気汚染防止に必要な気象状況及び気象予報に関する次の通報を行っている。 ア 大気汚染気象予報 イ スモッグ気象情報</td></tr><tr><td>利 根 川 水 系 洪 水 予 報 の 通 報</td><td>この通報は、水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定により、国土交通大臣と気象庁長官が共同して、河川の水位又は流量を示し、以下の予報を関係機関に通報するものである。</td></tr></table>	種 類	発 表 基 準	気 象 情 報	気象等の予報に係のある台風その他の異常気象等についての情報を一般及び関係機関に対して具体的に速やかに発表するものをいう。	記 録 的 短 時 間 大 雨 情 報	数年に 1 度しか起こらないような、1 時間に 100mm 以上の猛烈な雨を観測した場合、記録的短時間大雨情報を発表する。	火 災 気 象 通 報	消防法に基づき、火災の危険があると認めたときは、銚子地方气象台がその状況を県知事に通報するものである。 火災気象通報の基準は次のとおりである。 ア 実効湿度が 60%以下で最小湿度が 30%以下になる見込みのとき。 イ 平均風速 13m以上の風が吹く見込みのとき。 ただし、降雨（雪）を伴う時は、火災気象通報を行わないことがある。	大 気 汚 染 気 象 通 報	この通報は、千葉県の公害防止担当機関に対し、大気汚染防止に必要な気象状況及び気象予報に関する次の通報を行っている。 ア 大気汚染気象予報 イ スモッグ気象情報	利 根 川 水 系 洪 水 予 報 の 通 報	この通報は、水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定により、国土交通大臣と気象庁長官が共同して、河川の水位又は流量を示し、以下の予報を関係機関に通報するものである。
種 類	発 表 基 準																									
気 象 情 報	気象等の予報に係のある台風その他の異常気象等についての情報を一般及び関係機関に対して具体的に速やかに発表するものをいう。																									
記 録 的 短 時 間 大 雨 情 報	数年に 1 度しか起こらないような、1 時間に 100mm 以上の猛烈な雨を観測した場合、記録的短時間大雨情報を発表する。																									
火 災 気 象 通 報	消防法に基づき、火災の危険があると認めたときは、銚子地方气象台がその状況を県知事に通報するものである。 火災気象通報の基準は次のとおりである。 ア 実効湿度が 60%以下で最小湿度が 30%以下になる見込みのとき。 イ 平均風速 13m以上の風が吹く見込みのとき。 ただし、降雨（雪）を伴う時は、火災気象通報を行わないことがある。																									
大 気 汚 染 気 象 通 報	この通報は、千葉県の公害防止担当機関に対し、大気汚染防止に必要な気象状況及び気象予報に関する次の通報を行っている。 ア 大気汚染気象予報 イ スモッグ気象情報																									
利 根 川 水 系 洪 水 予 報 の 通 報	この通報は、水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定により、国土交通大臣と気象庁長官が共同して、河川の水位又は流量を示し、以下の予報を関係機関に通報するものである。																									
種 類	発 表 基 準																									
気 象 情 報	気象等の予報に係のある台風その他の異常気象等についての情報を一般及び関係機関に対して具体的に速やかに発表するものをいう。																									
記 録 的 短 時 間 大 雨 情 報	数年に 1 度しか起こらないような、1 時間に 100mm 以上の猛烈な雨を観測した場合、記録的短時間大雨情報を発表する。																									
火 災 気 象 通 報	消防法に基づき、火災の危険があると認めたときは、銚子地方气象台がその状況を県知事に通報するものである。 火災気象通報の基準は次のとおりである。 ア 実効湿度が 60%以下で最小湿度が 30%以下になる見込みのとき。 イ 平均風速 13m以上の風が吹く見込みのとき。 ただし、降雨（雪）を伴う時は、火災気象通報を行わないことがある。																									
大 気 汚 染 気 象 通 報	この通報は、千葉県の公害防止担当機関に対し、大気汚染防止に必要な気象状況及び気象予報に関する次の通報を行っている。 ア 大気汚染気象予報 イ スモッグ気象情報																									
利 根 川 水 系 洪 水 予 報 の 通 報	この通報は、水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定により、国土交通大臣と気象庁長官が共同して、河川の水位又は流量を示し、以下の予報を関係機関に通報するものである。																									

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	ア 利根川はん濫注意情報 イ 利根川はん濫警戒情報 ウ 利根川はん濫危険情報 市内の対象地域は、江戸川であり、千葉県の情報担当官署は国土交通省関東地方整備局及び気象庁予報部である。 3 雨量等の収集 気象状況により、相当量の降雨が予想される場合、防災危機管理課は、中央消防署、東消防署、南消防署及び北消防署における 1 時間毎の雨量をとりまとめ、速やかに各課に伝達するものとする。 4 異常現象発見者の通報義務 (1) 住民 <u>災害対策基本法第 54 条の規定に基づき、災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、直ちにその旨を遅滞なく電話等により次の最も近い場所に通報するものとする。</u> <u>また、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。</u> <u>ア 流山警察署</u> <u>イ 流山市役所（防災危機管理課）</u> <u>ウ 消防本部及び各消防署</u> <u>エ その他の関係機関又は近くの消防職員、市職員</u> (2) 関係機関職員等 <u>通報を受けた関係機関職員、消防職員、市職員等は、その旨を速やかに市長に通報するものとする。</u> (3) 市長 <u>通報を受けた場合、市長は、直ちに下記の機関に通報する。</u> <u>（ア）銚子地方気象台</u> <u>（イ）その災害に関係のある近隣市町村</u> <u>（ウ）最寄りの県出先機関（東葛飾地域整備センター、東葛飾土木事務所）及び警察署</u> 発見者 流山警察署 消防本部 ・消防署 市長 東葛飾地域振興センター 東葛飾土木事務所 銚子地方気象台 防災関係機関 県 危機管理課 図 3-2-2 異常現象発見時の「市」を経由する通報の流れ (4) 異常現象	ア 江戸川氾濫注意情報 イ 江戸川氾濫警戒情報 ウ 江戸川氾濫危険情報 市内の対象地域は、江戸川であり、千葉県の情報担当官署は国土交通省関東地方整備局及び気象庁予報部である。 3 雨量等の収集 気象状況により、相当量の降雨が予想される場合、防災危機管理課は、中央消防署、東消防署、南消防署及び北消防署における 1 時間毎の雨量をとりまとめ、速やかに各課に伝達するものとする。 ※移動

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
		<u>り市民へ最大限の警戒を呼びかける。</u>
地 3-31	第2 通信計画 【災对本部事務局・情報収集班・予防消防班】 1 情報収集・伝達体系 地震災害時の情報収集・伝達は、防災行政無線、消防無線等により構成され、次の系統に基づく。  図 3-2-4 情報収集・伝達系統図 2 災害情報の収集・伝達に使用する通信施設 市は、地震発生後における迅速な応急対策を実施するため、災害の状況、被害の状況を的確に把	第4 通信計画 【災对本部事務局・情報収集班・予防消防班】 1 情報収集・伝達体系 災害時の情報収集・伝達は、防災行政無線、消防無線等により構成され、次の系統に基づく。  図 3-2-4 情報収集・伝達系統図 2 災害情報の収集・伝達に使用する通信施設 市は、災害発生後における迅速な応急対策を実施するため、災害の状況、被害の状況を的確に把

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	握するための多様な通信手段を確保するものとする。 (1) 通信設備の運用 無線、有線通信設備については、災害後直ちに自設備の機能確認を行い、支障が生じている場合には緊急に復旧させる。 なお、保有する設備の機能が確保された場合は、他機関の行う情報連絡を積極的に支援するものとする。 ア 市防災行政無線 (ア) 市防災行政無線移動系 災害時における有線通信網の規制あるいは途絶に備え、災害対策本部と出動警戒にあたる各班との間の迅速かつ正確な情報収集、伝達及び指示等に即応するため、防災行政無線移動系を使用する。 (イ) 市防災行政無線固定系 災害時における市災害対策本部から住民への情報伝達及び指示等は、防災行政無線固定系を使用する。 《資料 27～34、様式 28～35》 図 3-2-5 市防災行政無線移動系系統図	握するための多様な通信手段を確保するものとする。 (1) 通信設備の運用 無線、有線通信設備については、災害後直ちに自設備の機能確認を行い、支障が生じている場合には緊急に復旧させる。 なお、保有する設備の機能が確保された場合は、他機関の行う情報連絡を積極的に支援するものとする。 ア 市防災行政無線 (ア) 市防災行政無線移動系 災害時における有線通信網の規制あるいは途絶に備え、災害対策本部と出動警戒にあたる各班との間の迅速かつ正確な情報収集、伝達及び指示等に即応するため、防災行政無線移動系を使用する。 (イ) 市防災行政無線固定系 災害時における市災害対策本部から住民への情報伝達及び指示等は、防災行政無線固定系を使用する。 《資料 27～34、様式 28～35》 図 3-2-5 市防災行政無線移動系系統図

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	図 3-2-6 市防災行政無線固定系系統図 イ 安心メール 災害や火災、防犯に関する情報を市民に対し、迅速に分かりやすく伝達し、情報の共有化を図るため、携帯電話・パソコン・<u>PHS のメール機能を使用する。</u> <u>災害情報は、すべての利用者に自動配信される。</u> ウ 県防災行政無線・県防災情報システム 県との連絡は、県防災行政無線及び県防災情報システムにより行う。 また、国との連絡は県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）により、総務省消防庁へ緊急時の報告を行うものとする。	図 3-2-6 市防災行政無線固定系系統図 イ 安心メール 災害や火災、防犯に関する情報を市民に対し、迅速に分かりやすく伝達し、情報の共有化を図るため、<u>登録者の</u>携帯電話・パソコンに<u>電子メールを配信する。</u> ウ 県防災行政無線・県防災情報システム 県との連絡は、県防災行政無線及び県防災情報システムにより行う。 また、国との連絡は県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）により、総務省消防庁へ緊急時の報告を行うものとする。<u>なお、県防災情報システムに各防災機関が入力した避難準備・勧告・指示情報、避難所情報、災害対策本部設置情報は、Lアラート（災害情報共有システム）を通じて各報道機関へ配信され、様々なメディアを通じて住民に伝達される。</u>
	図 3-2-7 県との通信経路	図 3-2-7 県との通信経路
風 3-37	第 2 通信計画 【河川班・災対本部事務局・情報収集班・予防消防班】 1 情報収集・伝達体系	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	災害時の情報収集・伝達は、防災行政無線、消防無線等により構成され、次の系統に基づく。 図 3-2-3 情報収集・伝達系統図 2 災害情報の収集・伝達に使用する通信施設 市は、災害発生後における迅速な応急対策を実施するため、災害の状況、被害の状況を的確に把握するための多様な通信手段を確保するものとする。 (1) 通信設備の運用 無線、有線通信設備については、災害後直ちに自設備の機能確認を行い、支障が生じている場合には緊急に復旧させる。 なお、保有する設備の機能が確保された場合は、他機関の行う情報連絡を積極的に支援するものとする。 ア 市防災行政無線 (ア) 市防災行政無線移動系	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	災害時における有線通信網の規制あるいは途絶に備え、災害対策本部と出動警戒にあたる各班との間の迅速かつ正確な情報収集、伝達及び指示等に即応するため、防災行政無線移動系を使用する。 (イ) 市防災行政無線固定系 災害時における市災害対策本部から住民への情報伝達及び指示等は、防災行政無線固定系を使用する。 《資料 27～34、様式 28～35》 図 3-2-4 市防災行政無線移動系系統図	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	図 3-2-5 市防災行政無線固定系系統図 イ 安心メール 災害や火災、防犯に関する情報を市民に対し、迅速に分かりやすく伝達し、情報の共有化を図るため、携帯電話・パソコン・<u>PHS のメール機能を使用する。</u> <u>災害情報は、すべての利用者に自動配信される。</u> ウ 県防災行政無線・県防災情報システム 県との連絡は、県防災行政無線及び県防災情報システムにより行う。 また、国との連絡は県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）により、総務省消防庁へ緊急時の報告を行うものとする。 (無線) (有線) 地上系 県 庁 東葛飾地域振興事務所 市 衛星系 県 庁 市 図 3-2-6 県との通信経路	(2) 代替通信機能の確保 応急対策実施上必要な情報通信が著しく困難であり、対策に支障が生じる場合は、次のような代替通信手段を用いるものとする。 ア 一般加入電話における災害時優先電話 東日本電信電話(株) (NTT 東日本) 及び KDDI (株) (au) では、非常災害発生による通信混乱時
地 3-34	(2) 代替通信機能の確保 応急対策実施上必要な情報通信が著しく困難であり、対策に支障が生じる場合は、次のような代替通信手段を用いるものとする。 ア 一般加入電話における災害時優先電話 東日本電信電話(株) (NTT 東日本) 及び KDDI (株) (au) では、非常災害発生による通信混乱時	(2) 代替通信機能の確保 応急対策実施上必要な情報通信が著しく困難であり、対策に支障が生じる場合は、次のような代替通信手段を用いるものとする。 ア 一般加入電話における災害時優先電話 東日本電信電話(株) (NTT 東日本) 及び KDDI (株) (au) では、非常災害発生による通信混乱時

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）		
	の重要な通信を確保するため、災害時優先電話制度を導入している。 これに基づき防災関係機関及び市内各公共施設の電話番号が登録され、緊急時にはこの回線を利用して連絡を行う。 <u>イ 東日本電信電話(株)（NTT 東日本）の非常・緊急通話の利用</u> <u>災害時において加入電話が輻輳し、通話が不能もしくは困難な場合で応急対策等のため必要があるときは、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 8 条の規定によりあらかじめ承認を受けた番号の加入電話から、「102 番」に電話し、オペレーター案内による非常・緊急扱い通話又は電報を利用するものとする。</u> <u>（ア） 非常・緊急通話用電話の指定</u> <u>防災関係機関は、既設の電話機のうち 1 台を非常・緊急電話に指定して、東日本電信電話（株）（NTT 東日本）千葉支店に申請し、承認を受けておくものとする。（事前対策）</u> <u>（イ） 非常・緊急通話の利用</u> <u>・加入電話による通話が不能もしくは困難な場合は、非常・緊急通話用電話機相互間で通話を行うものとし、これが困難な場合は次項によるものとする。</u> <u>・東日本電信電話(株)（NTT 東日本）千葉支店の非常・緊急通話受付用指定電話番号又は局番なしの「102 番」をダイヤルして、自己の非常・緊急通話用電話の指定番号、「非常」又は「緊急」の内容及び通話先を告げて申し込むものとする。</u> <u>なお、本通話は、非常、緊急の順に一般の通話に優先して接続されることになっているが、輻輳の程度に応じて通話時間が制限されるほか、緊急通話は受け付けられない場合もある。</u> <u>（ウ） 非常・緊急電報の利用</u> <u>非常・緊急電報を依頼する場合は、電報発信紙の余白欄に「非常」あるいは「緊急」と朱書して、東日本電信電話(株)（NTT 東日本）千葉支店に申し込むものとする。</u> <u>なお、電話により非常・緊急電報を依頼する場合は、自己の電話番号及び依頼責任者名を東日本電信電話(株)（NTT 東日本）千葉支店に申し出るものとする。</u> <u>（エ） 非常・緊急通話及び非常・緊急電報の内容</u> <u>非常・緊急通話及び非常・緊急電報の内容は、次のとおり。</u> <table><tr><td>非常通話・電報</td><td> <u>・気象、水象、地象もしくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの</u> <u>・洪水、津波、高潮等が発生し、もしくは発生するおそれがあることの通報又はその警報もしくは予防のため緊急を要する事項</u> <u>・災害の予防又は救援のため緊急を要する事項</u> <u>・道路、鉄道その他の交通施設の災害予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項</u> <u>・通信施設の災害予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項</u> <u>・電力施設の災害予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項</u> <u>・秩序の維持のため緊急を要する事項</u> <u>・災害の予防又は救援のため必要な事項</u> </td></tr></table>	非常通話・電報	<u>・気象、水象、地象もしくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの</u> <u>・洪水、津波、高潮等が発生し、もしくは発生するおそれがあることの通報又はその警報もしくは予防のため緊急を要する事項</u> <u>・災害の予防又は救援のため緊急を要する事項</u> <u>・道路、鉄道その他の交通施設の災害予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項</u> <u>・通信施設の災害予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項</u> <u>・電力施設の災害予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項</u> <u>・秩序の維持のため緊急を要する事項</u> <u>・災害の予防又は救援のため必要な事項</u>	の重要な通信を確保するため、災害時優先電話制度を導入している。 これに基づき防災関係機関及び市内各公共施設の電話番号が登録され、緊急時にはこの回線を利用して連絡を行う。
非常通話・電報	<u>・気象、水象、地象もしくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの</u> <u>・洪水、津波、高潮等が発生し、もしくは発生するおそれがあることの通報又はその警報もしくは予防のため緊急を要する事項</u> <u>・災害の予防又は救援のため緊急を要する事項</u> <u>・道路、鉄道その他の交通施設の災害予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項</u> <u>・通信施設の災害予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項</u> <u>・電力施設の災害予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項</u> <u>・秩序の維持のため緊急を要する事項</u> <u>・災害の予防又は救援のため必要な事項</u>			

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）			修正案（平成 28 年度修正）		
		緊急通話・電報	・気象、水象、地象もしくは地動の観測の警告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの ・火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事故が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項 ・治安の維持のため緊急を要する事項 ・天災、事変その他の災害に際して、災害状況の報道を内容とする事項 ・水道、ガス等の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項			
	ウ 非常無線通信の実施 市及び防災関係機関は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに、災害応急対策等のため必要と認めるときは、<u>電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 52 条第 4 項の規定による</u>非常無線通信を利用するものとする。 なお、非常無線通信は、無線局の免許保持者が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受するものとする。この場合、あらかじめ関東地方非常通信協議会に対し、非常の際の協力を依頼しておくものとする。 また、無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常無線通信を実施すべきか否かを判断のうえ行うものとする。			<u>イ</u> 非常無線通信の実施 市及び防災関係機関は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに、災害応急対策等のため必要と認めるときは、非常無線通信を利用するものとする。 なお、非常無線通信は、無線局の免許保持者が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受するものとする。この場合、あらかじめ関東地方非常通信協議会に対し、非常の際の協力を依頼しておくものとする。 また、無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常無線通信を実施すべきか否かを判断のうえ行うものとする。 <u>《電波法第 52 条第 4 項》</u>		
	（ア） 通信の内容 非常無線通信における通報（以下「非常通報」という。）の内容は、次に掲げるもの又はこれに準ずるものとする。 ・人命の救助に関するもの ・天災の予報(主要河川の水位を含む)及び天災その他の災害の状況に関するもの ・緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料 ・電波法第74条第1項の規定に基づく実施の指令に関するもの ・非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの ・暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの ・非常災害時における緊急措置に関するもの ・遭難者救護に関するもの ・非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの ・鉄道路線、道路、電力設備、電信電話回路の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの ・中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に受発する災害救援その他緊急措置に関すること ・災害救助法第24条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの			（ア） 通信の内容 非常無線通信における通報（以下「非常通報」という。）の内容は、次に掲げるもの又はこれに準ずるものとする。 ・人命の救助に関するもの ・天災の予報（主要河川の水位を含む）及び天災その他の災害の状況に関するもの ・緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料 ・電波法第74条第1項の規定に基づく実施の指令に関するもの ・非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの ・暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの ・非常災害時における緊急措置に関するもの ・遭難者救護に関するもの ・非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの ・鉄道路線、道路、電力設備、電信電話回路の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの ・中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に受発する災害救援その他緊急措置に関すること ・災害救助法第24条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの		

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	（イ） 取扱い無線局 官公庁、会社、船舶等のすべての無線局は、非常通報を行う場合には許可業務以外の通信を取り扱うことができることとなっている。 ただし、無線局の機能及び通信可能範囲は様々であるため、各防災関係機関は非常災害時に利用できる無線局の機能(通信範囲)を十分把握しておくものとする。 （ウ） 頼信の手続 非常通報を依頼する場合は、通信文を次の順序で電報頼信紙（なければどんな用紙でもよい。）に電文形式（カタカナ）又は平文ではっきり書いて、無線局に依頼する。 ・あて先の住所・氏名（職名）及び電話番号 ・本文はできる限り簡潔に記載し、字数は 200 字（平文の場合はカタカナ換算）以内にする。 ・本文中の濁点、半濁点は、字数に数えない。したがって次のマスをあけない。 ・応援要請を内容とする場合は、その具体的な項目（例えば「自衛隊 100 名派遣、毛布 1,000 枚を送りたい。」のように）を記入する。 ・用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書きし、末尾に発信人の住所、氏名(職名)及び電話番号を記入する。	（イ） 取扱い無線局 官公庁、会社、船舶等のすべての無線局は、非常通報を行う場合には許可業務以外の通信を取り扱うことができることとなっている。 ただし、無線局の機能及び通信可能範囲は様々であるため、各防災関係機関は非常災害時に利用できる無線局の機能(通信範囲)を十分把握しておくものとする。 （ウ） 頼信の手続 非常通報を依頼する場合は、通信文を次の順序で電報頼信紙（なければどんな用紙でもよい。）に電文形式（カタカナ）又は平文ではっきり書いて、無線局に依頼する。 ・あて先の住所・氏名（職名）及び電話番号 ・本文はできる限り簡潔に記載し、字数は 200 字（平文の場合はカタカナ換算）以内にする。 ・本文中の濁点、半濁点は、字数に数えない。したがって次のマスをあけない。 ・応援要請を内容とする場合は、その具体的な項目（例えば「自衛隊 100 名派遣、毛布 1,000 枚を送りたい。」のように）を記入する。 ・用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書きし、末尾に発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入する。
風 3-40	(2) 代替通信機能の確保 応急対策実施上必要な情報通信が著しく困難であり、対策に支障が生じる場合は、次のような代替通信手段を用いるものとする。 ア 一般加入電話における災害時優先電話 東日本電信電話(株) (NTT 東日本) 及び KDDI(株) (au) では、非常災害発生による通信混乱時の重要な通信を確保するため、災害時優先電話制度を導入している。 これに基づき防災関係機関及び市内各公共施設の電話番号が登録され、緊急時にはこの回線を利用して連絡を行う。 <u>イ 東日本電信電話(株) (NTT 東日本) の非常・緊急通話の利用</u> <u>災害時において加入電話が輻輳し、通話が不能もしくは困難な場合で応急対策等のため必要があるときは、電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号) 第 8 条の規定によりあらかじめ承認を受けた番号の加入電話から、「102 番」に電話し、オペレーター案内による非常・緊急扱い通話又は電報を利用するものとする。</u> <u>(ア) 非常・緊急通話用電話の指定</u> <u>防災関係機関は、既設の電話機のうち 1 台を非常・緊急電話に指定して、東日本電信電話(株) (NTT 東日本) 千葉支店に申請し、承認を受けておくものとする。(事前対策)</u> <u>(イ) 非常・緊急通話の利用</u> <u>・加入電話による通話が不能もしくは困難な場合は、非常・緊急通話用電話機相互間で通話を行うものとし、これが困難な場合は次項によるものとする。</u> <u>・東日本電信電話(株) (NTT 東日本) 千葉支店の非常・緊急通話受付用指定電話番号又は局番なしの「102 番」をダイヤルして、自己の非常・緊急通話用電話の指定番号、「非常」又は「緊急」の内容及び通話先を告げて申し込むものとする。</u> <u>なお、本通話は、非常、緊急の順に一般の通話に優先して接続されることになっているが、輻輳の程度に応じて通話時間が制限されるほか、緊急通話は受け付けられない場合もある。</u>	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	なお、非常無線通信は、無線局の免許保持者が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受するものとする。この場合、あらかじめ関東地方非常通信協議会に対し、非常の際の協力を依頼しておくものとする。 また、無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常無線通信を実施すべきか否かを判断のうえ行うものとする。 （ア） 通信の内容 非常無線通信における通報（以下「非常通報」という。）の内容は、次に掲げるもの又はこれに準ずるものとする。 ・人命の救助に関するもの ・天災の予報(主要河川の水位を含む)及び天災その他の災害の状況に関するもの ・緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料 ・電波法第74条第1項の規定に基づく実施の指令に関するもの ・非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの ・暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの ・非常災害時における緊急措置に関するもの ・遭難者救護に関するもの ・非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの ・鉄道路線、道路、電力設備、電信電話回路の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの ・中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に受発する災害救援その他緊急措置に関すること ・災害救助法第24条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの （イ） 取扱い無線局 官公庁、会社、船舶等のすべての無線局は、非常通報を行う場合には許可業務以外の通信を取り扱うことができることとなっている。 ただし、無線局の機能及び通信可能範囲は様々であるため、各防災関係機関は非常災害時に利用できる無線局の機能(通信範囲)を十分把握しておくものとする。 （ウ） 頼信の手続 非常通報を依頼する場合は、通信文を次の順序で電報頼信紙（なければどんな用紙でもよ	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	い。）に電文形式（カタカナ）又は平文ではっきり書いて、無線局に依頼する。 ・あて先の住所・氏名 <u>又は名称</u>（職名）及び電話番号 ・本文はできる限り簡潔に記載し、字数は 200 字（平文の場合はカタカナ換算）以内にする。 ・本文中の濁点、半濁点は、字数に数えない。したがって次のマスをあけない。 ・応援要請を内容とする場合は、その具体的な項目（例えば「自衛隊 100 名派遣、毛布 1,000 枚を送りたい。」のように）を記入する。 ・用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書し、末尾に発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入する。	
地 3-37	エ 他機関の通信設備の利用 市長は、予・警報の伝達等に際して、緊急通信のため特別の必要があるときは、次の有線電気通信設備もしくは無線設備を使用することができる（災害対策基本法第 57 条）。 また、市長は災害発生時における応急措置の実施上緊急かつ特別の必要があるときは、次の者が設置する有線電気通信設備もしくは無線設備を使用することができる（災害対策基本法第 79 条）。 （ア） 使用又は利用できる通信設備 ・警察通信設備（流山市三輪野山 744-4 流山警察署内） ・消防通信設備（流山市三輪野山 1-994 市消防本部内） ・水道通信設備（流山市西初石 5-57 市水道局内） ・国土交通省関係通信施設 ・日本赤十字社千葉県支部通信施設 ・東京電力（株）通信施設 ・東日本電信電話（株）通信施設 ・県の無線通信施設（県防災行政無線を除く） ・上記以外の機関又は個人の無線通信施設 《資料 36》 （イ） 事前協議の必要 ・市は、災害対策基本法第 57 条に基づく他機関の通信設備の使用について、あらかじめ当該機関と使用協定を締結する等の措置を講じておくものとする。（事前対策） ・災害対策基本法第 79 条に基づく、災害が発生した場合の優先使用については、この限りではない。 （ウ） 警察通信設備の使用 市が警察電話（有線電話及び無線電話）を使用する場合には、流山警察署に使用要請を行うものとする。 （エ） 自衛隊の通信支援 市は、自衛隊による通信支援の必要が生じたときは、県を通じて要請手続を行うものとする。 （オ） 消防無線等 市消防本部及び市水道局には、それぞれ専用無線通信施設が設置されているため、非常災	エ 他機関の通信設備の利用 市長は、予・警報の伝達等に際して、緊急通信のため特別の必要があるときは、次の有線電気通信設備もしくは無線設備を使用することができる（災害対策基本法第 57 条）。 また、市長は災害発生時における応急措置の実施上緊急かつ特別の必要があるときは、次の者が設置する有線電気通信設備もしくは無線設備を使用することができる（災害対策基本法第 79 条）。 （ア） 使用又は利用できる通信設備 ・警察通信設備（流山市三輪野山 744-4 流山警察署内） ・消防通信設備（流山市三輪野山 1-994 市消防本部内） ・水道通信設備（流山市西初石 5-57 市 <u>上下</u>水道局内） ・国土交通省関係通信施設 ・日本赤十字社千葉県支部通信施設 ・東京電力 <u>パワーグリッド</u>（株）通信施設 ・東日本電信電話（株）通信施設 ・県の無線通信施設（県防災行政無線を除く） ・上記以外の機関又は個人の無線通信施設 《資料 36》 （イ） 事前協議の必要 ・市は、災害対策基本法第 57 条に基づく他機関の通信設備の使用について、あらかじめ当該機関と使用協定を締結する等の措置を講じておくものとする。（事前対策） ・災害対策基本法第 79 条に基づく、災害が発生した場合の優先使用については、この限りではない。 （ウ） 警察通信設備の使用 市が警察電話（有線電話及び無線電話）を使用する場合には、流山警察署に使用要請を行うものとする。 （エ） 自衛隊の通信支援 市は、自衛隊による通信支援の必要が生じたときは、県を通じて要請手続を行うものとする。 （オ） 消防無線等 市消防本部及び市 <u>上下</u>水道局には、それぞれ専用無線通信施設が設置されているため、非

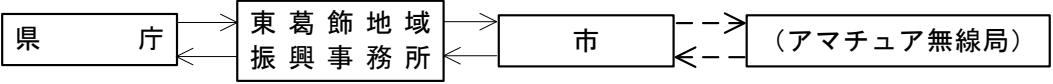
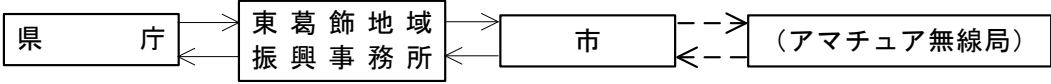
流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）																																																																																																
	害時にはこれらを活用する。 表 3-2-<u>3</u> 消防無線通信施設 平成 23 年 3 月 <table><tr><th>機関名</th><th colspan="2">施設名</th><th>数量</th><th>施 設 の 内 容</th><th>備 考</th></tr><tr><td rowspan="3">消 防 本 部</td><td colspan="2">基 地 局</td><td><u>2</u></td><td>5W 型</td><td>消防波 救急波</td></tr><tr><td rowspan="2">移動局</td><td>車 載 型</td><td>3</td><td>10W 型</td><td>消防波</td></tr><tr><td>携 帯 型</td><td>2</td><td>5W 型</td><td>消防波</td></tr><tr><td rowspan="2">消 防 署</td><td rowspan="2">移動局</td><td>車 載 型</td><td><u>20</u></td><td>10W 型</td><td>消防波 救急波</td></tr><tr><td>携 帯 型</td><td><u>19</u></td><td>10W 型 1 5W 型 8 1W 型 10</td><td>消防波</td></tr></table> 表 3-2-<u>4</u> 水道局無線通信施設 平成 24 年年 3 月 31 日現在 <table><tr><th>機関名</th><th>施設名</th><th>数量</th><th>施 設 の 内 容</th></tr><tr><td rowspan="3">水 道 局</td><td>基 地 局</td><td>1</td><td>10W 型</td></tr><tr><td>移 動 局</td><td>11</td><td>5W 型</td></tr><tr><td>携 帯 局</td><td>2</td><td>5W 型</td></tr></table>	機関名	施設名		数量	施 設 の 内 容	備 考	消 防 本 部	基 地 局		<u>2</u>	5W 型	消防波 救急波	移動局	車 載 型	3	10W 型	消防波	携 帯 型	2	5W 型	消防波	消 防 署	移動局	車 載 型	<u>20</u>	10W 型	消防波 救急波	携 帯 型	<u>19</u>	10W 型 1 5W 型 8 1W 型 10	消防波	機関名	施設名	数量	施 設 の 内 容	水 道 局	基 地 局	1	10W 型	移 動 局	11	5W 型	携 帯 局	2	5W 型	常災害時にはこれらを活用する。 表 3-2-<u>6</u> 消防無線通信施設 平成 28 年 3 月現在 <table><tr><th>機関名</th><th colspan="2">施設名</th><th>数量</th><th>施 設 の 内 容</th><th>備</th></tr><tr><td rowspan="3">消 防 本 部</td><td colspan="2">基 地 局</td><td><u>1</u></td><td>5W 型</td><td>消防波 救急波</td></tr><tr><td rowspan="2">移動局</td><td>車 載 型</td><td>3</td><td><u>5</u>W 型</td><td>消防波 <u>救急波</u></td></tr><tr><td>携 帯 型</td><td><u>3</u></td><td>5W 型</td><td>消防波</td></tr><tr><td rowspan="2">消 防 署</td><td rowspan="2">移動局</td><td>車 載 型</td><td><u>21</u></td><td><u>5</u>W 型</td><td>消防波 救急波</td></tr><tr><td>携 帯 型</td><td><u>23</u></td><td>5W 型 <u>5</u> 1W 型 <u>18</u></td><td>消防波 <u>救急波</u></td></tr><tr><td><u>消 防 団</u></td><td><u>移動局</u></td><td><u>車 載 型</u></td><td><u>25</u></td><td><u>5</u>W 型</td><td><u>消防波</u> <u>救急波</u></td></tr></table> 表 3-2-<u>7</u> <u>上下</u>水道局無線通信施設 平成 28 年 3 月現在 <table><tr><th>機関名</th><th>施設名</th><th>数量</th><th>施 設 の 内 容</th></tr><tr><td rowspan="3"><u>上下</u>水道局</td><td>基 地 局</td><td>1</td><td>10W 型</td></tr><tr><td>移 動 局</td><td>11</td><td>5W 型</td></tr><tr><td>携 帯 局</td><td>2</td><td>5W 型</td></tr></table>	機関名	施設名		数量	施 設 の 内 容	備	消 防 本 部	基 地 局		<u>1</u>	5W 型	消防波 救急波	移動局	車 載 型	3	<u>5</u> W 型	消防波 <u>救急波</u>	携 帯 型	<u>3</u>	5W 型	消防波	消 防 署	移動局	車 載 型	<u>21</u>	<u>5</u> W 型	消防波 救急波	携 帯 型	<u>23</u>	5W 型 <u>5</u> 1W 型 <u>18</u>	消防波 <u>救急波</u>	<u>消 防 団</u>	<u>移動局</u>	<u>車 載 型</u>	<u>25</u>	<u>5</u> W 型	<u>消防波</u> <u>救急波</u>	機関名	施設名	数量	施 設 の 内 容	<u>上下</u> 水道局	基 地 局	1	10W 型	移 動 局	11	5W 型	携 帯 局	2	5W 型
機関名	施設名		数量	施 設 の 内 容	備 考																																																																																													
消 防 本 部	基 地 局		<u>2</u>	5W 型	消防波 救急波																																																																																													
	移動局	車 載 型	3	10W 型	消防波																																																																																													
		携 帯 型	2	5W 型	消防波																																																																																													
消 防 署	移動局	車 載 型	<u>20</u>	10W 型	消防波 救急波																																																																																													
		携 帯 型	<u>19</u>	10W 型 1 5W 型 8 1W 型 10	消防波																																																																																													
機関名	施設名	数量	施 設 の 内 容																																																																																															
水 道 局	基 地 局	1	10W 型																																																																																															
	移 動 局	11	5W 型																																																																																															
	携 帯 局	2	5W 型																																																																																															
機関名	施設名		数量	施 設 の 内 容	備																																																																																													
消 防 本 部	基 地 局		<u>1</u>	5W 型	消防波 救急波																																																																																													
	移動局	車 載 型	3	<u>5</u> W 型	消防波 <u>救急波</u>																																																																																													
		携 帯 型	<u>3</u>	5W 型	消防波																																																																																													
消 防 署	移動局	車 載 型	<u>21</u>	<u>5</u> W 型	消防波 救急波																																																																																													
		携 帯 型	<u>23</u>	5W 型 <u>5</u> 1W 型 <u>18</u>	消防波 <u>救急波</u>																																																																																													
<u>消 防 団</u>	<u>移動局</u>	<u>車 載 型</u>	<u>25</u>	<u>5</u> W 型	<u>消防波</u> <u>救急波</u>																																																																																													
機関名	施設名	数量	施 設 の 内 容																																																																																															
<u>上下</u> 水道局	基 地 局	1	10W 型																																																																																															
	移 動 局	11	5W 型																																																																																															
	携 帯 局	2	5W 型																																																																																															

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）																																																																																																											
	消防本部 消防署 指令車 査察車 指揮車 水槽付ポンプ車 ポンプ車 救急車 救助工作車 化学車 はしご車 大型水槽車 携帯型 流山市消防本部 代表電話 04-7158-0119 119番加入電話 災害現場 <table><tr><th colspan="2">凡 例</th></tr><tr><td>専用電話</td><td>-----</td></tr><tr><td>加入電話</td><td>—————</td></tr><tr><td>無線電話</td><td>〰〰〰〰〰</td></tr></table> <table><tr><td>流</td><td>山</td><td>市</td><td>役</td><td>所</td></tr><tr><td>中</td><td>央</td><td>消</td><td>防</td><td>署</td></tr><tr><td>東</td><td>消</td><td>防</td><td>署</td><td></td></tr><tr><td>南</td><td>消</td><td>防</td><td>署</td><td></td></tr><tr><td>北</td><td>消</td><td>防</td><td>署</td><td></td></tr><tr><td>流</td><td>山</td><td>警</td><td>察</td><td>署</td></tr><tr><td>市</td><td></td><td></td><td>長</td><td></td></tr><tr><td>消</td><td></td><td>防</td><td>長</td><td></td></tr><tr><td>消</td><td></td><td>防</td><td>署</td><td>長</td></tr><tr><td>東</td><td></td><td>京</td><td>電</td><td>力</td></tr><tr><td>応</td><td></td><td>援</td><td>市</td><td>町</td></tr><tr><td>医</td><td></td><td>療</td><td>機</td><td>関</td></tr><tr><td>消</td><td></td><td>防</td><td>団</td><td>長</td></tr><tr><td>第</td><td>1</td><td>方</td><td>面</td><td>隊</td></tr><tr><td>第</td><td>2</td><td>方</td><td>面</td><td>隊</td></tr><tr><td>第</td><td>3</td><td>方</td><td>面</td><td>隊</td></tr><tr><td>第</td><td>4</td><td>方</td><td>面</td><td>隊</td></tr><tr><td>第</td><td>5</td><td>方</td><td>面</td><td>隊</td></tr><tr><td>第</td><td>6</td><td>方</td><td>面</td><td>隊</td></tr><tr><td>消</td><td></td><td>防</td><td>分</td><td>団</td></tr></table> 図 3-2-8 消防通信系統図 オ 放送機能の利用 市は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合もしくは著しく困難な場合においては、県が協定している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、災害に関する通知、要請、伝達、予・警報等の放送を、県を通じて日本放送協会千葉放送局、千葉テレビ放送（株）、（株）ニッポン放送、（株）ベイエフエムに要請するものとする。また、市長は、<u>（株）JCN コアラ葛飾</u>に対しても放送要請するものとする。 カ 使送による通信連絡の確保 有線通信及び無線通信が利用不能もしくは困難な場合には、各防災関係機関は使送により通信を確保するものとする。 (3) アマチュア無線ボランティアの活用 ア アマチュア無線の利用 大規模な災害により通信系統が途絶した場合には、市内アマチュア無線局の協力を得て、「非 オ 放送機能の利用 市は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合もしくは著しく困難な場合においては、県が協定している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、災害に関する通知、要請、伝達、予・警報等の放送を、県を通じて日本放送協会千葉放送局、千葉テレビ放送（株）、（株）ニッポン放送、（株）ベイエフエムに要請するものとする。また、市長は、<u>（株）ジェイコム東葛葛飾</u>に対しても放送要請するものとする。 カ 使送による通信連絡の確保 有線通信及び無線通信が利用不能もしくは困難な場合には、各防災関係機関は使送により通信を確保するものとする。 新旧・地・3章 76 / 361	凡 例		専用電話	-----	加入電話	—————	無線電話	〰〰〰〰〰	流	山	市	役	所	中	央	消	防	署	東	消	防	署		南	消	防	署		北	消	防	署		流	山	警	察	署	市			長		消		防	長		消		防	署	長	東		京	電	力	応		援	市	町	医		療	機	関	消		防	団	長	第	1	方	面	隊	第	2	方	面	隊	第	3	方	面	隊	第	4	方	面	隊	第	5	方	面	隊	第	6	方	面	隊	消		防	分	団
凡 例																																																																																																													
専用電話	-----																																																																																																												
加入電話	—————																																																																																																												
無線電話	〰〰〰〰〰																																																																																																												
流	山	市	役	所																																																																																																									
中	央	消	防	署																																																																																																									
東	消	防	署																																																																																																										
南	消	防	署																																																																																																										
北	消	防	署																																																																																																										
流	山	警	察	署																																																																																																									
市			長																																																																																																										
消		防	長																																																																																																										
消		防	署	長																																																																																																									
東		京	電	力																																																																																																									
応		援	市	町																																																																																																									
医		療	機	関																																																																																																									
消		防	団	長																																																																																																									
第	1	方	面	隊																																																																																																									
第	2	方	面	隊																																																																																																									
第	3	方	面	隊																																																																																																									
第	4	方	面	隊																																																																																																									
第	5	方	面	隊																																																																																																									
第	6	方	面	隊																																																																																																									
消		防	分	団																																																																																																									

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	常通信」にあたるものとする。  図 3-2-9 アマチュア無線の通信経路 イ 「担当窓口」の設置 市は、災害発生後、災対本部事務局（市民生活部防災危機管理課）にアマチュア無線ボランティアの「担当窓口」を設置し、アマチュア無線ボランティアの受入れを行うものとする。 ウ 「担当窓口」の運営 「担当窓口」における主な活動内容は、次に示すとおり。 ・アマチュア無線ボランティアの募集、登録、協力依頼、派遣 ・県危機管理課「受付窓口」との連絡調整 ・その他 エ アマチュア無線ボランティアの活動内容 ・非常通信 ・その他の情報収集活動	(3) アマチュア無線ボランティアの活用 ア アマチュア無線の利用 大規模な災害により通信系統が途絶した場合には、市内アマチュア無線局の協力を得て、「非常通信」にあたるものとする。  図 3-2-8 アマチュア無線の通信経路 イ 「担当窓口」の設置 市は、災害発生後、災対本部事務局（市民生活部防災危機管理課）にアマチュア無線ボランティアの「担当窓口」を設置し、アマチュア無線ボランティアの受入れを行うものとする。 ウ 「担当窓口」の運営 「担当窓口」における主な活動内容は、次に示すとおり。 ・アマチュア無線ボランティアの募集、登録、協力依頼、派遣 ・県危機管理課「受付窓口」との連絡調整 ・その他 エ アマチュア無線ボランティアの活動内容 ・非常通信 ・その他の情報収集活動
風 3-44	エ 他機関の通信設備の利用 市長は、予・警報の伝達等に際して、緊急通信のため特別の必要があるときは、次の有線電気通信設備もしくは無線設備を使用することができる(災害対策基本法第 57 条)。 また、市長は災害発生時における応急措置の実施上緊急かつ特別の必要があるときは、次の者が設置する有線電気通信設備もしくは無線設備を使用することができる(災害対策基本法第 79 条)。 (ア) 使用又は利用できる通信設備 ・警察通信設備（流山市三輪野山 744-4 流山警察署内） ・消防通信設備（流山市三輪野山 1-994 市消防本部内） ・水道通信設備（流山市西初石 5-57 市水道局内） ・国土交通省関係通信施設 ・日本赤十字社千葉県支部通信施設 ・東京電力（株）通信施設 ・東日本電信電話（株）通信施設 ・県の無線通信施設（県防災行政無線を除く） ・上記以外の機関又は個人の無線通信施設 《資料 36》 (イ) 事前協議の必要 ・市は、災害対策基本法第 57 条に基づく他機関の通信設備の使用について、あらかじめ当該機関と使用協定を締結する等の措置を講じておくものとする。(事前対策) ・災害対策基本法第 79 条に基づく、災害が発生した場合の優先使用については、この限りでは	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）																																													
	ない。 （ウ） 警察通信設備の使用 市が警察電話（有線電話及び無線電話）を使用する場合には、流山警察署に使用要請を行うものとする。 （エ） 自衛隊の通信支援 市は、自衛隊による通信支援の必要が生じたときは、県を通じて要請手続を行うものとする。 （オ） 消防無線等 市消防本部及び市水道局には、それぞれ専用無線通信施設が設置されているため、非常災害時にはこれらを活用する。 表 3-2-<u>5</u> 消防無線通信施設 平成 23 年 3 月 <table><tr><th>機関名</th><th colspan="2">施設名</th><th>数量</th><th>施 設 の 内 容</th><th>備 考</th></tr><tr><td rowspan="3">消防本部</td><td colspan="2">基 地 局</td><td><u>2</u></td><td>5W 型</td><td>消防波 救急波</td></tr><tr><td rowspan="2">移動局</td><td>車 載 型</td><td>3</td><td>10W 型</td><td>消防波</td></tr><tr><td>携 帯 型</td><td>2</td><td>5W 型</td><td>消防波</td></tr><tr><td rowspan="2">消 防 署</td><td rowspan="2">移動局</td><td>車 載 型</td><td><u>20</u></td><td>10W 型</td><td>消防波 救急波</td></tr><tr><td>携 帯 型</td><td><u>19</u></td><td>10W 型 1 5W 型 8 1W 型 10</td><td>消防波</td></tr></table> 表 3-2-<u>6</u> 水道局無線通信施設 平成 24 年年 3 月 31 日現在 <table><tr><th>機関名</th><th>施設名</th><th>数量</th><th>施 設 の 内 容</th></tr><tr><td rowspan="3">水 道 局</td><td>基 地 局</td><td>1</td><td>10W 型</td></tr><tr><td>移 動 局</td><td>11</td><td>5W 型</td></tr><tr><td>携 帯 局</td><td>2</td><td>5W 型</td></tr></table>	機関名	施設名		数量	施 設 の 内 容	備 考	消防本部	基 地 局		<u>2</u>	5W 型	消防波 救急波	移動局	車 載 型	3	10W 型	消防波	携 帯 型	2	5W 型	消防波	消 防 署	移動局	車 載 型	<u>20</u>	10W 型	消防波 救急波	携 帯 型	<u>19</u>	10W 型 1 5W 型 8 1W 型 10	消防波	機関名	施設名	数量	施 設 の 内 容	水 道 局	基 地 局	1	10W 型	移 動 局	11	5W 型	携 帯 局	2	5W 型	
機関名	施設名		数量	施 設 の 内 容	備 考																																										
消防本部	基 地 局		<u>2</u>	5W 型	消防波 救急波																																										
	移動局	車 載 型	3	10W 型	消防波																																										
		携 帯 型	2	5W 型	消防波																																										
消 防 署	移動局	車 載 型	<u>20</u>	10W 型	消防波 救急波																																										
		携 帯 型	<u>19</u>	10W 型 1 5W 型 8 1W 型 10	消防波																																										
機関名	施設名	数量	施 設 の 内 容																																												
水 道 局	基 地 局	1	10W 型																																												
	移 動 局	11	5W 型																																												
	携 帯 局	2	5W 型																																												

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	消防本部 令 査 指 水 ポン 救 救 化 は 大 指令車 査察車 指揮車 水槽付ポンプ車 ポンプ車 救急車 救助工作車 化学車 はしご車 大型水槽車 消防署 流山市役所 中央消防署 東消防署 南消防署 北消防署 流山警察署 市 長 消 防 長 消 防 署 長 東 京 電 力 応 援 市 町 村 医 療 機 関 消 防 団 長 第 1 方 面 隊 第 2 方 面 隊 第 3 方 面 隊 第 4 方 面 隊 第 5 方 面 隊 第 6 方 面 隊 消 防 分 団 流山市消防本部 代表電話 04-7158-0119 携帯型 災害現場 119番 加入電話 凡 例 専用電話 加入電話 無線電話 図 3-2-7 消防通信系統図 オ 放送機能の利用 市は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合もしくは著しく困難な場合においては、県が協定している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、災害に関する通知、要請、伝達、予・警報等の放送を、県を通じて日本放送協会千葉放送局、千葉テレビ放送（株）、（株）ニッポン放送、（株）ベイエフエムに要請するものとする。また、市長は、<u>（株）JCN コアラ葛飾</u>に対しても放送要請するものとする。 カ 使送による通信連絡の確保 有線通信及び無線通信が利用不能もしくは困難な場合には、各防災関係機関は使送により通信を確保するものとする。 (3) アマチュア無線ボランティアの活用 ア アマチュア無線の利用 大規模な災害により通信系統が途絶した場合には、市内アマチュア無線局の協力を得て、「非	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）						
	常通信」にあたるものとする。 県 庁 東葛飾地域 振興事務所 市 (アマチュア無線局) 図 3-2-8 アマチュア無線の通信経路 イ 「担当窓口」の設置 市は、災害発生後、災対本部事務局（市民生活部防災危機管理課）にアマチュア無線ボランティアの「担当窓口」を設置し、アマチュア無線ボランティアの受入れを行うものとする。 ウ 「担当窓口」の運営 「担当窓口」における主な活動内容は、次に示すとおり。 ・アマチュア無線ボランティアの募集、登録、協力依頼、派遣 ・県危機管理課「受付窓口」との連絡調整 ・その他 エ アマチュア無線ボランティアの活動内容 ・非常通信 ・その他の情報収集活動							
地 3-40	第 3 被害情報等収集報告取扱 【災対本部事務局・情報収集班・市各班】 <u>地震</u>発生直後における被害概況を正確に把握し、要員や資材等の確保、応援の要請等を迅速に判断するため、災害対策本部は、次の情報収集活動を実施する。 収集した被害に関する情報を各種の応急対策活動に生かすため、関係する防災関係機関相互の密接な連携により、情報の共有化を図ることが必要である。したがって、把握した被害状況については、県災害対策本部に迅速かつ的確に報告し、県並びに広域による連携により、適切な災害応急対策が実施されるようにしていくものとする。 1 災害情報の分析 災対本部事務局で収集した災害情報や活動状況等をもとに、情報を整理・分析し、応急対策活動に活用する。災対本部事務局は、現状を分析し、被害予測を立て、全体を俯瞰したより有効な対応策を検討することにより、災害対策本部の指揮機能の強化を図る。 2 災害情報の一元管理、共有化 災対本部事務局は、応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、収集・発信した情報が錯さうしないよう、情報の一元管理及び全庁での共有化を図る。	第 5 被害情報等収集報告取扱 【災対本部事務局・情報収集班・市各班】 <u>災害</u>発生直後における被害概況を正確に把握し、要員や資材等の確保、応援の要請等を迅速に判断するため、災害対策本部は、次の情報収集活動を実施する。 収集した被害に関する情報を各種の応急対策活動に生かすため、関係する防災関係機関相互の密接な連携により、情報の共有化を図ることが必要である。したがって、把握した被害状況については、県災害対策本部に迅速かつ的確に報告し、県並びに広域による連携により、適切な災害応急対策が実施されるようにしていくものとする。 1 災害情報の分析 災対本部事務局で収集した災害情報や活動状況等をもとに、情報を整理・分析し、応急対策活動に活用する。災対本部事務局は、現状を分析し、被害予測を立て、全体を俯瞰したより有効な対応策を検討することにより、災害対策本部の指揮機能の強化を図る。 2 災害情報の一元管理、共有化 災対本部事務局は、応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、収集・発信した情報が錯さうしないよう、情報の一元管理及び全庁での共有化を図る。 このため、次のとおり被害報告等に係る責任者を置く。 <table><tr><th>職 名</th><th>担 当 者</th><th>職務内容</th></tr><tr><td>報告総括責任者</td><td>市民生活部長</td><td><u>・情報の収集及び伝達を統括する。</u> <u>・報告取扱責任者から報告を受け、本部長及び副本部長に報告する。</u></td></tr></table>	職 名	担 当 者	職務内容	報告総括責任者	市民生活部長	<u>・情報の収集及び伝達を統括する。</u> <u>・報告取扱責任者から報告を受け、本部長及び副本部長に報告する。</u>
職 名	担 当 者	職務内容						
報告総括責任者	市民生活部長	<u>・情報の収集及び伝達を統括する。</u> <u>・報告取扱責任者から報告を受け、本部長及び副本部長に報告する。</u>						

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）																																																																																				
	3 初動期の情報収集内容 市は、<u>地震</u>発生後概ね 1～2 時間以内に、次のような内容の情報について迅速かつ的確な把握に努める。この場合、部分的な詳細情報よりも、被害の概要を大まかにつかむことに留意する。 表 3-2-<u>5</u> 初動期の情報収集内容 <table><tr><th>区 分</th><th>情 報 の 内 容</th><th>共 通 内 容</th></tr><tr><td>人 的 被 害</td><td>1 死者及び負傷者の発生並びに人命危険の有無 2 被災者の状況 3 住民の動向 4 避難の必要の有無及び避難所の状況</td><td rowspan="4">1 発生場所 2 発生時期 3 応急対策の状況</td></tr><tr><td>火 災</td><td>1 火災の発生及び延焼の状況</td></tr><tr><td>施 設 被 害</td><td>1 庁舎等所管施設及び設備の損壊状況 2 道路及び橋梁の被害状況 3 建物の倒壊及び浸水状況 4 崖崩れ及び崖崩れのおそれの状況 5 電気、ガス、水道、電話等の状況</td></tr><tr><td>そ の 他</td><td>災害対策上必要な事項</td></tr></table> 《様式 59・60・65》 4 初動期の情報収集体制 情報の収集については、次の表のとおり、関係各班が行い、災対本部事務局に報告する。 収集の手段は、電話、携帯電話、ファックス、無線等の通信手段を用いるほか、バイク、自転車等を活用して速やかな情報収集（概ね 1～2 時間以内）に努めるものとする。 表 3-2-<u>6</u>(1) 初動期の情報収集体制(1/2) <table><tr><th>No</th><th>情 報</th><th>担 当 班</th><th>情 報 提 供 機 関</th><th>初 動 期 災 害 情 報 内 容</th><th>通 信 手 段</th></tr><tr><td>1</td><td>消防情報</td><td>予防消防班、 消防総務班</td><td>消防本部、各消防署及び消防団</td><td>火災、延焼、危険物漏洩、 救急・救助、死傷者等の概括</td><td>電話、携帯電話、 市防災行政無線、 消防無線</td></tr><tr><td>2</td><td>警察情報</td><td>避難誘導救援班</td><td>県警察本部、流山警察署</td><td>けが人、生き埋め、死傷者等の概括</td><td>電話、携帯電話、 県防災行政無線、 警察無線</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>道路交通規制状況</td><td>電話、携帯電話</td></tr><tr><td>3</td><td>ヘリコプター情報</td><td>災 対 本 部 事 務 局</td><td>県警察本部、陸上自衛隊、 千葉市消防局</td><td>被災状況の概要全般</td><td>電話、携帯電話、 県防災行政無線、 自衛隊無線</td></tr></table>	区 分	情 報 の 内 容	共 通 内 容	人 的 被 害	1 死者及び負傷者の発生並びに人命危険の有無 2 被災者の状況 3 住民の動向 4 避難の必要の有無及び避難所の状況	1 発生場所 2 発生時期 3 応急対策の状況	火 災	1 火災の発生及び延焼の状況	施 設 被 害	1 庁舎等所管施設及び設備の損壊状況 2 道路及び橋梁の被害状況 3 建物の倒壊及び浸水状況 4 崖崩れ及び崖崩れのおそれの状況 5 電気、ガス、水道、電話等の状況	そ の 他	災害対策上必要な事項	No	情 報	担 当 班	情 報 提 供 機 関	初 動 期 災 害 情 報 内 容	通 信 手 段	1	消防情報	予防消防班、 消防総務班	消防本部、各消防署及び消防団	火災、延焼、危険物漏洩、 救急・救助、死傷者等の概括	電話、携帯電話、 市防災行政無線、 消防無線	2	警察情報	避難誘導救援班	県警察本部、流山警察署	けが人、生き埋め、死傷者等の概括	電話、携帯電話、 県防災行政無線、 警察無線					道路交通規制状況	電話、携帯電話	3	ヘリコプター情報	災 対 本 部 事 務 局	県警察本部、陸上自衛隊、 千葉市消防局	被災状況の概要全般	電話、携帯電話、 県防災行政無線、 自衛隊無線	報告取扱責任者 防災危機管理課長 ・市災害対策本部各部の情報を取りまとめて調整し、 報告総括責任者及び防災関係機関等に報告する。 3 初動期の情報収集内容 市は、<u>災害</u>発生後概ね 1～2 時間以内に、次のような内容の情報について迅速かつ的確な把握に努める。この場合、部分的な詳細情報よりも、被害の概要を大まかにつかむことに留意する。 表 3-2-<u>7</u> 初動期の情報収集内容 <table><tr><th>区 分</th><th>情 報 の 内 容</th><th>共 通 内 容</th></tr><tr><td>人 的 被 害</td><td>1 死者及び負傷者の発生並びに人命危険の有無 2 被災者の状況 3 住民の動向 4 避難の必要の有無及び避難所の状況</td><td rowspan="4">1 発生場所 2 発生時期 3 応急対<u>策</u>の状況</td></tr><tr><td>火 災</td><td>1 火災の発生及び延焼の状況</td></tr><tr><td>施 設 被 害</td><td>1 庁舎等所管施設及び設備の損壊状況 2 道路及び橋梁の被害状況 3 建物の倒壊及び浸水状況 4 崖崩れ及び崖崩れのおそれの状況 5 電気、ガス、水道、電話等の状況</td></tr><tr><td>そ の 他</td><td>災害対策上必要な事項</td></tr></table> 《様式 59・60・65》 4 初動期の情報収集体制 情報の収集については、次の表のとおり、関係各班が行い、災対本部事務局に報告する。 収集の手段は、電話、携帯電話、ファックス、無線等の通信手段を用いるほか、バイク、自転車等を活用して速やかな情報収集（概ね 1～2 時間以内）に努めるものとする。 また、市民から被害状況等の情報を受け付けるため、専用アドレスを設け、市のホームページに掲載する。 表 3-2-<u>8</u>(1) 初動期の情報収集体制(1/2) <table><tr><th>No</th><th>情 報</th><th>担 当 班</th><th>情 報 提 供 機 関</th><th>初 動 期 災 害 情 報 内 容</th><th>通 信 手 段</th></tr><tr><td>1</td><td>消防情報</td><td>予防消防班、 消防総務班</td><td>消防本部、各消防署及び消防団</td><td>火災、延焼、危険物漏洩、 救急・救助、死傷者等の概括</td><td>電話、携帯電話、 市防災行政無線、 消防無線</td></tr><tr><td>2</td><td>警察情報</td><td><u>避難誘導救援班</u></td><td>県警察本部、流山警察署</td><td>けが人、生き埋め、死傷者等の概括</td><td>電話、携帯電話、 県防災行政無線、 警察無線</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>道路交通規制状況</td><td>電話、携帯電話</td></tr><tr><td>3</td><td>ヘリコプター情報</td><td>災 対 本 部 事 務 局</td><td>県警察本部、陸上自衛隊、 千葉市消防局</td><td>被災状況の概要全般</td><td>電話、携帯電話、 県防災行政無線、 自衛隊無線</td></tr></table>	区 分	情 報 の 内 容	共 通 内 容	人 的 被 害	1 死者及び負傷者の発生並びに人命危険の有無 2 被災者の状況 3 住民の動向 4 避難の必要の有無及び避難所の状況	1 発生場所 2 発生時期 3 応急対 <u>策</u> の状況	火 災	1 火災の発生及び延焼の状況	施 設 被 害	1 庁舎等所管施設及び設備の損壊状況 2 道路及び橋梁の被害状況 3 建物の倒壊及び浸水状況 4 崖崩れ及び崖崩れのおそれの状況 5 電気、ガス、水道、電話等の状況	そ の 他	災害対策上必要な事項	No	情 報	担 当 班	情 報 提 供 機 関	初 動 期 災 害 情 報 内 容	通 信 手 段	1	消防情報	予防消防班、 消防総務班	消防本部、各消防署及び消防団	火災、延焼、危険物漏洩、 救急・救助、死傷者等の概括	電話、携帯電話、 市防災行政無線、 消防無線	2	警察情報	<u>避難誘導救援班</u>	県警察本部、流山警察署	けが人、生き埋め、死傷者等の概括	電話、携帯電話、 県防災行政無線、 警察無線					道路交通規制状況	電話、携帯電話	3	ヘリコプター情報	災 対 本 部 事 務 局	県警察本部、陸上自衛隊、 千葉市消防局	被災状況の概要全般	電話、携帯電話、 県防災行政無線、 自衛隊無線
区 分	情 報 の 内 容	共 通 内 容																																																																																				
人 的 被 害	1 死者及び負傷者の発生並びに人命危険の有無 2 被災者の状況 3 住民の動向 4 避難の必要の有無及び避難所の状況	1 発生場所 2 発生時期 3 応急対策の状況																																																																																				
火 災	1 火災の発生及び延焼の状況																																																																																					
施 設 被 害	1 庁舎等所管施設及び設備の損壊状況 2 道路及び橋梁の被害状況 3 建物の倒壊及び浸水状況 4 崖崩れ及び崖崩れのおそれの状況 5 電気、ガス、水道、電話等の状況																																																																																					
そ の 他	災害対策上必要な事項																																																																																					
No	情 報	担 当 班	情 報 提 供 機 関	初 動 期 災 害 情 報 内 容	通 信 手 段																																																																																	
1	消防情報	予防消防班、 消防総務班	消防本部、各消防署及び消防団	火災、延焼、危険物漏洩、 救急・救助、死傷者等の概括	電話、携帯電話、 市防災行政無線、 消防無線																																																																																	
2	警察情報	避難誘導救援班	県警察本部、流山警察署	けが人、生き埋め、死傷者等の概括	電話、携帯電話、 県防災行政無線、 警察無線																																																																																	
				道路交通規制状況	電話、携帯電話																																																																																	
3	ヘリコプター情報	災 対 本 部 事 務 局	県警察本部、陸上自衛隊、 千葉市消防局	被災状況の概要全般	電話、携帯電話、 県防災行政無線、 自衛隊無線																																																																																	
区 分	情 報 の 内 容	共 通 内 容																																																																																				
人 的 被 害	1 死者及び負傷者の発生並びに人命危険の有無 2 被災者の状況 3 住民の動向 4 避難の必要の有無及び避難所の状況	1 発生場所 2 発生時期 3 応急対 <u>策</u> の状況																																																																																				
火 災	1 火災の発生及び延焼の状況																																																																																					
施 設 被 害	1 庁舎等所管施設及び設備の損壊状況 2 道路及び橋梁の被害状況 3 建物の倒壊及び浸水状況 4 崖崩れ及び崖崩れのおそれの状況 5 電気、ガス、水道、電話等の状況																																																																																					
そ の 他	災害対策上必要な事項																																																																																					
No	情 報	担 当 班	情 報 提 供 機 関	初 動 期 災 害 情 報 内 容	通 信 手 段																																																																																	
1	消防情報	予防消防班、 消防総務班	消防本部、各消防署及び消防団	火災、延焼、危険物漏洩、 救急・救助、死傷者等の概括	電話、携帯電話、 市防災行政無線、 消防無線																																																																																	
2	警察情報	<u>避難誘導救援班</u>	県警察本部、流山警察署	けが人、生き埋め、死傷者等の概括	電話、携帯電話、 県防災行政無線、 警察無線																																																																																	
				道路交通規制状況	電話、携帯電話																																																																																	
3	ヘリコプター情報	災 対 本 部 事 務 局	県警察本部、陸上自衛隊、 千葉市消防局	被災状況の概要全般	電話、携帯電話、 県防災行政無線、 自衛隊無線																																																																																	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁		現行（平成 24 年度修正）						修正案（平成 28 年度修正）						
		4	道路河川等 情報	道 路 班 河 川 班	国土交通省関東地方整備 局江戸川河川事務所、千葉 国道事務所、県東葛飾土木 事務所	道路・橋梁・河川等の被害 状況	電話、携帯電話、 県防災行政無線、 市防災行政無線		4	道路河川等 情報	道 路 班 河 川 班	国土交通省関東地方整備 局江戸川河川事務所、千葉 国道事務所、県東葛飾 <u>土木 事務所</u>	道路・橋梁・河川等の被害 状況	電話、携帯電話、 県防災行政無線、 市防災行政無線
		5	職員参集時 情報	総務班	各参集場所（市役所 出張所、避難所）	<u>倒壊建物</u> ・火災被害、避難 所等の住民行動、避難所開 設状況	電話、携帯電話、 市防災行政無線		5	職員参集時 情報	総務班	各参集場所（市役所 出張所、避難所）	<u>建物の倒壊・浸水</u> ・火災被 害、避難所等の住民行動、 避難所開設状況	電話、携帯電話、 市防災行政無線
		6	市出先機関 情報	財務会計班 教育庶務班 生涯学習班	各出先機関	出先機関等からの被害状 況、対応状況等の情報	電話、携帯電話 市防災行政無線		6	市出先機関 情報	財務会計班 教育庶務班 生涯学習班	各出先機関	出先機関等からの被害状 況、対応状況等の情報	電話、携帯電話 市防災行政無線
		7	学校関係情報	学 校 教 育 班	各小・中学校、高校、大学 等	児童、生徒等の安全と 避難	電話、携帯電話、 市防災行政無線		7	学校関係情報	学 校 教 育 班	各小・中学校、高校、大学 等	児童、生徒等の安全と 避難	電話、携帯電話、 市防災行政無線
		8	ライフライン 情報	建 設 庶 務 班	東京電力(株) 東日本電信電話(株) 京和ガス(株) 等	電気、ガス、電話等の被害 状況と復旧情報	電話、携帯電話		8	ライフライン 情報	<u>建 設 庶 務 班</u>	東京電力 <u>パワーグリッ ド</u> (株) 東日本電信電話(株) 京和ガス(株) 等	電気、ガス、電話等の被害 状況と復旧情報	電話、携帯電話
				水 道 庶 務 班	県水政課、北千葉広域水道 企業団、管工事協同組合						水 道 庶 務 班	県水政課、北千葉広域水道 企業団、管工事協同組合		
		9	交通機関情報	避難誘導救援 班	流鉄(株)、東武鉄道(株)、 東日本旅客鉄道(株)、首都 圏新都市鉄道 (株)及び各 バス会社	電車、バス等公共交通機関 の被害情報と復旧情報	電話、携帯電話		9	交通機関情報	<u>避難誘導救援 班</u>	流鉄(株)、東武鉄道(株)、 東日本旅客鉄道(株)、首都 圏新都市鉄道 (株)及び各 バス会社	電車、バス等公共交通機関 の被害情報と復旧情報	電話、携帯電話
		10	アマチュア無 線情報	災 対 本 部 事 務 局	アマチュア無線クラブ会 員、関東地方非常通信協議 会	アマチュア無線クラブ会 員周辺の被害状況	電話、携帯電話、 アマチュア無線		10	アマチュア無 線情報	災 対 本 部 事 務 局	アマチュア無線クラブ会 員、関東地方非常通信協議 会	アマチュア無線クラブ会 員周辺の被害状況	電話、携帯電話、 アマチュア無線
		11	タクシー無線 情報	避難誘導救援 班	市内の各タクシー会社	走行中のタクシーが収集 した市内の被害状況	電話、携帯電話		11	タクシー無線 情報	<u>避難誘導救援 班</u>	市内の各タクシー会社	走行中のタクシーが収集 した市内の被害状況	電話、携帯電話
		12	情報収集班 情報	情報収集班	情報収集班の職員	被害状況全般	電話、携帯電話		12	情報収集班 情報	情報収集班	情報収集班の職員	被害状況全般	電話、携帯電話
		13	庁舎 被害情報	財務会計班	財務会計班の職員	本庁舎被害状況	電話、携帯電話		13	庁舎 被害情報	財務会計班	財務会計班の職員	本庁舎被害状況	電話、携帯電話
		14	気象情報	災 対 本 部 事 務 局	銚子地方気象台 民間気象予報会社	地震規模、余震に係る情報	電話、携帯電話 県防災行政無線		14	気象情報	<u>災 対 本 部 事 務 局</u>	銚子地方気象台 民間気象予報会社	<u>地震規模、余震や気象予・ 警報等</u> に係る情報	電話、携帯電話 県防災行政無線
		15	衛生情報	救 護 班	松戸健康福祉センター（松 戸保健所）、医師会、歯科 医師会、薬剤師会、日本赤 十字社	けが人の把握、救護所の収 容状況、医薬品の調達状況	電話、携帯電話、 県防災行政無線		15	衛生情報	救 護 班	松戸健康福祉センター（松 戸保健所）、医師会、歯科 医師会、薬剤師会、日本赤 十字社、 <u>千葉県看護協会</u>	けが人の把握、救護所の収 容状況、医薬品の調達状況	電話、携帯電話、 県防災行政無線
	表 3-2- <u>6</u> (2) 初動期の情報収集体制(2/2)													
		No	情 報	担 当 班	情 報 提 供 機 関	初動期災害情報内容	通 信 手 段		No	情 報	担 当 班	情 報 提 供 機 関	初動期災害情報内容	通 信 手 段
		16	避難情報	避難誘導救援 班	各福祉施設	建物、入居者の安全と避難	電話、携帯電話		16	避難情報	避難誘導救援 班	各福祉施設	建物、 <u>入居</u> 者の安全と避難 <u>状況</u>	電話、携帯電話
		17	商工情報	物 資 輸 送 班	商工会議所、商工団体等	商工業、観光関係被害	電話、携帯電話		17	商工情報	物 資 輸 送 班	商工会議所、商工団体等	商工業、観光関係被害	電話、携帯電話
		18	農林業情報	物 資 輸 送 班	農協、農林業団体等	農林業被害	電話、携帯電話		18	農林業情報	物 資 輸 送 班	農協、農林業団体等	農林業被害	電話、携帯電話

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）																
風 3-47	第 3 被害情報等収集報告取扱 【災対本部事務局・情報収集班・市各班】 <u>災害</u>発生直後における被害概況を正確に把握し、要員や資材等の確保、応援の要請等を迅速に判断するため、災害対策本部は、次の情報収集活動を実施する。 収集した被害に関する情報を各種の応急対策活動に生かすため、関係する防災関係機関相互の密接な連携により、情報の共有化を図ることが必要である。したがって、把握した被害状況については、県災害対策本部に迅速かつ的確に報告し、県並びに広域による連携により、適切な災害応急対策が実施されるようにしていくものとする。 1 災害情報の分析 災対本部事務局で収集した災害情報や活動状況等をもとに、情報を整理・分析し、応急対策活動に活用する。災対本部事務局は、現状を分析し、被害予測を立て、全体を俯瞰したより有効な対応策を検討することにより、災害対策本部の指揮機能の強化を図る。 2 災害情報の一元管理、共有化 災対本部事務局は、応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、収集・発信した情報が錯さうしないよう、情報の一元管理及び全庁での共有化を図る。 3 初動期の情報収集内容 市は、災害発生後概ね 1～2 時間以内に、次のような内容の情報について迅速かつ的確な把握に努める。この場合、部分的な詳細情報よりも、被害の概要を大まかにつかむことに留意する。 表3-2-7 初動期の情報収集内容 <table><tr><th>区 分</th><th>情 報 の 内 容</th><th>共 通 内 容</th></tr><tr><td>人 的 被 害</td><td>1 死者及び負傷者の発生並びに人命危険の有無 2 被災者の状況 3 住民の動向 4 避難の必要の有無及び避難所の状況</td><td rowspan="8">1 発生場所 2 発生時期 3 応急対<u>応</u>の状況</td></tr><tr><td>火 災</td><td>1 火災の発生及び延焼の状況</td></tr><tr><td rowspan="5">施 設 被 害</td><td>1 庁舎等所管施設及び設備の損壊状況</td></tr><tr><td>2 道路及び橋梁の被害状況</td></tr><tr><td>3 建物の倒壊及び浸水状況</td></tr><tr><td>4 崖崩れ及び崖崩れのおそれの状況</td></tr><tr><td>5 電気、ガス、水道、電話等の状況</td></tr><tr><td>そ の 他</td><td>災害対策上必要な事項</td></tr></table> 《様式 59・60・65》	区 分	情 報 の 内 容	共 通 内 容	人 的 被 害	1 死者及び負傷者の発生並びに人命危険の有無 2 被災者の状況 3 住民の動向 4 避難の必要の有無及び避難所の状況	1 発生場所 2 発生時期 3 応急対 <u>応</u> の状況	火 災	1 火災の発生及び延焼の状況	施 設 被 害	1 庁舎等所管施設及び設備の損壊状況	2 道路及び橋梁の被害状況	3 建物の倒壊及び浸水状況	4 崖崩れ及び崖崩れのおそれの状況	5 電気、ガス、水道、電話等の状況	そ の 他	災害対策上必要な事項	
区 分	情 報 の 内 容	共 通 内 容																
人 的 被 害	1 死者及び負傷者の発生並びに人命危険の有無 2 被災者の状況 3 住民の動向 4 避難の必要の有無及び避難所の状況	1 発生場所 2 発生時期 3 応急対 <u>応</u> の状況																
火 災	1 火災の発生及び延焼の状況																	
施 設 被 害	1 庁舎等所管施設及び設備の損壊状況																	
	2 道路及び橋梁の被害状況																	
	3 建物の倒壊及び浸水状況																	
	4 崖崩れ及び崖崩れのおそれの状況																	
	5 電気、ガス、水道、電話等の状況																	
そ の 他	災害対策上必要な事項																	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）																																																																		
	4 初動期の情報収集体制 情報の収集については、次の表のとおり、関係各班が行い、災対本部事務局に報告する。 収集の手段は、電話、携帯電話、ファックス、無線等の通信手段を用いるほか、バイク、自転車等を活用して速やかな情報収集（概ね 1～2 時間以内）に努めるものとする。 表 3-2-8(1) 初動期の情報収集体制(1/2) <table><tr><th>No</th><th>情 報</th><th>担 当 班</th><th>情 報 提 供 機 関</th><th>初動期災害情報内容</th><th>通 信 手 段</th></tr><tr><td>1</td><td>消防情報</td><td>予防消防班、 消防総務班</td><td>消防本部、各消防署及び消 防団</td><td>火災、延焼、危険物漏洩、 救急・救助、死傷者等の概 括</td><td>電話、携帯電話、 市防災行政無線、 消防無線</td></tr><tr><td rowspan="2">2</td><td rowspan="2">警察情報</td><td rowspan="2"><u>災 対 本 部</u> <u>事 務 局</u></td><td rowspan="2">県警察本部、流山警察署</td><td>けが人、生き埋め、死傷者 等の概括</td><td>電話、携帯電話、 県防災行政無線、 警察無線</td></tr><tr><td>道路交通規制状況</td><td>電話、携帯電話</td></tr><tr><td>3</td><td>ヘリコプター 情報</td><td>災 対 本 部 事 務 局</td><td>県警察本部、陸上自衛隊、 千葉市消防局</td><td>被災状況の概要全般</td><td>電話、携帯電話、 県防災行政無線、 自衛隊無線</td></tr></table> 表 3-2-8(2) 初動期の情報収集体制(2/2) <table><tr><th>No</th><th>情 報</th><th>担 当 班</th><th>情 報 提 供 機 関</th><th>初動期災害情報内容</th><th>通 信 手 段</th></tr><tr><td>4</td><td>道路河川等 情報</td><td>道 路 班 河 川 班</td><td>国土交通省関東地方整備 局江戸川河川事務所、千葉 国道事務所、県東葛飾<u>地域</u> <u>整備センター</u></td><td>道路・橋梁・河川等の被害 状況</td><td>電話、携帯電話、 県防災行政無線、 市防災行政無線</td></tr><tr><td>5</td><td>職員参集時 情報</td><td>総 務 班</td><td>各参集場所（市役所 出張所、避難所）</td><td>建物の浸水<u>被害</u>・火災被 害、避難所等の住民行動、 避難所開設状況</td><td>電話、携帯電話、 市防災行政無線</td></tr><tr><td>6</td><td>市出先機関 情報</td><td>財 務 会 計 班 教 育 庶 務 班 生 涯 学 習 班</td><td>各出先機関</td><td>出先機関等からの被害状 況、対応状況等の情報</td><td>電話、携帯電話 市防災行政無線</td></tr><tr><td>7</td><td>学校関係情報</td><td>学 校 教 育 班</td><td>各小・中学校、高校、大学 等</td><td>児童、生徒等の安全と 避難</td><td>電話、携帯電話、 市防災行政無線</td></tr><tr><td rowspan="2">8</td><td rowspan="2">ライフライン 情報</td><td><u>災 対 本 部</u> <u>事 務 局</u></td><td>東京電力(株) 東日本電信電話(株) 京和ガス(株) 等</td><td>電気、ガス、電話等の被害 状況と復旧情報</td><td>電話、携帯電話</td></tr><tr><td>水 道 庶 務 班</td><td>県水政課、北千葉広域水道 企業団、管工事協同組合</td><td>水道の被害状況と復旧情 報</td><td>市防災行政無線</td></tr></table>	No	情 報	担 当 班	情 報 提 供 機 関	初動期災害情報内容	通 信 手 段	1	消防情報	予防消防班、 消防総務班	消防本部、各消防署及び消 防団	火災、延焼、危険物漏洩、 救急・救助、死傷者等の概 括	電話、携帯電話、 市防災行政無線、 消防無線	2	警察情報	<u>災 対 本 部</u> <u>事 務 局</u>	県警察本部、流山警察署	けが人、生き埋め、死傷者 等の概括	電話、携帯電話、 県防災行政無線、 警察無線	道路交通規制状況	電話、携帯電話	3	ヘリコプター 情報	災 対 本 部 事 務 局	県警察本部、陸上自衛隊、 千葉市消防局	被災状況の概要全般	電話、携帯電話、 県防災行政無線、 自衛隊無線	No	情 報	担 当 班	情 報 提 供 機 関	初動期災害情報内容	通 信 手 段	4	道路河川等 情報	道 路 班 河 川 班	国土交通省関東地方整備 局江戸川河川事務所、千葉 国道事務所、県東葛飾 <u>地域</u> <u>整備センター</u>	道路・橋梁・河川等の被害 状況	電話、携帯電話、 県防災行政無線、 市防災行政無線	5	職員参集時 情報	総 務 班	各参集場所（市役所 出張所、避難所）	建物の浸水 <u>被害</u> ・火災被 害、避難所等の住民行動、 避難所開設状況	電話、携帯電話、 市防災行政無線	6	市出先機関 情報	財 務 会 計 班 教 育 庶 務 班 生 涯 学 習 班	各出先機関	出先機関等からの被害状 況、対応状況等の情報	電話、携帯電話 市防災行政無線	7	学校関係情報	学 校 教 育 班	各小・中学校、高校、大学 等	児童、生徒等の安全と 避難	電話、携帯電話、 市防災行政無線	8	ライフライン 情報	<u>災 対 本 部</u> <u>事 務 局</u>	東京電力(株) 東日本電信電話(株) 京和ガス(株) 等	電気、ガス、電話等の被害 状況と復旧情報	電話、携帯電話	水 道 庶 務 班	県水政課、北千葉広域水道 企業団、管工事協同組合	水道の被害状況と復旧情 報	市防災行政無線	
	No	情 報	担 当 班	情 報 提 供 機 関	初動期災害情報内容	通 信 手 段																																																														
	1	消防情報	予防消防班、 消防総務班	消防本部、各消防署及び消 防団	火災、延焼、危険物漏洩、 救急・救助、死傷者等の概 括	電話、携帯電話、 市防災行政無線、 消防無線																																																														
	2	警察情報	<u>災 対 本 部</u> <u>事 務 局</u>	県警察本部、流山警察署	けが人、生き埋め、死傷者 等の概括	電話、携帯電話、 県防災行政無線、 警察無線																																																														
					道路交通規制状況	電話、携帯電話																																																														
	3	ヘリコプター 情報	災 対 本 部 事 務 局	県警察本部、陸上自衛隊、 千葉市消防局	被災状況の概要全般	電話、携帯電話、 県防災行政無線、 自衛隊無線																																																														
	No	情 報	担 当 班	情 報 提 供 機 関	初動期災害情報内容	通 信 手 段																																																														
	4	道路河川等 情報	道 路 班 河 川 班	国土交通省関東地方整備 局江戸川河川事務所、千葉 国道事務所、県東葛飾 <u>地域</u> <u>整備センター</u>	道路・橋梁・河川等の被害 状況	電話、携帯電話、 県防災行政無線、 市防災行政無線																																																														
	5	職員参集時 情報	総 務 班	各参集場所（市役所 出張所、避難所）	建物の浸水 <u>被害</u> ・火災被 害、避難所等の住民行動、 避難所開設状況	電話、携帯電話、 市防災行政無線																																																														
	6	市出先機関 情報	財 務 会 計 班 教 育 庶 務 班 生 涯 学 習 班	各出先機関	出先機関等からの被害状 況、対応状況等の情報	電話、携帯電話 市防災行政無線																																																														
	7	学校関係情報	学 校 教 育 班	各小・中学校、高校、大学 等	児童、生徒等の安全と 避難	電話、携帯電話、 市防災行政無線																																																														
	8	ライフライン 情報	<u>災 対 本 部</u> <u>事 務 局</u>	東京電力(株) 東日本電信電話(株) 京和ガス(株) 等	電気、ガス、電話等の被害 状況と復旧情報	電話、携帯電話																																																														
			水 道 庶 務 班	県水政課、北千葉広域水道 企業団、管工事協同組合	水道の被害状況と復旧情 報	市防災行政無線																																																														

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）						修正案（平成 28 年度修正）
	9	交通機関情報	建設庶務班	流鉄(株)、東武鉄道(株)、東日本旅客鉄道(株)、首都圏新都市鉄道(株)及び各バス会社	電車、バス等公共交通機関の被害情報と復旧情報	電話、携帯電話	
	10	アマチュア無線情報	災 対 本 部 事 務 局	アマチュア無線クラブ会員、関東地方非常通信協議会	アマチュア無線クラブ会員周辺の被害状況	電話、携帯電話、アマチュア無線	
	11	タクシー無線情報	災 対 本 部 事 務 局	市内の各タクシー会社	走行中のタクシーが収集した市内の被害状況	電話、携帯電話	
	12	情報収集班情報	情 報 収 集 班	情報収集班の職員	被害状況全般	電話、携帯電話	
	13	庁舎被害情報	財 務 会 計 班	財務会計班の職員	本庁舎被害状況	電話、携帯電話	
	14	気象情報	事 務 局	銚子地方气象台 民間気象予報会社	気象予・警報等に係る情報	電話、携帯電話 県防災行政無線	
	15	衛生情報	救 護 班	松戸健康福祉センター（松戸保健所）、医師会、歯科医師会、薬剤師会、日本赤十字社	けが人の把握、救護所の収容状況、医薬品の調達状況	電話、携帯電話、 県防災行政無線	
	16	避難情報	避難誘導救援班	各福祉施設	被災者の安全と避難状況	電話、携帯電話	
	17	商工情報	物 資 輸 送 班	商工会議所、商工団体等	商工業、観光関係被害	電話、携帯電話	
	18	農林業情報	物 資 輸 送 班	農協、農林業団体等	農林業被害	電話、携帯電話	
地 3-43	5 初動期の防災関係機関との連携 市は、災害情報の収集を行う場合、警察署、消防署等関係機関と緊密に連絡をとるものとする。 また、管理者が明確なライフライン等に関する被害は、それぞれの管理者が情報を収集し、市災害対策本部は集約した被害情報の連絡を受けるものとする。 さらに市は、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が所掌する事務又は業務に係る被害状況について、必要な情報の連絡を求めるものとする。 6 初動期の速報性 <u>情報の収集については、次の表のとおり、関係各班が行い、災対本部事務局に報告する。</u> <u>市は、災害情報の収集を行う場合、警察署、消防署等関係機関と緊密に連絡をとるものとする。</u> 初動段階では被害に関する細かい数値は不要であり、むしろ災害全体の規模（被害概数）を知る						5 初動期の防災関係機関との連携 市は、災害情報の収集を行う場合、警察署、消防署等関係機関と緊密に連絡をとるものとする。 また、管理者が明確なライフライン等に関する被害は、それぞれの管理者が情報を収集し、市災害対策本部は集約した被害情報の連絡を受けるものとする。 さらに市は、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が所掌する事務又は業務に係る被害状況について、必要な情報の連絡を求めるものとする。 6 初動期の速報性 初動段階では被害に関する細かい数値は不要であり、むしろ災害全体の規模（被害概数）を知る

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	ことが重要である。したがって、応援を含めた体制の確保に遅れが生じないようにするため、情報収集担当者は速報性に心がけるものとする。 また、現場の状況等により、具体的調査が困難な場合は、当該地域に詳しい関係者の認定により概況を把握し、<u>り災</u>人員は平均世帯人員により計算して速報するものとする。 7 初動期の被災者・世帯の確認 家屋、建物等の全壊、流失、半壊及び死者、負傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査するものとする。被災人員、世帯等については、現地調査のみでなく、住民基本台帳等の諸記録とも照合し、その正誤を確認するものとする。 8 被害報告等に係る責任者 <u>被害状況等が迅速かつ的確に把握できるよう、次のとおり被害報告等に係る責任者を置く。</u> (1) 報告総括責任者 <u>報告総括責任者は、市民生活部長が担当し、情報の収集及び伝達を統括する。市民生活部長は、報告取扱責任者から報告を受け、本部長及び副本部長に報告する。</u> (2) 報告取扱責任者 <u>報告取扱責任者は、防災危機管理課長が担当し、市災害対策本部各部の情報を取りまとめて調整し、報告総括責任者及び防災関係機関等に報告する。</u> 9 報告の実施 (1) 報告が必要な事態 市は、市内で次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、千葉県防災情報システムにより県の災害対策本部及びその他必要とする機関に対して報告するものとする。 ただし、緊急を要する場合は、電話・ファクシミリ又は防災行政無線等により報告し、事後速やかに書類を提出するものとする。 また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。 ア 市災害対策本部が設置されたとき。 イ 「震度 5 強」以上の地震を記録したとき。 ウ 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。 エ 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき。 オ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるとき。 (2) 報告の種別等	ことが重要である。したがって、応援を含めた体制の確保に遅れが生じないようにするため、情報収集担当者は速報性に心がけるものとする。 また、現場の状況等により、具体的調査が困難な場合は、当該地域に詳しい関係者の認定により概況を把握し、<u>罹災</u>人員は平均世帯人員により計算して速報するものとする。 7 初動期の被災者・世帯の確認 家屋、建物等の全壊、流失、半壊及び死者、負傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査するものとする。被災人員、世帯等については、現地調査のみでなく、住民基本台帳等の諸記録とも照合し、その正誤を確認するものとする。 8 報告の実施 (1) 報告が必要な事態 市は、市内で次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、千葉県防災情報システムにより県の災害対策本部及びその他必要とする機関に対して報告するものとする。 ただし、緊急を要する場合は、電話・ファクシミリ又は防災行政無線等により報告し、事後速やかに書類を提出するものとする。 また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。 ア 市災害対策本部が設置されたとき。 <u>イ 「震度 5 強」以上の地震を記録したとき。</u> <u>ウ</u> 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。 <u>エ</u> 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき。 <u>オ</u> 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるとき。 (2) 報告の種別等

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）			修正案（平成 28 年度修正）				
	市から県災害対策本部への報告の種別、時期及び方法は以下のとおりとする。			市から県災害対策本部への報告の種別、時期及び方法は以下のとおりとする。				
	表 3-2- <u>6</u> 県に行う被害情報等報告の区分及び様式			表 3-2- <u>9</u> 県に行う被害情報等報告の区分及び様式				
	報告の種類	報告の時期・方法	報 告 の 内 容	報告の種類	報告の時期・方法	報 告 の 内 容		
	災 害 緊 急 報 告	①覚知後、直ちに県災害対策本部へ報告	1 庁舎等の状況 2 災害規模概況 災害の発生場所、概況、人的被害、住家被害、火災発生の有無等の被害状況	災 害 緊 急 報 告	①覚知後、直ちに県災害対策本部へ報告	1 庁舎等の状況 2 災害規模概況 災害の発生場所、概況、人的被害、住家被害、火災発生の有無等の被害状況		
		②第 1 報告の後、詳細が判明の都度直ちに県災害対策本部へ報告	3 応急対策の状況 当該災害に対して講じた応急対策について報告		②第 1 報告の後、詳細が判明の都度直ちに県災害対策本部へ報告	3 応急対策の状況 当該災害に対して講じた応急対策について報告		
		[電話・FAX・無線機等]	4 措置情報 災害対策本部等の設置状況、避難勧告・指示等の状況、避難所の設置状況等について報告		[電話・FAX・無線機等]	4 措置情報 災害対策本部等の設置状況、避難勧告・指示等の状況、避難所の設置状況等について報告		
	災 害 総 括 報 告	定時報告	①原則として 1 日 2 回 9 時・15 時現在で把握している情報を指定時刻までに県災害対策本部へ報告 ②県から別途指定があった場合はその指定する時刻までに県災害対策本部へ報告 [電話・FAX および端末入力]	被害情報及び措置情報の全般的な情報を定時に報告 1 被害情報 市内の人的被害、住家被害及びその他施設等の全般的な被害状況（件数） 2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備及び住民避難等の状況	災 害 総 括 報 告	定時報告	①原則として 1 日 2 回 9 時・15 時現在で把握している情報を指定時刻までに県災害対策本部へ報告 ②県から別途指定があった場合はその指定する時刻までに県災害対策本部へ報告 [電話・FAX および端末入力]	被害情報及び措置情報の全般的な情報を定時に報告 1 被害情報 市内の人的被害、住家被害及びその他施設等の全般的な被害状況（件数） 2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備及び住民避難等の状況
			確定時報告	応急対策終了後 10 日以内に管轄支庁へ報告 [端末入力及び文書]			被害情報及び措置応急対策終了後、10 日以内にシステム端末に入力する。本報告は、災害復旧の基礎となるものであるから、正確を期すること。 1 被害情報 市内の被害状況の確定情報 2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備、住民避難等の確定情報 3 被害額情報 市内の施設被害額、産業別被害額	応急対策終了後 10 日以内に管轄支庁へ報告 [端末入力及び文書]
		年報		4 月 20 日までに管轄支庁へ報告 [端末入力及び文書]	4 月 1 日現在で明らかになった 1 月 1 日から 12 月 31 日までに発生した災害について報告	年報	4 月 20 日までに管轄支庁へ報告 [端末入力及び文書]	4 月 1 日現在で明らかになった 1 月 1 日から 12 月 31 日までに発生した災害について報告
			災害詳細報告	定時報告	①原則として 1 日 2 回 9 時・15 時現在で把握している情報を指定時刻まで [端末入力] ②県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで [FAX・電話・無線機等]		災害統括報告で報告した被害情報の内容(日時・場所・原因等)及び措置情報の詳細を報告	①原則として 1 日 2 回 9 時・15 時現在で把握している情報を指定時刻まで [端末入力] ②県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで [FAX・電話・無線機等]
	※端末入力：千葉県総合防災情報システム端末に入力				※ <u>端末入力：千葉県総合防災情報システム端末に入力</u>			
	(3) 県及び防災関係機関に報告する事項			(3) 県及び防災関係機関に報告する事項				

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	市の報告内容は次のとおりとする。 ア 災害の原因 イ 災害が発生した日時 ウ 災害が発生した場所又は地域 エ 被害の状況（被害の程度は「被害の認定基準《資料 117》」に基づき判定する） オ 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置 （ア） 災害対策本部設置の有無及び職員の配備状況 （イ） 主な応急措置の実施状況 （ウ） その他必要な事項 カ 災害による住民等の避難状況 キ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類 ク その他必要な事項 《様式 61》 （4） 国（消防庁）への報告 県に報告することができない場合には、国（消防庁）に対して直接報告するものとし、その後速やかにその内容を県に連絡するものとする。 <u>「震度 5 強」以上を記録した地震</u>にあつては、「火災・災害等即報要領」により、被害の有無を問わず、第 1 報等について県と併せて国（消防庁）に報告する。 また、同時多発火災等により住民等から 119 番への通報が殺到している状況である場合には、直ちに県及び国（消防庁）へ同時に報告するものとする。 （5） 被害情報収集活動の応援要請 災害規模が大きく、市の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請するものとする。 （6） 収集報告に当たって留意すべき事項 ア 発災初期の情報収集に当たっては、効果的な被害状況等の収集活動にあたりとともに、119 番通報の殺到状況、被災地の映像情報など被害規模を推定するための概括的な情報の収集伝達に特に配慮する。 イ 人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告するものとする。 ウ 被害等の調査・報告に当たっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図るものとする。 エ 市は情報報集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくものとする。特に発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておくものとする。 オ 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施するものとする。 カ 市は、<u>り災世帯・り災人員</u>等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、正確を期するものとする。	市の報告内容は次のとおりとする。 ア 災害の原因 イ 災害が発生した日時 ウ 災害が発生した場所又は地域 エ 被害の状況（被害の程度は「被害の認定基準《資料 117》」に基づき判定する） オ 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置 （ア） 災害対策本部設置の有無及び職員の配備状況 （イ） 主な応急措置の実施状況 （ウ） その他必要な事項 カ 災害による住民等の避難状況 キ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類 ク その他必要な事項 《様式 61》 （4） 国（消防庁）への報告 県に報告することができない場合には、国（消防庁）に対して直接報告するものとし、その後速やかにその内容を県に連絡するものとする。 <u>直接即報基準に該当する火災・災害等</u>に<u>あつては</u>、「火災・災害等即報要領」により、<u>第 1 報等</u>について県と併せて国（消防庁）に報告する。 （5） 被害情報収集活動の応援要請 災害規模が大きく、市の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請するものとする。 （6） 収集報告に当たって留意すべき事項 ア 発災初期の情報収集に当たっては、効果的な被害状況等の収集活動にあたりとともに、119 番通報の殺到状況、被災地の映像情報など被害規模を推定するための概括的な情報の収集伝達に特に配慮する。 イ 人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告するものとする。 ウ 被害等の調査・報告に当たっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図るものとする。 エ 市は情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくものとする。特に発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておくものとする。 オ 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施するものとする。 カ 市は、<u>罹災世帯・罹災人員</u>等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、正確を期するものとする。

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）																																																																																																																																												
	表 3-2-7 県及び関係機関の連絡先 <table><tr><td rowspan="4">興東葛飾地域振務所</td><td>NTT 電話</td><td>県政情報課</td></tr><tr><td>NTT FAX</td><td>047-361-2175</td></tr><tr><td>県防災行政無線電話</td><td>047-367-4348</td></tr><tr><td>県防災行政無線 FAX</td><td>502-721・723</td></tr><tr><td rowspan="15">県</td><td>勤務時間内</td><td>502-722</td></tr><tr><td>勤務時間内</td><td>危機管理課</td></tr><tr><td>県防災行政無線（地上系）電話</td><td>500-7361</td></tr><tr><td>県防災行政無線（地上系）FAX</td><td>500-7298</td></tr><tr><td>県防災行政無線（衛星系）電話</td><td>012-500-7361</td></tr><tr><td>県防災行政無線（衛星系）FAX</td><td>012-500-7298</td></tr><tr><td>NTT 電話</td><td>043-223-2175</td></tr><tr><td>NTT FAX</td><td>043-222-5208</td></tr><tr><td>勤務時間外</td><td>危機管理課防災行政無線統制室</td></tr><tr><td>県防災行政無線（地上系）電話</td><td>500-7225</td></tr><tr><td>県防災行政無線（地上系）FAX</td><td>500-7110</td></tr><tr><td>県防災行政無線（衛星系）電話</td><td>012-500-7225</td></tr><tr><td>県防災行政無線（衛星系）FAX</td><td>012-500-7110</td></tr><tr><td>NTT 電話</td><td>043-223-2178</td></tr><tr><td>NTT FAX</td><td>043-222-5219</td></tr><tr><td rowspan="12">総務省消防庁</td><td>勤務時間内</td><td>震災等応急室</td></tr><tr><td>消防防災無線（地上系）電話</td><td>120-90-49013</td></tr><tr><td>消防防災無線（地上系）FAX</td><td>120-90-49033</td></tr><tr><td>消防防災無線（衛星系）電話</td><td>048-500-90-49013</td></tr><tr><td>消防防災無線（衛星系）FAX</td><td>048-500-90-49033</td></tr><tr><td>NTT 電話</td><td>03-5253-7527</td></tr><tr><td>NTT FAX</td><td>03-5253-7537</td></tr><tr><td>勤務時間外</td><td>宿直室</td></tr><tr><td>消防防災無線（地上系）電話</td><td>120-90-49102</td></tr><tr><td>消防防災無線（地上系）FAX</td><td>120-90-49036</td></tr><tr><td>消防防災無線（衛星系）電話</td><td>048-500-90-49102</td></tr><tr><td>消防防災無線（衛星系）FAX</td><td>048-500-90-49036</td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td>NTT 電話</td><td>03-5253-7777</td></tr><tr><td>NTT FAX</td><td>03-5253-7553</td></tr></table>	興東葛飾地域振務所	NTT 電話	県政情報課	NTT FAX	047-361-2175	県防災行政無線電話	047-367-4348	県防災行政無線 FAX	502-721・723	県	勤務時間内	502-722	勤務時間内	危機管理課	県防災行政無線（地上系）電話	500-7361	県防災行政無線（地上系）FAX	500-7298	県防災行政無線（衛星系）電話	012-500-7361	県防災行政無線（衛星系）FAX	012-500-7298	NTT 電話	043-223-2175	NTT FAX	043-222-5208	勤務時間外	危機管理課防災行政無線統制室	県防災行政無線（地上系）電話	500-7225	県防災行政無線（地上系）FAX	500-7110	県防災行政無線（衛星系）電話	012-500-7225	県防災行政無線（衛星系）FAX	012-500-7110	NTT 電話	043-223-2178	NTT FAX	043-222-5219	総務省消防庁	勤務時間内	震災等応急室	消防防災無線（地上系）電話	120-90-49013	消防防災無線（地上系）FAX	120-90-49033	消防防災無線（衛星系）電話	048-500-90-49013	消防防災無線（衛星系）FAX	048-500-90-49033	NTT 電話	03-5253-7527	NTT FAX	03-5253-7537	勤務時間外	宿直室	消防防災無線（地上系）電話	120-90-49102	消防防災無線（地上系）FAX	120-90-49036	消防防災無線（衛星系）電話	048-500-90-49102	消防防災無線（衛星系）FAX	048-500-90-49036		NTT 電話	03-5253-7777	NTT FAX	03-5253-7553	表 3-2-10 県及び関係機関の連絡先 <table><tr><td rowspan="4">興東葛飾地域振務所</td><td>NTT 電話</td><td>地域振興課</td></tr><tr><td>NTT FAX</td><td>047-361-2175</td></tr><tr><td>県防災行政無線電話</td><td>047-367-4348</td></tr><tr><td>県防災行政無線 FAX</td><td>502-721・723</td></tr><tr><td rowspan="15">県</td><td>勤務時間内</td><td>502-722</td></tr><tr><td>勤務時間内</td><td>危機管理課災害対策室</td></tr><tr><td>県防災行政無線（地上系）電話</td><td>500-7361</td></tr><tr><td>県防災行政無線（地上系）FAX</td><td>500-7298</td></tr><tr><td>県防災行政無線（衛星系）電話</td><td>012-500-7361</td></tr><tr><td>県防災行政無線（衛星系）FAX</td><td>012-500-7298</td></tr><tr><td>NTT 電話</td><td>043-223-2175</td></tr><tr><td>NTT FAX</td><td>043-222-5208</td></tr><tr><td>勤務時間外</td><td>危機管理課情報通信管理室</td></tr><tr><td>県防災行政無線（地上系）電話</td><td>500-7225</td></tr><tr><td>県防災行政無線（地上系）FAX</td><td>500-7110</td></tr><tr><td>県防災行政無線（衛星系）電話</td><td>012-500-7225</td></tr><tr><td>県防災行政無線（衛星系）FAX</td><td>012-500-7110</td></tr><tr><td>NTT 電話</td><td>043-223-2178</td></tr><tr><td>NTT FAX</td><td>043-222-5219</td></tr><tr><td rowspan="12">総務省消防庁</td><td>勤務時間内</td><td>応急対策室</td></tr><tr><td>消防防災無線（地上系）電話</td><td>120-90-49013</td></tr><tr><td>消防防災無線（地上系）FAX</td><td>120-90-49033</td></tr><tr><td>消防防災無線（衛星系）電話</td><td>048-500-90-49013</td></tr><tr><td>消防防災無線（衛星系）FAX</td><td>048-500-90-49033</td></tr><tr><td>NTT 電話</td><td>03-5253-7527</td></tr><tr><td>NTT FAX</td><td>03-5253-7537</td></tr><tr><td>勤務時間外</td><td>宿直室</td></tr><tr><td>消防防災無線（地上系）電話</td><td>120-90-49102</td></tr><tr><td>消防防災無線（地上系）FAX</td><td>120-90-49036</td></tr><tr><td>消防防災無線（衛星系）電話</td><td>048-500-90-49102</td></tr><tr><td>消防防災無線（衛星系）FAX</td><td>048-500-90-49036</td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td>NTT 電話</td><td>03-5253-7777</td></tr><tr><td>NTT FAX</td><td>03-5253-7553</td></tr></table>	興東葛飾地域振務所	NTT 電話	地域振興課	NTT FAX	047-361-2175	県防災行政無線電話	047-367-4348	県防災行政無線 FAX	502-721・723	県	勤務時間内	502-722	勤務時間内	危機管理課災害対策室	県防災行政無線（地上系）電話	500-7361	県防災行政無線（地上系）FAX	500-7298	県防災行政無線（衛星系）電話	012-500-7361	県防災行政無線（衛星系）FAX	012-500-7298	NTT 電話	043-223-2175	NTT FAX	043-222-5208	勤務時間外	危機管理課情報通信管理室	県防災行政無線（地上系）電話	500-7225	県防災行政無線（地上系）FAX	500-7110	県防災行政無線（衛星系）電話	012-500-7225	県防災行政無線（衛星系）FAX	012-500-7110	NTT 電話	043-223-2178	NTT FAX	043-222-5219	総務省消防庁	勤務時間内	応急対策室	消防防災無線（地上系）電話	120-90-49013	消防防災無線（地上系）FAX	120-90-49033	消防防災無線（衛星系）電話	048-500-90-49013	消防防災無線（衛星系）FAX	048-500-90-49033	NTT 電話	03-5253-7527	NTT FAX	03-5253-7537	勤務時間外	宿直室	消防防災無線（地上系）電話	120-90-49102	消防防災無線（地上系）FAX	120-90-49036	消防防災無線（衛星系）電話	048-500-90-49102	消防防災無線（衛星系）FAX	048-500-90-49036		NTT 電話	03-5253-7777	NTT FAX	03-5253-7553
興東葛飾地域振務所	NTT 電話		県政情報課																																																																																																																																											
	NTT FAX		047-361-2175																																																																																																																																											
	県防災行政無線電話		047-367-4348																																																																																																																																											
	県防災行政無線 FAX	502-721・723																																																																																																																																												
県	勤務時間内	502-722																																																																																																																																												
	勤務時間内	危機管理課																																																																																																																																												
	県防災行政無線（地上系）電話	500-7361																																																																																																																																												
	県防災行政無線（地上系）FAX	500-7298																																																																																																																																												
	県防災行政無線（衛星系）電話	012-500-7361																																																																																																																																												
	県防災行政無線（衛星系）FAX	012-500-7298																																																																																																																																												
	NTT 電話	043-223-2175																																																																																																																																												
	NTT FAX	043-222-5208																																																																																																																																												
	勤務時間外	危機管理課防災行政無線統制室																																																																																																																																												
	県防災行政無線（地上系）電話	500-7225																																																																																																																																												
	県防災行政無線（地上系）FAX	500-7110																																																																																																																																												
	県防災行政無線（衛星系）電話	012-500-7225																																																																																																																																												
	県防災行政無線（衛星系）FAX	012-500-7110																																																																																																																																												
	NTT 電話	043-223-2178																																																																																																																																												
	NTT FAX	043-222-5219																																																																																																																																												
総務省消防庁	勤務時間内	震災等応急室																																																																																																																																												
	消防防災無線（地上系）電話	120-90-49013																																																																																																																																												
	消防防災無線（地上系）FAX	120-90-49033																																																																																																																																												
	消防防災無線（衛星系）電話	048-500-90-49013																																																																																																																																												
	消防防災無線（衛星系）FAX	048-500-90-49033																																																																																																																																												
	NTT 電話	03-5253-7527																																																																																																																																												
	NTT FAX	03-5253-7537																																																																																																																																												
	勤務時間外	宿直室																																																																																																																																												
	消防防災無線（地上系）電話	120-90-49102																																																																																																																																												
	消防防災無線（地上系）FAX	120-90-49036																																																																																																																																												
	消防防災無線（衛星系）電話	048-500-90-49102																																																																																																																																												
	消防防災無線（衛星系）FAX	048-500-90-49036																																																																																																																																												
	NTT 電話	03-5253-7777																																																																																																																																												
	NTT FAX	03-5253-7553																																																																																																																																												
興東葛飾地域振務所	NTT 電話	地域振興課																																																																																																																																												
	NTT FAX	047-361-2175																																																																																																																																												
	県防災行政無線電話	047-367-4348																																																																																																																																												
	県防災行政無線 FAX	502-721・723																																																																																																																																												
県	勤務時間内	502-722																																																																																																																																												
	勤務時間内	危機管理課災害対策室																																																																																																																																												
	県防災行政無線（地上系）電話	500-7361																																																																																																																																												
	県防災行政無線（地上系）FAX	500-7298																																																																																																																																												
	県防災行政無線（衛星系）電話	012-500-7361																																																																																																																																												
	県防災行政無線（衛星系）FAX	012-500-7298																																																																																																																																												
	NTT 電話	043-223-2175																																																																																																																																												
	NTT FAX	043-222-5208																																																																																																																																												
	勤務時間外	危機管理課情報通信管理室																																																																																																																																												
	県防災行政無線（地上系）電話	500-7225																																																																																																																																												
	県防災行政無線（地上系）FAX	500-7110																																																																																																																																												
	県防災行政無線（衛星系）電話	012-500-7225																																																																																																																																												
	県防災行政無線（衛星系）FAX	012-500-7110																																																																																																																																												
	NTT 電話	043-223-2178																																																																																																																																												
	NTT FAX	043-222-5219																																																																																																																																												
総務省消防庁	勤務時間内	応急対策室																																																																																																																																												
	消防防災無線（地上系）電話	120-90-49013																																																																																																																																												
	消防防災無線（地上系）FAX	120-90-49033																																																																																																																																												
	消防防災無線（衛星系）電話	048-500-90-49013																																																																																																																																												
	消防防災無線（衛星系）FAX	048-500-90-49033																																																																																																																																												
	NTT 電話	03-5253-7527																																																																																																																																												
	NTT FAX	03-5253-7537																																																																																																																																												
	勤務時間外	宿直室																																																																																																																																												
	消防防災無線（地上系）電話	120-90-49102																																																																																																																																												
	消防防災無線（地上系）FAX	120-90-49036																																																																																																																																												
	消防防災無線（衛星系）電話	048-500-90-49102																																																																																																																																												
	消防防災無線（衛星系）FAX	048-500-90-49036																																																																																																																																												
	NTT 電話	03-5253-7777																																																																																																																																												
	NTT FAX	03-5253-7553																																																																																																																																												
風 3-49	5 初動期の防災関係機関との連携 市は、災害情報の収集を行う場合、警察署、消防署等関係機関と緊密に連絡をとるものとする。 また、管理者が明確なライフライン等に関する被害は、それぞれの管理者が情報を収集し、市災害対策本部は集約した被害情報の連絡を受けるものとする。 さらに市は、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が所掌する事務又は業務に係る被害状況について、必要な情報の連絡を求めるものとする。																																																																																																																																													

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	6 初動期の速報性 <u>情報の収集については、次の表のとおり、関係各班が行い、災対本部事務局に報告する。</u> <u>市は、災害情報の収集を行う場合、警察署、消防署等関係機関と緊密に連絡をとるものとする。</u> 初動段階では被害に関する細かい数値は不要であり、むしろ災害全体の規模（被害概数）を知ることが重要である。したがって、応援を含めた体制の確保に遅れが生じないようにするため、情報収集担当者は速報性に心がけるものとする。 また、現場の状況等により、具体的調査が困難な場合は、当該地域に詳しい関係者の認定により概況を把握し、<u>被災</u>人員は平均世帯人員により計算して速報するものとする。 7 初動期の被災者・世帯の確認 家屋、建物等の全壊、流失、半壊及び死者、負傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査するものとする。被災人員、世帯等については、現地調査のみでなく、住民基本台帳等の諸記録とも照合し、その正誤を確認するものとする。 8 被害報告等に係る責任者 <u>被害状況等が迅速かつ的確に把握できるよう、次のとおり被害報告等に係る責任者を置く。</u> (1) 報告総括責任者 <u>報告総括責任者は、市民生活部長が担当し、情報の収集及び伝達を統括する。市民生活部長は、報告取扱責任者から報告を受け、本部長及び副本部長に報告する。</u> (2) 報告取扱責任者 <u>報告取扱責任者は、防災危機管理課長が担当し、市災害対策本部各部の情報を取りまとめて調整し、報告総括責任者及び防災関係機関等に報告する。</u> 9 報告の実施 (1) 報告が必要な事態 市は、市内で次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、千葉県防災情報システムにより県の災害対策本部及びその他必要とする機関に対して報告するものとする。 ただし、緊急を要する場合は、電話・ファクシミリ又は防災行政無線等により報告し、事後速やかに書類を提出するものとする。 また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）			修正案（平成 28 年度修正）																				
	ア 市災害対策本部が設置されたとき。 <u>イ</u> 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。 <u>ウ</u> 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき。 <u>エ</u> 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるとき。																							
	(2) 報告の種別等 市から県災害対策本部への報告の種別、時期及び方法は以下のとおりとする。 表 3-2-<u>9</u> 県に行う被害情報等報告の区分及び様式																							
	<table><tr><th>報告の種類</th><th colspan="2">報告の時期・方法</th><th colspan="2">報 告 の 内 容</th></tr><tr><td rowspan="3">災害緊急報告</td><td colspan="2">①覚知後、直ちに県災害対策本部へ報告</td><td colspan="2">1 庁舎等の状況</td></tr><tr><td colspan="2">②第 1 報告の後、詳細が判明の都度直ちに県災害対策本部へ報告</td><td colspan="2">2 災害規模概況</td></tr><tr><td colspan="2">[電話・FAX・無線機等]</td><td colspan="2">災害の発生場所、概況、人的被害、住家被害、火災発生の有無等の被害状況</td></tr></table>			報告の種類	報告の時期・方法		報 告 の 内 容		災害緊急報告	①覚知後、直ちに県災害対策本部へ報告		1 庁舎等の状況		②第 1 報告の後、詳細が判明の都度直ちに県災害対策本部へ報告		2 災害規模概況		[電話・FAX・無線機等]		災害の発生場所、概況、人的被害、住家被害、火災発生の有無等の被害状況				
	報告の種類	報告の時期・方法		報 告 の 内 容																				
	災害緊急報告	①覚知後、直ちに県災害対策本部へ報告		1 庁舎等の状況																				
②第 1 報告の後、詳細が判明の都度直ちに県災害対策本部へ報告		2 災害規模概況																						
[電話・FAX・無線機等]		災害の発生場所、概況、人的被害、住家被害、火災発生の有無等の被害状況																						
報告総括	災害	定時報告	被害情報及び措置情報の全般的な情報を定時に報告																					
	①原則として 1 日 2 回 9 時・15 時現在で把握している情報を指定時刻までに県災害対策本部へ報告		1 被害情報																					

流山市地域防災計画新旧対照表

頁		現行（平成 24 年度修正）		修正案（平成 28 年度修正）	
		確定時報告	応急対策終了後 10 日以内に管轄支庁へ報告 〔端末入力及び文書〕	被害情報及び措置応急対策終了後、10 日以内にシステム端末に入力する。本報告は、災害復旧の基礎となるものであるから、正確を期すること。 1 被害情報 市内の被害状況の確定情報 2 措置情報 災害対策本部の設置、職員配備、住民避難等の確定情報 3 被害額情報 市内の施設被害額、産業別被害額	
		年報	4 月 20 日までに管轄支庁へ報告 〔端末入力及び文書〕	4 月 1 日現在で明らかになった 1 月 1 日から 12 月 31 日までに発生した災害について報告	
	災害詳細報告	定時報告	①原則として 1 日 2 回 9 時・15 時現在で把握している情報を指定時刻まで 〔端末入力〕 ②県から別途指定があった場合はその指定する時刻まで 〔F A X ・ 電話 ・ 無線機等〕	災害統括報告で報告した被害情報の内容(日時・場所・原因等)及び措置情報の詳細を報告	
(3) 県及び防災関係機関に報告する事項 市の報告内容は次のとおりとする。 ア 災害の原因 イ 災害が発生した日時 ウ 災害が発生した場所又は地域 エ 被害の状況（被害の程度は「被害の認定基準《資料 117》」に基づき判定する） オ 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置 （ア） 災害対策本部設置の有無及び職員の配備状況 （イ） 主な応急措置の実施状況 （ウ） その他必要な事項 カ 災害による住民等の避難状況 キ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類 ク その他必要な事項 《様式 61》 (4) 国（消防庁）への報告 県に報告することができない場合には、国（消防庁）に対して直接報告するものとし、その後速やかにその内容を県に連絡するものとする。					

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）																								
	一定規模以上の火災・災害に<u>ついては</u>「火災・災害等即報要領」により、第 1 報等について県と併せて国（消防庁）に報告する。 また、同時多発火災等により住民等から 119 番への通報が殺到している状況である場合には、直ちに県及び国（消防庁）へ同時に報告するものとする。 (5) 被害情報収集活動の応援要請 災害規模が大きく、市の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請するものとする。 (6) 収集報告に当たって留意すべき事項 ア 発災初期の情報収集に当たっては、効果的な被害状況等の収集活動にあたるとともに、119 番通報の殺到状況、被災地の映像情報など被害規模を推定するための概括的な情報の収集伝達に特に配慮する。 イ 人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告するものとする。 ウ 被害等の調査・報告に当たっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないように十分留意するとともに、被害数値等の調整を図るものとする。 エ 市は情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくものとする。特に発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておくものとする。 オ 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施するものとする。 カ 市は、<u>り災世帯・り災人員</u>等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、正確を期するものとする。 表 3-2-<u>10</u> 県及び関係機関の連絡先 <table><tr><td rowspan="4">務 東葛飾地域振興所</td><td rowspan="4">NTT 電話 NTT FAX 県防災行政無線電話 県防災行政無線 FAX</td><td><u>県政情報課</u></td></tr><tr><td>047-361-2175</td></tr><tr><td>047-367-4348</td></tr><tr><td>502-721・723 502-722</td></tr><tr><td rowspan="7">県</td><td>勤務時間内</td><td>危機管理課</td></tr><tr><td>県防災行政無線（地上系）電話</td><td>500-7361</td></tr><tr><td>県防災行政無線（地上系）FAX</td><td>500-7298</td></tr><tr><td>県防災行政無線（衛星系）電話</td><td>012-500-7361</td></tr><tr><td>県防災行政無線（衛星系）FAX</td><td>012-500-7298</td></tr><tr><td>NTT 電話</td><td>043-223-2175</td></tr><tr><td>NTT FAX</td><td>043-222-5208</td></tr><tr><td></td><td>勤務時間外</td><td>危機管理課<u>防災行政無線統制室</u></td></tr></table>	務 東葛飾地域振興所	NTT 電話 NTT FAX 県防災行政無線電話 県防災行政無線 FAX	<u>県政情報課</u>	047-361-2175	047-367-4348	502-721・723 502-722	県	勤務時間内	危機管理課	県防災行政無線（地上系）電話	500-7361	県防災行政無線（地上系）FAX	500-7298	県防災行政無線（衛星系）電話	012-500-7361	県防災行政無線（衛星系）FAX	012-500-7298	NTT 電話	043-223-2175	NTT FAX	043-222-5208		勤務時間外	危機管理課 <u>防災行政無線統制室</u>	
務 東葛飾地域振興所	NTT 電話 NTT FAX 県防災行政無線電話 県防災行政無線 FAX			<u>県政情報課</u>																						
				047-361-2175																						
				047-367-4348																						
		502-721・723 502-722																								
県	勤務時間内	危機管理課																								
	県防災行政無線（地上系）電話	500-7361																								
	県防災行政無線（地上系）FAX	500-7298																								
	県防災行政無線（衛星系）電話	012-500-7361																								
	県防災行政無線（衛星系）FAX	012-500-7298																								
	NTT 電話	043-223-2175																								
	NTT FAX	043-222-5208																								
	勤務時間外	危機管理課 <u>防災行政無線統制室</u>																								

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）				修正案（平成 28 年度修正）	
			県防災行政無線（地上系）電話	500-7225		
			県防災行政無線（地上系）FAX	500-7110		
			県防災行政無線（衛星系）電話	012-500-7225		
			県防災行政無線（衛星系）FAX	012-500-7110		
			NTT 電話	043-223-2178		
			NTT FAX	043-222-5219		
		総務省消防庁	勤務時間内	応急対策室		
			消防防災無線（地上系）電話	120-90-49013		
			消防防災無線（地上系）FAX	120-90-49033		
			消防防災無線（衛星系）電話	048-500-90-49013		
			消防防災無線（衛星系）FAX	048-500-90-49033		
			NTT 電話	03-5253-7527		
			NTT FAX	03-5253-7537		
			勤務時間外	宿直室		
			消防防災無線（地上系）電話	120-90-49102		
			消防防災無線（地上系）FAX	120-90-49036		
			消防防災無線（衛星系）電話	048-500-90-49102		
			消防防災無線（衛星系）FAX	048-500-90-49036		
			NTT 電話	03-5253-7777		
			NTT FAX	03-5253-7553		
地 3-47	10 被害の認定基準 被害の認定は、参考資料に示す「被害の認定基準」を参照して行うものとする。 《資料 117》 11 被害報告等の伝達経路 被害報告等の伝達経路は、次のとおり。				9 被害の認定基準 被害の認定は、参考資料に示す「被害の認定基準」を参照して行うものとする。 《資料 117》 10 被害報告等の伝達経路 被害報告等の伝達経路は、次のとおり。	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	図 3-2-10 被害報告等伝達経路	図 3-2-9 被害報告等伝達経路
風 3-54	10 被害の認定基準 被害の認定は、参考資料に示す「被害の認定基準」を参照して行うものとする。 《資料 117》 11 被害報告等の伝達経路 被害報告等の伝達経路は、次のとおり。	11 異常現象発見者の通報義務 《災害対策基本法第 54 条》 (1) 住民 異常現象を発見した者は、直ちにその旨を遅滞なく電話等により、次の最も近い場所に通報するものとする。また、何人もこの通報が最も迅速に伝達できるように、協力しなければならない。 ア 流山警察署 イ 流山市役所（防災危機管理課） ウ 消防本部及び消防署 エ その他の関係機関又は近くの警察官、消防職員、市職員 (2) 関係機関職員等 通報を受けた関係機関職員、消防職員、市職員等は、その旨を速やかに市長に通報するものとする。 (3) 市長 通報を受けた場合、市長は銚子地方气象台、県（危機管理課）及びその他の関係機関に通報する。必要があるときは、消防機関の協力を求めるものとする。

流山市地域防災計画新旧対照表

頁

現行（平成 24 年度修正）

修正案（平成 28 年度修正）

住民・公共的団体・防災上重要な施設の管理者

指定地方行政機関
指定公共機関
指定地方公共機関

市 災 害 対 策 本 部
各 部

災 害 対 本 部 局

各消防署

県 部 門
出 先 機 関

東 葛 地 域
振 興 事 務 所

県 部 門
担 当 部

県 災 害 対 策 本 部
危 機 管 理 課

千 葉 県 防 災
情 報 シ ス テ ム

報 道 機 関 等

国（総務省消防庁）※

凡例

千葉県防災情報システムによる報告ルート

電話・FAX等による報告ルート

図 3-2-9 被害報告等伝達経路

発見者

流山警察署

消防本部・消防署

市長

東葛飾地域振興センター

東葛飾土木事務所

銚子地方気象台
防災関係機関

県
危機管理課

図 3-2-10 異常現象発見時の「市」を経由する通報の流れ

(4) 異常現象

異常現象	現象の例
水象	河川の異常な水位の上昇
	異常な湧水
	洪水
地象	地割れ（亀裂）
	地表面の沈下・隆起
	数日間以上にわたり頻繁に感じるような地震

地 3-48

第 4 災害広報計画

【災対本部事務局・秘書広報班】

防災関係機関は、デマ情報・パニック等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助けるため相互に協力し、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動を実施するものとする。併せて、住民からの各種相談に適切に対応し、住民の不安解消、安全確保、生活の安定化、生活再建機運の促進等に努めるものとする。

また市は、県や防災関係機関とともに報道機関各社との連携を密にし、特に被災住民への情報提供媒体として活用してもらえるよう、必要な情報の提供を行うものとする。

1 実施機関

秘書広報班は、災対本部事務局で一元管理している災害情報等について、防災関係機関と情報の共有を図り、相互に協力して災害時における広報活動を行う。

2 広報活動

(1) 緊急広報

災害発生初期の緊急を要する広報は、次の方法により行う。

㍑ 広報車による広報

市は、警察署、消防署と協力して、広報車による緊急広報を行う。

㍑ 職員による広報

広報車による広報活動が困難な地域については、現地に職員を派遣し、広報を実施する。

第 6 災害広報計画

【秘書広報班】

防災関係機関は、デマ情報・パニック等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助けるため相互に協力し、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動を実施するものとする。併せて、住民からの各種相談に適切に対応し、住民の不安解消、安全確保、生活の安定化、生活再建機運の促進等に努めるものとする。

また市は、県や防災関係機関とともに報道機関各社との連携を密にし、特に被災住民への情報提供媒体として活用してもらえるよう、必要な情報の提供を行うものとする。

1 実施機関

秘書広報班は、災対本部事務局で一元管理している災害情報等について、防災関係機関と情報の共有を図り、相互に協力して災害時における広報活動を行う。

2 広報活動

(1) 緊急広報

災害発生初期の緊急を要する広報は、次の方法により行う。

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）																		
	<u>ウ</u> 安心メールによる広報 市民に直接関係し、緊急を要する場合において、<u>広報を</u>実施する。 <u>エ</u> ヘリコプターによる広報 必要に応じて、搭載スピーカーによるヘリコプターからの避難勧告、避難指示等について、県及び関係機関に要請する。 <u>オ</u> テレビ・ラジオ等による広報 市は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告等が緊急を要する場合においては、各放送機関（日本放送協会千葉放送局、千葉テレビ、ニッポン放送、ベイエフエム）に対し、県を通じて必要事項の放送要請を行う。また、<u>(株)JCN コアラ葛飾</u>に対しても放送要請するものとする。 なお、報道機関に放送を要請する場合は、県があらかじめ定めた「災害における放送要請に関する協定」に基づき、要請を行うものとする。	<table><tr><th colspan="2"><u>表 3-2-11 緊急広報の方法</u></th></tr><tr><th>広報手段</th><th>備 考</th></tr><tr><td>広報車</td><td>市は、警察署、消防署と協力して、緊急広報を行う。</td></tr><tr><td>職員</td><td>広報車による広報が困難な地域については、現地に職員を派遣する。</td></tr><tr><td>安心メール ツイッター</td><td>市民に直接関係し、緊急を要する場合において、実施する。</td></tr><tr><td><u>緊急速報メール (エリアメール)</u></td><td><u>避難準備情報、指定河川洪水予報（<u>氾濫</u>注意情報を除く）等の配信可能項目について実施する。</u></td></tr><tr><td><u>ヘリコプター</u></td><td><u>必要に応じて、搭載スピーカーによるヘリコプターからの避難勧告、避難指示等について、県及び関係機関に要請する。</u></td></tr><tr><td>テレビ ラジオ等</td><td>市は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告等が緊急を要する場合においては、各放送機関（日本放送協会千葉放送局、千葉テレビ、ニッポン放送、ベイエフエム）に対し、県を通じて必要事項の放送要請を行う。また、<u>(株)ジェイコム東葛葛飾</u>に対しても放送要請するものとする。</td></tr><tr><td colspan="2">なお、報道機関に放送を要請する場合は、県があらかじめ定めた「災害における放送要請に関する協定」に基づき、要請を行うものとする。</td></tr></table>	<u>表 3-2-11 緊急広報の方法</u>		広報手段	備 考	広報車	市は、警察署、消防署と協力して、緊急広報を行う。	職員	広報車による広報が困難な地域については、現地に職員を派遣する。	安心メール ツイッター	市民に直接関係し、緊急を要する場合において、実施する。	<u>緊急速報メール (エリアメール)</u>	<u>避難準備情報、指定河川洪水予報（<u>氾濫</u>注意情報を除く）等の配信可能項目について実施する。</u>	<u>ヘリコプター</u>	<u>必要に応じて、搭載スピーカーによるヘリコプターからの避難勧告、避難指示等について、県及び関係機関に要請する。</u>	テレビ ラジオ等	市は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告等が緊急を要する場合においては、各放送機関（日本放送協会千葉放送局、千葉テレビ、ニッポン放送、ベイエフエム）に対し、県を通じて必要事項の放送要請を行う。また、 <u>(株)ジェイコム東葛葛飾</u> に対しても放送要請するものとする。	なお、報道機関に放送を要請する場合は、県があらかじめ定めた「災害における放送要請に関する協定」に基づき、要請を行うものとする。	
<u>表 3-2-11 緊急広報の方法</u>																				
広報手段	備 考																			
広報車	市は、警察署、消防署と協力して、緊急広報を行う。																			
職員	広報車による広報が困難な地域については、現地に職員を派遣する。																			
安心メール ツイッター	市民に直接関係し、緊急を要する場合において、実施する。																			
<u>緊急速報メール (エリアメール)</u>	<u>避難準備情報、指定河川洪水予報（<u>氾濫</u>注意情報を除く）等の配信可能項目について実施する。</u>																			
<u>ヘリコプター</u>	<u>必要に応じて、搭載スピーカーによるヘリコプターからの避難勧告、避難指示等について、県及び関係機関に要請する。</u>																			
テレビ ラジオ等	市は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告等が緊急を要する場合においては、各放送機関（日本放送協会千葉放送局、千葉テレビ、ニッポン放送、ベイエフエム）に対し、県を通じて必要事項の放送要請を行う。また、 <u>(株)ジェイコム東葛葛飾</u> に対しても放送要請するものとする。																			
なお、報道機関に放送を要請する場合は、県があらかじめ定めた「災害における放送要請に関する協定」に基づき、要請を行うものとする。																				
(2) 一般広報	生活情報、復旧情報等は、次の広報手段により必要に応じて適宜広報する。 <u>ア</u> 防災行政無線、広報車による広報 各担当部は、災害の状況又は復旧に応じて、<u>防災行政無線や広報車による</u>広報を行うものとする。 <u>イ</u> 広報紙等印刷物、ホームページによる広報 市は、住民への<u>提供情報を収集し</u>、災害に関する<u>情報をまとめた広報紙等を発行する</u>。また、印刷を迅速に行うため、平常時から印刷業者との連携を図り、印刷体制を整えておくものとする。 <u>また、ホームページを利用した情報サービスを実施するものとする。</u> <u>ウ</u> 安心メールやツイッター、<u>エリアメール、緊急速報メール</u>による広報 市は、市民に直接関係する各種の情報を安心メールやツイッター、<u>エリアメール（NTT docomo）、緊急速報メール（au、SoftBank）</u>で広報するものとする。 <u>エ</u> テレビ・ラジオによる広報 市は、必要に応じて各放送機関（日本放送協会千葉放送局、千葉テレビ、<u>JCN コアラ葛飾</u>、ニッポン放送、ベイエフエム）に県を通じて放送要請を行うものとする。また、定時的な情報提供枠を確保し、最新情報の提供に努めるものとする。 <u>オ</u> 掲示板等<u>の活用</u> 市は、避難所及び防災拠点施設等に掲示板を設置し、各種の情報を提供するものとする。 <u>カ</u> 自主防災組織との協力 広報紙の配布や掲示板への掲示等、地域の広報活動に関しては、自主防災組織への協力を要	(2) 一般広報 生活情報、復旧情報等は、次の広報手段により必要に応じて適宜広報する。 <table><tr><th colspan="2"><u>表 3-2-12 一般広報の方法</u></th></tr><tr><th>広報手段</th><th>備 考</th></tr><tr><td>防災行政無線 広報車</td><td>各担当部は、災害の状況又は復旧に応じて、広報を行うものとする。</td></tr><tr><td>広報紙等印刷物 ホームページ</td><td>市は、住民へ<u>情報提供するため</u>、災害に関する<u>情報を整理し、広報を行う</u>。また、印刷を迅速に行うため、平常時から印刷業者との連携を図り、印刷体制を整えておくものとする。</td></tr><tr><td>安心メール ツイッター</td><td>市は、市民に直接関係する各種の情報を広報するものとする。</td></tr><tr><td>テレビ ラジオ等</td><td>市は、必要に応じて各放送機関（日本放送協会千葉放送局、千葉テレビ、<u>(株)ジェイコム東葛葛飾</u>、ニッポン放送、ベイエフエム）に県を通じて放送要請を行うものとする。また、定時的な情報提供枠を確保し、最新情報の提供に努めるものとする。</td></tr><tr><td>掲示板等</td><td>市は、避難所及び防災拠点施設等に掲示板を設置し、各種の情報を提供するものとする。</td></tr><tr><td>自主防災組織との 協力</td><td>広報紙の配布や掲示板への掲示等、地域の広報活動に関しては、自主防災組織への協力を要請するものとする。</td></tr></table>	<u>表 3-2-12 一般広報の方法</u>		広報手段	備 考	防災行政無線 広報車	各担当部は、災害の状況又は復旧に応じて、広報を行うものとする。	広報紙等印刷物 ホームページ	市は、住民へ <u>情報提供するため</u> 、災害に関する <u>情報を整理し、広報を行う</u> 。また、印刷を迅速に行うため、平常時から印刷業者との連携を図り、印刷体制を整えておくものとする。	安心メール ツイッター	市は、市民に直接関係する各種の情報を広報するものとする。	テレビ ラジオ等	市は、必要に応じて各放送機関（日本放送協会千葉放送局、千葉テレビ、 <u>(株)ジェイコム東葛葛飾</u> 、ニッポン放送、ベイエフエム）に県を通じて放送要請を行うものとする。また、定時的な情報提供枠を確保し、最新情報の提供に努めるものとする。	掲示板等	市は、避難所及び防災拠点施設等に掲示板を設置し、各種の情報を提供するものとする。	自主防災組織との 協力	広報紙の配布や掲示板への掲示等、地域の広報活動に関しては、自主防災組織への協力を要請するものとする。		
<u>表 3-2-12 一般広報の方法</u>																				
広報手段	備 考																			
防災行政無線 広報車	各担当部は、災害の状況又は復旧に応じて、広報を行うものとする。																			
広報紙等印刷物 ホームページ	市は、住民へ <u>情報提供するため</u> 、災害に関する <u>情報を整理し、広報を行う</u> 。また、印刷を迅速に行うため、平常時から印刷業者との連携を図り、印刷体制を整えておくものとする。																			
安心メール ツイッター	市は、市民に直接関係する各種の情報を広報するものとする。																			
テレビ ラジオ等	市は、必要に応じて各放送機関（日本放送協会千葉放送局、千葉テレビ、 <u>(株)ジェイコム東葛葛飾</u> 、ニッポン放送、ベイエフエム）に県を通じて放送要請を行うものとする。また、定時的な情報提供枠を確保し、最新情報の提供に努めるものとする。																			
掲示板等	市は、避難所及び防災拠点施設等に掲示板を設置し、各種の情報を提供するものとする。																			
自主防災組織との 協力	広報紙の配布や掲示板への掲示等、地域の広報活動に関しては、自主防災組織への協力を要請するものとする。																			

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	請するものとする。 (3) 災害時要援護者への広報 ア 高齢者・障害者等への広報 市は、高齢者のみの世帯や視覚障害者へ防災行政無線の戸別受信器の設置を促進する。また、聴覚障害者には安心メール、ファックス及びテレビ等で広報を行う。 さらに、市は広報誌を各戸へ配布し、自主防災組織、民生委員・児童委員やボランティア等の協力を得て、在宅の高齢者及び障害者等に対し、情報伝達や安否確認をするよう努めるものとする。なお、視聴覚障害者には、ボランティアの協力を得て、広報内容を点字や録音テープ等に直し、配布するものとする。 イ 外国人に対する広報 市は、防災行政無線での広報を平易な日本語で行うことや、想定できる内容は事前に多言語で録音しておく等の検討を行う。また、外国人支援団体のネットワークを活用する。 さらに、通訳ボランティア及び外国人団体等の協力を得て広報紙の翻訳を行い、主要な外国語による広報に努め、平常時より災害の対応に備えることとする。 (4) 報道機関への対応 秘書広報班は、次に掲げる広報事項の関係資料を取りまとめ、本部会議に諮ったうえで秘書広報班長が報道機関に発表するものとする。 ア 広報事項 ・災害の種別及び発生日時 ・被害発生 の場所及び発生日時 ・被害状況 ・応急対策の状況 ・住民に対する避難勧告・指示の状況 ・一般住民並びに被害者に対する協力及び注意事項 イ 報道活動への協力 報道機関の独自の記事、番組制作に当たっての資料提供依頼については、市及び防災関係機関は可能な範囲で提供するものとする。 ウ 報道機関への発表 (ア) 災害に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等、本部に報告されたもののうち、本部長が必要と認める情報について、速やかに実施するものとする。また、報道要請は、県があらかじめ定めた「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、行うものとする。 (イ) 報道機関への発表は、原則として秘書広報班長が実施するものとする。なお、本部に報告された情報を必要に応じて各部において発表する場合は、あらかじめ秘書広報班長に発表事項及び発表場所等について了解を得るものとし、発表後速やかにその内容について報告するものとする。 (ウ) 指定公共機関及び指定地方公共機関が、本市の災害に関する情報を報道機関に発表する場合には、原則として市災害対策本部に連絡した後実施するものとする。ただし、緊急を要す	(3) 要配慮者への広報 ア 高齢者・障害者等への広報 市は、高齢者のみの世帯には、市広報やテレビ等で広報を行うほか、聴覚障害者には安心メール、ファックス及びテレビ等で広報を行う。 さらに、市は広報誌を各戸へ配布し、自主防災組織、民生委員・児童委員やボランティア等の協力を得て、在宅の高齢者及び障害者等に対し、情報伝達や安否確認をするよう努めるものとする。なお、視聴覚障害者には、ボランティアの協力を得て、広報内容を点字や録音テープ等に直し、配布するものとする。 イ 外国人に対する広報 市は、防災行政無線での広報を平易な日本語で行うことや、想定できる内容は事前に多言語で録音しておく等の検討を行う。また、外国人支援団体のネットワークを活用する。 さらに、通訳ボランティア及び外国人団体等の協力を得て広報紙の翻訳を行い、主要な外国語による広報に努め、平常時より災害の対応に備えることとする。 (4) 報道機関への対応 秘書広報班は、次に掲げる広報事項の関係資料を取りまとめ、本部会議に諮ったうえで秘書広報班長が報道機関に発表するものとする。 ア 広報事項 ・災害の種別及び発生日時 ・被害発生 の場所及び発生日時 ・被害状況 ・応急対策の状況 ・住民に対する避難勧告・指示の状況 ・一般住民並びに被害者に対する協力及び注意事項 イ 報道活動への協力 報道機関の独自の記事、番組制作に当たっての資料提供依頼については、市及び防災関係機関は可能な範囲で提供するものとする。 ウ 報道機関への発表 (ア) 災害に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等、本部に報告されたもののうち、本部長が必要と認める情報について、速やかに実施するものとする。また、報道要請は、県があらかじめ定めた「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、行うものとする。 (イ) 報道機関への発表は、原則として秘書広報班長が実施するものとする。なお、本部に報告された情報を必要に応じて各部において発表する場合は、あらかじめ秘書広報班長に発表事項及び発表場所等について了解を得るものとし、発表後速やかにその内容について報告するものとする。 (ウ) 指定公共機関及び指定地方公共機関が、本市の災害に関する情報を報道機関に発表する場合には、原則として市災害対策本部に連絡した後実施するものとする。ただし、緊急を要す

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	る場合は、発表後速やかにその内容について市災害対策本部に報告するものとする。 （エ） 秘書広報班長は、報道機関に発表した情報を、市災害対策本部各班のうち必要と認められる班及び関係機関に送付するものとする。 (5) 広報資料の作成 被害状況の写真を含めた各種情報は、被害状況の確認、災害救助法等の救助活動資料及び記録保存のため極めて重要であるので、<u>情報収集班</u>は各部と緊密な連絡を図り、資料作成を行うものとする。 資料は、概ね次に掲げるものを作成、収集するものとする。 ア 市職員及び関係機関の撮影した災害写真、災害映画 イ 報道機関等による災害現場の航空写真 ウ 災害応急対策活動取材した写真、その他	る場合は、発表後速やかにその内容について市災害対策本部に報告するものとする。 （エ） 秘書広報班長は、報道機関に発表した情報を、市災害対策本部各班のうち必要と認められる班及び関係機関に送付するものとする。 (5) 広報資料の作成 被害状況の写真を含めた各種情報は、被害状況の確認、災害救助法等の救助活動資料及び記録保存のため極めて重要であるので、<u>秘書広報班</u>は各部と緊密な連絡を図り、資料作成を行うものとする。 資料は、概ね次に掲げるものを作成、収集するものとする。 ア 市職員及び関係機関の撮影した災害写真、災害映画 イ 報道機関等による災害現場の航空写真 ウ 災害応急対策活動取材した写真、その他
風 3-55	第 4 災害広報計画 【<u>災対本部事務局</u>・秘書広報班】 防災関係機関は、デマ情報・パニック等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助けるため相互に協力し、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動を実施するものとする。併せて、住民からの各種相談に適切に対応し、住民の不安解消、安全確保、生活の安定化、生活再建機運の促進等に努めるものとする。 また市は、県や防災関係機関とともに報道機関各社との連携を密にし、特に被災住民への情報提供媒体として活用してもらえるよう、必要な情報の提供を行うものとする。 1 実施機関 秘書広報班は、災対本部事務局で一元管理している災害情報等について、防災関係機関と情報の共有を図り、相互に協力して災害時における広報活動を行う。 2 広報活動 (1) 緊急広報 災害発生初期の緊急を要する広報は、次の方法により行う。 <u>ア</u> 広報車による広報 市は、警察署、消防署と協力して、<u>広報車による</u>緊急広報を行う。 <u>イ</u> 職員による広報 広報車による広報活動が困難な地域については、現地に職員を派遣し、広報を実施する。 <u>ウ</u> 安心メールによる広報 市民に直接関係し、緊急を要する場合において、<u>広報を</u>実施する。 <u>エ</u> テレビ・ラジオ等による広報 市は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告等が緊急を要する場合においては、各放送機関（日本放送協会千葉放送局、千葉テレビ、ニッポン放送、ベイエフエム）に対し、県を通じて必要事項の放送要請を行う。また、<u>(株)JCN コアラ葛飾</u>に対しても放送要請するものとする。	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	なお、報道機関に放送を要請する場合は、県があらかじめ定めた「災害における放送要請に関する協定」に基づき、要請を行うものとする。 (2) 一般広報 生活情報、復旧情報等は、次の広報手段により必要に応じて適宜広報する。 <u>ア</u> 防災行政無線、広報車による広報 各担当部は、災害の状況又は復旧に応じて、<u>防災行政無線や広報車による</u>広報を行うものとする。 <u>イ</u> 広報紙等印刷物、ホームページによる広報 市は、住民への<u>提供情報を収集し</u>、災害に関する<u>情報をまとめた広報紙等を発行する</u>。また、印刷を迅速に行うため、平常時から印刷業者との連携を図り、印刷体制を整えておくものとする。 <u>また、ホームページを利用した情報サービスを実施するものとする。</u> <u>ウ</u> 安心メールやツイッター、<u>エリアメール、緊急速報メール</u>による広報 市は、市民に直接関係する各種の情報を安心メールやツイッター、<u>エリアメール（NTT docomo）、緊急速報メール（au、SoftBank）</u>で広報するものとする。 <u>エ</u> テレビ・ラジオによる広報 市は、必要に応じて各放送機関（日本放送協会千葉放送局、千葉テレビ、<u>JCN コアラ葛飾</u>、ニッポン放送、ベイエフエム）に県を通じて放送要請を行うものとする。また、定時的な情報提供枠を確保し、最新情報の提供に努めるものとする。 <u>オ</u> 掲示板等<u>の活用</u> 市は、避難所及び防災拠点施設等に掲示板を設置し、各種の情報を提供するものとする。 <u>カ</u> 自主防災組織との協力 広報紙の配布や掲示板への掲示等、地域の広報活動に関しては、自主防災組織への協力を要請するものとする。 (3) 災害時要援護者への広報 <u>ア</u> 高齢者・障害者等への広報 市は、高齢者のみの世帯<u>や視覚障害者へ防災行政無線の戸別受信器の設置を促進する。また、</u>聴覚障害者には安心メール、ファックス及びテレビ等で広報を行う。 さらに、市は広報誌を各戸へ配布し、自主防災組織、民生委員・児童委員やボランティア等の協力を得て、在宅の高齢者及び障害者等に対し、情報伝達や安否確認をするよう努めるものとする。なお、視聴覚障害者には、ボランティアの協力を得て、広報内容を点字や録音テープ等に直し、配布するものとする。 <u>イ</u> 外国人に対する広報 市は、防災行政無線での広報を平易な日本語で行うことや、想定できる内容は事前に多言語で録音しておく等の検討を行う。また、外国人支援団体のネットワークを活用する。 さらに、通訳ボランティア及び外国人団体等の協力を得て広報紙の翻訳を行い、主要な外国語による広報に努め、平常時より災害の対応に備えることとする。 (4) 報道機関への対応	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	秘書広報班は、次に掲げる広報事項の関係資料を取りまとめ、本部会議に諮ったうえで秘書広報班長が報道機関に発表するものとする。 ア 広報事項 ・災害の種別及び発生日時 ・被害発生 の場所及び発生日時 ・被害状況 ・応急対策の状況 ・住民に対する避難勧告・指示の状況 ・一般住民並びに被害者に対する協力及び注意事項 イ 報道活動への協力 報道機関の独自の記事、番組制作に当たっての資料提供依頼については、市及び防災関係機関は可能な範囲で提供するものとする。 ウ 報道機関への発表 （ア） 災害に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等、本部に報告されたもののうち、本部長が必要と認める情報について、速やかに実施するものとする。また、報道要請は、県があらかじめ定めた「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、行うものとする。 （イ） 報道機関への発表は、原則として秘書広報班長が実施するものとする。なお、本部に報告された情報を必要に応じて各部において発表する場合は、あらかじめ秘書広報班長に発表事項及び発表場所等について了解を得るものとし、発表後速やかにその内容について報告するものとする。 （ウ） 指定公共機関及び指定地方公共機関が、本市の災害に関する情報を報道機関に発表する場合には、原則として市災害対策本部に連絡した後実施するものとする。ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容について市災害対策本部に報告するものとする。 （エ） 秘書広報班長は、報道機関に発表した情報を、市災害対策本部各班のうち必要と認められる班及び関係機関に送付するものとする。 (5) 広報資料の作成 被害状況の写真を含めた各種情報は、被害状況の確認、災害救助法等の救助活動資料及び記録保存のため極めて重要であるので、<u>情報収集班</u>は各部と緊密な連絡を図り、資料作成を行うものとする。 資料は、概ね次に掲げるものを作成、収集するものとする。 ア 市職員及び関係機関の撮影した災害写真、災害映画 イ 報道機関等による災害現場の航空写真 ウ 災害応急対策活動取材した写真、その他	
地 3-51	3 広報内容 広報する内容については、時間ごとに変化するニーズに対応した情報の提供に配慮するものとする。また、災对本部事務局で一元管理している最新の情報を提供するとともに、同時期に異なる情	3 広報内容 広報する内容については、時間ごとに変化するニーズに対応した情報の提供に配慮するものとする。また、災对本部事務局で一元管理している最新の情報を提供するとともに、同時期に異なる情

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	報が流れないように注意する。 (1) 住民に対する広報内容 市及び防災関係機関は、住民の行動に必要な以下の情報を優先的に広報する。 ア 災害発生直後 ・災害情報（<u>地震の規模、余震の状況</u>） ・火災防止の呼びかけ（ガスもれの警戒、放火警戒等） ・避難勧告・指示の出されている地域、勧告・指示の内容、避難方法 ・デマ情報・パニック<u>の</u>防止の呼びかけ ・治安状況、犯罪防止の呼びかけ ・近隣の助け合いの呼びかけ ・公的な避難所、救護所の開設状況 ・市の災害活動体制及び活動状況 ・緊急道路・交通規制情報 イ その後 ・全般的な被害状況 ・市及び防災関係機関の対策実施状況 ・電気、電話、ガス、上・下水道の被害状況、復旧状況 ・鉄道、バスの被害・運行状況 ・道路情報 ・救援物資、食糧、飲料水の配布等の状況 ・し尿処理、衛生に関する情報 ・被災者への相談サービスの開設状況 ・遺体の安置場所、死亡手続等の情報 ・臨時休校等の情報 ・ボランティア組織からの連絡 ・市内各施設の復旧状況 ・市の一般平常業務の再開状況 ・医療機関の活動情報等 ・市民生活安定のための緊急措置 (2) 市外に対する広報内容 市及び防災関係機関は、市外の住民に対しラジオ・テレビを通じて、本市での応急対策が円滑に行われるようにするための協力の呼びかけを中心に広報を行う。また、必要に応じて、市内向けの情報と同様の内容についても広報するものとする。 ア 避難勧告・指示の出されている地域、勧告・指示の内容 イ デマ情報・パニックの防止の呼びかけ ウ 治安状況、犯罪防止の呼びかけ エ 見舞い電話自粛の呼びかけ（被災地区外の知人・親戚への被災者の安否情報の伝言の呼びかけ） オ ボランティア活動への参加の呼びかけ カ 全般的な被害状況 キ 防災関係機関が実施している対策の状況	報が流れないように注意する。 (1) 住民に対する広報内容 市及び防災関係機関は、住民の行動に必要な以下の情報を優先的に広報する。 ア 災害発生直後 ・災害情報（<u>災害の規模等</u>） ・火災防止の呼びかけ（ガスもれの警戒、放火警戒等） ・避難勧告・指示の出されている地域、勧告・指示の内容、避難方法 ・デマ情報・パニック防止の呼びかけ ・治安状況、犯罪防止の呼びかけ ・近隣の助け合いの呼びかけ ・公的な避難所、救護所の開設状況 ・市の災害活動体制及び活動状況 ・緊急道路・交通規制情報 イ その後 ・全般的な被害状況 ・市及び防災関係機関の対策実施状況 ・電気、電話、ガス、上・下水道の被害状況、復旧状況 ・鉄道、バスの被害・運行状況 ・道路情報 ・救援物資、食糧、飲料水の配布等の状況 ・し尿処理、衛生に関する情報 ・被災者への相談サービスの開設状況 ・遺体の安置場所、死亡手続等の情報 ・臨時休校等の情報 ・ボランティア組織からの連絡 ・市内各施設の復旧状況 ・市の一般平常業務の再開状況 ・医療機関の活動情報等 ・市民生活安定のための緊急措置 (2) 市外に対する広報内容 市及び防災関係機関は、市外の住民に対しラジオ・テレビを通じて、本市での応急対策が円滑に行われるようにするための協力の呼びかけを中心に広報を行う。また、必要に応じて、市内向けの情報と同様の内容についても広報するものとする。 ア 避難勧告・指示の出されている地域、勧告・指示の内容 イ デマ情報・パニックの防止の呼びかけ ウ 治安状況、犯罪防止の呼びかけ エ 見舞い電話自粛の呼びかけ（被災地区外の知人・親戚への被災者の安否情報の伝言の呼びかけ） オ ボランティア活動への参加の呼びかけ カ 全般的な被害状況 キ 防災関係機関が実施している対策の状況

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	4 広聴活動 市は、災害時における住民の相談、要望、照会等に応じるため、災害状況が鎮静化し始めた段階において、速やかに広聴相談体制の確立を図り、防災関係機関及び関係各部と連絡を密にしながら、広聴活動を実施するものとする。 (1) 総合相談窓口の設置 秘書広報班は、住民からの問い合わせや相談等に対応するため、災害の状況により必要と認めるときは住民のための総合相談窓口を市役所内に設置し、広聴活動・相談業務を実施するものとする。 この場合、必要に応じ災対本部事務局と調整を図り、関係する各部に相談員の派遣を要請するものとする。 なお、相談窓口の開設に併せて効果的な広報手段により、窓口開設の周知を積極的に行うものとする。 (2) 移動巡回相談の実施 市災害対策本部は、災害後のそれぞれの段階における市民意識や市民ニーズを的確に把握し、市民生活の不安解消を図るため、避難所等における移動巡回相談を実施するものとする。 (3) 災害時要援護者のニーズの把握 自力で生活することが困難な高齢者（寝たきり、独居）、障害者等のケアニーズの把握については、救援庶務班の災害時要援護者担当を中心に、民生委員、ホームヘルパー、保健師等の巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図る。また、円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても、語学ボランティアの巡回訪問等により、ニーズ把握に努めるものとする。 ア 介護サービス（食事、入浴、洗濯等） イ 病院通院介助 ウ 話し相手 エ 応急仮設住宅への入居募集 オ 縁故者への連絡 カ 母国との連絡 (4) 女性のための相談窓口の設置 避難所等で生活する女性が抱える多様な悩みに対応するため、医療職等の専門家や女性相談員等による悩み相談の実施、被害者の緊急一時保護等、必要な支援・助言を行う。 (5) 専門相談窓口の設置 秘書広報班は、災害の状況により必要と認めるときは、法律問題や住宅の応急修繕等、専門的な問題の迅速な解決に役立ててもらうため、住民のための専門相談窓口を設置するものとする。 この場合、必要に応じ関係各部と調整を行い、当該部から関係団体への相談員の派遣要請を指示するものとする。 (6) 電話等対応マニュアルの作成 電話や窓口等における被災者からの問合せに迅速かつ的確に対応するため、電話等対応マニュアルを作成する。 (7) 要望等の処理 秘書広報班は、総合相談窓口等に寄せられた苦情・要望等を防災関係機関及び関係各部へ照会・	4 広聴活動 市は、災害時における住民の相談、要望、照会等に応じるため、災害状況が鎮静化し始めた段階において、速やかに広聴相談体制の確立を図り、防災関係機関及び関係各部と連絡を密にしながら、広聴活動を実施するものとする。 (1) 総合相談窓口の設置 秘書広報班は、住民からの問い合わせや相談等に対応するため、災害の状況により必要と認めるときは住民のための総合相談窓口を市役所内に設置し、広聴活動・相談業務を実施するものとする。 この場合、必要に応じ災対本部事務局と調整を図り、関係する各部に相談員の派遣を要請するものとする。 なお、相談窓口の開設に併せて効果的な広報手段により、窓口開設の周知を積極的に行うものとする。 (2) 移動巡回相談の実施 市災害対策本部は、災害後のそれぞれの段階における市民意識や市民ニーズを的確に把握し、市民生活の不安解消を図るため、避難所等における移動巡回相談を実施するものとする。 (3) 要配慮者のニーズの把握 自力で生活することが困難な高齢者（寝たきり、独居）、障害者等のケアニーズの把握については、救援庶務班の要配慮者担当を中心に、民生委員、ホームヘルパー、保健師等の巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図る。また、円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても、語学ボランティアの巡回訪問等により、ニーズ把握に努めるものとする。 ア 介護サービス（食事、入浴、洗濯等） イ 病院通院介助 ウ 話し相手 エ 応急仮設住宅への入居募集 オ 縁故者への連絡 カ 母国との連絡 (4) 女性のための相談窓口の設置 避難所等で生活する女性が抱える多様な悩みに対応するため、医療職等の専門家や女性相談員等による悩み相談の実施、被害者の緊急一時保護等、必要な支援・助言を行う。 (5) 専門相談窓口の設置 秘書広報班は、災害の状況により必要と認めるときは、法律問題や住宅の応急修繕等、専門的な問題の迅速な解決に役立ててもらうため、住民のための専門相談窓口を設置するものとする。 この場合、必要に応じ関係各部と調整を行い、当該部から関係団体への相談員の派遣要請を指示するものとする。 (6) 電話等対応マニュアルの作成 電話や窓口等における被災者からの問合せに迅速かつ的確に対応するため、電話等対応マニュアルを作成する。 (7) 要望等の処理 秘書広報班は、総合相談窓口等に寄せられた苦情・要望等を防災関係機関及び関係各部へ照会・連

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	連絡し、適切な処理を行うとともにその回答・処理状況も合わせて時系列的に記録を <u>とっておく</u> ものとする。	絡し、適切な処理を行うとともにその回答・処理状況も合わせて時系列的に記録を <u>残す</u> おくものとする。
風 3-58	3 広報内容 広報する内容については、時間ごとに変化するニーズに対応した情報の提供に配慮するものとする。また、災対本部事務局で一元管理している最新の情報を提供するとともに、同時期に異なる情報が流れないように注意する。 (1) 住民に対する広報内容 市及び防災関係機関は、住民の行動に必要な以下の情報を優先的に広報する。 ア 災害発生直後 ・ 災害情報 ・ 火災防止の呼びかけ（ガスもれの警戒、放火警戒等） ・ 避難勧告・指示の出されている地域、勧告・指示の内容、避難方法 ・ デマ情報・パニック <u>の</u>防止の呼びかけ ・ 治安状況、犯罪防止の呼びかけ ・ 近隣の助け合いの呼びかけ ・ 公的な避難所、救護所の開設状況 ・ 市の災害活動体制及び活動状況 ・ 緊急道路・交通規制情報 イ その後 ・ 全般的な被害状況 ・ 市及び防災関係機関の対策実施状況 ・ 電気、電話、ガス、上・下水道の被害状況、復旧状況 ・ 鉄道、バスの被害・運行状況 ・ 道路情報 ・ 救援物資、食糧、飲料水の配布等の状況 ・ し尿処理、衛生に関する情報 ・ 被災者への相談サービスの開設状況 ・ 遺体の安置場所、死亡手続等の情報 ・ 臨時休校等の情報 ・ ボランティア組織からの連絡 ・ 市内各施設の復旧状況 ・ 市の一般平常業務の再開状況 ・ 医療機関の活動情報等 ・ 市民生活安定のための緊急措置 (2) 市外に対する広報内容 市及び防災関係機関は、市外の住民に対しラジオ・テレビを通じて、本市での応急対策が円滑に	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	行われるようにするための協力の呼びかけを中心に広報を行う。また、必要に応じて、市内向けの情報と同様の内容についても広報するものとする。 ア 避難勧告・指示の出されている地域、勧告・指示の内容 イ デマ情報・パニックの防止の呼びかけ ウ 治安状況、犯罪防止の呼びかけ エ 見舞い電話自粛の呼びかけ（被災地区外の知人・親戚への被災者の安否情報の伝言の呼びかけ） オ ボランティア活動への参加の呼びかけ カ 全般的な被害状況 キ 防災関係機関が実施している対策の状況 4 広聴活動 市は、災害時における住民の相談、要望、照会等に応じるため、災害状況が鎮静化し始めた段階において、速やかに広聴相談体制の確立を図り、防災関係機関及び関係各部と連絡を密にしながら、広聴活動を実施するものとする。 (1) 総合相談窓口の設置 秘書広報班は、住民からの問い合わせや相談等に対応するため、災害の状況により必要と認めるときは住民のための総合相談窓口を市役所内に設置し、広聴活動・相談業務を実施するものとする。 この場合、必要に応じ災対本部事務局と調整を図り、関係する各部に相談員の派遣を要請するものとする。 なお、相談窓口の開設に併せて効果的な広報手段により、窓口開設の周知を積極的に行うものとする。 (2) 移動巡回相談の実施 市災害対策本部は、災害後のそれぞれの段階における市民意識や市民ニーズを的確に把握し、市民生活の不安解消を図るため、避難所等における移動巡回相談を実施するものとする。 (3) 災害時要援護者のニーズの把握 自力で生活することが困難な高齢者（寝たきり、独居）、障害者等のケアニーズの把握については、救援庶務班の災害時要援護者担当を中心に、民生委員、ホームヘルパー、保健師等の巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図る。また、円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても、語学ボランティアの巡回訪問等により、ニーズ把握に努めるものとする。 ア 介護サービス（食事、入浴、洗濯等） イ 病院通院介助 ウ 話し相手 エ 応急仮設住宅への入居募集 オ 縁故者への連絡 カ 母国との連絡 (4) 女性のための相談窓口の設置 避難所等で生活する女性が抱える多様な悩みに対応するため、医療職等の専門家や女性相談員等	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	による悩み相談の実施、被害者の緊急一時保護等、必要な支援・助言を行う。 (5) 専門相談窓口の設置 秘書広報班は、災害の状況により必要と認めるときは、法律問題や住宅の応急修繕等、専門的な問題の迅速な解決に役立ててもらうため、住民のための専門相談窓口を設置するものとする。 この場合、必要に応じ関係各部と調整を行い、当該部から関係団体への相談員の派遣要請を指示するものとする。 (6) 電話等対応マニュアルの作成 電話や窓口等における被災者からの問合せに迅速かつ的確に対応するため、電話等対応マニュアルを作成する。 (7) 要望等の処理 秘書広報班は、総合相談窓口等に寄せられた苦情・要望等を防災関係機関及び関係各部へ照会・連絡し、適切な処理を行うとともにその回答・処理状況も合わせて時系列的に記録を<u>とっておく</u>ものとする。	
地 3-54	第 3 節 消防・救助救急・水防・危険物等対策の計画 第 1 消防活動 【消防本部・消防団・自主防災組織】 消防本部及び消防団は、緊密な連携のもと、消火、救助、救急等の消防活動を実施するとともに、防ぎょ活動について定め、迅速かつ適切な消防活動により住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図るものとする。 1 組織 (1) 活動体制 消防長は、<u>市域において震度 5(弱)以上の地震が発生した場合</u>、消防本部に「消防部本部」を設置し、必要な体制の確保を図るものとする。なお、市災害対策本部が設置された場合には、消防部本部は、市災害対策本部内の消防部として活動するものとする。 なお、消防団を含め消防機関においては、消防活動の実施に当たり、常に安全に対する配慮と確認を行いながら任務を遂行する。 2 情報通信 (1) 情報収集 <u>地震</u>災害に係る情報は、施設、通信機器及び連絡網等あらゆる手段により迅速かつ的確に情報を収集し、消防活動に活用するものとする。 地震（震度 5 弱以上）時においては、有線電話の不通、無線障害等により、状況把握が困難となる可能性がある。このため、通信回線が途絶した場合等を想定した情報収集体制を確立して、火災発生等の災害情報を迅速に把握するものとする。	第 3 節 消防・救助救急・水防・危険物等対策の計画 第 1 消防活動 【消防本部・消防団・自主防災組織】 消防本部及び消防団は、緊密な連携のもと、消火、救助、救急等の消防活動を実施するとともに、防ぎょ活動について定め、迅速かつ適切な消防活動により住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図るものとする。 1 消防機関の活動体制 消防長は、<u>特に必要と認める場合には</u>、消防本部に「消防部本部」を設置し、必要な体制の確保を図るものとする。なお、市災害対策本部が設置された場合には、消防部本部は、市災害対策本部内の消防部として活動するものとする。 なお、消防団を含め消防機関においては、消防活動の実施に当たり、常に安全に対する配慮と確認を行いながら任務を遂行する。 2 情報通信 (1) 情報収集 災害に係る情報は、施設、通信機器及び連絡網等あらゆる手段により迅速かつ的確に情報を収集し、消防活動に活用するものとする。 <u>地震（震度 5 弱以上）時においては、有線電話の不通、無線障害等により、状況把握が困難となる可能性がある。このため、通信回線が途絶した場合等を想定した情報収集体制を確立して、火災発生等の災害情報を迅速に把握するものとする。</u>

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	ア 被害状況の把握 119 番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報を総合して被害の状況を把握し、初動体制を整えるものとする。 イ 災害状況の報告 消防長は、災害の状況を市長に報告するとともに、応援要請等の手続に遅れのないように努めるものとする。 (2) 通信運用 地震災害時における市災害対策本部と消防本部及び各消防署の通信は、有線通信を原則とし、有線通信が途絶したとき及び出動隊との通信は、無線通信によるものとする。 (3) 無線通信の優先順位 地震災害活動中の通信優先順位は、次のとおり。 ア 災害の覚知 イ 車両の出動命令 ウ 応援の要請 エ 救助又は救急状況の報告 オ 災害状況の報告 3 消防機関による火災防ぎょ活動 消防部は、火災発生及び延焼拡大状況等の情報に基づき防ぎょ活動の基本方針を決定し、消防団を含む各出動隊の効率的な運用を図るものとする。 (1) 火災出動 ア 出動指令 消防隊は、原則として消防防災課からの出動指令により出動する。 イ 火災出動体制 出動体制は、以下のとおり。 (ア) 市街化地域 市街地地域の火災出動は、移動無線局を有する署と分団の消防隊を対とした編成とし、2 隊 1 火災防ぎょを基本とする。 (イ) 周辺部地域 周辺部地域の火災出動は、各消防署及び各分団の管轄する消防隊とし、出動区域は、原則として当該受持区域内とする。 ただし、受持区域内に火災の発生がなかった場合又は火災が発生したが少数隊によりこれを鎮火できると消防署の最高指揮者が判断した場合は、防ぎょ活動隊を除いた分団の消防隊を各消防署に集結させ、消防部本部の指示する地域に出動させるものとする。 ウ 出動途上の留意事項 (ア) 他の火災に遭遇した場合の措置 火災出動途上、他の火災の発見に努め、発見した場合は消防部本部に報告し、指示命令を受ける。	ア 被害状況の把握 119 番通報、駆け付け通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報を総合して被害の状況を把握し、初動体制を整えるものとする。 イ 災害状況の報告 消防長は、災害の状況を市長に報告するとともに、応援要請等の手続に遅れのないように努めるものとする。 (2) 通信運用 災害時における市災害対策本部と消防本部及び各消防署の通信は、有線通信を原則とし、有線通信が途絶したとき及び出動隊との通信は、無線通信によるものとする。 (3) 無線通信の優先順位 災害活動中の通信優先順位は、次のとおり。 ア 災害の覚知 イ 車両の出動命令 ウ 応援の要請 エ 救助又は救急状況の報告 オ 災害状況の報告 3 消防機関による火災防ぎょ活動 消防部は、火災発生及び延焼拡大状況等の情報に基づき防ぎょ活動の基本方針を決定し、消防団を含む各出動隊の効率的な運用を図るものとする。 (1) 火災出動 ア 出動指令 消防隊は、原則として消防防災課からの出動指令により出動する。 イ 火災出動体制 (ア) 市街化地域 移動無線局を有する署と分団の消防隊を対とした編成とし、2 隊 1 火災防ぎょを基本とする。 (イ) 周辺部地域 各消防署及び各分団の管轄する消防隊とし、出動区域は、原則として当該受持区域内とする。 ただし、受持区域内に火災の発生がなかった場合又は火災が発生したが少数隊によりこれを鎮火できると消防署の最高指揮者が判断した場合は、防ぎょ活動隊を除いた分団の消防隊を各消防署に集結させ、消防部本部の指示する地域に出動させるものとする。 ウ 出動途上の留意事項 (ア) 他の火災に遭遇した場合の措置 火災出動途上、他の火災の発見に努め、発見した場合は消防部本部に報告する。

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	ただし、通信の輻輳等により報告が困難な場合は、火災防ぎよの原則を勘案した指揮者の判断による。 （イ） 救助事故に遭遇した場合の措置 火災出動途上、建物倒壊による人命救助事故を発見した場合でも、原則として火災現場に直行するものとし、その旨を消防部本部に報告するものとする。 なお、この場合においては、付近にいる消防団員あるいは住民に協力を求めるとともに、必要な指示を与えるものとする。 (2) 火災防ぎよ 大規模な地震では、火災と要救助者が同時に多発するおそれがある。これらに対処する要員、資機材、車両等の消防力は限られるため、活動の優先順位及び応援隊との分担を決め、資源の的確な配分を行うものとする。 基本的には、地震時に発生する多様な危険現象のうち、最も被害を増幅するのが二次的に発生する火災であることから、人命の安全確保を図るための消火活動を優先させることを原則とし、総力を挙げて出火防止と火災の早期鎮圧及び拡大防止を図るものとする。 また、災害の初期段階にあっては、住民が被災地区から安全に避難を完了するまで、火災の鎮圧と拡大防止を図るものとする。 ア 火災防ぎよの原則 火災の発生状況に応じて、次の原則に従い、それぞれの防ぎよ計画に基づいて鎮圧にあたるものとする。 （ア） 避難地及び避難路確保優先の原則 延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を最優先とした避難地及び避難路確保の消火活動を行う。 （イ） 重要地域優先の原則 同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。 （ウ） 消火可能性の高い火災の優先 同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火の可能性の高い火災を優先して消火活動を行うものとする。 （エ） 市街地火災消火活動優先の原則 大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先し、部隊を集中して消火活動にあたる。 （オ） 重要対象物優先の原則 重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消火活動を優先する。 （カ） 火災現場活動の原則 a. 出動隊の指揮者は、火災の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、延焼拡大阻止及び救急・救助活動を総合的に判断して行動を決定する。	ただし、通信の輻輳等により報告が困難な場合は、指揮者の判断による。 （イ） 救助事故に遭遇した場合の措置 火災出動途上、建物倒壊による人命救助事故を発見した場合でも、原則として火災現場に直行するものとし、その旨を消防部本部に報告するものとする。 なお、この場合においては、付近にいる消防団員あるいは住民に協力を求めるとともに、必要な指示を与えるものとする。 (2) 火災防ぎよ 大規模な災害では、火災と要救助者が同時に多発するおそれがある。これらに対処する要員、資機材、車両等の消防力は限られるため、活動の優先順位及び応援隊との分担を決め、資源の的確な配分を行うものとする。 基本的には、災害時に発生する多様な危険現象のうち、最も被害を増幅するのが二次的に発生する火災であることから、人命の安全確保を図るための消火活動を優先させることを原則とし、総力を挙げて出火防止と火災の早期鎮圧及び拡大防止を図るものとする。 また、災害の初期段階にあっては、住民が被災地区から安全に避難を完了するまで、火災の鎮圧と拡大防止を図るものとする。 ア 火災防ぎよの原則 火災の発生状況に応じて、次の原則に従い、それぞれの防ぎよ計画に基づいていて鎮圧にあたるものとする。 （ア） 避難地及び避難路確保優先の原則 延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を最優先とした避難地及び避難路確保の消火活動を行う。 （イ） 重要地域優先の原則 同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。 （ウ） 消火可能性の高い火災の優先 同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火の可能性の高い火災を優先して消火活動を行うものとする。 （エ） 市街地火災消火活動優先の原則 大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先し、部隊を集中して消火活動にあたる。 （オ） 重要対象物優先の原則 重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消火活動を優先する。 （カ） 火災現場活動の原則 a. 出動隊の指揮者は、火災の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、延焼拡大阻止及び救急・救助活動を総合的に判断してて行動を決定する。

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）												
	b. 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。 c. 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空き地等を活用して、守勢的現場活動により延焼を阻止する。 イ 火災防ぎょ活動 （ア） 発災直後の防ぎょ活動 発災直後の火災防ぎょ活動は、火災防ぎょの原則を考慮しながら、各消防署の指揮体制による分散防ぎょ活動とする。 （イ） 消防部本部による指揮体制への移行 時間経過とともに把握される火災の発生と延焼状況に基づき、必要に応じて消防部本部の指揮体制に移行し、次の防ぎょ活動を実施する。 <table><caption>表 3-3-1 火災現場活動の原則</caption><tr><td>全 火 災 鎮 圧</td><td>消防力が火災発生件数より優勢と判断された場合は、全火災鎮圧の火災防ぎょ活動を図る。</td></tr><tr><td>重 点 防 ぎ ょ 活 動</td><td>延焼状況等により分散防ぎょから重点防ぎょに移行する必要があると判断された場合は、市内全域又は一部の地域について重点防ぎょ活動を行う。</td></tr><tr><td>拠 点 防 ぎ ょ 活 動</td><td>延焼火災が拡大し、避難場所等が危険になった場合は、消防部本部の指揮体制による拠点防ぎょ活動を行う。</td></tr></table> ウ 活動障害の考慮 消火栓の水圧低下による使用不能や道路通行支障による緊急車両の到着遅れ等、<u>地震</u>後の混乱期には様々な障害要因が存在するため、災害時は現場の状況を的確に判断して、臨機応変な活動を実施する。 4 消防団の活動 (1) 出火の防止 各分団は、<u>地震の発生により</u>火災等の災害発生が予測された場合は、当該受持区域内の住民に対し出火防止等と呼びかけるとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火を図るものとする。 (2) 消火活動 各分団は、当該受持区域内における消防部の出動不能もしくは困難な地域における消火活動、又は主要避難路確保のための消火活動については、単独又は消防部と協力して行うものとする。 (3) 救急救助 要救助者の救出、負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行うものとする。 (4) 避難誘導 避難の指示、勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させるものとする。 (5) 情報の収集	全 火 災 鎮 圧	消防力が火災発生件数より優勢と判断された場合は、全火災鎮圧の火災防ぎょ活動を図る。	重 点 防 ぎ ょ 活 動	延焼状況等により分散防ぎょから重点防ぎょに移行する必要があると判断された場合は、市内全域又は一部の地域について重点防ぎょ活動を行う。	拠 点 防 ぎ ょ 活 動	延焼火災が拡大し、避難場所等が危険になった場合は、消防部本部の指揮体制による拠点防ぎょ活動を行う。	b. 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。 c. 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空<u>き</u>地等を活用し<u>て</u>、守勢的現場活動により延焼を阻止する。 イ 火災防ぎょ活動 （ア） 発災直後の防ぎょ活動 発災直後の火災防ぎょ活動は、火災防ぎょの原則を考慮しながら、各消防署の指揮体制による分散防ぎょ活動とする。 （イ） 消防部本部による指揮体制への移行 時間経過とともに把握される火災の発生と延焼状況に基づき、必要に応じて消防部本部の指揮体制に移行<u>し、次の防ぎょ活動を実施</u>する。 <table><caption>表 3-3-1 火災現場活動の原則</caption><tr><td>全 火 災 鎮 圧</td><td>消防力が火災発生件数より優勢と判断された場合は、全火災鎮圧の火災防ぎょ活動を図る。</td></tr><tr><td>重 点 防 ぎ ょ 活 動</td><td>延焼状況等により分散防ぎょから重点防ぎょに移行する必要があると判断された場合は、市内全域又は一部の地域について重点防ぎょ活動を行う。</td></tr><tr><td>拠 点 防 ぎ ょ 活 動</td><td>延焼火災が拡大し、避難場所等が危険になった場合は、消防部本部の指揮体制による拠点防ぎょ活動を行う。</td></tr></table> <u>ウ 活動障害の考慮</u> <u>消火栓の水圧低下による使用不能や道路通行支障による緊急車両の到着遅れ等、災害後の混乱期には様々な障害要因が存在するため、災害時は現場の状況を的確に判断して、臨機応変な活動を実施する。</u> 4 消防団の活動 (1) 出火の防止 各分団は、火災等の災害発生が予測された場合は、当該受持区域内の住民に対し出火防止等と呼びかけるとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火を図るものとする。 (2) 消火活動 各分団は、当該受持区域内における消防部の出動不能もしくは困難な地域における消火活動、又は主要避難路確保のための消火活動については、単独又は消防部と協力して行うものとする。 (3) 救急救助 要救助者の救出、負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行うものとする。 (4) 避難誘導 避難の指示、勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させるものとする。 (5) 情報の収集	全 火 災 鎮 圧	消防力が火災発生件数より優勢と判断された場合は、全火災鎮圧の火災防ぎょ活動を図る。	重 点 防 ぎ ょ 活 動	延焼状況等により分散防ぎょから重点防ぎょに移行する必要があると判断された場合は、市内全域又は一部の地域について重点防ぎょ活動を行う。	拠 点 防 ぎ ょ 活 動	延焼火災が拡大し、避難場所等が危険になった場合は、消防部本部の指揮体制による拠点防ぎょ活動を行う。
全 火 災 鎮 圧	消防力が火災発生件数より優勢と判断された場合は、全火災鎮圧の火災防ぎょ活動を図る。													
重 点 防 ぎ ょ 活 動	延焼状況等により分散防ぎょから重点防ぎょに移行する必要があると判断された場合は、市内全域又は一部の地域について重点防ぎょ活動を行う。													
拠 点 防 ぎ ょ 活 動	延焼火災が拡大し、避難場所等が危険になった場合は、消防部本部の指揮体制による拠点防ぎょ活動を行う。													
全 火 災 鎮 圧	消防力が火災発生件数より優勢と判断された場合は、全火災鎮圧の火災防ぎょ活動を図る。													
重 点 防 ぎ ょ 活 動	延焼状況等により分散防ぎょから重点防ぎょに移行する必要があると判断された場合は、市内全域又は一部の地域について重点防ぎょ活動を行う。													
拠 点 防 ぎ ょ 活 動	延焼火災が拡大し、避難場所等が危険になった場合は、消防部本部の指揮体制による拠点防ぎょ活動を行う。													

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	各分団は、<u>地震</u>が発生した場合、予防消防班が行う当該受持区域内の被害等の把握に協力するものとする。 5 自主防災組織等による消火活動 (1) 出火防止 住民及び自主防災組織等は、火災が発見された場合は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。 (2) 消火活動 住民及び自主防災組織等は、消防機関に協力し又は独自に地域での消火活動を行うよう努めるものとする。 また、倒壊家屋、留守宅等の出火に関する警戒活動に努めるものとする。 6 応援要請 大規模な火災等の場合には、自力での消防活動だけでは対応できない場合がある。この場合には、速やかに他市の消防本部に応援を要請するものとする。 なお、他市への消防応援要請は、本章第 8 節<u>第 1 款</u>「第 3 消防機関相互の応援」により要請するものとする。 《資料 16～21・50～55、様式 4～18》	各分団は、<u>火災</u>が発生した場合、予防消防班が行う当該受持区域内の被害等の把握に協力するものとする。 5 自主防災組織等による消火活動 (1) 出火防止 住民及び自主防災組織等は、火災が発見された場合は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。 <u>(2) 消火活動</u> <u>住民及び自主防災組織等は、消防機関に協力し又は独自に地域での消火活動を行うよう努めるものとする。</u> <u>また、倒壊家屋、留守宅等の出火に関する警戒活動に努めるものとする。</u> 6 応援要請 大規模な火災等の場合には、自力での消防活動だけでは対応できない場合がある。この場合には、速やかに他市の消防本部に応援を要請するものとする。 なお、他市への消防応援要請は、本章第 8 節「第 3 消防機関相互の応援」により要請するものとする。 《資料 16～21・50～55、様式 4～18》
風 3-61	<u>第 3 節 消防・救助救急・水防・危険物等対策の計画</u> 第 1 消防活動 【消防本部・消防団・自主防災組織】 消防本部及び消防団は、緊密な連携のもと、消火、救助、救急等の消防活動を実施するとともに、防ぎょ活動について定め、迅速かつ適切な消防活動により住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図るものとする。 <u>1 組織</u> <u>(1) 活動体制</u> 消防長は、特に必要と認める場合には、消防本部に「消防部本部」を設置し、必要な体制の確保を図るものとする。なお、市災害対策本部が設置された場合には、消防部本部は、市災害対策本部内の消防部として活動するものとする。 なお、消防団を含め消防機関においては、消防活動の実施に当たり、常に安全に対する配慮と確認を行いながら任務を遂行する。 2 情報通信	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	(1) 情報収集 災害に係る情報は、施設、通信機器及び連絡網等あらゆる手段により迅速かつ的確に情報を収集し、消防活動に活用するものとする。 3 消防機関による火災防ぎょ活動 消防部は、火災発生及び延焼拡大状況等の情報に基づき防ぎょ活動の基本方針を決定し、消防団を含む各出動隊の効率的な運用を図るものとする。 (1) 火災出動 ア 出動指令 消防隊は、原則として消防防災課からの出動指令により出動する。 イ 火災出動体制 <u>出動体制は、以下のとおり。</u> (ア) 市街化地域 <u>市街地地域の火災出動は、</u>移動無線局を有する署と分団の消防隊を対とした編成とし、2 隊 1 火災防ぎょを基本とする。 (イ) 周辺部地域 <u>周辺部地域の火災出動は、</u>各消防署及び各分団の管轄する消防隊とし、出動区域は、原則として当該受持区域内とする。 ただし、受持区域内に火災の発生がなかった場合又は火災が発生したが少数隊によりこれを鎮火できると消防署の最高指揮者が判断した場合は、防ぎょ活動隊を除いた分団の消防隊を各消防署に集結させ、消防部本部の指示する地域に出動させるものとする。 ウ 出動途上の留意事項 (ア) 他の火災に遭遇した場合の措置 火災出動途上、他の火災の発見に努め、発見した場合は消防部本部に報告し、指示命令を受ける。 ただし、通信の輻輳等により報告が困難な場合は、<u>火災防ぎょの原則を勘案した</u>指揮者の判断による。 (イ) 救助事故に遭遇した場合の措置 火災出動途上、建物倒壊による人命救助事故を発見した場合でも、原則として火災現場に直行するものとし、その旨を消防部本部に報告するものとする。 なお、この場合においては、付近にいる消防団員あるいは住民に協力を求めるとともに、必要な指示を与えるものとする。 (2) 火災防ぎょ ア 火災防ぎょの原則 火災の発生状況に応じて、次の原則に従い、それぞれの防ぎょ計画に基づき鎮圧にあたるものとする。 (ア) 避難地及び避難路確保優先の原則 延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を最優先とした避難地及び避難路確保の消	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）						
	火活動を行う。 （イ） 重要地域優先の原則 同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。 （ウ） 消火可能性の高い火災の優先 同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火の可能性の高い火災を優先して消火活動を行うものとする。 （エ） 市街地火災消火活動優先の原則 大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先<u>と</u>し、部隊を集中して消火活動にあたる。 （オ） 重要対象物優先の原則 重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消火活動を優先する。 （カ） 火災現場活動の原則 a. 出動隊の指揮者は、火災の<u>状況</u>を把握し、人命の安全確保を最優先とし、延焼拡大阻止及び救急・救助活動を総合的に判断し、<u>行</u>行動を決定する。 b. 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。 c. 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。 イ 火災防ぎょ活動 （ア） 発災直後の防ぎょ活動 発災直後の火災防ぎょ活動は、火災防ぎょの原則を考慮しながら、各消防署の指揮体制による分散防ぎょ活動とする。 （イ） 消防部本部による指揮体制への移行 時間経過とともに把握される火災の発生と延焼状況に基づき、必要に応じて消防部本部の指揮体制に移行<u>するもの</u>とする。 表 3-3-1 火災現場活動の原則 <table><tr><td>全 火 災 鎮 圧</td><td>消防力が火災発生件数より優勢と判断された場合は、全火災鎮圧の火災防ぎょ活動を図る。</td></tr><tr><td>重 点 防 ぎ ょ 活 動</td><td>延焼状況等により分散防ぎょから重点防ぎょに移行する必要があると判断された場合は、市内全域又は一部の地域について重点防ぎょ活動を行う。</td></tr><tr><td>拠 点 防 ぎ ょ 活 動</td><td>延焼火災が拡大し、避難場所等が危険になった場合は、消防部本部の指揮体制による拠点防ぎょ活動を行う。</td></tr></table>	全 火 災 鎮 圧	消防力が火災発生件数より優勢と判断された場合は、全火災鎮圧の火災防ぎょ活動を図る。	重 点 防 ぎ ょ 活 動	延焼状況等により分散防ぎょから重点防ぎょに移行する必要があると判断された場合は、市内全域又は一部の地域について重点防ぎょ活動を行う。	拠 点 防 ぎ ょ 活 動	延焼火災が拡大し、避難場所等が危険になった場合は、消防部本部の指揮体制による拠点防ぎょ活動を行う。	
全 火 災 鎮 圧	消防力が火災発生件数より優勢と判断された場合は、全火災鎮圧の火災防ぎょ活動を図る。							
重 点 防 ぎ ょ 活 動	延焼状況等により分散防ぎょから重点防ぎょに移行する必要があると判断された場合は、市内全域又は一部の地域について重点防ぎょ活動を行う。							
拠 点 防 ぎ ょ 活 動	延焼火災が拡大し、避難場所等が危険になった場合は、消防部本部の指揮体制による拠点防ぎょ活動を行う。							

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	4 消防団の活動 (1) 出火の防止 各分団は、火災等の災害発生が予測された場合は、当該受持区域内の住民に対し出火防止等を呼びかけるとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火を図るものとする。 (2) 消火活動 各分団は、当該受持区域内における消防部の出動不能もしくは困難な地域における消火活動、又は主要避難路確保のための消火活動については、単独又は消防部と協力して行うものとする。 (3) 救急救助 要救助者の救出、負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行うものとする。 (4) 避難誘導 避難の指示、勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡を取りながら住民を安全に避難させるものとする。 (5) 情報の収集 各分団は、火災が発生した場合、予防消防班が行う当該受持区域内の被害等の把握に協力するものとする。 5 自主防災組織等による消火活動 (1) 出火防止 住民及び自主防災組織等は、火災が発見された場合は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。 6 応援要請 大規模な火災等の場合には、自力での消防活動だけでは対応できない場合がある。この場合には、速やかに他市の消防本部に応援を要請するものとする。 なお、他市への消防応援要請は、本章第 8 節第 1 款「第 3 消防機関相互の応援」により要請するものとする。 《資料 16～21・50～55、様式 4～18》	
地 3-58	第 2 救急・救助 【警防班・流山警察署・自主防災組織・自衛隊】 災害が発生し、多数の負傷者もしくは救助を必要とする者があるときは、関係機関は迅速に救急・救助活動を実施するものとする。 発災後できるだけ短時間のうちに要救助者を救い出し、医療措置を受けさせることが人命救出のために必須であり、どんなに救出が遅れても、3 日が時間的な限界である。したがって、大規模な地震発生による多数の死傷者が発生した場合には、市災害対策本部は消防署、警察署、流山市医師会、日赤県支部及び自衛隊等の相互の連携を図りつつ、さらに地域住民や自主防災組織の協力のもとに、迅速に救急・救助活動にあたるものとする。	第 2 救急・救助 【警防班・流山警察署・自主防災組織・自衛隊】 災害が発生し、多数の負傷者もしくは救助を必要とする者があるときは、関係機関は迅速に救急・救助活動を実施するものとする。 発災後できるだけ短時間のうちに要救助者を救い出し、医療措置を受けさせることが人命救出のために必須であり、どんなに救出が遅れても、3 日が時間的な限界である。したがって、大規模な災害発生による多数の死傷者が発生した場合には、市災害対策本部は消防署、警察署、流山市医師会、日赤県支部及び自衛隊等との相互の連携を図りつつ、さらに地域住民や自主防災組織の協力のもとに、迅速に救急・救助活動にあたるものとする。

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）																
	なお、災害救助法が適用された場合については、「災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償《資料 111》」を参照することとする。 1 救出の対象者及び活動期間 市は、災害のために現に生命・身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出して保護するものとする。 (1) 救出の対象者 ア 火災の際に、火煙の中に取り残された者 イ 倒壊家屋の下敷きになった者 ウ 地滑り、崖崩れ等により、生き埋めになった者 エ その他救出を要する者 (2) 救出期間 災害救助法による救出は、災害発生の日から 3 日以内とする。3 日以後は、遺体捜索として取り扱う。 2 救急・救助隊の出動 災害が発生し、多数の負傷者もしくは救助を必要とする者があるとき又は予想されるときに出動する隊は、次のとおりとする。ただし、消防長が認めるときは、出動する隊を指定して出動させることができる。 <table><tr><td colspan="2">第 1 出動</td></tr><tr><td>救急隊</td><td>1 隊</td></tr><tr><td>救助隊</td><td>1 隊</td></tr><tr><td>消防隊</td><td>2 隊</td></tr></table> 3 救急・救助活動の原則 大規模な災害では、火災と要救助者が同時に多発するおそれがある。これらに対処する要員、資機材、車両等の消防力は限られているため、より多くの人命を救出することを原則として、活動の優先順位、応援隊との分担を決め、資機材を的確に配分するものとする。	第 1 出動		救急隊	1 隊	救助隊	1 隊	消防隊	2 隊	なお、災害救助法が適用された場合については、「災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償《資料 111》」を参照することとする。 1 救出の対象者及び活動期間 市は、災害のために現に生命・身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出して保護するものとする。 (1) 救出の対象者 ア 火災の際に、火煙の中に取り残された者 イ 倒壊家屋の下敷きになった者 ウ 地滑り、崖崩れ等により、生き埋めになった者 エ その他救出を要する者 (2) 救出期間 災害救助法による救出は、災害発生の日から 3 日以内とする。3 日以後は、遺体捜索として取り扱う。 2 救急・救助隊の出動 災害が発生し、多数の負傷者もしくは救助を必要とする者があるとき又は予想されるときに出動する隊は、次のとおりとする。ただし、消防長が認めるときは、出動する隊を指定して出動させることができる。 <table><tr><td colspan="2">第 1 出動</td></tr><tr><td>救急隊</td><td>1 隊</td></tr><tr><td>救助隊</td><td>1 隊</td></tr><tr><td>消防隊</td><td>2 隊</td></tr></table> 3 救急・救助活動の原則 大規模な災害では、火災と要救助者が同時に多発するおそれがある。これらに対処する要員、資機材、車両等の消防力は限られているため、より多くの人命を救出することを原則として、活動の優先順位、応援隊との分担を決め、資機材を的確に配分するものとする。 <u>なお、防災関係機関等は救急・救助活動に従事する者の安全の確保に十分配慮して、災害応急対策を実施する。</u>	第 1 出動		救急隊	1 隊	救助隊	1 隊	消防隊	2 隊
第 1 出動																		
救急隊	1 隊																	
救助隊	1 隊																	
消防隊	2 隊																	
第 1 出動																		
救急隊	1 隊																	
救助隊	1 隊																	
消防隊	2 隊																	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	ア 火災現場における人命救助活動を最優先する。 イ 人的災害の規模の大きい現場を優先して、救助・救急を実施する。 ウ 救急・救助は、救命処置を必要とする緊急性の高い傷病者及び高齢者、障害者、幼児等の災害時要援護者を優先する。 エ 延焼火災及び救急・救助事案が多発している場合の活動は、延焼火災現場での人命救助活動を優先する。 オ 延焼火災が少ないときは、多数の要救助者が発生している火災現場を優先する。 カ 救急・救助活動は、救命率の高い事案を優先する。	ア 火災現場における人命救助活動を最優先する。 イ 人的災害の規模の大きい現場を優先して、救助・救急を実施する。 ウ 救急・救助は、救命処置を必要とする緊急性の高い傷病者及び高齢者、障害者、幼児等の要配慮者を優先する。 エ 延焼火災及び救急・救助事案が多発している場合の活動は、延焼火災現場での人命救助活動を優先する。 オ 延焼火災が少ないときは、多数の要救助者が発生している火災現場を優先する。 カ 救急・救助活動は、救命率の高い事案を優先する。
	4 情報収集、伝達 (1) 被害状況の把握 防災関係機関は、119 番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報等を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整えるものとする。 (2) 災害状況の報告 消防長は、災害の状況を市長に報告するとともに、応援要請等の手続に遅れが生じないよう努めるものとする。	4 情報収集、伝達 (1) 被害状況の把握 防災関係機関は、119 番通報、駆け付け通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報等を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整えるものとする。 (2) 災害状況の報告 消防長は、災害の状況を市長に報告するとともに、応援要請等の手続に遅れが生じないよう努めるものとする。
	5 救急・救助の現場活動 (1) 救急活動 ア 傷病者が多数発生している場合は、トリアージを実施し、救命を必要とする者を優先して医療機関に搬送する。 なお、軽傷者には、応急処置用品を支給し、消防隊員、自主防災組織等の協力を得て、自主的な応急手当を依頼する。 《様式 43》 イ 救命措置を必要としている傷病者が多発している場合は、医療関係機関と連携を密にして、効率的な活動を行う。 ウ 傷病者の緊急搬送に当たっては、軽症者の割込みにより救急活動に支障をきたさないよう十分注意し、毅然とした態度で活動する。 なお、このような気配がある場合は、現場の警察官等に協力を依頼し、混乱を避ける。 エ 消防機関は、搬送先の医療機関が施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により治療困難な場合も考えられるため、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、救護班、救急隊に対して情報伝達する。 オ 重傷病者等の搬送については、ヘリコプターの積極的な活用を図る。 (2) 救助活動 ア 災害の特殊性、危険性及び事故内容等を判断し、安全かつ迅速に行う。 イ 隊員相互の連絡を密にし、単独で行動しない。 ウ 指揮者は、隊員の任務分担を明確に指示し、救助技術を効率的に発揮させる。 エ 救助は、救命処置を必要とする者を優先的に救出し、軽傷者は消防団員、自主防災組織及び	5 救急・救助の現場活動 (1) 救急活動 ア 傷病者が多数発生している場合は、トリアージを実施し、救命を必要とする者を優先して医療機関に搬送する。 なお、軽傷者には、応急処置用品を支給し、消防隊員、自主防災組織等の協力を得て、自主的な応急手当を依頼する。 《様式 43》 イ 救命措置を必要としている傷病者が多発している場合は、医療関係機関と連携を密にして、効率的な活動を行う。 ウ 傷病者の緊急搬送に当たっては、軽症者の割込みにより救急活動に支障をきたさないよう十分注意し、毅然とした態度で活動する。 なお、このような気配がある場合は、現場の警察官等に協力を依頼し、混乱を避ける。 エ 消防機関は、搬送先の医療機関が施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により治療困難な場合も考えられるため、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、救護班、救急隊に対して情報伝達する。 オ 重傷病者等の搬送については、ヘリコプターの積極的な活用を図る。 (2) 救助活動 ア 災害の特殊性、危険性及び事故内容等を判断し、安全かつ迅速に行う。 イ 隊員相互の連絡を密にし、単独で行動しない。 ウ 指揮者は、隊員の任務分担を明確に指示し、救助技術を効率的に発揮させる。 エ 救助は、救命処置を必要とする者を優先的に救出し、軽傷者は消防団員、自主防災組織及び

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	付近住民に協力を求めて救出を行う。ただし、活動人員に比較し多数の要救助者がある場合は、容易に救出できる者を優先して実施する。 オ 救助後、救急処置を必要とする場合は、付近住民に対し現場付近の医療機関への搬送等必要な措置について指示をする。 (3) 救助用資機材の調達 ア 初期における装備資機材の運用については、各関係機関においてそれぞれ保有するものを活用する。 イ 建物の損壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害に備え、民間の建設業者等とあらかじめ協議のうえ協定を締結しておき、迅速な救助活動を行うものとする。 6 応援派遣要請 本市の消防力では十分な救急・救助活動が困難である場合には、消防相互応援協定に基づき、消防本部を通じて他自治体の消防本部に対して、応援を要請するものとする。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できない時は、県知事に対して電話等により、他都道府県への応援要請を依頼するものとする。 《資料 16～21・50～55、様式 4～18》 7 警察署が行う措置 流山警察署は、市、消防署、自衛隊等の関係機関と連携し、負傷者等の救出・救助に当たり応急救護処置を施した後、救護班又は救急隊に引き継ぎを行うものとする。 (1) 救出・救護班の派遣 流山警察署長は、被害の程度に応じて部隊を被災地域に派遣し、倒壊、埋没家屋等からの救出・救助及び避難に遅れた者の発見に努める。 (2) 措置要領 ア 救出・救助活動に当たっては、倒壊建物の多発地帯及び病院、学校、興業場等多人数の集合する場所等を重点に行う。 イ 救出・救助活動に当たっては、保有する装備資機材のほか、あらゆる資機材を活用し、迅速な措置を講じる。 ウ 救出・救助に当たっては、県、市、消防署、日本赤十字社千葉県支部等関係機関と積極的に協力し、警察署の組織、機能を上げて負傷者等の救出・救助に万全を期すものとする。 エ 救出した負傷者は、応急措置を施した後、救急隊、救急班等に引継ぎ、速やかに医療機関に収容する。 8 自主防災組織等による救急・救助活動 住民及び自主防災組織等は、自発的に被災者の救急・救助活動を行うとともに、救急・救助活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。	付近住民に協力を求めて救出を行う。ただし、活動人員に比較し多数の要救助者がある場合は、容易に救出できる者を優先して実施する。 オ 救助後、救急処置を必要とする場合は、付近住民に対し現場付近の医療機関への搬送等必要な措置について指示をする。 (3) 救助用資機材の調達 ア 初期における装備資機材の運用については、各関係機関においてそれぞれ保有するものを活用する。 イ 建物の損壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害に備え、民間の建設業者等とあらかじめ協議のうえ協定を締結しておき、迅速な救助活動を行うものとする。 6 応援派遣要請 本市の消防力では十分な救急・救助活動が困難である場合には、消防相互応援協定に基づき、消防本部を通じて他自治体の消防本部に対して、応援を要請するものとする。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できない時は、県知事に対して電話等により、他都道府県への応援要請を依頼するものとする。 《資料 16～21・50～55、様式 4～18》 7 警察署が行う措置 流山警察署は、市、消防署、自衛隊等の関係機関と連携し、負傷者等の救出・救助に当たり応急救護処置を施した後、救護班又は救急隊に引き継ぎを行うものとする。 (1) 救出・救護班の派遣 流山警察署長は、被害の程度に応じて部隊を被災地域に派遣し、倒壊、埋没家屋等からの救出・救助及び避難に遅れた者の発見に努める。 (2) 措置要領 ア 救出・救助活動に当たっては、倒壊建物の多発地帯及び病院、学校、興業場等多人数の集合する場所等を重点に行う。 イ 救出・救助活動に当たっては、保有する装備資機材のほか、あらゆる資機材を活用し、迅速な措置を講じる。 ウ 救出・救助に当たっては、県、市、消防署、日本赤十字社千葉県支部等関係機関と積極的に協力し、警察署の組織、機能を上げて負傷者等の救出・救助に万全を期すものとする。 エ 救出した負傷者は、応急措置を施した後、救急隊、救急班等に引継ぎ、速やかに医療機関に収容する。 8 自主防災組織等による救急・救助活動 住民及び自主防災組織等は、自発的に被災者の救急・救助活動を行うとともに、救急・救助活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	9 応援隊の派遣 本市が被災していない場合は、消防相互応援協定及び県知事の指示により、救急隊・救助隊・消防隊及び後方支援隊を被災地に派遣し、現地の消防機関と協力して救急・救助活動を行うものとする。	9 応援隊の派遣 本市が被災していない場合は、消防相互応援協定及び県知事の指示により、救急隊・救助隊・消防隊及び後方支援隊を被災地に派遣し、現地の消防機関と協力して救急・救助活動を行うものとする。
風 3-64	第 2 救急・救助 【警防班・流山警察署・自主防災組織・自衛隊】 災害が発生し、多数の負傷者もしくは救助を必要とする者があるときは、関係機関は迅速に救急・救助活動を実施するものとする。 発災後できるだけ短時間のうちに要救助者を救い出し、医療措置を受けさせることが人命救出のために必須であり、どんなに救出が遅れても、3 日が時間的な限界である。したがって、大規模な災害発生による多数の死傷者が発生した場合には、市災害対策本部は消防署、警察署、流山市医師会、日赤県支部及び自衛隊等の相互の連携を図りつつ、さらに地域住民や自主防災組織の協力のもとに、迅速に救急・救助活動にあたるものとする。 なお、災害救助法が適用された場合については、「災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償《資料 111》」を参照することとする。 1 救出の対象者及び活動期間 市は、災害のために現に生命・身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を搜索し、救出して保護するものとする。 (1) 救出の対象者 ア 火災の際に、火煙の中に取り残された者 イ 倒壊家屋の下敷きになった者 ウ 地滑り、崖崩れ等により、生き埋めになった者 エ その他救出を要する者 (2) 救出期間 災害救助法による救出は、災害発生の日から 3 日以内とする。3 日以後は、遺体搜索として取り扱う。 2 救急・救助隊の出動 災害が発生し、多数の負傷者もしくは救助を必要とする者があるとき又は予想されるときに出動する隊は、次のとおりとする。ただし、消防長が認めるときは、出動する隊を指定して出動させることができる。 第 1 出動	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）		修正案（平成 28 年度修正）						
		<table><tr><td>救急隊</td><td>1 隊</td></tr><tr><td>救助隊</td><td>1 隊</td></tr><tr><td>消防隊</td><td>2 隊</td></tr></table>	救急隊	1 隊	救助隊	1 隊	消防隊	2 隊	
救急隊	1 隊								
救助隊	1 隊								
消防隊	2 隊								
	3 救急・救助活動の原則 大規模な災害では、火災と要救助者が同時に多発するおそれがある。これらに対処する要員、資機材、車両等の消防力は限られているため、より多くの人命を救出することを原則として、活動の優先順位、応援隊との分担を決め、資機材を的確に配分するものとする。 ア 火災現場における人命救助活動を最優先する。 イ 人的災害の規模の大きい現場を優先して、救助・救急を実施する。 ウ 救急・救助は、救命処置を必要とする緊急性の高い傷病者及び高齢者、障害者、幼児等の災害時要援護者を優先する。 エ 延焼火災及び救急・救助事案が多発している場合の活動は、延焼火災現場での人命救助活動を優先する。 オ 延焼火災が少ないときは、多数の要救助者が発生している火災現場を優先する。 カ 救急・救助活動は、救命率の高い事案を優先する。 4 情報収集、伝達 (1) 被害状況の把握 防災関係機関は、119 番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報等を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整えるものとする。 (2) 災害状況の報告 消防長は、災害の状況を市長に報告するとともに、応援要請等の手続に遅れが生じないように努めるものとする。 5 救急・救助の現場活動 (1) 救急活動 ア 傷病者が多数発生している場合は、トリアージを実施し、救命を必要とする者を優先して医療機関に搬送する。 なお、軽傷者には、応急処置用品を支給し、消防隊員、自主防災組織等の協力を得て、自主的な応急手当を依頼する。 《様式 43》 イ 救命措置を必要としている傷病者が多発している場合は、医療関係機関と連携を密にして、効率的な活動を行う。 ウ 傷病者の緊急搬送に当たっては、軽症者の割込みにより救急活動に支障をきたさないよう十分注意し、毅然とした態度で活動する。								

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	なお、このような気配がある場合は、現場の警察官等に協力を依頼し、混乱を避ける。 エ 消防機関は、搬送先の医療機関が施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により治療困難な場合も考えられるため、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、救護班、救急隊に対して情報伝達する。 オ 重傷病者等の搬送については、ヘリコプターの積極的な活用を図る。 (2) 救助活動 ア 災害の特殊性、危険性及び事故内容等を判断し、安全かつ迅速に行う。 イ 隊員相互の連絡を密にし、単独で行動しない。 ウ 指揮者は、隊員の任務分担を明確に指示し、救助技術を効率的に発揮させる。 エ 救助は、救命処置を必要とする者を優先的に救出し、軽傷者は消防団員、自主防災組織及び付近住民に協力を求めて救出を行う。ただし、活動人員に比較し多数の要救助者がある場合は、容易に救出できる者を優先して実施する。 オ 救助後、救急処置を必要とする場合は、付近住民に対し現場付近の医療機関への搬送等必要な措置について指示をする。 (3) 救助用資機材の調達 ア 初期における装備資機材の運用については、各関係機関においてそれぞれ保有するものを活用する。 イ 建物の損壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害に備え、民間の建設業者等とあらかじめ協議のうえ協定を締結しておき、迅速な救助活動を行うものとする。 6 応援派遣要請 本市の消防力では十分な救急・救助活動が困難である場合には、消防相互応援協定に基づき、消防本部を通じて他自治体の消防本部に対して、応援を要請するものとする。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できない時は、県知事に対して電話等により、他都道府県への応援要請を依頼するものとする。 《資料 16～21・50～55、様式 4～18》 7 警察署が行う措置 流山警察署は、市、消防署、自衛隊等の関係機関と連携し、負傷者等の救出・救助に当たり応急救護処置を施した後、救護班又は救急隊に引き継ぎを行うものとする。 (1) 救出・救護班の派遣 流山警察署長は、被害の程度に応じて部隊を被災地域に派遣し、倒壊、埋没家屋等からの救出・救助及び避難に遅れた者の発見に努める。 (2) 措置要領 ア 救出・救助活動に当たっては、倒壊建物の多発地帯及び病院、学校、興業場等多人数の集合する場所等を重点に行う。 イ 救出・救助活動に当たっては、保有する装備資機材のほか、あらゆる資機材を活用し、迅速	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	な措置を講じる。 ウ 救出・救助に当たっては、県、市、消防署、日本赤十字社千葉県支部等関係機関と積極的に協力し、警察署の組織、機能を上げて負傷者等の救出・救助に万全を期すものとする。 エ 救出した負傷者は、応急措置を施した後、救急隊、救急班等に引継ぎ、速やかに医療機関に収容する。 8 自主防災組織等による救急・救助活動 住民及び自主防災組織等は、自発的に被災者の救急・救助活動を行うとともに、救急・救助活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。 9 応援隊の派遣 本市が被災していない場合は、消防相互応援協定及び県知事の指示により、救急隊・救助隊・消防隊及び後方支援隊を被災地に派遣し、現地の消防機関と協力して救急・救助活動を行うものとする。	
地 3-62	第 3 水防活動 【河川班・<u>県東葛飾土木事務所・国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所</u>】 水防活動は、洪水等を警戒し、及び防ぎょし、又は被害の軽減を図るため、「流山市水防計画」に<u>基づいて行い</u>、住民の安全を保持するものとする。	第 3 水防活動 【<u>災対本部事務局</u>・河川班・<u>消防本部</u>】 水防活動は、洪水等を警戒し、及び防ぎょし、又は被害の軽減を図るため、「流山市水防計画」に<u>基づき</u>、住民の安全を保持するものとする。 1 水防本部 (1) 水防本部の設置 「流山市水防計画」に基づき、次のいずれかに該当する場合であって水防管理者（市長）が水防の警戒体制を図る必要があると認めるとき、流山市水防本部を設置する。 ア 関係官署から水防に関する予報及び警報が発せられ、被害発生のおそれがあるとき。 イ 集中豪雨等により被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 (2) 水防本部の設置場所 流山市水防本部の設置場所は、流山市役所第 1 庁舎庁議室とする。ただし、必要に応じてその場所を変更することができる。 (3) 水防組織 水防組織は次のとおりとし、警戒配備に準じた配備人員とする。 ア 本部組織

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）																					
		水防本部の組織 秘書広報班 秘書広報課 企画政策課 総務班 防災危機管理課 総務課 河川課 情報収集班 税制課 市民税課 資産税課 総務部 救護庶務班 社会福祉課 避難誘導救援班 コミュニティ課 市民課 防災危機管理課 水防本部 防疫衛生班 環境政策課 リサイクル推進課 クリーン推進課 建設庶務班 道路管理課 道路班 道路建設課 都市計画班 建築住宅課 宅地課 都市計画課 河川班 下水道建設課 河川課 都市整備班 みどりの課 まちづくり推進課 西平井・鶴ヶ崎地区区画整理事務所 建設部 消防総務班 消防総務課 予防消防班 予防課 消防防災課 警防班 中央消防署 東消防署 南消防署 北消防署 消防団（水防団） [参考]災害対策本部移行後 秘書広報班 総務部 財務会計班 情報収集班 総務協力班 救護庶務班 避難誘導救援班 救護班 物資輸送班 救助協力班 防疫衛生班 建設庶務班 道路班 都市計画班 河川班 都市整備班 教育庶務班 学校教育班 生涯学習班 水道庶務班 給水工務班 消防総務班 予防消防班 警防班 災害対策本部 図 3-3-1 市水防本部組織図 表3-3-2 本部室構成 <table><tr><td rowspan="16">本部</td><td>本部長</td><td>市長</td></tr><tr><td>副本部長</td><td>副市長</td></tr><tr><td>指揮監</td><td>土木部長</td></tr><tr><td rowspan="13">本部員</td><td>上下水道事業管理者</td></tr><tr><td>総合政策部長</td></tr><tr><td>総務部長</td></tr><tr><td>財政部長</td></tr><tr><td>市民生活部長</td></tr><tr><td>経済振興部長</td></tr><tr><td>環境部長</td></tr><tr><td>都市計画部長</td></tr><tr><td>都市整備部長</td></tr><tr><td>健康福祉部長</td></tr><tr><td>消防長</td></tr><tr><td>消防団長</td></tr><tr><td>その他本部長が必要と認めた者</td></tr></table>	本部	本部長	市長	副本部長	副市長	指揮監	土木部長	本部員	上下水道事業管理者	総合政策部長	総務部長	財政部長	市民生活部長	経済振興部長	環境部長	都市計画部長	都市整備部長	健康福祉部長	消防長	消防団長	その他本部長が必要と認めた者
本部	本部長	市長																					
	副本部長	副市長																					
	指揮監	土木部長																					
	本部員	上下水道事業管理者																					
		総合政策部長																					
		総務部長																					
		財政部長																					
		市民生活部長																					
		経済振興部長																					
		環境部長																					
		都市計画部長																					
		都市整備部長																					
		健康福祉部長																					
		消防長																					
		消防団長																					
		その他本部長が必要と認めた者																					

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）															
		イ 水防本部各班の事務分掌 表 3-3-3(1) 水防本部の編成及び本部の事務分掌(1/3) <table><tr><th>本部設置時の職名</th><th>平常時の職名</th><th>事務分掌</th></tr><tr><td>本部長</td><td>市長</td><td>水防本部の事務を総括する。</td></tr><tr><td>副本部長</td><td>副市長</td><td>本部長を補佐し、水防事務の円滑な実施を図る。</td></tr><tr><td>指揮監</td><td>土木部長</td><td>本部長、副本部長を補佐し、その命を受けて分掌事務を掌理し、本部員を指揮監督する。</td></tr><tr><td>本部員</td><td><u>上下水道事業管理者</u> 市民生活部長 総務部長 総合政策部長 財政部長 健康福祉部長 環境部長 都市計画部長 都市整備部長 消防長 消防団長</td><td>本部長、副本部長及び指揮監を補佐し、その命を受けて分掌事務を掌理し、班を指揮監督する。</td></tr></table>	本部設置時の職名	平常時の職名	事務分掌	本部長	市長	水防本部の事務を総括する。	副本部長	副市長	本部長を補佐し、水防事務の円滑な実施を図る。	指揮監	土木部長	本部長、副本部長を補佐し、その命を受けて分掌事務を掌理し、本部員を指揮監督する。	本部員	<u>上下水道事業管理者</u> 市民生活部長 総務部長 総合政策部長 財政部長 健康福祉部長 環境部長 都市計画部長 都市整備部長 消防長 消防団長	本部長、副本部長及び指揮監を補佐し、その命を受けて分掌事務を掌理し、班を指揮監督する。
本部設置時の職名	平常時の職名	事務分掌															
本部長	市長	水防本部の事務を総括する。															
副本部長	副市長	本部長を補佐し、水防事務の円滑な実施を図る。															
指揮監	土木部長	本部長、副本部長を補佐し、その命を受けて分掌事務を掌理し、本部員を指揮監督する。															
本部員	<u>上下水道事業管理者</u> 市民生活部長 総務部長 総合政策部長 財政部長 健康福祉部長 環境部長 都市計画部長 都市整備部長 消防長 消防団長	本部長、副本部長及び指揮監を補佐し、その命を受けて分掌事務を掌理し、班を指揮監督する。															

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）																	
		表 3-3-3(2) 水防本部の編成及び各班の事務分掌(2/3) 注) 1) ◎印は、各部の部長及び各班の班長とする。 <table><tr><th>部</th><th>班</th><th>事務分掌</th></tr><tr><td rowspan="3">【総務部】 ◎市民生活部長 ○総務部長 総合政策部長 財政部長</td><td>秘書広報班 ◎秘書広報課長 ○企画政策課長</td><td>1 本部長、副本部長の秘書に関すること。 2 水防情報関係の広報に関すること。 3 災害時の記録及び撮影に関すること。 4 報道機関との連絡に関すること。</td></tr><tr><td>総務班 ◎防災危機管理課 ○河川課長 総務課長</td><td>1 水防本部の設置及び本部室の運営に関すること。 2 職員の動員配置及び労務供給に関すること。 3 水防対策従事者名簿の作成に関すること。 4 水防情報の総括及び報告に関すること。 5 警報の伝達に関すること。 6 避難準備情報に関すること。 7 関係機関との連絡調整に関すること。 8 各部各班との連絡調整に関すること。 9 県・市防災行政無線の運用統制に関すること。 10 部の庶務に関すること。</td></tr><tr><td>情報収集班 ◎税制課長 ○市民税課長 資産税課長</td><td>1 水防情報の収集及び伝達に関すること。 2 被害の調査及び集計に関すること。</td></tr><tr><td rowspan="3">【救援部】 ◎健康福祉部長 ○環境部長</td><td>救援庶務班 ◎社会福祉課長</td><td>1 部内各班との連絡調整に関すること。 2 福祉会館等の避難所開設協力に関すること。 3 部の庶務に関すること。</td></tr><tr><td>避難誘導救援班 ◎コミュニティ課長 ○市民課長 防災危機管理課長</td><td>1 避難誘導に関すること。</td></tr><tr><td>防疫衛生班 ◎環境政策・<u>放射能対策</u>課長 ○<u>クリーンセンター所長</u></td><td>1 災害時の防疫及び消毒に関すること。 2 災害時のし尿及びごみの処理に関すること。</td></tr></table>	部	班	事務分掌	【総務部】 ◎市民生活部長 ○総務部長 総合政策部長 財政部長	秘書広報班 ◎秘書広報課長 ○企画政策課長	1 本部長、副本部長の秘書に関すること。 2 水防情報関係の広報に関すること。 3 災害時の記録及び撮影に関すること。 4 報道機関との連絡に関すること。	総務班 ◎防災危機管理課 ○河川課長 総務課長	1 水防本部の設置及び本部室の運営に関すること。 2 職員の動員配置及び労務供給に関すること。 3 水防対策従事者名簿の作成に関すること。 4 水防情報の総括及び報告に関すること。 5 警報の伝達に関すること。 6 避難準備情報に関すること。 7 関係機関との連絡調整に関すること。 8 各部各班との連絡調整に関すること。 9 県・市防災行政無線の運用統制に関すること。 10 部の庶務に関すること。	情報収集班 ◎税制課長 ○市民税課長 資産税課長	1 水防情報の収集及び伝達に関すること。 2 被害の調査及び集計に関すること。	【救援部】 ◎健康福祉部長 ○環境部長	救援庶務班 ◎社会福祉課長	1 部内各班との連絡調整に関すること。 2 福祉会館等の避難所開設協力に関すること。 3 部の庶務に関すること。	避難誘導 救援 班 ◎コミュニティ課長 ○市民課長 防災危機管理課長	1 避難誘導に関すること。	防疫衛生班 ◎環境政策・ <u>放射能対策</u> 課長 ○ <u>クリーンセンター所長</u>	1 災害時の防疫及び消毒に関すること。 2 災害時のし尿及びごみの処理に関すること。
部	班	事務分掌																	
【総務部】 ◎市民生活部長 ○総務部長 総合政策部長 財政部長	秘書広報班 ◎秘書広報課長 ○企画政策課長	1 本部長、副本部長の秘書に関すること。 2 水防情報関係の広報に関すること。 3 災害時の記録及び撮影に関すること。 4 報道機関との連絡に関すること。																	
	総務班 ◎防災危機管理課 ○河川課長 総務課長	1 水防本部の設置及び本部室の運営に関すること。 2 職員の動員配置及び労務供給に関すること。 3 水防対策従事者名簿の作成に関すること。 4 水防情報の総括及び報告に関すること。 5 警報の伝達に関すること。 6 避難準備情報に関すること。 7 関係機関との連絡調整に関すること。 8 各部各班との連絡調整に関すること。 9 県・市防災行政無線の運用統制に関すること。 10 部の庶務に関すること。																	
	情報収集班 ◎税制課長 ○市民税課長 資産税課長	1 水防情報の収集及び伝達に関すること。 2 被害の調査及び集計に関すること。																	
【救援部】 ◎健康福祉部長 ○環境部長	救援庶務班 ◎社会福祉課長	1 部内各班との連絡調整に関すること。 2 福祉会館等の避難所開設協力に関すること。 3 部の庶務に関すること。																	
	避難誘導 救援 班 ◎コミュニティ課長 ○市民課長 防災危機管理課長	1 避難誘導に関すること。																	
	防疫衛生班 ◎環境政策・ <u>放射能対策</u> 課長 ○ <u>クリーンセンター所長</u>	1 災害時の防疫及び消毒に関すること。 2 災害時のし尿及びごみの処理に関すること。																	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）														
		【建設部】 ◎都市計画部長 ○都市整備部長	建設庶務班 ◎道路管理課長 <u>道路班</u> ◎道路建設課長 <u>都市計画班</u> ◎<u>都市計画課長</u> ○宅地課長	1 部内各班との連絡調整に関すること。 2 災害時の道路管理に関すること。 3 障害物の除去に関すること。 4 建設資機材の確保に関すること。 5 建設団体等との連絡調整に関すること。 6 部の庶務に関すること。 1 道路及び橋梁の巡視、応急修理及び復旧に すること。 <u>1 市営住宅の応急修理及び復旧に関すること。</u>												
		表 3-3-3 (3) 水防本部の編成及び各班の事務分掌 (3/3) <table><tr><th>部</th><th>班</th><th>事務分掌</th></tr><tr><td rowspan="2">【建設部】 ◎都市計画部長 ○都市整備部長 <u>上下水道事業管 理者</u></td><td>河川班 ◎下水道建設課長</td><td>1 水防技術に関すること。 2 河川及び下水道施設の巡視、応急修理及び復 旧に関すること。 3 水門の監視及び操作に関すること。 4 樋管等閉鎖による内水のいっ水防止に関す ること。 5 千葉県湛水防除事業流山排水機場の操作に 関すること。</td></tr><tr><td><u>都市整備班</u> ◎<u>まちづくり推進課長</u> ○西平井・鰯ヶ崎地区 区画整理事務所長 みどりの課長</td><td>1 部内他班の協力に関すること。 <u>2 交通規制に関すること。</u> <u>3 交通安全対策に関すること。</u> <u>4 交通機関等との連絡調整に関すること。</u></td></tr><tr><td>消防部 ◎消防長</td><td>消防総務班 ◎消防総務課長</td><td>1 部内各班との連絡調整に関すること。 2 消防に係る関係機関との連絡に関すること。 3 水防資機材の調達に関すること。 4 消防本部及び消防署の所管に属する施設の被 害の調査及び報告に関すること。 5 部の庶務に関すること。</td></tr></table>				部	班	事務分掌	【建設部】 ◎都市計画部長 ○都市整備部長 <u>上下水道事業管 理者</u>	河川班 ◎下水道建設課長	1 水防技術に関すること。 2 河川及び下水道施設の巡視、応急修理及び復 旧に関すること。 3 水門の監視及び操作に関すること。 4 樋管等閉鎖による内水のいっ水防止に関す ること。 5 千葉県湛水防除事業流山排水機場の操作に 関すること。	<u>都市整備班</u> ◎ <u>まちづくり推進課長</u> ○西平井・鰯ヶ崎地区 区画整理事務所長 みどりの課長	1 部内他班の協力に関すること。 <u>2 交通規制に関すること。</u> <u>3 交通安全対策に関すること。</u> <u>4 交通機関等との連絡調整に関すること。</u>	消防部 ◎消防長	消防総務班 ◎消防総務課長	1 部内各班との連絡調整に関すること。 2 消防に係る関係機関との連絡に関すること。 3 水防資機材の調達に関すること。 4 消防本部及び消防署の所管に属する施設の被 害の調査及び報告に関すること。 5 部の庶務に関すること。
部	班	事務分掌														
【建設部】 ◎都市計画部長 ○都市整備部長 <u>上下水道事業管 理者</u>	河川班 ◎下水道建設課長	1 水防技術に関すること。 2 河川及び下水道施設の巡視、応急修理及び復 旧に関すること。 3 水門の監視及び操作に関すること。 4 樋管等閉鎖による内水のいっ水防止に関す ること。 5 千葉県湛水防除事業流山排水機場の操作に 関すること。														
	<u>都市整備班</u> ◎ <u>まちづくり推進課長</u> ○西平井・鰯ヶ崎地区 区画整理事務所長 みどりの課長	1 部内他班の協力に関すること。 <u>2 交通規制に関すること。</u> <u>3 交通安全対策に関すること。</u> <u>4 交通機関等との連絡調整に関すること。</u>														
消防部 ◎消防長	消防総務班 ◎消防総務課長	1 部内各班との連絡調整に関すること。 2 消防に係る関係機関との連絡に関すること。 3 水防資機材の調達に関すること。 4 消防本部及び消防署の所管に属する施設の被 害の調査及び報告に関すること。 5 部の庶務に関すること。														

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）								
		<table><tr><td>予防消防班 ◎消防防災課長 ○予防課長</td><td>1 消防隊の総括運用及び指令に関すること。 2 水防情報の収集及び伝達に関すること。 3 雨量、水位等の観測及び報告に関すること。 4 消防職員及び消防団員の非常参集に関すること。 5 消防通信の統制運用に関すること。 6 消防の相互応援に関すること。</td></tr><tr><td>警防班 ◎中央消防署長 東消防署長 南消防署長 ○北消防署長</td><td>1 警戒区域の設定に関すること。 2 河川、堤防等の巡視、警戒、防ぎょに関すること。 3 水防<u>工法</u>に関すること。 4 避難<u>活動</u>に関すること。 5 現場広報に関すること。</td></tr><tr><td>消防団 （水防団） ◎消防団長</td><td>1 河川、堤防等の巡視、警戒及び水位の観測に関すること。 2 水防<u>工法</u>に関すること。 3 避難活動に関すること。</td></tr></table>	予防消防班 ◎消防防災課長 ○予防課長	1 消防隊の総括運用及び指令に関すること。 2 水防情報の収集及び伝達に関すること。 3 雨量、水位等の観測及び報告に関すること。 4 消防職員及び消防団員の非常参集に関すること。 5 消防通信の統制運用に関すること。 6 消防の相互応援に関すること。	警防班 ◎中央消防署長 東消防署長 南消防署長 ○北消防署長	1 警戒区域の設定に関すること。 2 河川、堤防等の巡視、警戒、防ぎょに関すること。 3 水防 <u>工法</u> に関すること。 4 避難 <u>活動</u> に関すること。 5 現場広報に関すること。	消防団 （水防団） ◎消防団長	1 河川、堤防等の巡視、警戒及び水位の観測に関すること。 2 水防 <u>工法</u> に関すること。 3 避難活動に関すること。	注）1） ◎印は、各部の部長及び各班の班長とする。 2） ○印は、各部の副部長及び各班の副班長とする。 3） 各班の所属職員は、班の欄に記載するそれぞれの課等の長が業務を掌理する課等に所属する職員とする。ただし、防災危機管理課の課長は当該課の職員のうちから総務班及び避難誘導<u>救援</u>班に配置する職員を、河川課の課長は当該課の職員のうちから総務班及び河川班に配置する職員をあらかじめ指定しておくものとする。 (4) 水防本部の<u>解散</u> 市は、「流山市水防計画」に基づき、次のいずれかに該当する場合、流山市水防本部を<u>解散</u>する。 ア 指定河川及びその他の河川が<u>氾濫注意水位</u>以下に減水し、危険のおそれが解消したとき。 <u>イ 県水防本部（東葛飾土木事務所）から水防解除指令を受けたとき。</u> <u>ウ</u> 水防本部が災害対策本部に移行、吸収される場合の<u>解散</u>は、災害対策本部の指示による。 (5) 災害対策本部との関係 前項(4)イに示した市が災害対策本部を設置し、水防本部が災害対策本部に移行、吸収される場合の基準は次のとおりとする。 ア 江戸川<u>氾濫危険</u>情報が発表されたとき（避難勧告等の発令を判断） イ 上記以外の河川に災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めたとき なお、上記イのように災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合には災害対策本部を設置するが、そこまで至らない場合で、集中豪雨等による市内中小河川の氾濫や低地での内水氾濫による被害が発生した場合には、水防本部を設置し、対策活動を実施する。 水防本部と災害対策本部の組織の対応関係については、前出の<u>図 3-3-1</u>に示している。また、<u>水</u>	
予防消防班 ◎消防防災課長 ○予防課長	1 消防隊の総括運用及び指令に関すること。 2 水防情報の収集及び伝達に関すること。 3 雨量、水位等の観測及び報告に関すること。 4 消防職員及び消防団員の非常参集に関すること。 5 消防通信の統制運用に関すること。 6 消防の相互応援に関すること。									
警防班 ◎中央消防署長 東消防署長 南消防署長 ○北消防署長	1 警戒区域の設定に関すること。 2 河川、堤防等の巡視、警戒、防ぎょに関すること。 3 水防 <u>工法</u> に関すること。 4 避難 <u>活動</u> に関すること。 5 現場広報に関すること。									
消防団 （水防団） ◎消防団長	1 河川、堤防等の巡視、警戒及び水位の観測に関すること。 2 水防 <u>工法</u> に関すること。 3 避難活動に関すること。									

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）																		
	1 被害あるいは変状についての調査 <u>地震</u>によって堤防の強度が低下した場合、堤防の亀裂や、湧水の発生等、何らかの変状が見られる可能性が高い。このような変状の有無を調査し、変状が発見された箇所については迅速に応急補強工事を実施する必要がある。 市は、<u>地震（震度 4 以上）が発生した場合は</u>、直ちに、浸水区域等の有無の確認及び警戒に当たり、江戸川及び利根運河等の河川堤防の被害や変状について、周辺住民からの情報を収集するとともに現地を調査し、次に掲げるような項目を把握するものとする。 なお、調査結果については、県東葛飾土木事務所に報告するものとする。	<u>防本部</u>の配備基準は<u>表 3-3-4</u>のとおりである。 <table><tr><th colspan="3">表 3-3-4 水防本部の配備基準</th></tr><tr><th colspan="2">配備基準</th><th>配備人員</th></tr><tr><td>水防本部設置前</td><td>ア 東葛飾地方及び隣接する区域に次の注意報等の 1 以上が発表もしくは伝達され、土木部長、市民生活部長及び消防長が協議し、必要と認めたとき (ア)気象業務法に基づく予報※ a. 大雨注意報 (イ)水防団待機水位（江戸川）</td><td>防災危機管理課、河川課、道路管理課、消防防災課（水防 4 課）の課長及び職員数名</td></tr><tr><td>水防本部設置前</td><td>ア 東葛飾地方及び隣接する区域に次の注意報等の 1 以上が発表もしくは伝達され、土木部長、市民生活部長及び消防長が協議し、必要と認めたとき (ア)気象業務法に基づく予報※ a. 大雨注意報 b. 洪水注意報 (イ)水防法（第 10 条の 2）に基づく予報 a. 江戸川氾濫注意情報</td><td>防災危機管理課、河川課、道路管理課、消防防災課、(水防 4 課)、道路建設課、下水道建設課の課長及び職員数名</td></tr><tr><td>水防本部設置</td><td>ア 次の警報の 1 以上が発表され、水防管理者（市長）が必要と認めたとき (ア)気象業務法に基づく予報 a. 大雨警報 b. 洪水警報 (イ)水防法（第 10 条の 2）に基づく予報 a. 江戸川氾濫警戒情報 イ 集中豪雨等により被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。</td><td>本部員、全班長のほか、各班長が定めた所属職員 各公共施設の管理者</td></tr><tr><td>水防本部を廃止し、災害対策本部へ移行</td><td>ア 次の警報が発表されたとき (ア)水防法（第 10 条の 2）に基づく予報 a. 江戸川氾濫危険情報 イ 河川に災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めたとき</td><td>—</td></tr></table> (6) 安全配慮 水防<u>にあたる応急対策従事者</u>の安全確保に留意して水防活動や避難誘導等を実施するものとする。 2 被害あるいは変状についての調査 <u>地震や水害</u>によって堤防の強度が低下した場合、堤防の亀裂や、湧水の発生等、何らかの変状が見られる可能性が高い。このような変状の有無を調査し、変状が発見された箇所については迅速に応急補強工事を実施する必要がある。 市は、<u>災害発生後</u>直ちに、浸水区域等の有無の確認及び警戒に当たり、江戸川、<u>坂川</u>及び利根運河等の河川堤防の被害や変状について、周辺住民からの情報を収集するとともに現地を調査し、次に掲げるような項目を把握するものとする。 なお、調査結果については、<u>国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所</u>、県東葛飾土木事務所に報告するものとする。	表 3-3-4 水防本部の配備基準			配備基準		配備人員	水防本部設置前	ア 東葛飾地方及び隣接する区域に次の注意報等の 1 以上が発表もしくは伝達され、土木部長、市民生活部長及び消防長が協議し、必要と認めたとき (ア)気象業務法に基づく予報※ a. 大雨注意報 (イ)水防団待機水位（江戸川）	防災危機管理課、河川課、道路管理課、消防防災課（水防 4 課）の課長及び職員数名	水防本部設置前	ア 東葛飾地方及び隣接する区域に次の注意報等の 1 以上が発表もしくは伝達され、土木部長、市民生活部長及び消防長が協議し、必要と認めたとき (ア)気象業務法に基づく予報※ a. 大雨注意報 b. 洪水注意報 (イ)水防法（第 10 条の 2）に基づく予報 a. 江戸川 氾 濫注意情報	防災危機管理課、河川課、道路管理課、消防防災課、(水防 4 課)、道路建設課、下水道建設課の課長及び職員数名	水防本部設置	ア 次の警報の 1 以上が発表され、水防管理者（市長）が必要と認めたとき (ア)気象業務法に基づく予報 a. 大雨警報 b. 洪水警報 (イ)水防法（第 10 条の 2）に基づく予報 a. 江戸川 氾 濫警戒情報 イ 集中豪雨等により被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。	本部員、全班長のほか、各班長が定めた所属職員 各公共施設の管理者	水防本部を廃止し、災害対策本部へ移行	ア 次の警報が発表されたとき (ア)水防法（第 10 条の 2）に基づく予報 a. 江戸川 氾 濫危険情報 イ 河川に災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めたとき	—
表 3-3-4 水防本部の配備基準																				
配備基準		配備人員																		
水防本部設置前	ア 東葛飾地方及び隣接する区域に次の注意報等の 1 以上が発表もしくは伝達され、土木部長、市民生活部長及び消防長が協議し、必要と認めたとき (ア)気象業務法に基づく予報※ a. 大雨注意報 (イ)水防団待機水位（江戸川）	防災危機管理課、河川課、道路管理課、消防防災課（水防 4 課）の課長及び職員数名																		
水防本部設置前	ア 東葛飾地方及び隣接する区域に次の注意報等の 1 以上が発表もしくは伝達され、土木部長、市民生活部長及び消防長が協議し、必要と認めたとき (ア)気象業務法に基づく予報※ a. 大雨注意報 b. 洪水注意報 (イ)水防法（第 10 条の 2）に基づく予報 a. 江戸川 氾 濫注意情報	防災危機管理課、河川課、道路管理課、消防防災課、(水防 4 課)、道路建設課、下水道建設課の課長及び職員数名																		
水防本部設置	ア 次の警報の 1 以上が発表され、水防管理者（市長）が必要と認めたとき (ア)気象業務法に基づく予報 a. 大雨警報 b. 洪水警報 (イ)水防法（第 10 条の 2）に基づく予報 a. 江戸川 氾 濫警戒情報 イ 集中豪雨等により被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。	本部員、全班長のほか、各班長が定めた所属職員 各公共施設の管理者																		
水防本部を廃止し、災害対策本部へ移行	ア 次の警報が発表されたとき (ア)水防法（第 10 条の 2）に基づく予報 a. 江戸川 氾 濫危険情報 イ 河川に災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めたとき	—																		

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）		修正案（平成 28 年度修正）	
	ア 堤防の表面又は漏水・湧水の状況 イ 堤防の亀裂の有無 ウ 堤防や傾斜地周辺の建築物・構造物等の損壊の状況 エ 周辺における住民及び滞在者の数 オ 付近の降雨量 カ その他二次災害予防又は応急対策上参考となる事項		ア 堤防の表面又は漏水・湧水の状況 イ 堤防の亀裂の有無 ウ 堤防や傾斜地周辺の建築物・構造物等の損壊の状況 エ 周辺における住民及び滞在者の数 オ 付近の降雨量 カ その他二次災害予防又は応急対策上参考となる事項	
	2 応急対策・応急復旧 調査の結果、危険性が高いと判断された堤防については、関係機関や地域住民に周知を図り、土のう積み等の応急工事の実施、警戒避難体制の整備等の応急対策を行い、被害が拡大しない措置を講じるものとする。なお、応急工事に際しては、特に十分な注意、監視を行いながら実施するものとする。 堤防の破壊等については、クラック等に雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等を覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。また、水門及び排水機場等の破壊については、故障、停電等により、運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努めるものとする。 3 避難 堤防の変状や降雨量の状況等から、災害発生の危険が予想され、又は危険が切迫していると考えられるときは、関係住民に対して次のような避難の勧告及び指示を行うものとする。 なお、避難の勧告及び指示については、本章第 5 節第 3「1. 避難の勧告・指示」による。		3 応急対策・応急復旧 調査の結果、危険性が高いと判断された堤防については、関係機関や地域住民に周知を図り、土のう積み等の応急工事の実施、警戒避難体制の整備等の応急対策を行い、被害が拡大しない措置を講じるものとする。なお、応急工事に際しては、特に十分な注意、監視を行いながら実施するものとする。 堤防の破壊等については、クラック等に雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等を覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。また、水門及び排水機場等の破壊については、故障、停電等により、運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努めるものとする。 4 避難 堤防の変状や降雨量の状況等から、災害発生の危険が予想され、又は危険が切迫していると考えられるときは、関係住民に対して次のような避難の勧告及び指示を行うものとする。 なお、避難勧告及び指示については本章第 5 節第 2「2 避難の基準」による。	
風 3-68	第 3 水防活動 【<u>災对本部事務局・河川班・消防本部・県東葛飾土木事務所</u> <u>・国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所】</u> 水防活動は、洪水等を警戒し、及び防ぎょし、又は被害の軽減を図るため、「流山市水防計画」に基づいて行い、住民の安全を保持するものとする。 1 水防本部 (1) 水防本部の設置 「流山市水防計画」に基づき、次のいずれかに該当する場合であって水防管理者（市長）が水防の警戒体制を図る必要があると認めるとき、流山市水防本部を設置する。 ア 関係官署から水防に関する予報及び警報が発せられ、被害発生のおそれがあるとき。 イ 集中豪雨等により被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 (2) 水防本部の設置場所 流山市水防本部の設置場所は、流山市役所第 1 庁舎庁議室とする。ただし、必要に応じてその場所を変更することができる。 (3) 水防組織			

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	水防組織は次のとおりとし、警戒配備に準じた配備人員とする。 ア 本部組織 水防本部の組織 水防本部 本部長：市長 副本部長：副市長 〔参考〕災害対策本部移行後 災害対策本部 図 3-3-1 市水防本部組織図	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）																																		
	表3-3-2 本部室構成 <table><tr><td rowspan="14">本部</td><td>本部長</td><td>市長</td></tr><tr><td>副本部長</td><td>副市長</td></tr><tr><td>指揮監</td><td>土木部長</td></tr><tr><td rowspan="11">本部員</td><td>総合政策部長</td></tr><tr><td>総務部長</td></tr><tr><td>財政部長</td></tr><tr><td>市民生活部長</td></tr><tr><td>健康福祉部長</td></tr><tr><td>環境部長</td></tr><tr><td>都市計画部長</td></tr><tr><td>都市整備部長</td></tr><tr><td>消防長</td></tr><tr><td>消防団長</td></tr><tr><td>その他本部長が必要と認めた者</td></tr></table> イ 水防本部各班の事務分掌 表 3-3-3 (1) 水防本部の編成及び本部の事務分掌 (1/3) <table><tr><th>本部設置時の職名</th><th>平常時の職名</th><th>事務分掌</th></tr><tr><td>本部長</td><td>市長</td><td>水防本部の事務を総括する。</td></tr><tr><td>副本部長</td><td>副市長</td><td>本部長を補佐し、水防事務の円滑な実施を図る。</td></tr><tr><td>指揮監</td><td>土木部長</td><td>本部長、副本部長を補佐し、その命を受けて分掌事務を掌理し、本部員を指揮監督する。</td></tr><tr><td>本部員</td><td>市民生活部長 総務部長 総合政策部長 財政部長 健康福祉部長 環境部長 都市計画部長 都市整備部長 消防長 消防団長</td><td>本部長、副本部長及び指揮監を補佐し、その命を受けて分掌事務を掌理し、班を指揮監督する。</td></tr></table>	本部	本部長	市長	副本部長	副市長	指揮監	土木部長	本部員	総合政策部長	総務部長	財政部長	市民生活部長	健康福祉部長	環境部長	都市計画部長	都市整備部長	消防長	消防団長	その他本部長が必要と認めた者	本部設置時の職名	平常時の職名	事務分掌	本部長	市長	水防本部の事務を総括する。	副本部長	副市長	本部長を補佐し、水防事務の円滑な実施を図る。	指揮監	土木部長	本部長、副本部長を補佐し、その命を受けて分掌事務を掌理し、本部員を指揮監督する。	本部員	市民生活部長 総務部長 総合政策部長 財政部長 健康福祉部長 環境部長 都市計画部長 都市整備部長 消防長 消防団長	本部長、副本部長及び指揮監を補佐し、その命を受けて分掌事務を掌理し、班を指揮監督する。	
本部	本部長		市長																																	
	副本部長		副市長																																	
	指揮監		土木部長																																	
	本部員		総合政策部長																																	
			総務部長																																	
			財政部長																																	
			市民生活部長																																	
			健康福祉部長																																	
			環境部長																																	
			都市計画部長																																	
			都市整備部長																																	
			消防長																																	
			消防団長																																	
		その他本部長が必要と認めた者																																		
本部設置時の職名	平常時の職名	事務分掌																																		
本部長	市長	水防本部の事務を総括する。																																		
副本部長	副市長	本部長を補佐し、水防事務の円滑な実施を図る。																																		
指揮監	土木部長	本部長、副本部長を補佐し、その命を受けて分掌事務を掌理し、本部員を指揮監督する。																																		
本部員	市民生活部長 総務部長 総合政策部長 財政部長 健康福祉部長 環境部長 都市計画部長 都市整備部長 消防長 消防団長	本部長、副本部長及び指揮監を補佐し、その命を受けて分掌事務を掌理し、班を指揮監督する。																																		

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）																	
	表 3-3-3(2) 水防本部の編成及び各班の事務分掌(2/3) <table><tr><th>部</th><th>班</th><th>事務分掌</th></tr><tr><td rowspan="3">【総務部】 ◎市民生活部長 ○総務部長 総合政策部長 財政部長</td><td>秘書広報班 ◎秘書広報課長 ○企画政策課長</td><td>1 本部長、副本部長及び指揮監の秘書に関する こと。 2 水防情報関係の広報に関すること。 3 災害時の記録及び撮影に関すること。 4 報道機関との連絡に関すること。</td></tr><tr><td>総務班 ◎防災危機管理課 ○河川課長 総務課長</td><td>1 水防本部の設置及び本部室の運営に関するこ と。 2 職員の動員配置及び労務供給に関すること。 3 水防対策従事者名簿の作成に関すること。 4 水防情報の総括及び報告に関すること。 5 警報の伝達に関すること。 6 避難準備情報に関すること。 7 関係機関との連絡調整に関すること。 8 各部各班との連絡調整に関すること。 9 県・市防災行政無線の運用統制に関すること。 10 部の庶務に関すること。</td></tr><tr><td>情報収集班 ◎税制課長 ○市民税課長 資産税課長</td><td>1 水防情報の収集及び伝達に関すること。 2 被害の調査及び集計に関すること。</td></tr><tr><td rowspan="3">【救援部】 ◎健康福祉部長 ○環境部長</td><td>救援庶務班 ◎社会福祉課長</td><td>1 部内各班との連絡調整に関すること。 2 福祉会館等の避難所開設協力に関すること。 3 部の庶務に関すること。</td></tr><tr><td>避難誘導交通班 ◎コミュニティ課長 ○市民課長 防災危機管理課長</td><td>1 避難誘導に関すること。 2 交通規制に関すること。 3 交通安全対策に関すること。 4 交通機関等との連絡調整に関すること。</td></tr><tr><td>防疫衛生班 ◎環境政策課長 ○リサイクル推進課長 クリーン推進課長</td><td>1 災害時の防疫及び消毒に関すること。 2 災害時のし尿及びごみの処理に関すること。</td></tr></table>	部	班	事務分掌	【総務部】 ◎市民生活部長 ○総務部長 総合政策部長 財政部長	秘書広報班 ◎秘書広報課長 ○企画政策課長	1 本部長、副本部長及び指揮監の秘書に関する こと。 2 水防情報関係の広報に関すること。 3 災害時の記録及び撮影に関すること。 4 報道機関との連絡に関すること。	総務班 ◎防災危機管理課 ○河川課長 総務課長	1 水防本部の設置及び本部室の運営に関するこ と。 2 職員の動員配置及び労務供給に関すること。 3 水防対策従事者名簿の作成に関すること。 4 水防情報の総括及び報告に関すること。 5 警報の伝達に関すること。 6 避難準備情報に関すること。 7 関係機関との連絡調整に関すること。 8 各部各班との連絡調整に関すること。 9 県・市防災行政無線の運用統制に関すること。 10 部の庶務に関すること。	情報収集班 ◎税制課長 ○市民税課長 資産税課長	1 水防情報の収集及び伝達に関すること。 2 被害の調査及び集計に関すること。	【救援部】 ◎健康福祉部長 ○環境部長	救援庶務班 ◎社会福祉課長	1 部内各班との連絡調整に関すること。 2 福祉会館等の避難所開設協力に関すること。 3 部の庶務に関すること。	避難誘導交通班 ◎コミュニティ課長 ○市民課長 防災危機管理課長	1 避難誘導に関すること。 2 交通規制に関すること。 3 交通安全対策に関すること。 4 交通機関等との連絡調整に関すること。	防疫衛生班 ◎環境政策課長 ○リサイクル推進課長 クリーン推進課長	1 災害時の防疫及び消毒に関すること。 2 災害時のし尿及びごみの処理に関すること。	
部	班	事務分掌																	
【総務部】 ◎市民生活部長 ○総務部長 総合政策部長 財政部長	秘書広報班 ◎秘書広報課長 ○企画政策課長	1 本部長、副本部長及び指揮監の秘書に関する こと。 2 水防情報関係の広報に関すること。 3 災害時の記録及び撮影に関すること。 4 報道機関との連絡に関すること。																	
	総務班 ◎防災危機管理課 ○河川課長 総務課長	1 水防本部の設置及び本部室の運営に関するこ と。 2 職員の動員配置及び労務供給に関すること。 3 水防対策従事者名簿の作成に関すること。 4 水防情報の総括及び報告に関すること。 5 警報の伝達に関すること。 6 避難準備情報に関すること。 7 関係機関との連絡調整に関すること。 8 各部各班との連絡調整に関すること。 9 県・市防災行政無線の運用統制に関すること。 10 部の庶務に関すること。																	
	情報収集班 ◎税制課長 ○市民税課長 資産税課長	1 水防情報の収集及び伝達に関すること。 2 被害の調査及び集計に関すること。																	
【救援部】 ◎健康福祉部長 ○環境部長	救援庶務班 ◎社会福祉課長	1 部内各班との連絡調整に関すること。 2 福祉会館等の避難所開設協力に関すること。 3 部の庶務に関すること。																	
	避難誘導交通班 ◎コミュニティ課長 ○市民課長 防災危機管理課長	1 避難誘導に関すること。 2 交通規制に関すること。 3 交通安全対策に関すること。 4 交通機関等との連絡調整に関すること。																	
	防疫衛生班 ◎環境政策課長 ○リサイクル推進課長 クリーン推進課長	1 災害時の防疫及び消毒に関すること。 2 災害時のし尿及びごみの処理に関すること。																	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）				修正案（平成 28 年度修正）		
	【建設部】 ◎都市計画部長 ○都市整備部長	建設庶務班 ◎道路管理課長	1 部内各班との連絡調整に関すること。 2 災害時の道路管理に関すること。 3 障害物の除去に関すること。 4 建設資機材の確保に関すること。 5 建設団体等との連絡調整に関すること。 6 部の庶務に関すること。				
		<u>土木建設班</u> ◎道路建設課長	1 道路及び橋梁の巡視、応急修理及び復旧に関すること。				
		土木建築班 ◎ <u>建築住宅課長</u> ○宅地課長	<u>1 被災者の救助に関すること。</u> <u>2 水防通信に関すること。</u> <u>3 被害調査に関すること。</u>				
	注）1） ◎印は、各部の部長及び各班の班長とする。						
	表 3-3-3(3) 水防本部の編成及び各班の事務分掌(3/3)						
	部	班	事務分掌				
		【建設部】 ◎都市計画部長 ○都市整備部長	河川班 ◎下水道建設課長 ○ <u>下水道業務課長</u>	1 水防技術に関すること。 2 河川及び下水道施設の巡視、応急修理及び復旧に関すること。 3 水門の監視及び操作に関すること。 4 樋管等閉鎖による内水のいっ水防止に関すること。 5 千葉県湛水防除事業流山排水機場の操作に関すること。			
	<u>都市計画班</u> ◎ <u>都市計画課長</u> ○西平井・鰯ヶ崎地区 区画整理事務所長 みどりの課長		1 部内他班の協力に関すること。				
	消防部 ◎消防長	消防総務班 ◎消防総務課長	1 部内各班との連絡調整に関すること。 2 消防に係る関係機関との連絡に関すること。 3 水防資機材の調達に関すること。 4 消防本部及び消防署の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関すること。 5 部の庶務に関すること。				

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）			修正案（平成 28 年度修正）
		予防消防班 ◎消防防災課長 ○予防課長	1 消防隊の総括運用及び指令に関すること。 2 水防情報の収集及び伝達に関すること。 3 雨量、水位等の観測及び報告に関すること。 4 消防職員及び消防団員の非常参集に関すること。 5 消防通信の統制運用に関すること。 6 消防の相互応援に関すること。	
		警防班 ◎中央消防署長 東消防署長 南消防署長 ○北消防署長	1 警戒区域の設定に関すること。 2 河川、堤防等の巡視、警戒、防ぎょに関すること。 3 水防<u>工作</u>に関すること。 4 避難に関すること。 5 現場広報に関すること。	
	消防団 (水防団) ◎消防団長		1 河川、堤防等の巡視、警戒及び水位の観測に関すること。 2 水防<u>工作</u>に関すること。 3 避難活動に関すること。	
	注) 1) ◎印は、各部の部長及び各班の班長とする。 2) ○印は、各部の副部長及び各班の副班長とする。 3) 各班の所属職員は、班の欄に記載するそれぞれの課等の長が業務を掌理する課等に所属する職員とする。ただし、防災危機管理課の課長は当該課の職員のうちから総務班及び避難誘導<u>交通</u>班に配置する職員を、河川課の課長は当該課の職員のうちから総務班及び河川班に配置する職員をあらかじめ指定しておくものとする。 (4) 水防本部の<u>廃止</u> 市は、「流山市水防計画」に基づき、次のいずれかに該当する場合、流山市水防本部を<u>廃止</u>する。 ア 指定河川及びその他の河川が<u>警戒水位</u>以下に減水し、危険のおそれが消したとき。 <u>イ</u> 水防本部が災害対策本部に移行、吸収される場合の<u>廃止</u>は、災害対策本部の指示による。 (5) 災害対策本部との関係 前項(4)イに示した市が災害対策本部を設置し、水防本部が災害対策本部に移行、吸収される場合の基準は次のとおりとする。 ア 江戸川<u>はん</u>濫<u>警戒</u>情報が発表されたとき（避難勧告等の発令を判断） イ 上記以外の河川に災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めたとき なお、上記イのように災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合には災害対策本部を設置するが、そこまで至らない場合で、集中豪雨等による市内中小河川の氾濫や低地での内水氾濫による被害が発生した場合には、水防本部を設置し、対策活動を実施する<u>ものである</u>。 水防本部と災害対策本部の組織の対応関係については、前出の「<u>図 市水防本部組織図</u>」に示している。また、配備基準の<u>対応関係</u>は<u>次表</u>のとおりである。			

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）															
	表 3-3-4 水防本部の配備基準 <table><tr><th colspan="2">配備基準</th><th>配備人員</th></tr><tr><td>水防本部設置前 水防準備体制</td><td>ア 東葛飾地方及び隣接する区域に次の注意報等の 1 以上が発表もしくは伝達され、土木部長、市民生活部長及び消防長が協議し、必要と認めたとき (ア)気象業務法に基づく予報※ a. 大雨注意報 (イ)水防団待機水位（江戸川）</td><td>防災危機管理課、河川課、道路管理課、消防防災課（水防 4 課）の課長及び職員数名</td></tr><tr><td>水防本部設置前 水防注意体制</td><td>ア 東葛飾地方及び隣接する区域に次の注意報等の 1 以上が発表もしくは伝達され、土木部長、市民生活部長及び消防長が協議し、必要と認めたとき (ア)気象業務法に基づく予報※ a. 大雨注意報 b. 洪水注意報 (イ)水防法（第 10 条の 2）に基づく予報 a. 江戸川はん濫注意情報</td><td>防災危機管理課、河川課、道路管理課、消防防災課、(水防 4 課)、道路建設課、<u>下水道業務課</u>、下水道建設課の課長及び職員数名</td></tr><tr><td>水防本部設置 水防警戒体制</td><td>ア 次の警報の 1 以上が発表され、水防管理者（市長）が必要と認めたとき (ア)気象業務法に基づく予報 a. 大雨警報 b. 洪水警報 (イ)水防法（第 10 条の 2）に基づく予報 b. 江戸川はん濫警戒情報 イ 集中豪雨等により被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。</td><td>本部員、全班長のほか、各班長が定めた所属職員 各公共施設の管理者</td></tr><tr><td>水防本部を廃止し、災害対策本部へ移行</td><td>ア 次の警報が発表されたとき (ア)水防法（第 10 条の 2）に基づく予報 a. 江戸川はん濫危険情報 イ 河川に災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めたとき</td><td>—</td></tr></table>	配備基準		配備人員	水防本部設置前 水防準備体制	ア 東葛飾地方及び隣接する区域に次の注意報等の 1 以上が発表もしくは伝達され、土木部長、市民生活部長及び消防長が協議し、必要と認めたとき (ア)気象業務法に基づく予報※ a. 大雨注意報 (イ)水防団待機水位（江戸川）	防災危機管理課、河川課、道路管理課、消防防災課（水防 4 課）の課長及び職員数名	水防本部設置前 水防注意体制	ア 東葛飾地方及び隣接する区域に次の注意報等の 1 以上が発表もしくは伝達され、土木部長、市民生活部長及び消防長が協議し、必要と認めたとき (ア)気象業務法に基づく予報※ a. 大雨注意報 b. 洪水注意報 (イ)水防法（第 10 条の 2）に基づく予報 a. 江戸川はん濫注意情報	防災危機管理課、河川課、道路管理課、消防防災課、(水防 4 課)、道路建設課、 <u>下水道業務課</u> 、下水道建設課の課長及び職員数名	水防本部設置 水防警戒体制	ア 次の警報の 1 以上が発表され、水防管理者（市長）が必要と認めたとき (ア)気象業務法に基づく予報 a. 大雨警報 b. 洪水警報 (イ)水防法（第 10 条の 2）に基づく予報 b. 江戸川はん濫警戒情報 イ 集中豪雨等により被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。	本部員、全班長のほか、各班長が定めた所属職員 各公共施設の管理者	水防本部を廃止し、災害対策本部へ移行	ア 次の警報が発表されたとき (ア)水防法（第 10 条の 2）に基づく予報 a. 江戸川はん濫危険情報 イ 河川に災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めたとき	—	
配備基準		配備人員															
水防本部設置前 水防準備体制	ア 東葛飾地方及び隣接する区域に次の注意報等の 1 以上が発表もしくは伝達され、土木部長、市民生活部長及び消防長が協議し、必要と認めたとき (ア)気象業務法に基づく予報※ a. 大雨注意報 (イ)水防団待機水位（江戸川）	防災危機管理課、河川課、道路管理課、消防防災課（水防 4 課）の課長及び職員数名															
水防本部設置前 水防注意体制	ア 東葛飾地方及び隣接する区域に次の注意報等の 1 以上が発表もしくは伝達され、土木部長、市民生活部長及び消防長が協議し、必要と認めたとき (ア)気象業務法に基づく予報※ a. 大雨注意報 b. 洪水注意報 (イ)水防法（第 10 条の 2）に基づく予報 a. 江戸川はん濫注意情報	防災危機管理課、河川課、道路管理課、消防防災課、(水防 4 課)、道路建設課、 <u>下水道業務課</u> 、下水道建設課の課長及び職員数名															
水防本部設置 水防警戒体制	ア 次の警報の 1 以上が発表され、水防管理者（市長）が必要と認めたとき (ア)気象業務法に基づく予報 a. 大雨警報 b. 洪水警報 (イ)水防法（第 10 条の 2）に基づく予報 b. 江戸川はん濫警戒情報 イ 集中豪雨等により被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。	本部員、全班長のほか、各班長が定めた所属職員 各公共施設の管理者															
水防本部を廃止し、災害対策本部へ移行	ア 次の警報が発表されたとき (ア)水防法（第 10 条の 2）に基づく予報 a. 江戸川はん濫危険情報 イ 河川に災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めたとき	—															
	(6) 安全配慮 水防団自身の安全確保に留意して水防活動や避難誘導等を実施するものとする。 2 被害あるいは変状についての調査 <u>水害</u>によって堤防の強度が低下した場合、堤防の亀裂や、湧水の発生等、何らかの変状が見られる可能性が高い。このような変状の有無を調査し、変状が発見された箇所については迅速に応急補強工事を実施する必要がある。 市は、<u>水害</u>発生後直ちに、浸水区域等の有無の確認及び警戒に当たり、江戸川及び利根運河等の河川堤防の被害や変状について、周辺住民からの情報を収集するとともに現地を調査し、次に掲げるような項目を把握するものとする。 なお、調査結果については、県東葛飾土木事務所に報告するものとする。																

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）		修正案（平成 28 年度修正）
	ア 堤防の表面又は漏水・湧水の状況 イ 堤防の亀裂の有無 ウ 堤防や傾斜地周辺の建築物・構造物等の損壊の状況 エ 周辺における住民及び滞在者の数 オ 付近の降雨量 カ その他二次災害予防又は応急対策上参考となる事項		
	3 応急対策・応急復旧 調査の結果、危険性が高いと判断された堤防については、関係機関や地域住民に周知を図り、土のう積み等の応急工事の実施、警戒避難体制の整備等の応急対策を行い、被害が拡大しない措置を講じるものとする。なお、応急工事に際しては、特に十分な注意、監視を行いながら実施するものとする。 堤防の破壊等については、クラック等に雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等を覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。また、水門及び排水機場等の破壊については、故障、停電等により、運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努めるものとする。 4 避難 堤防の変状や降雨量の状況等から、災害発生の危険が予想され、又は危険が切迫していると考えられるときは、関係住民に対して次のような避難の勧告及び指示を行うものとする。 なお、避難の勧告及び指示については本章第 5 節第 3「1. 避難の勧告・指示」による。		
地 3-63	第 4 危険物等の応急対策 【警防班】 地震による危険物等災害を最小限に止めるためには、危険物等施設の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための応急措置を講じる必要がある。 また、施設の従業員や周辺住民に対する危害防止を図るため、関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を確立するものとする。 1 地震発生時の初動 (1) 被害状況の緊急点検 地震による危険物等施設の損壊を早期に発見することは、その後の二次災害を防止あるいは軽減するために極めて重要なことである。したがって、危険物等取扱事業所は、地震が発生した場合には被害状況を緊急に点検するものとする。 (2) 連絡体制の確保		第 4 危険物等の応急対策 【予防消防班・警防班】 災害による危険物等災害を最小限に止めるためには、危険物等施設の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための応急措置を講じる必要がある。 また、施設の従業員や周辺住民に対する危害防止を図るため、関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を確立するものとする。 1 災害発生時の初動 (1) 被害状況の緊急点検 災害による危険物等施設の損壊を早期に発見することは、その後の二次災害を防止あるいは軽減するために極めて重要なことである。したがって、危険物等取扱事業所は、災害が発生した場合には被害状況を緊急に点検するものとする。 (2) 連絡体制の確保

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	<u>地震</u>により危険物等施設が損傷した場合には、危険物流出等の二次災害が発生するおそれがある。 このため、これらの事故対策に万全を期すため危険物等取扱事業所は、市、消防本部、他事業所及び防災関係機関との情報連絡体制を確保しておくものとする。 2 危険物流出対策 <u>地震</u>により危険物施設が損傷し、河川等に大量の危険物が流出又は漏洩した場合には、市、消防本部、県危機管理課及び危険物取扱事業所は次の対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防止に努めるものとする。 (1) 流出対策の連携 危険物取扱事業所は、<u>地震</u>により危険物流出事故が発生した場合には速やかにその状況を把握し、市、消防本部、県に通報するとともに、防災関係機関、隣接事業所とそれぞれの対策等について相互に密接な連携を図り、応急措置を迅速かつ的確に行う。 (2) 危険物取扱事業所の自衛対策 危険物取扱事業所は、危険物が大量に流出した場合には、拡散を防止するため、あらかじめ定めた防災マニュアルに基づき、迅速に業務を停止し、オイルフェンスの展張等の自衛措置を実施するとともに、必要に応じ化学処理剤等により処理する。 (3) 県への報告 市及び消防本部は、危険物取扱事業所から危険物流出の連絡を受けた場合には、速やかに被害状況を調査し、その結果を県に報告するものとする。報告を受けた県は、防災関係機関と連携を図り、速やかに応急処置を実施する。 (4) 地域住民に対する広報 <u>地震</u>により危険物流出事故が発生した場合には、地域住民の安全を図るため、次により広報活動を実施する。 ア 危険物取扱事業所 広報車、拡声器等を利用し、迅速かつ的確に広報するとともに、県、市、防災関係機関に必要な広報を依頼するものとする。 イ 市及び消防本部 広報車、防災行政無線等により、災害の状況や避難の必要性等の広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て住民への周知を図る。 3 石油類危険物施設の安全確保 (1) 事業所における応急処置の実施 <u>地震</u>による被害が発生した場合、危険物施設の管理者は各危険物施設の災害マニュアル等に基づく応急処置を、適正かつ速やかに実施する。 また、被害状況等については市、消防本部、警察等の防災関係機関に速やかに報告するものとする。	<u>災害</u>により危険物等施設が損傷した場合には、危険物流出等の二次災害が発生するおそれがある。 このため、これらの事故対策に万全を期すため危険物等取扱事業所は、市、消防本部、他事業所及び防災関係機関との情報連絡体制を確保しておくものとする。 2 危険物流出対策 <u>災害</u>により危険物施設が損傷し、河川等に大量の危険物が流出又は漏洩した場合には、市、消防本部、県危機管理課及び危険物取扱事業所は次の対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防止に努めるものとする。 (1) 流出対策の連携 危険物取扱事業所は、<u>災害</u>により危険物流出事故が発生した場合には速やかにその状況を把握し、市、消防本部、県に通報するとともに、防災関係機関、隣接事業所とそれぞれの対策等について相互に密接な連携を図り、応急措置を迅速かつ的確に行う。 (2) 危険物取扱事業所の自衛対策 危険物取扱事業所は、危険物が大量に流出した場合には、拡散を防止するため、あらかじめ定めた防災マニュアルに基づき、迅速に業務を停止し、オイルフェンスの展張等の自衛措置を実施するとともに、必要に応じ化学処理剤等により処理する。 (3) 県への報告 市及び消防本部は、危険物取扱事業所から危険物流出の連絡を受けた場合には、速やかに被害状況を調査し、その結果を県に報告するものとする。報告を受けた県は、防災関係機関と連携を図り、速やかに応急処置を実施する。 (4) 地域住民に対する広報 <u>災害</u>により危険物流出事故が発生した場合には、地域住民の安全を図るため、次により広報活動を実施する。 ア 危険物取扱事業所 広報車、拡声器等を利用し、迅速かつ的確に広報するとともに、県、市、防災関係機関に必要な広報を依頼するものとする。 イ 市及び消防本部 広報車、防災行政無線等により、災害の状況や避難の必要性等の広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て住民への周知を図る。 3 石油類危険物施設の安全確保 (1) 事業所における応急処置の実施 <u>災害</u>による被害が発生した場合、危険物施設の管理者は各危険物施設の災害マニュアル等に基づく応急処置を、適正かつ速やかに実施する。 また、被害状況等については市、消防本部、警察等の防災関係機関に速やかに報告するものとする。

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	(2) 被害の把握と応急措置 市及び消防本部は、管轄範囲の危険物施設の被害の有無を確認し、被害が生じている場合には消火・救助等の措置を講じるものとする。 また、被害状況を県に報告し、自地域のみでは十分な対応が困難な場合には、応援を要請するものとする。 4 高圧ガス及び火薬類取扱施設等の安全確保 高圧ガス取扱事業者、液化石油ガス販売事業者及び火薬類取扱事業者は、災害発生後、緊急に行う高圧ガス設備等の点検や応急処置について定めた防災マニュアルに基づき、適切な処置を行うものとする。 5 毒・劇物取扱施設の安全確保 (1) 施設の調査 <u>地震</u>が発生した場合、毒・劇物取扱施設の管理者は、毒物又は劇物のタンク及び配管<u>に異常がないかどうか</u>の点検を行うものとする。 また、施設外への毒物又は劇物の流出をおこすおそれがある場合及び流出をおこした場合には、直ちに応急処置を講じるとともに、健康福祉センター（保健所）、警察署、消防署に連絡し、併せて市に連絡するものとする。 (2) 施設付近の状況調査及び住民の避難誘導 市は、毒物又は劇物の流出の届出を受けた場合には、速やかに施設付近の状況を調査し、県に報告するものとする。 また、市は、警察署、消防署と協力のうえで、住民への広報活動及び避難誘導を行うものとする。 6 危険物等輸送車両等の応急対策 事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行うものとする。必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。 第 5 惨事ストレス対策 【消防本部】 救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。また、消防機関は、必要に応じ、県を通じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。	(2) 被害の把握と応急措置 市及び消防本部は、管轄範囲の危険物施設の被害の有無を確認し、被害が生じている場合には消火・救助等の措置を講じるものとする。 また、被害状況を県に報告し、自地域のみでは十分な対応が困難な場合には、応援を要請するものとする。 4 高圧ガス及び火薬類取扱施設<u>等</u>の安全確保 高圧ガス取扱事業<u>者</u>、液化石油ガス販売事業者及び火薬類取扱事業<u>者</u>は、災害発生後、緊急に行う高圧ガス設備等の点検や応急処置について定めた防災マニュアルに基づき、適切な処置を行うものとする。 5 毒・劇物取扱施設の安全確保 (1) 施設の調査 <u>災害</u>が発生した場合、毒・劇物取扱施設の管理者は、毒物又は劇物のタンク及び配管の点検を行うものとする。 また、施設外への毒物又は劇物の流出をおこすおそれがある場合及び流出をおこした場合には、直ちに応急処置を講じるとともに、健康福祉センター（保健所）、警察署、消防署に連絡し、併せて市に連絡するものとする。 (2) 施設付近の状況調査及び住民の避難誘導 市は、毒物又は劇物の流出の届出を受けた場合には、速やかに施設付近の状況を調査し、県に報告するものとする。 また、市は、警察署、消防署と協力のうえで、住民への広報活動及び避難誘導を行うものとする。 6 危険物等輸送車両等の応急対策 事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行うものとする。必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。 第 5 惨事ストレス対策 【消防本部】 救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。また、消防機関は、必要に応じ、県を通じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。
風 3-75	第 4 危険物等の応急対策 【予防消防班・警防班】 <u>災害</u>による危険物等災害を最小限に止めるためには、危険物等施設の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための応急措置を講じる必要がある。 また、施設の従業員や周辺住民に対する危害防止を図るため、関係機関は相互に協力し、総合的	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	な被害軽減対策を確立するものとする。 1 災害発生時の初動 (1) 被害状況の緊急点検 災害による危険物等施設の損壊を早期に発見することは、その後の二次災害を防止あるいは軽減するために極めて重要なことである。したがって、危険物等取扱事業所は、災害が発生した場合には被害状況を緊急に点検するものとする。 (2) 連絡体制の確保 <u>災害</u>により危険物等施設が損傷した場合には、危険物流出等の二次災害が発生するおそれがある。 このため、これらの事故対策に万全を期すため危険物等取扱事業所は、市、消防本部、他事業所及び防災関係機関との情報連絡体制を確保しておくものとする。 2 危険物流出対策 <u>災害</u>により危険物施設が損傷し、河川等に大量の危険物が流出又は漏洩した場合には、市、消防本部、県危機管理課及び危険物取扱事業所は次の対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防止に努めるものとする。 (1) 流出対策の連携 危険物取扱事業所は、災害等により危険物流出事故が発生した場合には速やかにその状況を把握し、市、消防本部、県に通報するとともに、防災関係機関、隣接事業所とそれぞれの対策等について相互に密接な連携を図り、応急措置を迅速かつ的確に行う。 (2) 危険物取扱事業所の自衛対策 危険物取扱事業所は、危険物が大量に流出した場合には、拡散を防止するため、あらかじめ定めた防災マニュアルに基づき、迅速に業務を停止し、オイルフェンスの展張等の自衛措置を実施するとともに、必要に応じ化学処理剤等により処理する。 (3) 県への報告 市及び消防本部は、危険物取扱事業所から危険物流出の連絡を受けた場合には、速やかに被害状況を調査し、その結果を県に報告するものとする。報告を受けた県は、防災関係機関と連携を図り、速やかに応急処置を実施する。 (4) 地域住民に対する広報 災害等により危険物流出事故が発生した場合には、地域住民の安全を図るため、次により広報活動を実施する。 ア 危険物取扱事業所 広報車、拡声器等を利用し、迅速かつ的確に広報するとともに、県、市、防災関係機関に必要な広報を依頼するものとする。 イ 市及び消防本部 広報車、防災行政無線等により、災害の状況や避難の必要性等の広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て住民への周知を図る。	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	3 石油類危険物施設の安全確保 (1) 事業所における応急処置の実施 <u>災害</u>による被害が発生した場合、危険物施設の管理者は各危険物施設の災害マニュアル等に基づく応急処置を、適正かつ速やかに実施する。 また、被害状況等については市、消防本部、警察等の防災関係機関に速やかに報告するものとする。 (2) 被害の把握と応急措置 市及び消防本部は、管轄範囲の危険物施設の被害の有無を確認し、被害が生じている場合には消火・救助等の措置を講じるものとする。 また、被害状況を県に報告し、自地域のみでは十分な対応が困難な場合には、応援を要請するものとする。 4 高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保 高圧ガス取扱事業<u>所</u>、液化石油ガス販売事業者及び火薬類取扱事業<u>所</u>は、災害発生後、緊急に行う高圧ガス設備等の点検や応急処置について定めた防災マニュアルに基づき、適切な処置を行うものとする。 5 毒・劇物取扱施設の安全確保 (1) 施設の調査 地震が発生した場合、毒・劇物取扱施設の管理者は、毒物又は劇物のタンク及び配管<u>に異常がないかどうか</u>の点検を行うものとする。 また、施設外への毒物又は劇物の流出をおこすおそれがある場合及び流出をおこした場合には、直ちに応急処置を講じるとともに、健康福祉センター（保健所）、警察署、消防署に連絡し、併せて市に連絡するものとする。 (2) 施設付近の状況調査及び住民の避難誘導 市は、毒物又は劇物の流出の届出を受けた場合には、速やかに施設付近の状況を調査し、県に報告するものとする。 また、市は、警察署、消防署と協力のうえで、住民への広報活動及び避難誘導を行うものとする。 6 危険物等輸送車両等の応急対策 事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行うものとする。必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。 第 5 惨事ストレス対策 【消防本部】 救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。また、	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）																		
	消防機関は、必要に応じ、県を通じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。																			
地 3-67	第 4 節 警備・交通規制計画 第 1 災害警備計画 【消防本部・消防団・流山警察署】 警察は、<u>地震や津波に伴い</u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、<u>被災者の救出・救護、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持</u>に当たる。 1 警備体制 警察本部及び警察署は、<u>地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ</u>指揮体制を確立し災害警備活動を行う。 (1) 連絡室 <u>震度 4 以上の地震が発生した場合、津波注意報が発表された場合、及び東海地震観測情報が発表された場合等</u> (2) 対策室 <u>地震に伴う被害程度が小規模の場合、津波警報が発表された場合、及び東海地震に関連する調査情報が発表された場合等</u> (3) 総合対策本部及び現地対策本部 <u>大規模地震が発生した場合、津波警報が発表された場合、又は東海地震予知情報が発表された場合等</u> なお、流山警察署長は、管内の実情に応じて、県警察本部長の発令前に必要な体制を整えることができる。 2 災害警備活動要領 ア 要員の招集及び参集 イ 地震、津波その他災害情報の収集及び伝達 ウ 装備資機材の運用 エ 通信の確保	第 4 節 警備・交通規制計画 第 1 災害警備計画 【消防本部・消防団・流山警察署】 警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、<u>警備活動</u>に当たる。 1 警備体制 警察本部及び警察署は、<u>次の状況に応じ</u>指揮体制を確立し災害警備活動を行う。 表 3-4-1 警察署の警備体制 <table><tr><th>体 制</th><th>災 害 種別</th><th>状 況 等</th></tr><tr><td rowspan="2">連絡室</td><td>地震</td><td>震度 4 以上の地震が発生した場合 津波注意報が発表された場合 東海地震観測情報が発表された場合</td></tr><tr><td>風水</td><td><u>県内に大雨、洪水、暴風・高潮警報が発表された場合</u> <u>台風が接近・上陸するおそれがある場合</u> 等</td></tr><tr><td rowspan="2">対策室</td><td>地震</td><td>津波警報が発表された場合 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合等</td></tr><tr><td>共通</td><td>被害程度が小規模の場合</td></tr><tr><td rowspan="2"><u>災害警備</u>本部</td><td>地震</td><td>大規模地震が発生した場合 津波警報が発表された場合 東海地震予知情報が発表された場合等</td></tr><tr><td>共通</td><td><u>大規模被害が発生、又は発生するおそれがある場合</u></td></tr></table> <u>なお、流山警察署長は、管内の実情に応じて、県警察本部長の発令前に必要な体制を整えることができる。</u> 2 災害警備活動要領 ア 要員の招集及び参集 イ 地震、津波その他災害情報の収集及び伝達 ウ 装備資機材の運用 エ 通信の確保	体 制	災 害 種別	状 況 等	連絡室	地震	震度 4 以上の地震が発生した場合 津波注意報が発表された場合 東海地震観測情報が発表された場合	風水	<u>県内に大雨、洪水、暴風・高潮警報が発表された場合</u> <u>台風が接近・上陸するおそれがある場合</u> 等	対策室	地震	津波警報が発表された場合 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合等	共通	被害程度が小規模の場合	<u>災害警備</u> 本部	地震	大規模地震が発生した場合 津波警報が発表された場合 東海地震予知情報が発表された場合等	共通	<u>大規模被害が発生、又は発生するおそれがある場合</u>
体 制	災 害 種別	状 況 等																		
連絡室	地震	震度 4 以上の地震が発生した場合 津波注意報が発表された場合 東海地震観測情報が発表された場合																		
	風水	<u>県内に大雨、洪水、暴風・高潮警報が発表された場合</u> <u>台風が接近・上陸するおそれがある場合</u> 等																		
対策室	地震	津波警報が発表された場合 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合等																		
	共通	被害程度が小規模の場合																		
<u>災害警備</u> 本部	地震	大規模地震が発生した場合 津波警報が発表された場合 東海地震予知情報が発表された場合等																		
	共通	<u>大規模被害が発生、又は発生するおそれがある場合</u>																		

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	オ 負傷者の救出及び救護 カ 避難誘導及び避難地区の警戒 キ 警戒線の設定 ク 災害の拡大防止と二次災害の防止 ケ 報道発表 コ 行方不明者の搜索及び迷子等の保護 サ 死傷者の身元確認、遺体の収容 シ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保） ス 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動） セ 協定に基づく関係機関への協力要請 ソ その他必要な応急措置 3 社会秩序の維持及び社会的混乱の防止 <u>大地震</u>が発生した場合、警察は住民の生命・身体・財産を保護するものとする。 また、初期的段階においては、被害実態を早期に把握するとともに人命の保護を第一とし、初期的段階以後は、被災地区の秩序回復、犯罪の予防等、各種地域安全活動や人心の安心を図るための広報及び情報活動を実施するものとする。 (1) 地域安全対策 市及び警察は、被災地における安全な生活を確保するため、災害の発生に便乗した悪質商法、窃盗の予防等、被災地域に密着した活動を実施する。 ア 犯罪の予防等 (ア) 地域安全情報の収集・提供 市及び警察は、被災地における各種犯罪の発生状況及び被災地住民の要望等、各種地域安全情報を収集するとともに、必要な情報を地域安全ニュースとして積極的に提供し、被災地における犯罪の未然防止等に努めるものとする。 (イ) 地域安全活動 a. 警戒警備の強化 市及び警察は、被災地及びその周辺におけるパトロール活動を強化して一般防犯活動に努めるとともに、避難場所、食糧、救援物資、復旧資材その他生活必需物資の集積所等に対する重点的なパトロール活動を行う。 b. 困りごと相談所の開設 市及び警察は、必要により困りごと相談所を開設し、<u>災害時要援護者</u>に対する便宜供与、死傷者の確認、その他の相談活動を行う。 c. 自主防災組織との連携 市及び警察は、自主防災組織と連携してパトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、被災地における各種犯罪・事故の未然防止や被災住民等の不安除去及び安全確保に努める。 イ デマ情報に対する措置 災害の発生時にはデマ情報が発生して人心の不安を招くほか、パニックや各種犯罪を誘発す	オ 負傷者の救出及び救護 カ 避難誘導及び避難地区の警戒 キ 警戒線の設定 ク 災害の拡大防止と二次災害の防止 ケ 報道発表 コ 行方不明者の搜索及び迷子等の保護 サ 死傷者の身元確認、遺体の収容 シ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保） ス 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動） セ 協定に基づく関係機関への協力要請 ソ その他必要な応急措置 3 社会秩序の維持及び保安対策 <u>災害</u>が発生した場合、警察は住民の生命・身体・財産を保護するものとする。 また、初期的段階においては、被害実態を早期に把握するとともに人命の保護を第一とし、初期的段階以後は、被災地区の秩序回復、犯罪の予防等、各種地域安全活動や人心の安心を図るための広報及び情報活動を実施するものとする。 (1) 社会秩序の維持 市及び警察は、被災地における安全な生活を確保するため、災害の発生に便乗した悪質商法、窃盗の予防等、被災地域に密着した活動を実施する。 ア 犯罪の予防等 (ア) 地域安全情報の収集・提供 市及び警察は、被災地における各種犯罪の発生状況及び被災地住民の要望等、各種地域安全情報を収集するとともに、必要な情報を地域安全ニュースとして積極的に提供し、被災地における犯罪の未然防止等に努めるものとする。 (イ) 地域安全活動 a. 警戒警備の強化 市及び警察は、被災地及びその周辺におけるパトロール活動を強化して一般防犯活動に努めるとともに、避難場所、食糧、救援物資、復旧資材その他生活必需物資の集積所等に対する重点的なパトロール活動を行う。 b. 困りごと相談所の開設 市及び警察は、必要により困りごと相談所を開設し、<u>要配慮者</u>に対する便宜供与、死傷者の確認、その他の相談活動を行う。 c. 自主防災組織との連携 市及び警察は、自主防災組織と連携してパトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、被災地における各種犯罪・事故の未然防止や被災住民等の不安除去及び安全確保に努める。 イ デマ情報に対する措置 災害の発生時にはデマ情報が発生して人心の不安を招くほか、パニックや各種犯罪を誘発す

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	る要因ともなることから、市及び警察は被災地域等の住民に対し、災害の実態、避難者の状況、関係防災機関の活動状況等の情報を積極的に提供し、住民の不安除去に努めるものとする。 ウ 社会的混乱の抑制 警察は、被災地に限らず災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び市民に対する適切な情報提供を行い、社会的混乱の抑制に努める。 (2) 保安対策 ア 危険物等に対する措置 (ア) 市及び警察は、鉄砲・火薬類の製造、販売業者及び所有者に対し、窃盗、紛失事故のないよう厳重な保管指導に努めるとともに、建物の倒壊等により保管場所が被災した場合には、関係業者への保管委託及び警察署での一時預り措置を行うものとする。 (イ) 市及び警察は、石油類等危険物及び高圧ガス等の製造・貯蔵施設等に対しては、関係機関との連携を図り、警戒要員を派遣して警戒区域(警戒線)内の立入禁止制限、避難誘導、広報等を実施し、危険物による災害の未然防止と拡大防止に努める。	る要因ともなることから、市及び警察は被災地域等の住民に対し、災害の実態、避難者の状況、関係防災機関の活動状況等の情報を積極的に提供し、住民の不安除去に努めるものとする。 ウ 社会的混乱の抑制 警察は、被災地に限らず災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び市民に対する適切な情報提供を行い、社会的混乱の抑制に努める。 (2) 保安対策 ア 危険物等に対する措置 (ア) 市及び警察は、鉄砲・火薬類の製造、販売業者及び所有者に対し、窃盗、紛失事故のないよう厳重な保管指導に努めるとともに、建物の倒壊等により保管場所が被災した場合には、関係業者への保管委託及び警察署での一時預り措置を行うものとする。 (イ) 市及び警察は、石油類等危険物及び高圧ガス等の製造・貯蔵施設等に対しては、関係機関との連携を図り、警戒要員を派遣して警戒区域（警戒線）内の立入禁止制限、避難誘導、広報等を実施し、危険物による災害の未然防止と拡大防止に努める。
風 3-79	第 4 節 警備・交通規制計画 第 1 災害警備計画 【<u>予防消防班・警防班</u>・消防団・流山警察署】 警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、<u>被災者の救出救助、交通の確保、各種災害の予防及び取締り、その他社会秩序の維持</u>に当たる。 1 警備体制 警察本部及び警察署は、<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。</u> <u>(1) 総合対策本部</u> <u>大規模被害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合</u> <u>(2) 対策室</u> <u>災害発生のおそれがある場合又は被害程度が小規模の場合</u> <u>(3) 連絡室</u> <u>県内に、大雨、洪水、暴風・高潮警報が発表された場合、又は台風が接近・上陸するおそれがある場合</u> 2 災害警備活動要領 ア 要員の招集及び参集 イ 地震、津波その他災害情報の収集及び伝達	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	ウ 装備資機材の運用 エ 通信の確保 オ 負傷者の救出及び救護 カ 避難誘導及び避難地区の警戒 キ 警戒線の設定 ク 災害の拡大防止と二次災害の防止 ケ 報道発表 コ 行方不明者の捜索及び迷子等の保護 サ 死傷者の身元確認、遺体の収容 シ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保） ス 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動） セ 協定に基づく関係機関への協力要請 ソ その他必要な応急措置 3 社会秩序の維持及び社会的混乱の防止 災害が発生した場合、警察は住民の生命・身体・財産を保護するものとする。 また、初期的段階においては、被害実態を早期に把握するとともに人命の保護を第一とし、初期的段階以後は、被災地区の秩序回復、犯罪の予防等、各種地域安全活動や人心の安心を図るための広報及び情報活動を実施するものとする。 (1) 地域安全対策 市及び警察は、被災地における安全な生活を確保するため、災害の発生に便乗した悪質商法、窃盗の予防等、被災地域に密着した活動を実施する。 ア 犯罪の予防等 (ア) 地域安全情報の収集・提供 市及び警察は、被災地における各種犯罪の発生状況及び被災地住民の要望等、各種地域安全情報を収集するとともに、必要な情報を地域安全ニュースとして積極的に提供し、被災地における犯罪の未然防止等に努めるものとする。 (イ) 地域安全活動 a. 警戒警備の強化 市及び警察は、被災地及びその周辺におけるパトロール活動を強化して一般防犯活動に努めるとともに、避難場所、食糧、救援物資、復旧資材その他生活必需物資の集積所等に対する重点的なパトロール活動を行う。 b. 困りごと相談所の開設 市及び警察は、必要により困りごと相談所を開設し、災害時要援護者に対する便宜供与、死傷者の確認、その他の相談活動を行う。 c. 自主防災組織との連携 市及び警察は、自主防災組織と連携してパトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、被災地における各種犯罪・事故の未然防止や被災住民等の不安除去及び安全確保に努	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）												
	める。 イ デマ情報に対する措置 災害の発生時にはデマ情報が発生して人心の不安を招くほか、パニックや各種犯罪を誘発する要因ともなることから、市及び警察は被災地域等の住民に対し、災害の実態、避難者の状況、関係防災機関の活動状況等の情報を積極的に提供し、住民の不安除去に努めるものとする。 ウ 社会的混乱の抑制 警察は、被災地に限らず災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び市民に対する適切な情報提供を行い、社会的混乱の抑制に努める。 (2) 保安対策 ア 危険物等に対する措置 (ア) 市及び警察は、鉄砲・火薬類の製造、販売業者及び所有者に対し、窃盗、紛失事故のないよう厳重な保管指導に努めるとともに、建物の倒壊等により保管場所が被災した場合には、関係業者への保管委託及び警察署での一時預り措置を行うものとする。 (イ) 市及び警察は、石油類等危険物及び高圧ガス等の製造・貯蔵施設等に対しては、関係機関との連携を図り、警戒要員を派遣して警戒区域(警戒線)内の立入禁止制限、避難誘導、広報等を実施し、危険物による災害の未然防止と拡大防止に努める。													
地 3-69	第 2 交通規制計画 【建設庶務班・道路班・県東葛飾土木事務所・流山警察署・県警察本部】 1 緊急輸送道路の確保 (1) 緊急輸送道路の確保順位 ア 確保順位 <u>市民の足となる道路交通を確保し</u>、災害応急対策活動を迅速かつ効果的に推進するため、<u>災害対策用</u>緊急輸送道路として次の順位により確保する。 <u>(ア) 第 1 次路線：被災地域へ通じる市道及び県道</u> <u>(イ) 第 2 次路線：その他応急対策活動上緊急度の高い道路</u> <table><tr><th colspan="2">表 3-4-<u>1</u> 市内の緊急輸送<u>路</u></th></tr><tr><td><u>第 1 次 緊急輸送路</u></td><td>市外からの支援を受けるための広域的緊急輸送等を担う幹線道路（高速道路、<u>有料道路</u>、国道、県道等） ア 常磐自動車道 イ 水戸街道（一般国道 6 号<u>線</u>） <u>ウ 流山有料道路</u> エ 松戸野田線（県道 5 号<u>線</u>） オ 草加流山線（県道 29 号）</td></tr><tr><td><u>第 2 次 緊急輸送路</u></td><td><u>第 1 次緊急輸送路と災害活動拠点や避難拠点を</u>連絡する主要道路 ア 白井流山線（県道 280 号）</td></tr></table> イ 緊急輸送道路以外の路線 指定の路線を確保することが困難な場合もしくは応急対策上重要となる路線については、必	表 3-4- <u>1</u> 市内の緊急輸送 <u>路</u>		<u>第 1 次 緊急輸送路</u>	市外からの支援を受けるための広域的緊急輸送等を担う幹線道路（高速道路、 <u>有料道路</u> 、国道、県道等） ア 常磐自動車道 イ 水戸街道（一般国道 6 号 <u>線</u> ） <u>ウ 流山有料道路</u> エ 松戸野田線（県道 5 号 <u>線</u> ） オ 草加流山線（県道 29 号）	<u>第 2 次 緊急輸送路</u>	<u>第 1 次緊急輸送路と災害活動拠点や避難拠点を</u> 連絡する主要道路 ア 白井流山線（県道 280 号）	第 2 交通規制計画 【建設庶務班・道路班・県東葛飾土木事務所・流山警察署・県警察本部】 1 緊急輸送道路の確保 (1) 緊急輸送道路の確保順位 ア 確保順位 災害応急対策活動を迅速かつ効果的に推進するため、<u>県指定の</u>緊急輸送道路を次の順位により確保する。 <table><tr><th colspan="2">表 3-4-<u>2</u> 市内の緊急輸送<u>道路</u></th></tr><tr><td>1 次 <u>路 線</u></td><td>市外からの支援を受けるための広域的緊急輸送等を担う幹線道路（高速道路、国道、県道等） ア 常磐自動車道 イ 水戸街道（一般国道 6 号） <u>ウ</u> 松戸野田線（県道 5 号） <u>エ</u> 草加流山線（県道 29 号）</td></tr><tr><td>2 次 <u>路 線</u></td><td>1 次<u>路線を補完し市役所等と</u>連絡する主要道路 ア 白井流山線（県道 280 号）</td></tr></table> イ 緊急輸送道路以外の路線 指定の路線を確保することが困難な場合もしくは応急対策上重要となる路線については、必	表 3-4- <u>2</u> 市内の緊急輸送 <u>道路</u>		1 次 <u>路 線</u>	市外からの支援を受けるための広域的緊急輸送等を担う幹線道路（高速道路、国道、県道等） ア 常磐自動車道 イ 水戸街道（一般国道 6 号） <u>ウ</u> 松戸野田線（県道 5 号） <u>エ</u> 草加流山線（県道 29 号）	2 次 <u>路 線</u>	1 次 <u>路線を補完し市役所等と</u> 連絡する主要道路 ア 白井流山線（県道 280 号）
表 3-4- <u>1</u> 市内の緊急輸送 <u>路</u>														
<u>第 1 次 緊急輸送路</u>	市外からの支援を受けるための広域的緊急輸送等を担う幹線道路（高速道路、 <u>有料道路</u> 、国道、県道等） ア 常磐自動車道 イ 水戸街道（一般国道 6 号 <u>線</u> ） <u>ウ 流山有料道路</u> エ 松戸野田線（県道 5 号 <u>線</u> ） オ 草加流山線（県道 29 号）													
<u>第 2 次 緊急輸送路</u>	<u>第 1 次緊急輸送路と災害活動拠点や避難拠点を</u> 連絡する主要道路 ア 白井流山線（県道 280 号）													
表 3-4- <u>2</u> 市内の緊急輸送 <u>道路</u>														
1 次 <u>路 線</u>	市外からの支援を受けるための広域的緊急輸送等を担う幹線道路（高速道路、国道、県道等） ア 常磐自動車道 イ 水戸街道（一般国道 6 号） <u>ウ</u> 松戸野田線（県道 5 号） <u>エ</u> 草加流山線（県道 29 号）													
2 次 <u>路 線</u>	1 次 <u>路線を補完し市役所等と</u> 連絡する主要道路 ア 白井流山線（県道 280 号）													

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	要に応じその他の路線を確保する。 ウ 国・県への通知 国・県管理の路線について、市が災害対策実施上の必要から啓開作業をする場合は、各管理者に対してその旨を通知する。 <u>エ 緊急道路の復旧</u> <u>道路の復旧に当たっては、市内建設業者に機材や資材ストックの提供を含めた協力を要請し、相互に協力して緊急道路の交通確保に努める。</u> (2) 緊急輸送道路の応急復旧 市は、<u>市内の</u>緊急輸送道路の被害状況、<u>緊急輸送道路上の</u>障害物の状況を把握し、速やかに県東葛飾土木事務所に報告するとともに、所管する緊急輸送道路については、応急復旧作業を実施するものとする。なお、作業の実施に際しては、他機関の所管する道路における応急復旧作業の進捗に配慮し、効率的な輸送路の確保を図るものとする。 <u>なお、災害時の緊急輸送活動を支援する道路応急復旧作業を迅速に行うための人員及び資機材の確保を目的として、あらかじめ応急復旧作業と関係する建設業界等との協力体制の強化を図っておくものとする。</u> (3) 応急復旧用資機材等の整備 <u>建設部及び消防部は、道路復旧に必要な資機材を確保するため、事前に建設業界等の協力を得て、その状況を把握しておくものとする。</u> (4) 応急復旧作業 ア 市道路班 建設部長は、本部長の指示があった場合もしくは大規模な災害が発生した場合は、次のとおり緊急輸送路の確保のための作業を実施するものとする。 (ア) 緊急輸送路の被害状況を確認し、本部長に報告するものとする。 (イ) 本部長から指示又は要請された応急復旧工事の必要区間の 2 車線通行確保を図るものとする。 なお、被害の状況により応急修理ができないと判断される場合は、警察署長と協議の上、通行止め・迂回規制等の必要な措置をとるものとする。 また、やむを得ない事情により、独自の判断で交通規制を行った場合は、速やかに警察署長に通知するものとする。 (ウ) <u>緊急輸送路の確保作業</u>が完了した場合及び交通規制を行った場合は、速やかに本部長にその旨を報告するものとする。 イ 県東葛飾土木事務所 道路上の障害物の状況を調査し除去対策を立て、関係機関と協力の上、所管する道路の障害物の除去等を実施するものとする。 なお、応急復旧は、原則として 2 車線の通行が確保できることを目途とするものとする。 ウ 東日本高速道路（株） <u>災害が発生した場合においては、</u>速やかに交通を確保し、被害の拡大を防止する観点から応急復旧を行うものとする。この場合において、通行止めを実施しているときは、走行可能な状	要に応じその他の路線を確保する。 (2) 緊急輸送道路の応急復旧 市は、緊急輸送道路の被害状況、障害物の状況を把握し、速やかに県東葛飾土木事務所に報告するとともに、所管する緊急輸送道路については、応急復旧作業を実施するものとする。なお、作業の実施に際しては、他機関の所管する道路における応急復旧作業の進捗に配慮し、効率的な輸送路の確保を図るものとする。 <u>作業に当たっては、市内建設業者に機材や資材ストックの提供を含めた協力を要請し、相互に協力して緊急輸送道路の交通確保に努める。</u> ア 市道路班 建設部長は、本部長の指示があった場合もしくは大規模な災害が発生した場合は、次のとおり緊急輸送<u>道</u>路の確保のための作業を実施するものとする。 (ア) 緊急輸送<u>道</u>路の被害状況を確認し、本部長に報告するものとする。 (イ) 本部長から指示又は要請された応急復旧工事の必要区間の 2 車線通行確保を図るものとする。 なお、被害の状況により応急修理ができないと判断される場合は、警察署長と協議の上、通行止め・迂回規制等の必要な措置をとるものとする。 また、やむを得ない事情により、独自の判断で交通規制を行った場合は、速やかに警察署長に通知するものとする。 (ウ) <u>緊急輸送道路の確保</u>が完了した場合及び交通規制を行った場合は、速やかに本部長にその旨を報告するものとする。 イ 県東葛飾土木事務所 道路上の障害物の状況を調査し除去対策を立て、関係機関と協力の上、所管する道路の障害物の除去等を実施するものとする。 なお、応急復旧は、原則として 2 車線の通行が確保できることを目途とするものとする。 ウ 東日本高速道路（株） 速やかに交通を確保し、被害の拡大を防止する観点から応急復旧を行うものとする。この場合において、通行止めを実施しているときは、走行可能な状態に復旧させるものとする。

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	態に復旧させるものとする。 本部長は、救助活動等のための東日本高速道路（株）が管理する道路については特に速やかな応急復旧対策を要請するものとする。 エ 流山警察署 <u>交通確保の観点から</u>交通の障害となっている倒壊樹木、垂れ下がっている電線等の障害物の除去については、各道路管理者及び関係機関に連絡して復旧の促進を図るとともに、これに協力するものとする。 2 道路管理者の交通規制措置 道路管理者は、道路施設の被害により危険な状態が予想されもしくは発見したとき又は通報等により確認したときは、速やかに必要な範囲の規制をするものとする。 また、交通規制を実施するときは、警察等関係機関と緊密な連携をとるとともに、道路法、道路交通法もしくは災害対策基本法に基づく道路標識等を設置し、又は現場における警察官の指示等により行うものとする。 (1) 緊急交通路の交通規制 災害応急対策の実施において、人員及び救援物資の輸送を迅速かつ円滑に行うことは極めて重要である。このため<u>市は、緊急輸送を早期に開始できるよう、関係機関と協議の上、指定の緊急輸送道路の被害状況を迅速に把握し、緊急輸送道路の啓開作業を行うものとする。また、</u>緊急交通路の確保、被災地並びにその周辺道路の交通渋滞の解消等を目的とした交通規制を迅速・的確に実施するものとする。 (2) 区間指定による交通規制 道路管理者は、<u>道路法 46 条の規定により、</u>道路の破損、<u>決</u>壊、そのほかの事由により交通が危険であると認められる場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限するものとする。	本部長は、救助活動等のための東日本高速道路（株）が管理する道路については特に速やかな応急復旧対策を要請するものとする。 エ 流山警察署 交通の障害となっている倒壊樹木、垂れ下がっている電線等の障害物の除去については、各道路管理者及び関係機関に連絡して復旧の促進を図るとともに、これに協力するものとする。 <u>(3) 放置車両対策</u> <u>《災害対策基本法第 76 条の 6》</u> <u>ア 緊急車両の通行ルートの確保のための放置車両対策</u> <u>緊急通行車両の通行を確保する必要がある場合、道路管理者は区間を指定して以下を実施する。</u> <u>(ア) 放置車両や立ち往生車両等、緊急車両の通行の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令する。</u> <u>(イ) 運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動する。その際、やむを得ない限度での破損を容認する。</u> <u>イ 土地の一時使用</u> <u>前アの措置のため、やむを得ない場合、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物を処分する。</u> <u>ウ 国・県への通知</u> <u>国・県管理の路線について、啓開作業をする場合は、各管理者に対してその旨を通知する。</u> 2 道路管理者の交通規制措置 道路管理者は、道路施設の被害により危険な状態が予想されもしくは発見したとき又は通報等により<u>確認</u>したときは、速やかに必要な範囲の規制をするものとする。 また、交通規制を実施するときは、警察等関係機関と緊密な連携をとるとともに、道路法、道路交通法もしくは災害対策基本法に基づく道路標識等を設置し、又は現場における警察官の指示等により行うものとする。 (1) 緊急交通路の交通規制 災害応急対策の実施において、人員及び救援物資の輸送を迅速かつ円滑に行うことは極めて重要である。このため、緊急交通路の確保、被災地並びにその周辺道路の交通渋滞の解消等を目的とした交通規制を迅速・的確に実施するものとする。 (2) 区間指定による交通規制 道路管理者は、道路の破損、<u>欠</u>壊、そのほかの事由により交通が危険であると認められる場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限するものとする。

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）				
		《道路法 46 条》				
風 3-81	第 2 交通規制計画 【建設庶務班・道路班・県東葛飾土木事務所・流山警察署・県警察本部】 1 緊急輸送道路の確保 (1) 緊急輸送道路の確保順位 ア 確保順位 市民の足となる道路交通を確保し、災害応急対策活動を迅速かつ効果的に推進するため、災害対策用緊急輸送道路として次の順位により確保する。 (ア) 第 1 次路線：被災地域へ通じる市道及び県道 (イ) 第 2 次路線：その他応急対策活動上緊急度の高い道路 表 3-4-1 市内の緊急輸送路 <table><tr><td>第 1 次 緊急輸送路</td><td>市外からの支援を受けるための広域的緊急輸送等を担う幹線道路（高速道路、有料道路、国道、県道等） ア 常磐自動車道 イ 水戸街道（一般国道 6 号線） ウ 流山有料道路 エ 松戸野田線（県道 5 号線） オ 草加流山線（県道 29 号）</td></tr><tr><td>第 2 次 緊急輸送路</td><td>第 1 次緊急輸送路と災害活動拠点や避難拠点を連絡する主要道路 ア 白井流山線（県道 280 号）</td></tr></table> イ 緊急輸送道路以外の路線 指定の路線を確保することが困難な場合もしくは応急対策上重要となる路線については、必要に応じその他の路線を確保する。 ウ 国・県への通知 国・県管理の路線について、市が災害対策実施上の必要から啓開作業をする場合は、各管理者に対してその旨を通知する。 エ 緊急道路の復旧 道路の復旧に当たっては、市内建設業者に機材や資材ストックの提供を含めた協力を要請し、相互に協力して緊急道路の交通確保に努める。 (2) 緊急輸送道路の応急復旧 市は、市内の緊急輸送道路の被害状況、緊急輸送道路上の障害物の状況を把握し、速やかに県東葛飾土木事務所に報告するとともに、所管する緊急輸送道路については、応急復旧作業を実施するものとする。なお、作業の実施に際しては、他機関の所管する道路における応急復旧作業の進捗に配慮し、効率的な輸送路の確保を図るものとする。 なお、災害時の緊急輸送活動を支援する道路応急復旧作業を迅速に行うための人員及び資機材の確保を目的として、あらかじめ応急復旧作業と関係する建設業界等との協力体制の強化を図ってお	第 1 次 緊急輸送路	市外からの支援を受けるための広域的緊急輸送等を担う幹線道路（高速道路、有料道路、国道、県道等） ア 常磐自動車道 イ 水戸街道（一般国道 6 号線） ウ 流山有料道路 エ 松戸野田線（県道 5 号線） オ 草加流山線（県道 29 号）	第 2 次 緊急輸送路	第 1 次緊急輸送路と災害活動拠点や避難拠点を連絡する主要道路 ア 白井流山線（県道 280 号）	
第 1 次 緊急輸送路	市外からの支援を受けるための広域的緊急輸送等を担う幹線道路（高速道路、有料道路、国道、県道等） ア 常磐自動車道 イ 水戸街道（一般国道 6 号線） ウ 流山有料道路 エ 松戸野田線（県道 5 号線） オ 草加流山線（県道 29 号）					
第 2 次 緊急輸送路	第 1 次緊急輸送路と災害活動拠点や避難拠点を連絡する主要道路 ア 白井流山線（県道 280 号）					

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	<u>くものとする。</u> (3) 応急復旧用資機材等の整備 <u>建設部及び消防部は、道路復旧に必要な資機材を確保するため、事前に建設業界等の協力を得て、その状況を把握しておくものとする。</u> (4) 応急復旧作業 ア 市道路班 建設部長は、本部長の指示があった場合もしくは大規模な災害が発生した場合は、次のとおり緊急輸送路の確保のための作業を実施するものとする。 (ア) 緊急輸送路の被害状況を確認し、本部長に報告するものとする。 (イ) 本部長から指示又は要請された応急復旧工事の必要区間の 2 車線通行確保を図るものとする。 なお、被害の状況により応急修理ができないと判断される場合は、警察署長と協議の上、通行止め・迂回規制等の必要な措置をとるものとする。 また、やむを得ない事情により、独自の判断で交通規制を行った場合は、速やかに警察署長<u>の長</u>に通知するものとする。 (ウ) <u>緊急輸送路の確保作業</u>が完了した場合及び交通規制を行った場合は、速やかに本部長にその旨を報告するものとする。 イ 県東葛飾土木事務所 道路上の障害物の状況を調査し除去対策を立て、関係機関と協力の上、所管する道路の障害物の除去等を実施するものとする。 なお、応急復旧は、原則として 2 車線の通行が確保できることを目途とするものとする。 ウ 東日本高速道路（株） <u>災害が発生した場合においては</u>、速やかに交通を確保し、被害の拡大を防止する観点から応急復旧を行うものとする。この場合において、通行止めを実施しているときは、走行可能な状態に復旧させるものとする。 本部長は、救助活動等のための東日本高速道路（株）が管理する道路については特に速やかな応急復旧対策を要請するものとする。 エ 流山警察署 <u>交通確保の観点から</u>交通の障害となっている倒壊樹木、垂れ下がっている電線等の障害物の除去については、各道路管理者及び関係機関に連絡して復旧の促進を図るとともに、これに協力するものとする。 2 道路管理者の交通規制措置 道路管理者は、道路施設の被害により危険な状態が予想されもしくは発見したとき又は通報等により<u>承知</u>したときは、速やかに必要な範囲の規制をするものとする。 また、交通規制を実施するときは、警察等関係機関と緊密な連携をとるとともに、道路法、道路交通法もしくは災害対策基本法に基づく道路標識等を設置し、又は現場における警察官の指示等により行うものとする。	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）												
	(1) 緊急交通路の交通規制 災害応急対策の実施において、人員及び救援物資の輸送を迅速かつ円滑に行うことは極めて重要である。このため市は、緊急輸送を早期に開始できるよう、関係機関と協議の上、指定の緊急輸送道路の被害状況を迅速に把握し、緊急輸送道路の啓開作業を行うものとする。また、緊急交通路の確保、被災地並びにその周辺道路の交通渋滞の解消等を目的とした交通規制を迅速・的確に実施するものとする。 (2) 区間指定による交通規制 道路管理者は、道路法 46 条の規定により、道路の破損、決壊、そのほかの事由により交通が危険であると認められる場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限するものとする。													
地 3-72	3 警察の交通規制措置 (1) 災害応急対策期 ア 被災地への流入車両の制限 警察署は、地震災害発生直後において、交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、また緊急交通路を確保するため、「京葉・東葛地域直下型地震発生時の交通規制計画」に基づき、被災区域内への緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限するものとする。 表 3-4-2 流山市関係の規制箇所 <table><tr><th>規制線</th><th>検問場所</th></tr><tr><td>県道守谷流山線</td><td>・南 T 字路</td></tr><tr><td>江戸川</td><td>・旧松戸野田有料道路入口 ・流山 8 丁目交差点</td></tr></table> イ 緊急交通路の交通規制 災害対策基本法の規定に基づき、被災者の救難、救助のための人員の輸送車両、緊急物資輸送車両等緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限する。 なお、本市における緊急交通路指定予定路線は、県道松戸・野田線とする。 ウ 区域指定による規制 災害の状況により、災害現場及びその周辺の道路すべてを緊急輸送のため確保することが必要な場合には、その必要な区域を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。 エ 緊急交通路等における警察官等の措置 警察官は、緊急交通路等に放置された車両その他交通障害となる車両（物件）がある場合は、直ちに立ち退き・撤去の広報・指示を行うものとする。また、著しく障害となる車両その他の物件については、道路管理者等の協力を得て排除するほか、状況により必要な措置を講じるものとする。	規制線	検問場所	県道守谷流山線	・南 T 字路	江戸川	・旧松戸野田有料道路入口 ・流山 8 丁目交差点	3 警察の交通規制措置 (1) 災害応急対策期 ア 被災地への流入車両の制限 警察署は、災害発生直後において、交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、また緊急交通路を確保するため、被災区域内への緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限するものとする。 《京葉・東葛地域直下型地震発生時の交通規制計画》 表 3-4-3 流山市関係の規制箇所 <table><tr><th>規制線</th><th>検問場所</th></tr><tr><td>県道守谷流山線</td><td>・南 T 字路</td></tr><tr><td>江戸川</td><td>・流山 IC 入口 ・流山 8 丁目交差点</td></tr></table> イ 緊急交通路の交通規制 災害対策基本法の規定に基づき、被災者の救難、救助のための人員の輸送車両、緊急物資輸送車両等緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限する。 なお、本市における緊急交通路指定予定路線は、県道松戸・野田線とする。 ウ 区域指定による規制 災害の状況により、災害現場及びその周辺の道路すべてを緊急輸送のため確保することが必要な場合には、その必要な区域を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。 エ 緊急交通路等における警察官等の措置 警察官は、緊急交通路等に放置された車両その他交通障害となる車両（物件）がある場合は、直ちに立ち退き・撤去の広報・指示を行うものとする。また、著しく障害となる車両その他の物件については、道路管理者等の協力を得て排除するほか、状況により必要な措置を講じるものとする。	規制線	検問場所	県道守谷流山線	・南 T 字路	江戸川	・流山 IC 入口 ・流山 8 丁目交差点
規制線	検問場所													
県道守谷流山線	・南 T 字路													
江戸川	・旧松戸野田有料道路入口 ・流山 8 丁目交差点													
規制線	検問場所													
県道守谷流山線	・南 T 字路													
江戸川	・流山 IC 入口 ・流山 8 丁目交差点													

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	<u>なお、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官及び消防職員は、警察官がその場にいない場合に限り、警察官の職務を代行するものとし、自衛隊、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を実施する。</u> オ 広報活動 交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報については、交通情報板、警察車両、立看板、横断幕、現場の警察官による広報のほか、テレビ、ラジオ等のあらゆる広報媒体を通じて、周辺住民、ドライバーをはじめ市内外に広く周知するものとする。 (2) 復旧・復興期 ア 復旧・復興のための輸送路の交通規制 緊急交通路については、被災地における活動が災害応急対策から復旧・復興活動に重点が移行する段階において、災害の状況、災害応急対策の状況等を勘案して漸次見直しを行い、復旧・復興のための輸送路（復旧・復興関連物資輸送ルート）として運用する。 この場合、復旧・復興の円滑化のため、原則として復旧・復興関連物資輸送車両以外の車両の通行を禁止又は制限するものとする。 イ 災害応急対策期交通規制の見直し 緊急交通路のほか、災害応急対策期から実施中の交通規制についても、災害応急対策等の推移を勘案しながら規制区間、箇所等の見直しを行い、実態に即した交通規制を実施するものとする。 ウ 広報活動 復旧・復興期における交通関連情報については、あらゆる広報媒体を通じて住民への周知を図るものとする。 4 自衛官及び消防吏員の措置命令・措置等 ア 自衛官及び消防吏員（以下「自衛官等」という。）は、<u>災害対策基本法第 76 条の 3 第 3 項及び第 4 項に基づき</u>、警察官がその場にいない場合に限り、前記(3)イの職務の執行について行うことができる。 イ 自衛官等は、前項の命令をし又は措置をとったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。 5 緊急通行車両の確認等 (1) 緊急通行車両の確認 ア 車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急通行車両（道路交通法第 39 条第 1 項の緊急自動車、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）であることの確認を求めることができる。 イ 前項アにより確認したときは、知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則第 6 条に定める標章及び確認証明書を交付する。 ウ 前項イにより交付を受けた標章は、当該車両の助手席側の内側ウインドガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付する。 なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。	オ 広報活動 交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報については、交通情報板、警察車両、立看板、横断幕、現場の警察官による広報のほか、テレビ、ラジオ等のあらゆる広報媒体を通じて、周辺住民、ドライバーをはじめ市内外に広く周知するものとする。 (2) 復旧・復興期 ア 復旧・復興のための輸送路の交通規制 緊急交通路については、被災地における活動が災害応急対策から復旧・復興活動に重点が移行する段階において、災害の状況、災害応急対策の状況等を勘案して漸次見直しを行い、復旧・復興のための輸送路（復旧・復興関連物資輸送ルート）として運用する。 この場合、復旧・復興の円滑化のため、原則として復旧・復興関連物資輸送車両以外の車両の通行を禁止又は制限するものとする。 イ 災害応急対策期交通規制の見直し 緊急交通路のほか、災害応急対策期から実施中の交通規制についても、災害応急対策等の推移を勘案しながら規制区間、箇所等の見直しを行い、実態に即した交通規制を実施するものとする。 ウ 広報活動 復旧・復興期における交通関連情報については、あらゆる広報媒体を通じて住民への周知を図るものとする。 4 自衛官及び消防吏員の措置命令・措置等 ア 自衛官及び消防吏員（以下「自衛官等」という。）は、警察官がその場にいない場合に限り、前記(1)エの職務の執行について行うことができる。 <u>《災害対策基本法第 76 条の 3 第 3 項、第 4 項》</u> イ 自衛官等は、前項の命令をし又は措置をとったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。 5 緊急通行車両の確認等 (1) 緊急通行車両の確認 ア 車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急通行車両（道路交通法第 39 条第 1 項の緊急自動車、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）であることの確認を求めることができる。 イ 前項アにより確認したときは、知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則第 6 条に定める標章及び確認証明書を交付する。 ウ 前項イにより交付を受けた標章は、当該車両の助手席側の内側ウインドガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付する。 なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	エ 届出に関する手続は別に定める。 (2) 緊急通行車両の事前届出・確認 ア 公安委員会は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有する車両等で、<u>災害対策基本法第 50 条第 1 項</u>に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。 イ 公安委員会は、前<u>期</u>アにより緊急通行車両に該当すると認められるものについては、届出済証を交付する。 ウ 届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、前記(1)アの確認を受けることができる。この場合においては、確認審査を省略して前記(1)イの標章及び確認証明書を交付する。 エ 事前届出・確認に関する手続は、別に定める。 《資料 113・114》	エ 届出に関する手続は別に定める。 (2) 緊急通行車両の事前届出・確認 ア 公安委員会は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有する車両等で、<u>災害対策基本法第 76 条</u>に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。 イ 公安委員会は、前<u>記</u>アにより緊急通行車両に該当すると認められるものについては、届出済証を交付する。 ウ 届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、前記(1)アの確認を受けることができる。この場合においては、確認審査を省略して前記(1)イの標章及び確認証明書を交付する。 エ 事前届出・確認に関する手続は、別に定める。 《資料 113・114》 <u>6 規制除外車両の確認等</u> <u>(1) 規制除外車両</u> <u>緊急通行車両以外の社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両を、交通規制の対象から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）とし、公安委員会の意思決定に基づき通行禁止の対象から除外することとする。</u> <u>ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両</u> <u>イ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両</u> <u>ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）</u> <u>エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両</u> <u>(2) 規制除外車両の確認</u> <u>規制除外車両の確認は、前記 5(1)を準用する。</u> <u>(3) 規制除外車両の事前届出・確認</u> <u>規制除外車両は事前届出制度の対象とし、事前届出・確認は、前記 5(2)を準用する。</u> <u>7 交通情報の収集及び提供</u> ア 交通情報の収集は、自動車、オートバイその他の機動力を活用して行う。 なお、警察本部においては、隣接市町村、隣接都県及び警察庁（管区警察局を含む。）と連携を密にし、交通情報の収集を行う。 イ 交通規制等の交通情報の提供は、県及び警察を通じて行う。 <u>8 運転者のとるべき措置</u> 地震 地震災害発生時における運転者のとるべき措置については、次の事項の周知を図る。

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	ア 走行中の車両の運転手は、次の行動をとること （ア） 直ちに、車両を道路の左側に停止させること （イ） 停止後は、ラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し行動すること （ウ） 車両を置いて避難するときはできるだけ道路外の場所に移動する。やむを得ず道路上において避難するときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車する等通行の障害とならない方法により駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと イ 避難のために車両を利用しないこと ウ 通行禁止区域等において、次の措置をとること （ア） 車両を道路外の場所に置くこと （イ） 道路外に置く場所のない車両は、通行禁止区域等の外に移動すること （ウ） 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車する等、緊急通行車両の通行の妨げとならない方法により駐車すること	ア 走行中の車両の運転手は、次の行動をとること （ア） 直ちに、車両を道路の左側に停止させること （イ） 停止後は、ラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し行動すること （ウ） 車両を置いて避難するときはできるだけ道路外の場所に移動する。やむを得ず道路上において避難するときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車する等通行の障害とならない方法により駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと イ 避難のために車両を利用しないこと ウ 通行禁止区域等において、次の措置をとること （ア） 車両を道路外の場所に置くこと （イ） 道路外に置く場所のない車両は、通行禁止区域等の外に移動すること （ウ） 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車する等、緊急通行車両の通行の妨げとならない方法により駐車すること
風 3-84	3 緊急通行車両の確認等 (1) 緊急通行車両の確認 ア 車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急通行車両（道路交通法第 39 条第 1 項の緊急自動車、災害応急対策的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）であることの確認を求めることができる。 イ 前項アにより確認したときは、知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則第 6 条に定める標章及び確認証明書を交付する。 ウ 前項イにより交付を受けた標章は、当該車両の助手席側の内側ウインドガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付する。 なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。 エ 届出に関する手続は別に定める。 (2) 緊急通行車両の事前届出・確認 ア 公安委員会は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有する車両等で、<u>災害対策基本法第 50 条第 1 項</u>に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。 イ 公安委員会は、前記アにより緊急通行車両に該当すると認められるものについては、届出済証を交付する。 ウ 届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、前記(1)アの確認を受けることができる。この場合においては、確認審査を省略して前記(1)イの標章及び確認証明書を交付する。 エ 事前届出・確認に関する手続は、別に定める。 《資料 113・114》 4 交通情報の収集及び提供	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	ア 交通情報の収集は、自動車、オートバイその他の機動力を活用して行う。 なお、警察本部においては、隣接市町村、隣接都県及び警察庁（管区警察局を含む。）と連携を密にし、交通情報の収集を行う。 イ 交通規制等の交通情報の提供は、県及び警察を通じて行う。	
地 3-75	第 5 節 避難計画 市は、<u>地震発生時に</u>、被災者及び危険地域の住民等を速やかに安全な場所へ避難誘導するため、避難の勧告・指示基準や伝達、誘導等の方法を定めるとともに、避難住民の生活を維持するため、避難所の設置及び管理運営の方法について定めるものとする。 第 1 避難方法 【災対本部事務局・避難誘導救援班】 <u>地震</u>発生時の避難方法は、次のとおりとする。 地震発生 (1)《避難が必要な状況が発生》 自主避難又は避難準備情報、 避難勧告・指示の発令 《避難行動開始》 (2)『<u>避難場所・避難所</u>』へ避難 (小・中学校、高等学校、公民館、公園等) 《火災延焼・崖崩れ危険等》 避難場所・ <u>避難所</u>は安全 避難場所・ <u>避難所</u>が危険 《避難が必要な状況が発生》 避難勧告 (3)帰宅 (家屋被害無) (4)『<u>避難場所・避難所</u>』で 避難継続 (焼失・倒壊家屋等の被災者) (5)『<u>広域避難場所</u>』へ避難 (6)《避難要因解除》 (7)応急仮設住宅へ移住 災害発生 (1)《避難が必要な状況が発生》 自主避難又は避難準備情報、 避難勧告・指示の発令 《避難行動開始》 (2)『<u>指定緊急避難場所・指定避難所</u>』へ避難 (小・中学校、高等学校、公民館、公園等) 《火災延焼・崖崩れ危険等》 指定緊急避難場所・ <u>指定避難所</u>は安全 指定緊急避難場所・ <u>指定避難所</u>が危険 《避難が必要な状況が発生》 避難勧告 (3)帰宅 (家屋被害無) (4)『<u>指定避難所</u>』で避難継続 (焼失・倒壊家屋等の被災者) (5)『<u>広域避難場所</u>』へ避難 (6)《避難要因解除》 (7)応急仮設住宅へ移住	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	図 3-5-1 避難フロー図 (1) 自主避難又は避難準備情報、避難勧告・指示の発令による避難 <u>地震発生後</u>、火災や崖崩れ等の危険が迫り、住民の自主判断で避難が必要な状況が発生したり、避難準備情報が<u>提供</u>された場合は、避難行動を開始するか、もしくはいつでも避難できるよう態勢を整える。さらに、<u>地震</u>によって自宅が全半壊したり、避難勧告・指示が発令された場合は、速やかに避難行動を開始する。 (2) 避難場所・避難所への避難 避難行動を開始した住民は、事前に指定された避難場所等へ危険回避のために避難を行う。 (3) 避難者の帰宅 一時的に避難した住民のうち、地域や自宅の危険が去り、自宅の被害が免れた又は被害が軽微な住民は、それぞれの自宅に帰宅するものとする。 (4) 避難所での避難者収容 市は、<u>避難所が火災延焼等の危険性がなく</u>、安全が確保された場合において、焼失や倒壊等により自宅に帰れなくなった被災者等を<u>避難所で収容する</u>ものとする。 (5) 広域避難場所への避難 <u>地震発生後</u>、火災延焼等により当該避難場所が危険な状況になり避難勧告・指示が出された場合には、事前に定められている広域避難場所へ避難するものとする。 《資料 100》 (6) 広域避難場所から<u>避難所へ移動し避難者を収容</u> <u>広域避難場所は、比較的大きな公園等の屋外空間であることから</u>危険要因が去った後、市は安全性が確保された避難所へ最終避難させるものとする。 (7) <u>隣接市の避難所への避難</u> 避難経路の途絶等の理由によって、<u>市が指定、開設した</u>避難場所及び避難所に避難することが危険又は困難な場合においては、予め協定を締結し、或いは、臨機に要請した隣接市の避難場所又は避難所に避難させるものとする。また、市の指示を待つ暇が無いと判断した場合は、住民自らの判断によって、最寄りの隣接市の避難場所又は避難所に避難するものとする。 (8) 避難者数が避難所の収容能力を超過した場合の処置 避難者数が避難所の<u>収容</u>能力を超過する場合は、民間施設を含む施設<u>を新たな避難所として確保、広域避難場所等に天幕等による臨時の避難所を開設しつつ</u>、隣接又は努めて近傍の自治体に避難所を確保する。 <u>このため、収容能力を超過する可能性がある場合は、発災直後から、国及び県等に対して、天幕等、臨時避難所の開設・運営に必要な資器材の支援、並びに、隣接又は努めて近傍で、かつ、避難</u>	図 3-5-1 避難フロー図 (1) 自主避難又は避難準備情報、避難勧告・指示の発令による避難 火災や崖崩れ、<u>浸水</u>等の危険が迫り、住民の自主判断で避難が必要な状況が発生したり、避難準備情報が<u>発令</u>された場合は、避難行動を開始するか、もしくはいつでも避難できるよう態勢を整える。さらに、<u>災害によって自宅が全半壊したり</u>、避難勧告・指示が発令された場合は、速やかに避難行動を開始する。 <u>なお、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行う。</u> (2) <u>指定緊急避難場所・指定避難所への避難</u> 避難行動を開始した住民は、事前に指定された避難場所等へ危険回避のために避難を行う。 (3) 避難者の帰宅 一時的に避難した住民のうち、地域や自宅の危険が去り、自宅の被害が免れた又は被害が軽微な住民は、それぞれの自宅に帰宅するものとする。 (4) <u>指定避難所での受入</u> 市は、<u>避難所</u>の安全が確保された場合において、焼失や倒壊等により自宅に帰れなくなった被災者等を<u>指定避難所に受け入れる</u>ものとする。 《参照 本節「第 7 避難所の開設」》 (5) 広域避難場所への避難 火災延焼等により当該避難場所が危険な状況になり避難勧告・指示が出された場合には、事前に定められている広域避難場所へ避難するものとする。 《資料 100》 (6) 広域避難場所から<u>指定避難所での受入</u> 危険要因が去った後、市は安全性が確保された<u>指定</u>避難所へ最終避難させるものとする。 (7) <u>応急仮設住宅への移住</u> <u>応急仮設住宅が建設された場合、市は被災者を応急仮設住宅での生活に移行させるものとする。(第 3 章「第 13 節 公的住宅等の提供及び住宅の応急修理計画」参照)</u> (8) 避難者数が避難所の収容能力を超過した場合の処置 避難者数が避難所の<u>受入</u>能力を超過する場合は、民間施設を含む施設を<u>臨時の避難所として開設するほか</u>、隣接又は努めて近傍の自治体に避難所を確保する。 《参照 本節第 6「5 臨時の避難所」、本節「第 9 広域一時滞在」》

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	<u>所に余裕のある可能性の高い自治体に対して避難者の受け入れを要請する。</u> <u>(9) 応急仮設住宅への移住</u> <u>避難所開設の後、応急仮設住宅が建設された場合、市は被災者を応急仮設住宅での生活に移行させるものとする。（第 3 章「第 12 節 公的住宅等の提供及び住宅の応急修理計画」参照）</u> <u>第 2 実施機関</u> <u>【災対本部事務局・河川班・流山警察署・自衛隊】</u> <u>1 避難の勧告又は指示</u> <u>避難の勧告又は、指示を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一次的な実施責任者である市長を中心として、相互に連携をとり実施するものとする。</u> <u>ア 市町村長（災害対策基本法第 60 条）</u> <u>イ 知事（災害対策基本法第 60 条 5 項）</u> <u>ウ 警察官又は海上保安官（災害対策基本法第 61 条、警察官職務執行法第 4 条）</u> <u>エ 水防管理者（市町村長、市町村水防事務組合管理者、水防予防組合管理者《水防法第 29 条》）</u> <u>オ 知事又はその命を受けた県職員（水防法第 29 条、地すべり等防止法第 25 条）</u> <u>カ 災害のため派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る。《自衛隊法第 94 条》）</u> <u>2 避難所の設置</u> <u>ア 避難所の設置は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。</u> <u>イ 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことが出来ないときは、救助に着手するものとする。</u> <u>ウ 災害救助法が適用された場合においても、知事が救助を迅速に行う必要があると認めているときは、知事の指示により市長が救助を行うものとする。</u> <u>エ 市限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。</u>	※（7）に移動
風 3-85	<u>第 5 節 避難計画</u> 市は、災害が発生し又は発生するおそれがあるとき、被災者及び危険地域の住民等を速やかに安全な場所へ避難誘導するため、避難の勧告・指示基準や伝達、誘導等の方法を定め、また、避難住民の生活を維持するため、避難所の設置及び管理運営の方法について定めるものとする。 <u>第 1 避難方法</u> <u>【災対本部事務局・避難誘導救援班】</u> 災害発生時の避難方法は、次のとおりとする。	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	風水害発生 (1) 《避難が必要な状況が発生》 自主避難又は避難準備情報、避難勧告・指示の発令 (2) 《避難行動開始》 『避難場所』へ避難 (小・中学校、高等学校、公民館、公園等) 《火災延焼・崖崩れ危険等》 避難場所・避難所は安全 避難場所・避難所が危険 《避難が必要な状況が発生》 避難勧告 (3) 帰宅 (家屋被害無) (4) 『避難所』で避難継続 (焼失・倒壊家屋等の被災者) (5) 『広域避難場所』へ避難 (6) 《避難要因解除》 (7) 応急仮設住宅へ移住 図 3-5-1 避難フロー図 (1) 自主避難又は避難準備情報、避難勧告・指示の発令による避難 火災や崖崩れ、浸水等の危険が迫り、住民の自主判断で避難が必要な状況が発生したり、避難準備情報が提供された場合は、避難行動を開始するか、もしくはいつでも避難できるよう態勢を整える。さらに、避難勧告・指示が発令された場合は、速やかに避難行動を開始する。 (2) 避難場所・避難所への避難 避難行動を開始した住民は、事前に指定された避難場所等へ危険回避のために避難を行う。 (3) 避難者の帰宅 一時的に避難した住民のうち、地域や自宅の危険が去り、自宅の被害が免れた又は被害が軽微な住民は、それぞれの自宅に帰宅するものとする。 (4) 避難所での避難者収容 市は、<u>避難所が火災延焼等の危険性がなく</u>、安全が確保された場合において、焼失や倒壊等によ	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	り自宅に帰れなくなった被災者等を避難所で収容するものとする。 (5) 広域避難場所への避難 <u>地震発生後</u>、火災延焼等により当該避難場所が危険な状況になり避難勧告・指示が出された場合には、事前に定められている広域避難場所へ避難するものとする。 《資料 100》 (6) 広域避難場所から避難所へ移動し避難者を収容 <u>広域避難場所は、比較的大きな公園等の屋外空間であることから</u>危険要因が去った後、市は安全性が確保された避難所へ最終避難させるものとする。 (7) 隣接市の避難所への避難 避難経路の途絶等の理由によって、<u>市が指定、開設した</u>避難場所及び避難所に避難することが危険又は困難な場合においては、予め協定を締結し、或いは、臨機に要請した隣接市の避難場所又は避難所に避難させるものとする。また、市の指示を待つ暇が無いと判断した場合は、住民自らの判断によって、最寄りの隣接市の避難場所又は避難所に避難するものとする。 (8) 避難者数が避難所の収容能力を超過した場合の処置 <u>避難者数が避難所の収容能力を超過する場合は、民間施設を含む施設を新たな避難所として確保、広域避難場所等に天幕等による臨時の避難所を開設しつつ、隣接又は努めて近傍の自治体に避難所を確保する。</u> <u>このため、収容能力を超過する可能性がある場合は、発災直後から、国及び県等に対して、天幕等、臨時避難所の開設・運営に必要な資器材の支援、並びに、隣接又は努めて近傍で、かつ、避難所に余裕のある可能性の高い自治体に対して避難者の受け入れを要請する。</u> (9) 応急仮設住宅への移住 <u>避難所開設の後</u>、応急仮設住宅が建設された場合、市は被災者を応急仮設住宅での生活に移行させるものとする。（第 3 章「第 12 節 公的住宅等の提供及び住宅の応急修理計画」参照） 第 2 実施機関 <u>【災対本部事務局・河川班・流山警察署・自衛隊】</u> 1 避難の勧告又は指示 <u>避難の勧告又は、指示を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一次的な実施責任者である市長を中心として、相互に連携をとり実施するものとする。</u> <u>ア 市町村長（災害対策基本法第 60 条）</u> <u>イ 知事（災害対策基本法第 60 条 5 項）</u> <u>ウ 警察官又は海上保安官（災害対策基本法第 61 条、警察官職務執行法第 4 条）</u> <u>エ 水防管理者（市町村長、市町村水防事務組合管理者、水防予防組合管理者《水防法第 29 条》）</u> <u>オ 知事又はその命を受けた県職員（水防法第 29 条、地すべり等防止法第 25 条）</u> <u>カ 災害のため派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る。《自衛</u>	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）																
	隊法第 94 条》） 2 避難所の設置 ア 避難所の設置は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。 イ 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことが出来ないときは、救助に着手するものとする。 ウ 災害救助法が適用された場合においても、知事が救助を迅速に行う必要があると認めているときは、知事の指示により市長が救助を行うものとする。 エ 市独自で対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。																	
地 3-77	第 3 避難準備情報及び避難勧告・指示等 【災対本部事務局・河川班・流山警察署・自衛隊】 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、市長等は関係機関の協力を得て、住民に対して避難準備情報の提供や避難勧告・指示を行<i>い、また安全に住民を誘導して未然に被害をくい止めるものとする。</i> 1 避難準備情報及び避難勧告・指示 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、本部長は、その状況に応じて適切な避難準備情報の提供及び避難勧告・指示をするものとする。 表 3-5-1 避難情報の種類 <table><tr><th>種 類</th><th>内 容</th></tr><tr><td>避難準備情報</td><td>住民に避難の準備を促すほか、避難に時間がかかる災害時要援護者の方々にいち早く安全な場所に避難していただくために発令する情報であり、避難勧告に先んじて発令する。</td></tr><tr><td>避難勧告</td><td>その対象地域の住民等に対し避難を拘束するものではないが、住民がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め、又は促すものである。</td></tr><tr><td>避難指示</td><td>被害の危険が目前に切迫している場合等に発し、勧告よりも拘束力が強く、住民等を避難のため立ち退かせるものである。</td></tr></table> (1) 避難の基準 災害時における避難の勧告・指示の発令は、災害の発生により危険が切迫し、地域住民を緊急に安全な場所へ避難させる必要があると認められるときとする。	種 類	内 容	避難準備情報	住民に避難の準備を促すほか、避難に時間がかかる災害時要援護者の方々にいち早く安全な場所に避難していただくために発令する情報であり、避難勧告に先んじて発令する。	避難勧告	その対象地域の住民等に対し避難を拘束するものではないが、住民がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め、又は促すものである。	避難指示	被害の危険が目前に切迫している場合等に発し、勧告よりも拘束力が強く、住民等を避難のため立ち退かせるものである。	第 2 避難準備情報及び避難勧告・指示等 【災対本部事務局・千葉県・流山警察署・自衛隊】 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、市長等は関係機関の協力を得て、住民に対して避難準備情報の発令や避難勧告・指示を行<i>う。</i> 1 避難情報の種類 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、本部長は、その状況に応じて適切な避難準備情報の提供及び避難勧告・指示をするものとする。 表 3-5-1 避難情報の種類 <table><tr><th>種 類</th><th>内 容</th></tr><tr><td>避難準備情報</td><td>住民に避難の準備を促すほか、避難に時間がかかる要配慮者がいち早く安全な場所に避難できるように発令する情報であり、避難勧告に先んじて発令する。</td></tr><tr><td>避難勧告</td><td>その対象地域の住民等に対し避難を拘束するものではないが、住民がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め、又は促すものの。</td></tr><tr><td>避難指示</td><td>被害の危険が目前に切迫している場合等に発し、勧告よりも拘束力が強く、住民等を避難のため立ち退かせるもの。</td></tr></table> ※立ち退きを行うことが危険な場合は、屋内での待避等、安全確保措置をとるよう指示する。 2 避難の基準 避難の勧告・指示の発令は、災害の発生により危険が切迫し、地域住民を緊急に安全な場所へ避難させる必要があると認められるときとする。	種 類	内 容	避難準備情報	住民に避難の準備を促すほか、避難に時間がかかる要配慮者がいち早く安全な場所に避難できるように発令する情報であり、避難勧告に先んじて発令する。	避難勧告	その対象地域の住民等に対し避難を拘束するものではないが、住民がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め、又は促すものの。	避難指示	被害の危険が目前に切迫している場合等に発し、勧告よりも拘束力が強く、住民等を避難のため立ち退かせるもの。
種 類	内 容																	
避難準備情報	住民に避難の準備を促すほか、避難に時間がかかる災害時要援護者の方々にいち早く安全な場所に避難していただくために発令する情報であり、避難勧告に先んじて発令する。																	
避難勧告	その対象地域の住民等に対し避難を拘束するものではないが、住民がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め、又は促すものである。																	
避難指示	被害の危険が目前に切迫している場合等に発し、勧告よりも拘束力が強く、住民等を避難のため立ち退かせるものである。																	
種 類	内 容																	
避難準備情報	住民に避難の準備を促すほか、避難に時間がかかる要配慮者がいち早く安全な場所に避難できるように発令する情報であり、避難勧告に先んじて発令する。																	
避難勧告	その対象地域の住民等に対し避難を拘束するものではないが、住民がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め、又は促すものの。																	
避難指示	被害の危険が目前に切迫している場合等に発し、勧告よりも拘束力が強く、住民等を避難のため立ち退かせるもの。																	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）								
	避 難 基 準 ア 気象庁から余震に関する情報（余震発生確率）や各種気象警報が発せられ、被害拡大のおそれがあるとき イ <u>河川の上流が地震被害を受け、下流域において浸水の危険があるとき</u> ウ 火災が拡大するおそれがあるとき エ 爆発のおそれがあるとき オ 大量の有害又は有毒ガスあるいは可燃性ガス又は液体の流出等があったとき カ <u>がけくずれ</u>等によって危険が切迫したとき、あるいは斜面において落石、亀裂、湧水、地鳴り等普段と異なる状況（災害の兆候）が確認されたとき キ 建物が大きな被害を受け居住を継続することが危険なとき ク その他住民の生命、身体又は財産を災害から保護するため必要と認められるとき 留 意 点 ア 重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等との間で相互に情報交換する。 イ 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、近隣で災害が発生していないか等、広域的な状況把握に努める。 ウ 堤防の異常等、巡視等により自ら収集する現地情報、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行う。	避 難 基 準 ア 気象庁から余震に関する情報（余震発生確率）や各種気象警報が発せられ、被害拡大のおそれがあるとき 地震 イ <u>避難判断水位</u>を突破する等洪水のおそれがあるとき 風水 ウ 避難の必要を予想される各種気象警報が発せられたとき 風水 エ 河川の上流が被害を受け、下流域において浸水の危険があるとき オ 火災が拡大するおそれがあるとき カ 爆発のおそれがあるとき キ 大量の有害又は有毒ガスあるいは可燃性ガス又は液体の流出等があったとき ク <u>崖崩れ</u>等によって危険が切迫したとき、あるいは斜面において落石、亀裂、湧水、地鳴り等普段と異なる状況（災害の兆候）が確認されたとき ケ <u>建物が大きな被害を受け居住を継続することが危険なとき</u> コ その他住民の生命、身体又は財産を災害から保護するため必要と認められるとき 留 意 点 ア 重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等との間で相互に情報交換する。 イ 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、近隣で災害が発生していないか等、広域的な状況把握に努める。 ウ 堤防の異常等、巡視等により自ら収集する現地情報、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行う。 エ <u>千葉県と気象庁による土砂災害警戒情報の運用が開始された場合は、これを避難勧告の基準として活用する。</u> オ <u>避難勧告の発令の際には、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。</u> 江戸川、<u>利根運河及び坂川</u>の洪水時及び<u>土砂災害に係る</u>避難勧告等は、以下の基準を参考に、発令する。<u>なお、特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めに避難勧告等を発令する。</u> 風水 表 3-5-2 江戸川、利根運河及び坂川の洪水時における避難の基準 風水 <table><tr><th>避 難</th><th>発令時の状況</th><th>住民に求める行動</th><th>基準</th></tr><tr><td>避難準備情報（避難行動要支援者避難）</td><td>要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発</td><td>要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援</td><td>・<u>市に大雨警報（土砂災害）が発表され、数時間後に土砂災害発生危険基準を突破する可能性がある場合</u> ・<u>避難経路等で浸水の可能性がある</u></td></tr></table>	避 難	発令時の状況	住民に求める行動	基準	避難準備情報（避難行動要支援者避難）	要配慮者 等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発	要配慮者 等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援	・ <u>市に大雨警報（土砂災害）が発表され、数時間後に土砂災害発生危険基準を突破する可能性がある場合</u> ・ <u>避難経路等で浸水の可能性がある</u>
避 難	発令時の状況	住民に求める行動	基準							
避難準備情報（避難行動要支援者避難）	要配慮者 等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発	要配慮者 等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援	・ <u>市に大雨警報（土砂災害）が発表され、数時間後に土砂災害発生危険基準を突破する可能性がある場合</u> ・ <u>避難経路等で浸水の可能性がある</u>							

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）			
			生する可能性が高まった状況。	行動を開始）。 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始。	り、通行困難となることが予想される場合 ・ 市に大雨注意報が発表され、翌日早朝までに大雨警報（土砂災害）に切り替わる可能性があり、かつ、土砂災害発生危険基準を超える降雨が見込まれる場合 ・ 強い降雨を伴う台風が翌日早朝までに接近・通過することが予想される場合 ・ 以下の河川で避難判断水位に達した場合 《 避難判断水位 》 【 江戸川 】 6.10m （西関宿） 6.30m （野田） 【 利根運河 】 6.30m （野田） 【 坂川 】 3.20m （大谷口新田）
		避難勧告	通常 の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。	通常 の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始。	・ 市に土砂災害警戒情報が発表された場合 ・ 市に大雨警報（土砂災害）が発表され、数時間後に土砂災害発生危険基準を突破する可能性が高く、かつ、数時間にわたり継続することが見込まれる場合 ・ 市に大雨警報（土砂災害）が発表され、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・ 市周辺に大雨特別警報（土砂災害）が発表され、市にも発表される可能性がある場合 ・ 以下の河川で氾濫危険水位に達した場合 《 氾濫危険水位 》 【 江戸川 】 8.10m （西関宿） 8.20m （野田） 【 利根運河 】 8.20m （野田） 【 坂川 】 3.40m （大谷口新田）
		避難指示	前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。 人的被害の発生した	避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、その暇がない場合は屋内での待避等、生命を守るための安全を確保。	・ 市に土砂災害警戒情報が発表され、その後数時間収束が見込まれない場合 ・ 市に土砂災害警戒情報が発表され、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・ 当該地区又は周辺地区で土砂災害が発生した場合 ・ 土砂災害の前兆現象（亀裂、湧水、地鳴り等）が確認された場合 ・ 避難勧告等による立ち退き避難が十分ではない場合 ・ 河川の水位が堤防を越える場合。

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）			
			状況。		・堤防の決壊につながるような前兆現象（堤防の漏水・侵食等）を確認。 【江戸川】 8.40m（西関宿） 8.50m（野田） 【利根運河】 8.50m（野田） 【坂川】 3.80m（大谷口新田）
		※ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の 2 階等に避難することもある。 ※避難勧告等は、当該地域の発表基準に係る発令情報（注・警報や土砂災害警戒情報など）の解除を基本とし、気象状況等を総合的に判断した上で、解除するものとする。 情報の入手先指定河川洪水予報：銚子地方気象台（TEL 0479-24-2714：自動応答） （TEL 0479-23-7705：防災業務課） 水位： 関東地方整備局江戸川河川事務所（TEL 04-7125-7311） 千葉県：（TEL 043-223-3156：河川環境課） 3 避難対象地域 ア 警戒すべき区間・箇所（第 2 章 第 4 節 第 1「1. 重要水防区域」参照） ・江戸川流域（深井新田～下花輪～南流山～木地先） ・利根運河流域（流山市東深井～西深井地先） ・坂川流域（古間木～野々下二丁目地先） イ 避難すべき地域（第 2 章第 4 節「第 2 ハザードマップの作成」参照） 過去の被害の実績や浸水被害結果などを踏まえながら不測の事態等も想定されるため、事態の進行・状況に応じて、避難勧告等の発令区域を適切に判断する。 なお、浸水想定区域は、一定規模の外力等を想定して作成されており、想定を上回る災害が発生する可能性があることと、平均的な地盤高等を用いて計算されており、細かい地形が反映されていないことに留意する。 ウ 浸水想定区域内の地下施設及び要配慮者が利用する施設（第 2 章「第 10 節 避難対策」参照） 浸水想定区域内における、地下施設及び高齢者・障害者・乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者（要配慮者）が利用する施設においては、あらかじめ定めた避難計画に基づき円滑かつ迅速に避難誘導を行う。 エ 土砂災害危険箇所（第 2 章「第 2 節 地盤災害予防計画」参照） 避難勧告等は、気象予測や土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。 4 実施機関 避難の勧告又は、指示を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一次的な実施責任者である市長を中心として、相互に連携をとり実施			
	(2) 避難の勧告・指示 ア 市長の措置（災害対策基本法第 60 条） 市長は、火災、崖崩れ等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに避難のための立ち退きの勧告又は指示を行うものとする。 ただし、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市が実施すべき立ち退きの勧告又は指示に関する措置の全部又は一部を知事が市長に代わ				

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	<u>って実施する。</u> イ 警察官の措置（災害対策基本法第 61 条、警察官職務執行法第 4 条） 警察官は、災害の発生により、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある事態が発生し、市長が措置をとることができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき、直ちに当該地域住民に避難のための立ち退きを指示するものとする。なお、立ち退きを指示した場合は、直ちに市長へ通知する。 ウ 自衛官の措置（自衛隊法第 94 条） 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる住民に当該区域からの退去を命じることができる。 エ 知事の措置（水防法第 29 条、地すべり等防止法第 25 条） 知事は、<u>洪水</u>の<u>はん</u>濫及び地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の住民に対し避難のための立ち退きを指示するものとする。 ●市災害対策本部からの避難の勧告・指示の場合 施設の管理者 所 管 部 （又は関係部） 市災害対策本部 報告 報告 避難対象 避難対象 地区の指示 地区の指示 施設の管理者 所 管 部 （又は関係部） 市災害対策本部 報告 報告 《様式 47》	<u>するものとする。</u> ア 市長の措置（災害対策基本法第 60 条、<u>水防法第 29 条</u>） <u>(ア)災害</u>が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに避難のための立ち退きの勧告又は指示を行うものとする。 <u>(イ)発令の際は、必要に応じて江戸川河川事務所や銚子地方气象台、県に助言を求め、また、ホットラインなど発災時における連絡体制を構築し、平時より十分に連携強化に努める。</u> <u>(ウ)市長は、自力での避難に時間を要する住民に対して特に配慮するものとし、国が作成した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成 27 年 8 月）に基づき、避難勧告等の判断基準の策定に努める。</u> 風水 <u>(エ) 避難勧告又は指示及び土砂災害についてはそれらの解除を行う際に、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</u> 風水 <u>(オ) 避難勧告・指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努めるものとする。</u> イ 警察官の措置（災害対策基本法第 61 条、警察官職務執行法第 4 条） 警察官は、災害の発生により、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある事態が発生し、市長が措置をとることができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき、直ちに当該地域住民に避難のための立ち退きを指示するものとする。なお、立ち退きを指示した場合は、直ちに市長へ通知する。 ウ 自衛官の措置（自衛隊法第 94 条） 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる住民に当該区域からの退去を命じることができる。 エ 知事の措置（<u>災害対策基本法第 60 条第 6 項</u>、水防法第 29 条、地すべり等防止法第 25 条） <u>知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市が実施すべき立ち退きの勧告又は指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施する。</u> 知事<u>又はその命を受けた県職員</u>は、<u>河川</u>の<u>氾</u>濫及び地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の住民に対し避難のための立ち退きを指示するものとする。

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	図 3-5-2 避難の勧告・指示の系統図 (3) 避難勧告・指示の内容 避難の勧告・指示は、次の内容を明示して実施するものとする。 避難の勧告・指示の内容 - ア 避難対象地域（町名・施設名等） - イ 避難先（避難所・避難場所の名称） - ウ 避難経路（安全な避難経路） - エ 避難勧告・指示の理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等） - オ その他必要な事項（避難行動時の最小携帯品、要援護者等の優先避難、介助の呼びかけ等） なお、避難所については、市長が関係機関と協議して最も適当な避難所を指示し、開設するものとする。 《資料 100》 (4) 避難措置と周知 避難の勧告・指示をした者は、当該地域の住民に対してその内容を周知させるとともに、速やかに関係機関に対して連絡するものとする。 ア 住民への周知徹底 <u>避難の勧告・指示を行った者は、速やかにその旨を住民に対して周知するものとする。また、避難の必要がなくなった場合も、速やかに周知するものとする。</u> - 直接的な周知として、防災行政無線、広報車等を活用する。 - 消防機関、警察、行政連絡員等を通じて周知する。 - 報道機関等の協力を得て、間接的に住民に広報する。 自治会等の自主防災組織において率先して避難行動を促すようなリーダーによる伝達や地域コミュニティ間での直接的な声かけを行う。 災害時要援護者等の事前登録者や緊急連絡先、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者への伝達（F A Xや携帯電話メールの活用も含む）を行う。 インターネット上のホームページや安心メール、エリアメール（NTT docomo）、緊急速報メール（au、SoftBank）、ツイッターによる対象地域の住民も含めた不特定多数への伝達を行う。	●市災害対策本部からの避難の勧告・指示の場合 図 3-5-2 避難の勧告・指示の系統図 (修正案) は、2つのフローチャートで示されています。上部のフローチャートは、施設管理者が所管部（又は関係部）に報告し、所管部が市災害対策本部に報告する流れを示しています。また、市災害対策本部から所管部へ避難対象の指示が下り、所管部から施設管理者へ地区の指示が下ります。下部のフローチャートは、施設管理者が所管部（又は関係部）に報告し、所管部が市災害対策本部に報告する流れを示しています。 《様式 47》 図 3-5-2 避難の勧告・指示の系統図 5 避難勧告・指示の内容 避難の勧告・指示は、次の内容を明示して実施するものとする。 避難の勧告・指示の内容 - ア 避難対象地域（町名・施設名等） - イ 避難先（避難所・避難場所の名称） - ウ 避難経路（安全な避難経路） - エ 避難勧告・指示の理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等） - オ その他必要な事項（避難行動時の最小携帯品、要配慮者の優先避難、介助の呼びかけ等） なお、避難所については、市長が関係機関と協議して最も適当な避難所を指示し、開設するものとする。 《資料 100》 6 避難勧告・指示の周知 避難の勧告・指示をした者は、当該地域の住民に対してその内容を周知させるとともに、速やかに関係機関に対して連絡するものとする。 <u>また、避難の必要がなくなった場合も、速やかに周知するものとする。</u> ア 住民への周知徹底

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）								
	イ 関係機関相互の連絡 <u>避難の勧告・指示又は解除を行った者は、その旨を</u>県及び流山警察署等の関係機関に連絡し、現場での情報混乱を未然に防止するものとする。	- 直接的な周知として、防災行政無線、広報車等を活用する。 - 消防機関、警察等を通じて周知する。 - 報道機関等の協力を得て、間接的に住民に広報する。 - 自主防災組織<u>等</u>において率先して避難行動を促すようなリーダーによる伝達や地域コミュニティ間での直接的な声かけを行う。 <u>避難行動要支援者等</u>や<u>その</u>緊急連絡先、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員・<u>児童委員</u>、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者への伝達（F A Xや携帯電話メールの活用も含む）を行う。 - ホームページや安心メール、エリアメール（NTT docomo）、緊急速報メール（au、SoftBank）、ツイッター、<u>Facebook</u>による対象地域の住民も含めた不特定多数への伝達を行う。 <u>土砂災害に係る避難勧告等の発令や解除の伝達手段については、電話、直接訪問、広報車、安心メール、ツイッター、Facebook、ホームページ、FAX、防災行政無線、エリアメール、緊急速報メールなどの手段の中から、複数の手段を活用し、当該区域の住民に対し伝達する。</u>								
風 3-87	<u>第 3</u> 避難準備情報及び避難勧告・指示等 【災对本部事務局・<u>河川班</u>・流山警察署・自衛隊】 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、市長等は関係機関の協力を得て、住民に対して避難準備情報の<u>提供</u>や避難勧告・指示を行<u>い、また安全に住民を誘導して未然に被害をくい止めるものとする。</u> 1 <u>避難準備情報及び避難勧告・指示</u> 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、本部長は、その状況に応じて適切な避難準備情報の提供及び避難勧告・指示をするものとする。 表 3-5-1 避難情報の種類 <table><tr><th>種 類</th><th>内 容</th></tr><tr><td>避難準備情報</td><td>住民に避難の準備を促すほか、避難に時間がかかる<u>災害時要援護者の方々に</u>いち早く安全な場所に避難<u>していただくため</u>に発令する情報であり、避難勧告に先んじて発令する。</td></tr><tr><td>避難勧告</td><td>その対象地域の住民等に対し避難を拘束するものではないが、住民がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め、又は促すもの<u>である。</u></td></tr><tr><td>避難指示</td><td>被害の危険が目前に切迫している場合等に発し、勧告よりも拘束力が強く、住民等を避難のため立ち退かせるもの<u>である。</u></td></tr></table> <u>(1) 避難の基準</u> <u>災害時における</u>避難の勧告・指示の発令は、災害の発生により危険が切迫し、地域住民を緊急に安全な場所へ避難させる必要があると認められるときとする。 避 難 基 準	種 類	内 容	避難準備情報	住民に避難の準備を促すほか、避難に時間がかかる <u>災害時要援護者の方々に</u> いち早く安全な場所に避難 <u>していただくため</u> に発令する情報であり、避難勧告に先んじて発令する。	避難勧告	その対象地域の住民等に対し避難を拘束するものではないが、住民がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め、又は促すもの <u>である。</u>	避難指示	被害の危険が目前に切迫している場合等に発し、勧告よりも拘束力が強く、住民等を避難のため立ち退かせるもの <u>である。</u>	イ 関係機関相互の連絡 県及び<u>関東地方整備局江戸川河川事務所</u>、流山警察署等の関係機関に連絡し、現場での情報混乱を未然に防止するものとする。
種 類	内 容									
避難準備情報	住民に避難の準備を促すほか、避難に時間がかかる <u>災害時要援護者の方々に</u> いち早く安全な場所に避難 <u>していただくため</u> に発令する情報であり、避難勧告に先んじて発令する。									
避難勧告	その対象地域の住民等に対し避難を拘束するものではないが、住民がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め、又は促すもの <u>である。</u>									
避難指示	被害の危険が目前に切迫している場合等に発し、勧告よりも拘束力が強く、住民等を避難のため立ち退かせるもの <u>である。</u>									

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）													
	<u>ア</u> <u>河川警戒水位（はん濫注意水位）</u>を突破する等洪水のおそれがあるとき。 <u>イ</u> 避難の必要を予想される各種気象警報が発せられたとき。 <u>ウ</u> 火災が拡大するおそれがあるとき。 <u>エ</u> 爆発のおそれがあるとき <u>オ</u> 大量の有害又は有毒ガスあるいは可燃性ガス又は液体の流出等があったとき。 <u>カ</u> <u>がけくずれ</u>等によって危険が切迫したとき、あるいは斜面において落石、亀裂、湧水、地鳴り等普段と異なる状況（災害の兆候）が確認されたとき。 <u>キ</u> その他住民の生命、身体又は財産を災害から保護するため必要と認められるとき。 留 意 点 ア 重要な情報については、情報を発表した気象官署、河川管理者等との間で相互に情報交換する。 イ 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行いつつ、近隣で災害が発生していないか等、広域的な状況把握に努める。 ウ 堤防の異常等、巡視等により自ら収集する現地情報、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行う。 エ 千葉県と気象庁による土砂災害警戒情報の運用が開始された場合は、これを避難勧告の基準として活用する。 江戸川の洪水時における避難勧告等は、以下の基準を参考に、<u>気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して</u>発令する。 表 3-5-2 江戸川の洪水時における避難の基準 <table><tr><th rowspan="2">避 難</th><th rowspan="2">発令時の状況</th><th rowspan="2">住民に求める行動</th><th>基 準</th></tr><tr><th><u>江戸川：西関宿、野田</u></th></tr><tr><td>避難準備情報 (<u>災害時要援護者</u>避難)</td><td><u>災害時要援護者</u>等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。</td><td><u>災害時要援護者</u>等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）。 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始。</td><td><u>■水位：6.10m（西関宿）</u> <u>6.30m（野田）</u> <u>到達時。</u> <u>(江戸川はん濫注意情報の発令)</u></td></tr><tr><td>避難勧告</td><td>通常の避難行動がで</td><td>通常の避難行動がで</td><td><u>■水位：8.30m（西関宿）</u></td></tr></table>	避 難	発令時の状況	住民に求める行動	基 準	<u>江戸川：西関宿、野田</u>	避難準備情報 (<u>災害時要援護者</u> 避難)	<u>災害時要援護者</u> 等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。	<u>災害時要援護者</u> 等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）。 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始。	<u>■水位：6.10m（西関宿）</u> <u>6.30m（野田）</u> <u>到達時。</u> <u>(江戸川はん濫注意情報の発令)</u>	避難勧告	通常の避難行動がで	通常の避難行動がで	<u>■水位：8.30m（西関宿）</u>	
避 難	発令時の状況				住民に求める行動	基 準									
		<u>江戸川：西関宿、野田</u>													
避難準備情報 (<u>災害時要援護者</u> 避難)	<u>災害時要援護者</u> 等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。	<u>災害時要援護者</u> 等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）。 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始。	<u>■水位：6.10m（西関宿）</u> <u>6.30m（野田）</u> <u>到達時。</u> <u>(江戸川はん濫注意情報の発令)</u>												
避難勧告	通常の避難行動がで	通常の避難行動がで	<u>■水位：8.30m（西関宿）</u>												

流山市地域防災計画新旧対照表

頁

現行（平成 24 年度修正）

修正案（平成 28 年度修正）

	きる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。	きる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始。	8.70m（野田） 到達時。 （江戸川はん濫警戒情報の発令）	
避難指示	前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。 人的被害の発生した状況。	避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、その暇がない場合は<u>生命を守る最低限の行動。</u>	■水位：8.50m（西関宿） 8.90m（野田） 到達時。 （江戸川はん濫危険情報の発令） ■河川管理施設の異常（漏水等破堤につながるおそれのある被災等）を確認。 ■破堤を確認。 ■河川管理施設の大規模異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認。	

※ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の２階等に避難することもある。

情報の入手先

指定河川洪水予報：銚子地方气象台（TEL 0479-24-2714：自動応答）
（TEL 0479-23-7705：防災業務課）

江戸川の水位：関東地方整備局江戸川河川事務所（TEL 04-7125-7311）
千葉県：（TEL 043-223-3156：河川環境課）

(2) 避難対象地域

ア 警戒すべき区間・箇所（第２章 第２節 第１「1.重要水防区域」参照）

・江戸川流域（深井新田～下花輪～南流山～木地先）

・利根運河流域（流山市東深井～西深井地先）

・坂川流域（古間木～野々下二丁目地先）

イ 避難すべき地域（第２章第２節「第２ ハザードマップの作成」参照）

過去の被害の実績や浸水被害結果などを踏まえながら不測の事態等も想定されるため、事態の進行・状況に応じて、避難勧告等の発令区域を適切に判断する。

なお、浸水想定区域は、一定規模の外力等を想定して作成されており、想定を上回る災害が発生する可能性があることと、平均的な地盤高等を用いて計算されており、細かい地形が反映されていないことに留意する。

ウ 浸水想定区域内の地下施設及び災害時要援護者が利用する施設(第２章「第８節 避難対策」参照)

浸水想定区域内における、地下施設及び高齢者・障害者・乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者（災害時要援護者）が利用する施設においては、あらかじめ定めた避難計画に基づき円滑かつ迅速に避難誘導を行う。

エ 土砂災害危険箇所（第２章「第３節 土砂災害予防計画」参照）

避難勧告等は、気象予測や土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	(3) 避難の勧告・指示 ア 市長の措置（災害対策基本法第 60 条） (ア) <u>市長は、火災、崖崩れ等の事態</u>が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに避難のための立ち退きの勧告又は指示を行うものとする。 ただし、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市が実施すべき立ち退きの勧告又は指示に関する措置の全部又は一部を知事が市長に代わって実施する。 (イ) 市長は、自力での避難に時間を要する住民に対して特に配慮するものとし、国が作成した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき、避難勧告等の判断基準の策定に努める。 イ 警察官の措置（災害対策基本法第 61 条、警察官職務執行法第 4 条） 警察官は、災害の発生により、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある事態が発生し、市長が措置をとることができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき、直ちに当該地域住民に避難のための立ち退きを指示するものとする。なお、立ち退きを指示した場合は、直ちに市長へ通知する。 ウ 自衛官の措置（自衛隊法第 94 条） 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる住民に当該区域からの退去を命じることができる。 エ 知事の措置（水防法第 29 条、地すべり等防止法第 25 条） 知事は、河川の<u>はん</u>濫及び地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の住民に対し避難のための立ち退きを指示するものとする。	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	●市災害対策本部からの避難の勧告・指示の場合 <pre>graph LR FM1[施設の管理者] -- 報告 --> MSB1[市災害対策本部] MSB1 -- 避難対象 --> FM1 MSB1 -- 地区の指示 --> FM1 MSB1 -- 報告 --> MSB1 MSB1 -- 避難対象 --> MSB1 MSB1 -- 地区の指示 --> MSB1 FM2[施設の管理者] -- 報告 --> MSB2[市災害対策本部]</pre> 図 3-5-2 避難の勧告・指示の系統図 (4) 避難勧告・指示の内容 避難の勧告・指示は、次の内容を明示して実施するものとする。 避難の勧告・指示の内容 ア 避難対象地域（町名・施設名等） イ 避難先（避難所・避難場所の名称） ウ 避難経路（安全な避難経路） エ 避難勧告・指示の理由（避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等） オ その他必要な事項（避難行動時の最小携帯品、<u>要援護者</u>等の優先避難、介助の呼びかけ等） なお、避難所については、市長が関係機関と協議して最も適当な避難所を指示し、開設するものとする。 《資料 100》 (5) 避難措置と周知 避難の勧告・指示をした者は、当該地域の住民に対してその内容を周知させるとともに、速やかに関係機関に対して連絡するものとする。 ア 住民への周知徹底 <u>避難の勧告・指示を行った者は、速やかにその旨を住民に対して周知するものとする。また、避難の必要がなくなった場合も、速やかに周知するものとする。</u> ・直接的な周知として、防災行政無線、広報車等を活用する。 ・消防機関、警察、<u>行政連絡員</u>等を通じて周知する。 ・報道機関等の協力を得て、間接的に住民に広報する。	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	・自治会等の自主防災組織において率先して避難行動を促すようなリーダーによる伝達や地域コミュニティ間での直接的な声かけを行う。 ・<u>災害時要援護者等の事前登録者</u>や緊急連絡先、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者への伝達（F A Xや携帯電話メールの活用も含む）を行う。 ・インターネット上のホームページや安心メール、エリアメール（NTT docomo）、緊急速報メール（au、SoftBank）、ツイッターによる対象地域の住民も含めた不特定多数への伝達を行う。 イ 関係機関相互の連絡 <u>避難の勧告・指示又は解除を行った者は、その旨を</u>県及び関東地方整備局江戸川河川事務所、流山警察署等の関係機関に連絡し、現場での情報混乱を未然に防止するものとする。	
地 3-81	第 4 警戒区域の設定 【災対本部事務局・警防班・流山警察署・自衛隊】 1 警戒区域の設定 (1) 市長 <u>市長は</u>、住民の生命に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において特に必要があると認めるときは、<u>災害対策基本法第 63 条の規定により</u>警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りの制限・禁止又は退去を命じるものとする。 (2) 警察官 警察官は、市長もしくはその職権を行う職員が現場にいない場合、又はこれらの者から要請があった場合、<u>災害対策基本法第 63 条第 2 項の規定により</u>、市長の権限を代行するものとし、直ちに市長に対して通知するものとする。 (3) 自衛官 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市長及び警察官が現場にいない場合に限り、<u>災害対策基本法第 63 条第 3 項の規定により</u>、市長の権限を代行するものとし、直ちにその旨を市長に通知するものとする。 (4) 消防及び水防職員 消防及び水防職員は、消防・水防活動を確保するために警戒区域を設定し、防災関係者以外の者の当該区域への立入りを制限もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じることができる<u>（消防法第 28 条、水防法第 21 条）</u>。 《様式 41》 2 警戒区域設定の周知 警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告・指示と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡	第 3 警戒区域の設定 【災対本部事務局・警防班・流山警察署・自衛隊】 1 実施機関 (1) 市長（災害対策基本法第 63 条第 1 項） 住民の生命に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りの制限・禁止又は退去を命じるものとする。 <u>設定の際、必要に応じて江戸川河川事務所や銚子地方気象台、県に助言を求め、また、ホットラインなど発災時における連絡体制を構築し、平時より十分に連携強化に努める。</u> (2) 警察官（災害対策基本法第 63 条第 2 項） 警察官は、市長もしくはその職権を行う職員が現場にいない場合、又はこれらの者から要請があった場合、市長の権限を代行するものとし、直ちに市長に対して通知するものとする。 (3) 自衛官（災害対策基本法第 63 条第 3 項） 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市長及び警察官が現場にいない場合に限り、市長の権限を代行するものとし、直ちにその旨を市長に通知するものとする。 (4) 消防及び水防職員（消防法第 28 条、水防法第 21 条） 消防及び水防<u>職員</u>は、消防・水防活動を確保するために警戒区域を設定し、防災関係者以外の者の当該区域への立入りを制限もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じることができる。 《様式 41》 2 警戒区域設定の周知 警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告・指示と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	を行うものとする。 第 5 避難誘導の方法 【避難誘導救援班】 1 警戒区域の場合 本部長は、警戒区域においては、あらかじめ指定する避難場所及びその都度指示する要所となる地点に市職員の派遣を命じるものとする。 派遣された職員は、市災害対策本部又は消防部からの指示・情報の収受にあたるとともに、警察官、消防団員、<u>自治会組織、自主防災組織</u>等の協力により、住民等を警戒区域内から安全な地域への避難誘導に努めるものとする。 なお、災害対策基本法において、警戒区域における市長の当該区域への立入りの制限・禁止又は退去命令について従わない場合には、罰則規定がある。 2 その他地域の場合 指定地域以外の地域における緊急避難については、次のとおり行うものとする。 ア 本部長は、必要と認める避難場所に市職員を派遣し、避難<u>収容</u>者の整理及び市災害対策本部からの指示・情報等の収受にあたらせる。 イ 地域内から避難場所までの避難誘導は、市職員、消防団員、<u>自治会組織、自主防災組織</u>及び現場の警察官等が行う。 3 学校、事業所等の場合 学校、幼稚園、保育園（所）、事業所、百貨店及びその他多数の人が集まる場所における避難の誘導は、その施設の責任者、管理者等による自主的な統制を原則とする。 ただし、学校、幼稚園、保育園（所）、福祉施設及び夜間に多数の人が集まっている場所等については、災害の規模、状況により市災害対策本部が必要と認めるときは市職員を派遣し、その施設の責任者、管理者等に協力して、安全な場所への避難誘導等の必要な措置を講じるものとする。 4 交通機関等の場合 交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定める防災計画、避難計画に基づき、<u>各交通機関施設の組織体制により</u>必要な措置を講じるものとする。 5 避難誘導の方法 市、消防機関、警察等が<u>行う避難誘導</u>は、災害の規模、状況に応じて、混乱なく安全かつ迅速に避難できるよう、次の事項に留意して速やかに行うものとする。 ア 高齢者、乳幼児、児童、障害者、外国人等の<u>災害時要援護者</u>の安全確保の援助及び優先避難	を行うものとする。 第 4 避難誘導 【避難誘導救援班】 1 警戒区域の場合 本部長は、警戒区域においては、あらかじめ指定する避難場所及びその都度指示する要所となる地点に市職員の派遣を命じるものとする。 派遣された職員は、市災害対策本部又は消防部からの指示・情報の収受にあたるとともに、警察官、消防団員、<u>自治会（自主防災組織）</u>等の協力により、住民等を警戒区域内から安全な地域への避難誘導に努めるものとする。 なお、災害対策基本法において、警戒区域における市長の当該区域への立入りの制限・禁止又は退去命令について従わない場合には、罰則規定がある。 2 その他地域の場合 指定地域以外の地域における緊急避難については、次のとおり行うものとする。 ア 本部長は、必要と認める避難場所に市職員を派遣し、避難者の整理及び市災害対策本部からの指示・情報等の収受にあたらせる。 イ 地域内から避難場所までの避難誘導は、市職員、消防団員、<u>自治会（自主防災組織）</u>及び現場の警察官等が行う。 3 学校、事業所等の場合 学校、幼稚園、保育園（所）、事業所、百貨店及びその他多数の人が集まる場所における避難の誘導は、その施設の責任者、管理者等による自主的な統制を原則とする。 ただし、学校、幼稚園、保育園（所）、福祉施設及び夜間に多数の人が集まっている場所等については、災害の規模、状況により市災害対策本部が必要と認めるときは市職員を派遣し、その施設の責任者、管理者等に協力して、安全な場所への避難誘導等の必要な措置を講じるものとする。 4 交通機関等の場合 交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定める防災計画、避難計画に基づき、必要な措置を講じるものとする。 5 避難誘導の方法 市、消防機関、警察等は、災害の規模、状況に応じて、混乱なく安全かつ迅速に避難できるよう、次の事項に留意して速やかに<u>避難誘導</u>を行うものとする。 ア <u>避難行動要支援者</u>の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、地域住民（自主防災組織）や

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	を呼びかけ、地域住民（自主防災組織）やボランティア等の協力を得て、相互の助け合いにより全員の安全避難を図る。 イ 避難経路の選定に当たっては、できる限り危険な道路、橋梁、堤防、危険物取扱施設を避け、その他危険物、パニックが発生するおそれ等のない経路を選定するものとする。 また、状況が許す限り、指示者があらかじめ経路の実際を確認して行うように努める。 なお、避難経路は、本部長から特に指示がないときは避難の誘導にあたる者が指定するように努める。 ウ 危険な地点には標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期する。 エ 選定した道路に重大な障害があり、容易に取り除くことが困難であるときは、建設部に対して避難路の啓開等を要請する。 オ 自主防災組織その他適切な者に依頼して、避難者の誘導措置を講じる。 カ 避難誘導は、<u>収容先</u>での救援物資の配給等を考慮して、基本的には自治会等の単位で行う。 6 住民の避難対応 (1) 避難の優先 避難に当たっては、<u>病弱者、高齢者、障害者等の災害時要援護者</u>の避難を優先する。 (2) 携行品の制限 <u>緊急を要する場合は、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券等）、手拭、チリ紙等、円滑な避難行動に支障をきたさない最小限度のものとする。また、市は平常時から、おおよそ次のようなものを非常用袋に用意しておくよう啓発に努めるものとする。</u> ア 服 装： 軽装とし、素足を避け、帽子、頭巾、雨具類及び必要に応じ防寒具 イ 持ち物： <u>貴重品以外の荷物は携行しない。</u> 手元にあるのであれば、家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）、1 人 2 食分の食糧と 2～3 リットルの飲料水、タオル、救急医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等 <u>なお、比較的時間に余裕がある場合は、若干の食糧、日用品等も携行できるものとする。</u> (3) 避難方法 ア 以下の理由から、避難方法は原則として徒歩によるものとする。 ・多くの避難者が自動車等を利用した場合、渋滞や交通事故等のおそれがあること。 ・自動車<u>の利用が徒歩による避難者</u>の円滑な避難を妨げるおそれがあること。 <u>イ 避難者数が避難所の収容能力を超過して、他市の避難所へ輸送する必要がある場合は、国及び県等の支援を得るとともに、努めて、市独自で輸送手段を確保して輸送する。このため、収容能力を超過する可能性がある場合は、発災直後から、国及び県等に対して、バス、自衛隊車両、ヘリコプターの支援を要請するとともに、バス会社等と交渉を開始する。</u>	ボランティア等の協力を得て、相互の助け合いにより全員の安全避難を図る。 イ 避難経路の選定に当たっては、できる限り危険な道路、橋梁、堤防、危険物取扱施設を避け、その他危険物、パニックが発生するおそれ等のない経路を選定するものとする。 また、状況が許す限り、指示者があらかじめ経路の実際を確認して行うように努める。 なお、避難経路は、本部長から特に指示がないときは避難の誘導にあたる者が指定するように努める。 ウ 危険な地点には標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期する。 エ 選定した道路に重大な障害があり、<u>容易に</u>取り除くことが困難であるときは、建設部に対して避難路の啓開等を要請する。 オ 自主防災組織その他適切な者に依頼して、避難者の誘導措置を講じる。 カ 避難誘導は、<u>避難先</u>での救援物資の配給等を考慮して、基本的には自治会等の単位で行う。 6 住民の避難対応 (1) 避難の優先 避難に当たっては、<u>避難行動要支援者</u>の避難を優先する。 (2) 携行品の制限 ア 服 装： 軽装とし、素足を避け、帽子、頭巾、雨具類及び必要に応じ防寒具 イ 持ち物： <u>緊急を要する場合は、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券等）、ハンカチ、ティッシュ等以外は携行しない。</u> <u>比較的時間に余裕がある場合は、</u>手元にあるのであれば、家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）、1 人 2 食分の食糧と 2～3 リットルの飲料水、タオル、救急医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等 (3) 避難方法 以下の理由から、避難方法は原則として徒歩によるものとする。 ・多くの避難者が自動車等を利用した場合、渋滞や交通事故等のおそれがあること。 ・自動車<u>が徒歩避難者</u>の円滑な避難を妨げるおそれがあること。

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	7 住民の安否確認 住民の安否確認については、各避難所において、自主防災組織（自治会）、民生委員・児童委員、<u>災害時要援護者</u>支援団体等で行うものとする。 8 来訪者・入所者等の避難 (1) 避難計画の策定 市の公共施設の管理者は、<u>来訪者・入所者等の安全・避難のための避難計画を策定するものとする。</u> また、その他多数の従業員・来訪者が勤務もしくは出入りする主要な商業施設、事務所、工場等の管理者は、施設内における従業員・来訪者の安全な避難対策を講じるように努めるものとする。 (2) 避難の完了報告 <u>大規模な災害が発生し、</u>避難の勧告・指示が発令されたときもしくは自主的に各施設において来訪者・入所者・職員・従業員等の避難を実施したときは、各施設の管理者は所轄部を通じて市災害対策本部へ避難の完了報告を行うものとし、救援部長は、あらかじめその周知徹底に努めるものとする。 ア 市の施設 各施設の管理者は、所轄部を通じて市災害対策本部へ避難の完了を報告する。 なお、連絡の方法は、一般加入電話、FAX、防災行政無線もしくは伝令による。 イ 市以外の施設、事業所等 市以外の施設、事業所等の管理者は、市の関係部・課へ報告する。	7 住民の安否確認 住民の安否確認については、各避難所において、自主防災組織（自治会）、民生委員・児童委員、<u>要配慮者</u>支援団体等で行うものとする。 8 来訪者・入所者等の避難 (1) 避難対策 市の公共施設の管理者は、<u>あらかじめ策定した避難計画に従い、来訪者・入所者等の安全を確保し、避難させる。</u> また、その他多数の従業員・来訪者が勤務もしくは出入りする主要な商業施設、事務所、工場等の管理者は、施設内における従業員・来訪者の安全な避難対策を講じるように努めるものとする。 (2) 避難の完了報告 避難の勧告・指示が発令されたときもしくは自主的に各施設において来訪者・入所者・職員・従業員等の避難を実施したときは、各施設の管理者は所轄部を通じて市災害対策本部へ避難の完了報告を行うものとし、救援部長は、あらかじめその周知徹底に努めるものとする。 <u>ア 市の施設</u> <u>各施設の管理者は、所轄部を通じて市災害対策本部へ避難の完了を報告する。</u> <u>なお、連絡の方法は、一般加入電話、FAX、防災行政無線もしくは伝令による。</u> <u>イ 市以外の施設、事業所等</u> <u>市以外の施設、事業所等の管理者は、市の関係部・課へ報告する。</u>
風 3-93	<u>第 4 警戒区域の設定</u> 【災対本部事務局・警防班・流山警察署・自衛隊】 1 警戒区域の設定 (1) 市長 <u>市長は、</u>住民の生命に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において特に必要があると認めるときは、<u>災害対策基本法第 63 条の規定により</u>警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りの制限・禁止又は退去を命じるものとする。 (2) 警察官 警察官は、市長もしくはその職権を行う職員が現場にいない場合、又はこれらの者から要請があった場合、<u>災害対策基本法第 63 条第 2 項の規定により、</u>市長の権限を代行するものとし、直ちに市長に対して通知するものとする。 (3) 自衛官 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市長及び警察官が現場にいない場合に限り、<u>災害対策基本法第 63 条第 3 項の規定により、</u>市長の権限を代行するものとし、直ちにその旨を市長に通知するものとする。	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	(4) 消防及び水防職員 消防及び水防職員は、消防・水防活動を確保するために警戒区域を設定し、防災関係者以外の者の当該区域への立入りを制限しもしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じることができる（消防法第 28 条、水防法第 21 条）。 《様式 41》 2 警戒区域設定の周知 警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告・指示と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行うものとする。 第 5 避難誘導の方法 【避難誘導救援班】 1 警戒区域の場合 本部長は、警戒区域においては、あらかじめ指定する避難場所及びその都度指示する要所となる地点に市職員の派遣を命じるものとする。 派遣された職員は、市災害対策本部又は消防部からの指示・情報の収受にあたりとともに、警察官、消防団員、自治会組織、自主防災組織等の協力により、住民等を警戒区域内から安全な地域への避難誘導に努めるものとする。 なお、災害対策基本法において、警戒区域における市長の当該区域への立入りの制限・禁止又は退去命令について従わない場合には、罰則規定がある。 2 その他地域の場合 指定地域以外の地域における緊急避難については、次のとおり行うものとする。 ア 本部長は、必要と認める避難場所に市職員を派遣し、避難収容者の整理及び市災害対策本部からの指示・情報等の収受にあたらせる。 イ 地域内から避難場所までの避難誘導は、市職員、消防団員、自治会組織、自主防災組織及び現場の警察官等が行う。 3 学校、事業所等の場合 学校、幼稚園、保育園（所）、事業所、百貨店及びその他多数の人が集まる場所における避難の誘導は、その施設の責任者、管理者等による自主的な統制を原則とする。 ただし、学校、幼稚園、保育園（所）、福祉施設及び夜間に多数の人が集まっている場所等については、災害の規模、状況により市災害対策本部が必要と認めるときは市職員を派遣し、その施設の責任者、管理者等に協力して、安全な場所への避難誘導等の必要な措置を講じるものとする。	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	4 交通機関等の場合 交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定める防災計画、避難計画に基づき、<u>各交通機関施設の組織体制により</u>必要な措置を講じるものとする。 5 避難誘導の方法 市、消防機関、警察等が行う避難誘導は、災害の規模、状況に応じて、混乱なく安全かつ迅速に避難できるよう、次の事項に留意して速やかに行うものとする。 ア 高齢者、乳幼児、児童、障害者、外国人等の災害時要援護者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、地域住民（自主防災組織）やボランティア等の協力を得て、相互の助け合いにより全員の安全避難を図る。 イ 避難経路の選定に当たっては、できる限り危険な道路、橋梁、堤防、危険物取扱施設を避け、その他危険物、パニックが発生するおそれ等のない経路を選定するものとする。 また、状況が許す限り、指示者があらかじめ経路の実際を確認して行うように努める。 なお、避難経路は、本部長から特に指示がないときは避難の誘導にあたる者が指定するように努める。 ウ 危険な地点には標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期する。 エ 選定した道路に重大な障害があり、取り除くことが困難であるときは、建設部に対して避難路の啓開等を要請する。 オ 自主防災組織その他適切な者に依頼して、避難者の誘導措置を講じる。 カ 避難誘導は、<u>収容先</u>での救援物資の配給等を考慮して、基本的には自治会等の単位で行う。 6 住民の避難対応 (1) 避難の優先 避難に当たっては、<u>病弱者、高齢者、障害者等の災害時要援護者</u>の避難を優先する。 (2) 携行品の制限 <u>緊急を要する場合は、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券等）、手拭、チリ紙等、円滑な避難行動に支障をきたさない最小限度のものとする。</u> (3) 避難方法 ア 以下の理由から、避難方法は原則として徒歩によるものとする。 ・多くの避難者が自動車等を利用した場合、渋滞や交通事故等のおそれがあること。 ・自動車<u>の利用が徒歩による避難者</u>の円滑な避難を妨げるおそれがあること。 <u>イ 避難者数が避難所の収容能力を超過して、他市の避難所へ輸送する必要がある場合は、国及び県等の支援を得るとともに、努めて、市独自で輸送手段を確保して輸送する。このため、収容能力を超過する可能性がある場合は、発災直後から、国及び県等に対して、バス、自衛隊車両、ヘリコプターの支援を要請するとともに、バス会社等と交渉を開始する。</u>	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	7 住民の安否確認 住民の安否確認については、各避難所において、自主防災組織（自治会）、民生委員・児童委員、<u>災害時要援護者</u>支援団体等で行うものとする。 8 来訪者・入所者等の避難 (1) 避難計画の策定 市の公共施設の管理者は、<u>来訪者・入所者等の安全・避難のための避難計画を策定するものとする。</u> また、その他多数の従業員・来訪者が勤務もしくは出入りする主要な商業施設、事務所、工場等の管理者は、施設内における従業員・来訪者の安全な避難対策を講じるように努めるものとする。 (2) 避難の完了報告 <u>大規模な災害が発生し、</u>避難の勧告・指示が発令されたときもしくは自主的に各施設において来訪者・入所者・職員・従業員等の避難を実施したときは、各施設の管理者は所轄部を通じて市災害対策本部へ避難の完了報告を行うものとし、救援部長は、あらかじめその周知徹底に努めるものとする。	
地 3-85	<u>第 6 避難所・避難場所</u>の安全確保 【警防班・流山警察署】 1 消防署の任務 消防署は、避難の勧告又は指示が出された地域の住民が避難を行う場合に、災害の規模、道路及び橋梁の状況、災害の拡大経路、消防隊の運用等を勘案して、最も安全と思われる方向を本部長及び警察署に通報するものとする。 また、住民の避難が開始された場合には、広報車、当該地域に出動中の消防車両車載拡声器等の活用により、円滑な避難誘導に協力するとともに、付近にいる消防団員に対して、住民の誘導、避難準備情報、避難の勧告・指示の伝達の徹底にあたるよう要請するものとする。 なお、避難勧告・指示が発令時点以後の消火活動は、被災者の移動が完了するまでの間、<u>避難所・避難場所</u>の安全確保に努めるとともに、広域避難場所周辺からの延焼防止及び飛び火等による広域避難場所内部の火災発生の防止を最優先で行うものとする。 2 警察署の任務 警察署は、避難準備情報、避難勧告・指示が発令された旨の通報を受けたときは、直ちに避難誘導員を要所に配置するものとする。避難誘導員は、夜間時の照明資機材の活用等をはじめとして安全な避難交通の確保に努めるとともに、活発な広報活動を実施し、避難者の混乱による事故やもめごと等が発生しないよう、適切な誘導を行うものとする。 また、<u>避難所及び避難場所</u>には、所要の警戒員を配置し、関係機関の職員と密接に連絡を取りな	<u>第 5 指定避難所・指定緊急避難場所</u>の安全確保 【警防班・流山警察署】 1 消防署の任務 消防署は、避難の勧告又は指示が出された地域の住民が避難を行う場合に、災害の規模、道路及び橋梁の状況、災害の拡大経路、消防隊の運用等を勘案して、最も安全と思われる方向を本部長及び警察署に通報するものとする。 また、住民の避難が開始された場合には、広報車、当該地域に出動中の消防車両車載拡声器等の活用により、円滑な避難誘導に協力するとともに、付近にいる消防団員に対して、住民の誘導、避難準備情報、避難の勧告・指示の伝達の徹底にあたるよう要請するものとする。 <u>なお、避難勧告・指示が発令時点以後の消火活動は、被災者の移動が完了するまでの間、指定避難所・指定緊急避難場所の安全確保に努めるとともに、広域避難場所周辺からの延焼防止及び飛び火等による広域避難場所内部の火災発生の防止を最優先で行うものとする。</u> <u>また、災害応急対策従事者の安全確保にも十分に配慮する。</u> 2 警察署の任務 警察署は、避難準備情報、避難勧告・指示が発令された旨の通報を受けたときは、直ちに避難誘導員を要所に配置するものとする。避難誘導員は、夜間時の照明資機材の活用等をはじめとして安全な避難交通の確保に努めるとともに、活発な広報活動を実施し、避難者の混乱による事故やもめごと等が発生しないよう、適切な誘導を行うものとする。 また、<u>指定避難所及び指定緊急避難場所</u>には、所要の警戒員を配置し、関係機関の職員と密接に

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	がら、避難者の保護及び<u>避難場所等</u>の秩序保持に努めるものとする。 第 7 避難所の開設 【避難誘導救援班】 避難誘導救援班は、災害によって住居の使用が困難になった被災者、避難準備情報及び避難勧告・指示に従って避難した住民を<u>収容する</u>場所として、避難所を開設する。 1 避難所<u>収容</u>の対象者 <u>避難所に収容する</u>対象者は、災害により現に被害を受け又は受けるおそれのある者とする。 2 避難所の開設 避難所の開設（安全確認、解錠、早期の避難者誘導）は、平日は施設管理者が行うものとし、休日・夜間は施設管理者又は本部長が避難所に派遣する職員（避難所要員）が行うものとする。なお、指定管理者により管理を行っている施設に関しては、指定管理者が平日及び休日・夜間においても対応する。 <u>避難所は、原則としてあらかじめ指定された公共施設を利用する。</u> 《資料 100》 3 避難所の点検 避難所の開設に当たっては、<u>避難所として</u>施設が被災している可能性があるため、建物内へ<u>の立ち入りに当たっては安全を確認した上で避難所を開設する</u>。必要に応じて、応急的な安全措置を実施し、目視で危険が認められる箇所は立ち入りを禁じる表示をする。また、早急に避難所の応急危険度判定を実施する。（第 3 章第 12 節「第 3 建物の応急対策」参照） 4 福祉避難所 <u>市は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者の避難を想定し、「福祉避難所」（要援護者のための配慮がされた避難所）として、バリアフリー化されている等要援護者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である施設を確保する。</u> また、特別養護老人ホーム等の社会福祉施設を、<u>福祉避難所として使用することについて社会福祉法人との間で締結した</u>協定に基づき、福祉避難所を開設する。 なお、福祉避難所が不足する場合は、必要に応じて、公的な宿泊施設、民間の宿泊施設等の借り上げや、応急的措置として、和室等を備えた公民館、小部屋が利用できる教室や保健室を含め、一般の避難所に<u>要援護者</u>のために区画された部屋を「福祉避難室」として対応する。	連絡を取りながら、避難者の保護及び秩序保持に努めるものとする。 <u>なお、災害応急対策従事者の安全確保にも十分に配慮する。</u> 第 6 指定避難所等の開設 【避難誘導救援班】 避難誘導救援班は、災害によって住居の使用が困難になった被災者、避難準備情報及び避難勧告・指示に従って避難した住民を<u>一時的に滞在させる</u>場所として、避難所を開設する。 <u>なお、災害救助法が適用された場合については、「災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償《資料 111》」を参照することとする。</u> 1 避難所<u>受入</u>の対象者 対象者は、災害により現に被害を受け、<u>又は受けるおそれのある者とする。</u> 2 指定避難所の開設 <u>指定</u>避難所の開設（安全確認、解錠、早期の避難者誘導）は、平日は施設管理者が行うものとし、休日・夜間は施設管理者又は本部長が<u>指定</u>避難所に派遣する職員（避難所要員）が行うものとする。なお、指定管理者により管理を行っている施設に関しては、指定管理者が平日及び休日・夜間においても対応する。 《資料 100》 3 指定避難所の点検 <u>指定</u>避難所の開設に当たっては、施設が被災している可能性があるため、建物内へ<u>立ち入り、安全を確認する</u>。必要に応じて、応急的な安全措置を実施し、目視で危険が認められる箇所は立ち入りを禁じる表示をする。また、早急に<u>指定</u>避難所の応急危険度判定を実施する。（第 3 章第 12 節「第 3 建物の応急対策」参照） 4 福祉避難所 <u>市は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の避難を想定し、指定避難所のうち、要配慮者に配慮がされた避難所として、バリアフリー化され、生活相談職員等の確保が比較的容易である「福祉避難所」を確保する。</u> また、特別養護老人ホーム等の社会福祉施設を協定に基づき、福祉避難所<u>として</u>開設する。 なお、福祉避難所が不足する場合は、必要に応じて、公的な宿泊施設、民間の宿泊施設等の借り上げや、応急的措置として、和室等を備えた公民館、小部屋が利用できる教室や保健室を含め、一般の避難所に<u>要配慮者</u>のために区画された部屋を「福祉避難室」として対応する。

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	5 臨時の避難所 災害の規模や状況により、<u>あらかじめ指定した避難所に収容する</u>ことが不可能な場合には、次により処置するものとする。 ア 既存の他の公共施設を利用する。 イ 既存の他の施設（社寺・会社・工場等）を利用する。 ウ <u>公共用地</u>にテント、応急仮設住宅等を設置する。 エ 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦<u>等災害時要援護者</u>に配慮し、被災地以外にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館等を避難所として借り上げる。 オ <u>市内で収容不可能な場合は、近隣市町その他関係機関の応援を得る。</u> 6 避難所開設の公示及び報告 市は、避難所を開設したときは直ちにその旨を公示するとともに、消防長、県災害対策本部事務局等関係機関に対して開設の状況を連絡・報告するものとする。 (1) 避難所開設の報告 連絡すべき事項は、おおよそ次のとおりとする。 ア 地区名、施設名 イ 施設の被災状況 ウ 避難者の入所状況 エ 負傷者等の状況 オ 運営スタッフの配置状況 カ 緊急に必要な応援物資等（飲料水、食料、寝具等） キ 連絡手段の確保状況（通信可能な電話機、ファクシミリ、パソコン等） (2) 避難所開設の周知 市は、避難所を開設した場合は、防災行政無線や広報車、市ホームページ、安心メール、ツイッ	《資料 101》 5 臨時の避難所 災害の規模や状況により、<u>指定</u>避難所に<u>受け入れる</u>ことが不可能な場合には、次により処置するものとする。<u>ただし、これらの臨時の避難所を開設する際は、耐震性や耐災害性を有するか特に注意が必要である。</u> ア 既存の他の公共施設を利用する。 イ 既存の他の施設（社寺・会社・工場・<u>民間集会所</u>等）を利用する。 ウ <u>応急仮設住宅建設候補地をはじめとする野外</u>にテント、応急仮設住宅等を設置する。 エ 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦<u>その他の要配慮者</u>に配慮し、被災地以外にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館<u>やホテル</u>等を避難所として借り上げる。 オ <u>市内の受入能力を超過し、市外に避難する場合は、「本節第 9 広域一時滞在」を参照。</u> 6 実施機関 <u>ア 避難所の設置は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。</u> <u>イ 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことが出来ないときは、救助に着手するものとする。</u> <u>ウ 災害救助法が適用された場合においても、知事が救助を迅速に行う必要があると認めているときは、知事の指示により市長が救助を行うものとする。</u> <u>エ 市限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。</u> 7 避難所開設の公示及び報告 市は、避難所を開設したときは直ちにその旨を公示するとともに、消防長、県災害対策本部事務局等関係機関に対して開設の状況を連絡・報告するものとする。 (1) 避難所開設の報告 連絡すべき事項は、おおよそ次のとおりとする。 ア 地区名、施設名 イ 施設の被災状況 ウ 避難者の入所状況 エ 負傷者等の状況 オ 運営スタッフの配置状況 カ 緊急に必要な応援物資等（飲料水、食料、寝具等） キ 連絡手段の確保状況（通信可能な電話機、ファクシミリ、パソコン等） (2) 避難所開設の周知 市は、避難所を開設した場合は、防災行政無線や広報車、市ホームページ、安心メール、ツイッ

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	ター等を用いて、広く周知する。 7 避難所の開設期間 避難所の開設期間は、災害が発生した日から事態が終息するまでの期間とする。 なお、災害救助法による避難所の開設期間は、災害発生から 7 日間である。 ただし、<u>避難所の</u>ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に<u>避難場所</u>を設置・維持することの適否を検討するものとする。 8 登録窓口の設置 市は、<u>発災後</u>、避難所を開設した場合には避難者の氏名、自宅住所、性別、年齢等について登録できるよう、避難所に登録窓口を設置する。 また、各避難所との情報連絡を密にし、避難者の氏名や家族構成等の情報を逐次、パソコン等を活用して<u>把握に努める</u>とともに、広報や問い合わせに対応するものとする。 避難所要員は、登録された避難者の情報について避難誘導救援班に報告する。 9 災害救助法適用の場合の経費内容及び限度額 (1) 経費内容 <u>ア 賃金職員等雇上費</u> <u>イ 消耗器材費</u> <u>ウ 建物の使用謝金</u> <u>エ 器物の使用謝金、借上費又は購入費</u> <u>オ 光熱水費</u> <u>カ 仮設便所等の設置費</u> <u>キ 福祉避難所を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費</u> (2) 限度額 <u>ア 基本額</u> <u>100 人 1 日当たり 30,000 円以内とする。</u> <u>イ 加算額</u> <u>冬期（10～3 月）についてはその都度定める額とする。</u>	ター等を用いて、広く周知する。 8 避難所の開設期間 避難所の開設期間は、災害が発生した日から事態が終息するまでの期間とする。 なお、災害救助法による避難所の開設期間は、災害発生から 7 日間である。 ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に<u>避難所</u>を設置・維持することの適否を検討するものとする。 9 避難者の登録 市は、避難所を開設した場合には避難者の氏名、自宅住所、性別、年齢等について登録できるよう、避難所に登録窓口を設置する。 また、各避難所との情報連絡を密にし、避難者の氏名や家族構成等の情報を逐次<u>把握につとめ</u>、パソコン等を活用して<u>とりまとめる</u>とともに、広報や問い合わせに対応するものとする。 避難所要員は、登録された避難者の情報について避難誘導救援班に報告する。
風 3-97	第 6 避難所・避難場所の安全確保 【警防班・流山警察署】 1 消防署の任務 消防署は、避難の勧告又は指示が出された地域の住民が避難を行う場合に、災害の規模、道路及び橋梁の状況、災害の拡大経路、消防隊の運用等を勘案して、最も安全と思われる方向を本部長及	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	び警察署に通報するものとする。 また、住民の避難が開始された場合には、広報車、当該地域に出動中の消防車両車載拡声器等の活用により、円滑な避難誘導に協力するとともに、付近にいる消防団員に対して、住民の誘導、避難準備情報、避難の勧告・指示の伝達の徹底にあたるよう要請するものとする。 2 警察署の任務 警察署は、避難準備情報、避難勧告・指示が発令された旨の通報を受けたときは、直ちに避難誘導員を要所に配置するものとする。避難誘導員は、夜間時の照明資機材の活用等をはじめとして安全な避難交通の確保に努めるとともに、活発な広報活動を実施し、避難者の混乱による事故やめんどごと等が発生しないよう、適切な誘導を行うものとする。 また、<u>避難場所及び避難所</u>には、所要の警戒員を配置し、関係機関の職員と密接に連絡を取りながら、避難者の保護及び<u>避難場所等</u>の秩序保持に努めるものとする。 第 7 避難所の開設 【避難誘導救援班】 避難誘導救援班は、災害によって住居の使用が困難になった被災者、避難準備情報及び避難勧告・指示に従って避難した住民を<u>収容する</u>場所として、避難所を開設する。 1 避難所収容の対象者 <u>避難所に収容する</u>対象者は、災害により現に被害を受け又は受けるおそれのある者とする。 2 避難所の開設 避難所の開設（安全確認、解錠、早期の避難者誘導）は、平日は施設管理者が行うものとし、休日・夜間は施設管理者又は本部長が避難所に派遣する職員（避難所要員）が行うものとする。なお、指定管理者により管理を行っている施設に関しては、指定管理者が平日及び休日・夜間においても対応する。 <u>避難所は、原則としてあらかじめ指定された公共施設を利用する。</u> 3 避難所の点検 避難所の開設に当たっては、<u>避難所として</u>施設が被災している可能性があるため、建物内への<u>立ち入りに当たっては安全を確認した上で避難所を開設する。</u>必要に応じて、応急的な安全措置を実施し、目視で危険が認められる箇所は立ち入りを禁じる表示をする。また、早急に避難所の応急危険度判定を実施する。（第 3 章第 12 節「第 3 建物の応急対策」参照）	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	4 福祉避難所 <u>市は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者の避難を想定し、「福祉避難所」（要援護者のための配慮がされた避難所）として、バリアフリー化されている等要援護者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である施設を確保する。</u> また、特別養護老人ホーム等の社会福祉施設を、<u>福祉避難所として使用することについて社会福祉法人との間で締結した</u>協定に基づき、福祉避難所を開設する。 なお、福祉避難所が不足する場合は、必要に応じて、公的な宿泊施設、民間の宿泊施設等の借り上げや、応急的措置として、和室等を備えた公民館、小部屋が利用できる教室や保健室を含め、一般の避難所に<u>要援護者</u>のために区画された部屋を「福祉避難室」として対応する。 5 臨時の避難所 災害の規模や状況により、<u>あらかじめ指定した避難所</u>に<u>収容する</u>ことが不可能な場合には、次により処置するものとする。 ア 既存の他の公共施設を利用する。 イ 既存の他の施設（社寺・会社・工場等）を利用する。 ウ <u>公共用地</u>にテント、応急仮設住宅等を設置する。 エ 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦<u>等災害時要援護者</u>に配慮し、被災地以外にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館等を避難所として借り上げる。 オ <u>市内で収容不可能な場合は、近隣市町その他関係機関の応援を得る。</u> 6 避難所開設の公示及び報告 市は、避難所を開設したときは直ちにその旨を公示するとともに、消防長、県災害対策本部事務局等関係機関に対して開設の状況を連絡・報告するものとする。 (1) 避難所開設の報告 連絡すべき事項は、おおよそ次のとおりとする。 ア 地区名、施設名 イ 施設の被災状況 ウ 避難者の入所状況 エ 負傷者等の状況 オ 運営スタッフの配置状況 カ 緊急に必要な応援物資等（飲料水、食料、寝具等） キ 連絡手段の確保状況（通信可能な電話機、ファクシミリ、パソコン等） (2) 避難所開設の周知 市は、避難所を開設した場合は、防災行政無線や広報車、市ホームページ、安心メール、ツイッ	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	ター等を用いて、広く周知する。 7 避難所の開設期間 避難所の開設期間は、災害が発生した日から事態が終息するまでの期間とする。 なお、災害救助法による避難所の開設期間は、災害発生から 7 日間である。 ただし、<u>避難所</u>のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に<u>避難場所</u>を設置・維持することの適否を検討するものとする。 8 登録窓口の設置 市は、<u>発災後</u>、避難所を開設した場合には避難者の氏名、自宅住所、性別、年齢等について登録できるよう、避難所に登録窓口を設置する。 また、各避難所との情報連絡を密にし、避難者の氏名や家族構成等の情報を逐次、パソコン等を活用して<u>把握に努める</u>とともに、広報や問い合わせに対応するものとする。 避難所要員は、登録された避難者の情報について避難誘導救援班に報告する。 9 ペットの対策 <u>市は、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルール作成に努める。</u> 10 災害救助法適用の場合の経費内容及び限度額等 (1) 経費内容 <u>ア 賃金職員等雇上費</u> <u>イ 消耗器材費</u> <u>ウ 建物の使用謝金</u> <u>エ 器物の使用謝金、借上費又は購入費</u> <u>オ 光熱水費</u> <u>カ 仮設便所等の設置費</u> <u>キ 福祉避難所を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費</u> (2) 限度額 <u>ア 基本額</u> <u>100 人 1 日当たり 30,000 円以内とする。</u> <u>イ 加算額</u> <u>冬期（10～3 月）についてはその都度定める額とする。</u>	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）																														
地 3-88	第 8 避難所の運営 【避難誘導救援班】 避難所の運営責任は市とし、避難所の運営については、あらかじめ定めた各避難所マニュアルに基づき、避難所運営組織が中心となって行うものとする。 また、県の「災害時における避難所運営の手引き」を参考とし、被災者のプライバシー及び安全の確保に努めるとともに、<u>災害時要援護者</u>や女性への配慮、ペット対策などについても適切に対応するよう努めるものとする。 1 避難所運営組織の設置 市は、避難所運営組織の緊密な連携のもとに、各避難所マニュアルに基づいて、避難所の運営を行うものとする。 <u>なお、平常時において避難所運営体制について協議されていない避難所においては、避難所の運営を円滑に行うため、避難所の責任者は、自主防災組織（自治会）、市職員、施設管理者、指定管理者及びボランティア代表による協議の場を設け、調整を行い、避難所運営組織を結成する。避難所運営組織の構成員については、女性の参画の促進に努めるものとする。</u> 表 3-5-<u>2</u> 避難所運営組織（構成員及び主な役割例） <table><tr><th>構成員</th><th>主な役割</th><th>避難所開設時の役割</th></tr><tr><td>市職員</td><td>避難所の責任者 ①本部等との情報連絡 ②調査・各種手配 ③その他</td><td>主に休日・夜間等において、避難所の迅速な開設を行う。</td></tr><tr><td>施設管理者</td><td>避難所の施設の管理者 ①建物の安全確認 ②学校の場合：児童・生徒等の安全確認 及び授業の早期再開 ③指定管理者への指示</td><td>主に平日の昼間において、避難所の迅速な開設を行う。 市職員到着後、市に引き継ぐ</td></tr><tr><td>指定管理者</td><td>避難所の施設の管理者 ①建物の安全確認</td><td>市と連携し、避難所の迅速な開設を行う。</td></tr><tr><td>自主防災組織</td><td>避難者の支援、市・各施設への協力 ①食糧・飲料水等の配給 ②避難所生活ルールの作成 ③地域の被災情報等の伝達 ④その他</td><td>市職員、施設管理者に協力し、状況に応じた迅速な対応を行う。</td></tr></table> 2 管理運営体制 避難所の運営は、本部長が派遣する職員（うち 1 人は責任者）が担当するものとし、男女双方の	構成員	主な役割	避難所開設時の役割	市職員	避難所の責任者 ①本部等との情報連絡 ②調査・各種手配 ③その他	主に休日・夜間等において、避難所の迅速な開設を行う。	施設管理者	避難所の施設の管理者 ①建物の安全確認 ②学校の場合：児童・生徒等の安全確認 及び授業の早期再開 ③指定管理者への指示	主に平日の昼間において、避難所の迅速な開設を行う。 市職員到着後、市に引き継ぐ	指定管理者	避難所の施設の管理者 ①建物の安全確認	市と連携し、避難所の迅速な開設を行う。	自主防災組織	避難者の支援、市・各施設への協力 ①食糧・飲料水等の配給 ②避難所生活ルールの作成 ③地域の被災情報等の伝達 ④その他	市職員、施設管理者に協力し、状況に応じた迅速な対応を行う。	第 7 避難所の運営 【避難誘導救援班】 <u>指定</u>避難所の運営責任は市とし、あらかじめ定めた各避難所マニュアルに基づき、避難所運営組織が中心となって<u>運営</u>を行うものとする。 また、県の「災害時における避難所運営の手引き」を参考とし、被災者のプライバシー及び安全の確保に努めるとともに、<u>要配慮者</u>や女性への配慮、ペット対策などについても適切に対応するよう努めるものとする。 1 避難所運営組織の設置 市は、避難所運営組織の緊密な連携のもとに、各避難所マニュアルに基づいて、避難所の運営を行うものとする。 表 3-5-<u>3</u> 避難所運営組織（構成員及び主な役割例） <table><tr><th>構成員</th><th>主な役割</th><th>避難所開設時の役割</th></tr><tr><td>市職員</td><td>避難所の責任者 ①本部等との情報連絡 ②調査・各種手配 ③その他</td><td>主に休日・夜間等において、避難所の迅速な開設を行う。</td></tr><tr><td>施設管理者</td><td>1 避難所の施設の管理者 ①建物の安全確認 ②学校の場合：児童・生徒等の安全確認 及び授業の早期再開 ③指定管理者への指示</td><td>主に平日の昼間において、避難所の迅速な開設を行う。 市職員到着後、市に引き継ぐ</td></tr><tr><td>指定管理者</td><td>避難所の施設の管理者 ①建物の安全確認</td><td>市と連携し、避難所の迅速な開設を行う。</td></tr><tr><td>自主防災組織</td><td>避難者の支援、市・各施設への協力 ①食糧・飲料水等の配給 ②避難所生活ルールの作成 ③地域の被災情報等の伝達 ④その他</td><td>市職員、施設管理者に協力し、状況に応じた迅速な対応を行う。</td></tr></table> 2 管理運営体制 避難所の運営は、本部長が派遣する職員（うち 1 人は責任者）が担当するものとし、男女双方の	構成員	主な役割	避難所開設時の役割	市職員	避難所の責任者 ①本部等との情報連絡 ②調査・各種手配 ③その他	主に休日・夜間等において、避難所の迅速な開設を行う。	施設管理者	1 避難所の施設の管理者 ①建物の安全確認 ②学校の場合：児童・生徒等の安全確認 及び授業の早期再開 ③指定管理者への指示	主に平日の昼間において、避難所の迅速な開設を行う。 市職員到着後、市に引き継ぐ	指定管理者	避難所の施設の管理者 ①建物の安全確認	市と連携し、避難所の迅速な開設を行う。	自主防災組織	避難者の支援、市・各施設への協力 ①食糧・飲料水等の配給 ②避難所生活ルールの作成 ③地域の被災情報等の伝達 ④その他	市職員、施設管理者に協力し、状況に応じた迅速な対応を行う。
構成員	主な役割	避難所開設時の役割																														
市職員	避難所の責任者 ①本部等との情報連絡 ②調査・各種手配 ③その他	主に休日・夜間等において、避難所の迅速な開設を行う。																														
施設管理者	避難所の施設の管理者 ①建物の安全確認 ②学校の場合：児童・生徒等の安全確認 及び授業の早期再開 ③指定管理者への指示	主に平日の昼間において、避難所の迅速な開設を行う。 市職員到着後、市に引き継ぐ																														
指定管理者	避難所の施設の管理者 ①建物の安全確認	市と連携し、避難所の迅速な開設を行う。																														
自主防災組織	避難者の支援、市・各施設への協力 ①食糧・飲料水等の配給 ②避難所生活ルールの作成 ③地域の被災情報等の伝達 ④その他	市職員、施設管理者に協力し、状況に応じた迅速な対応を行う。																														
構成員	主な役割	避難所開設時の役割																														
市職員	避難所の責任者 ①本部等との情報連絡 ②調査・各種手配 ③その他	主に休日・夜間等において、避難所の迅速な開設を行う。																														
施設管理者	1 避難所の施設の管理者 ①建物の安全確認 ②学校の場合：児童・生徒等の安全確認 及び授業の早期再開 ③指定管理者への指示	主に平日の昼間において、避難所の迅速な開設を行う。 市職員到着後、市に引き継ぐ																														
指定管理者	避難所の施設の管理者 ①建物の安全確認	市と連携し、避難所の迅速な開設を行う。																														
自主防災組織	避難者の支援、市・各施設への協力 ①食糧・飲料水等の配給 ②避難所生活ルールの作成 ③地域の被災情報等の伝達 ④その他	市職員、施設管理者に協力し、状況に応じた迅速な対応を行う。																														

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	職員を配置するよう努める。 避難所内での各活動場所の指定等の調整業務は、避難所運営組織において行うとともに、避難所の管理運営について避難者等との連携体制を構築し、次の事項についての的確に行う。 ア 避難所での秩序の維持（班の編成等）と衛生管理（仮設トイレ等） イ 避難者に対する情報伝達 ウ テレビ、ケーブルテレビ、ラジオ、ミニ広報紙、伝言板等の利用 エ 仮設住宅等の応急対策状況の周知徹底 オ 本部長への報告 カ 各避難所の責任者（<u>現地災害対策本部長</u>）は、避難所の情報を逐一本部長に防災行政無線、携帯電話、ファックス等により連絡する。 なお、避難所における責任者の業務は、市災害対策本部との連絡調整等の対外業務及び施設管理を主体とし、<u>避難所においては</u>対応すべき事柄が多岐にわたることを考慮し、運営は原則として避難所運営組織により行われるようにするものとする。 また、施設管理者は、施設の避難所利用に対してアドバイスをするほか、避難所運営について協力するものとする。さらに、被災者の精神的ストレスや避難者同士のトラブル発生の解消、学校教育の再開等に努めるものとする。 3 運営業務 ア 世帯ごとの避難者名簿の配布及び作成整理 イ 避難所内の居住スペースの割り振り ウ 食糧、生活必需品の請求、受け取り及び配給 エ 避難所の運営状況の報告 オ 避難所の運営記録の作成 カ 発電機・燃料の管理 4 避難所<u>の</u>生活環境の保持 <u>本部長は、避難所の生活環境に常に注意を払い、良好に保つよう以下の対策を実施するものとする。</u> (1) 避難者情報の管理 <u>各避難所において作成した避難者名簿を巡回回収し、市内の避難者の情報を一括管理し、災害応急対策活動、避難者の自立支援策等の基礎資料として活用する。</u> (2) 災害時要援護者対策 ア 避難所の責任者は、自治組織等の協力を得て、避難所における高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の<u>災害時要援護者</u>について把握し、健康状態について聞き取り調査を行う。 イ 避難所の責任者は、調査結果に基づき、これらの者が必要とする<u>食糧、生活必需品等の調達</u>を手配するとともに、避難所内の落ち着いた場所を提供する等、避難所での生活について配慮	職員を配置するよう努める。 避難所内での各活動場所の指定等の調整業務は、避難所運営組織において行うとともに、避難所の管理運営について避難者等との連携体制を構築し、次の事項についての的確に行う。 ア 避難所での秩序の維持（班の編成等）と衛生管理（仮設トイレ等） イ 避難者に対する情報伝達 ウ テレビ、ケーブルテレビ、ラジオ、ミニ広報紙、伝言板等の利用 エ 仮設住宅等の応急対策状況の周知徹底 オ 本部長への報告 カ 各避難所の責任者は、避難所の情報を逐一本部長に防災行政無線、携帯電話、ファックス等により連絡する。 なお、避難所における責任者の業務は、市災害対策本部との連絡調整等の対外業務及び施設管理を主体とし、対応すべき事柄が多岐にわたることを考慮し、運営は原則として避難所運営組織により行われるようにするものとする。 また、施設管理者は、施設の避難所利用に対してアドバイスをするほか、避難所運営について協力するものとする。さらに、被災者の精神的ストレスや避難者同士のトラブル発生の解消、学校教育の再開等に努めるものとする。 3 運営業務 ア 世帯ごとの避難者名簿の配布及び作成整理 イ 避難所内の居住スペースの割り振り ウ 食糧、生活必需品の請求、受け取り及び配給 エ 避難所の運営状況の報告 オ 避難所の運営記録の作成 カ 発電機・燃料の管理 4 <u>指定避難所</u>における良好な生活環境の保持 <u>《災害対策基本法第 86 条の 6、避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針》</u> (1) 要配慮者に対する支援 ア 避難所の責任者は、自治組織等の協力を得て、避難所における高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の<u>要配慮者</u>について把握し、健康状態について聞き取り調査を行う。<u>なお、障害者等の状態に応じて保健師または看護師等と相談を行い適切な対応を図る。</u> イ 避難所の責任者は、調査結果に基づき、これらの者が必要とする<u>育児・介護・医療用品</u>を手

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	する。 ウ 必要に応じて、福祉避難所、老人福祉施設、病院等への入所が行えるよう連絡調整を行う。 (3) 医療・保健体制 避難者の健康・精神的ケアについて、救護班を巡回派遣する。避難所生活が長期化する場合は、保健師又は看護師等の常駐等の措置をとる。 (4) 男女のニーズの違いに応じた支援 男性と女性では、避難所に対するニーズが異なるため、それに配慮した運営を行う。 ア 性別に配慮した避難所の設計（男女別の更衣室・トイレ・浴室、授乳室等の設置） イ 避難所運営への女性の参画 <u>女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、避難場所における</u>安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所<u>の</u>運営に努めるものとする。 ウ 女性スタッフの配置 生理用品、女性用下着等については、女性による配布とするよう努める。 エ 女性のためのクリニック、生活支援相談窓口の設置 オ 女性向け物資の備蓄 (5) 避難所生活長期化への対応 避難所生活が長期化する場合には、必要な設備・機器を業者等から調達する。なお、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館等への移動を避難者に促すものとする。 ア 生活用品等の確保 衣類、炊事設備、洗濯機、乾燥機、テレビ、掃除機、冷暖房設備、冷蔵庫、畳、カーペット等生活用品の配備充実に努める。 イ 入浴・洗濯支援 仮設入浴場や仮設洗濯場等の整備を図る。 ウ プライバシーの保護 避難者同士のプライバシーを保護するため、間仕切り等を利用して世帯間を仕切るよう配慮する。（目安：避難所 1 ヶ所当たり間仕切り用パネル 200 枚） エ 健康相談の実施 体調や持病の悪化、エコノミークラス症候群、インフルエンザ等の感染症等、震災関連死の軽減を図る。	配するとともに、避難所内の落ち着いた場所を提供する等、避難所での生活について配慮する。 ウ 必要に応じて、福祉避難所、老人福祉施設、病院等への入所が行えるよう連絡調整を行う。 (2) 医療・保健体制 避難者の健康・精神的ケアについて、救護班を巡回派遣する。避難所生活が長期化する場合は、保健師又は看護師等の常駐等の措置をとる。 (3) 男女のニーズの違いに応じた支援 男性と女性では、避難所に対するニーズが異なるため、それに配慮した運営を行う。 ア 性別に配慮した避難所の設計（男女別の物干し場・更衣室・安心安全なトイレ（鍵設置）・浴室等の設置、授乳室、乳幼児のいる家庭用エリア、单身女性や女性のための世帯用エリア、女性専用スペース等の設置） イ 避難所運営への女性の参画 <u>性別に配慮した避難所の設計や</u>安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営<u>のための女性の参画</u>に努めるものとする。<u>また、食事作りや清掃等の役割分担は、男女を問わず分担し、性別や年齢によって役割を固定化しないこと。</u> ウ 女性スタッフの配置 生理用品、女性用下着等については、女性による配布とするよう努める。 エ 女性のためのクリニック、生活支援相談窓口、<u>D V 相談窓口等</u>の設置 オ 女性向け物資の備蓄 <u>（化粧品等、備蓄に向かないものは外部から取り寄せる。）</u> <u>カ 防犯ブザー・ホイッスル等の配布、就寝場所や女性専用スペースの巡回警備等、犯罪や暴力を許さない環境づくりに努める。</u> (4) 避難所生活長期化への対応 避難所生活が長期化する場合には、必要な設備・機器を業者等から調達する。なお、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。 ア 生活用品等の確保 衣類、炊事設備、洗濯機、乾燥機、テレビ、掃除機、冷暖房設備、冷蔵庫、畳、カーペット等生活用品の配備充実に努める。 イ 入浴・洗濯支援 <u>本部長は、避難所の生活が長期に及んだ場合や水道・ガス等の供給停止が長期に及んだ場合には、必要に応じ一般公衆浴場やシャワー等の設備を備えたスポーツ施設等及び自衛隊と協力し、関係機関と連携のもと住民の入浴機会を確保するための対策を講じるものとする。</u> <u>また、</u>仮設入浴場や仮設洗濯場等の整備を図る。 ウ プライバシーの保護 避難者同士のプライバシーを保護するため、間仕切り等を利用して世帯間を仕切るよう配慮する。（目安：避難所 1 ヶ所当たり間仕切り用パネル 200 枚） エ 健康相談の実施 体調や持病の悪化、インフルエンザ等の感染症、<u>特に自家用車に寝泊まりする被災者等のエ</u>

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）												
	オ 交流スペース等の確保 避難所の空きスペースの状況を勘案し、子供の遊戯・学習部屋や避難者の交流スペースの確保に努める。 <u>カ 施設等の利用頻度の確保</u> <u>避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。具体的には、施設の利用ニーズを把握し、入浴施設、洗濯機、医師・看護師の巡回及びごみ処理等の頻度を確保できるよう努める等がある。</u> (6) 季節対策 <u>地震発生の不測性や避難生活の長期化等を考慮して、季節の移り変わりに対応できる環境作りを行う。</u> <table><caption>表 3-5-<u>3</u> 季節対策</caption><tr><th>季 節</th><th>品 目</th></tr><tr><td>冬 季</td><td>毛布、マット（布団）、<u>木炭</u>、カセットコンロ、ストーブ、カイロ、防寒着、マスク</td></tr><tr><td>夏 季</td><td>タオルケット、扇風機、クーラー、氷・保冷剤、殺虫剤、蚊取り器、トイレ消臭剤</td></tr></table> (7) ペットの対策 市は、各避難所マニュアルに基づき、ペット対策を行うものとする。各避難所のマニュアルを定めていない場合は、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルール作成に努める。 また、飼い主の被災等により愛玩動物が遺棄されたり逃げ出した動物の保護については、本章第 6 節「第 5 動物対策」によるものとする。 5 管理運営上留意すべき事項 (1) 運営手段の留意点 ア 避難者名簿の作成 <u>避難者名簿は、避難所運営のための基礎資料となる。</u> 避難所の責任者は、<u>避難所を開設し</u>、避難した住民等の受入れを行った<u>際には</u>、まず避難者名簿を配り、避難した住民に対して、各世帯単位に記入するよう指示するものとする。また、避難所入所記録簿は、集まった避難者名簿を元にして、できる限り早い時期に作成し、事務所内に保管する<u>とともに、本部長を通じて避難誘導救援班長へ報告するものとする。</u> イ 居住スペースの割り振り 部屋の割り振りは、可能な限り地域地区（自治会等）ごとにまとまりをもてるように行う。 各居住区域は、適当な人員（30 人程度を目安とする）で編成し、居住区域ごとに代表者（班長）を選任してもらい、以後の情報の連絡等についての窓口役となるよう要請するものとする。	季 節	品 目	冬 季	毛布、マット（布団）、 <u>木炭</u> 、カセットコンロ、ストーブ、カイロ、防寒着、マスク	夏 季	タオルケット、扇風機、クーラー、氷・保冷剤、殺虫剤、蚊取り器、トイレ消臭剤	<u>コノミークラス症候群については、注意喚起や巡回訪問する等</u>震災関連死の軽減を図る。 オ 交流スペース等の確保 避難所の空きスペースの状況を勘案し、子供の遊戯・学習部屋や避難者の交流スペースの確保に努める。 (5) 季節対策 <u>季節に応じた環境作りを行う。</u> <table><caption>表 3-5-<u>4</u> 季節対策</caption><tr><th>季 節</th><th>品 目</th></tr><tr><td>冬 季</td><td>毛布、マット（布団）、カセットコンロ、ストーブ、カイロ、防寒着、マスク</td></tr><tr><td>夏 季</td><td>タオルケット、扇風機、クーラー、氷・保冷剤、殺虫剤、蚊取り器、トイレ消臭剤</td></tr></table> (6) ペットの対策 市は、各避難所マニュアルに基づき、ペット対策を行うものとする。各避難所のマニュアルを定めていない場合は、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルール作成に努める。 また、飼い主の被災等により愛玩動物が遺棄されたり逃げ出した動物の保護については、本章第 6 節「第 5 動物対策」によるものとする。 5 管理運営上留意すべき事項 (1) 運営手段の留意点 ア 避難者名簿の作成 避難所の責任者は、避難した住民等の受入れを行った<u>場合</u>、まず避難者名簿を配り、避難した住民に対して、各世帯単位に記入するよう指示するものとする。また、避難所入所記録簿は、集まった避難者名簿を元にして、できる限り早い時期に作成し、事務所内に保管する。 各<u>指定</u>避難所において作成した避難者名簿を巡回回収し、市内の避難者の情報を一括管理し、<u>被災者台帳に引き継ぎ</u>、災害応急対策活動、避難者の自立支援策等の基礎資料として活用する。<u>なお、プライバシーやDV被害者のための視点を持ち、避難者名簿の管理及び取扱うこと。</u> イ 居住スペースの割り振り 部屋の割り振りは、可能な限り地域地区（自治会等）ごとにまとまりをもてるように行う。 各居住区域は、適当な人員（30 人程度を目安とする）で編成し、居住区域ごとに代表者（班	季 節	品 目	冬 季	毛布、マット（布団）、カセットコンロ、ストーブ、カイロ、防寒着、マスク	夏 季	タオルケット、扇風機、クーラー、氷・保冷剤、殺虫剤、蚊取り器、トイレ消臭剤
季 節	品 目													
冬 季	毛布、マット（布団）、 <u>木炭</u> 、カセットコンロ、ストーブ、カイロ、防寒着、マスク													
夏 季	タオルケット、扇風機、クーラー、氷・保冷剤、殺虫剤、蚊取り器、トイレ消臭剤													
季 節	品 目													
冬 季	毛布、マット（布団）、カセットコンロ、ストーブ、カイロ、防寒着、マスク													
夏 季	タオルケット、扇風機、クーラー、氷・保冷剤、殺虫剤、蚊取り器、トイレ消臭剤													

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	代表者（班長）の業務は、次のとおり。 （ア） 市災害対策本部からの指示、伝達事項の周知 （イ） 避難者数、給食数、その他物資の必要数の把握と報告 （ウ） 物資の配布活動等の補助 （エ） 居住区域の避難者の要望、苦情等のとりまとめ （オ） 防疫衛生班が行う消毒活動等への協力 （カ） 施設の保全管理 ウ 食糧、生活必需品の請求、受け取り及び配給 避難所の責任者は、避難所全体で集約された食糧、生活必需品、その他物資の必要数のうち、現地での調達不可能的なものについては避難誘導救援班長を経由し本部長に報告し、本部長は物資輸送班へ調達を要請する。 また、到着した食糧や物資を受け取ったときは、その都度物品受払簿に記入のうえ、各居住区域ごとに配給を行うものとする。 エ 避難所の運営状況及び記録の作成 避難所の責任者は、避難所の運営状況について、適宜本部長へ報告するとともに、<u>避難所の運営記録として避難所日誌を作成するものとする。</u> なお、市災害対策本部への報告は、各避難所の責任者が避難誘導救援班長へ報告する。また、傷病人の発生等、特別の事情のあるときは、その都度必要に応じて報告する。 <u>オ 被災者の移送等</u> <u>（ア） 被災者の他地区・他市町村への移送</u> <u>本部長は、市内に被災者の収容余力がない場合は県知事に対して、安全な場所もしくは小被害地である他市町村又は隣接県地区への移送を要請するほか、県の計画の定めるところによるものとする。</u> <u>（イ） 他市町村からの被災者の受入協力</u> <u>本部長は、県知事より他市町村からの被災者を受入れるための避難所の開設の指示を受けた場合は、県の計画の定めるところにより積極的に行うものとする。</u> <u>（ウ） 入浴施設の確保対策</u> <u>本部長は、災害時等において避難所の生活が長期に及んだ場合や水道・ガス等の供給停止が長期に及んだ場合には、必要に応じ一般公衆浴場やシャワー等の設備を備えたスポーツ施設等及び自衛隊と協力し、関係機関と連携のもと住民の入浴機会を確保するための対策を講じるものとする。</u> <u>カ</u> 学校の避難所対応 （ア） 教育委員会の基本的対応 教育委員会は、学校の開設、施設設備の補修・調達、教育課程の正常な運営等を第一義とし、避難所の運営等については市災害対策本部から派遣された責任者と連絡・調整を図りながら行うものとする。 <u>（イ） 幼児・児童・生徒の在校時の基本的対応</u>	長）を選任してもらい、以後の情報の連絡等についての窓口役となるよう要請するものとする。 代表者（班長）の業務は、次のとおり。 （ア） 市災害対策本部からの指示、伝達事項の周知 （イ） 避難者数、給食数、その他物資の必要数の把握と報告 （ウ） 物資の配布活動等の補助 （エ） 居住区域の避難者の要望、苦情等のとりまとめ （オ） 防疫衛生班が行う消毒活動等への協力 （カ） 施設の保全管理 ウ 食糧、生活必需品の請求、受け取り及び配給 避難所の責任者は、避難所全体で集約された食糧、生活必需品、その他物資の必要数のうち、現地での調達不可能的なものについては避難誘導救援班長を経由し本部長に報告し、本部長は物資輸送班へ調達を要請する。 また、到着した食糧や物資を受け取ったときは、その都度物品受払簿に記入のうえ、各居住区域に配給を行うものとする。 エ 避難所の運営状況及び記録の作成 避難所の責任者は、避難所の運営状況について、適宜本部長へ報告するとともに、運営記録として避難所日誌を作成するものとする。 なお、市災害対策本部への報告は、各避難所の責任者が避難誘導救援班長へ報告する。また、傷病人の発生等、特別の事情のあるときは、その都度必要に応じて報告する。 <u>オ</u> 学校の避難所対応 （ア） 教育委員会の基本的対応 教育委員会は、学校の開設、施設設備の補修・調達、教育課程の正常な運営等を第一義とし、避難所の運営等については市災害対策本部から派遣された責任者と連絡・調整を図りながら行うものとする。

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）																				
	<u>幼児・児童・生徒の在校時の初動体制としては、幼児・児童・生徒の安全な避難誘導・掌握・安全確保、保護者への連絡・引き渡し、人的・物的な被害状況の把握、及び報告等の業務を行うものとする。</u> <u>初動以後においても、学校開設に向けての施設・設備の整備に対する対応、幼児・児童・生徒の状況の把握、一日でも早く正常な教育課程を実施するための物的・人的対応及び幼児・児童・生徒の心のケア等に関する対応を第一義とするものとする。</u> <u>（ウ） 幼児・児童・生徒が在校していないときの基本的対応</u> <u>幼児・児童・生徒が在校していない場合（放課後、休日、祝日等）の初動体制としては、幼児・児童・生徒及び職員の安否、所在確認、施設・設備の被害状況の把握と報告、また、登校か休校か等の判断と連絡等に関する業務を行うものとする。</u> <u>（エ） 教職員の避難所対応</u> <u>幼児・児童・生徒の在校時、在校していないときにかかわらず、学校が避難所として開設される場合に備え、あらかじめ各学校における初動体制に対応する教職員を決めておき、迅速に対応できるようにしておくものとする。</u> <u>また、</u>教職員は、避難所の運営が軌道に乗るまでの期間においては、幼児・児童・生徒に関する業務等、本務に支障のない範囲内で避難所の運営業務を行うものとする。 <u>（オ） 避難所運営の責任</u> 避難所の運営についての責任は、市災害対策本部から指定又は派遣された責任者にあるが、責任者は施設設備の使用等を含めて、学校の管理責任者である当該学校長と相談・協議等を行い、その運営にあたるものとする。なお、市災害対策本部が責任者を指定するに当たっては、できるだけ避難所に近い者を当てるものとする。 <u>（カ） 教育委員会の直近要員者の扱い</u> 教育委員会の直近要員者は、できるだけ教育関係施設の避難所対応に当たり、市災害対策本部から派遣された責任者や職員とともにその運営にあたるものとする。 <u>（キ） 地域等との連携</u> <u>地域の自治会組織や団体及び学校と市災害対策本部が連携をとり、自主防災組織を育成していく中で、</u>避難所運営に関わる開錠の問題（学校、備蓄倉庫、井戸等）や食糧・寝具の配布等を含めた避難住民の掌握、避難所生活に関すること等について、<u>市災害対策本部から派遣された責任者や職員</u>と協力して、避難所の円滑な運営がなされるようにするものとする。 <u>（ク） 公民館等教育関係施設の避難所対応</u> 公民館等教育関係施設の<u>避難所の開設については、避難所に指定されている小・中学校</u>に準じて対応する。 （2） その他の留意点 <table><tr><td>ア</td><td>避難所の維持管理体制の確立</td></tr><tr><td>イ</td><td>市災害対策本部からの指示及び伝達事項の周知</td></tr><tr><td>ウ</td><td>避難者数、給食者数その他物資の必要数の把握と報告</td></tr><tr><td>エ</td><td>自治組織、施設管理者及び行政による連携</td></tr><tr><td>オ</td><td>避難者の要望、苦情等のとりまとめ</td></tr><tr><td>カ</td><td>環境衛生保護と維持</td></tr></table>	ア	避難所の維持管理体制の確立	イ	市災害対策本部からの指示及び伝達事項の周知	ウ	避難者数、給食者数その他物資の必要数の把握と報告	エ	自治組織、施設管理者及び行政による連携	オ	避難者の要望、苦情等のとりまとめ	カ	環境衛生保護と維持	<u>（イ） 教職員の避難所対応</u> 教職員は、避難所の運営が軌道に乗るまでの期間においては、幼児・児童・生徒に関する業務等、本務に支障のない範囲内で避難所の運営業務を行うものとする。 <u>（ウ） 避難所運営の責任</u> 避難所の運営についての責任は、市災害対策本部から指定又は派遣された責任者にあるが、責任者は施設設備の使用等を含めて、学校の管理責任者である当該学校長と相談・協議等を行い、その運営にあたるものとする。なお、市災害対策本部が責任者を指定するに当たっては、できるだけ避難所に近い者を当てるものとする。 <u>（エ） 教育委員会の直近要員者の扱い</u> 教育委員会の直近要員者は、できるだけ教育関係施設の避難所対応に当たり、市災害対策本部から派遣された責任者や職員とともにその運営にあたるものとする。 <u>（オ） 地域等との連携</u> 避難所運営に関わる開錠の問題（学校、備蓄倉庫、井戸等）や食糧・寝具の配布等を含めた避難住民の掌握、避難所生活に関すること等について、<u>市職員や住民</u>と協力して、避難所の円滑な運営がなされるようにするものとする。 <u>（カ） 公民館等教育関係施設の避難所対応</u> <u>学校の避難所対応</u>に準じて対応する。 （2） その他の留意点 <table><tr><td>ア</td><td>避難所の維持管理体制の確立</td></tr><tr><td>イ</td><td>市災害対策本部からの指示及び伝達事項の周知</td></tr><tr><td>ウ</td><td>避難者数、給食者数その他物資の必要数の把握と報告</td></tr><tr><td>エ</td><td>自治組織、施設管理者及び行政による連携</td></tr></table>	ア	避難所の維持管理体制の確立	イ	市災害対策本部からの指示及び伝達事項の周知	ウ	避難者数、給食者数その他物資の必要数の把握と報告	エ	自治組織、施設管理者及び行政による連携
ア	避難所の維持管理体制の確立																					
イ	市災害対策本部からの指示及び伝達事項の周知																					
ウ	避難者数、給食者数その他物資の必要数の把握と報告																					
エ	自治組織、施設管理者及び行政による連携																					
オ	避難者の要望、苦情等のとりまとめ																					
カ	環境衛生保護と維持																					
ア	避難所の維持管理体制の確立																					
イ	市災害対策本部からの指示及び伝達事項の周知																					
ウ	避難者数、給食者数その他物資の必要数の把握と報告																					
エ	自治組織、施設管理者及び行政による連携																					

流山市地域防災計画新旧対照表

頁		現行（平成 24 年度修正）		修正案（平成 28 年度修正）													
		キ 避難者の精神的安定の維持 ク 施設の保全管理 ケ 避難者の減少等に伴う避難所の規模縮小又は統合等の措置をとる場合、平常体制への復帰に努める。		オ 避難者の要望、苦情等のとりまとめ カ 環境衛生保護と維持 キ 避難者の精神的安定の維持 ク 施設の保全管理 ケ 避難者の減少等に伴う避難所の規模縮小又は統合等の措置をとる場合、平常体制への復帰に努める。													
風 3-100	第 8 避難所の運営 【避難誘導救援班】 避難所の運営責任は市とし、避難所の運営については、あらかじめ定めた各避難所マニュアルに基づき、避難所運営組織が中心となって行うものとする。 また、県の「災害時における避難所運営の手引き」を参考とし、被災者のプライバシー及び安全の確保に努めるとともに、<u>災害時要援護者</u>や女性への配慮、ペット対策などについても適切に対応するよう努めるものとする。 1 避難所運営組織の設置 市は、避難所運営組織の緊密な連携のもとに、各避難所マニュアルに基づいて、避難所の運営を行うものとする。 <u>なお、平常時において避難所運営体制について協議されていない避難所においては、避難所の運営を円滑に行うため、避難所の責任者は、自主防災組織（自治会）、市職員、施設管理者、指定管理者及びボランティア代表による協議の場を設け、調整を行い、避難所運営組織を結成する。避難所運営組織の構成員については、女性の参画の促進に努めるものとする。</u> 表 3-5-3 避難所運営組織（構成員及び主な役割例） <table><tr><th>構成員</th><th>主な役割</th><th>避難所開設時の役割</th></tr><tr><td>市職員</td><td>避難所の責任者 ①本部等との情報連絡 ②調査・各種手配 ③その他</td><td>主に休日・夜間等において、避難所の迅速な開設を行う。</td></tr><tr><td>施設管理者</td><td>避難所の施設の管理者 ①建物の安全確認 ②学校の場合：児童・生徒等の安全確認 及び授業の早期再開 ③指定管理者への指示</td><td>主に平日の昼間において、避難所の迅速な開設を行う。 市職員到着後、市に引き継ぐ</td></tr><tr><td>指定管理者</td><td>避難所の施設の管理者 ①建物の安全確認</td><td>市と連携し、避難所の迅速な開設を行う。</td></tr></table>					構成員	主な役割	避難所開設時の役割	市職員	避難所の責任者 ①本部等との情報連絡 ②調査・各種手配 ③その他	主に休日・夜間等において、避難所の迅速な開設を行う。	施設管理者	避難所の施設の管理者 ①建物の安全確認 ②学校の場合：児童・生徒等の安全確認 及び授業の早期再開 ③指定管理者への指示	主に平日の昼間において、避難所の迅速な開設を行う。 市職員到着後、市に引き継ぐ	指定管理者	避難所の施設の管理者 ①建物の安全確認	市と連携し、避難所の迅速な開設を行う。
構成員	主な役割	避難所開設時の役割															
市職員	避難所の責任者 ①本部等との情報連絡 ②調査・各種手配 ③その他	主に休日・夜間等において、避難所の迅速な開設を行う。															
施設管理者	避難所の施設の管理者 ①建物の安全確認 ②学校の場合：児童・生徒等の安全確認 及び授業の早期再開 ③指定管理者への指示	主に平日の昼間において、避難所の迅速な開設を行う。 市職員到着後、市に引き継ぐ															
指定管理者	避難所の施設の管理者 ①建物の安全確認	市と連携し、避難所の迅速な開設を行う。															

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）			修正案（平成 28 年度修正）
	自主防 災組織	避難者の支援、市・各施設への協力 ①食糧・飲料水等の配給 ②避難所生活ルール作成 ③地域の被災情報等の伝達 ④その他	市職員、施設管理者に協力し、状況に応じた迅速な対応を行う。	
	2 管理運営体制 避難所の運営は、本部長が派遣する職員（うち 1 人は責任者）が担当するものとし、男女双方の職員を配置するよう努める。 避難所内での各活動場所の指定等の調整業務は、避難所運営組織において行うとともに、避難所の管理運営について避難者等との連携体制を構築し、次の事項についての的確に行う。 ア 避難所での秩序の維持（班の編成等）と衛生管理（仮設トイレ等） イ 避難者に対する情報伝達 ウ テレビ、ケーブルテレビ、ラジオ、ミニ広報紙、伝言板等の利用 エ 仮設住宅等の応急対策状況の周知徹底 オ 本部長への報告 カ 各避難所の責任者（<u>現地災害対策本部長</u>）は、避難所の情報を逐一本部長に防災行政無線、携帯電話、ファックス等により連絡する。 なお、避難所における責任者の業務は、市災害対策本部との連絡調整等の対外業務及び施設管理を主体とし、<u>避難所においては</u>対応すべき事柄が多岐にわたることを考慮し、運営は原則として避難所運営組織により行われるようにするものとする。 また、施設管理者は、施設の避難所利用に対してアドバイスをするほか、避難所運営について協力するものとする。さらに、被災者の精神的ストレスや避難者同士のトラブル<u>の</u>発生 の解消、学校教育の再開等に努めるものとする。 3 運営業務 ア 世帯ごとの避難者名簿の配布及び作成整理 イ 避難所内の居住スペースの割り振り ウ 食糧、生活必需品の請求、受け取り及び配給 エ 避難所の運営状況の報告 オ 避難所の運営記録の作成 カ 発電機・燃料の管理 4 避難所<u>の</u>生活環境の保持 <u>本部長は、避難所の生活環境に常に注意を払い、良好に保つよう以下の対策を実施するものとする</u>			

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	る。 (1) 避難者情報の管理 <u>各避難所において作成した避難者名簿を巡回回収し、市内の避難者の情報を一括管理し、災害応急対策活動、避難者の自立支援策等の基礎資料として活用する。</u> (2) 災害時要援護者対策 ア 避難所の責任者は、自治組織等の協力を得て、避難所における高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者について把握し、健康状態について聞き取り調査を行う。 イ 避難所の責任者は、調査結果に基づき、これらの者が必要とする食糧、生活必需品等の調達を手配するとともに、避難所内の落ち着いた場所を提供する等、避難所での生活について配慮する。 ウ 必要に応じて、福祉避難所、老人福祉施設、病院等への入所が行えるよう連絡調整を行う。 (3) 医療・保健体制 避難者の健康・精神的ケアについて、救護班を巡回派遣する。避難所生活が長期化する場合は、保健師又は看護師等の常駐等の措置をとる。 (4) 男女のニーズの違いに応じた支援 男性と女性では、避難所に対するニーズが異なるため、それに配慮した運営を行う。 ア 性別に配慮した避難所の設計（男女別の更衣室・トイレ・浴室、授乳室等の設置） イ 避難所運営への女性の参画 <u>女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、避難場所における</u>安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所<u>の</u>運営に努めるものとする。 ウ 女性スタッフの配置 生理用品、女性用下着等については、女性による配布とするよう努める。 エ 女性のためのクリニック、生活支援相談窓口の設置 オ 女性向け物資の備蓄 (5) 避難所生活長期化への対応 避難所生活が長期化する場合には、必要な設備・機器を業者等から調達する。なお、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館等への移動を避難者に促すものとする。 ア 生活用品等の確保 衣類、炊事設備、洗濯機、乾燥機、テレビ、掃除機、冷暖房設備、冷蔵庫、畳、カーペット等生活用品の配備充実に努める。 イ 入浴・洗濯支援 仮設入浴場や仮設洗濯場等の整備を図る。 ウ プライバシーの保護 避難者同士のプライバシーを保護するため、間仕切り等を利用して世帯間を仕切るよう配慮する。（目安：避難所 1 ヶ所当たり間仕切り用パネル 200 枚） エ 健康相談の実施 体調や持病の悪化、エコノミークラス症候群、インフルエンザ等の感染症等、震災関連死の	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）						
	軽減を図る。 オ 交流スペース等の確保 避難所の空きスペースの状況を勘案し、子供の遊戯・学習部屋や避難者の交流スペースの確保に努める。 <u>カ 施設等の利用頻度の確保</u> <u>避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。具体的には、施設の利用ニーズを把握し、入浴施設、洗濯機、医師・看護師の巡回及びごみ処理等の頻度を確保できるよう努める等がある。</u> (6) 季節対策 <u>地震発生の不測性や避難生活の長期化等を考慮して、季節の移り変わりに対応できる</u>環境作りを行う。 表 3-5-3 季節対策 <table><tr><td>季 節</td><td>品 目</td></tr><tr><td>冬 季</td><td>毛布、マット（布団）、<u>木炭</u>、カセットコンロ、ストーブ、カイロ、防寒着、マスク</td></tr><tr><td>夏 季</td><td>タオルケット、扇風機、クーラー、氷・保冷剤、殺虫剤、蚊取り器、トイレ消臭剤</td></tr></table> (7) ペットの対策 市は、各避難所<u>の</u>マニュアルに基づき、ペット対策を行うものとする。各避難所のマニュアルを定めていない場合は、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルール作成に努める。 また、飼い主の被災等により愛玩動物が遺棄されたり逃げ出した動物の保護については、本章第 6 節「第 5 動物対策」によるものとする。 5 管理運営上留意すべき事項 (1) 運営手段の留意点 ア 避難者名簿の作成 <u>避難者名簿は、避難所運営のための基礎資料となる。</u> 避難所の責任者は、<u>避難所を開設し</u>、避難した住民等の受入れを行った<u>際には</u>、まず避難者名簿を配り、避難した住民に対して、各世帯単位に記入するよう指示するものとする。また、避難所入所記録簿は、集まった避難者名簿を元にして、できる限り早い時期に作成し、事務所に保管する<u>とともに、本部長を通じて避難誘導救援班長へ報告するものとする。</u> イ 居住スペースの割り振り 部屋の割り振りは、可能な限り地域地区（自治会等）ごとにまとまりをもてるように行う。 各居住区域は、適当な人員（30 人程度を目安とする）で編成し、居住区域ごとに代表者（班長）を選任してもらい、以後の情報の連絡等についての窓口役となるよう要請するものとする。 代表者（班長）の業務は、次のとおり。	季 節	品 目	冬 季	毛布、マット（布団）、 <u>木炭</u> 、カセットコンロ、ストーブ、カイロ、防寒着、マスク	夏 季	タオルケット、扇風機、クーラー、氷・保冷剤、殺虫剤、蚊取り器、トイレ消臭剤	
季 節	品 目							
冬 季	毛布、マット（布団）、 <u>木炭</u> 、カセットコンロ、ストーブ、カイロ、防寒着、マスク							
夏 季	タオルケット、扇風機、クーラー、氷・保冷剤、殺虫剤、蚊取り器、トイレ消臭剤							

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	（ア）市災害対策本部からの指示、伝達事項の周知 （イ）避難者数、給食数、その他物資の必要数の把握と報告 （ウ）物資の配布活動等の補助 （エ）居住区域の避難者の要望、苦情等のとりまとめ （オ）防疫衛生班が行う消毒活動等への協力 （カ）施設の保全管理 ウ 食糧、生活必需品の請求、受け取り及び配給 避難所の責任者は、避難所全体で集約された食糧、生活必需品、その他物資の必要数のうち、現地での調達が可能なものについては避難誘導救援班長を経由し本部長に報告し、本部長は物資輸送班へ調達を要請する。 また、到着した食糧や物資を受け取ったときは、その都度物品受払簿に記入のうえ、各居住区域ごとに配給を行うものとする。 エ 避難所の運営状況及び記録の作成 避難所の責任者は、避難所の運営状況について、適宜本部長へ報告するとともに、<u>避難所の</u>運営記録として避難所日誌を作成するものとする。 なお、市災害対策本部への報告は、各避難所の責任者が避難誘導救援班長へ報告する。また、傷病人の発生等、特別の事情のあるときは、その都度必要に応じて報告する。 <u>オ 被災者の移送等</u> <u>（ア）被災者の他地区・他市町村への移送</u> <u>本部長は、市内に被災者の収容余力がない場合は県知事に対して、安全な場所もしくは小被害地である他市町村又は隣接県地区への移送を要請するほか、県の計画の定めるところによるものとする。</u> <u>（イ）他市町村からの被災者の受入協力</u> <u>本部長は、県知事より他市町村からの被災者を受入れるための避難所の開設の指示を受けた場合は、県の計画の定めるところにより積極的に行うものとする。</u> <u>（ウ）入浴施設の確保対策</u> <u>本部長は、災害時等において避難所の生活が長期に及んだ場合や水道・ガス等の供給停止が長期に及んだ場合には、必要に応じ一般公衆浴場やシャワー等の設備を備えたスポーツ施設等及び自衛隊と協力し、関係機関と連携のもと住民の入浴機会を確保するための対策を講じるものとする。</u> <u>カ</u> 学校の避難所対応 （ア）教育委員会の基本的対応 教育委員会は、学校の開設、施設設備の補修・調達、教育課程の正常な運営等を第一義とし、避難所の運営等については市災害対策本部から派遣された責任者と連絡・調整を図りながら行うものとする。 <u>（イ）幼児・児童・生徒の在校時の基本的対応</u> <u>幼児・児童・生徒の在校時の初動体制としては、幼児・児童・生徒の安全な避難誘導・掌</u>	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）														
	<u>握・安全確保、保護者への連絡・引き渡し、人的・物的な被害状況の把握、及び報告等の業務を行うものとする。</u> <u>初動以後においても、学校開設に向けての施設・設備の整備に対する対応、幼児・児童・生徒の状況の把握、一日でも早く正常な教育課程を実施するための物的・人的対応及び幼児・児童・生徒の心のケア等に関する対応を第一義とするものとする。</u> <u>（ウ） 幼児・児童・生徒が在校していないときの基本的対応</u> <u>幼児・児童・生徒が在校していない場合（放課後、休日、祝日等）の初動体制としては、幼児・児童・生徒及び職員の安否、所在確認、施設・設備の被害状況の把握と報告、また、登校か休校か等の判断と連絡等に関する業務を行うものとする。</u> <u>（エ） 教職員の避難所対応</u> <u>幼児・児童・生徒の在校時、在校していないときにかかわらず、学校が避難所として開設される場合に備え、あらかじめ各学校における初動体制に対応する教職員を決めておき、迅速に対応できるようにしておくものとする。</u> <u>また、</u>教職員は、避難所の運営が軌道に乗るまでの期間においては、幼児・児童・生徒に関する業務等、本務に支障のない範囲内で避難所の運営業務を行うものとする。 <u>（オ） 避難所運営の責任</u> 避難所の運営についての責任は、市災害対策本部から指定又は派遣された責任者にあるが、責任者は施設設備の使用等を含めて、学校の管理責任者である当該学校長と相談・協議等を行い、その運営にあたるものとする。なお、市災害対策本部が責任者を指定するに当たっては、できるだけ避難所に近い者を当てるものとする。 <u>（カ） 教育委員会の直近要員者の扱い</u> 教育委員会の直近要員者は、できるだけ教育関係施設の避難所対応に当たり、市災害対策本部から派遣された責任者や職員とともにその運営にあたるものとする。 <u>（キ） 地域等との連携</u> <u>地域の自治会組織や団体及び学校と市災害対策本部が連携をとり、自主防災組織を育成していく中で、</u>避難所運営に関わる開錠の問題（学校、備蓄倉庫、井戸等）や食糧・寝具の配布等を含めた避難住民の掌握、避難所生活に関すること等について、<u>市災害対策本部から派遣された責任者や職員</u>と協力して、避難所の円滑な運営がなされるようにするものとする。 <u>（ク） 公民館等教育関係施設の避難所対応</u> 公民館等教育関係施設の<u>避難所の開設については、避難所に指定されている小・中学校</u>に準じて対応する。 (2) その他の留意点 <table><tr><td>ア</td><td>避難所の維持管理体制の確立</td></tr><tr><td>イ</td><td>市災害対策本部からの指示及び伝達事項の周知</td></tr><tr><td>ウ</td><td>避難者数、給食者数その他物資の必要数の把握と報告</td></tr><tr><td>エ</td><td>自治組織、施設管理者及び行政による連携</td></tr><tr><td>オ</td><td>避難者の要望、苦情等のとりまとめ</td></tr><tr><td>カ</td><td>環境衛生保護と維持</td></tr><tr><td>キ</td><td>避難者の精神的安定の維持</td></tr></table>	ア	避難所の維持管理体制の確立	イ	市災害対策本部からの指示及び伝達事項の周知	ウ	避難者数、給食者数その他物資の必要数の把握と報告	エ	自治組織、施設管理者及び行政による連携	オ	避難者の要望、苦情等のとりまとめ	カ	環境衛生保護と維持	キ	避難者の精神的安定の維持	
ア	避難所の維持管理体制の確立															
イ	市災害対策本部からの指示及び伝達事項の周知															
ウ	避難者数、給食者数その他物資の必要数の把握と報告															
エ	自治組織、施設管理者及び行政による連携															
オ	避難者の要望、苦情等のとりまとめ															
カ	環境衛生保護と維持															
キ	避難者の精神的安定の維持															

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）		修正案（平成 28 年度修正）
		ク 施設の保全管理 ケ 避難者の減少等に伴う避難所の規模縮小又は統合等の措置をとる場合、平常体制への復帰に努める。	
地 3-95	第 9 広域的避難収容 【避難誘導救援班】 市は、災害の規模、<u>被災者の避難、収容</u>状況、避難の長期化等を考慮し、被災区域外への広域的な避難<u>及び避難場所、応急仮設住宅等への収容</u>が必要であると判断した場合<u>には、県に広域避難収容</u>に関する支援を要請するものとする。 第 10 避難所外避難者への対応 【避難誘導救援班】 自宅近くに避難でき、プライバシーも保てる等の利点により、指定避難所以外の自動車やビニールハウス、テント等へ避難する<u>避難者</u>、また、親戚等を頼って市外へ避難する被災者が多く発生することが想定される。 1 避難所外避難者の把握及び支援 市は、自主防災組織等の協力を得て、避難所外にいる<u>避難者</u>（場所、人数、支援の要否・内容）の把握に努めるとともに、情報の提供、食糧・物資等の提供等必要な支援に努める。 また、在宅の<u>災害時要援護者</u>等に対しては、複数の民生委員等の訪問による安否確認を行った上で、その後も訪問回数を増やして不安感の軽減を図りながら、求めに応じた支援を行う。		第 8 広域一時滞在 【避難誘導救援班】 市は、災害の規模、<u>避難所の受入</u>状況、避難の長期化等を考慮し、被災区域外への広域的な避難が必要であると判断した場合<u>において、県内については当該市町村に直接協議、又は県に受け入れ先を要請し、県外については、県を通じて広域一時滞在</u>に関する支援を要請するものとする。 <u>《災害対策基本法第 86 条の 8 から第 86 条の 13 まで》</u> (1) 近隣市への避難 <u>避難経路の途絶等の理由によって、市内の指定緊急避難場所及び指定避難所に避難することが危険又は困難な場合においては、予め協定を締結し、あるいは、臨機に要請した隣接市の避難場所又は避難所に避難させるものとする。</u> <u>また、市の指示を待つ暇がないと判断した場合は、住民自らの判断によって、最寄りの隣接市の避難場所又は避難所に避難するものとする。</u> (2) 避難者の輸送 <u>市内の受入能力を超過した等、市外へ輸送する必要がある場合は、国及び県等の支援を得るとともに、努めて、市独自で輸送手段を確保して輸送する。</u> <u>また、受入能力を超過する可能性がある場合は、発災直後から、国及び県等に対して、バス、自衛隊車両、ヘリコプターの支援を要請するとともに、バス会社等と交渉を開始する。</u> 第 9 避難所外被災者への対応 【避難誘導救援班】 自宅近くに避難でき、プライバシーも保てる等の利点により、指定避難所以外の自動車やビニールハウス、テント等へ避難する<u>被災者</u>、また、親戚等を頼って市外へ避難する被災者が多く発生することが想定される。 1 避難所外被災者の把握及び支援 市は、自主防災組織等の協力を得て、避難所外にいる<u>被災者</u>（場所、人数、支援の要否・内容）の把握に努めるとともに、情報の提供、食糧・物資等の提供等必要な支援に努める。 また、在宅の<u>要配慮者</u>等に対しては、複数の民生委員等の訪問による安否確認を行った上で、その後も訪問回数を増やして不安感の軽減を図りながら、求めに応じた支援を行う。

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	2 健康対策 避難所外<u>避難者</u>は、自動車等狭い空間での運動不足や、トイレに行く回数を減らすために水分摂取を抑える等から、エコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、市は予防法等を避難者に呼びかけを行う。 3 市外避難者への対応 市は、市外へ避難した住民の安否を把握するため、市外避難者に対し、避難先及び安否について市に連絡するよう、市ホームページや報道機関等を通じて呼びかけを行う。また、地域住民や自主防災組織の協力を得て市外避難者に関する情報を収集し、市外へ避難した<u>注</u>民の把握に努める。	<u>なお、情報提供にあたっては、在宅の被災者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅に入居した被災者及び広域避難者に配慮した伝達を行うものとする。</u> 2 健康対策 避難所外<u>被災者</u>は、自動車等狭い空間での運動不足や、トイレに行く回数を減らすために水分摂取を抑える等から、エコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、市は予防法等を避難者に呼びかけを行う。 3 市外避難者への対応 市は、市外へ避難した住民の安否を把握するため、市外避難者に対し、避難先及び安否について市に連絡するよう、市ホームページや報道機関等を通じて呼びかけを行う。また、<u>被災者台帳の活用や</u>地域住民や自主防災組織の協力を得て市外避難者に関する情報を収集し、市外へ避難した<u>住</u>民の把握に努める。<u>また、インターネット等による情報提供に努め、受入先自治体との連絡を密にし、情報・サービスの提供に支障が生じないように配慮する。</u>
風 3-107	<u>第 9 広域的避難収容</u> 【避難誘導救援班】 市は、災害の規模、<u>被災者の避難、収容</u>状況、避難の長期化等を考慮し、被災区域外への広域的な避難<u>及び避難場所、応急仮設住宅等への収容</u>が必要であると判断した場合<u>には、県に広域避難収容</u>に関する支援を要請するものとする。 <u>第 10 避難所外避難者への対応</u> 【避難誘導救援班】 自宅近くに避難でき、プライバシーも保てる等の利点により、指定避難所以外の自動車やビニールハウス、テント等へ避難する<u>避難者</u>、また、親戚等を頼って市外へ避難する被災者が多く発生することが想定される。 1 避難所外<u>避難者</u>の把握及び支援 市は、自主防災組織等の協力を得て、避難所外にいる<u>避難者</u>（場所、人数、支援の要否・内容）の把握に努めるとともに、情報の提供、食糧・物資等の提供等必要な支援に努める。 また、在宅の<u>災害時要援護者</u>等に対しては、複数の民生委員等の訪問による安否確認を行った上で、その後も訪問回数を増やして不安感の軽減を図りながら、求めに応じた支援を行う。 2 健康対策 避難所外<u>避難者</u>は、自動車等狭い空間での運動不足や、トイレに行く回数を減らすために水分摂取を抑える等から、エコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、市は予防法等を避難者に呼びかけを行う。	<u>第 10 他自治体からの避難者の受入れ</u> 【避難誘導救援班】 市は、他自治体からの避難者の受入れについて要請があった場合、若しくは、災害の規模、被災者の避難状況等を考慮し、必要があると判断した場合は、他の自治体からの避難者を受け入れるものとする。 <u>また、東日本大震災の経験を踏まえ、次の支援を行うものとする。</u> <u>(1) 避難者情報の提供</u> <u>市は、避難者に避難先等に関する情報を任意に求め、その情報を避難前の自治体へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。</u> <u>(2) 住宅等の滞在施設の提供</u> <u>市内公共施設等の受入体制を補完するため、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。</u>

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	3 市外避難者への対応 市は、市外へ避難した住民の安否を把握するため、市外避難者に対し、避難先及び安否について市に連絡するよう、市ホームページや報道機関等を通じて呼びかけを行う。また、地域住民や自主防災組織の協力を得て市外避難者に関する情報を収集し、市外へ避難した<u>注</u>民の把握に努める。	
地 3-96	第 6 節 医療救護・防疫等活動計画 医療救護活動は、災害のため医療機関の機能が停止し、又は医師の不足等により被災地の住民が医療・助産の途を失った場合には、関係機関は迅速かつ的確な医療活動を実施し、負傷者の適切な保護を図るものとする。 防疫・保健活動は、<u>地震</u>災害<u>時</u>の感染症の発生、流行等を未然に防止するため、被災地における防疫活動を迅速に実施するものとする。また、住民の健康を保持するため、被災者に対する保健衛生活動を実施するものとする。 第 1 医療救護活動 【救護班・警防班・<u>財務会計班・医療機関</u>・市医師会・市歯科医師会・市薬剤師会・日本赤十字社・松戸健康福祉センター】 <u>地震</u>災害時には、<u>医療救護を必要とする</u>多数の傷病者の発生が予想される。このため市は、<u>地震災害時における</u>応急医療体制を確立し、関係医療機関及び各防災関係機関との密接な連携の下に、一刻も早い医療救護活動を行うものとする。 1 情報の収集・提供 市（救護班）は、消防本部（<u>予防消防班</u>）及び流山市医師会等の協力のもとに以下について状況を把握し、県へ情報提供を行う。 ア 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況 イ 避難所、救護所の設置状況 ウ 医薬品等医療資器材の需給状況 エ 医療施設、救護所等への交通状況 オ その他参考となる事項 2 医療救護活動 (1) 実施機関 ア 医療救護は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。 イ 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことが出来ないときは、救助に着手するものとする。	第 6 節 医療救護・防疫等活動計画 医療救護活動は、災害のため医療機関の機能が停止し、又は医師の不足等により被災地の住民が医療・助産の途を失った場合には、関係機関は迅速かつ的確な医療活動を実施し、負傷者の適切な保護を図るものとする。 防疫・保健活動は、災害後の感染症の発生、流行等を未然に防止するため、被災地における防疫活動を迅速に実施するものとする。また、住民の健康を保持するため、被災者に対する保健衛生活動を実施するものとする。 第 1 医療救護活動 【救護班・警防班・市医師会・市歯科医師会・市薬剤師会・日本赤十字社・松戸健康福祉センター】 災害<u>発生</u>時には、多数の傷病者の発生が予想される。このため市は、応急医療体制を確立し、関係医療機関及び各防災関係機関との密接な連携の下に、一刻も早い医療救護活動を行うものと<u>し、必要に応じ、医療救護活動マニュアルに基づく活動を要請するものとする。</u> 1 情報の収集・提供 市（救護班）は、消防本部（<u>警防班</u>）及び流山市医師会等の協力のもとに以下について状況を把握し、県へ情報提供を行う。 ア 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況 イ 避難所、救護所の設置状況 ウ 医薬品等医療資器材の需給状況 エ 医療施設、救護所等への交通状況 オ その他参考となる事項 2 医療救護活動 (1) 実施機関 ア 医療救護は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。 イ 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことが出来ないときは、救助に着手するものとする。

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）																														
	ウ 市限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。 (2) 救護班による医療活動 ア <u>救護班の出動要請</u> 市長は、必要に応じて<u>市医師会長、市歯科医師会長、市薬剤師会、日本赤十字社千葉県支部長にそれぞれ救護班の出動</u>を要請し、知事及び他の市町村長等に応援を求めるほか、必要な措置を講ずるものとする。 <u>救護班の出動</u>を要請するときは、次の事項を明らかにして電話等により要請（日本赤十字社千葉県支部は県を通じて要請）するものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。 (ア) 災害発生の日時及び場所 (イ) 災害の原因及び被害の概況 (ウ) 出動を要する人員（班）及び資機（器）材 (エ) 出動の期間 (オ) その他必要な事項 表 3-6-1 関係機関 <table><tr><th>医 療 機 関</th><th>所 在 地</th><th>電 話</th></tr><tr><td>流 山 市 医 師 会</td><td>流山市西初石 4-1433-1 保健センター内</td><td>04-7155-2324</td></tr><tr><td>流 山 市 歯 科 医 師 会</td><td>流山市西初石 4-1433-1 保健センター内</td><td>04-7155-3355</td></tr><tr><td>流 山 市 薬 剤 師 会</td><td>流山市西初石 4-1433-1 保健センター内</td><td>04-7155-6871</td></tr><tr><td>日本赤十字社千葉県支部</td><td>千葉市中央区千葉港 5-7</td><td>043-241-7531</td></tr></table> 《資料 42・43・73・100》 イ <u>救護班</u>の編成 <u>救護班は、医師 1 名、看護師又は保健師 2 名、事務担当者 2 名で</u>編成する。 ウ 現場<u>しき</u> 具体的な<u>現場</u>指揮は、<u>災害の態様、現場の状況等に応じ、関係機関で協議の上、統一を図るものとする。</u> エ <u>救護班</u>の業務内容 (ア) 傷病者に対するトリアージ作業の実施 (イ) 傷病者に対する応急措置 (ウ) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定 (エ) 軽症患者等に対する医療 (オ) 避難所等での医療 (カ) 助産救護 《様式 43》 (3) 救護所の設置 市長は、救護所を設置するものとし、<u>救護班</u>は救護所において医療救護活動を実施する。 ア 救護所<u>指定順位</u>	医 療 機 関	所 在 地	電 話	流 山 市 医 師 会	流山市西初石 4-1433-1 保健センター内	04-7155-2324	流 山 市 歯 科 医 師 会	流山市西初石 4-1433-1 保健センター内	04-7155-3355	流 山 市 薬 剤 師 会	流山市西初石 4-1433-1 保健センター内	04-7155-6871	日本赤十字社千葉県支部	千葉市中央区千葉港 5-7	043-241-7531	ウ 市<u>限り</u>で対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。 (2) 災害救護対策本部による医療活動 ア <u>災害救護対策本部の設置</u> 市長は、必要に応じて<u>災害医療コーディネーターに災害救護対策本部の設置</u>を要請し、知事及び他の市町村長等に応援を求めるほか、必要な措置を講ずるものとする。 <u>災害救護対策本部の設置</u>を要請するときは、次の事項を明らかにして電話等により要請（日本赤十字社千葉県支部は県を通じて要請）するものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。 (ア) 災害発生の日時及び場所 (イ) 災害の原因及び被害の概況 (ウ) 出動を要する人員（班）及び資機（器）材 (エ) 出動の期間 (オ) その他必要な事項 表 3-6-1 関係機関 <table><tr><th>医 療 機 関</th><th>所 在 地</th><th>電 話</th></tr><tr><td>流 山 市 医 師 会</td><td>流山市西初石 4-1433-1 保健センター内</td><td>04-7155-2324</td></tr><tr><td>流 山 市 歯 科 医 師 会</td><td>流山市西初石 4-1433-1 保健センター内</td><td>04-7155-3355</td></tr><tr><td>流 山 市 薬 剤 師 会</td><td>流山市西初石 4-1433-1 保健センター内</td><td>04-7155-6871</td></tr><tr><td>日本赤十字社千葉県支部</td><td>千葉市中央区千葉港 5-7</td><td>043-241-7531</td></tr></table> 《資料 42・43・73・102》 イ <u>医療救護班</u>の編成 <u>市医療救護活動マニュアルに基づき</u>編成する。 ウ 現場<u>指揮</u> 具体的な<u>救護活動</u>の指揮は、<u>医師が行うものとし、災害救護対策本部の指揮は災害医療コーディネーターが行う。</u> エ <u>医療救護班</u>の業務内容 (ア) 傷病者に対するトリアージ作業の実施 (イ) 傷病者に対する応急措置 (ウ) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定 (エ) 軽症患者等に対する医療 (オ) 避難所等での医療 (カ) 助産救護 《様式 43》 (3) 救護所の設置 市長は、救護所を設置するものとし、<u>医療救護班</u>は災害救護対策本部と連携を図り救護所において医療救護活動を実施する。	医 療 機 関	所 在 地	電 話	流 山 市 医 師 会	流山市西初石 4-1433-1 保健センター内	04-7155-2324	流 山 市 歯 科 医 師 会	流山市西初石 4-1433-1 保健センター内	04-7155-3355	流 山 市 薬 剤 師 会	流山市西初石 4-1433-1 保健センター内	04-7155-6871	日本赤十字社千葉県支部	千葉市中央区千葉港 5-7	043-241-7531
医 療 機 関	所 在 地	電 話																														
流 山 市 医 師 会	流山市西初石 4-1433-1 保健センター内	04-7155-2324																														
流 山 市 歯 科 医 師 会	流山市西初石 4-1433-1 保健センター内	04-7155-3355																														
流 山 市 薬 剤 師 会	流山市西初石 4-1433-1 保健センター内	04-7155-6871																														
日本赤十字社千葉県支部	千葉市中央区千葉港 5-7	043-241-7531																														
医 療 機 関	所 在 地	電 話																														
流 山 市 医 師 会	流山市西初石 4-1433-1 保健センター内	04-7155-2324																														
流 山 市 歯 科 医 師 会	流山市西初石 4-1433-1 保健センター内	04-7155-3355																														
流 山 市 薬 剤 師 会	流山市西初石 4-1433-1 保健センター内	04-7155-6871																														
日本赤十字社千葉県支部	千葉市中央区千葉港 5-7	043-241-7531																														

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）																		
	<u>救護所は、概ね次の順位により開設する。</u> <u>（ア） 外科施設を有する病院又は診療所</u> <u>（イ） （ア）以外の病院又は診療所</u> <u>（ウ） 病院もしくは診療所のない地区又はこれらの施設で間に合わないときは、保健センター、学校、集会所、公民館等</u> イ 救護所の表示・広告 市は、応急救護所を開設した場合はその表示を行って一般に周知するとともに、夜間は文字表示の赤色灯を掲げるものとする。 （4） 現地総括者及び現地医療指揮者 ア 現地総括者 現地総括者は、救援部長又は救護班長が指名する者が務め、災害現場において現地医療指揮者及び現場出動の各部門責任者と現場活動が円滑に推進するよう必要な連絡協議を行い、業務の総合調整にあたる。 イ 現地医療指揮者 現地医療指揮者は、<u>市医師会長</u>が務める。<u>市医師会長</u>は、災害現場及び救護所における各救護班の医療活動の指揮をとる。 （5） 避難所救護センターの設置への協力 県は、被災者の避難所における避難生活が長期にわたると見込まれるときは、避難所内に避難所救護センターを設置し、医療救護活動を行う。市はこれに協力する。 （6） 医薬品等の調達 ア 医薬品、医療資器材の確保 市は、被害の状況に応じて次に掲げる機関に対し、医薬品等の確保、調達について協力要請を行うものとする。 表 3-6-2 医薬品の調達先 <table><tr><th>名 称</th><th>所在地</th><th>電話番号</th></tr><tr><td>松戸健康福祉センター (松戸保健所)</td><td>松戸市小根本 7</td><td>047-361-2121</td></tr><tr><td>流山市薬剤師会</td><td>流山市西初石 4-1433-1 保健センター内</td><td>04-7155-6871</td></tr></table> 《様式 42》 イ 血液製剤の確保 市は、血液製剤が必要な場合は、県に対して確保、調達を要請するものとする。	名 称	所在地	電話番号	松戸健康福祉センター (松戸保健所)	松戸市小根本 7	047-361-2121	流山市薬剤師会	流山市西初石 4-1433-1 保健センター内	04-7155-6871	ア 救護所 <u>救護所は、東深井中学校、常盤松中学校、南部中学校、東部中学校、南流山中学校（武道場・格技場）とし、傷病者が存在する限り継続して設置することを基本とするが必要に応じ規模の縮小等を検討する。</u> イ 救護所の表示・広告 市は、応急救護所を開設した場合はその表示を行って一般に周知するとともに、夜間は文字表示の赤色灯を掲げるものとする。 （4） 現地総括者及び現地医療指揮者 ア 現地総括者 現地総括者は、救援部長又は救護班長が指名する者が務め、災害現場において現地医療指揮者及び現場出動の各部門責任者と現場活動が円滑に推進するよう必要な連絡協議を行い、業務の総合調整にあたる。 イ 現地医療指揮者 現地医療指揮者は、<u>災害医療コーディネーター</u>が務める。<u>災害医療コーディネーター</u>は、災害現場及び救護所における各救護班の医療活動の指揮をとる。 （5） 避難所救護センターの設置への協力 県は、被災者の避難所における避難生活が長期にわたると見込まれるときは、避難所内に避難所救護センターを設置し、医療救護活動を行う。市はこれに協力する。 （6） 医薬品等の調達 ア 医薬品、医療資器材の確保 市は、被害の状況に応じて次に掲げる機関に対し、医薬品等の確保、<u>調達</u>について協力要請を行うものとする。 表 3-6-2 医薬品の調達先 <table><tr><th>名 称</th><th>所在地</th><th>電話番号</th></tr><tr><td>松戸健康福祉センター (松戸保健所)</td><td>松戸市小根本 7</td><td>047-361-2121</td></tr><tr><td>流山市薬剤師会</td><td>流山市西初石 4-1433-1 保健センター内</td><td>04-7155-6871</td></tr></table> 《様式 42》 イ 血液製剤の確保 市は、血液製剤が必要な場合は、県に対して確保、調達を要請するものとする。	名 称	所在地	電話番号	松戸健康福祉センター (松戸保健所)	松戸市小根本 7	047-361-2121	流山市薬剤師会	流山市西初石 4-1433-1 保健センター内	04-7155-6871
名 称	所在地	電話番号																		
松戸健康福祉センター (松戸保健所)	松戸市小根本 7	047-361-2121																		
流山市薬剤師会	流山市西初石 4-1433-1 保健センター内	04-7155-6871																		
名 称	所在地	電話番号																		
松戸健康福祉センター (松戸保健所)	松戸市小根本 7	047-361-2121																		
流山市薬剤師会	流山市西初石 4-1433-1 保健センター内	04-7155-6871																		
風 3-108	<u>第 6 節 医療救護・防疫等活動計画</u> 医療救護活動は、災害のため医療機関の機能が停止し、又は医師の不足等により被災地の住民が医療・助産の途を失った場合には、関係機関は迅速かつ的確な医療活動を実施し、負傷者の適切な																			

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	保護を図るものとする。 防疫・保健活動は、災害後の感染症の発生、流行等を未然に防止するため、被災地における防疫活動を迅速に実施するものとする。また、住民の健康を保持するため、被災者に対する保健衛生活動を実施するものとする。 第 1 医療救護活動 【救護班・警防班・<u>財務会計班・医療機関</u>・市医師会・市歯科医師会・市薬剤師会・日本赤十字社・松戸健康福祉センター】 災害発生時には、<u>医療救護を必要とする</u>多数の傷病者の発生が予想される。このため市は、災害時における応急医療体制を確立し、関係医療機関及び各防災関係機関との密接な連携の下に、一刻も早い医療救護活動を行うものとする。 1 情報の収集・提供 市（救護班）は、消防本部（<u>予防消防班</u>）、及び流山市医師会等の協力のもとに以下について状況を把握し、県へ情報提供を行う。 ア 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況 イ 避難所、救護所の設置状況 ウ 医薬品等医療資器材の需給状況 エ 医療施設、救護所等への交通状況 オ その他参考となる事項 2 医療救護活動 (1) 実施機関 ア 医療救護は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。 イ 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことが出来ないときは、救助に着手するものとする。 ウ 市<u>独自</u>で対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。 (2) <u>救護班</u>による医療活動 ア <u>救護班の出動要請</u> 市長は、必要に応じて<u>市医師会長、市歯科医師会長、市薬剤師会、日本赤十字社千葉県支部長にそれぞれ救護班の出動</u>を要請し、知事及び他の市町村長等に応援を求めるほか、必要な措置を講ずるものとする。 <u>救護班の出動</u>を要請するときは、次の事項を明らかにして電話等により要請（日本赤十字社千葉県支部は県を通じて要請）するものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。 （ア） 災害発生の日時及び場所 （イ） 災害の原因及び被害の概況 （ウ） 出動を要する人員（班）及び資機（器）材	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）															
	（エ） 出動の期間 （オ） その他必要な事項 表 3-6-1 関係機関 <table><tr><th>医 療 機 関</th><th>所 在 地</th><th>電 話</th></tr><tr><td>流 山 市 医 師 会</td><td>流山市西初石 4-1433-1 保健センター内</td><td>04-7155-2324</td></tr><tr><td>流 山 市 歯 科 医 師 会</td><td>流山市西初石 4-1433-1 保健センター内</td><td>04-7155-3355</td></tr><tr><td>流 山 市 薬 剤 師 会</td><td>流山市西初石 4-1433-1 保健センター内</td><td>04-7155-6871</td></tr><tr><td>日本赤十字社千葉県支部</td><td>千葉市中央区千葉港 5-7</td><td>043-241-7531</td></tr></table> 《資料 42・43・73・100》 イ <u>救護班</u>の編成 <u>救護班は、医師 1 名、看護師又は保健師 2 名、事務担当者 2 名で</u>編成する。 ウ 現場指揮 具体的な<u>現場</u>指揮は、<u>災害の態様、現場の状況等に応じ、関係機関で協議の上、統一を図るものとする。</u> エ <u>救護班</u>の業務内容 （ア） 傷病者に対するトリアージ作業の実施 （イ） 傷病者に対する応急措置 （ウ） 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定 （エ） 軽症患者等に対する医療 （オ） 避難所等での医療 （カ） 助産救護 《様式 43》 (3) 救護所の設置 市長は、救護所を設置するものとし、<u>救護班</u>は救護所において医療救護活動を実施する。 ア 救護所<u>指定順位</u> <u>救護所は、概ね次の順位により開設する。</u> <u>（ア） 外科施設を有する病院又は診療所</u> <u>（イ） （ア）以外の病院又は診療所</u> <u>（ウ） 病院もしくは診療所のない地区又はこれらの施設で間に合わないときは、保健センター、学校、集会所、公民館等</u> イ 救護所の表示・広告 市は、応急救護所を開設した場合はその表示を行って一般に周知するとともに、夜間は文字表示の赤色灯を掲げるものとする。 (4) 現地総括者及び現地医療指揮者 ア 現地総括者 現地総括者は、救援部長又は救護班長が指名する者が務め、災害現場において現地医療指揮	医 療 機 関	所 在 地	電 話	流 山 市 医 師 会	流山市西初石 4-1433-1 保健センター内	04-7155-2324	流 山 市 歯 科 医 師 会	流山市西初石 4-1433-1 保健センター内	04-7155-3355	流 山 市 薬 剤 師 会	流山市西初石 4-1433-1 保健センター内	04-7155-6871	日本赤十字社千葉県支部	千葉市中央区千葉港 5-7	043-241-7531	
医 療 機 関	所 在 地	電 話															
流 山 市 医 師 会	流山市西初石 4-1433-1 保健センター内	04-7155-2324															
流 山 市 歯 科 医 師 会	流山市西初石 4-1433-1 保健センター内	04-7155-3355															
流 山 市 薬 剤 師 会	流山市西初石 4-1433-1 保健センター内	04-7155-6871															
日本赤十字社千葉県支部	千葉市中央区千葉港 5-7	043-241-7531															

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）									
	者及び現場出動の各部門責任者と現場活動が円滑に推進するよう必要な連絡協議を行い、業務の総合調整にあたる。 イ 現地医療指揮者 現地医療指揮者は、<u>市医師会長</u>が務める。<u>市医師会長</u>は、災害現場及び救護所における各救護班の医療活動の指揮をとる。 (5) 避難所救護センターの設置への協力 県は、被災者の避難所における避難生活が長期にわたると見込まれるときは、避難所内に避難所救護センターを設置し、医療救護活動を行う。市はこれに協力する。 (6) 医薬品等の調達 ア 医薬品、医療資器材の確保 市は、被害の状況に応じて次に掲げる機関に対し、医薬品等の確保について協力要請を行うものとする。 表 3-6-2 医薬品の調達先 <table><tr><th>名 称</th><th>所在地</th><th>電話番号</th></tr><tr><td>松戸健康福祉センター (松戸保健所)</td><td>松戸市小根本 7</td><td>047-361-2121</td></tr><tr><td>流山市薬剤師会</td><td>流山市西初石 4-1433-1 保健センター内</td><td>04-7155-6871</td></tr></table> 《様式 42》 イ 血液製剤の確保 市は、血液製剤が必要な場合は、県に対して確保、調達を要請するものとする。	名 称	所在地	電話番号	松戸健康福祉センター (松戸保健所)	松戸市小根本 7	047-361-2121	流山市薬剤師会	流山市西初石 4-1433-1 保健センター内	04-7155-6871	
名 称	所在地	電話番号									
松戸健康福祉センター (松戸保健所)	松戸市小根本 7	047-361-2121									
流山市薬剤師会	流山市西初石 4-1433-1 保健センター内	04-7155-6871									
地 3-99	3 傷病者の搬送 (1) 後方医療施設の確保 救護班による応急手当の後、入院治療を要する傷病者の収容施設を必要に応じて広域的に確保するものとする。 表 3-6-3 県内の主な災害拠点病院 <table><tr><td>基幹災害医療センター</td><td>日本医科大学千葉北総病院 総合病院国保旭中央病院 医療法人鉄蕉会亀田総合病院 国保直営総合病院君津中央病院</td></tr></table>	基幹災害医療センター	日本医科大学千葉北総病院 総合病院国保旭中央病院 医療法人鉄蕉会亀田総合病院 国保直営総合病院君津中央病院	3 傷病者の搬送 (1) 後方医療施設の確保 救護班による応急手当の後、入院治療を要する傷病者の収容施設を必要に応じて広域的に確保するものとする。<u>災害拠点病院は、他医療機関の機能維持状況等が不明な場合は、被災地からのとりあえずの搬送先として、重症傷病者を受け入れる。医療機関は、転院搬送の必要がある場合に、医療機関での搬送調整が困難な場合は、市町村の救護本部又は合同救護本部に搬送先の確保を要請し、要請を受けた市町村の救護本部又は合同救護本部は搬送先の確保に努める。搬送先の確保を要請された市町村の救護本部又は合同救護本部において搬送先の確保が困難な場合は、災害医療本部に搬送先の確保を要請し、要請を受けた災害医療本部は搬送先の確保に努める。</u> 表 3-6-3 県内の主な災害拠点病院 <table><tr><td>基幹災害医療センター</td><td>日本医科大学千葉北総病院 総合病院国保旭中央病院 医療法人鉄蕉会亀田総合病院 国保直営総合病院君津中央病院</td></tr></table>	基幹災害医療センター	日本医科大学千葉北総病院 総合病院国保旭中央病院 医療法人鉄蕉会亀田総合病院 国保直営総合病院君津中央病院					
基幹災害医療センター	日本医科大学千葉北総病院 総合病院国保旭中央病院 医療法人鉄蕉会亀田総合病院 国保直営総合病院君津中央病院										
基幹災害医療センター	日本医科大学千葉北総病院 総合病院国保旭中央病院 医療法人鉄蕉会亀田総合病院 国保直営総合病院君津中央病院										

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）			修正案（平成 28 年度修正）		
		地域災害医療センター （東葛北部）	<u>総合病院</u> 国保松戸市立病院 東京慈恵会医科大学附属柏病院		地域災害医療センター （東葛北部）	国保松戸市立病院 東京慈恵会医科大学附属柏病院
	(2) 傷病者の搬送体制 市は、災害時の傷病者搬送を円滑に行うために、消防部と医療機関の間に通信手段を確保したうえで、救急自動車やヘリコプターを利用した広域搬送体制を確立するものとする。 なお、救急自動車が確保できない場合は、市は輸送車両の確保に努めるものとし、ヘリコプターによる患者搬送に当たっては、関係機関と協議の上、次の受け入れ体制を確保する。 ア 離発着場の確保、病院から離発着場までの搬送手配及び安全対策 イ 傷病者の搬送先の離発着場及び受け入れ病院への搬送手配 《資料 20～21、様式 14～18・44》			(2) 傷病者の搬送体制 <u>大規模災害発生時には、多数の傷病者等が短時間に集中して発生するとともに、交通の途絶等が予想されることから、平常時と同様の搬送は極めて困難になることを踏まえ、傷病者等の搬送の原則を次のとおりとする。</u> <u>ア 傷病者等を医療救護所又は医療機関へ搬送することに努める。</u> <u>イ 緊急車両等による搬送は重症者を優先する。</u> <u>ウ 自ら移動することが困難な者の搬送は、被災現場から医療救護所へは市が、医療救護所から医療機関へは市及び県がそれぞれ防災関係機関との連携のもとに実施する。</u> <u>エ</u> 市は、災害時の傷病者搬送を円滑に行うために、消防部と医療機関の間に通信手段を確保したうえで、救急自動車やヘリコプターを利用した広域搬送体制を確立する。 <u>オ 市民は、自らの安全を確保した上で、救護所等への搬送が必要と思われる傷病者等について、自ら搬送手段を確保して搬送し、又は、搬送できる者を探して搬送を依頼する等可能な範囲で協力する。</u> なお、救急自動車が確保できない場合は、市は輸送車両の確保に努めるものとし、ヘリコプターによる患者搬送に当たっては、関係機関と協議の上、次の受け入れ体制を確保する。 ア 離発着場の確保、病院から離発着場までの搬送手配及び安全対策 イ 傷病者の搬送先の離発着場及び受け入れ病院への搬送手配 《資料 20～21、様式 14～18・44》		

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	図 3-6-1 搬送システム	図 3-6-1 搬送システム 4 応援要請 市長は、必要に応じて、市町村立病院の医療救護班に出動を命じ、地区医師会等の関係団体の長に医療救護班の出動を要請するほか、知事及び他の市町村長等に医療救護班の派遣その他の応援を要請する等、必要な措置を講ずる。 5 応援の受け入れと活動の指揮及び調整 市救護本部の長は、救援者を受け入れ、その活動の指揮と調整を行う。 6 医療ボランティアの活用 災害時の医療救護活動においては、あらかじめ計画された救護班だけでは十分な対応が困難と予想されるため、市は医療ボランティアを確保し、迅速に対応できる体制を整備するものとする。 (1) 「担当窓口」の設置 救護班（健康福祉部健康増進課）は、災害発生後直ちに「医療ボランティア担当窓口」を設置し、医療ボランティアの受入れを行うものとする。

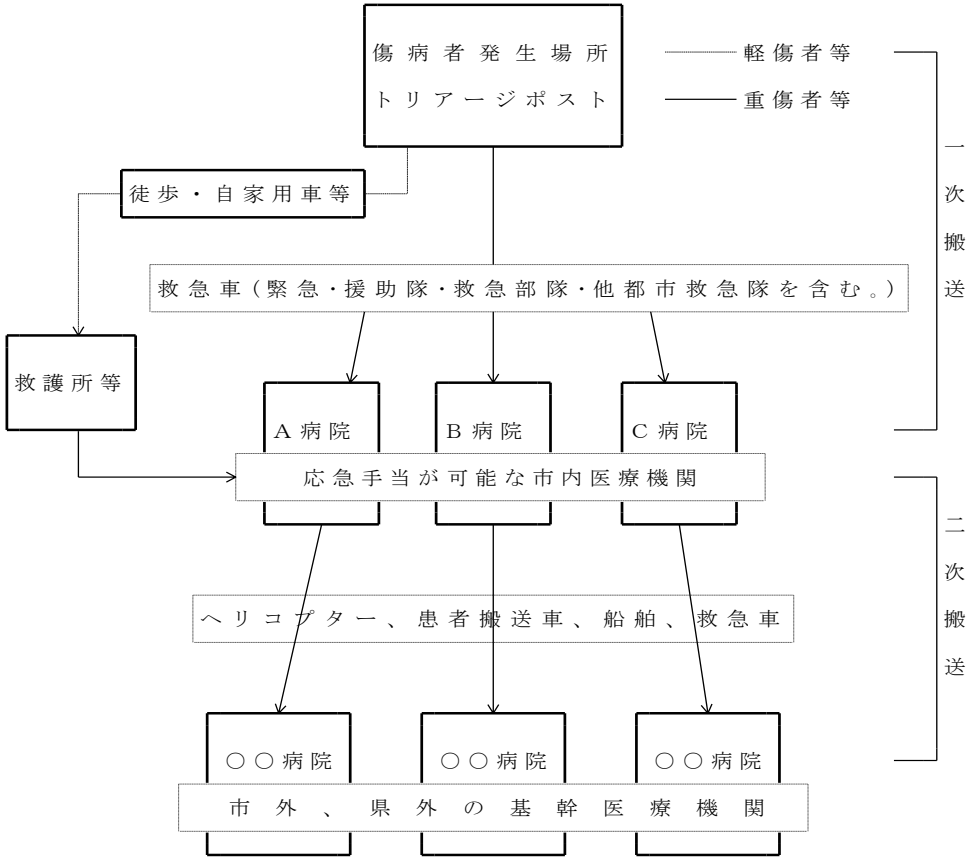
流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）								
	(2) 「担当窓口」の運営 「医療ボランティア担当窓口」における主な活動内容は、次に示すとおり。 ア 医療ボランティアの募集、登録、協力依頼、派遣 イ 県の「受付窓口」との連絡調整 ウ その他 (3) 医療ボランティアの活動内容 ア 医師・看護師等 (ア) 救護班に加わり、応急救護所で医療活動を行う。 (イ) 被災地の医療機関において医療活動を行う。 (ウ) 後方医療施設において医療活動を行う。 イ 薬剤師 (ア) 救護班に加わり、応急救護所で調剤業務を行う。 (イ) 医薬品の仕分け・在庫管理等の業務を行う。 ウ 保健師等 避難所等を巡回し、被災者の健康管理や栄養指導を行うとともに、医療ニーズを把握し、救護班に連絡する。 エ 歯科医師・歯科衛生士 避難所等を巡回し、被災者の歯科診療を行う。 5 助産活動 災害のため助産の途を失った者に対して、分娩の介助及び分娩の前後にわたる処置を確保し、その保護を図るものとする。 (1) 実施機関 ア 助産活動は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。 イ 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことが出来ないときは、救助に着手するものとする。 ウ 市限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。 (2) 災害救助法が実施された場合の実施基準 ア 助産の対象 災害発生の日以前又は以後の 7 日以内に分娩した者で、災害のため助産の途を失った者に対して実施する。 イ 助産の範囲 助産は次に掲げる範囲で行う。 (ア) 分娩の介助 (イ) 分娩前後の処置 (ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給	(2) 「担当窓口」の運営 「医療ボランティア担当窓口」における主な活動内容は、次に示すとおり。 ア 医療ボランティアの募集、登録、協力依頼、派遣 イ 県の「受付窓口」との連絡調整 ウ その他 (3) 医療ボランティアの活動内容 表 3-6-4 医療ボランティアの活動内容 <table><tr><td>ア 医師 看護師等</td><td>(ア) 医療救護班に加わり、応急救護所で医療活動を行う。 (イ) 被災地の医療機関において医療活動を行う。 (ウ) 後方医療施設において医療活動を行う。</td></tr><tr><td>イ 薬剤師</td><td>(ア) 医療救護班に加わり、応急救護所で調剤業務を行う。 (イ) 医薬品の仕分け・在庫管理等の業務を行う。</td></tr><tr><td>ウ 保健師等</td><td>避難所等を巡回し、被災者の健康管理や栄養指導を行うとともに、医療ニーズを把握し、医療救護班に連絡する。</td></tr><tr><td>エ 歯科医師 歯科衛生士</td><td>避難所等を巡回し、被災者の歯科診療を行う。</td></tr></table> 5 助産活動 災害のため助産の途を失った者に対して、分娩の介助及び分娩の前後にわたる処置を確保し、その保護を図るものとする。 (1) 実施機関 ア 助産活動は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。 イ 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことが出来ないときは、救助に着手するものとする。 ウ 市限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。 (2) 災害救助法が実施された場合の実施基準 ア 助産の対象 災害発生の日以前又は以後の 7 日以内に分娩した者で、災害のため助産の途を失った者に対して実施する。 イ 助産の範囲 助産は次に掲げる範囲で行う。 (ア) 分娩の介助 (イ) 分娩前後の処置 (ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給	ア 医師 看護師等	(ア) 医療救護班に加わり、応急救護所で医療活動を行う。 (イ) 被災地の医療機関において医療活動を行う。 (ウ) 後方医療施設において医療活動を行う。	イ 薬剤師	(ア) 医療救護班に加わり、応急救護所で調剤業務を行う。 (イ) 医薬品の仕分け・在庫管理等の業務を行う。	ウ 保健師等	避難所等を巡回し、被災者の健康管理や栄養指導を行うとともに、医療ニーズを把握し、医療救護班に連絡する。	エ 歯科医師 歯科衛生士	避難所等を巡回し、被災者の歯科診療を行う。
ア 医師 看護師等	(ア) 医療救護班に加わり、応急救護所で医療活動を行う。 (イ) 被災地の医療機関において医療活動を行う。 (ウ) 後方医療施設において医療活動を行う。									
イ 薬剤師	(ア) 医療救護班に加わり、応急救護所で調剤業務を行う。 (イ) 医薬品の仕分け・在庫管理等の業務を行う。									
ウ 保健師等	避難所等を巡回し、被災者の健康管理や栄養指導を行うとともに、医療ニーズを把握し、医療救護班に連絡する。									
エ 歯科医師 歯科衛生士	避難所等を巡回し、被災者の歯科診療を行う。									

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）				
	ウ 費用 支出できる費用は、救護班及び産院その他の医療機関による場合は使用した衛生材料及び処置費等の実費、助産師による場合は慣行料金の 8 割以内の額とする。 エ 期間 助産を実施し得る期間は、分娩した日から 7 日以内とする。	ウ 費用 支出できる費用は、救護班及び産院その他の医療機関による場合は使用した衛生材料及び処置費等の実費、助産師による場合は慣行料金の 8 割以内の額とする。 エ 期間 助産を実施し得る期間は、分娩した日から 7 日以内とする。				
風 3-111	3 傷病者の搬送 (1) 後方医療施設の確保 救護班による応急手当の後、入院治療を要する傷病者の収容施設を必要に応じて広域的に確保するものとする。 表 3-6-3 県内の主な災害拠点病院 <table><tr><td>基幹災害医療センター</td><td>日本医科大学千葉北総病院 総合病院国保旭中央病院 医療法人鉄蕉会亀田総合病院 国保直営総合病院君津中央病院</td></tr><tr><td>地域災害医療センター (東葛北部)</td><td><u>総合病院</u>国保松戸市立病院 東京慈恵会医科大学附属柏病院</td></tr></table> (2) 傷病者の搬送体制 市は、災害時の傷病者搬送を円滑に行うために、消防部と医療機関の間に通信手段を確保したうえで、救急自動車やヘリコプターを利用した広域搬送体制を確立するものとする。 なお、救急自動車が確保できない場合は、市は輸送車両の確保に努めるものとし、ヘリコプターによる患者搬送に当たっては、関係機関と協議の上、次の受け入れ体制を確保する。 ア 離発着場の確保、病院から離発着場までの搬送手配及び安全対策 イ 傷病者の搬送先の離発着場及び受け入れ病院への搬送手配 《資料 20～21、様式 14～18・44》	基幹災害医療センター	日本医科大学千葉北総病院 総合病院国保旭中央病院 医療法人鉄蕉会亀田総合病院 国保直営総合病院君津中央病院	地域災害医療センター (東葛北部)	<u>総合病院</u> 国保松戸市立病院 東京慈恵会医科大学附属柏病院	
基幹災害医療センター	日本医科大学千葉北総病院 総合病院国保旭中央病院 医療法人鉄蕉会亀田総合病院 国保直営総合病院君津中央病院					
地域災害医療センター (東葛北部)	<u>総合病院</u> 国保松戸市立病院 東京慈恵会医科大学附属柏病院					

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	 図 3-6-1 搬送システム この図は、災害発生時の搬送システムを示しています。最上段には「傷病者発生場所 トリアージポスト」があり、そこから「軽傷者等」（薄線）と「重傷者等」（太線）の2つの経路が分れます。左側の経路は「徒歩・自家用車等」を経て「救護所等」へと続きます。右側の経路は「救急車（緊急・援助隊・救急部隊・他都市救急隊を含む。）」へと続きます。救護所等からは「応急手当が可能な市内医療機関」へと続きます。救急車からは「A病院」「B病院」「C病院」へと続きます。これらの市内医療機関からは「ヘリコプター、患者搬送車、船舶、救急車」を経て「市外、県外の基幹医療機関」（それぞれ〇〇病院）へと続きます。右側の縦軸には「一次搬送」と「二次搬送」のラベルがあり、それぞれ対応する搬送段階を示しています。	
	4 医療ボランティアの活用 <u>大規模な風水害による多数の傷病者への</u>医療救護活動においては、あらかじめ計画された救護班だけでは十分な対応が困難と予想されるため、市は医療ボランティアを確保し、災害時に迅速に対応できる体制を整備するものとする。 (1) 「担当窓口」の設置 救護班（健康福祉部健康増進課）は、災害発生後直ちに「医療ボランティア担当窓口」を設置し、医療ボランティアの受入れを行うものとする。 (2) 「担当窓口」の運営 「医療ボランティア担当窓口」における主な活動内容は、次に示すとおり。 ア 医療ボランティアの募集、登録、協力依頼、派遣 イ 県の「受付窓口」との連絡調整 ウ その他 (3) 医療ボランティアの活動内容 <u>ア 医師・看護師等</u>	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	<u>（ア） 救護班に加わり、応急救護所で医療活動を行う。</u> <u>（イ） 被災地の医療機関において医療活動を行う。</u> <u>（ウ） 後方医療施設において医療活動を行う。</u> イ 薬剤師 <u>（ア） 救護班に加わり、応急救護所で調剤業務を行う。</u> <u>（イ） 医薬品の仕分け・在庫管理等の業務を行う。</u> ウ 保健師等 <u>避難所等を巡回し、被災者の健康管理や栄養指導を行うとともに、医療ニーズを把握し、救護班に連絡する。</u> エ 歯科医師・歯科衛生士 <u>避難所等を巡回し、被災者の歯科診療を行う。</u> 5 助産活動 災害のため助産の途を失った者に対して、分娩の介助及び分娩の前後にわたる処置を確保し、その保護を図るものとする。 (1) 実施機関 ア 助産活動は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。 <u>イ 市独自</u>で対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。 (2) 災害救助法が実施された場合の実施基準 ア 助産の対象 災害発生の日以前又は以後の 7 日以内に分娩した者で、災害のため助産の途を失った者に対して実施する。 イ 助産の範囲 助産は次に掲げる範囲で行う。 （ア） 分娩の介助 （イ） 分娩前後の処置 （ウ） 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給 ウ 費用 支出できる費用は、救護班及び産院その他の医療機関による場合は使用した衛生材料及び処置費等の実費、助産師による場合は慣行料金の 8 割以内の額とする。 エ 期間 助産を実施し得る期間は、分娩した日から 7 日以内とする。	
地 3-102	第 2 防疫活動 【防疫衛生班・救護班・松戸健康福祉センター（松戸保健所）<u>・医療機関</u>】 災害による衛生環境の悪化や被災者の身体的・精神的な抵抗力の低下を背景として、被災地に感染症等が発生する可能性があるため、防疫活動を迅速に行い、混乱の防止を図っていくものとする。	第 2 防疫活動 【防疫衛生班・救護班・松戸健康福祉センター（松戸保健所）】 災害による衛生環境の悪化や被災者の身体的・精神的な抵抗力の低下を背景として、被災地に感染症等が発生する可能性があるため、防疫活動を迅速に行い、混乱の防止を図っていくものとする。

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）										
	1 実施主体 地震災害時の防疫は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）<u>（平成 10 年法律第 114 号）</u>に基づき、市及び松戸健康福祉センター（松戸保健所）が実施する。 2 防疫体制の確立 市及び松戸健康福祉センター（松戸保健所）は、<u>地震</u>災害時における応急防疫に関する計画を作成して実施するが、必要に応じ関係機関、隣接市町の協力を得るものとする。 (1) 組織体制整備 市及び松戸健康福祉センター（松戸保健所）は、感染症等の蔓延及び食中毒発生の未然防止を目的とした防疫体制を確立する。 <u>また、必要な消毒薬・器具機材や要員の確保が迅速にできるよう、防疫体制を整備するものとする。</u> (2) 防疫計画の策定 市及び松戸健康福祉センター（松戸保健所）は、被害の状況等を考慮し、できるだけ詳しい防疫計画を作成するものとする。<u>防疫業務の実施方法は次のとおり。</u> ア 消毒方法 <u>感染症患者及び保菌者発生家屋の内外、便所、給食施設等の薬品による消毒の実施</u> イ 鼠族昆虫等駆除方法 <u>汚染地域の鼠族昆虫等の発生場所に対する薬剤の散布及び発生原因の除去</u> ウ 臨時の予防接種 <u>感染症予防上必要があるときは、臨時の予防接種を実施する。</u> エ 検病調査 <u>患者及び保菌者の早期発見に努めるため、迅速かつ計画的に検病調査（健康診断及び検便）を行う。</u>	1 実施主体 災害時の防疫は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 <u>（平成 10 年法律第 104 号）</u>（以下「感染症法」という。）に基づき、市及び松戸健康福祉センター（松戸保健所）が実施する。 2 防疫体制の確立 市及び松戸健康福祉センター（松戸保健所）は、災害時における応急防疫に関する計画を作成して実施するが、必要に応じ関係機関、隣接市町の協力を得るものとする。 (1) 組織体制整備 市及び松戸健康福祉センター（松戸保健所）は、感染症等の蔓延及び食中毒発生の未然防止を目的とした防疫体制を確立する。 ア 薬剤・器具機材・人員等の確保 市及び松戸健康福祉センター（松戸保健所）は、災害時の防疫措置に必要な薬剤・器具機材等を迅速に調達し、防疫活動を行う人員を確保するものとする。 災害の規模により、市が保有する医薬品及び資機（器）材等が不足する場合は、その都度調達するものとする。 《資料 42・43・73》 イ 防疫衛生班の編成 救援部長は、松戸健康福祉センター（松戸保健所）と密接な連携のもと、救援部を中心として、応援職員及び作業員等により、災害の規模に応じた防疫衛生班の体制を編成する。 (2) 防疫計画の策定 市及び松戸健康福祉センター（松戸保健所）は、被害の状況等を考慮し、できるだけ詳しい防疫計画を作成するものとする。 表 3-6-5 防疫業務 <table><tr><th>防疫業務</th><th>業務内容</th></tr><tr><td>消毒</td><td><u>感染症患者及び保菌者発生家屋の内外、便所、給食施設等の薬品による消毒の実施</u></td></tr><tr><td>鼠族昆虫等駆除</td><td><u>汚染地域の鼠族昆虫等の発生場所に対する薬剤の散布及び発生原因の除去</u></td></tr><tr><td>臨時の予防接種</td><td><u>感染症予防上必要があるときは、臨時の予防接種を実施する。</u></td></tr><tr><td>検病調査</td><td><u>患者及び保菌者の早期発見に努めるため、迅速かつ計画的に検病調査（健康診断及び検便）を行う。</u></td></tr></table>	防疫業務	業務内容	消毒	<u>感染症患者及び保菌者発生家屋の内外、便所、給食施設等の薬品による消毒の実施</u>	鼠族昆虫等駆除	<u>汚染地域の鼠族昆虫等の発生場所に対する薬剤の散布及び発生原因の除去</u>	臨時の予防接種	<u>感染症予防上必要があるときは、臨時の予防接種を実施する。</u>	検病調査	<u>患者及び保菌者の早期発見に努めるため、迅速かつ計画的に検病調査（健康診断及び検便）を行う。</u>
防疫業務	業務内容											
消毒	<u>感染症患者及び保菌者発生家屋の内外、便所、給食施設等の薬品による消毒の実施</u>											
鼠族昆虫等駆除	<u>汚染地域の鼠族昆虫等の発生場所に対する薬剤の散布及び発生原因の除去</u>											
臨時の予防接種	<u>感染症予防上必要があるときは、臨時の予防接種を実施する。</u>											
検病調査	<u>患者及び保菌者の早期発見に努めるため、迅速かつ計画的に検病調査（健康診断及び検便）を行う。</u>											

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	3 応急防疫活動の実施 <u>市及び松戸健康福祉センター（松戸保健所）は、感染症法に基づく、防疫措置等を行うものとする。</u> (1) 薬剤・器具機材・人員等の確保 <u>市及び松戸健康福祉センター（松戸保健所）は、災害時の防疫措置に必要な薬剤・器具機材等を迅速に調達し、防疫活動を行う人員を確保するものとする。</u> <u>災害の規模により、市が保有する医薬品及び資機（器）材等が不足する場合は、その都度調達するものとする。</u> <u>《資料 42・43・73》</u> (2) 防疫衛生班の編成 <u>救援部長は、被災地の感染症、食中毒等の発生を未然に防止するため、松戸健康福祉センター（松戸保健所）と密接な連携のもと、救援部を中心として、応援職員及び作業員等により、災害の規模に応じた防疫衛生班の体制を編成する。</u> (3) 消毒の実施 防疫衛生班は、災害により家屋周辺が不衛生になった場合等の必要に応じて、感染症法第 27 条の規定により、松戸健康福祉センター（松戸保健所）との連携により消毒を実施する。 <u>なお、</u>住民においても、自治会長等を通じて配布された薬剤（クロール石灰、逆性石けん、次亜塩素酸ナトリウム等）を用いて自ら家屋等の消毒を行うよう、<u>市及び松戸健康福祉センター（松戸保健所）</u>は指導するものとする。 (4) 感染症患者等の入院 松戸健康福祉センター（松戸保健所）は、感染症の蔓延を防止するため必要があると認めるときは、感染症法 19 条の規定により、患者又は保菌者に入院を勧告するものとする。 (5) 防疫に関する広報の実施 地区住民の社会不安の防止を図るため、広報活動の強化に努める。 4 記録の整備及び状況等の報告 市は、災害発生後警察署及び消防署等とも連絡をとり、被害状況等の情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域又は場所等を把握し、相互に情報の伝達を行うものとする。 また、医療機関においても、被災者に係る感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに、発見した場合もしくは疑いのある場合には、市及び松戸健康福祉センター（松戸保健所）への通報連絡を迅速に行うものとする。 なお、適切な防疫措置を講じるため、被災地に設けられる救護所との連絡を密にするものとする。 市は、患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時松戸健康福祉センター（松戸保健所）に報告する。	3 応急防疫活動の実施 (1) 消毒の実施 防疫衛生班は、災害により家屋周辺が不衛生になった場合等の必要に応じて、<u>感染症法第 27 条</u>の規定により、松戸健康福祉センター（松戸保健所）との連携により消毒を実施する。 <u>市及び松戸健康福祉センター（松戸保健所）は、</u>住民においても、自治会長等を通じて配布された薬剤（クロール石灰、逆性石けん、次亜塩素酸ナトリウム等）を用いて自ら家屋等の消毒を行うよう、指導するものとする。 (2) 感染症患者等の入院 松戸健康福祉センター（松戸保健所）は、感染症の蔓延を防止するため必要があると認めるときは、患者又は保菌者に入院を勧告するものとする。 <u>《感染症法 19 条》</u> (3) 防疫に関する広報の実施 地区住民の社会不安の防止を図るため、広報活動の強化に努める。 4 記録の整備及び状況等の報告 市は、災害発生後警察署及び消防署等とも連絡をとり、被害状況等の情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域又は場所等を把握し、相互に情報の伝達を行うものとする。 また、医療機関においても、被災者に係る感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに、発見した場合もしくは疑いのある場合には、市及び松戸健康福祉センター（松戸保健所）への通報連絡を迅速に行うものとする。 なお、適切な防疫措置を講じるため、被災地に設けられる救護所との連絡を密にするものとする。 市は、患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時松戸健康福祉センター（松戸保健所）に報告する。

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	5 食品衛生監視 市（防疫衛生班）及び松戸健康福祉センター（松戸保健所）は、被災地において供給される炊出しによる食事及び他の場所から調達される弁当等の食品の安全を確保するため、炊出し場所や弁当調製施設の衛生指導を行うとともに、次の食品衛生監視活動を実施するものとする。 (1) 被災地周辺の営業施設及び臨時給食施設の指導 ア 手洗い消毒の励行 イ 食器及び器具の洗浄消毒 ウ 原材料及び食品の適正保管 エ 飲料水の衛生的取扱い (2) 被災地の営業施設の監視指導 ア 停電により腐敗又は変敗した食品の供給防止 イ 施設、機械又は器具の洗浄消毒 ウ 使用水の現場検査 エ 従事者の衛生管理 6 飲料水の安全確保対策 松戸健康福祉センター（松戸保健所）は、災害により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、ただちに巡回チームを編成し、検水を実施し、安全を確保する。市はこれに協力し、被災者に対し、適切な広報及び指導を行う。また、必要があれば、県に水質検査の実施を要請するものとする。	5 食品衛生監視 市（防疫衛生班）及び松戸健康福祉センター（松戸保健所）は、被災地において供給される炊出しによる食事及び他の場所から調達される弁当等の食品の安全を確保するため、炊出し場所や弁当調製施設の衛生指導を行うとともに、次の食品衛生監視活動を実施するものとする。 (1) 被災地周辺の営業施設及び臨時給食施設の指導 ア 手洗い消毒の励行 イ 食器及び器具の洗浄消毒 ウ 原材料及び食品の適正保管 エ 飲料水の衛生的取扱い (2) 被災地の営業施設の監視指導 ア 停電により腐敗又は変敗した食品の供給防止 イ 施設、機械又は器具の洗浄消毒 ウ 使用水の現場検査 エ 従事者の衛生管理 6 飲料水の安全確保対策 松戸健康福祉センター（<u>松戸保健所</u>）は、災害により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、ただちに巡回チームを編成し、<u>検水を実施し</u>、安全を確保する。市はこれに協力し、被災者に対し、適切な広報及び指導を行う。また、必要があれば、県に水質検査の実施を要請するものとする。
風 3-114	第 2 防疫活動 【防疫衛生班・救護班・松戸健康福祉センター（松戸保健所）<u>・医療機関</u>】 災害による衛生環境の悪化や被災者の身体的・精神的な抵抗力の低下を背景として、被災地に感染症等が発生する可能性があるため、防疫活動を迅速に行い、混乱の防止を図っていくものとする。 1 実施主体 災害時の防疫は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）<u>(平成 10 年法律第 114 号)</u> に基づき、市及び松戸健康福祉センター（松戸保健所）が実施する。 2 防疫体制の確立 市及び松戸健康福祉センター（松戸保健所）は、災害時における応急防疫に関する計画を作成して実施するが、必要に応じ関係機関、隣接市町の協力を得るものとする。 (1) 組織体制整備 市及び松戸健康福祉センター（松戸保健所）は、感染症等の蔓延及び食中毒発生の未然防止を目的とした防疫体制を確立する。	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	<u>また、必要な消毒薬・器具機材や要員の確保が迅速にできるよう、防疫体制を整備するものとする。</u> (2) 防疫計画の策定 市及び松戸健康福祉センター（松戸保健所）は、被害の状況等を考慮し、できるだけ詳しい防疫計画を作成するものとする。 <u>ア 消毒方法</u> <u>感染症患者及び保菌者発生家屋の内外、便所、給食施設等の薬品による消毒の実施</u> <u>イ 鼠族昆虫等駆除方法</u> <u>汚染地域の鼠族昆虫等の発生場所に対する薬剤の散布及び発生原因の除去</u> <u>ウ 臨時の予防接種</u> <u>感染症予防上必要があるときは、臨時の予防接種を実施する。</u> <u>エ 検病調査</u> <u>患者及び保菌者の早期発見に努めるため、迅速かつ計画的に検病調査（健康診断及び検便）を行う。</u> 3 応急防疫活動の実施 <u>市及び松戸健康福祉センター（松戸保健所）は、感染症法に基づく、防疫措置等を行うものとする。</u> (1) 薬剤・器具機材・人員等の確保 <u>市及び松戸健康福祉センター（松戸保健所）は、災害時の防疫措置に必要な薬剤・器具機材等を迅速に調達し、防疫活動を行う人員を確保するものとする。</u> <u>災害の規模により、市が保有する医薬品及び資機（器）材等が不足する場合は、その都度調達するものとする。</u> <u>《資料 42・43・73》</u> (2) 防疫衛生班の編成 <u>救援部長は、被災地の感染症、食中毒等の発生を未然に防止するため、松戸健康福祉センター（松戸保健所）と密接な連携のもと、救援部を中心として、応援職員及び作業員等により、災害の規模に応じた防疫衛生班の体制を編成する。</u> (3) 消毒の実施 防疫衛生班は、災害により家屋周辺が不衛生になった場合等の必要に応じて感染症法第 27 条の規定により、松戸健康福祉センター（松戸保健所）との連携により消毒を実施する。 <u>なお、住民においても、自治会長等を通じて配布された薬剤（クロール石灰、逆性石けん、次亜塩素酸ナトリウム等）を用いて自ら家屋等の消毒を行うよう、市及び松戸健康福祉センター（松戸保健所）は指導するものとする。</u> (4) 感染症患者等の入院	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	松戸健康福祉センター（松戸保健所）は、感染症の蔓延を防止するため必要があると認めるときは、感染症法 19 条の規定により、患者又は保菌者に入院を勧告するものとする。 (5) 防疫に関する広報の実施 地区住民の社会不安の防止を図るため、広報活動の強化に努める。 4 記録の整備及び状況等の報告 市は、災害発生後警察署及び消防署等とも連絡をとり、被害状況等の情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域又は場所等を把握し、相互に情報の伝達を行うものとする。 また、医療機関においても、被災者に係る感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに、発見した場合もしくは疑いのある場合には、市及び松戸健康福祉センター（松戸保健所）への通報連絡を迅速に行うものとする。 なお、適切な防疫措置を講じるため、被災地に設けられる救護所との連絡を密にするものとする。 市は、患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時松戸健康福祉センター（松戸保健所）に報告する。 5 食品衛生監視 市（防疫衛生班）及び松戸健康福祉センター（松戸保健所）は、被災地において供給される炊出しによる食事及び他の場所から調達される弁当等の食品の安全を確保するため、炊出し場所や弁当調製施設の衛生指導を行うとともに、次の食品衛生監視活動を実施するものとする。 (1) 被災地周辺の営業施設及び臨時給食施設の指導 ア 手洗い消毒の励行 イ 食器及び器具の洗浄消毒 ウ 原材料及び食品の適正保管 エ 飲料水の衛生的取扱い (2) 被災地の営業施設の監視指導 ア 停電により腐敗又は変敗した食品の供給防止 イ 施設、機械又は器具の洗浄消毒 ウ 使用水の現場検査 エ 従事者の衛生管理 6 飲料水の安全確保対策 松戸健康福祉センターは、災害により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、ただちに巡回チームを編成し、安全を確保する。市はこれに協力し、被災者に対し、適切な広報及び指導を行う。また、必要があれば、県に水質検査の実施を要請するものとする。	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
地 3-104	第 3 保健活動 【<u>防疫衛生班</u>・救護班・庁内の PSW（精神保健福祉士）・松戸健康福祉センター（松戸保健所）・医療機関】 市及び松戸健康福祉センター（松戸保健所）は、避難生活の長期化やライフラインの長期停止等により、被災者の健康が損なわれることのないよう、次のとおり保健対策を講じるものとする。 1 健康管理 (1) 被災者の健康状態の把握 ア 市は、松戸健康福祉センター（松戸保健所）の助言・指導を得て、医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、避難所ごとの被災者の健康状態を把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理を行うとともに、医師会への協力を要請していく。 イ 巡回相談で把握した問題等については、個別健康相談票を作成し、チーム会議において効果的な処遇の検討を行う。 ウ 継続的内服が必要な者及び食事指導の必要な者についても配慮する。 エ 継続的内服が必要な精神障害者や服薬中断により病状が悪化する可能性のある者で内服薬を被災により紛失した者の把握に努め、県と協力して保険証の有無にかかわらず処方できるよう努める。 オ 自動車の中等狭い場所にいる避難者は、<u>いわゆるエコノミークラス症候群（急性肺動脈血栓塞栓症）</u>を発症するおそれがあるため、定期的に身体を動かすこと等を指導し、注意を喚起する。 カ 被災高齢者においては、避難生活の長期化等により、歩行をはじめとする活動（生活行為）が低下し、生活不活発病（廃用症候群）が発生する。そのため、パンフレットの配布等を通じ、高齢者等の要介護者、保健医療福祉介護専門職、ボランティアに対する理解促進を進め、生活機能低下、特に生活不活発病の早期発見及び予防・改善に努める。 (2) 継続的要援助者のリストアップ 市は、援助者が変更しても継続援助が提供できるよう個別<u>的</u>に継続援助が必要な者について、健康管理票及びリストを作成するものとする。 (3) 関係機関との連携の強化 市は、症状の安定のために一時的な入院が必要な者及びターミナルケアが必要な者に対して、福祉施設、一般病院、精神病院等と連携を図り、入院を勧奨するものとする。 また、本人及び家族が退院後の生活に不安を抱くことがないよう、継続的な援助を行うものとする。 《資料 102》 2 精神保健、カウンセリング (1) 被災者のストレス軽減	第 3 保健活動 【救護班・庁内の PSW（精神保健福祉士）・松戸健康福祉センター（松戸保健所）・医療機関】 市及び松戸健康福祉センター（松戸保健所）は、避難生活の長期化やライフラインの長期停止等により、被災者の健康が損なわれることのないよう、次のとおり保健対策を講じるものとする。 1 健康管理 (1) 被災者の健康状態の把握 ア 市は、松戸健康福祉センター（松戸保健所）の助言・指導を得て、医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、避難所ごとの被災者の健康状態を把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理を行うとともに、医師会への協力を要請していく。 イ 巡回相談で把握した問題等については、個別健康相談票を作成し、チーム会議において効果的な処遇の検討を行う。 ウ 継続的内服が必要な者及び食事指導の必要な者についても配慮する。 エ 継続的内服が必要な精神障害者や服薬中断により病状が悪化する可能性のある者で内服薬を被災により紛失した者の把握に努め、県と協力して保険証の有無にかかわらず処方できるよう努める。 オ 自動車の中等狭い場所にいる避難者は、<u>深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）</u>を発症するおそれがあるため、定期的に身体を動かすこと等を指導し、注意を喚起し、<u>巡回相談等を行う。</u> カ 被災高齢者においては、避難生活の長期化等により、歩行をはじめとする活動（生活行為）が低下し、生活不活発病（廃用症候群）が発生する。そのため、パンフレットの配布等を通じ、高齢者等の要介護者、保健医療福祉介護専門職、ボランティアに対する理解促進を進め、生活機能低下、特に生活不活発病の早期発見及び予防・改善に努める。 (2) 継続的要援助者のリストアップ 市は、援助者が変更しても継続援助が提供できるよう個別に継続援助が必要な者について、健康管理票及びリストを作成するものとする。 (3) 関係機関との連携の強化 市は、症状の安定のために一時的な入院が必要な者及びターミナルケアが必要な者に対して、福祉施設、一般病院、精神病院等と連携を図り、入院を勧奨するものとする。 また、本人及び家族が退院後の生活に不安を抱くことがないよう、継続的な援助を行うものとする。 《資料 102》 2 精神保健、カウンセリング (1) 被災者のストレス軽減

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）								
	ア 市は、避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象にレクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努めるものとする。 イ 市は、避難所に遊び場を確保し、ボランティア等の協力を得ながら幼児や児童の保育を行う。 (2) 心のケアの実施 市は、被災による PTSD(心的外傷後ストレス障害)に陥らないように、被災者の心理状態を把握し、相談等の必要なケアを行う。また、症状を呈している者について、カウンセリング等による心のケアを実施する。被災者の心理状態は変化していくため、被災者のニーズを把握し、時期に応じた柔軟な対応を行うものとする。 なお、心のケアに当たっては、各精神科医療チームの派遣等支援体制の進展に応じて、次の活動を実施するように努めるものとする。 ア 第一段階 医師による診療、松戸健康福祉センター（松戸保健所）から避難所への巡回診療及び訪問活動 イ 第二段階 （ア） 精神科医療チームによる巡回診療、近隣の精神科医療機関による診療再開 （イ） 松戸健康福祉センター（松戸保健所）による長期のケア継続が必要なケースの把握、対応 ウ 第三段階 メンタルヘルスケアシステムの構築、夜間巡回等 エ 第四段階 （ア） 仮設住宅入居者、帰宅者等への巡回診療、訪問活動 （イ） PTSD（心的外傷後ストレス障害）への対応 (3) 児童、高齢者、障害者、外国人等に対する心のケア対策の実施 市は、ボランティアの支援を得ながら、医師や臨床心理士等児童精神医学等の専門家によるプレイセラピーを実施するとともに、高齢者等に対しても十分配慮するほか、情報の入手が困難な外国人に対しても適切なケアを行うものとする。 適切なケアの実施のために、<u>要援護者</u>名簿を整備し、必要な情報が提供できるようにしておくこととする。 (4) 心のケアに対する正しい知識の普及及び相談窓口の設置 被災者の心理的ケアに対応するため、市は「心のケア」や「PTSD（心的外傷後ストレス障害）」に関するパンフレットを被災者に配布するとともに、避難所の閉鎖後も継続して「心のケア」に対する相談窓口を設置するものとする。 (5) 災害救援スタッフへのメンタルヘルスケア 被災者のみならず、市職員や応援職員、ボランティア等の災害救援スタッフも被災者と同じ状況に置かれていることから、市は、災害救援スタッフの心身の変調については十分注意するとともに、必要に応じてメンタルヘルスケアを実施する。	ア 市は、避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象にレクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努めるものとする。 イ 市は、避難所に遊び場を確保し、ボランティア等の協力を得ながら幼児や児童の保育を行う。 (2) 心のケアの実施 市は、被災による PTSD(心的外傷後ストレス障害)に陥らないように、被災者の心理状態を把握し、相談等の必要なケアを行う。また、症状を呈している者について、カウンセリング等による心のケアを実施する。被災者の心理状態は変化していくため、被災者のニーズを把握し、時期に応じた柔軟な対応を行うものとする。 なお、心のケアに当たっては、各精神科医療チームの派遣等支援体制の進展に応じて、次の活動を実施するように努めるものとする。 <u>表 3－6－6 心のケアの実施段階</u> <table><tr><td>第一段階</td><td>医師による診療、松戸健康福祉センター（松戸保健所）から避難所への巡回診療及び訪問活動</td></tr><tr><td>第二段階</td><td>ア 精神科医療チームによる巡回診療、近隣の精神科医療機関による診療再開 イ 松戸健康福祉センター（松戸保健所）による長期の<u>ケア</u>継続が必要なケースの把握、対応</td></tr><tr><td>第三段階</td><td>メンタルヘルスケアシステムの構築、夜間巡回等</td></tr><tr><td>第四段階</td><td>ア 仮設住宅入居者、帰宅者等への巡回診療、訪問活動 イ PTSD（心的外傷後ストレス障害）への対応</td></tr></table> (3) 児童、<u>青少年</u>、高齢者、障害者、外国人等に対する心のケア対策の実施 市は、ボランティアの支援を得ながら、医師や臨床心理士等児童精神医学等の専門家によるプレイセラピーを実施するとともに、高齢者等に対しても十分配慮するほか、情報の入手が困難な外国人に対しても適切なケアを行うものとする。 適切なケアの実施のために、<u>要配慮者名</u>簿を整備し、必要な情報が提供できるようにしておくこととする。 (4) 心のケアに対する正しい知識の普及及び相談窓口の設置 被災者の心理的ケアに対応するため、市は「心のケア」や「PTSD（心的外傷後ストレス障害）」に関するパンフレットを被災者に配布するとともに、避難所の閉鎖後も継続して「心のケア」に対する相談窓口を設置するものとする。 (5) 災害救援スタッフへのメンタルヘルスケア 被災者のみならず、<u>市職員や応援職員</u>、ボランティア等の災害救援スタッフも被災者と同じ状況に置かれていることから、市は、災害救援スタッフの心身の変調については十分注意するとともに、必要に応じてメンタルヘルスケアを実施する。	第一段階	医師による診療、松戸健康福祉センター（松戸保健所）から避難所への巡回診療及び訪問活動	第二段階	ア 精神科医療チームによる巡回診療、近隣の精神科医療機関による診療再開 イ 松戸健康福祉センター（松戸保健所）による長期の <u>ケア</u> 継続が必要なケースの把握、対応	第三段階	メンタルヘルスケアシステムの構築、夜間巡回等	第四段階	ア 仮設住宅入居者、帰宅者等への巡回診療、訪問活動 イ PTSD（心的外傷後ストレス障害）への対応
第一段階	医師による診療、松戸健康福祉センター（松戸保健所）から避難所への巡回診療及び訪問活動									
第二段階	ア 精神科医療チームによる巡回診療、近隣の精神科医療機関による診療再開 イ 松戸健康福祉センター（松戸保健所）による長期の <u>ケア</u> 継続が必要なケースの把握、対応									
第三段階	メンタルヘルスケアシステムの構築、夜間巡回等									
第四段階	ア 仮設住宅入居者、帰宅者等への巡回診療、訪問活動 イ PTSD（心的外傷後ストレス障害）への対応									

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
風 3-117	第 3 保健活動 【<u>防疫衛生班</u>・救護班・庁内の PSW（精神保健福祉士）・松戸健康福祉センター（松戸保健所）・医療機関】 市及び松戸健康福祉センター（松戸保健所）は、避難生活の長期化やライフラインの長期停止等により、被災者の健康が損なわれることのないよう、次のとおり保健対策を講じるものとする。 1 健康管理 (1) 被災者の健康状態の把握 ア 市は、松戸健康福祉センター（松戸保健所）の助言・指導を得て、医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、避難所ごとの被災者の健康状態^①把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理を行うとともに、医師会への協力を要請していく。 イ 巡回相談で把握した問題等については、個別健康相談票を作成し、チーム会議において効果的な処遇の検討を行う。 ウ 継続的内服が必要な者及び食事指導の必要な者についても配慮する。 エ 継続的内服が必要な精神障害者や服薬中断により病状が悪化する可能性のある者で内服薬を被災により紛失した者の把握に努め、県と協力して保険証の有無にかかわらず処方できるよう努める。 オ 自動車の中等狭い場所にいる避難者は、<u>いわゆるエコノミークラス症候群（急性肺動脈血栓塞栓症）</u>を発症するおそれがあるため、定期的に身体を動かすこと等を指導し、注意を喚起^②する。 カ 被災高齢者においては、避難生活の長期化等により、歩行をはじめとする活動（生活行為）が低下し、生活不活発病（廃用症候群）が発生する。そのため、パンフレットの配布等を通じ、高齢者等の要介護者、保健医療福祉介護専門職、ボランティアに対する理解促進を進め、生活機能低下、特に生活不活発病の早期発見及び予防・改善に努める。 (2) 継続的要援助者のリストアップ 市は、援助者が変更しても継続援助が提供できるよう個別^③的に継続援助が必要な者について、健康管理票及びリストを作成するものとする。 (3) 関係機関との連携の強化 市は、症状の安定のために一時的な入院が必要な者及びターミナルケアが必要な者に対して、福祉施設、一般病院、精神病院等と連携を図り、入院を勧奨するものとする。 また、本人及び家族が退院後の生活に不安を抱くことがないよう、継続的な援助を行うものとする。 《資料 102》 2 精神保健、カウンセリング (1) 被災者のストレス軽減	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	ア 市は、避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象にレクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努めるものとする。 イ 市は、避難所に遊び場を確保し、ボランティア等の協力を得ながら幼児や児童の保育を行う。 (2) 心のケアの実施 市は、被災による PTSD(心的外傷後ストレス障害)に陥らないように、被災者の心理状態を把握し、相談等の必要なケアを行う。また、症状を呈している者について、カウンセリング等による心のケアを実施する。被災者の心理状態は変化していくため、被災者のニーズを把握し、時期に応じた柔軟な対応を行うものとする。 なお、心のケアに当たっては、各精神科医療チームの派遣等支援体制の進展に応じて、次の活動を実施するように努めるものとする。 ア 第一段階 医師による診療、松戸健康福祉センター（松戸保健所）から避難所への巡回診療及び訪問活動 イ 第二段階 (ア) 精神科医療チームによる巡回診療、近隣の精神科医療機関による診療再開 (イ) 松戸健康福祉センター（松戸保健所）による長期の継続が必要なケースの把握、対応 ウ 第三段階 メンタルヘルスケアシステムの構築、夜間巡回等 エ 第四段階 (ア) 仮設住宅入居者、帰宅者等への巡回診療、訪問活動 (イ) PTSD（心的外傷後ストレス障害）への対応 (3) 児童、高齢者、障害者、外国人等に対する心のケア対策の実施 市は、ボランティアの支援を得ながら、医師や臨床心理士等児童精神医学等の専門家によるプレイセラピーを実施するとともに、高齢者等に対しても十分配慮するほか、情報の入手が困難な外国人に対しても適切なケアを行うものとする。 適切なケアの実施のために、要援護者名簿を整備し、必要な情報が提供できるようにしておくこととする。 (4) 心のケアに対する正しい知識の普及及び相談窓口の設置 被災者の心理的ケアに対応するため、市は「心のケア」や「PTSD（心的外傷後ストレス障害）」に関するパンフレットを被災者に配布するとともに、避難所の閉鎖後も継続して「心のケア」に対する相談窓口を設置するものとする。 (5) 災害救援スタッフへのメンタルヘルスケア 被災者のみならず、行政関係者、ボランティア等の災害救援スタッフも被災者と同じ状況に置かれていることから、市は、災害救援スタッフの心身の変調については十分注意するとともに、必要に応じてメンタルヘルスケアを実施する。	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
地 3-107	第 4 行方不明者の捜索及び遺体収容埋葬計画 【防疫衛生班・市医師会・市歯科医師会・流山警察署・警防班・自衛隊】 市は、災害により行方不明者が発生したときは関係機関と協力して、迅速に捜索活動を実施するものとする。 また、災害現場から遺体が発見されたときは速やかに身元確認等を行い、遺体の安置、火葬、埋葬の処理を行うものとする。 1 行方不明者の捜索 (1) 行方不明者の捜索 <u>ア 警防班は、災害の状況から判断して必要があると認めるときは行方不明者の捜索及び救出を、警察署、自衛隊等関係機関の協力を得て遅滞なく実施するものとする。</u> <u>イ 市庁舎に「行方不明者相談所」を開設し、捜索依頼・届出受付の窓口とする。</u> <u>ウ 行方不明者の届出を受けたときは、氏名、身体的特徴、着衣等について可能な限り詳細に聞き取り、記録する。</u> <u>エ 行方不明者の届出については、まず避難所収容記録簿を確認する。</u> <u>オ 市災害対策本部で把握している災害の規模、被災地の状況に関する情報資料、安否情報等により、すでに死亡していると推定される者の名簿（遺体調書）を作成する。</u> (2) 行方不明者の調査及び迷子等の保護 <u>ア 行方不明者相談所の開設</u> <u>市及び警察署は、必要に応じて警察署及びその他の場所に、行方不明者相談所を開設し、行方不明者の捜索及び迷子等の保護に関する相談活動を行うものとする。</u> <u>イ 行方不明者の措置</u> <u>(ア) 市及び警察署は、行方不明者の捜索願いを受理したときは、避難所、病院その他関係施設に必要な手配を行う等、該当者の発見に努める。</u> <u>(イ) 市及び警察署は、行方不明者が多数に及ぶときは必要により部隊を編成し、大規模な被災地域を重点とした捜索活動を行い、行方不明者の発見に努める。</u> <u>ウ 迷子等の措置</u> <u>(ア) 市及び警察署は、迷子等を保護したときは、避難所、病院その他関係機関・施設に対する必要な照会、手配を行い、保護者等の発見に努める。</u>	第 4 行方不明者の捜索及び遺体収容埋葬計画 【<u>避難誘導救援班</u>・防疫衛生班・市医師会・市歯科医師会・流山警察署・<u>警防班</u>・自衛隊】 市は、災害により行方不明者が発生したときは関係機関と協力して、迅速に捜索活動を実施するものとする。 また、災害現場から遺体が発見されたときは速やかに身元確認等を行い、遺体の安置、火葬、埋葬の処理を行うものとする。 1 安否情報の提供 <u>市は、消防や警察等と協力して被災者の安否に関する情報を収集し、親族等から照会があったときは、安否情報を提供するように努める。</u> <u>なお、提供に当たっては、人命に関わるような緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさないように配慮し、配偶者からの暴力等を受ける危険がある場合等については、居所が知られることのないよう個人情報管理の徹底に努める。</u> <u>《災害対策基本法第 86 条の 15》</u> 2 行方不明者の捜索 (1) 行方不明者の捜索依頼の受付 <u>ア 行方不明者相談所の開設</u> <u>市及び警察署は、必要に応じて市庁舎、警察署及びその他の場所に、行方不明者相談所を開設し、行方不明者の捜索依頼の受付及び迷子等の保護に関する相談活動を行うものとする。</u> <u>イ 行方不明者の届出を受けたときは、氏名、身体的特徴、着衣等について可能な限り詳細に聞き取り、記録する。</u> <u>ウ 行方不明者の届出については、まず避難所収容記録簿を確認する。</u> <u>エ 市災害対策本部で把握している災害の規模、被災地の状況に関する情報資料、安否情報等により、すでに死亡していると推定される者の名簿（遺体調書）を作成する。</u> (2) 行方不明者の捜索 <u>ア 市及び警察署は、行方不明者の捜索願いを受理したときは、避難所、病院その他関係施設に必要な手配を行う等、該当者の発見に努める。</u> <u>イ 市及び警察署は、行方不明者が多数に及ぶときは必要により部隊を編成し、大規模な被災地域を重点とした捜索活動を行い、行方不明者の発見に努める。</u> <u>ウ 警防班は、災害の状況から判断して必要があると認めるときは行方不明者の捜索及び救出を、警察署、自衛隊等関係機関の協力を得て遅滞なく実施するものとする。</u> (3) 迷子等の保護 <u>ア 市及び警察署は、迷子等を保護したときは、避難所、病院その他関係機関・施設に対する必要な照会、手配を行い、保護者等の発見に努める。</u>

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）						
	<u>(イ)</u> 市及び警察署は、保護した迷子等のうち、保護者等の引取人がない者及びそれが容易に判明しない者については、児童相談所、福祉事務所に通告又は引き継ぐ。 <u>(3) 救出活動の実施</u> 行方不明者の搜索、救出活動に当たっては、市災害対策本部、<u>予防消防班</u>、消防団、警察署、自衛隊等の関係機関が連携を密にし、迅速に必要な人員、資機材を投入して救出活動に万全を期すものとする。 2 遺体の搜索処理等 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の遺体を搜索し又は災害の際に死亡したものについて遺体識別等のための処理を行い、かつ遺体の応急的な埋葬を実施するための計画とする。 (1) 実施機関 ア 遺体の搜索、収容、処理及び埋葬は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。 イ 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことが出来ないときは、救助に着手するものとする。 ウ 災害救助法が適用された場合においても、知事が救助を迅速に行う必要があると認め<u>て</u>るとき<u>は</u>、知事の指示により市長が救助を行うものとする。 エ 市限りで対応不可能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。 (2) 遺体の搜索 ア 災害救助法が適用された場合の実施基準 <u>(ア) 対象</u> <u>遺体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行う。</u> <u>a. 死亡した者の居住地に災害救助法が適用されたか否かは問わないこと。</u> <u>b. 死亡した者の住家の被害状況は関係がないこと。</u> <u>c. 死亡した原因は問わないこと。</u> <u>(イ) 支出費用</u> <u>遺体の搜索のために支出する費用は、舟艇その他搜索のための機械器具の借上費、修繕費、燃料費、輸送費及び人件費の実費とする。</u> <u>(ウ) 実施期間</u> <u>遺体の搜索の実施期間は、原則として災害発生の日から 10 日以内とする。</u> (3) 遺体の取扱い ア 遺体の取扱い (ア) 災害現場から遺体を発見した者は、直ちに警察署又は交番にその旨を通報する。 (イ) 警察は、遺体の見分・検視を行う。 イ 漂着遺体の処置	<u>イ</u> 市及び警察署は、保護した迷子等のうち、保護者等の引取人がない者及びそれが容易に判明しない者については、児童相談所、福祉事務所に通告又は引き継ぐ。 <u>(4) 救出活動の実施</u> 行方不明者の搜索、救出活動に当たっては、市災害対策本部、<u>警防班</u>、消防団、警察署、自衛隊等の関係機関が連携を密にし、迅速に必要な人員、資機材を投入して救出活動に万全を期すものとする。 3 遺体の搜索処理等 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の遺体を搜索し又は災害の際に死亡したものについて遺体識別等のための処理を行い、かつ遺体の応急的な埋葬を実施するための計画とする。 (1) 実施機関 ア 遺体の搜索、収容、処理及び埋葬は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。 イ 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことが出来ないときは、救助に着手するものとする。 ウ 災害救助法が適用された場合においても、知事が救助を迅速に行う必要があると認めるとき、<u>遺体の搜索及び埋葬については</u>、知事の指示により市長が救助を行うものとする。 エ 市<u>限り</u>で対応不可能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。 (2) 遺体の搜索 <u>表 3-6-7 災害救助法が適用された場合の実施基準</u> <table><tr><td><u>対象</u></td><td><u>災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者。</u> <u>a. 死亡した者の居住地に災害救助法が適用されたか否かは問わないこと。</u> <u>b. 死亡した者の住家の被害状況は関係がないこと。</u> <u>c. 死亡した原因は問わないこと。</u></td></tr><tr><td><u>支出費用</u></td><td><u>舟艇その他搜索のための機械器具の借上費又は購入費、修繕費、燃料費、輸送費及び人件費の実費とする。</u></td></tr><tr><td><u>実施期間</u></td><td><u>遺体の搜索の実施期間は、原則として災害発生の日から 10 日以内とする。</u></td></tr></table> (3) 遺体の取扱い ア 遺体の取扱い (ア) 災害現場から遺体を発見した者は、直ちに警察署又は交番にその旨を通報する。 (イ) 警察は、遺体の見分・検視を行う。 イ 漂着遺体の処置	<u>対象</u>	<u>災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者。</u> <u>a. 死亡した者の居住地に災害救助法が適用されたか否かは問わないこと。</u> <u>b. 死亡した者の住家の被害状況は関係がないこと。</u> <u>c. 死亡した原因は問わないこと。</u>	<u>支出費用</u>	<u>舟艇その他搜索のための機械器具の借上費又は購入費、修繕費、燃料費、輸送費及び人件費の実費とする。</u>	<u>実施期間</u>	<u>遺体の搜索の実施期間は、原則として災害発生の日から 10 日以内とする。</u>
<u>対象</u>	<u>災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者。</u> <u>a. 死亡した者の居住地に災害救助法が適用されたか否かは問わないこと。</u> <u>b. 死亡した者の住家の被害状況は関係がないこと。</u> <u>c. 死亡した原因は問わないこと。</u>							
<u>支出費用</u>	<u>舟艇その他搜索のための機械器具の借上費又は購入費、修繕費、燃料費、輸送費及び人件費の実費とする。</u>							
<u>実施期間</u>	<u>遺体の搜索の実施期間は、原則として災害発生の日から 10 日以内とする。</u>							

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）				
	（ア） 市長は、市域に漂着した被災遺体について、身元の判明したものから直ちに当該市町村へ連絡し、状況によっては一時保管するほか、仮埋葬の処置をとる。 （イ） 遺体が他の自治体に漂着したと推定される場合は、関係自治体に対し、遺体の捜索及び処理について協力を要請する。 ウ 遺体の安置 （ア） 遺体は、関係各部、各機関の協力を得て、遺体収容所（安置所）へ輸送する。 （イ） 安置所について、遺体が多数の場合は、避難所に指定されていない公共施設又は寺院を利用するものとする。なお、適当な既存建物が確保できない場合は天幕等を設置して代用する。 （ウ） 遺体の安置に当たっては、ドライアイス、納棺用品・仮葬祭用品等必要な資材を協定締結業者から調達する。 エ 遺体の検案 （ア） 遺体の検案は、市医師会、市歯科医師会等の協力を得て行う。 （イ） 遺体の検案は、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を行うとともに、検案書を作成する。 （ウ） 遺体の検案書に基づき、遺体調書を作成する。 （エ） 棺に氏名及び番号を記載した氏名札を添付する。 （オ） 身元不明者については、遺体及び所持品等を証拠写真に撮り、合わせて指紋採取、人相、所持品、着衣、その他の特徴を記録し、遺留品を保管する。 オ 遺体の引渡し （ア） 警察、地元自治会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努める。 （イ） 警察は、見分・検視及び医師による検案が終了し、遺族その他から遺体引き受けの申し出があったときは、遺体処理票により照合の上引き渡す。 （ウ） 市は、遺族等の引き取り者がいない場合又は遺族等が火葬・埋葬を行うことが困難な場合には、応急的措置として火葬を行う。ただし、遺族等が火葬を拒否した場合を除く。 （エ） 埋葬又は火葬に付する場合は、埋葬台帳により処理する。 (4) 遺体の処理 ア 災害救助法が適用された場合の実施基準 （ア） 対象 災害の際死亡した遺体の処理は、その遺族等が混乱のため行うことができない場合は、関係機関の協力のもとに実施するものとする。 実施に当たっては、防疫又は遺体の尊厳の確保等を図るため、遺体の円滑な輸送手段及び適切な安置施設並びに遺体の保存等に十分配慮するものとする。 （イ） 支出費用 次に掲げる費用は、災害救助法施行細則によるものとする。 <u>・下表 a による処理に要する費用は、1 体当たり 3,300 円以内とする。</u> <u>・下表 b による処理に要する費用は、既存建物を利用する場合は当該施設の借上費とし、既存建物を利用できない場合は、1 体当たり 3.3 平方メートル範囲内で 3.3 平方メートル当</u>	（ア） 市長は、市域に漂着した被災遺体について、身元の判明したものから直ちに当該市町村へ連絡し、状況によっては一時保管するほか、仮埋葬の処置をとる。 （イ） 遺体が他の自治体に漂着したと推定される場合は、関係自治体に対し、遺体の捜索及び処理について協力を要請する。 ウ 遺体の安置 （ア） 遺体は、関係各部、各機関の協力を得て、遺体収容所（安置所）へ輸送する。 （イ） 安置所について、遺体が多数の場合は、避難所に指定されていない公共施設又は寺院を利用するものとする。なお、適当な既存建物が確保できない場合は天幕等を設置して代用する。 （ウ） 遺体の安置に当たっては、ドライアイス、納棺用品・仮葬祭用品等必要な資材を協定締結業者から調達する。 エ 遺体の検案 （ア） 遺体の検案は、市医師会、市歯科医師会等の協力を得て行う。 （イ） 遺体の検案は、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を行うとともに、検案書を作成する。 （ウ） 遺体の検案書に基づき、遺体調書を作成する。 （エ） 棺に氏名及び番号を記載した氏名札を添付する。 （オ） 身元不明者については、遺体及び所持品等を証拠写真に撮り、合わせて指紋採取、人相、所持品、着衣、その他の特徴を記録し、遺留品を保管する。 オ 遺体の引渡し （ア） 警察、地元自治会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努める。 （イ） 警察は、見分・検視及び医師による検案が終了し、遺族その他から遺体引き受けの申し出があったときは、遺体処理票により照合の上引き渡す。 （ウ） 市は、遺族等の引き取り者がいない場合又は遺族等が火葬・埋葬を行うことが困難な場合には、応急的措置として火葬を行う。ただし、遺族等が火葬を拒否した場合を除く。 （エ） 埋葬又は火葬に付する場合は、埋葬台帳により処理する。 (4) 遺体の処理 ア 災害救助法が適用された場合の実施基準 （ア） 対象 災害の際死亡した遺体の処理は、その遺族等が混乱のため行うことができない場合は、関係機関の協力のもとに実施するものとする。 実施に当たっては、防疫又は遺体の尊厳の確保等を図るため、遺体の円滑な輸送手段及び適切な安置施設並びに遺体の保存等に十分配慮するものとする。 （イ） <u>処理内容及び</u>支出費用 次に掲げる費用は、災害救助法施行細則によるものとする。 <table><tr><td><u>処理内容</u></td><td><u>処理に要する費用</u></td></tr><tr><td><u>遺体の洗浄、縫合、消毒</u></td><td><u>1 体当たり 3,400 円以内とする。</u></td></tr></table>	<u>処理内容</u>	<u>処理に要する費用</u>	<u>遺体の洗浄、縫合、消毒</u>	<u>1 体当たり 3,400 円以内とする。</u>
<u>処理内容</u>	<u>処理に要する費用</u>					
<u>遺体の洗浄、縫合、消毒</u>	<u>1 体当たり 3,400 円以内とする。</u>					

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）																																																				
	<u>たり 5,000 円以内とする。</u> <u>なお、ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。</u> ・<u>下表 c による処理に要する費用は、救護班によらない場合に限り、当該地域の慣行料金の額以内とする。</u> <table><tr><td><u>a. 遺体の洗浄、縫合、消毒のための費用</u></td></tr><tr><td><u>b. 遺体の一時保存のための費用</u></td></tr><tr><td><u>c. 救護班によらない検案のための費用</u></td></tr><tr><td><u>e. 遺体処理のため必要な輸送費及び人件費</u></td></tr></table> （ウ） 実施期間 <u>遺体処理の実施期間は、原則として災害発生の日から 10 日以内とする。</u> (5) 遺体の埋葬 ア 災害救助法が適用された場合の実施基準 <u>(ア) 対象</u> <u>災害の際死亡した者に対して、その遺族が埋葬を行うことが困難な場合又は死亡した者に遺族がいらない等のため埋葬が困難な場合。</u> <u>(イ) 埋葬の方法</u> ・<u>埋葬は、原則として遺体を火葬に付すことにより実施する。</u> ・<u>埋葬は、原則として棺、骨つぼ等の現物支給及び火葬、納骨等の役務の提供による。</u> <u>(ウ) 支出費用</u> <u>埋葬のため支出できる費用は、1 体当たり大人（12 歳以上）201,000 円以内、小人（12 歳未満）160,800 円以内とする。</u> <u>(エ) 実施期間</u> <u>遺体の埋葬は、原則として災害発生の日から 10 日以内とする。</u> イ 原則として、災害応急納骨堂を市内の民間墓地内に確保する。 また、縁故者の判明しない焼骨又は縁故者が墓地を有していない焼骨は、一時保管し、縁故者が判明次第又は墓地を確保次第引き継ぐものとする。なお、無縁の焼骨は、無縁故者納骨堂に収蔵するか、寺院の無縁墓地に埋葬するものとする。 <table><tr><th colspan="5">表 3-6-4 火葬場</th></tr><tr><th>名称</th><th>所在地</th><th>電話</th><th colspan="2">緊急時最大火葬件数</th></tr><tr><td rowspan="2">ウ イ ン グ ホ ール 柏 斎 場</td><td rowspan="2">柏市布施 281-1</td><td rowspan="2">04-7131－6649</td><td>2～3 日間</td><td>36 件/日</td></tr><tr><td>10 日間</td><td>20 件/日</td></tr></table> 《様式 56》 (6) 広域火葬への対応 県は「千葉県広域火葬計画」（<u>平成 17 年 4 月</u>）に基づき、葬祭関係団体との災害時における応援協定を締結している。したがって、市は必要に応じて、県に依頼して葬祭関係団体に協力要請を行	<u>a. 遺体の洗浄、縫合、消毒のための費用</u>	<u>b. 遺体の一時保存のための費用</u>	<u>c. 救護班によらない検案のための費用</u>	<u>e. 遺体処理のため必要な輸送費及び人件費</u>	表 3-6-4 火葬場					名称	所在地	電話	緊急時最大火葬件数		ウ イ ン グ ホ ール 柏 斎 場	柏市布施 281-1	04-7131－6649	2～3 日間	36 件/日	10 日間	20 件/日	<table><tr><td><u>遺体の一時保存</u></td><td><u>既存建物を利用する場合は当該施設の借上費とし、既存建物を利用できない場合は、1 体当たり 3.3 平方メートル範囲内で 3.3 平方メートル当たり 5,300 円以内とする。</u> <u>なお、ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる</u></td></tr><tr><td><u>救護班によらない検案</u></td><td><u>救護班によらない場合に限り、当該地域の慣行料金の額以内とする。</u></td></tr><tr><td><u>遺体処理のため必要な輸送費及び人件費</u></td><td></td></tr></table> （ウ） 実施期間 原則として災害発生の日から 10 日以内とする。 (5) 遺体の埋葬 ア 災害救助法が適用された場合の実施基準 <table><tr><td><u>対象</u></td><td><u>災害の際死亡した者に対して、その遺族が埋葬を行うことが困難な場合又は死亡した者に遺族がいらない等のため埋葬が困難な場合。</u></td></tr><tr><td><u>埋葬の方法</u></td><td><u>・原則として遺体を火葬に付すことにより実施する。</u> <u>・原則として棺、骨つぼ等の現物支給及び火葬、納骨等の役務の提供による。</u></td></tr><tr><td><u>支出費用</u></td><td><u>1 体当たり大人（12 歳以上）208,700 円以内</u> <u>小人（12 歳未満）167,000 円以内とする。</u></td></tr><tr><td><u>実施期間</u></td><td><u>原則として災害発生の日から 10 日以内とする。</u></td></tr></table> イ 原則として、災害応急納骨堂を市内の民間墓地内に確保する。 また、縁故者の判明しない焼骨又は縁故者が墓地を有していない焼骨は、一時保管し、縁故者が判明次第又は墓地を確保次第引き継ぐものとする。なお、無縁の焼骨は、無縁故者納骨堂に収蔵するか、寺院の無縁墓地に埋葬するものとする。 <table><tr><th colspan="5">表 3-6-8 火葬場</th></tr><tr><th>名称</th><th>所在地</th><th>電話</th><th colspan="2">緊急時最大火葬件数</th></tr><tr><td rowspan="2">ウ イ ン グ ホ ール 柏 斎 場</td><td rowspan="2">柏市布施 281-1</td><td rowspan="2">04-7131－6649</td><td>2～3 日間</td><td>36 件/日</td></tr><tr><td>10 日間</td><td>20 件/日</td></tr></table> 《様式 56》 (6) 広域火葬への対応 県は「千葉県広域火葬計画」（<u>平成 20 年 4 月 1 日</u>）に基づき、葬祭関係団体との災害時における応援協定を締結している。したがって、市は必要に応じて、県に依頼して葬祭関係団体に協力要請	<u>遺体の一時保存</u>	<u>既存建物を利用する場合は当該施設の借上費とし、既存建物を利用できない場合は、1 体当たり 3.3 平方メートル範囲内で 3.3 平方メートル当たり 5,300 円以内とする。</u> <u>なお、ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる</u>	<u>救護班によらない検案</u>	<u>救護班によらない場合に限り、当該地域の慣行料金の額以内とする。</u>	<u>遺体処理のため必要な輸送費及び人件費</u>		<u>対象</u>	<u>災害の際死亡した者に対して、その遺族が埋葬を行うことが困難な場合又は死亡した者に遺族がいらない等のため埋葬が困難な場合。</u>	<u>埋葬の方法</u>	<u>・原則として遺体を火葬に付すことにより実施する。</u> <u>・原則として棺、骨つぼ等の現物支給及び火葬、納骨等の役務の提供による。</u>	<u>支出費用</u>	<u>1 体当たり大人（12 歳以上）208,700 円以内</u> <u>小人（12 歳未満）167,000 円以内とする。</u>	<u>実施期間</u>	<u>原則として災害発生の日から 10 日以内とする。</u>	表 3-6-8 火葬場					名称	所在地	電話	緊急時最大火葬件数		ウ イ ン グ ホ ール 柏 斎 場	柏市布施 281-1	04-7131－6649	2～3 日間	36 件/日	10 日間	20 件/日
<u>a. 遺体の洗浄、縫合、消毒のための費用</u>																																																						
<u>b. 遺体の一時保存のための費用</u>																																																						
<u>c. 救護班によらない検案のための費用</u>																																																						
<u>e. 遺体処理のため必要な輸送費及び人件費</u>																																																						
表 3-6-4 火葬場																																																						
名称	所在地	電話	緊急時最大火葬件数																																																			
ウ イ ン グ ホ ール 柏 斎 場	柏市布施 281-1	04-7131－6649	2～3 日間	36 件/日																																																		
			10 日間	20 件/日																																																		
<u>遺体の一時保存</u>	<u>既存建物を利用する場合は当該施設の借上費とし、既存建物を利用できない場合は、1 体当たり 3.3 平方メートル範囲内で 3.3 平方メートル当たり 5,300 円以内とする。</u> <u>なお、ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる</u>																																																					
<u>救護班によらない検案</u>	<u>救護班によらない場合に限り、当該地域の慣行料金の額以内とする。</u>																																																					
<u>遺体処理のため必要な輸送費及び人件費</u>																																																						
<u>対象</u>	<u>災害の際死亡した者に対して、その遺族が埋葬を行うことが困難な場合又は死亡した者に遺族がいらない等のため埋葬が困難な場合。</u>																																																					
<u>埋葬の方法</u>	<u>・原則として遺体を火葬に付すことにより実施する。</u> <u>・原則として棺、骨つぼ等の現物支給及び火葬、納骨等の役務の提供による。</u>																																																					
<u>支出費用</u>	<u>1 体当たり大人（12 歳以上）208,700 円以内</u> <u>小人（12 歳未満）167,000 円以内とする。</u>																																																					
<u>実施期間</u>	<u>原則として災害発生の日から 10 日以内とする。</u>																																																					
表 3-6-8 火葬場																																																						
名称	所在地	電話	緊急時最大火葬件数																																																			
ウ イ ン グ ホ ール 柏 斎 場	柏市布施 281-1	04-7131－6649	2～3 日間	36 件/日																																																		
			10 日間	20 件/日																																																		

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	い、次の支援を受ける。 ア 棺、葬祭用品の供給業務 （ア） 棺や納棺のために必要な物品の遺体検案所等への供給 （イ） 骨つぼ、骨箱の火葬場への供給 イ 遺体の搬送業務 （ア） 遺体安置所から火葬場への遺体の搬送	を行い、次の支援を受ける。 ア 棺、葬祭用品の供給業務 （ア） 棺や納棺のために必要な物品の遺体検案所等への供給 （イ） 骨つぼ、骨箱の火葬場への供給 イ 遺体の搬送業務 （ア） 遺体安置所から火葬場への遺体の搬送
風 3-119	第 4 行方不明者の捜索及び遺体収容埋葬計画 【防疫衛生班・市医師会・市歯科医師会・流山警察署・<u>予防消防班</u>・自衛隊】 市は、災害により行方不明者が発生したときは関係機関と協力して、迅速に捜索活動を実施するものとする。 また、災害現場から遺体が発見されたときは速やかに身元確認等を行い、遺体の安置、火葬、埋葬の処理を行うものとする。 <u>1 行方不明者の捜索</u> (1) 行方不明者の捜索 <u>ア 警防班は、災害の状況から判断して必要があると認めるときは行方不明者の捜索及び救出を、警察署、自衛隊等関係機関の協力を得て遅滞なく実施するものとする。</u> <u>イ 市庁舎に「行方不明者相談所」を開設し、捜索依頼・届出受付の窓口とする。</u> <u>ウ 行方不明者の届出を受けたときは、氏名、身体的特徴、着衣等について可能な限り詳細に聞き取り、記録する。</u> <u>エ 行方不明者の届出については、まず避難所収容記録簿を確認する。</u> <u>オ 市災害対策本部で把握している災害の規模、被災地の状況に関する情報資料、安否情報等により、すでに死亡していると推定される者の名簿（遺体調書）を作成する。</u> <u>(2) 行方不明者の調査及び迷子等の保護</u> <u>ア 行方不明者相談所の開設</u> <u>市及び警察署は、必要に応じて警察署及びその他の場所に、行方不明者相談所を開設し、行方不明者の捜索及び迷子等の保護に関する相談活動を行うものとする。</u> <u>イ 行方不明者の措置</u> <u>(ア) 市及び警察署は、行方不明者の捜索願いを受理したときは、避難所、病院その他関係施設に必要な手配を行う等、該当者の発見に努める。</u> <u>(イ) 市及び警察署は、行方不明者が多数に及ぶときは必要により部隊を編成し、大規模な被災地域を重点とした捜索活動を行い、行方不明者の発見に努める。</u> <u>ウ 迷子等の措置</u> <u>(ア) 市及び警察署は、迷子等を保護したときは、避難所、病院その他関係機関・施設に対する必要な照会、手配を行い、保護者等の発見に努める。</u> <u>(イ) 市及び警察署は、保護した迷子等のうち、保護者等の引取人がない者及びそれが容易に判明しない者については、児童相談所、福祉事務所に通告又は引き継ぐ。</u>	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	(3) 救出活動の実施 行方不明者の搜索、救出活動に当たっては、市災害対策本部、警防班、消防団、警察署、自衛隊等の関係機関が連携を密にし、迅速に必要な人員、資機材を投入して救出活動に万全を期すものとする。 2 遺体の搜索処理等 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の遺体を搜索し又は災害の際に死亡したものについて遺体識別等のための処理を行い、かつ遺体の応急的な埋葬を実施するための計画とする。 (1) 実施機関 ア 遺体の搜索、收容、処理及び埋葬は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。 イ 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことが出来ないときは、救助に着手するものとする。 ウ 災害救助法が適用された場合においても、知事が救助を迅速に行う必要があると認めるときは、遺体の搜索及び埋葬については、知事の指示により市長が救助を行うものとする。 エ 市独自で対応不可能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。 (2) 遺体の搜索 ア 災害救助法が適用された場合の実施基準 <u>(ア) 対象</u> <u>遺体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行う。</u> <u>a. 死亡した者の居住地に災害救助法が適用されたか否かは問わないこと。</u> <u>b. 死亡した者の住家の被害状況は関係がないこと。</u> <u>c. 死亡した原因は問わないこと。</u> <u>(イ) 支出費用</u> <u>遺体の搜索のために支出する費用は、舟艇その他搜索のための機械器具の借上費又は購入費、修繕費、燃料費、輸送費及び人件費の実費とする。</u> <u>(ウ) 実施期間</u> <u>遺体の搜索の実施期間は、原則として災害発生の日から 10 日以内とする。</u> (3) 遺体の取扱い ア 遺体の取扱い (ア) 災害現場から遺体を発見した者は、直ちに警察署又は交番にその旨を通報する。 (イ) 警察は、遺体の見分・検視を行う。 イ 漂着遺体の処置 (ア) 市長は、市域に漂着した被災遺体について、身元の判明したものから直ちに当該市町村へ連絡し、状況によっては一時保管するほか、仮埋葬の処置をとる。	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	（イ） 遺体が他の自治体に漂着したと推定される場合は、関係自治体に対し、遺体の搜索及び処理について協力を要請する。 ウ 遺体の安置 （ア） 遺体は、関係各部、各機関の協力を得て、遺体収容所（安置所）へ輸送する。 （イ） 安置所について、遺体が多数の場合は、避難所に指定されていない公共施設又は寺院を利用するものとする。なお、適当な既存建物が確保できない場合は天幕等を設置して代用する。 （ウ） 遺体の安置に当たっては、ドライアイス、納棺用品・仮葬祭用品等必要な資材を協定締結業者から調達する。 エ 遺体の検案 （ア） 遺体の検案は、市医師会、市歯科医師会等の協力を得て行う。 （イ） 遺体の検案は、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を行うとともに、検案書を作成する。 （ウ） 遺体の検案書に基づき、遺体調書を作成する。 （エ） 棺に氏名及び番号を記載した氏名札を添付する。 （オ） 身元不明者については、遺体及び所持品等を証拠写真に撮り、合わせて指紋採取、人相、所持品、着衣、その他の特徴を記録し、遺留品を保管する。 オ 遺体の引渡し （ア） 警察、地元自治会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努める。 （イ） 警察は、見分・検視及び医師による検案が終了し、遺族その他から遺体引き受けの申し出があったときは、遺体処理票により照合の上引き渡す。 （ウ） 市は、遺族等の引き取り者がいない場合又は遺族等が火葬・埋葬を行うことが困難な場合には、応急的措置として火葬を行う。ただし、遺族等が火葬を拒否した場合を除く。 （エ） 埋葬又は火葬に付する場合は、埋葬台帳により処理する。 (4) 遺体の処理 ア 災害救助法が適用された場合の実施基準 （ア） 対象 災害の際死亡した遺体の処理は、その遺族等が混乱のため行うことができない場合は、関係機関の協力のもとに実施するものとする。 実施に当たっては、防疫又は遺体の尊厳の確保等を図るため、遺体の円滑な輸送手段及び適切な安置施設並びに遺体の保存等に十分配慮するものとする。 （イ） 支出費用 次に掲げる費用は、災害救助法施行細則によるものとする。 <u>・下表 a による処理に要する費用は、1 体当たり 3,300 円以内とする。</u> <u>・下表 b による処理に要する費用は、既存建物を利用する場合は当該施設の借上費とし、既存建物を利用できない場合は、1 体当たり 3.3 平方メートル範囲内で 3.3 平方メートル当たり 5,000 円以内とする。</u> <u>なお、ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加</u>	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）												
	<u>算できる。</u> <u>・下表 c による処理に要する費用は、救護班によらない場合に限り、当該地域の慣行料金の額以内とする。</u> <u>a. 遺体の洗浄、縫合、消毒のための費用</u> <u>b. 遺体の一時保存のための費用</u> <u>c. 救護班によらない検案のための費用</u> <u>e. 遺体処理のため必要な輸送費及び人件費</u> （ウ） 実施期間 <u>遺体処理の実施期間は、原則として災害発生の日から 10 日以内とする。</u> (5) 遺体の埋葬 ア 災害救助法が適用された場合の実施基準 <u>(ア) 対象</u> <u>災害の際死亡した者に対して、その遺族が埋葬を行うことが困難な場合又は死亡した者に遺族がいない等のため埋葬が困難な場合。</u> <u>(イ) 埋葬の方法</u> <u>・埋葬は、原則として遺体を火葬に付すことにより実施する。</u> <u>・埋葬は、原則として棺、骨つぼ等の現物支給及び火葬、納骨等の役務の提供による。</u> <u>(ウ) 支出費用</u> <u>埋葬のため支出できる費用は、1 体当たり大人（12 歳以上）201,000 円以内、小人（12 歳未満）160,800 円以内とする。</u> <u>(エ) 実施期間</u> <u>遺体の埋葬は、原則として災害発生の日から 10 日以内とする。</u> イ 原則として、災害応急納骨堂を市内の民間墓地内に確保する。 また、縁故者の判明しない焼骨又は縁故者が墓地を有していない焼骨は、一時保管し、縁故者が判明次第又は墓地を確保次第引き継ぐものとする。なお、無縁の焼骨は、無縁故者納骨堂に収蔵するか、寺院の無縁墓地に埋葬するものとする。 表 3-6-4 火葬場 <table><tr><th>名称</th><th>所在地</th><th>電話</th><th colspan="2">緊急時最大火葬件数</th></tr><tr><td rowspan="2">ウ イ ン グ ホ ー ル 柏 斎 場</td><td rowspan="2">柏市布施 281-1</td><td rowspan="2">04-7131－6649</td><td>2～3 日間</td><td>36 件/日</td></tr><tr><td>10 日間</td><td>20 件/日</td></tr></table> 《様式 56》 (6) 広域火葬への対応 県は「千葉県広域火葬計画」（平成 17 年 4 月）に基づき、葬祭関係団体との災害時における応援協定を締結している。したがって、市は必要に応じて、県に依頼して葬祭関係団体に協力要請を行い、次の支援を受ける。 ア 棺、葬祭用品の供給業務 （ア） 棺や納棺のために必要な物品の遺体検案所等への供給	名称	所在地	電話	緊急時最大火葬件数		ウ イ ン グ ホ ー ル 柏 斎 場	柏市布施 281-1	04-7131－6649	2～3 日間	36 件/日	10 日間	20 件/日	
名称	所在地	電話	緊急時最大火葬件数											
ウ イ ン グ ホ ー ル 柏 斎 場	柏市布施 281-1	04-7131－6649	2～3 日間	36 件/日										
			10 日間	20 件/日										

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	（イ） 骨つば、骨箱の火葬場への供給 イ 遺体の搬送業務 （ア） 遺体安置所から火葬場への遺体の搬送	
地 3-111	第 5 動物対策 【防疫衛生班】 1 動物の保護・救助等 松戸健康福祉センター（松戸保健所）及び動物愛護センターは、<u>飼い主の被災等により</u>愛玩動物が遺棄されたり逃げ出した場合には、(社)千葉県獣医師会等関連団体及びボランティアとの連携により、これらの動物を救助及び保護する。 ア 獣医師会、動物愛護団体等を母体として「動物救護センター」を設置する。 イ 救援活動は、飼育動物に対する餌の配布、負傷動物の収容・治療・保管、飼育困難動物の一時保管、所有者・新しい飼い主捜し、その他の相談を行う。 ウ 保護動物の予防接種等を適宜実施する。 なお、避難所におけるペットとの同行避難については、第 5 節「第 8 避難所の運営」によるものとする。 2 危険動物への対応 危険動物が施設から逃亡した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関との連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じる。 3 死亡獣畜の処理 災害によって死亡した獣畜等の処理は、飼い主が自らの責任で行うものとするが、自らの責任で処理できない場合又は路上に放置されている場合には、住民の通報等により、保健所と協議のうえ市が処理するものとする。 ア 集中処理 死亡獣蓄で移動可能なものは、適当な場所に集めて覆土又は<u>償却</u>の措置を行う。 イ 個々の処理 移動の難しいものについては、その場で他の影響を及ぼさないように個々に処理を行う。	第 5 動物対策 【防疫衛生班】 1 動物の保護・救助等 松戸健康福祉センター（松戸保健所）及び動物愛護センターは、愛玩動物が遺棄されたり逃げ出した場合には、<u>東葛地域獣医師会</u>等関連団体及びボランティアとの連携により、これらの動物を救助及び保護する。 ア 獣医師会、動物愛護団体等を母体として「動物救護センター」を設置する。 イ 救援活動は、飼育動物に対する餌の配布、負傷動物の収容・治療・保管、飼育困難動物の一時保管、所有者・新しい飼い主捜し、その他の相談を行う。 ウ 保護動物の予防接種等を適宜実施する。 なお、避難所におけるペットとの同行避難については、第 5 節「第 7 避難所の運営」によるものとする。 2 危険動物への対応 危険動物が施設から逃亡した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関との連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じる。 3 死亡獣畜の処理 災害によって死亡した獣畜等の処理は、飼い主が自らの責任で行うものとするが、自らの責任で処理できない場合又は路上に放置されている場合には、住民の通報等により、保健所と協議のうえ市が処理するものとする。 ア 集中処理 死亡獣蓄で移動可能なものは、適当な場所に集めて覆土又は<u>焼却</u>の措置を行う。 イ 個々の処理 移動の難しいものについては、その場で他の影響を及ぼさないように個々に処理を行う。
風 3-124	第 5 動物対策 【防疫衛生班】 1 動物の保護・救助等 松戸健康福祉センター（松戸保健所）及び動物愛護センターは、<u>飼い主の被災等により</u>愛玩動物が遺棄されたり逃げ出した場合には、(社)千葉県獣医師会等関連団体及びボランティアとの連携により、これらの動物を救助及び保護する。	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	ア 獣医師会、動物愛護団体等を母体として「動物救護センター」を設置する。 イ 救援活動は、飼育動物に対する餌の配布、負傷動物の収容・治療・保管、飼育困難動物の一時保管、所有者・新しい飼い主捜し、その他の相談を行う。 ウ 保護動物の予防接種等を適宜実施する。 なお、避難所におけるペットとの同行避難については、第 5 節「第 8 避難所の運営」を参照する。 2 危険動物への対応 危険動物が施設から逃亡した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関との連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じる。 3 死亡獣畜の処理 災害によって死亡した獣畜等の処理は、飼い主が自らの責任で行うものとするが、自らの責任で処理できない場合又は路上に放置されている場合には、住民の通報等により、保健所と協議のうえ市が処理するものとする。 ア 集中処理 死亡獣蓄で移動可能なものは、適当な場所に集めて覆土又は焼却の措置を行う。 イ 個々の処理 移動の難しいものについては、その場で他の影響を及ぼさないように個々に処理を行う。	
地 3-113	<u>第 7 節 救援計画</u> 市は、地震によって住家に被害を受け、自宅で炊飯等ができず、日常の食事に支障をきたした被災者や被服等生活必需品を喪失した被災者に対し、応急的な炊出しや食糧、生活必需品の供給を行い、被災者の生活の安定を図るものとする。 第 1 応急給水 【水道庶務班・給水工務班・県水道局・北千葉広域水道企業団】 生命を維持していくためには、飲料水の確保が不可欠である。災害による水道機能の停止等により飲料水の確保が困難になった場合は、市は避難所などで応急給水活動を開始し、飲料水の供給に万全を期すものとする。 応急給水活動に当たっては、飲料水の確保と給水に必要な資機材を利用できる機動力を動員し、円滑な給水作業を維持するものとする。 なお、災害救助法が適用された場合については、「災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償《資料 111》」を参照すること。 1 実施機関 ア 飲料水の供給は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長は	<u>第 7 節 救援計画</u> 市は、災害によって住家に被害を受け、自宅で炊飯等ができず、日常の食事に支障をきたした被災者や被服等生活必需品を喪失した被災者に対し、応急的な炊出しや食糧、生活必需品の供給を行い、被災者の生活の安定を図るものとする。 第 1 応急給水 【水道庶務班・給水工務班】 生命を維持していくためには、飲料水の確保が不可欠である。災害による水道機能の停止等により飲料水の確保が困難になった場合は、市は指定避難所などで応急給水活動を開始し、飲料水の供給に万全を期すものとする。 応急給水活動に当たっては、飲料水の確保と給水に必要な資機材を利用できる機動力を動員し、円滑な給水作業を維持するものとする。 なお、災害救助法が適用された場合については、「災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償《資料 111》」を参照すること。 1 実施機関 ア 飲料水の供給は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長は

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）																				
	これを補助するものとする。 イ 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことが出来ないときは、救助に着手するものとする。 ウ 災害救助法が適用された場合においても、知事が救助を迅速に行う必要があると認めているときは、知事の指示により市長が救助を行うものとする。 エ 市限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。 2 応急給水計画の作成 (1) 水道機能の被害状況の早期把握 飲料水の供給に当たり市は、水道機能の被害状況を早期に把握し、断水状況に即した応急給水計画を確立するものとする。 (2) 供給目標水量の設定 1 日 1 人当たり 3 リットルの給水を基準とする。水道施設の復旧の進捗により順次増量する。また、病院等の救援・救護活動に必要な用水は別途確保する。 (3) 給水期間 給水期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。 また、避難所等では、7 日以内に仮配水管を設置するなどして、水道水を確保する。 3 応急給水資機材の調達 市は、給水計画に基づき、必要となる応急給水資機材等の調達を実施する。被害状況によっては、給水用の車両や資機材が不足する可能性があることから、相互応援協定に基づき、他市町村の水道事業者に応援を求め、さらに必要と認められる場合は県に調達を要請するものとする。 表 3-7-1 応急給水資機材保有状況 <table><tr><th>応急給水器具</th><th>容 量、数 量</th></tr><tr><td>給水車</td><td>2 トン×2 台</td></tr><tr><td>給水タンク</td><td>200 リットル×3 個、2,000 リットル×8 台</td></tr><tr><td>角型ポリ容器</td><td>20 リットル×233 個</td></tr><tr><td>ポリ袋</td><td>10 リットル×4,200 袋、6 リットル×64,400 袋</td></tr><tr><td>連続自動飲料水袋詰機</td><td>各浄水場 1 台、計 4 台、 1 リットル×11 万袋製造可能</td></tr></table> 出典；平成 22 年度 水道事業年報 流山市水道局,p. 54 4 応急給水活動の実施	応急給水器具	容 量、数 量	給水車	2 トン×2 台	給水タンク	200 リットル×3 個、2,000 リットル×8 台	角型ポリ容器	20 リットル×233 個	ポリ袋	10 リットル×4,200 袋、6 リットル×64,400 袋	連続自動飲料水袋詰機	各浄水場 1 台、計 4 台、 1 リットル×11 万袋製造可能	これを補助するものとする。 イ 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことが出来ないときは、救助に着手するものとする。 ウ 災害救助法が適用された場合においても、知事が救助を迅速に行う必要があると認めているときは、知事の指示により市長が救助を行うものとする。 エ 市限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得るほか、民間協定による飲料水の緊急輸送を行い実施する。 2 応急給水計画の作成 (1) 水道機能の被害状況の早期把握 市は、飲料水の供給に当たり、水道機能の被害状況を早期に把握し、断水状況に即した応急給水計画を確立するものとする。 (2) 供給目標水量の設定 1 日 1 人当たり 3 リットルの給水を基準とする。水道施設の復旧の進捗により順次増量する。また、病院等の救援・救護活動に必要な用水は別途確保する。 (3) 給水期間 給水期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。 また、指定避難所等では、7 日以内に仮配水管を設置するなどして、水道水を確保する。 3 応急給水資機材の調達 市は、給水計画に基づき、必要となる応急給水資機材等の調達を実施する。被害状況によっては、給水用の車両や資機材が不足する可能性があることから、相互応援協定に基づき、(公社)日本水道協会や他市町村の水道事業者に応援を求め、さらに必要と認められる場合は県に調達を要請するものとする。 表 3-7-1 応急給水資機材保有状況 <table><tr><th>緊急給水器具</th><th>容 量、数 量</th></tr><tr><td>給水車</td><td>2 トン×2 台</td></tr><tr><td>給水タンク</td><td>200 リットル×3 個、500 リットル×4 基 (コンテナ)、2,000 リットル×24 台</td></tr><tr><td>飲料水袋</td><td>6 リットル×71,400 袋</td></tr></table> 出典；平成 26 年度 水道事業年報 流山市水道局 4 応急給水活動の実施	緊急給水器具	容 量、数 量	給水車	2 トン×2 台	給水タンク	200 リットル×3 個、500 リットル×4 基 (コンテナ)、2,000 リットル×24 台	飲料水袋	6 リットル×71,400 袋
応急給水器具	容 量、数 量																					
給水車	2 トン×2 台																					
給水タンク	200 リットル×3 個、2,000 リットル×8 台																					
角型ポリ容器	20 リットル×233 個																					
ポリ袋	10 リットル×4,200 袋、6 リットル×64,400 袋																					
連続自動飲料水袋詰機	各浄水場 1 台、計 4 台、 1 リットル×11 万袋製造可能																					
緊急給水器具	容 量、数 量																					
給水車	2 トン×2 台																					
給水タンク	200 リットル×3 個、500 リットル×4 基 (コンテナ)、2,000 リットル×24 台																					
飲料水袋	6 リットル×71,400 袋																					

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	市は、浄水場及び各小学校に設置を進めている災害用井戸等の水を有効利用し、さらに災害救助のため、緊急に飲料水が必要となった場合は、事業所や自家用井戸に飲料水の供給を要請して、応急給水所に輸送するほか、給水車等により応急給水を実施する。なお、浄水場からの輸送は、市保有車及び調達車両等によって行うものとする。 <u>また、本市の資源及び資機材だけでは十分な給水活動が行えない場合は、相互応援協定に基づき、日本水道協会や他市町村の水道事業者に応援を求め、なお不足の場合は県に支援を要請するものとする。</u> (1) 給水拠点 <u>給水拠点は、</u>参考資料の資料 103 を参照。 (2) 車両（給水車等）による給水 <u>避難所等に収容されている被災者</u>及び集合住宅等の被災者で、本部長が必要と認めた被災者に対して、給水車等により応急給水する。 (3) 角型ポリ容器等による給水 <u>ア 病院、診療所等で緊急給水の必要があると本部長が認めるものに対しては、20 リットル容器を必要個数配備する。</u> <u>イ 本部長が必要と認める場合は、一般被災者に対し 10 リットル容器を配備する。</u> (4) ポリ袋による給水 避難所が小さく、かつ点在している場合で、容器等の備えのない被災者及び一般の被災者に対し配給する。 (5) 給水活動の配慮事項 給水活動の実施に当たっては、次のような点に配慮する。 ア 優先的な給水 継続して多量の給水を必要とする救急病院等に対しては、優先的に給水を実施する。 イ 的確な広報 給水の場所や時間等の内容については、防災行政無線、貼り紙、チラシ、マスコミ等を用いて迅速かつ確実に伝達する。 ウ 衛生面の配慮 水の保管上の注意事項について広報を実施し、応急給水された水の衛生管理を確保する。 エ <u>災害時要援護者への配慮</u> 家屋等に被害がない断水地域では、<u>避難所への</u>避難をせず、水道の復旧まで在宅のまま過ごす住民も多いと考えられる。 しかし、住民の中には、給水拠点まで出向くことが大きな負担になる高齢者や障害者等も存在することが考えられることから、このような<u>災害時要援護者に対する給水にも</u>配慮するものとする。 オ 住民の協力 市は、給水時の混乱防止、高齢者等の<u>災害時要援護者</u>や中高層住宅の住人等<u>が行う水の運搬への支援</u>について、自主防災組織やボランティアに協力を依頼するものとする。	市は、浄水場及び災害用井戸等を有効利用し、さらに災害救助のため、緊急に飲料水が必要となった場合は、事業所や自家用井戸に飲料水の供給を要請して、応急給水所に輸送するほか、給水車等により応急給水を実施する。なお、浄水場からの輸送は、市保有車及び調達車両等によって行うものとする。 (1) 給水拠点 参考資料の資料 103 を参照。 (2) 車両（給水車等）による給水 <u>指定避難所に滞在している避難者</u>及び集合住宅等の被災者で、本部長が必要と認めた被災者に対して、給水車等により応急給水する。 (3) ポリ袋による給水 <u>指定</u>避難所が小さく、かつ点在している場合で、容器等の備えのない被災者及び一般の被災者に対し配給する。 (4) 給水活動の配慮事項 給水活動の実施に当たっては、次のような点に配慮する。 ア 優先的な給水 継続して多量の給水を必要とする救急病院等に対しては、優先的に給水を実施する。 イ 的確な広報 給水の場所や時間等の内容については、防災行政無線、貼り紙、チラシ、マスコミ等を用いて迅速かつ確実に伝達する。 ウ 衛生面の配慮 水の保管上の注意事項について広報を実施し、応急給水された水の衛生管理を確保する。 エ <u>要配慮者への対応</u> 家屋等に被害がない断水地域では、<u>指定避難所へ</u>避難をせず、水道の復旧まで在宅のまま過ごす住民も多いと考えられる。 しかし、住民の中には、給水拠点まで出向くことが大きな負担になる高齢者や障害者等も存在することが考えられることから、このような<u>要配慮者に対しても</u>配慮するものとする。 オ 住民の協力 市は、給水時の混乱防止、高齢者等の<u>要配慮者</u>や中高層住宅の住人等<u>への水の運搬支援</u>について、自主防災組織やボランティアに協力を依頼するものとする。

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	5 取水（水源） <u>ア 飲料水の取水は、公設消火栓を原則とする。</u> <u>イ 応急仮配管による応急給水とする。</u> <u>ウ 消火栓取水が不能のときは、各浄水場の貯水池とする。</u> 6 水質検査の実施 <u>市は、車両輸送が困難な場合や配水管の破損等による一時的な断水が生じた場合等、井戸、プール、河川等の水を飲用しなければならない場合において、それらの水源を浄水処理した水の飲用の適否を調べるための検査を行うものとする。また、必要があれば、県に水質検査の実施を要請するものとする。</u> 7 給水施設の復旧対策 災害時には、給水区域内において漏水する事態が発生<u>し、水源地自体も被害を受けることが予想されるため</u>、市は作業員の動員体制を確立し、漏水防止のための制水弁操作及び臨時給水栓の設置等の応急復旧を速やかに行うものとする。 8 生活用水の確保及び供給 トイレ、炊事、風呂、洗濯等、普段の生活では 1 世帯当たり 1 日約 200 リットルを使うと言われて<u>おり</u>、被災後の時間推移に伴って生活用水についてのニーズも高まってくるため、市は、要給水住民数と給水体制を勘案しながら、漸次 1 人当たり給水量を増やしていくものとする。 《資料 41》	5 給水施設の復旧対策 災害時には、給水区域内において漏水する事態が発生<u>するため</u>、市は作業員の動員体制を確立し、漏水防止のための制水弁操作及び臨時給水栓の設置等の応急復旧を速やかに行うものとする。 6 生活用水の確保及び供給 トイレ、炊事、風呂、洗濯等、普段の生活では 1 <u>人</u>当たり 1 日約 200 リットルを使うと言われて<u>いる。</u> <u>市は</u>、被災後の時間推移に伴って生活用水についてのニーズも高まってくるため、要給水住民数と給水体制を勘案しながら、漸次 1 人当たり給水量を増やしていくものとする。 《資料 41》
風 3-125	第 7 節 救援計画 市は、災害によって住家に被害を受け、自宅で炊飯等ができず、日常の食事に支障をきたした被災者や被服等生活必需品を喪失した被災者に対し、応急的な炊出しや食糧、生活必需品の供給を行い、被災者の生活の安定を図るものとする。 第 1 応急給水 【水道庶務班・給水工務班<u>・県水道局・北千葉広域水道企業団</u>】 生命を維持していくためには、飲料水の確保が不可欠である。災害による水道機能の停止等により飲料水の確保が困難になった場合は、市は避難所などで応急給水活動を開始し、飲料水の供給に万全を期すものとする。 応急給水活動に当たっては、飲料水の確保と給水に必要な資機材を利用できる機動力を動員し、円滑な給水作業を維持するものとする。	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）												
	なお、災害救助法が適用された場合については、「災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償《資料 111》」を参照すること。 1 実施機関 ア 飲料水の供給は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。 イ 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことが出来ないときは、救助に着手するものとする。 ウ 災害救助法が適用された場合においても、知事が救助を迅速に行う必要があると認めているときは、知事の指示により市長が救助を行うものとする。 エ 市<u>独自</u>で対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得<u>て</u>実施する。 2 応急給水計画の作成 (1) 水道機能の被害状況の早期把握 飲料水の供給に当たり <u>市は</u>、水道機能の被害状況を早期に把握し、断水状況に即した応急給水計画を確立するものとする。 (2) 供給目標水量の設定 1 日 1 人当たり 3 リットルの給水を基準とする。水道施設の復旧の進捗により順次増量する。また、病院等の救援・救護活動に必要な用水は別途確保する。 (3) 給水期間 給水期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。 また、避難所等では、7 日以内に仮配水管を設置するなどして、水道水を確保する。 3 応急給水資機材の調達 市は、給水計画に基づき、必要となる応急給水資機材等の調達を実施する。被害状況によっては、給水用の車両や資機材が不足する可能性があることから、相互応援協定に基づき、他市町村の水道事業者に応援を求め、さらに必要と認められる場合は県に調達を要請するものとする。 表 3-7-1 応急給水資機材保有状況 <table><tr><th>応急給水器具</th><th>容 量、数 量</th></tr><tr><td>給水車</td><td>2 トン×2 台</td></tr><tr><td>給水タンク</td><td>200 リットル×3 個、2,000 リットル×<u>8</u> 台</td></tr><tr><td><u>角型ポリ容器</u></td><td><u>20 リットル×233 個</u></td></tr><tr><td><u>ポリ袋</u></td><td><u>10 リットル×4,200 袋、6 リットル×64,400 袋</u></td></tr><tr><td><u>連続自動飲料水袋詰機</u></td><td><u>各浄水場 1 台、計 4 台、</u> <u>1 リットル×11 万袋製造可能</u></td></tr></table> 出典；平成 22 年度 水道事業年報 流山市水道局, p. 54	応急給水器具	容 量、数 量	給水車	2 トン×2 台	給水タンク	200 リットル×3 個、2,000 リットル× <u>8</u> 台	<u>角型ポリ容器</u>	<u>20 リットル×233 個</u>	<u>ポリ袋</u>	<u>10 リットル×4,200 袋、6 リットル×64,400 袋</u>	<u>連続自動飲料水袋詰機</u>	<u>各浄水場 1 台、計 4 台、</u> <u>1 リットル×11 万袋製造可能</u>	
応急給水器具	容 量、数 量													
給水車	2 トン×2 台													
給水タンク	200 リットル×3 個、2,000 リットル× <u>8</u> 台													
<u>角型ポリ容器</u>	<u>20 リットル×233 個</u>													
<u>ポリ袋</u>	<u>10 リットル×4,200 袋、6 リットル×64,400 袋</u>													
<u>連続自動飲料水袋詰機</u>	<u>各浄水場 1 台、計 4 台、</u> <u>1 リットル×11 万袋製造可能</u>													

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	4 応急給水活動の実施 市は、浄水場及び各小学校に設置を進めている災害用井戸等の水を有効利用し、さらに災害救助のため、緊急に飲料水が必要となった場合は、事業所や自家用井戸に飲料水の供給を要請して、応急給水所に輸送するほか、給水車等により応急給水を実施する。なお、浄水場からの輸送は、市保有車及び調達車両等によって行うものとする。 <u>また、本市の資源及び資機材だけでは十分な給水活動が行えない場合は、相互応援協定に基づき、日本水道協会や他市町村の水道事業者に応援を求め、なお不足の場合は県に支援を要請するものとする。</u> (1) 給水拠点 <u>給水拠点は、</u>参考資料の資料 103 を参照。 (2) 車両（給水車等）による給水 <u>避難所等に収容されている被災者</u>及び集合住宅等の被災者で、本部長が必要と認めた被災者に対して、給水車等により応急給水する。 (3) 角型ポリ容器等による給水 ア 病院、診療所等で緊急給水の必要があると本部長が認めるものに対しては、20 リットル容器を必要個数配備する。 イ 本部長が必要と認める場合は、一般被災者に対し 10 リットル容器を配備する。 (4) ポリ袋による給水 避難所が小さく、かつ点在している場合で、容器等の備えのない被災者及び一般の被災者に対し配給する。 (5) 給水活動の配慮事項 給水活動の実施に当たっては、次のような点に配慮する。 ア 優先的な給水 継続して多量の給水を必要とする救急病院等に対しては、優先的に給水を実施する。 イ 的確な広報 給水の場所や時間等の内容については、防災行政無線、貼り紙、チラシ、マスコミ等を用いて迅速かつ確実に伝達する。 ウ 衛生面の配慮 水の保管上の注意事項について広報を実施し、応急給水された水の衛生管理を確保する。 エ <u>災害時要援護者への配慮</u> 家屋等に被害がない断水地域では、<u>避難所への</u>避難をせず、水道の復旧まで在宅のまま過ごす住民も多いと考えられる。 しかし、住民の中には、給水拠点まで出向くことが大きな負担になる高齢者や障害者等も存在することが考えられることから、このような<u>災害時要援護者に対する給水にも</u>配慮するものとする。 オ 住民の協力 市は、給水時の混乱防止、高齢者等の<u>災害時要援護者</u>や中高層住宅の住人等が行う水の運	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	<u>搬への支援</u>について、自主防災組織やボランティアに協力を依頼するものとする。 5 取水（水源） ア 飲料水の取水は、公設消火栓を原則とする。 イ 応急仮配管による応急給水とする。 ウ 消火栓取水が不能のときは、各浄水場の貯水池とする。 6 水質検査の実施 市は、車両輸送が困難な場合や配水管の破損等による一時的な断水が生じた場合等、井戸、プール、河川等の水を飲用しなければならない場合において、それらの水源を浄水処理した水の飲用の適否を調べるための検査を行うものとする。また、必要があれば、県に水質検査の実施を要請するものとする。 7 給水施設の復旧対策 災害時には、給水区域内において漏水する事態が発生し、水源地自体も被害を受けることが予想される<u>ため</u>、市は作業員の動員体制を確立し、漏水防止のための制水弁操作及び臨時給水栓の設置等の応急復旧を速やかに行うものとする。 8 生活用水の確保及び供給 トイレ、炊事、風呂、洗濯等、普段の生活では 1 世帯当たり 1 日約 200 リットルを使うと言われて<u>おり</u>、被災後の時間推移に伴って生活用水についてのニーズも高まってくるため、市は、要給水住民数と給水体制を勘案しながら、漸次 1 人当たり給水量を増やしていくものとする。 《資料 41》	
地 3-116	第 2 食糧の配布 【物資輸送班】 市は、災害によって被災者が炊事はもちろんのこと食糧の確保さえも困難になった場合に、被災者の生命・身体の安全を確保するため、迅速に食糧の供給活動を行うものとする。また、必要に応じて、応急対策に従事する者に対しても食糧の供給を行うものとする。 なお、災害救助法が適用された場合には、「災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償《資料 111》」を参照すること。 市の備蓄品の現状については、<u>資料 106</u>を参照。 1 実施機関	第 2 食糧の配布 【物資輸送班】 市は、災害によって被災者が炊事はもちろんのこと食糧の確保さえも困難になった場合に、被災者の生命・身体の安全を確保するため、迅速に食糧の供給活動を行うものとする。また、必要に応じて、応急対策に従事する者に対しても食糧の供給を行うものとする。 なお、災害救助法が適用された場合には、「災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償《資料 111》」を参照すること。 市の備蓄品の現状については、<u>《資料 106》</u>を参照。 1 実施機関

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	ア 食糧の供給は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。 イ 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことが出来ないときは、救助に着手するものとする。 ウ 災害救助法が適用された場合においても、知事が救助を迅速に行う必要があると認めているときは、知事の指示により市長が救助を行うものとする。 エ 市限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。 2 食糧供給の対象者 ア 避難所に収容された者 イ 住家が全壊、全焼、半壊、半焼、床上浸水等により被害を受けたため、炊事ができない者 ウ 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者 エ 災害現地において災害応急対策に従事する者で、食糧の供給を行う必要のある者（この場合は、災害救助法による措置としては認められない。） 3 食糧の調達 政府所有米穀の調達については、千葉県を通じて行うものとする。また、米穀類の調達先は、協定に基づき、流山市米穀商組合とする。 乾パン、その他副食品は、備蓄のほか必要に応じて市内主要商店に緊急連絡し、現品確保の協力を求めるものとする。 《様式 48・49》 (1) 農林水産省からの調達 ア 政府所有米穀の調達は、市長が必要とする米穀の数量を知事に要請し、知事は、農林水産省 <u>生産局長</u> に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとする。 The flowchart shows the process for emergency rice supply. It starts with '被災者' (Disaster Victims) receiving supply (8) from '市町村' (Municipalities). '市町村' requests (1) from '県災害対策本部' (Prefectural Disaster Response Headquarters), which contacts (2) '農林水産部' (Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries). '農林水産部' makes a purchase agreement (5) with '農林水産省 生産局' (Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries Production Bureau). The bureau issues a dispatch instruction (6) to '受託事業体' (Contracted Business Entity). The entity then delivers (7) to '市町村' (designated by the prefectural governor or prefect). '市町村' also contacts (3) '農林水産部' and submits a request (4) for disaster relief rice supply. イ 市が千葉県と連絡がつかない場合 交通通信が途絶し、被災地が孤立化してアの手続がとれないときは、市長は農林水産省 <u>生産局長</u> に災害救助用米穀の引渡しを要請するとともに、併せてその旨を千葉県に連絡する。	ア 食糧の供給は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。 イ 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことが出来ないときは、救助に着手するものとする。 ウ 災害救助法が適用された場合においても、知事が救助を迅速に行う必要があると認めているときは、知事の指示により市長が救助を行うものとする。 エ 市<u>限り</u>で対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。 2 食糧供給の対象者 ア 避難所に収容された者 イ 住家が全壊、全焼、半壊、半焼、床上浸水等により被害を受けたため、炊事ができない者 ウ 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者 エ 災害現地において災害応急対策に従事する者で、食糧の供給を行う必要のある者（この場合は、災害救助法による措置としては認められない。） 3 食糧の調達 政府所有米穀の調達については、千葉県を通じて行うものとする。また、米穀類の調達先は、協定に基づき、流山市米穀商組合とする。 乾パン、その他副食品は、備蓄のほか必要に応じて市内主要商店に緊急連絡し、現品確保の協力を求めるものとする。 《様式 48・49》 (1) 農林水産省からの調達 ア 政府所有米穀の調達は、市長が必要とする米穀の数量を知事に要請し、知事は、農林水産省 <u>政策統括官</u> に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとする。 The flowchart shows the process for emergency rice supply. It starts with '罹災者' (Disaster Victims) receiving supply (8) from '市町村' (Municipalities). '市町村' requests (1) from '県災害対策本部' (Prefectural Disaster Response Headquarters), which contacts (2) '農林水産部' (Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries). '農林水産部' makes a purchase agreement (5) with '農林水産省 政策統括官' (Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries Policy Coordinator). The coordinator issues a dispatch instruction (6) to '受託事業体' (Contracted Business Entity). The entity then delivers (7) to '市町村' (designated by the prefectural governor or prefect). '市町村' also contacts (3) '農林水産部' and submits a request (4) for disaster relief rice supply. イ 市が千葉県と連絡がつかない場合 交通通信が途絶し、被災地が孤立化してアの手続がとれないときは、市長は農林水産省 <u>政策統括官</u> に災害救助用米穀の引渡しを要請するとともに、併せてその旨を千葉県に連絡する。

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）								
	(2) 精米計画 上記(1)の調達計画のうち、米穀販売業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引渡しであるから、米穀販売事業者等の精米機により精米し、供給する。 4 食糧の供給 (1) 供給計画の作成 物資輸送班は、本部長の指示に基づき緊急食糧の配給計画を策定し、必要な食糧の調達及び炊出しを行うものとする。なお、食糧の調達に当たっては、高齢者や乳幼児、アレルギー疾患患者等に配慮する。 (2) 調達の処理 物資が大量であり、かつ迅速な処理を必要とする場合は、他部の職員及びボランティアの協力を得て行うものとする。 また、集積した物資の仕分けや配送は、必要に応じて物流企業に協力を要請する。 (3) 食糧の配分及び炊出しの実施 市は、災害による被災者及び応急対策に従事する者に対する応急食糧の供給を、食糧の配分及び炊出しの実施によって迅速かつ円滑に行うものとする。 ア 自立段階に応じた食糧供給 避難所を開設した場合の食糧の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を行うよう心がけるものとする。 (ア) 第一段階（生命の維持）：おにぎり、パン等すぐに食べられるもの (イ) 第二段階（心理面・身体面への配慮）：温かい食べもの（煮物等）、生鮮野菜、野菜ジュース等 (ウ) 第三段階（自立心の誘発）：食材の給付による避難者自身の炊き出し イ 炊出しの実施方法 (ア) 炊出しは、市長が赤十字奉仕団等の協力を得て、<u>避難所内</u>又はその近くの適当な場所を選定して実施する。 (イ) 配分もれ又は重複支給者がないようにするため組・班等を組織し、各組に責任者を定め、対象者を掌握する。	(2) 精米計画 上記(1)の調達計画のうち、米穀販売業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引渡しであるから、米穀販売事業者等の精米機により精米し、供給する。 4 食糧の供給 (1) 供給計画の作成 物資輸送班は、本部長の指示に基づき緊急食糧の配給計画を策定し、必要な食糧の調達及び炊出しを行うものとする。なお、食糧の調達に当たっては、高齢者や乳幼児、アレルギー疾患患者等に配慮する。 (2) 調達の処理 物資が大量であり、かつ迅速な処理を必要とする場合は、他部の職員及びボランティアの協力を得て行うものとする。 また、集積した物資の仕分けや配送は、必要に応じて物流企業に協力を要請する。 (3) 食糧の配分及び炊出しの実施 市は、災害による被災者及び応急対策に従事する者に対する応急食糧の供給を、食糧の配分及び炊出しの実施によって迅速かつ円滑に行うものとする。 ア 自立段階に応じた食糧供給 避難所を開設した場合の食糧の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を行うよう心がけるものとする。 <table><tr><th>段 階</th><th>具 体 例</th></tr><tr><td>第一段階：生命の維持</td><td>おにぎり、パン等すぐに食べられるもの</td></tr><tr><td>第二段階：心理面・身体面への配慮</td><td>温かい食べもの（煮物等）、生鮮野菜、野菜ジュース等</td></tr><tr><td>第三段階：自立心の誘発</td><td>食材の給付による避難者自身の炊き出し</td></tr></table> イ 炊出しの実施方法 (ア) 炊出しは、市長が赤十字奉仕団等の協力を得て、<u>指定避難所</u>又はその近くの適当な場所を選定して実施する。 (イ) 配分もれ又は重複支給者がないようにするため組・班等を組織し、各組に責任者を定め、対象者を掌握する。	段 階	具 体 例	第一段階：生命の維持	おにぎり、パン等すぐに食べられるもの	第二段階：心理面・身体面への配慮	温かい食べもの（煮物等）、生鮮野菜、野菜ジュース等	第三段階：自立心の誘発	食材の給付による避難者自身の炊き出し
段 階	具 体 例									
第一段階：生命の維持	おにぎり、パン等すぐに食べられるもの									
第二段階：心理面・身体面への配慮	温かい食べもの（煮物等）、生鮮野菜、野菜ジュース等									
第三段階：自立心の誘発	食材の給付による避難者自身の炊き出し									

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）																				
	《様式 50・51》 5 食糧集積地のの指定及び管理 (1) 食糧集積地のの指定 市はとうかつ中央農業協同組合八木支店、流山支店、新川支店を食糧の集積地のとして活用し、調達した食糧の集配を行うものとする。 表 3-7-2 食糧集積場所の連絡先 <table><tr><th>集 積 場 所</th><th>電 話</th><th>保管責任者</th></tr><tr><td>とうかつ中央農業協同組合八木支店</td><td>04-7150-2211</td><td rowspan="3">とうかつ中央農業協同組合 代表理事組合長</td></tr><tr><td>とうかつ中央農業協同組合流山支店</td><td>04-7159-1001</td></tr><tr><td>とうかつ中央農業協同組合新川支店</td><td>04-7152-3171</td></tr></table> (2) 集積場所の管理 市は、食糧の集積場所に管理責任者及び警備員等を配置し、食糧管理のの万全を期するものとする。	集 積 場 所	電 話	保管責任者	とうかつ中央農業協同組合八木支店	04-7150-2211	とうかつ中央農業協同組合 代表理事組合長	とうかつ中央農業協同組合流山支店	04-7159-1001	とうかつ中央農業協同組合新川支店	04-7152-3171	《様式 50・51》 5 食糧集積場所のの指定及び管理 (1) 食糧集積場所のの指定 市はとうかつ中央農業協同組合八木支店、流山支店、新川支店を食糧の集積場所のとして活用し、調達した食糧の集配を行うものとする。 表 3-7-2 食糧集積場所の連絡先 <table><tr><th>集 積 場 所</th><th>電 話</th><th>保管責任者</th></tr><tr><td>とうかつ中央農業協同組合八木支店</td><td>04-7158-2211</td><td rowspan="3">とうかつ中央農業協同組合 代表理事組合長</td></tr><tr><td>とうかつ中央農業協同組合流山支店</td><td>04-7159-1001</td></tr><tr><td>とうかつ中央農業協同組合新川支店</td><td>04-7152-3171</td></tr></table> (2) 集積場所の管理 市は、食糧集積場所に管理責任者及び警備員等を配置し、管理にの万全を期するものとする。	集 積 場 所	電 話	保管責任者	とうかつ中央農業協同組合八木支店	04-7158-2211	とうかつ中央農業協同組合 代表理事組合長	とうかつ中央農業協同組合流山支店	04-7159-1001	とうかつ中央農業協同組合新川支店	04-7152-3171
集 積 場 所	電 話	保管責任者																				
とうかつ中央農業協同組合八木支店	04-7150-2211	とうかつ中央農業協同組合 代表理事組合長																				
とうかつ中央農業協同組合流山支店	04-7159-1001																					
とうかつ中央農業協同組合新川支店	04-7152-3171																					
集 積 場 所	電 話	保管責任者																				
とうかつ中央農業協同組合八木支店	04-7158-2211	とうかつ中央農業協同組合 代表理事組合長																				
とうかつ中央農業協同組合流山支店	04-7159-1001																					
とうかつ中央農業協同組合新川支店	04-7152-3171																					
風 3-128	第 2 食糧の配布 【物資輸送班】 市は、災害によって被災者が炊事はもちろんのこと食糧の確保さえも困難になった場合に、被災者の生命・身体の安全を確保するため、迅速に食糧の供給活動を行うものとする。また、必要に応じて、応急対策に従事する者に対しても食糧の供給を行うものとする。 なお、災害救助法が適用された場合には、「災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償《資料 111》」を参照すること。 市の備蓄品の現状については、資料 106 を参照。 1 実施機関 ア 食糧の供給は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。 イ 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことが出来ないときは、救助に着手するものとする。 ウ 災害救助法が適用された場合においても、知事が救助を迅速に行う必要があると認めているときは、知事の指示により市長が救助を行うものとする。 エ 市独自で対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。 2 食糧供給の対象者																					

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	ア 避難所に収容された者 イ 住家が全壊、全焼、半壊、半焼、又は床上浸水等により被害を受けたため、炊事ができない者 ウ 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者 エ 災害現地において災害応急対策に従事する者で、食糧の供給を行う必要のある者（この場合は、災害救助法による措置としては認められない。） 3 食糧の調達 政府所有米穀の調達については、千葉県を通じて行うものとする。また、米穀類の調達先は、協定に基づき、流山市米穀商組合とする。 乾パン、その他副食品は、備蓄のほか必要に応じて市内主要商店に緊急連絡し、現品確保の協力を求めるものとする。 《様式 48・49》 (1) 農林水産省からの調達 ア 政府所有米穀の調達は、市長が必要とする米穀の数量を知事に要請し、知事は、農林水産省生産局長に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとする。 <pre>graph LR A[り災者] -- ⑧ 支給 --> B[市 町 村] B -- ① 要請 --> C[県災害対策本部] C -- ② 連絡 --> D[農林水産部] D -- ③ 連絡 --> E[農林水産省 生産局] E -- ④ 災害救助用米穀の引渡要請書提出 --> D E -- ⑤ 売買契約 --> D E -- ⑥ 引渡指示 --> F[受託事業体] F -- ⑦ 引き渡し (知事又は知事が指定する引取人) --> B B -- ⑧ 支給 --> A</pre> イ 市が千葉県と連絡がつかない場合 交通通信が途絶し、被災地が孤立化してアの手続がとれないときは、市長は農林水産省生産局長に災害救助用米穀の引渡しを要請するとともに、併せてその旨を千葉県に連絡する。 <pre>graph LR A[り災者] -- ⑧ 支給 --> B[市 町 村] B -. ② 報告 .-> C[農林水産部] B -- ① 直接要請 --> D[農林水産省 生産局] C -. ③ 連絡 .-> D D -- ④ 災害救助用米穀の引渡要請書提出 --> C D -- ⑤ 売買契約 --> C D -- ⑥ 引渡指示 --> E[受託事業体] E -- ⑦ 引き渡し (知事又は知事が指定する引取人) --> B B -- ⑧ 支給 --> A</pre> (2) 精米計画 上記(1)の調達計画のうち、米穀販売業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府か	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）						
	ら直接売却を受けて調達する場合は、玄米引渡しであるから、米穀販売事業者等の精米機により精米し、供給する。 4 食糧の供給 (1) 供給計画の作成 物資輸送班は、本部長の指示に基づき緊急食糧の配給計画を策定し、必要な食糧の調達及び炊出しを行うものとする。なお、食糧の調達に当たっては、高齢者や乳幼児、アレルギー疾患患者等に配慮する。 (2) 調達の処理 物資が大量であり、かつ迅速な処理を必要とする場合は、他部の職員及びボランティアの協力を得て行うものとする。 また、集積した物資の仕分けや配送は、必要に応じて物流企業に協力を要請する。 (3) 食糧の配分及び炊出しの実施 市は、災害による被災者及び応急対策に従事する者に対する応急食糧の供給を、食糧の配分及び炊出しの実施によって迅速かつ円滑に行うものとする。 ア 自立段階に応じた食糧供給 避難所を開設した場合の食糧の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を行うよう心がけるものとする。 (ア) 第一段階（生命の維持）：おにぎり、パン等すぐに食べられるもの (イ) 第二段階（心理面・身体面への配慮）：温かい食べもの（煮物等）、生鮮野菜、野菜ジュース等 (ウ) 第三段階（自立心の誘発）：食材の給付による避難者自身の炊き出し イ 炊出しの実施方法 (ア) 炊出しは、市長が赤十字奉仕団等の協力を得て、<u>避難所内</u>又はその近くの適当な場所を選定して実施する。 (イ) 配分もれ又は重複支給者がないようにするため組・班等を組織し、各組に責任者を定め、対象者を掌握する。 《様式 50・51》 5 食糧集積地の指定及び管理 (1) 食糧集積地の指定 市はとうかつ中央農業協同組合八木支店、流山支店、新川支店を食糧の集積地として活用し、調達した食糧の集配を行うものとする。 表 3-7-2 食糧集積場所の連絡先 <table><tr><td>集 積 場 所</td><td>電 話</td><td>保管責任者</td></tr><tr><td>とうかつ中央農業協同組合八木支店</td><td>04-7158－2211</td><td>とうかつ中央農業協同組合</td></tr></table>	集 積 場 所	電 話	保管責任者	とうかつ中央農業協同組合八木支店	04-7158－2211	とうかつ中央農業協同組合	
集 積 場 所	電 話	保管責任者						
とうかつ中央農業協同組合八木支店	04-7158－2211	とうかつ中央農業協同組合						

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）			修正案（平成 28 年度修正）					
	<table><tr><td>とうかつ中央農業協同組合流山支店</td><td>04-7159－1001</td><td rowspan="2">代表理事組合長</td></tr><tr><td>とうかつ中央農業協同組合新川支店</td><td>04-7152－3171</td></tr></table>			とうかつ中央農業協同組合流山支店	04-7159－1001	代表理事組合長	とうかつ中央農業協同組合新川支店	04-7152－3171	
とうかつ中央農業協同組合流山支店	04-7159－1001	代表理事組合長							
とうかつ中央農業協同組合新川支店	04-7152－3171								
	(2) 集積場所の管理 市は、<u>食糧</u>の集積場所に管理責任者及び警備員等を配置し、<u>食糧管理</u>の万全を期するものとする。								
地 3-119	第 3 生活必需品等の配布 【災対本部事務局・物資輸送班】 住居の被害等により、衣料や生活必需品等の確保ができなくなった住民に対しては、生活を維持していくために必要な物資を迅速に供給するものとする。 なお、災害救助法が適用された場合については、「災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償《資料 111》」を参照することとする。 1 実施機関 ア 被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品の給与又は貸与は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。 イ 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことが出来ないときは、救助に着手するものとする。 ウ 災害救助法が適用された場合においても、知事が救助を迅速に行う必要があると認めているときは、知事の指示により市長が救助を行うものとする。 エ 市限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。 オ 市はあらかじめ協定を締結した業者や商工団体等との連携のもと、生活関連物資等応急時に必要な物資の迅速な供給を行う。 2 衣料・生活必需品の供給の対象者 住家の被害が全壊（焼）、半壊（焼）等であって次に掲げる者とする。 ア 被服、寝具その他生活上必要な最<u>少</u>限度の家財を喪失した者 イ 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者 3 衣料・生活必需品の供給 災害のため住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品をそう失又はき損し日常生活を営むことが困難である者に対し、一時の急場をしのぐ程度の被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与を行う。 (1) 基本的な供給物資 供給品目は、以下に挙げたものを基本とするが、状況に応じて次のような点を考慮するものとする。 ア 発災時期、被害や被災者の状況の考慮 衣料・生活必需品の供給に当たっては、災害発生の季節やライフライン機能の被害状況に応			第 3 生活必需品等の配布 【災対本部事務局・物資輸送班】 住居の被害等により、衣料や生活必需品等の確保ができなくなった住民に対しては、生活を維持していくために必要な物資を迅速に供給するものとする。 なお、災害救助法が適用された場合については、「災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償《資料 111》」を参照することとする。 1 実施機関 ア 被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品の給与又は貸与は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。 イ 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことが出来ないときは、救助に着手するものとする。 ウ 災害救助法が適用された場合においても、知事が救助を迅速に行う必要があると認めているときは、知事の指示により市長が救助を行うものとする。 エ 市<u>限り</u>で対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。 オ 市はあらかじめ協定を締結した業者や商工団体等との連携のもと、生活関連物資等応急時に必要な物資の迅速な供給を行う。 2 衣料・生活必需品の供給の対象者 住家の被害が全壊（焼）、半壊（焼）等であって次に掲げる者とする。 ア 被服、寝具その他生活上必要な最<u>低</u>限度の家財を喪失した者 イ 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者 3 衣料・生活必需品の供給 災害のため住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品をそう失又はき損し日常生活を営むことが困難である者に対し、一時の急場をしのぐ程度の被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与を行う。 (1) 基本的な供給物資 供給品目は、以下に挙げたものを基本とするが、状況に応じて次のような点を考慮するものとする。 ア 発災時期、被害や被災者の状況の考慮 衣料・生活必需品の供給に当たっては、災害発生の季節やライフライン機能の被害状況に応					

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）								
	じた品目を供給する。 また、<u>避難所等における被災者の人数</u>、年齢構成、健康状態等を<u>把握し</u>、状況に即した品目の選定及び必要数量の設定を行う<u>とともに季節等の実情も考慮する。</u> イ 要求変化への対応 避難生活が長期化した場合、被災者の生活必需品に対するニーズも発災直後とは異なってくる。生活必需品の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を行うよう心がけるものとする。 ア 第一段階：生命の維持 例) 毛布（季節を考慮したもの） イ 第二段階：心理面・身体面への配慮） 例) 下着、タオル、洗面用具、生理用品等 ウ 第三段階：自立心の誘発 例) なべ、食器類の供給、テレビ、ラジオ、洗濯機等の設置 このような変化に対応した物資の調達・供給を行うため、被災地内で必要とされている物資についての情報を被災地外へ発信して、効果的な救援物資を要請するものとする。 供給を行う物資は、次のとおり。 ア 寝具(毛布等) イ 日用品雑貨(石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、紙おむつ等) ウ 衣料品(作業着、下着、靴下、運動靴等) エ 炊事用具(鍋、釜、やかん、包丁、缶切等) オ 食器(箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等) カ 光熱材料(ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LP ガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等) キ 燃料 ク その他(ビニールシート等) (2) 供給の方法 <u>調達、供給は物資輸送班が担当し</u>、関係班の協力を得て行うものとする。市は可能な限り避難者、自主防災組織、ボランティア等の自主的活動により運営及び供給する。 なお、物資配布時には女性スタッフを配置し、生理用品、女性用下着等は、女性による配布とするよう努める。 (3) 生活必需品等物資の調達先 衣料・生活必需品等物資の調達先は次のとおりとし、あらかじめ市と締結している協定に基づき、調達するものとする。 表 3-7-3 物資の調達先	じた品目を供給する。 また、<u>避難者数</u>、年齢構成、健康状態、<u>季節</u>等を<u>考慮し</u>、状況に即した品目の選定及び必要数量の設定を行う。 イ 要求変化への対応 避難生活が長期化した場合、被災者の生活必需品に対するニーズも発災直後とは異なってくる。生活必需品の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を行うよう心がけるものとする。 <table><tr><th>段 階</th><th>具 体 例</th></tr><tr><td>第一段階：生命の維持</td><td>毛布（季節を考慮したもの）</td></tr><tr><td>第二段階：心理面・身体面への配慮</td><td>下着、タオル、洗面用具、生理用品等</td></tr><tr><td>第三段階：自立心の誘発</td><td>なべ、食器類の供給 テレビ、ラジオ、洗濯機等の設置</td></tr></table> このような変化に対応した物資の調達・供給を行うため、被災地内で必要とされている物資についての情報を被災地外へ発信して、効果的な救援物資を要請するものとする。 供給を行う物資は、次のとおり。 ア 寝具(毛布等) イ 日用品雑貨(石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、紙おむつ等) ウ 衣料品(作業着、下着、靴下、運動靴等) エ 炊事用具(鍋、釜、やかん、包丁、缶切等) オ 食器(箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等) カ 光熱材料(ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LP ガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等) キ 燃料 ク その他(ビニールシート等) (2) 供給の方法 <u>物資輸送班は調達、供給を担当し</u>、関係班の協力を得て行うものとする。市は可能な限り避難者、自主防災組織、ボランティア等の自主的活動により運営及び供給する。 なお、物資配布時には女性スタッフを配置し、生理用品、女性用下着等は、女性による配布とするよう努める。 (3) 生活必需品等物資の調達先 衣料・生活必需品等物資の調達先は次のとおりとし、あらかじめ市と締結している協定に基づき、調達するものとする。 表 3-7-3 物資の調達先	段 階	具 体 例	第一段階：生命の維持	毛布（季節を考慮したもの）	第二段階：心理面・身体面への配慮	下着、タオル、洗面用具、生理用品等	第三段階：自立心の誘発	なべ、食器類の供給 テレビ、ラジオ、洗濯機等の設置
段 階	具 体 例									
第一段階：生命の維持	毛布（季節を考慮したもの）									
第二段階：心理面・身体面への配慮	下着、タオル、洗面用具、生理用品等									
第三段階：自立心の誘発	なべ、食器類の供給 テレビ、ラジオ、洗濯機等の設置									

流山市地域防災計画新旧対照表

頁

現行（平成 24 年度修正）

修正案（平成 28 年度修正）

	<table><tr><th>物 資 の 調 達 先</th><th>調 達 品 目</th></tr><tr><td>流山市 LP ガス協会</td><td>プロパンガス、灯油</td></tr><tr><td>流山市呉服寝具小売商組合</td><td>寝具一式</td></tr><tr><td>(株) イトーヨーカ堂</td><td>生活必需品</td></tr><tr><td>(株) マルエツ</td><td>生活必需品</td></tr><tr><td>流山市米穀商組合</td><td>米の供給</td></tr><tr><td>生活協同組合（生活協同組合ちばコー プ、生活協同組合エル生活クラブ生活協 同組合）</td><td>生活必需品</td></tr><tr><td>流山石油商組合</td><td>物資、燃料</td></tr><tr><td>(株)セブンーイレブン・ジャパン</td><td>食料等</td></tr><tr><td>利根コカ・コーラボトリング（株）</td><td>飲料水</td></tr></table>	物 資 の 調 達 先	調 達 品 目	流山市 LP ガス協会	プロパンガス、灯油	流山市呉服寝具小売商組合	寝具一式	(株) イトーヨーカ堂	生活必需品	(株) マルエツ	生活必需品	流山市米穀商組合	米の供給	生活協同組合（生活協同組合ちばコー プ、生活協同組合エル生活クラブ生活協 同組合）	生活必需品	流山石油商組合	物資、燃料	(株)セブンーイレブン・ジャパン	食料等	利根コカ・コーラボトリング（株）	飲料水	<table><tr><th>物 資 の 調 達 先</th><th>調 達 品 目</th></tr><tr><td>流山市 LP ガス協会</td><td>プロパンガス、灯油</td></tr><tr><td>流山市呉服寝具小売商組合</td><td>寝具一式</td></tr><tr><td>(株) イトーヨーカ堂</td><td>生活必需品</td></tr><tr><td>(株) マルエツ</td><td>生活必需品</td></tr><tr><td>流山市米穀商組合</td><td>米の供給</td></tr><tr><td>生活協同組合（生活協同組合ちばコー プ、生活協同組合エル生活クラブ生活協 同組合）</td><td>生活必需品</td></tr><tr><td>流山石油商組合</td><td>物資、燃料</td></tr><tr><td>(株)セブンーイレブン・ジャパン</td><td>食料等</td></tr><tr><td>利根コカ・コーラボトリング（株）</td><td>飲料水</td></tr><tr><td><u>ミナト流通サービス（株）</u></td><td><u>飲料水の輸送</u></td></tr><tr><td><u>(株) 伊藤園</u></td><td><u>飲料水</u></td></tr></table>	物 資 の 調 達 先	調 達 品 目	流山市 LP ガス協会	プロパンガス、灯油	流山市呉服寝具小売商組合	寝具一式	(株) イトーヨーカ堂	生活必需品	(株) マルエツ	生活必需品	流山市米穀商組合	米の供給	生活協同組合（生活協同組合ちばコー プ、生活協同組合エル生活クラブ生活協 同組合）	生活必需品	流山石油商組合	物資、燃料	(株)セブンーイレブン・ジャパン	食料等	利根コカ・コーラボトリング（株）	飲料水	<u>ミナト流通サービス（株）</u>	<u>飲料水の輸送</u>	<u>(株) 伊藤園</u>	<u>飲料水</u>
	物 資 の 調 達 先	調 達 品 目																																												
	流山市 LP ガス協会	プロパンガス、灯油																																												
	流山市呉服寝具小売商組合	寝具一式																																												
	(株) イトーヨーカ堂	生活必需品																																												
	(株) マルエツ	生活必需品																																												
	流山市米穀商組合	米の供給																																												
	生活協同組合（生活協同組合ちばコー プ、生活協同組合エル生活クラブ生活協 同組合）	生活必需品																																												
	流山石油商組合	物資、燃料																																												
	(株)セブンーイレブン・ジャパン	食料等																																												
利根コカ・コーラボトリング（株）	飲料水																																													
物 資 の 調 達 先	調 達 品 目																																													
流山市 LP ガス協会	プロパンガス、灯油																																													
流山市呉服寝具小売商組合	寝具一式																																													
(株) イトーヨーカ堂	生活必需品																																													
(株) マルエツ	生活必需品																																													
流山市米穀商組合	米の供給																																													
生活協同組合（生活協同組合ちばコー プ、生活協同組合エル生活クラブ生活協 同組合）	生活必需品																																													
流山石油商組合	物資、燃料																																													
(株)セブンーイレブン・ジャパン	食料等																																													
利根コカ・コーラボトリング（株）	飲料水																																													
<u>ミナト流通サービス（株）</u>	<u>飲料水の輸送</u>																																													
<u>(株) 伊藤園</u>	<u>飲料水</u>																																													
4 県、近隣市町への協力要請 市は、多大な被害を受けたことにより、市内において生活必需品の調達が困難と認めるときは、<u>県及び近隣市町に対して協力を要請するものとする。</u> 5 物資の保管場所 購入した物資及び救援物資の一時保管場所はコミュニティプラザとし、文化会館、公民館及び小・中学校への振り分けを行うものとする。	4 物資の保管場所 購入した物資及び救援物資の一時保管場所はコミュニティプラザとし、文化会館、公民館及び小・中学校への振り分けを行うものとする。																																													
風 3-131	第 3 生活必需品等の配布 【災对本部事務局・物資輸送班】 住居の被害等により、衣料や生活必需品等の確保ができなくなった住民に対しては、生活を維持していくために必要な物資を迅速に供給するものとする。 なお、災害救助法が適用された場合については、「災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償《資料 111》」を参照することとする。 1 実施機関 ア 被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品の給与又は貸与は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。 イ 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことが出来ないときは、救助に着手するものとする。 ウ 災害救助法が適用された場合においても、知事が救助を迅速に行う必要があると認めているときは、知事の指示により市長が救助を行うものとする。																																													

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	エ 市独自で対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。 オ 市はあらかじめ協定を締結した業者や商工団体等との連携のもと、生活関連物資等応急時に必要な物資の迅速な供給を行う。 2 衣料・生活必需品の供給の対象者 住家の被害が全壊（焼）、半壊（焼）等であって次に掲げる者とする。 ア 被服、寝具その他生活上必要な最少限度の家財を喪失した者 イ 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者 3 衣料・生活必需品の供給 災害のため住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品をそう失又はき損し日常生活を営むことが困難である者に対し、一時の急場をしのぐ程度の被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与を行う。 (1) 基本的な供給物資 供給品目は、以下に挙げたものを基本とするが、状況に応じて次のような点を考慮するものとする。 ア 発災時期、被害や被災者の状況の考慮 衣料・生活必需品の供給に当たっては、災害発生の季節やライフライン機能の被害状況に応じた品目を供給する。 また、避難所等における被災者の人数、年齢構成、健康状態等を把握し、状況に即した品目の選定及び必要数量の設定を行うとともに季節等の実情も考慮する。 イ 要求変化への対応 避難生活が長期化した場合、被災者の生活必需品に対するニーズも発災直後とは異なってくる。生活必需品の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を行うよう心がけるものとする。 ア 第一段階：生命の維持 例）毛布（季節を考慮したもの） イ 第二段階：心理面・身体面への配慮） 例）下着、タオル、洗面用具、生理用品等 ウ 第三段階：自立心の誘発 例）なべ、食器類の供給、テレビ、ラジオ、洗濯機等の設置 このような変化に対応した物資の調達・供給を行うため、被災地内で必要とされている物資についての情報を被災地外へ発信して、効果的な救援物資を要請するものとする。 供給を行う物資は、次のとおり。	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）																				
	(2) 供給の方法 調達、供給は物資輸送班が担当し、 関係班の協力を得て行うものとする。市は可能な限り避難者、自主防災組織、ボランティア等の自主的活動により運営及び供給する。 なお、物資配布時には女性スタッフを配置し、生理用品、女性用下着等は、女性による配布とするよう努める。 (3) 生活必需品等物資の調達先 衣料・生活必需品等物資の調達先は次のとおりとし、あらかじめ市と締結している協定に基づき、 ア 寝具(毛布等) イ 日用品雑貨(石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、紙おむつ等) ウ 衣料品(作業着、下着、靴下、運動靴等) エ 炊事用具(鍋、釜、やかん、包丁、缶切等) オ 食器(箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等) カ 光熱材料(ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LP ガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等) キ 燃料 ク その他(ビニールシート等) 調達するものとする。 表 3-7-3 物資の調達先 <table><tr><th>物 資 の 調 達 先</th><th>調 達 品 目</th></tr><tr><td>流山市 LP ガス協会</td><td>プロパンガス、灯油</td></tr><tr><td>流山市呉服寝具小売商組合</td><td>寝具一式</td></tr><tr><td>(株) イトーヨーカ堂</td><td>生活必需品</td></tr><tr><td>(株) マルエツ</td><td>生活必需品</td></tr><tr><td>流山市米穀商組合</td><td>米の供給</td></tr><tr><td>生活協同組合（生活協同組合ちばコープ，生活協同組合エル生活クラブ生活協同組合）</td><td>生活必需品</td></tr><tr><td>流山石油商組合</td><td>物資、燃料</td></tr><tr><td>(株)セブン-イレブン・ジャパン</td><td>食料等</td></tr><tr><td>利根コカ・コーラボトリング（株）</td><td>飲料水</td></tr></table> 4 県、近隣市町への協力要請	物 資 の 調 達 先	調 達 品 目	流山市 LP ガス協会	プロパンガス、灯油	流山市呉服寝具小売商組合	寝具一式	(株) イトーヨーカ堂	生活必需品	(株) マルエツ	生活必需品	流山市米穀商組合	米の供給	生活協同組合（生活協同組合ちばコープ，生活協同組合エル生活クラブ生活協同組合）	生活必需品	流山石油商組合	物資、燃料	(株)セブン-イレブン・ジャパン	食料等	利根コカ・コーラボトリング（株）	飲料水	
物 資 の 調 達 先	調 達 品 目																					
流山市 LP ガス協会	プロパンガス、灯油																					
流山市呉服寝具小売商組合	寝具一式																					
(株) イトーヨーカ堂	生活必需品																					
(株) マルエツ	生活必需品																					
流山市米穀商組合	米の供給																					
生活協同組合（生活協同組合ちばコープ，生活協同組合エル生活クラブ生活協同組合）	生活必需品																					
流山石油商組合	物資、燃料																					
(株)セブン-イレブン・ジャパン	食料等																					
利根コカ・コーラボトリング（株）	飲料水																					

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	<u>市は、多大な被害を受けたことにより、市内において生活必需品の調達が困難と認めるときは、県及び近隣市町に対して協力を要請するものとする。</u> 5 物資の保管場所 購入した物資及び救援物資の一時保管場所はコミュニティプラザとし、文化会館、公民館及び小・中学校への振り分けを行うものとする。	
地 3-122	第 4 緊急輸送 【災対本部事務局・財務会計班・流山トラック事業協同組合・物資輸送班】 市は、災害発生時における救援物資の輸送や重症患者の搬送、応急対策要員の派遣等を迅速に実施するため、緊急輸送路や緊急輸送車両を確保するとともに、ヘリコプターの活用による輸送体制を確保するものとする。 1 輸送車両等の確保 市は、災害応急対策の実施において、人員及び救援物資の輸送を迅速かつ円滑に行うため、関係機関と協議の上、車両やヘリコプター等の輸送手段の確保を行うほか、救援物資の輸送拠点の整備等を行うものとする。なお、緊急通行車両の事前届出・確認については、本章第 4 節第 2「4. 緊急通行車両の確認等」を参照。 (1) 緊急輸送体制の構築 市は、被害状況を勘案しながら、道路、河川、ヘリコプターの臨時離着陸場等を総合的に活用し、災害対策活動の拠点間を効率的に結ぶ緊急輸送ネットワークの整備を図るものとする。 また、このような輸送手段の連結性を考慮した位置にある施設を、災害時の物流拠点として指定するものとする。 (2) 輸送車両等の確保 市災害対策本部の各部や防災関係機関は、原則として自己が保有もしくは直接調達できる車両等により輸送を行うものとするが、災害対策の実施に当たり必要とする車両等が不足もしくは調達不能のため輸送が不可能となった場合は、民間業者又は関係機関等に対して調達の要請をし、輸送力を確保するものとする。 なお、災害救助法が適用された場合については、「災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償《資料 111》」を参照することとする。 《資料 59・110、様式 44》 ア 車両 (ア) 市有車両の確保 市災害対策本部の総務部長は、災害の種類・規模等に応じ、財務会計班を通じて災害活動用の市有車両を確保するものとする。 (イ) 調達 市有車両が不足する場合は、車両等の調達必要数及び調達先を明確にし、次により調達するものとする。	第 4 緊急輸送 【災対本部事務局・財務会計班・流山トラック事業協同組合・物資輸送班】 市は、災害発生時における救援物資の輸送や重症患者の搬送、応急対策要員の派遣等を迅速に実施するため、緊急輸送道路や緊急輸送車両を確保するとともに、ヘリコプターの活用による輸送体制を確保するものとする。 1 輸送車両等の確保 市は、災害応急対策の実施において、人員及び救援物資の輸送を迅速かつ円滑に行うため、関係機関と協議の上、車両やヘリコプター等の輸送手段の確保を行うほか、救援物資の輸送拠点の整備等を行うものとする。なお、緊急通行車両の事前届出・確認については、本章第 4 節第 2「5 緊急通行車両の確認等」を参照。 (1) 緊急輸送体制の構築 市は、被害状況を勘案しながら、道路、河川、ヘリコプターの臨時離着陸場等を総合的に活用し、災害対策活動の拠点間を効率的に結ぶ緊急輸送ネットワークの整備を図るものとする。 また、このような輸送手段の連結性を考慮した位置にある施設を、災害時の物流拠点として指定するものとする。 (2) 輸送車両等の確保 市災害対策本部の各部や防災関係機関は、原則として自己が保有もしくは直接調達できる車両等により輸送を行うものとするが、災害対策の実施に当たり必要とする車両等が不足もしくは調達不能のため輸送が不可能となった場合は、民間業者又は関係機関等に対して調達の要請をし、輸送力を確保するものとする。 なお、災害救助法が適用された場合については、「災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償《資料 111》」を参照することとする。 《資料 59・110、様式 44》 ア 車両 (ア) 市有車両の確保 市災害対策本部の総務部長は、災害の種類・規模等に応じ、財務会計班を通じて災害活動用の市有車両を確保するものとする。 (イ) 調達 市有車両が不足する場合は、車両等の調達必要数及び調達先を明確にし、次により調達するものとする。

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）																																																												
	a. 市内での調達が不可能な場合には、必要に応じて県に対し調達の要請を行う。 b. 市内の自家用及び営業用車両保有者に対して、あらかじめ協力を依頼しておき、災害の程度に応じて出動要請を行う。 c. 市は、流山トラック事業協同組合に対して、あらかじめ締結している「災害時における輸送業務に関する協定書」に基づき、協力の要請を行う。また、千葉県トラック協会に対しては、県があらかじめ締結している「災害応急対策用貨物自動車供給契約書」に基づき、県を通じて協力要請を行うものとする。 （ウ） 配車 市災害対策本部各班への車両の配分は、被害の状況に応じて<u>財務会計班</u>が行うものとする。 イ 鉄道 道路の被害等により車両による輸送が不可能なとき又は遠隔地において物資を確保した場合等においては、必要に応じて東日本旅客鉄道(株)（J R 東日本）等に協力を要請するものとする。 ウ 船舶 陸上の交通が途絶する等の場合には、緊急船着場（三郷緊急船着場、松戸緊急用船着場）を利用し、水上輸送により行うものとする。 エ ヘリコプター ヘリコプターが必要な場合は、電話等により必要事項を明らかにして県に要請するものとする。 また、さらにヘリコプターが必要な場合には、県を通じて自衛隊に派遣を依頼するものとする。 <table><caption>表 3-7-4 県の連絡先</caption><tr><th>勤務時間内／外</th><th>連絡先名称</th><th>NTT 電話番号</th><th>県防災行政無線電話番号</th><th>県防災行政無線 FAX 番号</th><th>NTT FAX 番号</th></tr><tr><td>勤務時間内</td><td>危機管理課</td><td>043-223-2175</td><td>500-7361</td><td>500-7298</td><td>043-222-5208</td></tr><tr><td>勤務時間外</td><td>危機管理課</td><td>043-223-2178</td><td>500-7225</td><td>500-7110</td><td>043-222-5219</td></tr></table> <table><caption>表 3-7-5 ヘリコプターの臨時離着陸場</caption><tr><th>名称</th><th>所在地</th><th>電話</th><th>広さ m×m</th></tr><tr><td><u>流山市総合運動公園</u></td><td><u>流山市野々下 1 丁目 29-4</u></td><td><u>04-7159-1212</u></td><td><u>150× 75</u></td></tr><tr><td><u>新川耕地スポーツフィールド</u></td><td><u>流山市南 267</u></td><td><u>04-7152-9108</u></td><td><u>150×125</u></td></tr><tr><td>新東谷防災広場</td><td>流山市大字流山 965-1</td><td>—</td><td>88×77</td></tr></table>	勤務時間内／外	連絡先名称	NTT 電話番号	県防災行政無線電話番号	県防災行政無線 FAX 番号	NTT FAX 番号	勤務時間内	危機管理課	043-223-2175	500-7361	500-7298	043-222-5208	勤務時間外	危機管理課	043-223-2178	500-7225	500-7110	043-222-5219	名称	所在地	電話	広さ m×m	<u>流山市総合運動公園</u>	<u>流山市野々下 1 丁目 29-4</u>	<u>04-7159-1212</u>	<u>150× 75</u>	<u>新川耕地スポーツフィールド</u>	<u>流山市南 267</u>	<u>04-7152-9108</u>	<u>150×125</u>	新東谷防災広場	流山市大字流山 965-1	—	88×77	a. 市内での調達が不可能な場合には、必要に応じて県に対し調達の要請を行う。 b. 市内の自家用及び営業用車両保有者に対して、あらかじめ協力を依頼しておき、災害の程度に応じて出動要請を行う。 c. 市は、流山トラック事業協同組合に対して、協力の要請を行う。また、<u>（一社）</u>千葉県トラック協会に対しては、県を通じて協力要請を行うものとする。 《<u>「災害時における輸送業務に関する協定書」資料 59、</u> <u>「災害応急対策用貨物自動車供給契約書」</u>》 （ウ） 配車 <u>財務会計班は、</u>市災害対策本部各班への車両の配分を、被害の状況に応じて行うものとする。 イ 鉄道 道路の被害等により車両による輸送が不可能なとき又は遠隔地において物資を確保した場合等においては、必要に応じて東日本旅客鉄道(株)（J R 東日本）等に協力を要請するものとする。 ウ 船舶 陸上の交通が途絶する等の場合には、緊急船着場（三郷緊急船着場、松戸緊急用船着場）を利用し、水上輸送により行うものとする。 エ ヘリコプター ヘリコプターが必要な場合は、電話等により必要事項を明らかにして県に要請するものとする。 また、さらにヘリコプターが必要な場合には、県を通じて自衛隊に派遣を依頼するものとする。 <table><caption>表 3-7-4 県の連絡先</caption><tr><th>勤務時間内／外</th><th>連絡先名称</th><th>NTT 電話番号</th><th>県防災行政無線電話番号</th><th>県防災行政無線 FAX 番号</th><th>NTT FAX 番号</th></tr><tr><td>勤務時間内</td><td>危機管理課</td><td>043-223-2175</td><td>500-7361</td><td>500-7298</td><td>043-222-5208</td></tr><tr><td>勤務時間外</td><td>危機管理課</td><td>043-223-2178</td><td>500-7225</td><td>500-7110</td><td>043-222-5219</td></tr></table> <table><caption>表 3-7-5 ヘリコプターの臨時離着陸場</caption><tr><th>名称</th><th>所在地</th><th>電話</th><th>広さ m×m</th></tr><tr><td>新東谷防災広場</td><td>流山市大字流山 965-1</td><td>—</td><td>88×77</td></tr></table>	勤務時間内／外	連絡先名称	NTT 電話番号	県防災行政無線電話番号	県防災行政無線 FAX 番号	NTT FAX 番号	勤務時間内	危機管理課	043-223-2175	500-7361	500-7298	043-222-5208	勤務時間外	危機管理課	043-223-2178	500-7225	500-7110	043-222-5219	名称	所在地	電話	広さ m×m	新東谷防災広場	流山市大字流山 965-1	—	88×77
勤務時間内／外	連絡先名称	NTT 電話番号	県防災行政無線電話番号	県防災行政無線 FAX 番号	NTT FAX 番号																																																									
勤務時間内	危機管理課	043-223-2175	500-7361	500-7298	043-222-5208																																																									
勤務時間外	危機管理課	043-223-2178	500-7225	500-7110	043-222-5219																																																									
名称	所在地	電話	広さ m×m																																																											
<u>流山市総合運動公園</u>	<u>流山市野々下 1 丁目 29-4</u>	<u>04-7159-1212</u>	<u>150× 75</u>																																																											
<u>新川耕地スポーツフィールド</u>	<u>流山市南 267</u>	<u>04-7152-9108</u>	<u>150×125</u>																																																											
新東谷防災広場	流山市大字流山 965-1	—	88×77																																																											
勤務時間内／外	連絡先名称	NTT 電話番号	県防災行政無線電話番号	県防災行政無線 FAX 番号	NTT FAX 番号																																																									
勤務時間内	危機管理課	043-223-2175	500-7361	500-7298	043-222-5208																																																									
勤務時間外	危機管理課	043-223-2178	500-7225	500-7110	043-222-5219																																																									
名称	所在地	電話	広さ m×m																																																											
新東谷防災広場	流山市大字流山 965-1	—	88×77																																																											

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	オ 燃料の調達 市は、<u>災害時の</u>応急対策燃料不足<u>による支障</u>を避けるため、<u>流山石油商組合と締結した災害時における燃料の供給に関する協定に基づき</u>、迅速な調達を行う。 2 緊急輸送の実施 緊急輸送は、次の優先順位に従って行い、物資輸送班が担当するものとする。 なお、救援物資の緊急輸送に当たっては、被害状況によって必要な物資が異なるのに加え、発災後の時間推移に伴い物資の充足度や被災者のニーズが異なってくることから、被災地区の状況に十分配慮して物資を調達し、効率的な輸送を行うものとする。 《様式 45・52》 (1) 総括的に優先されるもの ア 人命の救助、安全の確保 イ 被害の拡大防止 ウ 災害応急対策の円滑な実施 (2) 災害発生後の各段階において優先されるもの ア 第 1 段階（<u>地震</u>災害発生後の初動期） ・救急・救助活動・医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資 ・消防・水防活動等、災害の拡大防止のための人員及び物資 ・市外の医療機関へ搬送する負傷者及び重症患者 ・市等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資 ・緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資 イ 第 2 段階（応急対策活動期） ・前記「ア 第 1 段階」の続行 ・食糧、飲料水等の生命の維持に必要な物資 ・傷病者及び被災地外へ退去する被災者 ・輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資 ウ 第 3 段階（復旧活動期） ・前記「イ 第 2 段階」の続行 ・災害復旧に必要な人員及び物資 ・生活必需品の供給 ・郵便物の配達 ・廃棄物の搬出 第 5 労働力の確保 【総務班】	オ 燃料の調達 市は、応急対策燃料不足を避けるため、<u>流山石油商組合から</u>迅速な調達を行う。 《<u>「災害時における燃料の供給に関する協定」資料 68</u>》 2 緊急輸送の実施 緊急輸送は、次の優先順位に従って行い、物資輸送班が担当するものとする。 なお、救援物資の緊急輸送に当たっては、被害状況によって必要な物資が異なるのに加え、発災後の時間推移に伴い物資の充足度や被災者のニーズが異なってくることから、被災地区の状況に十分配慮して物資を調達し、効率的な輸送を行うものとする。 《様式 45・52》 (1) 総括的に優先されるもの ア 人命の救助、安全の確保 イ 被害の拡大防止 ウ 災害応急対策の円滑な実施 (2) 災害発生後の各段階において優先されるもの ア 第 1 段階（災害発生後の初動期） ・救急・救助活動・医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資 ・消防・水防活動等、災害の拡大防止のための人員及び物資 ・市外の医療機関へ搬送する負傷者及び重症患者 ・市等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資 ・緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資 イ 第 2 段階（応急対策活動期） ・前記「ア 第 1 段階」の続行 ・食糧、飲料水等の生命の維持に必要な物資 ・傷病者及び被災地外へ退去する被災者 ・輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資 ウ 第 3 段階（復旧活動期） ・前記「イ 第 2 段階」の続行 ・災害復旧に必要な人員及び物資 ・生活必需品の供給 ・郵便物の配達 ・廃棄物の搬出 第 5 労働力の確保 【総務班】

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	市は、災害応急対策を円滑に実施し、その成果を上げるため、労働力の雇用による労務供給体制を整えるものとする。 1 雇用の内容 市は、災害関係職員の動員、県や近隣市町職員の応援及びボランティアの動員等によるほか、次の作業を実施するため必要とするときは、従事者を雇用するものとする。 ア 被災者の避難救出作業 イ 救助物資の輸送及び支給 ウ 医療助産のための移送及び医薬品の輸送 エ 飲料水等の輸送 オ 復旧作業及び機器の輸送・操作 カ 遺体（行方不明者を含む。）の搜索 キ その他の応急対策作業 2 職業安定所への求人 市は、従事者を必要とするときは、次の事項を付し松戸公共職業安定所（ハローワーク松戸）所長へ申し込むものとする。 ア 職種別所要労働者数 イ 作業場所及び作業内容 ウ 労働条件 エ 宿泊施設の状況 オ その他必要な事項 第 6 災害救助法に基づく従事者の雇用 【総務班】 <u>災害救助法に基づく従事者の雇用については、次のとおりとする。</u> 1 雇用の基準 総務部長は、要員に不足を生じることが明らかな場合には県知事の許可を得て、市災害対策本部長名をもって従事者を雇用する。 2 雇用の対象業務 ア 医療、助産のための搬送業務 （ア）救護所で処置できない重症患者及び緊急処置を必要とする患者を病院等に搬送する業務 （イ）医師、看護師等の搬送業務 （ウ）重症患者等を必要により搬送する業務 イ 被災者救出のために使用する機械器具の操作及び資材の運搬業務	市は、災害応急対策を円滑に実施し、その成果を上げるため、労働力の雇用による労務供給体制を整えるものとする。 1 雇用の内容 市は、災害関係職員の動員、県や近隣市町職員の応援及びボランティアの動員等によるほか、次の作業を実施するため必要とするときは、従事者を雇用するものとする。 ア 被災者の避難救出作業 イ 救助物資の輸送及び支給 ウ 医療助産のための移送及び医薬品の輸送 エ 飲料水等の輸送 オ 復旧作業及び機器の輸送・操作 カ 遺体（行方不明者を含む。）の搜索 キ その他の応急対策作業 2 職業安定所への求人 市は、従事者を必要とするときは、次の事項を付し松戸公共職業安定所（ハローワーク松戸）所長へ申し込むものとする。 ア 職種別所要労働者数 イ 作業場所及び作業内容 ウ 労働条件 エ 宿泊施設の状況 オ その他必要な事項 第 6 災害救助法に基づく従事者の雇用 【総務班】 1 雇用の基準 総務部長は、要員に不足を生じることが明らかな場合には県知事の許可を得て、市災害対策本部長名をもって従事者を雇用する。 2 雇用の対象業務 ア 医療、助産のための搬送業務 （ア）救護所で処置できない重症患者及び緊急処置を必要とする患者を病院等に搬送する業務 （イ）医師、看護師等の搬送業務 （ウ）重症患者等を必要により搬送する業務 イ 被災者救出のために使用する機械器具の操作及び資材の運搬業務

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	ウ 遺体の搜索及び遺体の搜索に必要な機械器具の操作及び資材の運搬業務 エ 遺体の洗浄、消毒等の処置及び収容場所等への搬送業務 オ 飲料水の供給のために使用する機械器具の操作及び運搬、浄化用薬品の配分、配送業務 カ 救援物資等の整理、配分及び配送業務 （ア） 炊出し用の食糧品、調味料及び燃料等 （イ） 医薬品等 （ウ） 被服、寝具及びその他の日用品 （エ） 学用品 3 雇用の期間 県知事があらかじめ厚生労働大臣の承認を受け、救助の実施が認められている期間とする。ただし、延長が承認された場合は、自動的に期間が延長される。 4 雇用のあっせんの要請 従事者の雇用は原則として現地で行うものとし、雇用が不可能な場合は総務部長が市災害対策本部長名をもって、次の事項を明らかにして県知事に対しあっせんを要請するものとする。 ア 応援を必要とする理由 イ 作業内容及び従事場所 ウ 必要人員 エ その他の参考事項 5 雇用状況報告等 雇用状況について市は、救助種別（災害救助法第 23 条第 1 項）ごとに日報形式で従事者雇用状況報告を作成するとともに、賃金台帳を作成するものとする。 ア 従事者雇用状況報告（日報形式） イ 賃金台帳	ウ 遺体の搜索及び遺体の搜索に必要な機械器具の操作及び資材の運搬業務 エ 遺体の洗浄、消毒等の処置及び収容場所等への搬送業務 オ 飲料水の供給のために使用する機械器具の操作及び運搬、浄化用薬品の配分、配送業務 カ 救援物資等の整理、配分及び配送業務 （ア） 炊出し用の食糧品、調味料及び燃料等 （イ） 医薬品等 （ウ） 被服、寝具及びその他の日用品 （エ） 学用品 3 雇用の期間 県知事があらかじめ厚生労働大臣の承認を受け、救助の実施が認められている期間とする。ただし、延長が承認された場合は、自動的に期間が延長される。 4 雇用のあっせんの要請 従事者の雇用は原則として現地で行うものとし、雇用が不可能な場合は総務部長が市災害対策本部長名をもって、次の事項を明らかにして県知事に対しあっせんを要請するものとする。 ア 応援を必要とする理由 イ 作業内容及び従事場所 ウ 必要人員 エ その他の参考事項 5 雇用状況報告等 雇用状況について市は、救助種別（災害救助法第 23 条第 1 項）ごとに日報形式で従事者雇用状況報告を作成するとともに、賃金台帳を作成するものとする。 ア 従事者雇用状況報告（日報形式） イ 賃金台帳
風 3-134	第 4 緊急輸送 【災対本部事務局・財務会計班・流山トラック事業協同組合・物資輸送班】 市は、災害発生時における救援物資の輸送や重症患者の搬送、応急対策要員の派遣等を迅速に実施するため、<u>緊急輸送路</u>や緊急輸送車両を確保するとともに、ヘリコプターの活用による輸送体制を確保するものとする。 1 輸送車両等の確保 市は、災害応急対策の実施において、人員及び救援物資の輸送を迅速かつ円滑に行うため、関係機関と協議の上、車両やヘリコプター、<u>船舶</u>等の輸送手段の確保を行うほか、救援物資の輸送拠点の整備等を行うものとする。なお、緊急通行車両の事前届出・確認については、本章第 4 節第 2「<u>3.</u>	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	緊急通行車両の確認等」を参照。 (1) 緊急輸送体制の構築 市は、被害状況を勘案しながら、道路、河川、ヘリコプターの臨時離着陸場等を総合的に活用し、災害対策活動の拠点間を効率的に結ぶ緊急輸送ネットワークの整備を図るものとする。 また、このような輸送手段の連結性を考慮した位置にある施設を、災害時の物流拠点として指定するものとする。 (2) 輸送車両等の確保 市災害対策本部の各部や防災関係機関は、原則として自己が保有もしくは直接調達できる車両等により輸送を行うものとするが、災害対策の実施に当たり必要とする車両等が不足もしくは調達不能のため輸送が不可能となった場合は、民間業者又は関係機関等に対して調達の要請をし、輸送力を確保するものとする。 なお、災害救助法が適用された場合については、「災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償《資料 111》」を参照することとする。 《資料 59・110、様式 44》 ア 車両 (ア) 市有車両の確保 市災害対策本部の総務部長は、災害の種類・規模等に応じ、財務会計班を通じて災害活動用の市有車両を確保するものとする。 (イ) 調達 市有車両が不足する場合は、車両等の調達必要数及び調達先を明確にし、次により調達するものとする。 a. 市内での調達が不可能な場合には、必要に応じて県に対し調達の要請を行う。 b. 市内の自家用及び営業用車両保有者に対して、あらかじめ協力を依頼しておき、災害の程度に応じて出動要請を行う。 c. 市は、流山トラック事業協同組合に対して、あらかじめ締結している「災害時における輸送業務に関する協定書」に基づき、協力の要請を行う。また、千葉県トラック協会に対しては、県があらかじめ締結している「災害応急対策用貨物自動車供給契約書」に基づき、県を通じて協力要請を行うものとする。 (ウ) 配車 市災害対策本部各班への車両の配分は、被害の状況に応じて財務会計班が行うものとする。 イ 鉄道 道路の被害等により車両による輸送が不可能なとき又は遠隔地において物資を確保した場合等においては、必要に応じて東日本旅客鉄道(株)（ＪＲ東日本）等に協力を要請するものとする。 ウ 船舶 陸上の交通が途絶する等の場合には、緊急船着場（三郷緊急船着場、松戸緊急用船着場）を利用し、水上輸送により行うものとする。	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）																																		
	エ　ヘリコプター ヘリコプターが必要な場合は、電話等により必要事項を明らかにして県に要請するものとする。 また、さらにヘリコプターが必要な場合には、県を通じて自衛隊に派遣を依頼するものとする。 表 3-7-4　県の連絡先 <table><tr><th>勤務時間内／外</th><th>連絡先名称</th><th>NTT 電話番号</th><th>県防災 行政無線 電話番号</th><th>県防災 行政無線 FAX 番号</th><th>NTT FAX 番号</th></tr><tr><td>勤務時間内</td><td>危機管理課</td><td>043-223-2175</td><td>500-7361</td><td>500-7298</td><td>043-222-5208</td></tr><tr><td>勤務時間外</td><td>危機管理課</td><td>043-223-2178</td><td>500-7225</td><td>500-7110</td><td>043-222-5219</td></tr></table> 表 3-7-5　ヘリコプターの臨時離着陸場 <table><tr><th>名称</th><th>所在地</th><th>電話</th><th>広さ m×m</th></tr><tr><td><u>流山市総合運動公園</u></td><td><u>流山市野々下 1 丁目 29-4</u></td><td><u>04-7159-1212</u></td><td><u>150× 75</u></td></tr><tr><td><u>新川耕地</u> <u>スポーツフィールド</u></td><td><u>流山市南 267</u></td><td><u>04-7152-9108</u></td><td><u>150×125</u></td></tr><tr><td>新東谷防災広場</td><td>流山市大字流山 965-1</td><td>—</td><td>88×77</td></tr></table> オ　燃料の調達 市は、<u>災害時の</u>応急対策燃料不足<u>による支障</u>を避けるため、<u>流山石油商組合と締結した災害時における燃料の供給に関する協定に基づき</u>、迅速な調達を行う。 2　緊急輸送の実施 緊急輸送は、次の優先順位に従って行い、物資輸送班が担当するものとする。 なお、救援物資の緊急輸送に当たっては、被害状況によって必要な物資が異なるのに加え、発災後の時間推移に伴い物資の充足度や被災者のニーズが異なってくることから、被災地区の状況に十分配慮して物資を調達し、効率的な輸送を行うものとする。 《様式 45・52》 (1)　総括的に優先されるもの ア　人命の救助、安全の確保 イ　被害の拡大防止 ウ　災害応急対策の円滑な実施 (2)　災害発生後の各段階において優先されるもの ア　第 1 段階（<u>風水害等の</u>災害発生後の初動期）	勤務時間内／外	連絡先名称	NTT 電話番号	県防災 行政無線 電話番号	県防災 行政無線 FAX 番号	NTT FAX 番号	勤務時間内	危機管理課	043-223-2175	500-7361	500-7298	043-222-5208	勤務時間外	危機管理課	043-223-2178	500-7225	500-7110	043-222-5219	名称	所在地	電話	広さ m×m	<u>流山市総合運動公園</u>	<u>流山市野々下 1 丁目 29-4</u>	<u>04-7159-1212</u>	<u>150× 75</u>	<u>新川耕地</u> <u>スポーツフィールド</u>	<u>流山市南 267</u>	<u>04-7152-9108</u>	<u>150×125</u>	新東谷防災広場	流山市大字流山 965-1	—	88×77	
勤務時間内／外	連絡先名称	NTT 電話番号	県防災 行政無線 電話番号	県防災 行政無線 FAX 番号	NTT FAX 番号																															
勤務時間内	危機管理課	043-223-2175	500-7361	500-7298	043-222-5208																															
勤務時間外	危機管理課	043-223-2178	500-7225	500-7110	043-222-5219																															
名称	所在地	電話	広さ m×m																																	
<u>流山市総合運動公園</u>	<u>流山市野々下 1 丁目 29-4</u>	<u>04-7159-1212</u>	<u>150× 75</u>																																	
<u>新川耕地</u> <u>スポーツフィールド</u>	<u>流山市南 267</u>	<u>04-7152-9108</u>	<u>150×125</u>																																	
新東谷防災広場	流山市大字流山 965-1	—	88×77																																	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	イ 作業場所及び作業内容 ウ 労働条件 エ 宿泊施設の状況 オ その他必要な事項 第 6 災害救助法に基づく従事者の雇用 【総務班】 災害救助法に基づく従事者の雇用については、次のとおりとする。 1 雇用の基準 総務部長は、要員に不足を生じることが明らかな場合には県知事の許可を得て、市災害対策本部長名をもって従事者を雇用する。 2 雇用の対象業務 ア 医療、助産のための搬送業務 （ア）救護所で処置できない重症患者及び緊急処置を必要とする患者を病院等に搬送する業務 （イ）医師、看護師等の搬送業務 （ウ）重症患者等を必要により搬送する業務 イ 被災者救出のために使用する機械器具の操作及び資材の運搬業務 ウ 遺体の搜索及び遺体の搜索に必要な機械器具の操作及び資材の運搬業務 エ 遺体の洗浄、消毒等の処置及び収容場所等への搬送業務 オ 飲料水の供給のために使用する機械器具の操作及び運搬、浄化用薬品の配分、配送業務 カ 救援物資等の整理、配分及び配送業務 （ア）炊出し用の食糧品、調味料及び燃料等 （イ）医薬品等 （ウ）被服、寝具及びその他の日用品 （エ）学用品 3 雇用の期間 県知事があらかじめ厚生労働大臣の承認を受け、救助の実施が認められている期間とする。ただし、延長が承認された場合は、自動的に期間が延長される。 4 雇用のあっせんの要請 従事者の雇用は原則として現地で行うものとし、雇用が不可能な場合は総務部長が市災害対策本部長名をもって、次の事項を明らかにして県知事に対しあっせんを要請するものとする。 ア 応援を必要とする理由	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）												
	イ 作業内容及び従事場所 ウ 必要人員 エ その他の参考事項 5 雇用状況報告等 雇用状況について市は、救助種別（災害救助法第 23 条第 1 項）ごとに日報形式で従事者雇用状況報告を作成するとともに、賃金台帳を作成するものとする。 ア 従事者雇用状況報告（日報形式） イ 賃金台帳													
地 3-128	第 8 節 広域応援・自衛隊派遣要請計画 市は、<u>地震による</u>災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、迅速・的確な応援要請の手続を行うとともに、受入体制の確立を図るものとする。 第 1 款 広域応援要請計画 第 1 市町村相互の応援 【<u>災対本部事務局・予防消防班</u>】 市は、<u>大規模な災害が発生した場合</u>、災害の規模、初動期の状況等に基づき、現有の人員及び備蓄資機材では災害応急対策及び復旧対策の実施が困難であると判断したときは、関係法令、相互応援に関する協定等に基づき、速やかに協定締結市町村に応援を要請するものとする。 1 他市町村への応援要請 市長は、市域にかかる災害について適切な災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、以下の応援協定に基づき、他市町村の長に対し応援要請を行うものとする。 <u>なお、大規模災害時には、本市だけですべての対策を行うことは困難であるため</u>、隣接市町のみならず、防災関係機関等及び広域的な市町村間での応援を要請するものとする。 表 3-8-1 他市町村との応援協定締結状況 <table><tr><th>協定の名称</th><th>締結先市町村名</th></tr><tr><td>災害時における東葛飾地域市町間の相互応援に関する協定（資料 38）</td><td>市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市</td></tr><tr><td>災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定（資料 35）</td><td>千葉県及び千葉県下 54 市町村</td></tr></table>	協定の名称	締結先市町村名	災害時における東葛飾地域市町間の相互応援に関する協定（資料 38）	市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市	災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定（資料 35）	千葉県及び千葉県下 54 市町村	第 8 節 広域応援・自衛隊派遣要請計画 市は、災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、迅速・的確な応援要請の手続を行うとともに、受入体制の確立を図るものとする。 第 1 市町村相互の応援 【<u>災対本部事務局</u>】 市は、災害の規模、初動期の状況等に基づき、現有の人員及び備蓄資機材では災害応急対策及び復旧対策の実施が困難であると判断したときは、関係法令、相互応援に関する協定等に基づき、速やかに協定締結市町村に応援を要請するものとする。 <u>《災害対策基本法第 67 条》</u> 1 他市町村への応援要請 市長は、市域にかかる災害について適切な災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、以下の応援協定に基づき、他市町村の長に対し応援要請を行うものとする。 なお、<u>災害の規模によっては</u>、隣接市町のみならず、防災関係機関等及び広域的な市町村間での応援を要請するものとする。 表 3-8-1 他市町村との応援協定締結状況 <table><tr><th>協定の名称</th><th>締結先市町村名</th></tr><tr><td>災害時における東葛飾地域市町間の相互応援に関する協定（資料 38）</td><td>市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市</td></tr><tr><td>災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定（資料 35）</td><td>千葉県及び千葉県下 54 市町村</td></tr></table>	協定の名称	締結先市町村名	災害時における東葛飾地域市町間の相互応援に関する協定（資料 38）	市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市	災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定（資料 35）	千葉県及び千葉県下 54 市町村
協定の名称	締結先市町村名													
災害時における東葛飾地域市町間の相互応援に関する協定（資料 38）	市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市													
災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定（資料 35）	千葉県及び千葉県下 54 市町村													
協定の名称	締結先市町村名													
災害時における東葛飾地域市町間の相互応援に関する協定（資料 38）	市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市													
災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定（資料 35）	千葉県及び千葉県下 54 市町村													

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）		修正案（平成 28 年度修正）	
	流山市・相馬市災害時の応援に関する協定書（資料 39）	福島県相馬市	災害時の応援に関する協定書等	福島県相馬市（資料 39） 長野県信濃町（資料 64） 石川県能登町（資料 65） 岩手県北上市（資料 70） 大阪府池田市（資料 89）
	流山市・野田市消防相互応援協定（資料 51）	野田市		
	柏市・流山市消防相互応援協定（資料 52）	柏市		
	千葉県流山市・埼玉県三郷市消防相互応援協定（資料 53）	埼玉県三郷市		
	松戸市・流山市消防相互応援協定（資料 54）	松戸市		
	災害時の応援に関する協定書（資料 64）	長野県信濃町		
	災害時の応援に関する協定書（資料 65）	石川県能登町		
	流山市と北上市の災害時相互応援に関する協定書（資料 68）	岩手県北上市		
	災害時の相互応援に関する協定書（資料 89）	大阪府池田市		
	《資料 35・38・39・ 50～55 ・64・65・70・89》		《資料 35・38・39・ 50～55 ・64・65・70・89》	
2 他市町村への応援・派遣				
市は、 他市町村において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、自力による応急対策が困難なために 応援要請された場合には、支援体制を速やかに確立し、 災害対策基本法に基づき 他市町村に対し応援を実施するものとする。ただし、緊急を要し要請を待ついとまがないと認められる場合には、自主的に他市町村への応援を開始するものとする。				
(1) 密接な情報交換				
市は、災害が発生した他市町村への応援を効果的に実施するために、平常時から他市町村と応援についての情報交換を密接に行っておくものとする。				
(2) 被害情報の収集・伝達体制の整備				
市は、応援実施の判断等を迅速に行うため、他市町村との被害情報の収集・伝達体制を整備しておくものとする。				
応援要請が予測される 災害が発生し又は発生するおそれがある 場合には、迅速・的確にその状況を把握し、県や他市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行うものとする。				
(3) 支援体制の発足及び運営				
市は、他市町村において 地震による 大規模な災害が発生した場合には、関係部局で構成する支援体制を速やかに発足し、被災市町村への物資の供給や職員の派遣等の指示及び調整を行うものとする。なお、支援体制は、市災害対策本部に準じて組織し、運営するものとする。				
(4) 被害情報の収集				
市は、応援を迅速かつ的確に行うため、被害情報の収集を速やかに行うものとする。				
(5) 応援の実施				
市は、収集した被害情報等に基づき応援の決定を行い、被災市町村への職員の派遣及び物資の供給等、適切な応援方法を選択して実施するものとする。				
なお、職員を派遣する場合には、職員が派遣先において援助を受けることのないよう、食糧、衣料から情報伝達手段に至るまで、応援側で賄うことができる自己完結型の体制とするものとし、派遣の単位は 1 週間～週間程度とする。				

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	(6) 被災者受入施設の提供等 市は、必要に応じて、被災市町村の被災者を一時受入れるための公的住宅、医療機関並びに<u>災害時要援護者</u>を受入れるための社会福祉施設等の提供もしくはあっせんを行うものとする。 第 2 県及び国に対する応援要請 【災対本部事務局】 市は、大規模な災害が発生した場合、災害応急対策及び復旧対策の実施のために必要があると認めたときは、県及び国に応援を要請するものとする。 1 県への応援要請又は職員派遣のあっせん 市長は、県知事に対し、応援要請又は指定地方行政機関職員派遣のあっせんを求める場合は、<u>県に対し</u>次の事項を記載した文書をもって要請するものとする。 ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。 (1) 応援要請時に記載する事項 ア 災害の状況 イ 応援(<u>応急措置の実施</u>)を要請する理由 ウ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 エ 応援(<u>応急措置の実施</u>)を必要とする場所 オ 応援を必要とする活動内容(<u>必要とする応急措置内容</u>) カ その他必要な事項 (2) 職員派遣あっせん時に記載する事項 ア 派遣のあっせんを求める理由 イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員 ウ 派遣を必要とする期間 エ その他職員派遣のあっせんについて必要な事項 2 <u>国に対する応援要請</u> (1) 指定地方行政機関に対する職員派遣要請 市長は、市域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請するものとする。	(5) 被災者受入施設の提供等 市は、必要に応じて、被災市町村の被災者を一時受入れるための公的住宅、医療機関並びに<u>要配慮者</u>を受入れるための社会福祉施設等の提供もしくはあっせんを行うものとする。 <u>《参照 本章第 5 節「第 8 広域一時滞在」》</u> 第 2 県及び国に対する応援要請 【災対本部事務局】 市は、大規模な災害が発生した場合、災害応急対策及び復旧対策の実施のために必要があると認めたときは、県及び国に応援を要請するものとする。 1 県への応援要請又は職員派遣のあっせん 市長は、県知事に対し、応援要請又は指定地方行政機関職員派遣のあっせんを求める場合は、次の事項を記載した文書をもって要請するものとする。 ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。 <u>《災害対策基本法第 68 条》</u> (1) 応援要請時に記載する事項 ア 災害の状況 イ 応援を要請する理由 ウ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 エ 応援を必要とする場所 オ 応援を必要とする活動内容 カ その他必要な事項 (2) 職員派遣あっせん時に記載する事項 ア 派遣のあっせんを求める理由 イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員 ウ 派遣を必要とする期間 エ その他職員派遣のあっせんについて必要な事項 2 <u>指定地方行政機関に対する職員派遣要請</u> 市長は、市域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請するものとする。

流山市地域防災計画新旧対照表

頁		現行（平成 24 年度修正）		修正案（平成 28 年度修正）																	
		ア 派遣を要請する理由 イ 派遣を要請する職員の職種別人員 ウ 派遣を必要とする期間 エ その他職員の派遣について必要な事項		ア 派遣を要請する理由 イ 派遣を要請する職員の職種別人員 ウ 派遣を必要とする期間 エ その他職員の派遣について必要な事項																	
風 3-140	第 8 節 広域応援・自衛隊派遣要請計画 市は、<u>風水害等</u>の災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、迅速・的確な応援要請の手続を行うとともに、受入体制の確立を図るものとする。 第 1 款 広域応援要請計画 第 1 市町村相互の応援 【<u>災対本部事務局・予防消防班</u>】 市は、<u>大規模な災害が発生した場合</u>、災害の規模、初動期の状況等に基づき、現有の人員及び備蓄資機材では災害応急対策及び復旧対策の実施が困難であると判断したときは、関係法令、相互応援に関する協定等に基づき、速やかに協定締結市町村に応援を要請するものとする。 1 他市町村への応援要請 市長は、市域にかかる災害について適切な災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、以下の応援協定に基づき、他市町村の長に対し応援要請を行うものとする。 <u>なお、大規模災害時には、本市だけですべての対策を行うことは困難であるため、</u>隣接市町のみならず、防災関係機関等及び広域的な市町村間での応援を要請するものとする。 表 3-8-1 他市町村との応援協定締結状況 <table><tr><th>協定の名称</th><th>締結先市町村名</th></tr><tr><td>災害時における東葛飾地域市町間の相互応援に関する協定（資料 38）</td><td>市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市</td></tr><tr><td>災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定（資料 35）</td><td>千葉県及び千葉県下 54 市町村</td></tr><tr><td><u>流山市・相馬市災害時の応援に関する協定書（資料 39）</u></td><td><u>福島県相馬市</u></td></tr><tr><td><u>流山市・野田市消防相互応援協定（資料 51）</u></td><td><u>野田市</u></td></tr><tr><td><u>柏市・流山市消防相互応援協定（資料 52）</u></td><td><u>柏市</u></td></tr><tr><td><u>千葉県流山市・埼玉県三郷市消防相互応援協定（資料 53）</u></td><td><u>埼玉県三郷市</u></td></tr><tr><td><u>松戸市・流山市消防相互応援協定（資料 54）</u></td><td><u>松戸市</u></td></tr></table>					協定の名称	締結先市町村名	災害時における東葛飾地域市町間の相互応援に関する協定（資料 38）	市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市	災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定（資料 35）	千葉県及び千葉県下 54 市町村	<u>流山市・相馬市災害時の応援に関する協定書（資料 39）</u>	<u>福島県相馬市</u>	<u>流山市・野田市消防相互応援協定（資料 51）</u>	<u>野田市</u>	<u>柏市・流山市消防相互応援協定（資料 52）</u>	<u>柏市</u>	<u>千葉県流山市・埼玉県三郷市消防相互応援協定（資料 53）</u>	<u>埼玉県三郷市</u>	<u>松戸市・流山市消防相互応援協定（資料 54）</u>	<u>松戸市</u>
協定の名称	締結先市町村名																				
災害時における東葛飾地域市町間の相互応援に関する協定（資料 38）	市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市																				
災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定（資料 35）	千葉県及び千葉県下 54 市町村																				
<u>流山市・相馬市災害時の応援に関する協定書（資料 39）</u>	<u>福島県相馬市</u>																				
<u>流山市・野田市消防相互応援協定（資料 51）</u>	<u>野田市</u>																				
<u>柏市・流山市消防相互応援協定（資料 52）</u>	<u>柏市</u>																				
<u>千葉県流山市・埼玉県三郷市消防相互応援協定（資料 53）</u>	<u>埼玉県三郷市</u>																				
<u>松戸市・流山市消防相互応援協定（資料 54）</u>	<u>松戸市</u>																				

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）		修正案（平成 28 年度修正）								
	<table><tr><td>災害時の応援に関する協定書（資料 64）</td><td>長野県信濃町</td></tr><tr><td>災害時の応援に関する協定書（資料 65）</td><td>石川県能登町</td></tr><tr><td>流山市と北上市の災害時相互応援に関する協定書（資料 70）</td><td>岩手県北上市</td></tr><tr><td>災害時の相互応援に関する協定書（資料 89）</td><td>大阪府池田市</td></tr></table>	災害時の応援に関する協定書（資料 64）	長野県信濃町	災害時の応援に関する協定書（資料 65）	石川県能登町	流山市と北上市の災害時相互応援に関する協定書（資料 70）	岩手県北上市	災害時の相互応援に関する協定書（資料 89）	大阪府池田市		
災害時の応援に関する協定書（資料 64）	長野県信濃町										
災害時の応援に関する協定書（資料 65）	石川県能登町										
流山市と北上市の災害時相互応援に関する協定書（資料 70）	岩手県北上市										
災害時の相互応援に関する協定書（資料 89）	大阪府池田市										
	《資料 35・38・39・ 50～55 ・64・65・70・89》										
	2 他市町村への応援・派遣 市は、他市町村において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、自力による応急対策が困難なために応援要請された場合には、支援体制を速やかに確立し、災害対策基本法に基づき他市町村に対し応援を実施するものとする。ただし、緊急を要し要請を待ついとまがないと認められる場合には、自主的に他市町村への応援を開始するものとする。 (1) 密接な情報交換 市は、災害が発生した他市町村への応援を効果的に実施するために、平常時から他市町村と応援についての情報交換を密接に行っておくものとする。 (2) 被害情報の収集・伝達体制の整備 市は、応援実施の判断等を迅速に行うため、他市町村との被害情報の収集・伝達体制を整備しておくものとする。 応援要請が予測される災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、県や他市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行うものとする。 (3) 支援体制の発足及び運営 市は、他市町村において地震による大規模な災害が発生した場合には、関係部局で構成する支援体制を速やかに発足し、被災市町村への物資の供給や職員の派遣等の指示及び調整を行うものとする。なお、支援体制は、市災害対策本部に準じて組織し、運営するものとする。 (4) 被害情報の収集 市は、応援を迅速かつ的確に行うため、被害情報の収集を速やかに行うものとする。 (5) 応援の実施 市は、収集した被害情報等に基づき応援の決定を行い、被災市町村への職員の派遣及び物資の供給等、適切な応援方法を選択して実施するものとする。 なお、職員を派遣する場合には、職員が派遣先において援助を受けることのないよう、食糧、衣料から情報伝達手段に至るまで、応援側で賄うことができる自己完結型の体制とするものとし、派遣の単位は 1 週間～週間程度とする。 (6) 被災者受入施設の提供等 市は、必要に応じて、被災市町村の被災者を一時受入れるための公的住宅、医療機関並びに災害時要援護者を受入れるための社会福祉施設等の提供もしくはあっせんを行うものとする。										
	第 2 県及び国に対する応援要請										

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	【災対本部事務局】 市は、大規模な災害が発生した場合、災害応急対策及び復旧対策の実施のために必要があると認めたときは、県及び国に応援を要請するものとする。 1 県への応援要請又は職員派遣のあつせん 市長は、県知事に対し、応援要請又は指定地方行政機関職員派遣のあつせんを求める場合は、<u>県に対し</u>次の事項を記載した文書をもって要請するものとする。 ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。 (1) 応援要請時に記載する事項 ア 災害の状況 イ 応援<u>(応急措置の実施)</u>を要請する理由 ウ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 エ 応援<u>(応急措置の実施)</u>を必要とする場所 オ 応援を必要とする活動内容<u>(必要とする応急措置内容)</u> カ その他必要な事項 (2) 職員派遣あつせん時に記載する事項 ア 派遣のあつせんを求める理由 イ 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員 ウ 派遣を必要とする期間 エ その他職員派遣のあつせんについて必要な事項 2 <u>国に対する応援要請</u> <u>(1) 指定地方行政機関に対する職員派遣要請</u> 市長は、市域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請するものとする。 ア 派遣を要請する理由 イ 派遣を要請する職員の職種別人員 ウ 派遣を必要とする期間 エ その他職員の派遣について必要な事項	
地 3-131	第 3 消防機関相互の応援 【消防本部】 消防部長（消防長）は、災害の規模が大規模になることが予想され、現有消防力では対応が困難と判断されるときは、本部長（市長）の指示を受け、<u>「流山市消防計画の広域応援・受援計画」により</u>、他の消防機関に応援を要請するものとする。	第 3 消防機関相互の応援 【<u>予防消防班</u>】 消防部長（消防長）は、災害の規模が大規模になることが予想され、現有消防力では対応が困難と判断されるときは、本部長（市長）の指示を受け、他の消防機関に応援を要請するものとする。 ≪<u>「流山市消防計画の広域応援・受援計画」</u>≫

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）																																										
	1 広域応援体制 消防長は、広域大規模災害に対処するため、<u>消防組織法第 39 条の規定に基づき</u>、次の体制をとるものとする。 この体制は、主に発災直後から国の要綱に定める緊急消防援助隊(消防庁長官の措置（消防組織法第 44 条第 5 項）)による体制が機能するまでの間、実施される。 (1) 千葉県広域消防相互応援協定に基づく体制 締結市町村等は、県内消防機関による広域的な応援が必要と認めるときは、この協定及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、迅速な相互応援を行う。 《資料 20・21・50、様式 14～18》 (2) 大規模災害消防応援実施計画に基づく体制 全国の消防機関は、「大規模災害消防応援実施計画」に基づき、応援が必要と認めるときは、都道府県ごとの応援出動計画に基づき、応援活動を実施する。 2 緊急消防援助隊 県内の消防力を結集しても消防力に不足が生じる場合、県知事は消防庁長官に対し応援を要請する。消防庁長官は、必要があると認めるときは、<u>消防組織法第 44 条第 5 項の規定に基づき</u>、他都道府県の知事又は当該都道府県内の市町村の長に対し、緊急消防援助隊の出動のため必要な措置をとることを指示する。 なお、市は、緊急消防援助隊が後方支援を行うための応急対策活動拠点として、次の施設を準備するものとする。 表 3-8-2 緊急消防援助隊の応急対策活動拠点 <table><tr><th>名 称</th><th>所在地</th><th>連 絡 先</th><th>目 標</th><th>面積 (㎡)</th><th>土地の 状況</th><th>車両駐車 可能台数</th></tr><tr><td>流山市総合運動公園駐車場</td><td>野々下 1-29-4</td><td>04-7158-0119 (流山市消防本部)</td><td>流山市民総合体育館</td><td>4,800</td><td>アスファルト</td><td>20 台</td></tr><tr><td>流山市下花輪福祉会館駐車場及び広場</td><td>下花輪 227</td><td>04-7158-0119 (流山市消防本部)</td><td>流山市クリーンセンター</td><td>6,600</td><td>アスファルト、芝生</td><td>50 台</td></tr></table> 3 近隣市町との消防相互応援協定 消防組織法第 39 条の規定に基づき、消防相互応援協定を締結している近隣市町に対し、要請する。 表 3-8-3 消防相互応援協定締結状況	名 称	所在地	連 絡 先	目 標	面積 (㎡)	土地の 状況	車両駐車 可能台数	流山市総合運動公園駐車場	野々下 1-29-4	04-7158-0119 (流山市消防本部)	流山市民総合体育館	4,800	アスファルト	20 台	流山市下花輪福祉会館駐車場及び広場	下花輪 227	04-7158-0119 (流山市消防本部)	流山市クリーンセンター	6,600	アスファルト、芝生	50 台	1 広域応援体制 消防長は、広域大規模災害に対処するため、次の体制をとるものとする。 この体制は、主に発災直後から国の要綱に定める緊急消防援助隊による体制が機能するまでの間、実施される。 <u>《消防組織法第 39 条、第 44 条第 5 項》</u> (1) 千葉県広域消防相互応援協定に基づく体制 締結市町村等は、県内消防機関による広域的な応援が必要と認めるときは、この協定及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、迅速な相互応援を行う。 《資料 20・21・50、様式 14～18》 (2) 大規模災害消防応援実施計画に基づく体制 全国の消防機関は、「大規模災害消防応援実施計画」に基づき、応援が必要と認めるときは、都道府県ごとの応援出動計画に基づき、応援活動を実施する。 2 緊急消防援助隊 県内の消防力を結集しても消防力に不足が生じる場合、県知事は消防庁長官に対し応援を要請する。消防庁長官は、必要があると認めるときは、他都道府県の知事又は当該都道府県内の市町村の長に対し、緊急消防援助隊の出動のため必要な措置をとることを指示する。 なお、市は、緊急消防援助隊が後方支援を行うための応急対策活動拠点として、次の施設を準備するものとする。 <u>《消防組織法第 44 条第 5 項》</u> 表 3-8-2 緊急消防援助隊の応急対策活動拠点 <table><tr><th>名 称</th><th>所在地</th><th>連 絡 先</th><th>目 標</th><th>面積 (㎡)</th><th>土地の 状況</th><th>車両駐車 可能台数</th></tr><tr><td>流山市総合運動公園駐車場</td><td>野々下 1-29-4</td><td>04-7158-0119 (流山市消防本部)</td><td>流山市民総合体育館</td><td>4,800</td><td>アスファルト</td><td>20 台</td></tr><tr><td>流山市下花輪福祉会館駐車場及び広場</td><td>下花輪 227</td><td>04-7158-0119 (流山市消防本部)</td><td>流山市クリーンセンター</td><td>6,600</td><td>アスファルト、芝生</td><td>50 台</td></tr></table> 3 近隣市町との消防相互応援協定 消防組織法第 39 条の規定に基づき、消防相互応援協定を締結している近隣市町に対し、要請する。 表 3-8-3 消防相互応援協定締結状況	名 称	所在地	連 絡 先	目 標	面積 (㎡)	土地の 状況	車両駐車 可能台数	流山市総合運動公園駐車場	野々下 1-29-4	04-7158-0119 (流山市消防本部)	流山市民総合体育館	4,800	アスファルト	20 台	流山市下花輪福祉会館駐車場及び広場	下花輪 227	04-7158-0119 (流山市消防本部)	流山市クリーンセンター	6,600	アスファルト、芝生	50 台
名 称	所在地	連 絡 先	目 標	面積 (㎡)	土地の 状況	車両駐車 可能台数																																						
流山市総合運動公園駐車場	野々下 1-29-4	04-7158-0119 (流山市消防本部)	流山市民総合体育館	4,800	アスファルト	20 台																																						
流山市下花輪福祉会館駐車場及び広場	下花輪 227	04-7158-0119 (流山市消防本部)	流山市クリーンセンター	6,600	アスファルト、芝生	50 台																																						
名 称	所在地	連 絡 先	目 標	面積 (㎡)	土地の 状況	車両駐車 可能台数																																						
流山市総合運動公園駐車場	野々下 1-29-4	04-7158-0119 (流山市消防本部)	流山市民総合体育館	4,800	アスファルト	20 台																																						
流山市下花輪福祉会館駐車場及び広場	下花輪 227	04-7158-0119 (流山市消防本部)	流山市クリーンセンター	6,600	アスファルト、芝生	50 台																																						

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）		修正案（平成 28 年度修正）																				
	<table><tr><th>協 定 の 名 称</th><th>締 結 先 市 町 村 名</th></tr><tr><td>消防相互応援協定（資料 51～54）</td><td>松戸市、野田市、柏市、埼玉県三郷市</td></tr><tr><td>千葉県広域消防相互応援協定（資料 50）</td><td>千葉県下 <u>67</u> 市町村及び一部事務組合</td></tr><tr><td>茨城県高速自動車道等における消防相互 応援協定書(資料 55)</td><td>埼玉県三郷市他 25 市町村及び一部事務組合</td></tr></table>	協 定 の 名 称	締 結 先 市 町 村 名	消防相互応援協定（資料 51～54）	松戸市、野田市、柏市、埼玉県三郷市	千葉県広域消防相互応援協定（資料 50）	千葉県下 <u>67</u> 市町村及び一部事務組合	茨城県高速自動車道等における消防相互 応援協定書(資料 55)	埼玉県三郷市他 25 市町村及び一部事務組合	<table><tr><th>協 定 の 名 称</th><th>締 結 先 市 町 村 名</th></tr><tr><td>消防相互応援協定（資料 51～54）</td><td>松戸市、野田市、柏市、埼玉県三郷市</td></tr><tr><td>千葉県広域消防相互応援協定（資料 50）</td><td>千葉県下 <u>54</u> 市町村及び一部事務組合</td></tr><tr><td>茨城県高速自動車道等における消防相互 応援協定書(資料 55)</td><td>埼玉県三郷市他 <u>25</u> 市町村及び一部事務組合</td></tr></table>		協 定 の 名 称	締 結 先 市 町 村 名	消防相互応援協定（資料 51～54）	松戸市、野田市、柏市、埼玉県三郷市	千葉県広域消防相互応援協定（資料 50）	千葉県下 <u>54</u> 市町村及び一部事務組合	茨城県高速自動車道等における消防相互 応援協定書(資料 55)	埼玉県三郷市他 <u>25</u> 市町村及び一部事務組合				
	協 定 の 名 称	締 結 先 市 町 村 名																					
	消防相互応援協定（資料 51～54）	松戸市、野田市、柏市、埼玉県三郷市																					
	千葉県広域消防相互応援協定（資料 50）	千葉県下 <u>67</u> 市町村及び一部事務組合																					
	茨城県高速自動車道等における消防相互 応援協定書(資料 55)	埼玉県三郷市他 25 市町村及び一部事務組合																					
	協 定 の 名 称	締 結 先 市 町 村 名																					
	消防相互応援協定（資料 51～54）	松戸市、野田市、柏市、埼玉県三郷市																					
	千葉県広域消防相互応援協定（資料 50）	千葉県下 <u>54</u> 市町村及び一部事務組合																					
	茨城県高速自動車道等における消防相互 応援協定書(資料 55)	埼玉県三郷市他 <u>25</u> 市町村及び一部事務組合																					
	《資料 16～ <u>19・20</u> ・50～ <u>53</u> 、様式 4～ <u>13</u> 》		《資料 16～ <u>21</u> ・50～ <u>55</u> 》																				
4 ヘリコプターの派遣要請		4 ヘリコプターの派遣要請																					
消防長は、必要と認めるときは「千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱」に基づき、千葉市消防局に対し、ヘリコプターの派遣を要請する。		消防長は、必要と認めるときは「千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱」に基づき、千葉市消防局に対し、ヘリコプターの派遣を要請する。																					
また、状況により航空輸送を必要とするときは、国・県・他自治体・自衛隊のヘリコプター出動の要請を行うものとする。		また、状況により航空輸送を必要とするときは、国・県・他自治体・自衛隊のヘリコプター出動の要請を行うものとする。																					
なお、自衛隊ヘリコプターの要請については、 <u>本節「第 2 款</u> 自衛隊派遣要請計画」による。		なお、自衛隊ヘリコプターの要請については、 <u>第 9 節「</u> 自衛隊派遣要請計画」による。																					
《様式 4～ <u>8</u> 》		《様式 4～ <u>18</u> 》																					
5 応援要請の手続・方法		5 応援要請の手続・方法																					
ア 本部長は、被害状況等の収集情報により応援要請の必要性を判断する。なお、判断に必要な被害情報等の初動期の情報は、概括的情報であっても応援要請の判断に用いるものとする。		ア 本部長は、被害状況等の収集情報により応援要請の必要性を判断する。なお、判断に必要な被害情報等の初動期の情報は、概括的情報であっても応援要請の判断に用いるものとする。																					
イ 応援要請は、 <u>千葉県広域消防応援協定に基づき</u> 、電話、その他の方法により要請し、事後速やかに必要な文書を提出するものとする。なお、応援要請するときの事項は、次のとおり。		イ 応援要請は、電話、その他の方法により要請し、事後速やかに必要な文書を提出するものとする。なお、応援要請するときの事項は、次のとおり。																					
<table><tr><td>ア</td><td>災害の種別</td></tr><tr><td>イ</td><td>災害発生場所</td></tr><tr><td>ウ</td><td>応援を要する人員、機械器具、消火薬剤等の種別、数量</td></tr><tr><td>エ</td><td>応援受入れ場所</td></tr><tr><td>オ</td><td>その他必要な事項</td></tr></table>		ア	災害の種別	イ	災害発生場所	ウ	応援を要する人員、機械器具、消火薬剤等の種別、数量	エ	応援受入れ場所	オ	その他必要な事項	<table><tr><td>ア</td><td>災害の種別</td></tr><tr><td>イ</td><td>災害発生場所</td></tr><tr><td>ウ</td><td>応援を要する人員、機械器具、消火薬剤等の種別、数量</td></tr><tr><td>エ</td><td>応援受入れ場所</td></tr><tr><td>オ</td><td>その他必要な事項</td></tr></table>		ア	災害の種別	イ	災害発生場所	ウ	応援を要する人員、機械器具、消火薬剤等の種別、数量	エ	応援受入れ場所	オ	その他必要な事項
ア	災害の種別																						
イ	災害発生場所																						
ウ	応援を要する人員、機械器具、消火薬剤等の種別、数量																						
エ	応援受入れ場所																						
オ	その他必要な事項																						
ア	災害の種別																						
イ	災害発生場所																						
ウ	応援を要する人員、機械器具、消火薬剤等の種別、数量																						
エ	応援受入れ場所																						
オ	その他必要な事項																						
		<u>《千葉県広域消防応援協定》</u>																					
6 応援隊との連携		6 応援隊との連携																					
予防消防班は、指揮系統、情報伝達方法等を明確にし、千葉県消防広域応援基本計画に基づき、応援隊との連携により効率的な消防応援活動を行うものとする。		予防消防班は、指揮系統、情報伝達方法等を明確にし、 <u>「千葉県消防広域応援基本計画」</u> に基づき、応援隊との連携により効率的な消防応援活動を行うものとする。																					
ア 災害状況の情報提供、連絡・調整		ア 災害状況の情報提供、連絡・調整																					
イ 応援部隊の配置・活動場所の協議及び指示		イ 応援部隊の配置・活動場所の協議及び指示																					
ウ 補給・休憩宿泊施設の整備・提供（学校・体育館等）		ウ 補給・休憩宿泊施設の整備・提供（学校・体育館等）																					
エ 消防活動資機材の調達・提供		エ 消防活動資機材の調達・提供																					
第 4 水道事業体等の相互応援		第 4 水道事業体等の相互応援																					

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	【水道庶務班・給水工務班・<u>県水道局</u>】 本市の資源及び資機材だけでは十分な給水活動が行えない場合は、県内水道事業体等の間で締結した「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、県の調整の下に他の事業体等に応援要請を行う。 第 5 資料の提供及び交換 【<u>災対本部事務局</u>】 防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。市長は、災害応急対策に必要な職員の派遣措置が講じられるよう、あらかじめ関係資料を整備しておく。 第 6 応援受入体制の確保と経費の負担 1 地方自治体等の応援受け入れ時の体制と経費 (1) 受入体制の確立 ア 連絡窓口 <u>の明確化</u> 県及び他市町村等との連絡窓口は、災対本部事務局とする。 イ 受入施設の整備 市は、国、県及び他市町村等からの物資や人員等の応援を速やかに受け入れるための施設を定めるものとする。 また、防災ボランティア等の人的応援については、受入施設を定めておくものとする。 (2) 経費の負担 経費の負担は災害対策基本法施行令第 18 条に従う。原則として、応援を受けた次に掲げる費用は、市の負担とする。 ア 職員等の応援に要した交通費、諸手当、食糧費 イ 応援のために提供した資機材等物品の費用及び輸送費等 2 消防機関の応援受け入れ時の体制と経費 (1) 受入窓口 <u>の明確化</u> <u>応援受入窓口は、</u>予防消防班とする。 (2) 受入施設の整備 予防消防班は、人員、物資等の応援を速やかに受け入れるための施設を整備しておくものとする。 (3) 経費負担 応援隊による応援活動を受けた費用の負担方法は、所定の方法による。 第 7 民間団体等 <u>との協定等の締結</u>	【水道庶務班・給水工務班】 本市の資源及び資機材だけでは十分な給水活動が行えない場合は、県内水道事業体等の間で締結した「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、県の調整の下に他の事業体等に応援要請を行う。 第 5 資料の提供及び交換 【<u>災対本部事務局</u>】 <u>市及び</u>防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。市長は、災害応急対策に必要な職員の派遣措置が講じられるよう、あらかじめ関係資料を整備しておく。 第 6 応援受入体制の確保と経費の負担 1 地方自治体等の応援受け入れ時の体制と経費 (1) 受入体制の確立 ア 連絡窓口 県及び他市町村等との連絡窓口は、災対本部事務局とする。 イ 受入施設の整備 市は、国、県及び他市町村等からの物資や人員等の応援を速やかに受け入れるための施設を定めるものとする。 また、防災ボランティア等の人的応援については、受入施設を定めておくものとする。 (2) 経費の負担 原則として、応援<u>等</u>を受けた次に掲げる費用は、市の負担とする。 ア 職員等の応援に要した交通費、諸手当、食糧費 イ 応援のために提供した資機材等物品の費用及び輸送費等 <u>ウ 流山市民の広域一時滞在のために要した費用</u> <u>《災害対策基本法施行令第 18 条》</u> 2 消防機関の応援受け入れ時の体制と経費 (1) 受入窓口 予防消防班とする。 (2) 受入施設の整備 予防消防班は、人員、物資等の応援を速やかに受け入れるための施設を整備しておくものとする。 (3) 経費負担 応援隊による応援活動を受けた費用の負担方法は、所定の方法による。 第 7 民間団体等 <u>に対する協力要請</u>

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	【災対本部事務局】 市は、災害時応援協定を締結している民間団体に対し、必要に応じて所定の手続により、協定に基づく協力業務、資機材等の提供について協力を要請するものとする。 1 協力要請の手続・方法 ア 本部長は、被害状況等の収集情報により、協力要請の必要性を判断する。 なお、判断に必要な被害状況等の初動期の情報は、概括的情報であっても協力要請の判断に用いるものとする。 イ 協力要請は、概ね下記事項について、<u>とりあえず</u>電話又は口頭で連絡し、後日文書により改めて処理するものとする。 （ア） 被害の状況・協力を求める理由 （イ） 協力を希望する活動内容、人員数 （ウ） 協力を希望する地域及び期間 （エ） 協力を希望する物資、食糧、資機材等の品名、数量及び受領場所 （オ） その他必要な事項 ウ 応援要請に際しては、各協定等に定められた者が要請するものとする。 《資料 44～49・56～60・63・66～69・71・72・74～83・85～88》 第 8 他自治体からの避難者の受入れ 【避難誘導救援班】 <u>市は、他自治体において災害が発生し、他自治体からの避難者の受入れについて要請があった場合、若しくは、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等を考慮し、必要があると判断した場合は、他の自治体からの避難者を受け入れるものとする。</u>	【災対本部事務局】 市は、災害時応援協定を締結している民間団体に対し、必要に応じて所定の手続により、協定に基づく協力業務、資機材等の提供について協力を要請するものとする。 1 協力要請の手続・方法 ア 本部長は、被害状況等の収集情報により、協力要請の必要性を判断する。 なお、判断に必要な被害状況等の初動期の情報は、概括的情報であっても協力要請の判断に用いるものとする。 イ 協力要請は、概ね下記事項について、電話又は口頭で連絡し、後日文書により改めて処理するものとする。 （ア） 被害の状況・協力を求める理由 （イ） 協力を希望する活動内容、人員数 （ウ） 協力を希望する地域及び期間 （エ） 協力を希望する物資、食糧、資機材等の品名、数量及び受領場所 （オ） その他必要な事項 ウ 応援要請に際しては、各協定等に定められた者が要請するものとする。 《資料 44～49・56～60・63・66～69・71・72・74～83・85～88》
風 3-143	第 3 消防機関相互の応援 【消防本部】 消防部長（消防長）は、災害の規模が大規模になることが予想され、現有消防力では対応が困難と判断されるときは、本部長（市長）の指示を受け、<u>「流山市消防計画の広域応援・受援計画」により、</u>他の消防機関に応援を要請するものとする。 1 広域応援体制 消防長は、広域大規模災害に対処するため、<u>消防組織法第 39 条の規定に基づき、</u>次の体制をとるものとする。 この体制は、主に発災直後から国の要綱に定める緊急消防援助隊（消防庁長官の措置（消防組織法第 44 条第 5 項））による体制が機能するまでの間、実施される。 (1) 千葉県広域消防相互応援協定に基づく体制 締結市町村等は、県内消防機関による広域的な応援が必要と認めるときは、この協定及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、迅速な相互応援を行う。	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）																													
	《資料 20・21・50、様式 14～18》 (2) 大規模災害消防応援実施計画に基づく体制 全国の消防機関は、「大規模災害消防応援実施計画」に基づき、応援が必要と認めるときは、都道府県ごとの応援出動計画に基づき、応援活動を実施する。 2 緊急消防援助隊 県内の消防力を結集しても消防力に不足が生じる場合、県知事は消防庁長官に対し応援を要請する。消防庁長官は、必要があると認めるときは、<u>消防組織法第 44 条第 5 項の規定に基づき</u>、他都道府県の知事又は当該都道府県内の市町村の長に対し、緊急消防援助隊の出動のため必要な措置をとることを指示する。 なお、市は、緊急消防援助隊が後方支援を行うための応急対策活動拠点として、次の施設を準備するものとする。 表 3-8-2 緊急消防援助隊の応急対策活動拠点 <table><tr><th>名 称</th><th>所在地</th><th>連 絡 先</th><th>目 標</th><th>面積 (㎡)</th><th>土地の 状況</th><th>車両駐車 可能台数</th></tr><tr><td>流山市総合運動公園駐車場</td><td>野々下 1-29-4</td><td>04-7158-0119 (流山市消防本部)</td><td>流山市民総合体育館</td><td>4,800</td><td>アスファルト</td><td>20 台</td></tr><tr><td>流山市下花輪福祉会館駐車場及び広場</td><td>下花輪 227</td><td>04-7158-0119 (流山市消防本部)</td><td>流山市クリーンセンター</td><td>6,600</td><td>アスファルト、芝生</td><td>50 台</td></tr></table> 3 近隣市町との消防相互応援協定 消防組織法第 39 条の規定に基づき、消防相互応援協定を締結している近隣市町に対し、要請する。 表 3-8-3 消防相互応援協定締結状況 <table><tr><th>協 定 の 名 称</th><th>締 結 先 市 町 村 名</th></tr><tr><td>消防相互応援協定（資料 51～54）</td><td>松戸市、野田市、柏市、埼玉県三郷市</td></tr><tr><td>千葉県広域消防相互応援協定（資料 50）</td><td>千葉県下 <u>67</u> 市町村及び一部事務組合</td></tr><tr><td>茨城県高速自動車道等における消防相互応援協定書(資料 55)</td><td>埼玉県三郷市他 <u>28</u> 市町村及び一部事務組合</td></tr></table> 《資料 16～<u>19・20</u>・50～<u>53</u>、様式 4～13》 4 ヘリコプターの派遣要請 消防長は、必要と認めるときは「千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱」に基づき、千葉市消防局に対し、ヘリコプターの派遣を要請する。 また、状況により航空輸送を必要とするときは、国・県・他自治体・自衛隊のヘリコプター出動の要請を行うものとする。	名 称	所在地	連 絡 先	目 標	面積 (㎡)	土地の 状況	車両駐車 可能台数	流山市総合運動公園駐車場	野々下 1-29-4	04-7158-0119 (流山市消防本部)	流山市民総合体育館	4,800	アスファルト	20 台	流山市下花輪福祉会館駐車場及び広場	下花輪 227	04-7158-0119 (流山市消防本部)	流山市クリーンセンター	6,600	アスファルト、芝生	50 台	協 定 の 名 称	締 結 先 市 町 村 名	消防相互応援協定（資料 51～54）	松戸市、野田市、柏市、埼玉県三郷市	千葉県広域消防相互応援協定（資料 50）	千葉県下 <u>67</u> 市町村及び一部事務組合	茨城県高速自動車道等における消防相互応援協定書(資料 55)	埼玉県三郷市他 <u>28</u> 市町村及び一部事務組合	
名 称	所在地	連 絡 先	目 標	面積 (㎡)	土地の 状況	車両駐車 可能台数																									
流山市総合運動公園駐車場	野々下 1-29-4	04-7158-0119 (流山市消防本部)	流山市民総合体育館	4,800	アスファルト	20 台																									
流山市下花輪福祉会館駐車場及び広場	下花輪 227	04-7158-0119 (流山市消防本部)	流山市クリーンセンター	6,600	アスファルト、芝生	50 台																									
協 定 の 名 称	締 結 先 市 町 村 名																														
消防相互応援協定（資料 51～54）	松戸市、野田市、柏市、埼玉県三郷市																														
千葉県広域消防相互応援協定（資料 50）	千葉県下 <u>67</u> 市町村及び一部事務組合																														
茨城県高速自動車道等における消防相互応援協定書(資料 55)	埼玉県三郷市他 <u>28</u> 市町村及び一部事務組合																														

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	なお、自衛隊ヘリコプターの要請については、本節「第 2 款 自衛隊派遣要請計画」による。 《様式 4～8》 5 応援要請の手続・方法 ア 本部長は、被害状況等の収集情報により応援要請の必要性を判断する。なお、判断に必要な被害情報等の初動期の情報は、概括的情報であっても応援要請の判断に用いるものとする。 イ 応援要請は、千葉県広域消防応援協定に基づき、電話、その他の方法により要請し、事後速やかに必要な文書を提出するものとする。なお、応援要請するときの事項は、次のとおり。 ア 災害の種別 イ 災害発生場所 ウ 応援を要する人員、機械器具、消火薬剤等の種別、数量 エ 応援隊受入れ場所 オ その他必要な事項 6 応援隊との連携 予防火防班は、指揮系統、情報伝達方法等を明確にし、千葉県消防広域応援基本計画に基づき、応援隊との連携により効率的な消防応援活動を行うものとする。 ア 災害状況の情報提供、連絡・調整 イ 応援部隊の配置・活動場所の協議及び指示 ウ 補給・休憩宿泊施設の整備・提供（学校・体育館等） エ 消防活動資機材の調達・提供 第 4 水道事業体等の相互応援 【水道庶務班・給水工務班・県水道局】 本市の資源及び資機材だけでは十分な給水活動が行えない場合は、県内水道事業体等の間で締結した「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、県の調整の下に他の事業体等に応援要請を行う。 第 5 資料の提供及び交換 【災対本部事務局】 防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。市長は、災害応急対策に必要な職員の派遣措置が講じられるよう、あらかじめ関係資料を整備しておく。 第 6 応援受入体制の確保と経費の負担	

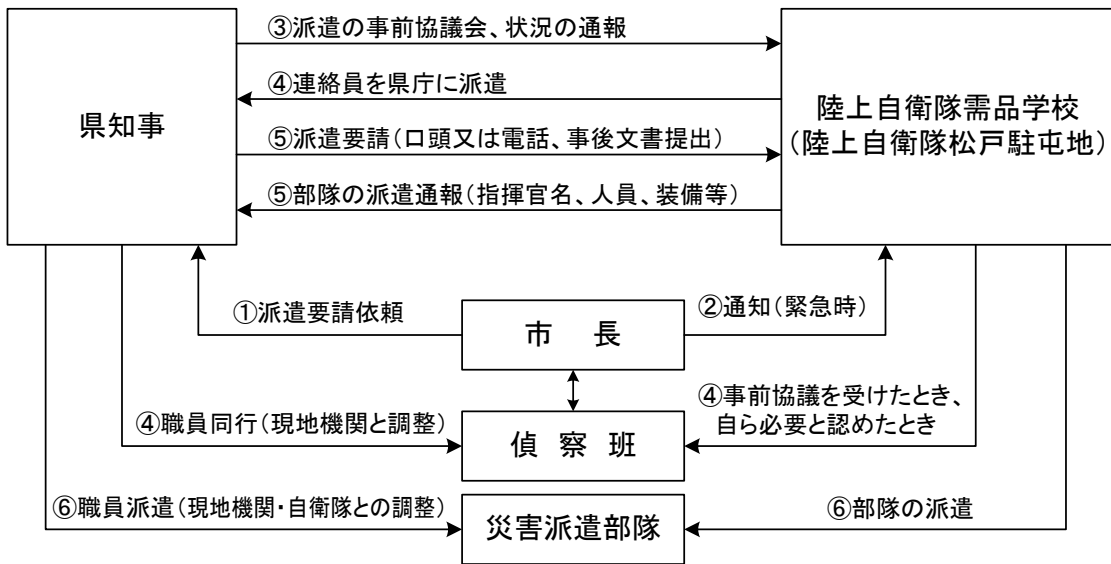
流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	【<u>災対本部事務局・財務会計班</u>】 1 地方自治体等の応援受け入れ時の体制と経費 (1) 受入体制の確立 ア 連絡窓口<u>の明確化</u> 県及び他市町村等との連絡窓口は、災対本部事務局とする。 イ 受入施設の整備 市は、国、県及び他市町村等からの物資や人員等の応援を速やかに受け入れるための施設を定めるものとする。 また、防災ボランティア等の人的応援については、受入施設を定めておくものとする。 (2) 経費の負担 経費の負担は災害対策基本法施行令第 18 条に従う。原則として、応援を受けた次に掲げる費用は、市の負担とする。 ア 職員等の応援に要した交通費、諸手当、食糧費 イ 応援のために提供した資機材等物品の費用及び輸送費等 2 消防機関の応援受け入れ時の体制と経費 (1) 受入窓口<u>の明確化</u> <u>応援受入窓口は、</u>予防消防班とする。 (2) 受入施設の整備 予防消防班は、人員、物資等の応援を速やかに受け入れるための施設を整備しておくものとする。 (3) 経費負担 応援隊による応援活動を受けた費用の負担方法は、所定の方法による。 第 7 民間団体等<u>との協定等の締結</u> 【<u>災対本部事務局</u>】 市は、災害時応援協定を締結している民間団体に対し、必要に応じて所定の手続により、協定に基づく協力業務、資機材等の提供について協力を要請するものとする。 1 協力要請の手続・方法 ア 本部長は、被害状況等の収集情報により、協力要請の必要性を判断する。 なお、判断に必要な被害状況等の初動期の情報は、概括的情報であっても協力要請の判断に用いるものとする。 イ 協力要請は、概ね下記事項について、<u>とりあえず</u>電話又は口頭で連絡し、後日文書により改めて処理するものとする。	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）		修正案（平成 28 年度修正）
	（ア） 被害の状況・協力を求める理由 （イ） 協力を希望する活動内容、人員数 （ウ） 協力を希望する地域及び期間 （エ） 協力を希望する物資、食糧、資機材等の品名、数量及び受領場所 （オ） その他必要な事項 ウ 応援要請に際しては、各協定等に定められた者が要請するものとする。 《資料 44～49・56～60・63・66～69・71・72・74～83・85～88》 第 8 他自治体からの避難者の受入れ 【避難誘導救援班】 市は、他自治体において災害が発生し、他自治体からの避難者の受入れについて要請があった場合、若しくは、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等を考慮し、必要があると判断した場合は、他の自治体からの避難者を受け入れるものとする。		
地 3-136	第 2 款 自衛隊派遣要請計画 市長は、災害が発生し、生命・身体・財産の保護のため必要があると認めるときは、<u>自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の規定に基づき</u>、県知事を通じて自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。 なお、通信の途絶等により、県知事への依頼ができない場合には、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知し、速やかにその旨を県知事に通知する。 第 1 災害派遣要請 【災対本部事務局】 <u>自衛隊の災害派遣を必要とする被害があるか否かについては、災害発生後できるだけ早期に判断しなければならない。そのためには、被害の概要を災害発生後できるだけ短時間で把握する必要がある。市長は、災害の規模や収集した被害情報から自衛隊の災害派遣要請の必要性を速やかに判断し、必要があれば直ちに要請するものとする。</u>	第 9 節 自衛隊派遣要請計画 市長は、災害が発生し、生命・身体・財産の保護のため必要があると認めるときは、県知事を通じて自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。 なお、通信の途絶等により、県知事への依頼ができない場合には、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知し、速やかにその旨を県知事に通知する。 <u>《自衛隊法第 83 条》</u> 第 1 災害派遣要請<u>の基準</u> 【災対本部事務局】 <u>市長は、できるだけ早期に災害の規模や被害情報を収集し、次に掲げる事項を基準として自衛隊の災害派遣を要請する。</u> <u>ア 人命又は財産の保護のため必要であり、かつやむを得ない事態と認められるとき</u> <u>イ 他に実施する組織等がないとき</u>	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）																																
	 図 3-8-1 自衛隊災害派遣要請系統図 第 2 災害派遣要請の範囲 【災対本部事務局】 <u>自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命又は財産の保護のため必要であり、かつ事態やむを得ないと認められるときで、他に実施する組織等がない場合とする。</u> <u>自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、</u>災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員及び装備等によって異なるが、通常次に示すとおりとする。 表 3-<u>8-4</u> 自衛隊の災害派遣を要請できる範囲 <table><tr><th>項 目</th><th>活 動 内 容</th></tr><tr><td>被 害 状 況 の 把 握</td><td>車両・航空機等状況に適した手段に<u>よる</u>情報収集活動を<u>実施</u>、被害状況を把握。</td></tr><tr><td>避 難 の 援 助</td><td>避難者の誘導、輸送等<u>による</u>避難の<u>援助</u></td></tr><tr><td>遭 難 者 等 の 捜 索 救 助</td><td>行方不明者、傷者等の<u>搜索救助（ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施）</u></td></tr><tr><td>水 防 活 動</td><td>堤防・護岸等の決壊に対<u>する</u>土のう作成、積込み<u>及び運搬</u></td></tr><tr><td>消 防 活 動</td><td>利用可能な消防車、防火用具<u>による</u>消防機関への協力</td></tr><tr><td>道路又は水路等 交 通 路 上 の 障 害 物 の 排 除</td><td><u>施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去、街路、鉄道、線路上の転覆トラック、崩山等の排除、除雪等（ただし、放置すれば人命及び財産の保護に影響すると考えられる場合）</u></td></tr><tr><td>診察・防疫・病虫防除 の 支 援</td><td><u>大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は県又は市が準備）</u></td></tr></table>	項 目	活 動 内 容	被 害 状 況 の 把 握	車両・航空機等状況に適した手段に <u>よる</u> 情報収集活動を <u>実施</u> 、被害状況を把握。	避 難 の 援 助	避難者の誘導、輸送等 <u>による</u> 避難の <u>援助</u>	遭 難 者 等 の 捜 索 救 助	行方不明者、傷者等の <u>搜索救助（ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施）</u>	水 防 活 動	堤防・護岸等の決壊に対 <u>する</u> 土のう作成、積込み <u>及び運搬</u>	消 防 活 動	利用可能な消防車、防火用具 <u>による</u> 消防機関への協力	道路又は水路等 交 通 路 上 の 障 害 物 の 排 除	<u>施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去、街路、鉄道、線路上の転覆トラック、崩山等の排除、除雪等（ただし、放置すれば人命及び財産の保護に影響すると考えられる場合）</u>	診察・防疫・病虫防除 の 支 援	<u>大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は県又は市が準備）</u>	第 2 災害派遣要請の範囲 【災対本部事務局】 <u>（削除）</u> 災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員及び装備等によって異なるが、通常次に示すとおりとする。 表 3-<u>9-1</u> 自衛隊の災害派遣を要請できる範囲 <table><tr><th>項 目</th><th>活 動 内 容</th></tr><tr><td>被 害 状 況 の 把 握</td><td>車両、航空機等状況に適した手段に<u>よって</u>、情報収集活動を<u>行い</u>、被害<u>の</u>状況を把握<u>する</u>。</td></tr><tr><td>避 難 の 援 助</td><td><u>避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、</u>避難者の誘導、輸送等<u>を行い、避難を援助する</u>。</td></tr><tr><td>遭 難 者 等 の 捜 索 救 助</td><td>行方不明者、傷者等<u>が発生した場合は、通常、</u>他の救援活動に優先して、<u>搜索救助を行う</u>。</td></tr><tr><td>水 防 活 動</td><td>堤防、護岸等の決壊に対<u>しては、</u>土のう作成、<u>運搬、積込み等の水防活動を行う</u>。</td></tr><tr><td>消 防 活 動</td><td><u>火災に対しては、</u>利用可能な消防車<u>その他の</u>防火用具、<u>（空中消火が必要な場合は航空機）</u>をもって、<u>消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常県または市町村等が提供するものを使用する</u>。</td></tr><tr><td>道路又は水路の啓</td><td><u>道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる</u>。</td></tr><tr><td>応 急 医 療 、 救 護 及 び 防 疫</td><td><u>被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常県又は市町村等の提供するものを使用するものとする</u>。</td></tr></table>	項 目	活 動 内 容	被 害 状 況 の 把 握	車両、航空機等状況に適した手段に <u>よって</u> 、情報収集活動を <u>行い</u> 、被害 <u>の</u> 状況を把握 <u>する</u> 。	避 難 の 援 助	<u>避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、</u> 避難者の誘導、輸送等 <u>を行い、避難を援助する</u> 。	遭 難 者 等 の 捜 索 救 助	行方不明者、傷者等 <u>が発生した場合は、通常、</u> 他の救援活動に優先して、 <u>搜索救助を行う</u> 。	水 防 活 動	堤防、護岸等の決壊に対 <u>しては、</u> 土のう作成、 <u>運搬、積込み等の水防活動を行う</u> 。	消 防 活 動	<u>火災に対しては、</u> 利用可能な消防車 <u>その他の</u> 防火用具、 <u>（空中消火が必要な場合は航空機）</u> をもって、 <u>消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常県または市町村等が提供するものを使用する</u> 。	道路又は水路の啓	<u>道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる</u> 。	応 急 医 療 、 救 護 及 び 防 疫	<u>被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常県又は市町村等の提供するものを使用するものとする</u> 。
項 目	活 動 内 容																																	
被 害 状 況 の 把 握	車両・航空機等状況に適した手段に <u>よる</u> 情報収集活動を <u>実施</u> 、被害状況を把握。																																	
避 難 の 援 助	避難者の誘導、輸送等 <u>による</u> 避難の <u>援助</u>																																	
遭 難 者 等 の 捜 索 救 助	行方不明者、傷者等の <u>搜索救助（ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施）</u>																																	
水 防 活 動	堤防・護岸等の決壊に対 <u>する</u> 土のう作成、積込み <u>及び運搬</u>																																	
消 防 活 動	利用可能な消防車、防火用具 <u>による</u> 消防機関への協力																																	
道路又は水路等 交 通 路 上 の 障 害 物 の 排 除	<u>施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去、街路、鉄道、線路上の転覆トラック、崩山等の排除、除雪等（ただし、放置すれば人命及び財産の保護に影響すると考えられる場合）</u>																																	
診察・防疫・病虫防除 の 支 援	<u>大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は県又は市が準備）</u>																																	
項 目	活 動 内 容																																	
被 害 状 況 の 把 握	車両、航空機等状況に適した手段に <u>よって</u> 、情報収集活動を <u>行い</u> 、被害 <u>の</u> 状況を把握 <u>する</u> 。																																	
避 難 の 援 助	<u>避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、</u> 避難者の誘導、輸送等 <u>を行い、避難を援助する</u> 。																																	
遭 難 者 等 の 捜 索 救 助	行方不明者、傷者等 <u>が発生した場合は、通常、</u> 他の救援活動に優先して、 <u>搜索救助を行う</u> 。																																	
水 防 活 動	堤防、護岸等の決壊に対 <u>しては、</u> 土のう作成、 <u>運搬、積込み等の水防活動を行う</u> 。																																	
消 防 活 動	<u>火災に対しては、</u> 利用可能な消防車 <u>その他の</u> 防火用具、 <u>（空中消火が必要な場合は航空機）</u> をもって、 <u>消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常県または市町村等が提供するものを使用する</u> 。																																	
道路又は水路の啓	<u>道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる</u> 。																																	
応 急 医 療 、 救 護 及 び 防 疫	<u>被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常県又は市町村等の提供するものを使用するものとする</u> 。																																	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁

現行（平成 24 年度修正）

人 員 及 び 物 資 の 緊 急 輸 送	緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）
炊 飯 及 び 給 水 の 支 援	緊急を要し、他に適当な手段がない場合
救 援 物 資 の 無 償 貸 付 又 は 譲 与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）による。（ただし、譲与は、県、市その他の公共機関の救助が受けられず、当該物品の譲与を受けなければ生命・身体が危険であると認められる場合に限る。）
交 通 規 制 の 支 援	自衛隊車両の交通が輻輳する地点における車両を対象とする。
危 険 物 の 保 安 及 び 除 去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
予 防 措 置	災害を未然に防止するため緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合
そ の 他	県知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議し決定する。

第 3 災害派遣要請の手続

【災対本部事務局】

1 災害派遣要請の手続

市長は、市域に係る災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、文書により県知事に対してその旨を申し出るものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により依頼を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。依頼を受けた県知事は、その内容を検討し必要があると認められるときは、自衛隊に対して直ちに派遣を要請する。この場合、市長は、必要に応じて、その旨及び市域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。

なお、県知事は事態の推移に応じ、派遣を要請しないことを決定した場合は、直ちにその旨を市長に連絡するものとする。

《様式 39》

ア 提出（連絡）先	県危機管理課
イ 提出部数	1 部
ウ 記載事項	・ 災害の状況及び派遣を要請する理由 ・ 派遣を希望する期間 ・ 派遣を希望する区域及び活動内容 ・ 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設等その他参考となるべき事項

また、事態が急迫し、県知事に要請するいとまがない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊等の長部隊に通知するものとし、事後速やかに

修正案（平成 28 年度修正）

人 員 及 び 物 資 の 緊 急 輸 送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊 飯 及 び 給 水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
物 資 の 無 償 貸 付 又 は 譲 与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。
危 険 物 の 保 安 及 び 除 去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
そ の 他	その他の臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて、は、所要の措置をとる。

第 3 災害派遣要請の手続

【災対本部事務局】

1 災害派遣要請の手続

市長は、県知事に対して次の事項を明記した文書により依頼するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により依頼を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。依頼を受けた県知事は、必要があると認められるときは、自衛隊に対して直ちに派遣を要請する。この場合、市長は、必要に応じて、その旨及び市域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものと し、自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。

なお、県知事は事態の推移に応じ、派遣を要請しないことを決定した場合は、直ちにその旨を市長に連絡するものとする。

《様式 39》

ア 提出（連絡）先	県防災危機管理部危機管理課
イ 提出部数	1 部
ウ 記載事項	・ 災害の状況及び派遣を要請する理由 ・ 派遣を希望する期間 ・ 派遣を希望する区域及び活動内容 ・ 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設等その他参考となるべき事項

また、事態が急迫し、県知事に要請するいとまがない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊等の長に通知するものとし、事後速やかに所定

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	所定の手続を行うものとする。	の手続を行うものとする。 <pre>graph TD MS[市長] -- ①派遣要請依頼 --> KS[県知事] MS <--> TB[偵察班] MS -- ②通知(緊急時) --> SSS[陸上自衛隊需品学校 (陸上自衛隊松戸駐屯地)] TB -- ④職員同行(現地機関と調整) --> KS TB -- ④事前協議を受けたとき、自ら必要と認めたとき --> SSS KS -- ③派遣の事前協議会、状況の通報 --> SSS KS -- ④連絡員を県庁に派遣 --> SSS KS -- ⑤派遣要請(口頭又は電話、事後文書提出) --> SSS SSS -- ⑤部隊の派遣通報(指揮官名、人員、装備等) --> KS SSS -- ⑥部隊の派遣 --> DB[災害派遣部隊] DB -- ⑥職員派遣(現地機関・自衛隊との調整) --> KS</pre> 図 3-9-1 自衛隊災害派遣要請系統図

表 3-8-5 自衛隊の連絡先

部隊名	連絡責任者	左記以外	NTT 電話番号 () は当直司令	県防災行政 無線電話
陸上自衛隊 第 1 空挺団 (習志野)	第 3 科 防衛班長	駐屯地 当直司令	047-466-2141 内線 218、235、236 (302)	632-721 632-725 (当直)
陸上自衛隊 需品学校 (松戸)	企画室 副室長	駐屯地 当直司令	047-387-2171 内線 202、203 (302)	636-721 636-722 (FAX) 636-723 (当直)

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）									
	第 1 災害派遣要請 【災対本部事務局】 <u>自衛隊の災害派遣を必要とする被害があるか否かについては、災害発生後できるだけ早期に判断しなければならない。そのためには、被害の概要を災害発生後できるだけ短時間で把握する必要がある。市長は、災害の規模や収集した被害情報から自衛隊の災害派遣要請の必要性を速やかに判断し、必要があれば直ちに要請するものとする。</u> <pre>graph TD A[県知事] B[陸上自衛隊需品学校 (陸上自衛隊松戸駐屯地)] C[市長] D[偵察班] E[災害派遣部隊] A -- "③派遣の事前協議会、状況の通報" --> B B -- "④連絡員を県庁に派遣" --> A A -- "⑤派遣要請(口頭又は電話、事後文書提出)" --> B B -- "⑤部隊の派遣通報(指揮官名、人員、装備等)" --> A C -- "①派遣要請依頼" --> A C -- "②通知(緊急時)" --> B A -- "④職員同行(現地機関と調整)" --> D B -- "④事前協議を受けたとき、自ら必要と認めたとき" --> D A -- "⑥職員派遣(現地機関・自衛隊との調整)" --> E B -- "⑥部隊の派遣" --> E C <--> D D <--> E</pre> 図 3-8-1 自衛隊災害派遣要請系統図 第 2 災害派遣要請の範囲 【災対本部事務局】 <u>自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命又は財産の保護のため必要であり、かつ事態やむを得ないと認められるときで、他に実施する組織等がない場合とする。</u> <u>自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、</u>災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員及び装備等によって異なるが、通常次に示すとおりとする。 表 3-8-4 自衛隊の災害派遣を要請できる範囲 <table><tr><th>項 目</th><th>活 動 内 容</th></tr><tr><td>被 害 状 況 の 把 握</td><td>車両・航空機等状況に適した手段に <u>よる</u> 情報収集活動を <u>実施</u>、被害状況を把握。</td></tr><tr><td>避 難 の 援 助</td><td>避難者の誘導、輸送等 <u>による</u> 避難の <u>援助</u></td></tr><tr><td>遭 難 者 等 の 捜 索 救 助</td><td>行方不明者、傷者等 <u>の搜索救助（ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施）</u></td></tr><tr><td>水 防 活 動</td><td>堤防・護岸等の決壊に対 <u>する</u> 土のう作成、積込み <u>及び運搬</u></td></tr></table>	項 目	活 動 内 容	被 害 状 況 の 把 握	車両・航空機等状況に適した手段に <u>よる</u> 情報収集活動を <u>実施</u> 、被害状況を把握。	避 難 の 援 助	避難者の誘導、輸送等 <u>による</u> 避難の <u>援助</u>	遭 難 者 等 の 捜 索 救 助	行方不明者、傷者等 <u>の搜索救助（ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施）</u>	水 防 活 動	堤防・護岸等の決壊に対 <u>する</u> 土のう作成、積込み <u>及び運搬</u>
項 目	活 動 内 容										
被 害 状 況 の 把 握	車両・航空機等状況に適した手段に <u>よる</u> 情報収集活動を <u>実施</u> 、被害状況を把握。										
避 難 の 援 助	避難者の誘導、輸送等 <u>による</u> 避難の <u>援助</u>										
遭 難 者 等 の 捜 索 救 助	行方不明者、傷者等 <u>の搜索救助（ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施）</u>										
水 防 活 動	堤防・護岸等の決壊に対 <u>する</u> 土のう作成、積込み <u>及び運搬</u>										

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）		修正案（平成 28 年度修正）		
	消 防 活 動	利用可能な消防車、 <u>防火用具による消防機関への協力</u>			
	道 路 又 は 水 路 <u>等</u> <u>交 通 路 上 の</u> <u>障 害 物 の 排 除</u>	<u>施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去、街路、鉄道、線路上の転覆トラック、崩山等の排除、除雪等（ただし、放置すれば人命及び財産の保護に影響すると考えられる場合）</u>			
	<u>診察・防疫・病虫防</u> <u>除 の 支 援</u>	<u>大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は県又は市が準備）</u>			
	人 員 及 び 物 資 の 緊 急 輸 送	<u>緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）</u>			
	炊 飯 及 び 給 水 <u>の</u> <u>支 援</u>	緊急を要し、他に適当な手段がない場合			
	<u>救 援</u> 物 資 の 無 償 貸 付 又 は 譲 与	「防衛省所管に属する物品の無償 <u>貸付</u> 及び譲与等に関する省令」（昭和 33 年総理府令第 1 号） <u>による。（ただし、譲与は、県、市その他の公共機関の救助が受けられず、当該物品の譲与を受けなければ生命・身体が危険であると認められる場合に限る。）</u>			
	<u>交 通 規 制 の 支 援</u>	<u>自衛隊車両の交通が輻輳する地点における車両を対象とする。</u>			
	危 険 物 の 保 安 及 び 除 去	能力上可能なものについて <u>の</u> 火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去			
	予 防 措 置	災害を未然に防止するため緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合			
	そ の 他	<u>県知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議し決定する。</u>			
第 3 災害派遣要請の手続					
【災対本部事務局】					
1 災害派遣要請の手続					
<u>市長は、市域に係る災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、文書により県知事に対してその旨を申し出るものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により依頼を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。依頼を受けた県知事は、その内容を検討し必要があると認められるときは、自衛隊に対して直ちに派遣を要請する。この場合、市長は、必要に応じて、その旨及び市域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。</u> なお、県知事は事態の推移に応じ、派遣を要請しないことを決定した場合は、直ちにその旨を市長に連絡するものとする。					
《様式 39》					
<table><tr><td>ア 提出（連絡）先</td><td>県危機管理課</td></tr></table>				ア 提出（連絡）先	県危機管理課
ア 提出（連絡）先	県危機管理課				

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）					修正案（平成 28 年度修正）																			
	イ 提出部数 1 部 ウ 記載事項 ・災害の状況及び派遣を要請する理由 ・派遣を希望する期間 ・派遣を希望する区域及び活動内容 ・連絡場所、連絡責任者、宿泊施設等その他参考となるべき事項 また、事態が急迫し、県知事に要請するいとまがない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊等の長部隊に通知するものとし、事後速やかに所定の手続を行うものとする。 2 災害派遣の要請先 県知事は、原則として千葉災害隊区長である第 1 空挺団長を通じて自衛隊に対する災害派遣要請を行うものとする。ただし、突発災害等において、人命の救助等のため緊急に災害派遣を必要とする場合は、最寄の駐屯地の部隊長に要請し、その旨を第 1 空挺団長に通報する。 表 3-8-5 自衛隊の連絡先 <table><tr><th>部隊名</th><th>連絡責任者</th><th>左記以外</th><th>NTT 電話番号 () は当直司令</th><th>県防災行政 無線電話</th></tr><tr><td>陸上自衛隊 第 1 空挺団 (習志野)</td><td>第 3 科 防衛班長</td><td>駐 屯 地 当 直 司 令</td><td>047-466-2141 内線 218、235、236 (302)</td><td>632-721 632-725 (当直)</td></tr><tr><td>陸上自衛隊 需品学校 (松 戸)</td><td>企 画 室 副 室 長</td><td>駐 屯 地 当 直 司 令</td><td>047-387-2171 内線 202、203 (302)</td><td>636-721 636-722 (FAX) 636-723 (当直)</td></tr></table>					部隊名	連絡責任者	左記以外	NTT 電話番号 () は当直司令	県防災行政 無線電話	陸上自衛隊 第 1 空挺団 (習志野)	第 3 科 防衛班長	駐 屯 地 当 直 司 令	047-466-2141 内線 218、235、236 (302)	632-721 632-725 (当直)	陸上自衛隊 需品学校 (松 戸)	企 画 室 副 室 長	駐 屯 地 当 直 司 令	047-387-2171 内線 202、203 (302)	636-721 636-722 (FAX) 636-723 (当直)					
	部隊名	連絡責任者	左記以外	NTT 電話番号 () は当直司令	県防災行政 無線電話																				
	陸上自衛隊 第 1 空挺団 (習志野)	第 3 科 防衛班長	駐 屯 地 当 直 司 令	047-466-2141 内線 218、235、236 (302)	632-721 632-725 (当直)																				
陸上自衛隊 需品学校 (松 戸)	企 画 室 副 室 長	駐 屯 地 当 直 司 令	047-387-2171 内線 202、203 (302)	636-721 636-722 (FAX) 636-723 (当直)																					
地 3-139	第 4 自主出勤 【災対本部事務局】 自衛隊は、<u>災害が発生又は発生のおそれがある場合で、災害派遣要請を受けた場合は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要性の有無を判断し、部隊等を派遣する。</u> <u>ただし、災害に際し、その事態に照らして特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣する。</u> <u>なお、要請を待たないで災害派遣を行う場合における判断の基準とすべき事項については、次に掲げるとおり。</u>					第 4 自主派遣 【災対本部事務局】 自衛隊は、<u>災害派遣要請のほか、次に掲げる事項を基準として自主的に部隊を派遣する。</u>																			

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	ア 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。 イ 災害に際し、都道府県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。 ウ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。 エ その他災害に際し、上記に準じて特に緊急を要し、都道府県知事等からの要請を待っていないとまがないと認められること。	ア 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。 イ 災害に際し、都道府県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。 ウ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。 エ その他災害に際し、上記に準じて特に緊急を要し、都道府県知事等からの要請を待っていないとまがないと認められること。
	第 5 自衛隊との連絡 【災対本部事務局】 派遣部隊との円滑、迅速な措置を図るための連絡調整は、災対本部事務局が行うものとする。	(削除)
	第 6 災害派遣部隊の受入体制 【災対本部事務局】 1 受入体制 市長は、派遣部隊の受入れに際しては次の事項に留意して、派遣部隊の救援目的が十分に達成できるように努めなければならない。 (1) 災害派遣部隊到着前 ア 応援を求める活動内容について、派遣部隊到着後速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備する。 イ 派遣部隊及び県との連絡職員を指名し、連絡する。 ウ 派遣部隊の宿营地及び駐車場等を準備する。 (2) 災害派遣部隊到着後 ア 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう、派遣部隊指揮官と協議する。 イ 派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を県危機管理課に報告する。	第 5 災害派遣部隊の受入体制 【災対本部事務局】 1 受入体制 市長は、派遣部隊の受入れに際しては次の事項に留意して、派遣部隊の救援目的が十分に達成できるように努めなければならない。 (1) 災害派遣部隊到着前 ア 応援を求める活動内容について、派遣部隊到着後速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備する。 イ 派遣部隊及び県との連絡職員を指名し、連絡する。 ウ 派遣部隊の宿营地及び駐車場等を準備する。 (2) 災害派遣部隊到着後 ア 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう、派遣部隊指揮官と協議する。 イ 派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を県危機管理課に報告する。
	2 作業計画及び資機材等の準備 市長は、県知事に対し自衛隊の要請を依頼するに当たっては、なるべく先行性のある計画を次の基準により立てるとともに、作業実施に必要とする十分な資材の準備を整え、かつ諸作業に係る管理者の了解をとりつけるよう配慮するものとする。 ア 作業箇所及び作業内容 イ 作業箇所別必要人数及び必要機材 ウ 作業箇所別優先順位 エ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所	2 作業計画及び資機材等の準備 市長は、県知事に対し自衛隊の要請を依頼するに当たっては、なるべく先行性のある計画を次の基準により立てるとともに、作業実施に必要とする十分な資機材の準備を整え、かつ諸作業に係る管理者の了解をとりつけるよう配慮するものとする。 ア 作業箇所及び作業内容 イ 作業箇所別必要人数及び必要機材 ウ 作業箇所別優先順位 エ 作業に要する資機材の種類別保管（調達）場所

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）																								
	オ 派遣部隊の連絡責任者、連絡方法及び連絡場所 3 派遣部隊の使用施設 市長は、<u>自衛隊派遣が決定されたときは</u>次の施設等を、自衛隊の使用等に講じるものとする。 ア 本部事務室 イ 宿营地 ウ 材料置場、炊事場 エ 駐車場（車 1 台の基準は 3m×8m） オ ヘリコプターの発着場 4 ヘリコプターの臨時離着陸場 市長は、表 3-8-6 の場所をヘリコプターの臨時離着陸場とし、次の要領により設営するものとする。 ア 着陸地点には、「H」記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリコプターの臨時離着陸場の近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。 イ 危害予防の措置 （ア） 離着陸地帯への立入禁止 離着陸地帯及びその近傍等、運行上の障害となるおそれのある範囲には、人を立ち入らせない。 （イ） 防塵措置 ヘリコプターの進入方向に留意して、散水等の措置を講じるものとする。 <table><caption>表 3-<u>8-6</u> ヘリコプターの臨時離着陸場</caption><tr><th>名称</th><th>所在地</th><th>電話</th><th>広さ m×m</th></tr><tr><td><u>流山市総合運動公園</u></td><td><u>流山市野々下 1 丁目 29-4</u></td><td><u>04-7159-1212</u></td><td><u>150× 75</u></td></tr><tr><td><u>新川耕地</u> <u>スポーツフィールド</u></td><td><u>流山市南 267</u></td><td><u>04-7152-9108</u></td><td><u>150×125</u></td></tr><tr><td>新東谷防災広場</td><td>流山市大字流山 965-1</td><td>—</td><td>88×77</td></tr></table> 第 <u>7</u> 災害派遣部隊の撤収要請 【災対本部事務局】 市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、文書により速やかに県知事に対して撤収要請を依頼するものとする。なお、県知事は、<u>災害派遣部隊の撤収要請を行う</u>場合は、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう、市長及び派遣部隊の長と協議して行う。 《様式 40》	名称	所在地	電話	広さ m×m	<u>流山市総合運動公園</u>	<u>流山市野々下 1 丁目 29-4</u>	<u>04-7159-1212</u>	<u>150× 75</u>	<u>新川耕地</u> <u>スポーツフィールド</u>	<u>流山市南 267</u>	<u>04-7152-9108</u>	<u>150×125</u>	新東谷防災広場	流山市大字流山 965-1	—	88×77	オ 派遣部隊の連絡責任者、連絡方法及び連絡場所 3 派遣部隊の使用施設 市長は、次の施設等を、自衛隊の使用等に講じるものとする。 ア 本部事務室 イ 宿营地 ウ 材料置場、炊事場 <u>（野外の適切な広さ）</u> エ 駐車場（車 1 台の基準は 3m×8m） オ ヘリコプターの発着場 4 ヘリコプターの臨時離着陸場 市長は、表 3-8-6 の場所をヘリコプターの臨時離着陸場とし、次の要領により設営するものとする。 ア 着陸地点には、「H」記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリコプターの臨時離着陸場の近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。 イ 危害予防の措置 （ア） 離着陸地帯への立入禁止 離着陸地帯及びその近傍等、運行上の障害となるおそれのある範囲には、人を立ち入らせない。 （イ） 防塵措置 ヘリコプターの進入方向に留意して、散水等の措置を講じるものとする。 <table><caption>表 3-<u>9-3</u> ヘリコプターの臨時離着陸場</caption><tr><th>名称</th><th>所在地</th><th>電話</th><th>広さ m×m</th></tr><tr><td>新東谷防災広場</td><td>流山市大字流山 965-1</td><td>—</td><td>88×77</td></tr></table> 第 <u>6</u> 災害派遣部隊の撤収要請 【災対本部事務局】 市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、文書により速やかに県知事に対して撤収を要請するものとする。なお、県知事は、<u>撤収を要請する</u>場合は、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう、市長及び派遣部隊の長と協議して行う。 《様式 40》	名称	所在地	電話	広さ m×m	新東谷防災広場	流山市大字流山 965-1	—	88×77
名称	所在地	電話	広さ m×m																							
<u>流山市総合運動公園</u>	<u>流山市野々下 1 丁目 29-4</u>	<u>04-7159-1212</u>	<u>150× 75</u>																							
<u>新川耕地</u> <u>スポーツフィールド</u>	<u>流山市南 267</u>	<u>04-7152-9108</u>	<u>150×125</u>																							
新東谷防災広場	流山市大字流山 965-1	—	88×77																							
名称	所在地	電話	広さ m×m																							
新東谷防災広場	流山市大字流山 965-1	—	88×77																							

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	第 8 経費負担区分 【財務会計班】 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。 ア 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものは除く。）等の購入費、借上料及び修繕費 イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料 ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等 エ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と市が協議するものとする。 オ 本市を含む他の自治体にわたる活動に対する経費は、当該自治体間の協議により決定するものとする。	第 7 経費負担区分 【財務会計班】 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。 ア 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものは除く。）等の購入費、借上料及び修繕費 イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料 ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等 エ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と市が協議するものとする。 オ 本市を含む他の自治体にわたる活動に対する経費は、当該自治体間の協議により決定するものとする。
風 3-151	第 4 自主出動 【災対本部事務局】 自衛隊は、<u>災害が発生又は発生のおそれがある場合で、災害派遣要請を受けた場合は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要性の有無を判断し、部隊等を派遣する。</u> <u>ただし、災害に際し、その事態に照らして特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣する。</u> <u>なお、要請を待たないで災害派遣を行う場合における判断の基準とすべき事項については、次に掲げるとおり。</u> ア 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。 イ 災害に際し、都道府県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。 ウ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。 エ その他災害に際し、上記に準じて特に緊急を要し、都道府県知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。 第 5 自衛隊との連絡 【災対本部事務局】 <u>派遣部隊との円滑、迅速な措置を図るための連絡調整は、災対本部事務局が行うものとする。</u> 第 6 災害派遣部隊の受入体制 【災対本部事務局】	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	1 受入体制 市長は、派遣部隊の受入れに際しては次の事項に留意して、派遣部隊の救援目的が十分に達成できるように努めなければならない。 (1) 災害派遣部隊到着前 ア 応援を求める活動内容について、派遣部隊到着後速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備する。 イ 派遣部隊及び県との連絡職員を指名し、連絡する。 ウ 派遣部隊の宿営地設及び駐車場等を準備する。 (2) 災害派遣部隊到着後 ア 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう、派遣部隊指揮官と協議する。 イ 派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を県危機管理課に報告する。 2 作業計画及び資機材等の準備 市長は、県知事に対し自衛隊の要請を依頼するに当たっては、なるべく先行性のある計画を次の基準により立てるとともに、作業実施に必要なとする十分な資材の準備を整え、かつ諸作業に係る管理者の了解をとりつけるよう配慮するものとする。 ア 作業箇所及び作業内容 イ 作業箇所別必要人数及び必要機材 ウ 作業箇所別優先順位 エ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所 オ 派遣部隊の連絡責任者、連絡方法及び連絡場所 3 派遣部隊の使用施設 市長は、<u>自衛隊派遣が決定されたときは</u>次の施設等を、自衛隊の使用等に講じるものとする。 ア 本部事務室 イ 宿営地 ウ 材料置場、炊事場 エ 駐車場（車 1 台の基準は 3m×8m） オ ヘリコプターの発着場 4 ヘリコプターの臨時離着陸場 市長は、表 3-8-6 の場所をヘリコプターの臨時離着陸場とし、次の要領により設営するものとする。	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）																
	ア 着陸地点には、「H」記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリコプターの臨時離着陸場の近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。 イ 危害予防の措置 （ア） 離着陸地帯への立入禁止 離着陸地帯及びその近傍等、運行上の障害となるおそれのある範囲には、人を立ち入らせない。 （イ） 防塵措置 ヘリコプターの進入方向に留意して、散水等の措置を講じるものとする。 表 3-<u>8-6</u> ヘリコプターの臨時離着陸場 <table><tr><th>名称</th><th>所在地</th><th>電話</th><th>広さ m×m</th></tr><tr><td><u>流山市総合運動公園</u></td><td><u>流山市野々下 1 丁目 29-4</u></td><td><u>04-7159-1212</u></td><td><u>150× 75</u></td></tr><tr><td><u>新川耕地</u> <u>スポーツフィールド</u></td><td><u>流山市南 267</u></td><td><u>04-7152-9108</u></td><td><u>150×125</u></td></tr><tr><td>新東谷防災広場</td><td>流山市大字流山 965-1</td><td>—</td><td>88×77</td></tr></table> 第 <u>7</u> 災害派遣部隊の撤収要請 【災対本部事務局】 市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、文書により速やかに県知事に対して撤収要請を依頼するものとする。なお、県知事は、<u>災害派遣部隊の撤収要請を行う</u>場合は、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう、市長及び派遣部隊の長と協議して行う。 《様式 40》 第 <u>8</u> 経費負担区分 【財務会計班】 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。 ア 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものは除く。）等の購入費、借上料及び修繕費 イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料 ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等 エ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と市が協議するものとする。 オ 本市を含む他の自治体にわたる活動に対する経費は、当該自治体間の協議により決定するものとする。	名称	所在地	電話	広さ m×m	<u>流山市総合運動公園</u>	<u>流山市野々下 1 丁目 29-4</u>	<u>04-7159-1212</u>	<u>150× 75</u>	<u>新川耕地</u> <u>スポーツフィールド</u>	<u>流山市南 267</u>	<u>04-7152-9108</u>	<u>150×125</u>	新東谷防災広場	流山市大字流山 965-1	—	88×77	
名称	所在地	電話	広さ m×m															
<u>流山市総合運動公園</u>	<u>流山市野々下 1 丁目 29-4</u>	<u>04-7159-1212</u>	<u>150× 75</u>															
<u>新川耕地</u> <u>スポーツフィールド</u>	<u>流山市南 267</u>	<u>04-7152-9108</u>	<u>150×125</u>															
新東谷防災広場	流山市大字流山 965-1	—	88×77															
地 3-142	第 <u>9</u> 節 生活関連施設等の応急復旧計画	第 <u>10</u> 節 生活関連施設等の応急復旧計画																

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	市は、地震による土砂災害の危険箇所や危険物施設等について、速やかに点検及び応急措置等を実施し、二次災害の防止に努めるものとする。 また、都市生活の基盤をなす水道・下水道・電気・ガス・電話・交通機関等のライフライン施設等の被害は、都市機能を麻痺させ、住民の生活や社会活動にきわめて大きな影響を与える。このため、市及び各事業者は相互に連携を図り、応急復旧や二次災害の防止活動に努めるものとする。 第 1 ライフライン施設等の応急対策 【秘書広報班・給水工務班・河川班・防疫衛生班・ライフライン関係機関（東京電力(株)東葛支社・東日本電信電話(株)千葉支店・京和ガス(株)・京葉ガス(株)東葛支社）】 上・下水道、電気、ガス及び電話等のライフライン施設は、住民の日常生活及び社会経済活動、地震発生時における被災者の生活確保等の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。これらの施設が地震により被害を受け、その復旧に長期間要した場合、都市生活機能は著しく低下し、麻痺状態となることが予想される。このため、それぞれの事業者は、復旧時までの間の代替措置を講じるとともに、迅速に応急復旧体制を整備するものとする。 ライフライン施設の応急対策活動を迅速に進めるためには、地震発生後各施設の被害状況を速やかに把握して、それに対応した応急対策計画を策定し、実施していく必要がある。このため各ライフライン事業者は、被害情報の収集・伝達体制を確立するものとする。 また、地震の規模によっては、本市だけでなく広範囲かつ大量にライフライン施設の被害が発生し、当該事業者だけでは復旧が進まないこともある。こうした場合に備えて各事業者は、相互に連携を図りつつ、県内及び県外の同業者に協力を求めて応援体制を確立し、円滑な対策の実施を図るものとする。 1 情報収集・伝達手段の整備 地震発生後、水道、下水道、電力、ガス、通信のライフラインの被害情報及び復旧情報は、被災者にとって重要な情報である。 ライフライン情報の収集・伝達系統は、次の図のとおりとする。ライフライン各社がライフラインの復旧情報を市の災対本部事務局に提供し、市災害対策本部を通じて、秘書広報班から防災関係機関、マスコミ等へライフライン情報の提供を行うものとする。	市は、地震や豪雨による土砂災害の危険箇所や危険物施設等について、速やかに点検及び応急措置等を実施し、二次災害の防止に努めるものとする。 また、都市生活の基盤をなす水道・下水道・電気・ガス・通信・交通機関等のライフライン施設等の被害は、都市機能を麻痺させ、住民の生活や社会活動にきわめて大きな影響を与えることは、 <u>阪神・淡路大震災及び東日本大震災などで明らかになったところである</u>。このため、市及び各事業者は相互に連携を図り、応急復旧や二次災害の防止活動に努めるものとする。 第 1 ライフライン施設等の応急対策 【災対本部事務局・秘書広報班・給水工務班・ライフライン関係機関（東京電力パワーグリッド(株)東葛支社・東日本電信電話・(株)NTTドコモ千葉支店・KDD I (株)京和ガス(株)・京葉ガス(株)東葛支社）】 水道、下水道、電気、ガス及び通信等のライフライン施設は、住民の日常生活及び社会経済活動、災害発生時における被災者の生活確保等の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。これらの施設が地震により被害を受け、その復旧に長期間要した場合、都市生活機能は著しく低下し、麻痺状態となることが予想される。このため、それぞれの事業者は、復旧時までの間の代替措置を講じるとともに、迅速に応急復旧体制を整備するものとする。 ライフライン施設の応急対策活動を迅速に進めるためには、災害発生後各施設の被害状況を速やかに把握して、それに対応した応急対策計画を策定し、実施していく必要がある。このため各ライフライン事業者は、被害情報の収集・伝達体制を確立するものとする。 また、災害の規模によっては、本市だけでなく広範囲かつ大量にライフライン施設の被害が発生し、当該事業者だけでは復旧が進まないこともある。こうした場合に備えて各事業者は、相互に連携を図りつつ、県内及び県外の同業者に協力を求めて応援体制を確立し、円滑な対策の実施を図るものとする。 1 情報収集・伝達手段 水道、下水道、電力、ガス、通信のライフラインの被害情報及び復旧情報は、被災者にとって重要な情報である。 ライフライン情報の収集・伝達系統は、次図のとおりとする。ライフライン各社がライフラインの復旧情報を市の災対本部事務局に提供し、災害対策本部を通じて、秘書広報班から防災関係機関、マスコミ等へライフライン情報の提供を行うものとする。

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	マ ス コ ミ 等 に よ る 各 ラ イ フ ラ イ ン 情 報 伝 達 水 道 部 建 設 部 電 力 ガ ス 通 信 防災行政無線 庁内電話 専用電話 一般加入電話 F A X 市 災 害 対 策 本 部 事 務 局 秘 書 広 報 班 広報車 電話対応 防災行政無線 市ホームページ 安心メール ツイッター 等 テレビ ケーブルテレビ ラジオ・新聞 電話・F A X 被 災 者 (住 民) マ ス コ ミ ・被災後のライフライン情報（被害情報・復旧情報等）は、各事業者から災害対策本部事務局へ集約され、秘書広報班からマスコミや被災者へ伝達される。 ・電気・ガス・通信事業者からは、独自に各マスコミへの情報提供がなされる。	マ ス コ ミ 等 に よ る 各 ラ イ フ ラ イ ン 情 報 伝 達 水 道 部 建 設 部 電 力 ガ ス 通 信 防災行政無線 庁内電話 専用電話 一般加入電話 F A X 市 災 害 対 策 本 部 事 務 局 秘 書 広 報 班 広報車 電話対応 防災行政無線 市ホームページ 安心メール ツイッター 等 テレビ ケーブルテレビ ラジオ・新聞 電話・F A X 被 災 者 (住 民) マ ス コ ミ ・被災後のライフライン情報（被害情報・復旧情報等）は、各事業者から災害対策本部事務局へ集約され、秘書広報班からマスコミや被災者へ伝達される。 ・電気・ガス・通信事業者からは、独自に各マスコミへの情報提供がなされる。
	図 3-9-1 災害時ライフライン情報の収集・伝達系統	図 3-10-1 災害時ライフライン情報の収集・伝達系統
2	電力施設の応急復旧 (1) 地震災害時における危険予防措置 災害発生時といえども<u>需要家サービス</u>及び治安維持<u>上</u>原則として送電を維持するが、浸水、建物倒壊により<u>運転することがかえって危険であり</u>、事故を誘発おそれがある場合、<u>又は運転不能の予想される場合は、運転を停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講じ待機する。</u> (2) 応急復旧対策 ア 被害状況の早期把握 <u>全般的な災害状況</u>の遅速は、復旧計画<u>樹立</u>に大いに影響するので、あらゆる方法をもって<u>被害の状況の</u>早期把握に努める。 イ 復旧の順位 <u>各設備の復旧順位は、災害状況、各設備の被害復旧の難易等を勘案し、供給上復旧効果の大きいものより行う。</u> ウ 広報 <u>感電</u>ならびに漏電による出火を防止するため、<u>テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて需要家に対し、次の諸点を十分啓発するほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。また、災害時における住民の不安を鎮静させるため、電力施設の被害状況、復旧予定についての的確な広報を行うものとする。</u> (ア) 切れた電線や、垂れ下がった電線には絶対に触らないこと。	2 電力施設の応急復旧 (1) 災害時における危険予防措置 <u>災害発生時といえども救命救急対応及び治安維持のため、原則として送電を維持するが、浸水、建物の倒壊等により送電することがかえって事故を誘発するおそれがある場合等、東京電力パワーグリッド(株)が危険と判断した場合は、送電を停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講じ待機する。</u> (2) 応急復旧対策 <u>ア 被害状況の早期把握</u> <u>被害状況把握の遅速は、復旧計画策定に大いに影響するので、あらゆる方法をもって早期把握に努める。</u> <u>イ 復旧の順位</u> <u>原則として、供給上復旧効果の大きいものより行う。</u> <u>ウ 広報</u> <u>感電事故ならびに漏電による出火を防止するため、次のとおり広報活動を実施する。</u> <u>(ア) 切れた電線や、垂れ下がった電線には絶対に触らないこと。</u>

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	（イ） 使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと。 （ウ） 外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。 （エ） 電柱の倒壊、折損、電線の断線・垂下等を発見した場合は、速やかにカスタマーセンターへ連絡すること。 （オ） 建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。使用する場合は、絶縁検査を受けてから使用すること。 《資料 56》	<u>（イ） 使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと。</u> <u>（ウ） 外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。</u> <u>（エ） 電柱の倒壊、折損、電線の断線・垂下等を発見した場合は、速やかにカスタマーセンターへ連絡すること。</u> <u>（オ） 建物の倒壊により損傷、又は浸水や雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。使用する場合は、絶縁検査を受けてから使用すること。</u> <u>（カ） 無断昇柱、無断工事をしないこと。</u> <u>（キ） その他必要な事項</u> <u>エ 広報手段</u> <u>（ア）報道機関（テレビ・ラジオ等）による広報</u> <u>（イ）広報車等による広報</u> 《資料 56》
	3 通信施設の応急復旧 (1) 東日本電信電話(株) ア 応急措置 <u>地震災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生</u>により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。 （ア） 通信の利用制限 （イ） <u>非常通話、緊急通話の優先、確保</u> （ウ） 無線設備の使用 （エ） 特設公衆電話の設置 （オ） 非常用可搬型電話局装置の設置 （カ） 臨時電報、電話受付所の開設 （キ） 回線の応急復旧 （ク） <u>伝言・取次サービスの実施</u> イ 災害時の広報 <u>地震災害のため</u>通信が途絶、もしくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。 （ア） 通信途絶、利用制限の理由と内容 （イ） 災害復旧装置と復旧見込時期 （ウ） 通信利用者に協力を要請する事項 <u>（エ） 災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始</u> (2) (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ ア 応急措置 震災により通信設備に被害が生じた場合、又は異常輻輳時の事態の発生により通信の疎通が	3 通信施設の応急復旧 (1) 東日本電信電話(株) ア 応急措置 <u>通信設備の損傷又は異常輻輳等</u>により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。 （ア） 通信の利用制限 （イ） <u>災害時優先電話、警察・消防緊急通報回線の確保</u> （ウ） 無線設備の使用 （エ） 特設公衆電話の設置 （オ） 非常用可搬型電話局装置の設置 （カ） 臨時電報、電話受付所の開設 （キ） 回線の応急復旧 （ク） <u>災害用伝言ダイヤル「171」の運用</u> イ 災害時の広報 通信が途絶、もしくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。 （ア） 通信途絶、利用制限の理由と内容 （イ） 災害復旧装置と復旧見込時期 （ウ） 通信利用者に協力を要請する事項 (2) (株)NTTドコモ ア 応急措置 震災により通信設備に被害が生じた場合、又は異常輻輳時の事態の発生により通信の疎通が

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次の通り応急措置を行う。 (ア) 通信の利用制限 (イ) 非常通話、緊急通話の優先、確保 (ウ) 可搬型無線基地局装置の設置 (エ) 携帯電話、衛星携帯電話による臨時電話の運用 (オ) 回線の応急復旧 イ 災害時の広報 <u>震災のため</u>通信が途絶し、若しくは利用の制限を行った時は、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に通知する。 (ア) 通信途絶、利用制限の理由と内容 (イ) 災害復旧措置と復旧見込時期 (ウ) 通信利用者に協力を要請する事項 (3) KDDI (株) <u>KDDI (株) では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、</u>通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。 <u>災害発生時には、中継局</u>の停電対策のため、移動電源車の出動を準備する。 通信に輻輳が発生した場合には、通信の利用制限を行い必要な通信を確保するとともにとともに、一般市民を対象に災害伝言板サービスによる安否情報の伝達に協力する。 4 ガス施設の応急復旧 (1) 応急対策 <u>ア 地震災害時の初動措置</u> (ア) 官公庁、報道機関及び社内事業者等から、被害情報等の情報収集を行う。 <u>(イ) 事業所設備等の点検を行う。</u> <u>(ウ) 製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止を行う。</u> <u>(エ) ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置を講じる。</u> <u>(オ) その他、状況に応じた措置を行う。</u> <u>イ 応急措置</u> <u>(ア)</u> 非常災害対策本部の指示に基づき、各事業所は有機的な連携を保ちつつ施設の応急措置にあたる。 <u>(イ)</u> 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。 <u>(ウ)</u> 供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切り替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。 <u>(エ)</u> その他、現場の状況により適切な措置を講じる。	困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次の通り応急措置を行う。 (ア) 通信の利用制限 (イ) 非常通話、緊急通話の優先、確保 (ウ) 可搬型無線基地局装置の設置 (エ) 携帯電話、衛星携帯電話による臨時電話の運用 (オ) 回線の応急復旧 イ 災害時の広報 通信が途絶し、若しくは利用の制限を行った時は、広報車、ラジオ、テレビ、<u>インターネット</u>等によって次の事項を利用者に通知する。 (ア) 通信途絶、利用制限の理由と内容 (イ) 災害復旧措置と復旧見込時期 (ウ) 通信利用者に協力を要請する事項 <u>(エ)「災害用伝言板」及び「音声お届けサービス」の提供開始</u> (3) KDDI (株) <u>ア 応急措置</u> <u>(ア)</u> 通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。 <u>(イ) 基地局</u>の停電対策のため、移動電源車の出動を準備する。 <u>(ウ)</u> 通信に輻輳が発生した場合には、通信の利用制限を行い必要な通信を確保するとともにとともに、一般市民を対象に「<u>災害伝言板サービス</u>」による安否情報の伝達に協力する。 4 ガス施設の応急復旧 (1) 応急措置 <u>(ア) 官公庁、報道機関及び社内事業者等から、被害情報等の情報収集を行う。</u> <u>(イ) 非常災害対策本部の指示に基づき、各事業所は有機的な連携を保ちつつ施設の応急措置にあたる。</u> <u>(ウ) 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。</u> <u>(エ) 供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切り替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。</u> <u>(オ) その他、現場の状況により適切な措置を講じる。</u>

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	(2) 災害時の広報 災害時には、供給区域全域の供給停止をすることなく、被害の程度に応じてブロック毎に供給を停止するが、ガスによる二次災害の防止、住民の不安除去のため、広報車による巡回のほか、消防署、警察署、報道機関等に連絡を要請し、あらゆる手段をつくして、被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の見通しについて広報する。 ア <u>地震</u>発生時にすべきこと (ア) ガス栓を全部閉めること。 (イ) ガスメータのそばにあるメータコックを閉めること。 (ウ) ガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁であること。この場合には、ガス栓・メータコックを閉め、直ちにガス会社に連絡すること。 (エ) 換気扇の使用は、スイッチの花火によって爆発の原因となるので避けること。 イ マイコンメータ（全面にランプがあるメータ）が作動してガスが出ない場合 (ア) グレーのメータの場合は、マイナスドライバーで左上の蓋を開け、内部の軸をドライバーで反時計回りにしっかりと回し、ランプの点灯を確認する。 (イ) クリームのメータの場合は、左上の丸い蓋を外し、中のボタンをしっかりと押し、ランプの点灯を確認する。 (ウ) 操作終了後 3 分間マイコンによる漏洩検査のためガスの使用はしないこと。 ウ 供給を停止した場合 (ア) ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給を停止しているので、ガス栓、メータコックを閉め、ガス会社から連絡があるまで待つこと。 (イ) ガスの供給が再開されるときには、必ず、あらかじめガス会社が各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまでガスを使用しないこと。 《資料 49・57》	<u>(2) 災害時の広報</u> <u>災害時には、供給区域全域の供給停止をすることなく、被害の程度に応じてブロック毎に供給を停止するが、ガスによる二次災害の防止、住民の不安除去のため、広報車による巡回のほか、消防署、警察署、報道機関等に連絡を要請し、あらゆる手段をつくして、被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の見通しについて広報する。</u> <u>ア 災害発生時にすべきこと</u> <u>(ア) ガス栓を全部閉めること。</u> <u>(イ) ガスメータのそばにあるメータコックを閉めること。</u> <u>(ウ) ガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁であること。この場合には、ガス栓・メータコックを閉め、直ちにガス会社に連絡すること。</u> <u>(エ) 換気扇の使用は、スイッチの花火によって爆発の原因となるので避けること。</u> <u>イ マイコンメータ（全面にランプがあるメータ）が作動してガスが出ない場合</u> <u>(ア) グレーのメータの場合は、マイナスドライバーで左上の蓋を開け、内部の軸をドライバーで反時計回りにしっかりと回し、ランプの点灯を確認する。</u> <u>(イ) クリームのメータの場合は、左上の丸い蓋を外し、中のボタンをしっかりと押し、ランプの点灯を確認する。</u> <u>(ウ) 操作終了後 3 分間マイコンによる漏洩検査のためガスの使用はしないこと。</u> <u>ウ 供給を停止した場合</u> <u>(ア) ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給を停止しているので、ガス栓、メータコックを閉め、ガス会社から連絡があるまで待つこと。</u> <u>(イ) ガスの供給が再開されるときには、必ず、あらかじめガス会社が各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまでガスを使用しないこと。</u> <u>《資料 49・57》</u>
	5 水道施設の応急復旧 (1) 水道停止時の代替措置 応急給水活動については、本章第 7 節「第 1 応急給水」に示した要領で実施する。 (2) 応急復旧の実施 ア 作業体制の確保 市は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立するものとする。 また、広域的な範囲で被害が発生し、市のみでは作業が困難な場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」のもと、県に対し協力を要請するものとする。 <u>市が協力要請を行った場合には、県は他の関係機関に対し協力を要請する等、広域的な作業体制の確保に努めるものとする。</u> イ 応急復旧作業の実施 市は、次に示す応急復旧の行動指針に基づき、応急復旧作業を実施する。その際、医療施設、<u>避難場所</u>、福祉施設、老人施設等の施設については、優先的に作業を行うものとする。	5 水道施設の応急復旧 (1) 水道停止時の代替措置 応急給水活動<u>について</u>は、本章第 7 節「第 1 応急給水」に示した要領で実施する。 (2) 応急復旧の実施 ア 作業体制の確保 市は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立するものとする。 また、広域的な範囲で被害が発生し、市のみでは作業が困難な場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」のもと、県に対し協力を要請するものとする。 イ 応急復旧作業の実施 市は、次に示す応急復旧の行動指針に基づき、応急復旧作業を実施する。その際、医療施設、<u>指定避難所</u>、福祉施設、老人施設等の施設については、優先的に作業を行うものとする。

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	応急復旧の行動指針 - 施設復旧の完了の目標を明らかにする。 - 施設復旧の手順及び方法を明らかにする。特に、応急復旧を急ぐ必要がある基幹施設や避難所等への配管経路を明らかにする。 - 施設復旧にあたる班編成(人員・資機材)の方針を明らかにする。その際には、被災して集合できない職員があることを想定して行うものとする。 - 被災状況を迅速に調査し明らかにするとともに、被災状況に応じた漏水箇所の切り離し等の緊急措置を講じる。 - 応急復旧の資機材の調達方法を明らかにする。 - 応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期の広報等、応急復旧実施時に行うべき広報の内容及び方法を明らかにする。 (ア) 配管設備破損の場合 配水管の破損が小規模な場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網より給水を行うものとする。 また、配水管の破損が大規模な場合は、復旧が困難な地区に対して、路上又は浅い土被りによる仮配管を行い、仮設給水栓を設置するものとする。 (イ) 水道水の衛生保持 水道施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないよう処理するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合には、水道の使用を一時停止するよう住民に周知するものとする。 ウ 応急復旧資機材の確保 市は、削岩機、堀削機等の応急復旧用資機材が不足する場合は、県に対し調達を要請する。市が要請した場合には、他の関係機関に対し協力を要請する等、資機材の確保に努めるものとする。 <u>エ 住民への広報</u> <u>市及び水道工事店等は、断・減水の状況、応急復旧の見通し、応急給水所の設置等について、住民への広報を実施するものとする。</u> 《資料 41》 6 下水道施設の応急復旧 (1) 公共下水道停止時の代替措置 ア 公共下水道使用制限の周知 市は、下水道管（汚水）の使用が不可となった区域に対して防災無線、広報車等により使用を制限する周知を行う。 イ 仮設トイレの設置	応急復旧の行動指針 - 施設復旧の完了の目標を明らかにする。 - 施設復旧の手順及び方法を明らかにする。特に、応急復旧を急ぐ必要がある基幹施設や避難所等への配管経路を明らかにする。 - 施設復旧にあたる班編成(人員・資機材)の方針を明らかにする。その際には、被災して集合できない職員があることを想定して行うものとする。 - 被災状況を迅速に調査し明らかにするとともに、被災状況に応じた漏水箇所の切り離し等の緊急措置を講じる。 - 応急復旧の資機材の調達方法を明らかにする。 - 応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期の広報等、応急復旧実施時に行うべき広報の内容及び方法を明らかにする。 (ア) 配管設備破損の場合 配水管の破損が小規模な場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網より給水を行うものとする。 また、配水管の破損が大規模な場合は、復旧が困難な地区に対して、路上又は浅い土被りによる仮配管を行い、仮設給水栓を設置するものとする。 (イ) 水道水の衛生保持 水道施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないよう処理するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合には、水道の使用を一時停止するよう住民に周知するものとする。 ウ 応急復旧資機材の確保 市は、削岩機、堀削機等の応急復旧用資機材が不足する場合は、県に対し調達を要請する。 エ 住民への広報 市及び水道工事店等は、断・減水の状況、応急復旧の見通し、応急給水所の設置等について、住民への広報を実施するものとする。 《資料 41》 6 下水道施設の応急復旧 (1) 公共下水道停止時の代替措置 ア 公共下水道使用制限の周知 市は、下水道管（汚水）の使用が不可となった区域に対して防災無線、広報車等により使用を制限する周知を行う。 イ 仮設トイレの設置

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	市は、<u>避難場所</u>等に仮設トイレを設置するものとする。 (2) 応急復旧の実施 ア 作業体制の確保 市は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。 また、広域的な範囲で被害が発生し、市のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請するものとする。 イ 応急復旧作業の実施 市は、管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い、排水機能の回復に努めるものとする。 ウ 住民への広報 市は、被害状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施するものとする。	市は、<u>指定避難所</u>等に仮設トイレを設置するものとする。 (2) 応急復旧の実施 ア 作業体制の確保 市は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。 また、広域的な範囲で被害が発生し、市のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請するものとする。 イ 応急復旧作業の実施 市は、管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い、排水機能の回復に努めるものとする。 ウ 住民への広報 市は、被害状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施するものとする。
風 3-154	第 9 節 生活関連施設等の応急復旧計画 市は、豪雨による土砂災害の危険箇所や<u>災害時における</u>危険物施設等について、速やかに点検及び応急措置等を実施し、二次災害の防止に努めるものとする。 また、都市生活の基盤をなす水道・下水道・電気・ガス・<u>電話</u>・交通機関等のライフライン施設等の被害は、都市機能を麻痺させ、住民の生活や社会活動にきわめて大きな影響を与える。このため、市及び各事業者は相互に連携を図り、応急復旧や二次災害の防止活動に努めるものとする。 第 1 ライフライン施設等の応急対策 【災対本部事務局・秘書広報班・給水工務班・河川班・防疫衛生班・ライフライン関係機関（東京電力(株)東葛支社・東日本電信電話<u>(株)千葉支店</u>・京和ガス(株)・京葉ガス(株)東葛支社）】 <u>上</u>・下水道、電気、ガス及び<u>電話</u>等のライフライン施設は、住民の日常生活及び社会経済活動、<u>風水害等の災害</u>発生時における被災者の生活確保等の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。これらの施設が災害により被害を受け、その復旧に長期間要した場合、都市生活機能は著しく低下し、麻痺状態となることが予想される。このため、それぞれの事業者は、復旧時までの間の代替措置を講じるとともに、迅速に応急復旧体制を整備するものとする。 ライフライン施設の応急対策活動を迅速に進めるためには、<u>風水害等の災害</u>発生後各施設の被害状況を速やかに把握して、それに対応した応急対策計画を策定し、実施していく必要がある。このため各ライフライン事業者は、被害情報の収集・伝達体制を確立するものとする。 また、<u>風水害等</u>の規模によっては、本市だけでなく広範囲かつ大量にライフライン施設の被害が発生し、当該事業者だけでは復旧が進まないこともある。こうした場合に備えて各事業者は、相互に連携を図りつつ、県内及び県外の同業者に協力を求めて応援体制を確立し、円滑な対策の実施を図るものとする。 1 情報収集・伝達手段の整備	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	<u>災害発生後</u>、水道、下水道、電力、ガス、通信のライフラインの被害情報及び復旧情報は、被災者にとって重要な情報である。 ライフライン情報の収集・伝達系統は、次<u>の</u>図のとおりとする。ライフライン各社がライフラインの復旧情報を市の災対本部事務局に提供し、市災害対策本部を通じて、秘書広報班から防災関係機関、マスコミ等へライフライン情報の提供を行うものとする。 マ ス コ ミ 等 に よ る 各 ラ イ フ ラ イ ン 情 報 伝 達 水 道 部 建 設 部 電 力 ガ ス 通 信 防災行政無線 庁内電話 防災行政無線 庁内電話 専用電話 一般加入電話 F A X 専用電話 一般加入電話 F A X 専用電話 一般加入電話 F A X 市 災 害 対 策 本 部 事 務 局 秘 書 広 報 班 広報車 電話応対 防災行政無線 市ホームページ 安心メール ツイッター 等 テレビ ケーブルテレビ ラジオ・新聞 電話・F A X 被 災 者 (住 民) マ ス コ ミ ・被災後のライフライン情報（被害情報・復旧情報等）は、各事業者から災害対策本部事務局へ集約され、秘書広報班からマスコミや被災者へ伝達される。 ・電気・ガス・通信事業者からは、独自に各マスコミへの情報提供がなされる。 図 3-<u>9</u>-1 災害時ライフライン情報の収集・伝達系統 2 電力施設の応急復旧 (1) 非常災害前の対策 <u>ア 公衆感電障害事故防止</u> <u>新聞、有線放送、テレビ、ラジオ、PR 車、ビラ、その他適切な方法をもって一般公衆に対し、次の事項を周知徹底し、事故防止に努める。</u> <u>(ア) 無断昇柱、無断工事を禁止すること。</u> <u>(イ) 不良個所（電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等）を発見した場合は、速やかにカスタマーセンターへ連絡すること。</u> <u>(ウ) 断線又は垂下している電線には絶対に触らないこと。</u> <u>(エ) 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気機器は、危険なため使用しないこと。又、使用する場合は絶縁検査を受けた上で使用すること。</u> (2) 災害発生時の対策 <u>ア 各設備の運転保守について</u> <u>(ア) 災害発生時といえども需要家サービス並びに治安維持のため、原則として送電を継続す</u>	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	<u>る。</u> <u>（イ） 浸水、建物倒壊により運転することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合又は運転不能が予測される場合は、運転を停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講じ退避する。なお、緊急やむを得ない場合はこの限りではない。</u> <u>イ 被害状況の周知</u> <u>（ア） 本部の情報班は、速やかに被害状況の全般を掌握し、新聞、テレビ、ラジオ、有線放送、PR 車、ビラ等を利用し、その状況（被害数、復旧見込み等）の周知に努める。</u> <u>（イ） 監督官公庁に報告あるいは連絡し、復旧作業に対する協力を要請する。</u> <u>《資料 56》</u> 3 通信施設の応急復旧 (1) 東日本電信電話(株) ア 応急措置 <u>災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生</u>により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。 （ア） 通信の利用制限 （イ） <u>非常通話、緊急通話の優先、確保</u> （ウ） 無線設備の使用 （エ） 特設公衆電話の設置 （オ） 非常用可搬型電話局装置の設置 （カ） 臨時電報、電話受付所の開設 （キ） 回線の応急復旧 （ク） <u>伝言・取次サービスの実施</u> イ 災害時の広報 害のため通信が途絶、もしくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。 （ア） 通信途絶、利用制限の理由と内容 （イ） 災害復旧装置と復旧見込時期 （ウ） 通信利用者に協力を要請する事項 <u>（エ） 災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始</u> (2) (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ ア 応急措置 <u>震災により</u>通信設備に被害が生じた場合、又は異常輻輳時の事態の発生により通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次の通り応急措置を行う。 （ア） 通信の利用制限	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	（イ） 非常通話、緊急通話の優先、確保 （ウ） 可搬型無線基地局装置の設置 （エ） 携帯電話、衛星携帯電話による臨時電話の運用 （オ） 回線の応急復旧 イ 災害時の広報 <u>震災</u>のため通信が途絶し、若しくは利用の制限を行った時は、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に通知する。 （ア） 通信途絶、利用制限の理由と内容 （イ） 災害復旧措置と復旧見込時期 （ウ） 通信利用者に協力を要請する事項 (3) KDDI (株) <u>KDDI (株)では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、</u>通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。 <u>災害発生時には、中継局</u>の停電対策のため、移動電源車の出動を準備する。 通信に輻輳が発生した場合には、通信の利用制限を行い必要な通信を確保するとともにとともに、一般市民を対象に災害伝言板サービスによる安否情報の伝達に協力する。 4 ガス施設の応急復旧 (1) 応急対策 <u>非常災害発生時におけるガス施設の応急対策は、住民一般に及ぼす影響が大きく、迅速かつ適切に実施する必要があるため、社内規程に基づき、日常保安の確保を基本に、非常災害対策を行うものとする。</u> (2) 消費者に対する広報 <u>県や市、消防署、警察署等の官公庁及び報道機関に対し、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、災害復旧の現状と見通し等について適切に報告及び連絡を行い、周知に努める。また、災害時には、住民の不安除去、波及的災害事故を防止するため、広報車による巡回のほか、消防署、警察署、報道機関関係に協力を要請し、あらゆる手段をつくしてガス施設の復旧の見通し、被災地区におけるガス施設、ガス消費機器の使用上の注意事項等についての広報に努める。</u> <u>《資料 49・57》</u> 5 水道施設の応急復旧 (1) 水道停止時の代替措置 応急給水活動については、本章第 7 節「第 1 応急給水」に示した要領で実施する。 (2) 応急復旧の実施 ア 作業体制の確保 市は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立するものとする。	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	また、広域的な範囲で被害が発生し、市のみでは作業が困難な場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」のもと、県に対し協力を要請するものとする。 <u>市が協力要請を行った場合には、県は他の関係機関に対し協力を要請する等、広域的な作業体制の確保に努めるものとする。</u> イ 応急復旧作業の実施 市は、次に示す応急復旧の行動指針に基づき、応急復旧作業を実施する。その際、医療施設、<u>避難場所</u>、福祉施設、老人施設等の施設については、優先的に作業を行うものとする。 応急復旧の行動指針 ・施設復旧の完了の目標を明らかにする。 ・施設復旧の手順及び方法を明らかにする。特に、応急復旧を急ぐ必要がある基幹施設や避難所等への配管経路を明らかにする。 ・施設復旧にあたる班編成(人員・資機材)の方針を明らかにする。その際には、被災して集合できない職員があることを想定して行うものとする。 ・被災状況を迅速に調査し明らかにするとともに、被災状況に応じた漏水箇所の切り離し等の緊急措置を講じる。 ・応急復旧の資機材の調達方法を明らかにする。 ・応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期の広報等、応急復旧実施時に行うべき広報の内容及び方法を明らかにする。 (ア) 配管設備破損の場合 配水管の破損が小規模な場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網より給水を行うものとする。 また、配水管の破損が大規模な場合は、復旧が困難な地区に対して、路上又は浅い土被りによる仮配管を行い、仮設給水栓を設置するものとする。 (イ) 水道水の衛生保持 水道施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないよう処理するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合には、水道の使用を一時停止するよう住民に周知するものとする。 ウ 応急復旧資機材の確保 市は、削岩機、堀削機等の応急復旧用資機材が不足する場合は、県に対し調達を要請する。市が要請した場合には、他の関係機関に対し協力を要請する等、資機材の確保に努めるものとする。 <u>エ 住民への広報</u> <u>市及び水道工事店等は、断・減水の状況、応急復旧の見通し、応急給水所の設置等について、住民への広報を実施するものとする。</u> 《資料 41》	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	6 下水道施設の応急復旧 (1) 公共下水道停止時の代替措置 ア 公共下水道使用制限の周知 市は、下水道管（汚水）の使用が不可となった区域に対して防災無線、広報車等により使用を制限する周知を行う。 イ 仮設トイレの設置 市は、<u>避難場所</u>等に仮設トイレを設置するものとする。 (2) 応急復旧の実施 ア 作業体制の確保 市は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。 また、広域的な範囲で被害が発生し、市のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請するものとする。 イ 応急復旧作業の実施 市は、管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い、排水機能の回復に努めるものとする。 ウ 住民への広報 市は、被害状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施するものとする。	
地 3-149	第 2 道路・橋梁 【道路班】 <u>地震</u>発生時の避難、救護及びその他応急対策活動上重要な公共施設をはじめ、道路等の公共土木施設は、住民の日常生活及び社会経済活動はもちろんのこと、災害時の応急対策活動においても極めて重要な役割を果たすものである。 したがって、これらの施設についての応急対策実施体制を整備し、迅速な対応を図るものとする。 1 応急対策実施体制の確立 (1) 応急対策実施計画の策定 道路等の公共土木施設の応急対策は、災害後の利用者の安全確保や市民生活及び社会経済活動の確保の面からも迅速に行っていく必要があるため、地震発生後、各施設の被害状況を速やかに把握し、それに対応した応急対策計画を策定し、直ちに対策を実施するものとする。 なお、事前対策として、各公共土木施設管理者が施設被害状況の収集・伝達体制の整備を図っておくことが必要である。 (2) 協力体制の確立 市や民間業者等は、施設の応急対策に関し、行政と民間業者、また地域間や業者間の連携・協力を図り、効率よく作業を進めるものとする。 2 道路の応急復旧 (1) 応急措置	第 2 道路・橋梁 【道路班】 <u>災害</u>発生時の避難、救護及びその他応急対策活動上重要な公共施設をはじめ、道路等の公共土木施設は、住民の日常生活及び社会経済活動はもちろんのこと、災害時の応急対策活動においても極めて重要な役割を果たすものである。 したがって、これらの施設についての応急対策実施体制を整備し、迅速な対応を図るものとする。 1 応急対策実施体制の確立 (1) 応急対策実施計画の策定 道路等の公共土木施設の応急対策は、災害後の利用者の安全確保や市民生活及び社会経済活動の確保の面からも迅速に行っていく必要があるため、地震発生後、各施設の被害状況を速やかに把握し、それに対応した応急対策計画を策定し、直ちに対策を実施するものとする。 なお、事前対策として、各公共土木施設管理者が施設被害状況の収集・伝達体制の整備を図っておくことが必要である。 (2) 協力体制の確立 市や民間業者等は、施設の応急対策に関し、行政と民間業者、また地域間や業者間の連携・協力を図り、効率よく作業を進めるものとする。 2 道路の応急復旧 (1) 応急措置

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）								
	市は、被害を受けた道路、橋梁及び交通状況を速やかに把握するため、パトロールカーにより巡視を実施するとともに、地域住民等からの道路情報の収集に努めるものとする。 また、情報収集に基づき道路、橋梁に関する被害状況を把握した後は、交通規制及び広報等の対策と、必要に応じて迂回路の選定を行い、交通路の確保に努めるものとする。 なお、道路に埋設されている上・下水道等の各施設の被害を発見した場合にも、道路管理者及び各施設管理者に通報するとともに、住民の安全確保に努めるものとする。 (2) 応急復旧対策 市は、被害を受けた道路を速やかに復旧し、交通の確保に努めるものとする。特に、緊急輸送道路を最優先に、復旧作業を実施し、機能確保に努める。 第 3 交通施設 【各鉄道機関・各バス会社】 1 鉄道施設の応急対策 大規模な<u>地震</u>が発生したときには、多数の乗客が大量輸送する鉄道においては直接人命に係る被害が発生するおそれがある。 各鉄道機関は、<u>地震</u>発生時の安全確保と万一の場合の被害を最小限に止め、迅速かつ適切な応急措置を講じるものとする。 (1) 災害時の活動体制 ア 災害対策本部等の設置 <u>地震</u>により被害が発生した場合、各交通機関は全機能をあげて旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置するものとする。 <u>イ 通信連絡体制</u> <u>災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて無線車、移動無線機等を利用して行う。</u> (2) 発災時の初動措置 ア 運転規制 表 3-<u>9</u>-1 <u>発災</u>時の鉄道運転規制 <table><tr><th>機 関 名</th><th>運 転 規 制 の 内 容</th></tr><tr><td>東 日 本 旅 客 鉄 道 （ 株 ）</td><td><u>地震が発生した場合の列車の運転取扱いは次による。</u> <u>ア 地震発生時の運転規制は、地震計のスペクトル強度 SI 値（カイン）による。</u> <u>イ 運転規制区間は、一般区間と落石区間に分ける。</u> <u>ウ SI 値が一般区間で 12 以上、落石区間で 6 以上の場合、全列車を停止させ、規制区間前線を保守係員の点検後解除する。</u> <u>エ SI 値が一般区間で 6 以上 12 未満、落石区間で 3 以上 6 未満の場合、35km/h 以下の速度規制を実施し、乗務員からの異常動揺等の有無を確認後、速度規制を解除する。</u></td></tr></table>	機 関 名	運 転 規 制 の 内 容	東 日 本 旅 客 鉄 道 （ 株 ）	<u>地震が発生した場合の列車の運転取扱いは次による。</u> <u>ア 地震発生時の運転規制は、地震計のスペクトル強度 SI 値（カイン）による。</u> <u>イ 運転規制区間は、一般区間と落石区間に分ける。</u> <u>ウ SI 値が一般区間で 12 以上、落石区間で 6 以上の場合、全列車を停止させ、規制区間前線を保守係員の点検後解除する。</u> <u>エ SI 値が一般区間で 6 以上 12 未満、落石区間で 3 以上 6 未満の場合、35km/h 以下の速度規制を実施し、乗務員からの異常動揺等の有無を確認後、速度規制を解除する。</u>	市は、被害を受けた道路、橋梁及び交通状況を速やかに把握するため、パトロールカーにより巡視を実施するとともに、地域住民等からの道路情報の収集に努めるものとする。 また、情報収集に基づき道路、橋梁に関する被害状況を把握した後は、交通規制及び広報等の対策と、必要に応じて迂回路の選定を行い、交通路の確保に努めるものとする。 なお、道路に埋設されている上・下水道等の各施設の被害を発見した場合にも、道路管理者及び各施設管理者に通報するとともに、住民の安全確保に努めるものとする。 (2) 応急復旧対策 市は、被害を受けた道路を速やかに復旧し、交通の確保に努めるものとする。特に、緊急輸送道路を最優先に、復旧作業を実施し、機能確保に努める。 第 3 交通施設 【各鉄道機関・各バス会社】 1 鉄道施設の応急対策 大規模な<u>災害</u>が発生したときには、多数の乗客が大量輸送する鉄道においては直接人命に係る被害が発生するおそれがある。 各鉄道機関は、<u>災害</u>発生時の安全確保と万一の場合の被害を最小限に止め、迅速かつ適切な応急措置を講じるものとする。 (1) 災害時の活動体制 ア 災害対策本部等の設置 <u>災害</u>により被害が発生した場合、各交通機関は全機能をあげて旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置するものとする。 (2) 発災時の初動措置 ア 運転規制 表 3-<u>10</u>-1 <u>地震発生</u>時の鉄道運転規制 地震 <table><tr><th>機 関 名</th><th>運 転 規 制 の 内 容</th></tr><tr><td>東 日 本 旅 客 鉄 道 （ 株 ）</td><td><u>ア 地震計のスペクトル強度 SI 値（カイン）及び運転規制区間により次の場合に分かれる。</u> <u>イ 全列車を停止させ、点検後解除する。</u> <u>ウ 35km/h 以下の速度規制を実施し、乗務員からの異常動揺等の有無を確認後、速度規制を解除する。</u></td></tr></table>	機 関 名	運 転 規 制 の 内 容	東 日 本 旅 客 鉄 道 （ 株 ）	<u>ア 地震計のスペクトル強度 SI 値（カイン）及び運転規制区間により次の場合に分かれる。</u> <u>イ 全列車を停止させ、点検後解除する。</u> <u>ウ 35km/h 以下の速度規制を実施し、乗務員からの異常動揺等の有無を確認後、速度規制を解除する。</u>
機 関 名	運 転 規 制 の 内 容									
東 日 本 旅 客 鉄 道 （ 株 ）	<u>地震が発生した場合の列車の運転取扱いは次による。</u> <u>ア 地震発生時の運転規制は、地震計のスペクトル強度 SI 値（カイン）による。</u> <u>イ 運転規制区間は、一般区間と落石区間に分ける。</u> <u>ウ SI 値が一般区間で 12 以上、落石区間で 6 以上の場合、全列車を停止させ、規制区間前線を保守係員の点検後解除する。</u> <u>エ SI 値が一般区間で 6 以上 12 未満、落石区間で 3 以上 6 未満の場合、35km/h 以下の速度規制を実施し、乗務員からの異常動揺等の有無を確認後、速度規制を解除する。</u>									
機 関 名	運 転 規 制 の 内 容									
東 日 本 旅 客 鉄 道 （ 株 ）	<u>ア 地震計のスペクトル強度 SI 値（カイン）及び運転規制区間により次の場合に分かれる。</u> <u>イ 全列車を停止させ、点検後解除する。</u> <u>ウ 35km/h 以下の速度規制を実施し、乗務員からの異常動揺等の有無を確認後、速度規制を解除する。</u>									

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）		修正案（平成 28 年度修正）									
				予測震度 4 以上の警報発信で全列車一旦停止、その後沿線地震計の震度による取扱いとする。 ア 震度 4 以下(計測震度 3.5 以上 4.5 未満) 通常運転を再開する イ 震度 5 弱(計測震度 4.5 以上 5.0 未満) 時速 35 km 以下の注意運転 ウ 震度 5 強以上(計測震度 5.0 以上) 全列車運転停止、安全確認まで運転見合わせ								
	そ の 他 の 民 営 鉄 道	強い地震を感知した場合の運転の取扱いは次による。 ア 震度 5 弱以上の場合、列車の運転を中止することとし、その後の運転については、保線区・電気関係区の巡回員からの報告に基づいて、逐次運転規制を解除する。 イ 震度 4 の場合、列車は速やかに安全な所で一時停止し、時速 25km/h 以下の速度で注意運転することとし、保線区・電気関係区の巡回員からの報告に基づいて、逐次運転規制を解除する。	そ の 他 の 民 営 鉄 道	ア 震度 5 弱以上の場合、列車の運転を中止し、点検後逐次運転規制を解除する。 イ 震度 4 の場合、列車は速やかに安全な所で一時停止し、時速 25km/h 以下の速度で注意運転することとし、点検後逐次運転規制を解除する。								
イ 乗務員の対応 表 3-9-2 発災時の鉄道乗務員の対応 <table><tr><th>機 関 名</th><th>乗 務 員 の 対 応</th></tr><tr><td>東 日 本 旅 客 鉄 道 （ 株 ）</td><td> ア 運転中に地震を感知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。 イ 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋梁上あるいは陸橋下のような場合は、進路の安全を確認の上、安全と認められる場所に列車を移動させる。 ウ 列車を停止させた場合、最寄りのの停車場の駅長等と連絡を取り、その指示を受ける。 </td></tr><tr><td>そ の 他 の 民 営 鉄 道</td><td> ア 運転中に地震を感知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。 イ 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋梁上あるいは陸橋下のような場合は、進路の安全を確認の上、安全と認められる場所に列車を移動させる。 ウ 列車を停止させた場合は、指令所又は最寄りの駅に連絡を取り、その指示を受ける。 </td></tr></table> ウ その他の措置 (ア) 旅客誘導のための案内放送 (イ) 駅員の配置手配					機 関 名	乗 務 員 の 対 応	東 日 本 旅 客 鉄 道 （ 株 ）	ア 運転中に地震を感知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。 イ 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋梁上あるいは陸橋下のような場合は、進路の安全を確認の上、安全と認められる場所に列車を移動させる。 ウ 列車を停止させた場合、最寄りのの停車場の駅長等と連絡を取り、その指示を受ける。	そ の 他 の 民 営 鉄 道	ア 運転中に地震を感知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。 イ 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋梁上あるいは陸橋下のような場合は、進路の安全を確認の上、安全と認められる場所に列車を移動させる。 ウ 列車を停止させた場合は、指令所又は最寄りの駅に連絡を取り、その指示を受ける。	イ その他の措置 (ア) 旅客誘導のための案内放送 (イ) 駅員の配置手配	
機 関 名	乗 務 員 の 対 応											
東 日 本 旅 客 鉄 道 （ 株 ）	ア 運転中に地震を感知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。 イ 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋梁上あるいは陸橋下のような場合は、進路の安全を確認の上、安全と認められる場所に列車を移動させる。 ウ 列車を停止させた場合、最寄りのの停車場の駅長等と連絡を取り、その指示を受ける。											
そ の 他 の 民 営 鉄 道	ア 運転中に地震を感知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。 イ 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋梁上あるいは陸橋下のような場合は、進路の安全を確認の上、安全と認められる場所に列車を移動させる。 ウ 列車を停止させた場合は、指令所又は最寄りの駅に連絡を取り、その指示を受ける。											

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	（ウ） 救出、救護手配 （エ） 出火防止 （オ） 防災機器の操作 （カ） 情報の収集 (3) 乗客の避難誘導 ア 駅における避難誘導 （ア） <u>駅長は、係員を指揮して、あらかじめ定めた臨時避難場所に混乱が生じないよう誘導し、避難させる。</u> （イ） 旅客を臨時避難場所に誘導した後、市があらかじめ定めた<u>避難場所</u>の位置、災害に関する情報等を旅客に伝達し、秩序維持に協力する。 （ウ） 避難の措置情報については、可及的速やかに市災害対策本部に通報する。 イ <u>列車乗務員が行う</u>旅客の避難誘導 <u>列車が駅に停車している場合は、駅長の指示による。</u> <u>列車が駅間の途中で停止した場合は、</u>原則として乗客は降車させない。ただし、火災その他により、やむを得ず旅客を降車させる場合<u>は次による。</u> <u>（ア） 地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い、旅客を降車させる。</u> <u>（イ） 特に要援護者に注意し、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。</u> <u>（ウ） 線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。</u> (4) 事故発生時の救護活動 災害発生時には、駅従業員、乗務員が救急救護活動にあたるとともに、非常災害対策規則に基づき、<u>対策本部、復旧対策部に救護班を編成し</u>、救護活動にあたる。 (5) 災害時の広報活動 ア 駅では、<u>地震災害の状況を考慮して</u>旅客及び公衆に動揺、混乱を招かないよう注意するとともに、地震の規模、建造物の状態、落下物への注意、列車の運行状況、駅周辺の被害状況等について、放送案内を行う。 イ 乗務員は、<u>相互に連絡及び情報を交換し、運輸指令からの指示、伝達等について旅客に案内するとともに、停止の地点、理由、</u>被害の状況、運行の見通し、今後とるべき措置等について放送案内し、旅客の動揺、混乱を防止するよう努める。 2 バス輸送機関の応急対策 (1) 運転中の対応 ア 運転士は、<u>地震を覚知したとき</u>は直ちに運転を中止し、道路左側の安全な場所に停車<u>させエンジン进行を止め、</u>車内乗客に対し冷静な行動を呼びかける。 イ バスを停車させる場合には、その停止位置がガソリンスタンド、高圧ガス貯蔵所、崖崩れのおそれのある場所、交差点、トンネル、橋の上又は橋の下、急坂、消火栓の周辺、電柱や塀の脇、高圧線の真下、その他危険と思われる場所は極力避ける。 また、やむを得ず車内客を乗せたまま近くに移動するときは、進路の安全を確認の上、<u>その旨を乗客に伝えてから</u>移動する。	（ウ） 救出、救護手配 （エ） 出火防止 （オ） 防災機器の操作 （カ） 情報の収集 (3) 乗客の避難誘導 ア 駅における避難誘導 （ア） あらかじめ定めた臨時避難場所に混乱が生じないよう<u>誘導する。</u> （イ） 旅客を臨時避難場所に誘導した後、市<u>又は県</u>があらかじめ定めた<u>一時滞在施設</u>の位置、災害に関する情報等を旅客に伝達し、秩序維持に協力する。 （ウ） 避難の措置情報については、可及的速やかに市災害対策本部に通報する。 イ <u>駅間における</u>旅客の避難誘導 原則として乗客は降車させない。ただし、火災その他により、やむを得ず旅客を降車させる場合は<u>要配慮者や線路の歩行に注意し、安全に降車させる。</u> (4) 災害発生時の救護活動 災害発生時には、駅従業員、乗務員が救急救護活動にあたるとともに、非常災害対策規則に基づき、救護活動にあたる。 (5) 災害時の広報活動 ア 駅では、旅客及び公衆に動揺、混乱を招かないよう注意するとともに、地震の規模、建造物の状態、落下物への注意、列車の運行状況、駅周辺の被害状況等について、放送案内を行う。 イ 乗務員は、被害の状況、運行の見通し、今後とるべき措置等について放送案内し、旅客の動揺、混乱を防止するよう努める。 2 バス輸送機関の応急対策 (1) 運転中の対応 ア 運転士は、<u>災害による被害を受けた場合、又は受ける可能性の高い場合</u>は直ちに運転を中止し、道路左側の安全な場所に停車し、車内乗客に対し冷静な行動を呼びかける。 イ バスを停車させる場合には、その停止位置がガソリンスタンド、高圧ガス貯蔵所、崖崩れのおそれのある場所、交差点、トンネル、橋の上又は橋の下、急坂、消火栓の周辺、電柱や塀の脇、高圧線の真下、その他危険と思われる場所は極力避ける。 また、やむを得ず車内客を乗せたまま近くに移動するときは、進路の安全を確認の上、移動する。

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	ウ 車両への防災上必要な措置 (2) 応急活動 <u>地震災害が発生した場合</u>、被害の状況等により、災害対策本部等の設置及び要員の確保等、あらかじめ各機関で定めている防災体制を早期に確立し、速やかに次の措置を講じて被害の拡大防止に万全を期すものとする。 ア 被害状況の把握 イ 負傷者の救出救護 ウ 旅客の安全確保、避難誘導（負傷者、幼児、障害者、高齢者、女性等を優先）、混乱防止 エ 出火防止及び初期消火 オ 車両、停留所施設、通信施設、電気設備等の点検、保全及び応急復旧 カ 通信による災害情報の緊密化、防災機関との連携 キ 応急輸送活動	ウ 車両への防災上必要な措置 (2) 応急活動 被害の状況等により、災害対策本部等の設置及び要員の確保等、あらかじめ各機関で定めている防災体制を早期に確立し、速やかに次の措置を講じて被害の拡大防止に万全を期すものとする。 ア 被害状況の把握 イ 負傷者の救出救護 ウ 旅客の安全確保、避難誘導（負傷者、幼児、障害者、高齢者、女性等を優先）、混乱防止 エ 出火防止及び初期消火 オ 車両、停留所施設、通信施設、電気設備等の点検、保全及び応急復旧 カ 通信による災害情報の緊密化、防災機関との連携 キ 応急輸送活動
	第 4 その他公共施設 【都市計画班・河川班・物資輸送班】 災害が発生した場合、河川、急傾斜地崩壊防止施設の被害状況を速やかに把握し、各施設の機能確保を図るため、各機関は災害活動を実施するとともに応急措置を行うものとする。 (1) 河川管理施設 <u>地震</u>により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けた時、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して施設の応急措置を行う。 (2) 急傾斜地崩壊防止施設 <u>地震により</u>急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けた時、又はそのおそれのある時は関係機関と協議して必要な応急措置を行う。 (3) 農業用施設の応急復旧 <u>地震により農業用施設が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧に努める。</u> <u>ア</u> 点検 土地改良区は、調整池、農業用用水施設、農業用排水施設、幹線管水路施設について点検を	第 4 その他公共施設 【<u>建設庶務</u>班・河川班・物資輸送班】 災害が発生した場合、河川、急傾斜地崩壊防止施設の被害状況を速やかに把握し、各施設の機能確保を図るため、各機関は災害活動を実施するとともに応急措置を行うものとする。 (1) 河川管理施設 <u>地震や出水等</u>により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けた時、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して施設の応急措置を行う。 (2) 急傾斜地崩壊防止施設 急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けた時、又はそのおそれのある時は関係機関と協議して必要な応急措置を行う。 (3) 農業用施設の応急復旧 <u>具体的な技術対策については、「農林業災害対策資料(千葉県農林水産部作成)」を参照するものとする。</u> <u>ア 水害直前の対策</u> 風水 水害が予想されるときは、河川の堤防の補強、土のうの配置、あるいは臨時の堤防を築く等のほか、ポンプ排水等を行って洪水の防止に努める。また、被災物を外に移動することも行われる。しかし、農林災害の対象となるものの多くは移動が不可能である。 水害の予想されるときは、溝を補修して水はけをよくしておくこと、排水のための準備、避難の準備をしておくこと等も重要である。 <u>イ 災害後の対策</u> <u>(ア) 点検</u> <u>土地改良区は、調整池、農業用用水施設、農業用排水施設、幹線管水路施設について点検を</u>

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	行う。農道については、市において通行の危険等の確認、点検を行う。 <u>イ</u> 用水の確保 土地改良区は、調整池、用水施設、幹線管水路について、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれの高いと判断されるものを優先に補修を行う。 <u>ウ</u> 排水の確保 土地改良区は、排水機による常時排水地帯について、可搬ポンプを確保し、優先的に排水を行う。 <u>エ</u> 農道の交通確保 市は、路面に崩落した土砂の取り除き等を行い交通の確保を図る。	<u>行う。農道については、市において通行の危険等の確認、点検を行う。</u> <u>（イ） 用水の確保</u> <u>土地改良区は、調整池、用水施設、幹線管水路について、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれの高いと判断されるものを優先に補修を行う。</u> <u>（ウ） 排水の確保</u> <u>土地改良区は、排水機による常時排水地帯について、可搬ポンプを確保し、優先的に排水を行う。</u> <u>（エ） 農道の交通確保</u> <u>市は、路面に崩落した土砂の取り除き等を行い交通の確保を図る。</u>
風 3-160	第 2 道路・橋梁 【道路班】 <u>風水害等の災害</u>発生時の避難、救護及びその他応急対策活動上重要な公共施設をはじめ、道路等の公共土木施設は、住民の日常生活及び社会経済活動はもちろんのこと、災害時の応急対策活動においても極めて重要な役割を果たすものである。 したがって、これらの施設についての応急対策実施体制を整備し、迅速な対応を図るものとする。 1 応急対策実施体制の確立 （1） 応急対策実施計画の策定 道路等の公共土木施設の応急対策は、災害後の利用者の安全確保や市民生活及び社会経済活動の確保の面からも迅速に行っていく必要があるため、風水害等の災害発生後各施設の被害状況を速やかに把握し、それに対応した応急対策計画を策定し、直ちに対策を実施するものとする。 なお、事前対策として、各公共土木施設管理者が施設被害状況の収集・伝達体制の整備を図っておく必要がある。 （2） 協力体制の確立 市や民間業者等は、施設の応急対策に関し、行政と民間業者、また地域間や業者間の連携・協力を図り、効率よく作業を進めるものとする。 2 道路の応急復旧 （1） 応急措置 市は、被害を受けた道路、橋梁及び交通状況を速やかに把握するため、パトロールカーにより巡視を実施するとともに、地域住民等からの道路情報の収集に努めるものとする。 また、情報収集に基づき道路、橋梁に関する被害状況を把握した後は、交通規制及び広報等の対策と、必要に応じて迂回路の選定を行い、交通路の確保に努めるものとする。 なお、道路に埋設されている上・下水道等の各施設の被害を発見した場合にも、道路管理者及び各施設管理者に通報するとともに、住民の安全確保に努めるものとする。 （2） 応急復旧対策 市は、被害を受けた道路を速やかに復旧し、交通の確保に努めるものとする。特に、緊急輸送道	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）						
	路を最優先に、復旧作業を実施し、機能確保に努める。 第 3 交通施設 【各鉄道機関・各バス会社】 1 鉄道施設の応急対策 大規模な災害が発生したときには、多数の乗客が大量輸送する鉄道においては直接人命に係る被害が発生するおそれがある。 各鉄道機関は、地震発生時の安全確保と万一の場合の被害を最小限に止め、迅速かつ適切な応急措置を講じるものとする。 (1) 災害時の活動体制 ア 災害対策本部等の設置 災害により被害が発生した場合、各交通機関は全機能をあげて旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置するものとする。 イ 通信連絡体制 災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて無線車、移動無線機等を利用して行う。 (2) 発災時の初動措置 ア 乗務員の対応 表 3-9-1 発災時の鉄道乗務員の対応 <table><tr><th>機 関 名</th><th>乗 務 員 の 対 応</th></tr><tr><td>東日本旅客鉄道（株）</td><td>ア 列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。 イ 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋梁上あるいは陸橋下のような場合は、進路の安全を確認の上、安全と認められる場所に列車を移動させる。 ウ 列車を停止させた場合、最寄りの停車場の駅長等と連絡を取り、その指示を受ける。</td></tr><tr><td>その他の民営鉄道</td><td>ア 列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。 イ 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋梁上あるいは陸橋下のような場合は、進路の安全を確認の上、安全と認められる場所に列車を移動させる。 ウ 列車を停止させた場合は、指令所又は最寄りの駅に連絡を取り、その指示を受ける。</td></tr></table>	機 関 名	乗 務 員 の 対 応	東日本旅客鉄道（株）	ア 列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。 イ 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋梁上あるいは陸橋下のような場合は、進路の安全を確認の上、安全と認められる場所に列車を移動させる。 ウ 列車を停止させた場合、最寄りの停車場の駅長等と連絡を取り、その指示を受ける。	その他の民営鉄道	ア 列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。 イ 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋梁上あるいは陸橋下のような場合は、進路の安全を確認の上、安全と認められる場所に列車を移動させる。 ウ 列車を停止させた場合は、指令所又は最寄りの駅に連絡を取り、その指示を受ける。	
機 関 名	乗 務 員 の 対 応							
東日本旅客鉄道（株）	ア 列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。 イ 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋梁上あるいは陸橋下のような場合は、進路の安全を確認の上、安全と認められる場所に列車を移動させる。 ウ 列車を停止させた場合、最寄りの停車場の駅長等と連絡を取り、その指示を受ける。							
その他の民営鉄道	ア 列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。 イ 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋梁上あるいは陸橋下のような場合は、進路の安全を確認の上、安全と認められる場所に列車を移動させる。 ウ 列車を停止させた場合は、指令所又は最寄りの駅に連絡を取り、その指示を受ける。							

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	イ その他の措置 （ア） 旅客誘導のための案内放送 （イ） 駅員の配置手配 （ウ） 救出、救護手配 （エ） 出火防止 （オ） 防災機器の操作 （カ） 情報の収集 (3) 乗客の避難誘導 ア 駅における避難誘導 （ア） 駅長は、係員を指揮して、あらかじめ定めた臨時避難場所に混乱が生じないよう誘導し、避難させる。 （イ） 旅客を臨時避難場所に誘導した後、市があらかじめ定めた避難場所の位置、災害に関する情報等を旅客に伝達し、秩序維持に協力する。 （ウ） 避難の措置情報については、可及的速やかに市災害対策本部に通報する。 イ 列車乗務員が行う旅客の避難誘導 列車が駅に停車している場合は、駅長の指示による。 列車が駅間の途中で停止した場合は、原則として乗客は降車させない。ただし、火災その他により、やむを得ず旅客を降車させる場合は次による。 （ア） 地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い、旅客を降車させる。 （イ） 特に要援護者に注意し、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。 （ウ） 線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。 (4) 事故発生時の救護活動 災害発生時には、駅従業員、乗務員が救急救護活動にあたるとともに、非常災害対策規則に基づき、対策本部、復旧対策部に救護班を編成し、救護活動にあたる。 (5) 災害時の広報活動 ア 駅では、災害の状況を考慮して旅客及び公衆に動揺、混乱を招かないよう注意するとともに、災害の規模、建造物の状態、落下物への注意、列車の運行状況、駅周辺の被害状況等について、放送案内を行う。 イ 乗務員は、相互に連絡及び情報を交換し、運輸指令からの指示、伝達等について旅客に案内するとともに、停止の地点、理由、被害の状況、運行の見通し、今後とるべき措置等について放送案内し、旅客の動揺、混乱を防止するよう努める。 2 バス輸送機関の応急対策 (1) 運転中の対応 ア 運転士は、<u>風水害による被害を受けた場合、又は受ける可能性の高い場合</u>は、道路左側の安全な場所に停車させエンジンを止め、車内乗客に対し冷静な行動を呼びかける。 イ バスを停車させる場合には、その停止位置がガソリンスタンド、高圧ガス貯蔵所、崖崩れのおそれのある場所、交差点、トンネル、橋の上又は橋の下、急坂、消火栓の周辺、電柱や塀の	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	脇、高圧線の真下、その他危険と思われる場所は極力避ける。 また、やむを得ず車内客を乗せたまま近くに移動するときは、進路の安全を確認の上、その旨を乗客に伝えてから移動する。 ウ 車両への防災上必要な措置 (2) 応急活動 災害が発生した場合、被害の状況等により、災害対策本部等の設置及び要員の確保等、あらかじめ各機関で定めている防災体制を早期に確立し、速やかに次の措置を講じて被害の拡大防止に万全を期すものとする。 ア 被害状況の把握 イ 負傷者の救出救護 ウ 旅客の安全確保、避難誘導（負傷者、幼児、障害者、高齢者、女性等を優先）、混乱防止 エ 出火防止及び初期消火 オ 車両、停留所施設、通信施設、電気設備等の点検、保全及び応急復旧 カ 通信による災害情報の緊密化、防災機関との連携 キ 応急輸送活動 第 4 その他公共施設 【道路班・河川班】 災害が発生した場合、河川、急傾斜地崩壊防止施設等の被害状況を速やかに把握し、各施設の機能確保を図るため、各機関は災害活動を実施するとともに応急措置を行うものとする。 (1) 河川管理施設 <u>出水等</u>により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けた時、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して施設の応急措置を行う。 (2) 急傾斜地崩壊防止施設 大雨、出水等により急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けた時、又はそのおそれのある時は関係機関と協議して必要な応急措置を行う。 第 5 農業用施設の応急復旧 【河川班・物資輸送班】 <u>1 水害に対する応急的な防ぎ方</u> <u>水害に対する応急的な対策は、大別して二つがある。第 1 は水害直前の対策、第 2 は水害発生中ないし直後の対策である。なお、</u>具体的な技術対策については、「農林業災害対策資料(千葉県農林水産部作成)」を参照するものとする。 <u>(1) 水害直前の対策</u> 水害が予想されるときは、河川の堤防の補強、土のうの配置、あるいは臨時の堤防を築く等のほ	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	か、ポンプ排水等を行って洪水の防止に努める。また、被災物を外に移動することも行われる。しかし、農林災害の対象となるものの多くは移動が不可能である。 水害の予想されるときは、溝を補修して水はけをよくしておくこと、排水のための準備、避難の準備をしておくことも重要である。 (2) 水害直後の対策 <u>水害を受けた農作物に対する応急処置は、作物によっても異なるが、一般的なものとしては、水路の障害物を除去したり、排水ポンプ等により耕地の停滞水をなるべく早く除去すること、浸水のため根元が現れたときは、他から土をもってきて根株を固定すること、収穫期にある農作物は水が引いたならば、なるべく早く収穫してよく乾燥させること、病虫害防除の対策をとること、回復の見込みのないものは取りかたづける、弱っている作物に生育を促す肥料をやる、といったことが必要である。また逆に、窒素肥料は水稻の水害を大きくするので控えるといった注意も必要である。</u> 2 風害による応急対策 「農林業災害対策資料(千葉県農林水産部作成)」を参照するものとする。	
地 3-154	<u>第 10 節 応急教育計画</u> 市教育委員会及び各学校（園）長は、災害が発生した場合は児童・生徒の安全確保を最優先するとともに、災害のため平常の学校教育の実施が困難となった場合は緊密に連携して関係機関の協力を得て教育活動を確保し、学校教育の目的を達成するため、学校教育の早期再開に必要な応急措置を迅速に実施するものとする。 また、避難所との共存等については、市災害対策本部から派遣された責任者と連絡・調整を図りながら行うものとする。 第 1 児童・生徒の安全確保 【教育庶務班・学校教育班・各学校】 市教育委員会及び各学校（園）長は、災害発生が登校時間、在校時間あるいは夜間・休日のそれぞれの場合に応じ、あらかじめ整備した連絡系統を用いて体制を整え、児童・生徒の安全確保あるいは安否確認を行うものとする。 1 情報等の収集・伝達 災害発生時間を問わず、市は市教育委員会を通じ、学校に対して災害情報を伝達するとともに、学校は災害に対応する体制を確立するものとする。 ア 市は、<u>地震による災害が発生した場合には</u>、市教育委員会を通じて学校（園）長に対し災害に関する情報を迅速・的確に伝達するとともに、必要な措置を指示する。 イ 学校（園）長は、関係機関から災害に関する情報を受けた場合には、教職員に対して速やかに伝達するとともに、自らもテレビ・ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努め	<u>第 11 節 応急教育計画</u> 各 schools は、<u>「学校における地震防災マニュアル（平成 24 年 3 月）」を参考に作成した、各学校のマニュアルに基づき、防災体制を確立する。</u>市教育委員会及び各学校（園）長は、災害が発生した場合は児童・生徒の安全確保を最優先するとともに、災害のため平常の学校教育の実施が困難となった場合は緊密に連携して関係機関の協力を得て教育活動を確保し、学校教育の目的を達成するため、学校教育の早期再開に必要な応急措置を迅速に実施するものとする。 また、避難所との共存等については、市災害対策本部から派遣された責任者と連絡・調整を図りながら行うものとする。 第 1 児童・生徒の安全確保 【教育庶務班・学校教育班・各学校】 市教育委員会及び各学校（園）長は、災害発生が登校時間、在校時間あるいは夜間・休日のそれぞれの場合に応じ、あらかじめ整備した連絡系統を用いて体制を整え、児童・生徒の安全確保あるいは安否確認を行うものとする。 1 情報等の収集・伝達 災害発生時間を問わず、市は市教育委員会を通じ、学校に対して災害情報を伝達するとともに、学校は災害に対応する体制を確立するものとする。 ア 市は、<u>災害が発生し又は発生するおそれがある場合には</u>、市教育委員会を通じて学校（園）長に対し災害に関する情報を迅速・的確に伝達するとともに、必要な措置を指示する。 イ 学校（園）長は、関係機関から災害に関する情報を受けた場合には、教職員に対して速やかに伝達するとともに、自らもテレビ・ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努め

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	るものとする。 ウ 学校（園）長は、児童・生徒及び学校施設に被害を受け、又は<u>余震等により</u>そのおそれがある場合は、直ちにその状況を市教育委員会に報告するものとする。 エ 教職員は、夜間・休日の場合は登校する等、あらかじめ定められた災害時の体制に基づき、対応するものとする。 2 児童・生徒の避難等 (1) 在校時の措置 在校時に災害が発生した場合、<u>災害の規模</u>の状況を把握するとともに、各学校における防災に関する計画に基づき応急措置を講じるものとする。 <u>在校時に地震による災害が発生した場合の</u>初動体制としては、幼児・児童・生徒の安全な避難誘導・掌握・安全確保、保護者への連絡・引き渡し、人的・物的な被害状況の把握、及び報告等の業務を行うものとする。 ア 情報の伝達 児童・生徒への災害情報の伝達に当たっては、混乱を防止するよう配慮して行う。 イ 避難の指示 学校（園）長は、的確に災害の状況を判断し、児童・生徒の避難、集合場所の確認、避難場所等を迅速に指示する。なお、状況によっては、各学校の防災マニュアルに準拠した指示を行うものとする。 ウ 避難の誘導 学校（園）長及び教職員は、児童・生徒の安全を確保するためあらかじめ定める計画に基づき誘導を行う。なお、<u>状況により</u>校外への避難が必要である場合は、市やその他関係機関の指示及び協力を得ながら、<u>状況によって</u>適切な避難誘導を行うものとする。 エ 休校措置 学校（園）長は、必要に応じ休校（園）の措置をとる。 オ 下校時の危険防止 学校（園）長は、通学路等の安全が確認された場合は、児童・生徒を下校させる。ただし、地震後には余震が発生する可能性が高い。下校途中における危険・事故を防止するため、児童・生徒に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ通学区域毎の集団下校又は教員による引率等の措置を講じる。 カ 校内保護 学校（園）長は、災害の状況により児童・生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、速やかに保護者への連絡に努めるものとする。 なお、市に対し、速やかに児童・生徒数その他必要な事項を報告するものとする。 キ 引き渡し <u>児童・生徒等の</u>保護者への引き渡しについては、あらかじめ定めた方法で確実に行う。 ク 帰宅できない児童・生徒等への対応 小学校、保育所や<u>放課後児童</u>クラブ（以下、「学校等」という。）において、<u>児童・生徒等の</u>	るものとする。 ウ 学校（園）長は、児童・生徒及び学校施設に被害を受け、<u>又はそのおそれがある場合は</u>、直ちにその状況を市教育委員会に報告するものとする。 エ 教職員は、夜間・休日の場合は登校する等、あらかじめ定められた災害時の体制に基づき、対応するものとする。 2 児童・生徒の避難等 (1) 在校時の措置 在校時に災害が発生した場合、<u>被害</u>状況を把握するとともに、各学校における防災に関する計画に基づき応急措置を講じるものとする。 初動体制としては、幼児・児童・生徒の安全な避難誘導・掌握・安全確保、保護者への連絡・引き渡し、人的・物的な被害状況の把握、及び報告等の業務を行うものとする。 ア 情報の伝達 児童・生徒への災害情報の伝達に当たっては、混乱を防止するよう配慮して行う。 イ 避難の指示 学校（園）長は、的確に災害の状況を判断し、児童・生徒の避難、集合場所の確認、避難場所等を迅速に指示する。なお、状況によっては、各学校の防災マニュアルに準拠した指示を行うものとする。 ウ 避難の誘導 学校（園）長及び教職員は、児童・生徒の安全を確保するためあらかじめ定める計画に基づき誘導を行う。なお、校外への避難が必要である場合は、市やその他関係機関の指示及び協力を得ながら、適切な避難誘導を行うものとする。 エ 休校措置 学校（園）長は、必要に応じ休校（園）の措置をとる。 オ 下校時の危険防止 学校（園）長は、通学路等の安全が確認された場合は、児童・生徒を下校させる。<u>ただし、地震後には余震が発生する可能性が高い。</u>下校途中における危険・事故を防止するため、児童・生徒に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ通学区域毎の集団下校又は教員による引率等の措置を講じる。 カ 校内保護 学校（園）長は、災害の状況により児童・生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、速やかに保護者への連絡に努めるものとする。 なお、市に対し、速やかに児童・生徒数その他必要な事項を報告するものとする。 キ 引き渡し 保護者への引き渡しについては、あらかじめ定めた方法で確実に行う。 ク 帰宅できない児童・生徒等への対応 小学校、保育所や<u>学童</u>クラブ（以下、「学校等」という。）において、保護者が交通機関等の

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	保護者が交通機関等の停止により帰宅困難となり、保護者への引き渡しができない場合は、氏名・人員等を確実に把握し、学校等で保護するものとする。 <u>連絡方法についてはあらかじめ定めておくものとし</u>、迅速に保護者と連絡を取り、児童・生徒等の状況等を連絡するとともに、保護者の状況等を児童・生徒等に伝え、不安や緊張感をやわらげるよう努める。 ケ 保健衛生 学校（園）長は、災害時において建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童・生徒の保健衛生について必要な措置を講じるものとする。 コ 心のケア対策に関する内容 児童・生徒等の心のケア対策として、必要に応じ次の措置をとるものとする。 ・精神的に不安定な状態にある児童・生徒等の心の健康について相談に応ずる係を教育委員会内並びに学校に設ける。 ・被災した児童・生徒等（教職員も含む。）の心理的ストレス等に対し、学校カウンセラーや精神科医等、専門家の協力を得て、学校等を巡回相談する体制を整える。 ・児童・生徒や教職員自身に対する心のケア対策についての研修を実施し、その充実を図る。 (2) 在校時以外の措置 夜間・休日等に地震による災害が発生した場合の初動体制としては、各学校の定めている連絡網により<u>連絡をとりあい</u>、幼児・児童・生徒及び職員の安否、所在確認、施設・設備の被害状況の把握と報告、また、<u>登校か休校か等</u>の判断と連絡等に関する業務を行うものとする。 また、教職員は、大規模災害が発生した事を知った場合には学校長からの指示・連絡を待つことなく、自主的に所属の学校に参集し、安否の確認等に従事するものとする。 ア 休校措置 休日や夜間、早朝（登校前）に休校の措置を決定した場合は、直ちに広報車、防災行政無線の緊急放送等により、保護者又は児童・生徒に連絡するものとする。 イ 安否確認 教職員は、学校（園）長の指示のもと、児童・生徒の安否確認を行うものとする。 主な確認ルートは、次のとおり。 ・学校（教職員）の調査に基づく確認 ・PTA、自主防災組織その他の調査による確認 ・その他防災関係機関による調査に基づく確認 ウ 応急教育計画の実施についての準備 (3) 校外学習等旅行先での避難等 ア 引率責任者は状況に応じて最も安全な場所へ児童生徒を避難誘導する。 イ 交通手段による移動中の場合、その機関の指示に従って避難する。 ウ 可能な手段で学校との連絡をとり、学校は市に対し速やかに状況を報告し、指示及び協力を得る。	停止により帰宅困難となり、保護者への引き渡しができない場合は、氏名・人員等を確実に把握し、学校等で保護するものとする。 <u>あらかじめ定めた連絡方法により</u>、迅速に保護者と連絡を取り、児童・生徒等の状況等を連絡するとともに、保護者の状況等を児童・生徒等に伝え、不安や緊張感をやわらげるよう努める。 ケ 保健衛生 学校（園）長は、災害時において建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童・生徒の保健衛生について必要な措置を講じるものとする。 コ 心のケア対策に関する内容 児童・生徒等の心のケア対策として、必要に応じ次の措置をとるものとする。 ・精神的に不安定な状態にある児童・生徒等の心の健康について相談に応ずる係を教育委員会内並びに学校に設ける。 ・被災した児童・生徒等（教職員も含む。）の心理的ストレス等に対し、学校カウンセラーや精神科医等、専門家の協力を得て、学校等を巡回相談する体制を整える。 ・児童・生徒や教職員自身に対する心のケア対策についての研修を実施し、その充実を図る。 (2) 在校時以外の措置 夜間・休日等に地震による災害が発生した場合の初動体制としては、各学校の定めている連絡網により、幼児・児童・生徒及び職員の安否、所在確認、施設・設備の被害状況の把握と報告、また、<u>休校措置</u>の判断と連絡等に関する業務を行うものとする。 また、教職員は、大規模災害が発生した事を知った場合には学校長からの指示・連絡を待つことなく、自主的に所属の学校に参集し、安否の確認等に従事するものとする。 ア 休校措置 休日や夜間、早朝（登校前）に休校の措置を決定した場合は、直ちに広報車、防災行政無線の緊急放送等により、保護者又は児童・生徒に連絡するものとする。 イ 安否確認 教職員は、学校（園）長の指示のもと、児童・生徒の安否確認を行うものとする。 主な確認ルートは、次のとおり。 ・学校（教職員）の調査に基づく確認 ・PTA、自主防災組織その他の調査による確認 ・その他防災関係機関による調査に基づく確認 ウ 応急教育計画の実施についての準備 (3) 校外学習等旅行先での避難等 ア 引率責任者は状況に応じて最も安全な場所へ児童生徒を避難誘導する。 イ 交通手段による移動中の場合、その機関の指示に従って避難する。 ウ 可能な手段で学校との連絡をとり、学校は市に対し速やかに状況を報告し、指示及び協力を得る。

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	エ 旅行先の災害対策本部と連絡を取るなど、できる限り公的機関との連携に努める。	エ 旅行先の災害対策本部と連絡を取るなど、できる限り公的機関との連携に努める。
風 3-166	第 10 節 応急教育計画 市教育委員会及び各学校（園）長は、災害が発生した場合は児童・生徒の安全確保を最優先するとともに、災害のため平常の学校教育の実施が困難となった場合は緊密に連携して関係機関の協力を得て教育活動を確保し、学校教育の目的を達成するため、学校教育の早期再開に必要な応急措置を迅速に実施するものとする。 また、避難所との共存等については、市災害対策本部から派遣された責任者と連絡・調整を図りながら行うものとする。 第 1 児童・生徒の安全確保 【教育庶務班・学校教育班・各学校】 市教育委員会及び各学校（園）長は、災害発生が登校時間、在校時間あるいは夜間・休日のそれぞれの場合に応じ、あらかじめ整備した連絡系統を用いて体制を整え、児童・生徒の安全確保あるいは安否確認を行うものとする。 1 情報等の収集・伝達 災害発生時間を問わず、市は市教育委員会を通じ、学校に対して災害情報を伝達するとともに、学校は災害に対応する体制を確立するものとする。 ア 市は、<u>災害が発生し又は発生するおそれがある場合には</u>、市教育委員会を通じて学校（園）長に対し災害に関する情報を迅速・的確に伝達するとともに、必要な措置を指示する。 イ 学校（園）長は、関係機関から災害に関する情報を受けた場合には、教職員に対して速やかに伝達するとともに、自らもテレビ・ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努めるものとする。 ウ 学校（園）長は、児童・生徒及び学校施設に被害を受け又はそのおそれがある場合は、直ちにその状況を市教育委員会に報告するものとする。 エ 教職員は、夜間・休日の場合は登校する等、あらかじめ定められた災害時の体制に基づき、対応するものとする。 2 児童・生徒の避難等 (1) 在校時の措置 在校時に災害が発生した場合、<u>災害の規模</u>の状況を把握するとともに、各学校における防災に関する計画に基づき応急措置を講じるものとする。 <u>在校時に風水害が発生した場合の</u>初動体制としては、幼児・児童・生徒の安全な避難誘導・掌握・安全確保、保護者への連絡・引き渡し、人的・物的な被害状況の把握、及び報告等の業務を行うも	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	のとする。 ア 情報の伝達 児童・生徒への災害情報の伝達に当たっては、混乱を防止するよう配慮して行う。 イ 避難の指示 学校（園）長は、的確に災害の状況を判断し、児童・生徒の避難、集合場所の確認、避難場所等を迅速に指示する。なお、状況によっては、各学校の防災マニュアルに準拠した指示を行うものとする。 ウ 避難の誘導 学校（園）長及び教職員は、児童・生徒の安全を確保するためあらかじめ定める計画に基づき誘導を行う。なお、<u>状況により</u>校外への避難が必要である場合は、市やその他関係機関の指示及び協力を得ながら、<u>状況によって</u>適切な避難誘導を行うものとする。 エ 休校措置 学校（園）長は、必要に応じ休校（園）の措置をとる。 オ 下校時の危険防止 学校（園）長は、通学路等の安全が確認された場合は、児童・生徒を下校させる。下校途中における危険・事故を防止するため、児童・生徒に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ通学区域毎の集団下校又は教員による引率等の措置を講じる。 カ 校内保護 学校（園）長は、災害の状況により児童・生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、速やかに保護者への連絡に努めるものとする。 なお、市に対し、速やかに児童・生徒数その他必要な事項を報告するものとする。 キ 引き渡し <u>児童・生徒等</u>の保護者への引き渡しについては、あらかじめ定めた方法で確実に行う。 ク 帰宅できない児童・生徒等への対応 小学校、保育所や放課後児童クラブ（以下、「学校等」という。）において、<u>児童・生徒等の</u>保護者が交通機関等の停止により帰宅困難となり、保護者への引き渡しができない場合は、氏名・人員等を確実に把握し、学校等で保護するものとする。 <u>連絡方法についてはあらかじめ定めておくものとし</u>、迅速に保護者と連絡を取り、児童・生徒等の状況等を連絡するとともに、保護者の状況等を児童・生徒等に伝え、不安や緊張感をやわらげるよう努める。 ケ 保健衛生 学校（園）長は、災害時において建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童・生徒の保健衛生について必要な措置を講じるものとする。 コ 心のケア対策に関する内容 児童・生徒等の心のケア対策として、必要に応じ次の措置をとるものとする。	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	・精神的に不安定な状態にある児童・生徒等の心の健康について相談に応ずる係を教育委員会内並びに学校に設ける。 ・被災した児童・生徒等（教職員も含む。）の心理的ストレス等に対し、学校カウンセラーや精神科医等、専門家の協力を得て、学校等を巡回相談する体制を整える。 ・児童・生徒や教職員自身に対する心のケア対策についての研修を実施し、その充実を図る。 (2) 在校時以外の措置 夜間・休日等に災害が発生した場合の初動体制としては、各学校の定めている連絡網により連絡をとりあい、幼児・児童・生徒及び職員の安否、所在確認、施設・設備の被害状況の把握と報告、また、登校か休校か等の判断と連絡等に関する業務を行うものとする。 また、教職員は、大規模災害が発生した事を知った場合には学校長からの指示・連絡を待つことなく、自主的に所属の学校に参集し、安否の確認等に従事するものとする。 ア 休校措置 休日や夜間、早朝（登校前）に休校の措置を決定した場合は、直ちに広報車、防災行政無線の緊急放送等により、保護者又は児童・生徒に連絡するものとする。 イ 安否確認 教職員は、学校（園）長の指示のもと、児童・生徒の安否確認を行うものとする。 主な確認ルートは、次のとおり。 ・学校（教職員）の調査に基づく確認 ・PTA、自主防災組織その他の調査による確認 ・その他防災関係機関による調査に基づく確認 ウ 応急教育計画の実施についての準備 (3) 校外学習等旅行先での避難等 ア 引率責任者は状況に応じて最も安全な場所へ児童生徒を避難誘導する。 イ 交通手段による移動中の場合、その機関の指示に従って避難する。 ウ 可能な手段で学校との連絡をとり、学校は市に対し速やかに状況を報告し、指示及び協力を得る。 エ 旅行先の災害対策本部と連絡を取るなど、できる限り公的機関との連携に努める。	第 2 応急教育の実施 【学校教育班】 【教育庶務班・学校教育班】 市教育委員会は、被災した学校の教育活動を早期に再開するための措置を講じるものとする。特に、被災した学校が一部の地域に偏る場合には、無被災地域の学校による応援協力は応急教育に際して大きな支えとなることから、学校間での施設や教職員等に関する相互協力体制を整備するものとする。 1 教育施設の確保 市教育委員会及び私立学校責任者は、教育施設等を確保するとともに、教育活動を早期に再開す
地 3-157	第 2 応急教育の実施 【学校教育班】 【教育庶務班・学校教育班】 市教育委員会は、被災した学校の教育活動を早期に再開するための措置を講じるものとする。特に、被災した学校が一部の地域に偏る場合には、無被災地域の学校による応援協力は応急教育に際して大きな支えとなることから、学校間での施設や教職員等に関する相互協力体制を整備するものとする。 1 教育施設の確保 市教育委員会及び私立学校責任者は、教育施設等を確保するとともに、教育活動を早期に再開す	第 2 応急教育の実施 【学校教育班】 【教育庶務班・学校教育班】 市教育委員会は、被災した学校の教育活動を早期に再開するための措置を講じるものとする。特に、被災した学校が一部の地域に偏る場合には、無被災地域の学校による応援協力は応急教育に際して大きな支えとなることから、学校間での施設や教職員等に関する相互協力体制を整備するものとする。 1 教育施設の確保 市教育委員会及び私立学校責任者は、教育施設等を確保するとともに、教育活動を早期に再開す

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	るための次の措置を講じるものとする。 ア 校舎の被害程度を速やかに把握し、応急修理可能な場合には可及的速やかに補修し、施設を確保して授業が再開できるよう、<u>教育庶務班との調整によりその復旧に努めるものとする。</u> イ 校舎の被害は相当に大きいが、一部校舎の使用が可能な場合には、残存の安全な校舎で合併又は 2 部授業<u>を行う。</u> ウ <u>被災により</u>校舎の一部が使用できない場合には、学校運営並びに安全管理上緊急に修理を要する箇所については応急修理又は補強等により、学校教育に支障を及ぼさないよう万全の措置を講じ、<u>2 部授業、圧縮学級の編成等により、できる限り休校を避ける。</u> エ 学校施設の使用不能又は通学が不可能な状態であり、短期間に復旧できる場合は臨時休校とし、家庭学習等の適切な指導を行う。 オ 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要する場合は、近隣の余裕のある学校に応急収容し、分散授業を実施する。 カ 余裕のある学校がない場合は、公民館、体育館その他の公共施設及び寺院等を利用して授業を行う。 キ 施設・設備の損壊の状態、避難所として使用中の施設の状況等を勘案し、必要があれば早急に校舎の再建、仮校舎建設の計画を立て、その具体化を図る。 2 教職員の確保 市教育委員会及び私立学校責任者は、災害発生時における教職員の確保のため、次の措置を講じておくものとする。 ア 災害の規模、程度に応じた教職員の参集体制を整備する。 イ 教職員の不足により、応急教育の実施に支障がある場合には、<u>学校長は</u>出勤可能な職員の人 数及び組織に基づき、被災した教職員の補充もしくは交代要員の科目別必要数を算定し、教育部長に必要な措置を講じるよう要請するものとする。 <u>また、</u>教育部長は、<u>災害状況に対応して、</u>学校間における教職員の応援、県（教育庁）への協力要請、教員免許所有者の臨時採用、民間教育機関の協力支援、臨時の学校編成を行う等速やかに調整を図り、応急教育の早期実施に努めるものとする。 3 避難所との共存 学校は、<u>教育施設であると同時に</u>避難所にも指定されていることから、学校関係者と地域住民との融和・共存を図ることが必要である。<u>学校が教育の場としての機能と避難所としての機能を有するため、</u>災害応急対策を行う市担当部局、市教育委員会、学校（園）長は、事前に<u>次の措置を講じておき、</u>円滑な対応を図るものとする。 <u>(1) 使用施設</u> <u>市は、学校を避難所に指定する場合、教育機能維持の観点から、使用施設について優先順位を教育委員会と協議する。</u> <u>(2) 市担当者</u>	るための次の措置を講じるものとする。 ア 校舎の被害程度を速やかに把握し、応急修理可能な場合には可及的速やかに補修し、施設を確保して授業が再開できるよう努めるものとする。 イ 校舎の被害は相当に大きいが、一部校舎の使用が可能な場合には、残存の安全な校舎で合併又は 2 部授業、<u>圧縮学級の編成等により、できる限り休校を避ける。</u> ウ 校舎の一部が使用できない場合には、学校運営並びに安全管理上緊急に修理を要する箇所については応急修理又は補強等により、学校教育に支障を及ぼさないよう万全の措置を講じ<u>る。</u> エ 学校施設の使用不能又は通学が不可能な状態であり、短期間に復旧できる場合は臨時休校とし、家庭学習等の適切な指導を行う。 オ 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要する場合は、近隣の余裕のある学校に応急収容し、分散授業を実施する。 カ 余裕のある学校がない場合は、公民館、体育館その他の公共施設及び寺院等を利用して授業を行う。 キ 施設・設備の損壊の状態、避難所として使用中の施設の状況等を勘案し、必要があれば早急に校舎の再建、仮校舎建設の計画を立て、その具体化を図る。 2 教職員の確保 市教育委員会及び私立学校責任者は、災害発生時における教職員の確保のため、次の措置を講じておくものとする。 ア 災害の規模、程度に応じた教職員の参集体制を整備する。 イ <u>学校長は、</u>教職員の不足により、応急教育の実施に支障がある場合には、出勤可能な職員の人 数及び組織に基づき、被災した教職員の補充もしくは交代要員の科目別必要数を算定し、教育部長に必要な措置を講じるよう要請するものとする。 <u>ウ</u> 教育部長は、学校間における教職員の応援、県（教育庁）への協力要請、教員免許所有者の臨時採用、民間教育機関の協力支援、臨時の学校編成を行う等速やかに調整を図り、応急教育の早期実施に努めるものとする。 3 避難所との共存 学校は、避難所にも指定されていることから、学校関係者と地域住民との融和・共存を図ることが必要である。災害応急対策を行う市担当部局、市教育委員会、学校（園）長は、事前に<u>取り決めに基づき、</u>円滑な対応を図るものとする。 <u>《参照 第 2 章第 10 節第 3 避難所の開設・運営体制の整備》</u> <u>《参照 第 3 章第 5 節第 8 5 オ「学校の避難所対応」》</u>

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	<u>市は、避難所に指定する学校の担当職員を決め、市教育委員会、学校、自主防災組織等と災害時の対応を協議する。</u> <u>(3) 教職員</u> <u>学校（園）長は、避難所における教職員の役割を明確にしておく（救援庶務・避難誘導救援・救護・物資輸送・防疫衛生 等）。</u> 第 3 教材・学用品の調達及び配給方法 【学校教育班】 市は、災害により教科書・学用品等（以下「学用品等」という。）を喪失又はき損し、就学上支障をきたしている<u>小・中学校</u>の児童・生徒に対して、学用品等を支給する。 なお、以下に災害救助法が適用された場合の取扱いについて示す。 1 実施機関 ア 教材・学用品の給与は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。 イ 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことが出来ないときは、救助に着手するものとする。 ウ 災害救助法が適用された場合においても、知事が救助を迅速に行う必要があると認めているときは、知事の指示により市長が救助を行うものとする。 2 対象者 ア 災害によって住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水の被害を受けた<u>児童生徒であること。</u> イ <u>小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び各種学校）の生徒。</u> ウ 学用品がなく、就学に支障を生じている者であること。 3 支給品目 (1) 教科書及び教材 <u>教科書は、</u>小学校児童及び中学校生徒教科書の発行に関する臨時措置法 <u>(昭和 23 年法律第 132 号)</u> 第 2 条第 1 項に規定する<u>教科書及び教科書以外の教材で</u>県教育委員会に届出又は承認を受けて使用している教材であること。高等学校生徒が正規の授業で使用する教材であること。 (2) 文房具	第 3 教材・学用品の調達及び配給方法 【学校教育班】 市は、災害により教科書・学用品等（以下「学用品等」という。）を喪失又はき損し、就学上支障をきたしている児童・生徒に対して、学用品等を支給する。 なお、以下に災害救助法が適用された場合の取扱いについて示す。 1 実施機関 ア 教材・学用品の給与は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。 イ 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことが出来ないときは、救助に着手するものとする。 ウ 災害救助法が適用された場合においても、知事が救助を迅速に行う必要があると認めているときは、知事の指示により市長が救助を行うものとする。 2 対象者 ア 災害によって住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水の被害を受けたこと。 イ <u>小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。）、</u> <u>中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）、</u> <u>高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び各種学校）の生徒。</u> ウ 学用品がなく、就学に支障を生じている者であること。 3 支給品目 (1) 教科書及び教材 <u>ア</u> 小学校児童及び中学校生徒<u>については、</u>教科書の発行に関する臨時措置法 <u>(昭和 23 年法律第 132 号)</u> 第 2 条第 1 項に規定<u>されており、</u>県教育委員会に届出又は承認を受けて使用している教材であること。 <u>イ</u> 高等学校生徒が正規の授業で使用する教材であること。 (2) 文房具

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等 (3) 通学用品 運動靴、傘、カバン、長靴等 4 支給方法 ア 学校及び市教育委員会の協力を得て行う。 イ 被害別、学年別の学用品購入（配分）計画を樹立して行う。 ウ 教育に必要なものに限り支給する。 エ 文房具及び通学用品は、できるだけ同一規格、同一価格のものを使用する。 第 4 給食措置 【教育庶務班】 1 応急措置 ア 学校給食施設、設備及びパンその他の給食物資の納入業者の被害状況を速やかに把握し、必要に応じ学校給食を中止する。 イ 被害状況が判明した後において具体的な復旧対策を立て、速やかに実施する。 2 応急復旧措置 ア 給食調理場、給食用設備等の清掃及び消毒を徹底的に実施し、衛生管理に遺漏のないようにする。 イ 学校給食調理場の衛生検査を実施し、衛生管理に万全を期す。 ウ 児童・生徒、学校職員及び給食用物資の納入業者の赤痢その他の感染症の発生状況を調査確認し、防疫措置を講じる。 エ 給食用物資の調達が困難である場合に県教育庁に応援を要請する。 第 5 文化財の保護 【生涯学習班】 <u>文化財の所有者又は管理者（防火管理者を置いている場合は防火管理者）は、災害が発生した場合、次により適切に対応する。</u> 1 災害発生時の措置（通報） 市は、災害により文化財に被害が生じた場合は、文化財の所有者又は管理者（防火管理者を置いている場合は防火管理者）を通報責任者として、直ちにその被害状況を市教育委員会へ通報させるものとする。 また、市教育委員会は、<u>その結果を</u>県指定の文化財にあつては早急に県教育委員会に報告する。	ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等 (3) 通学用品 運動靴、傘、カバン、長靴等 4 支給方法 ア 学校及び市教育委員会の協力を得て行う。 イ 被害別、学年別の学用品購入（配分）計画を樹立して行う。 ウ 教育に必要なものに限り支給する。 エ 文房具及び通学用品は、できるだけ同一規格、同一価格のものを使用する。 第 4 給食措置 【教育庶務班】 1 応急措置 ア 学校給食施設、設備及びパンその他の給食物資の納入業者の被害状況を速やかに把握し、必要に応じ学校給食を中止する。 イ 被害状況が判明した後において具体的な復旧対策を立て、速やかに実施する。 2 応急復旧措置 ア 給食調理場、給食用設備等の清掃及び消毒を徹底的に実施し、衛生管理に遺漏のないようにする。 イ 学校給食調理場の衛生検査を実施し、衛生管理に万全を期す。 ウ 児童・生徒、学校職員及び給食用物資の納入業者の赤痢その他の感染症の発生状況を調査確認し、防疫措置を講じる。 エ 給食用物資の調達が困難である場合に県教育庁に応援を要請する。 第 5 文化財の保護 【生涯学習班】 <u>(削除)</u> 1 災害発生時の措置（通報） <u>ア</u> 市は、災害により文化財に被害が生じた場合は、文化財の所有者又は管理者（防火管理者を置いている場合は防火管理者）を通報責任者として、直ちにその被害状況を市教育委員会へ通報させるものとする。 <u>イ</u> 市教育委員会は、県指定の文化財にあつては<u>その結果を早急に</u>県教育委員会<u>に</u>報告する。

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	2 被害状況の調査 文化財の所有者又は管理者は、被害後速やかに巡回し、所有又は管理している文化財について被害の状況を把握するとともに、関係機関と協力して、火災、余震等による二次災害の防止措置を実施するものとする。 《資料 116》	2 被害状況の調査 文化財の所有者又は管理者は、被害後速やかに巡回し、所有又は管理している文化財について被害の状況を把握するとともに、関係機関と協力して、<u>火災、余震等による</u>二次災害の防止措置を実施するものとする。 《資料 116》
風 3-169	第 2 応急教育の実施 【学校教育班】 市教育委員会は、被災した学校の教育活動を早期に再開するための措置を講じるものとする。特に、被災した学校が一部の地域に偏る場合には、無被災地域の学校による応援協力は応急教育に際して大きな支えとなることから、学校間での施設や教職員等に関する相互協力体制を整備するものとする。 1 教育施設の確保 市教育委員会及び私立学校責任者は、教育施設等を確保するとともに、教育活動を早期に再開するための次の措置を講じるものとする。 ア 校舎の被害程度を速やかに把握し、応急修理可能な場合には可及的速やかに補修し、施設を確保して授業が再開できるよう、<u>教育庶務班との調整によりその復旧に努めるものとする。</u> イ 校舎の被害は相当に大きいが、一部校舎の使用が可能な場合には、残存の安全な校舎で合併又は 2 部授業<u>を行う。</u> ウ <u>被災により</u>校舎の一部が使用できない場合には、学校運営並びに安全管理上緊急に修理を要する箇所については応急修理又は補強等により、学校教育に支障を及ぼさないよう万全の措置を講じ、<u>2 部授業、圧縮学級の編成等により、できる限り休校を避ける。</u> エ 学校施設の使用不能又は通学が不可能な状態であり、短期間に復旧できる場合は臨時休校とし、家庭学習等の適切な指導を行う。 オ 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要する場合は、近隣の余裕のある学校に応急収容し、分散授業を実施する。 カ 余裕のある学校がない場合は、公民館、体育館その他の公共施設及び寺院等を利用して授業を行う。 キ 施設・設備の損壊の状態、避難所として使用中の施設の状況等を勘案し、必要があれば早急に校舎の再建、仮校舎建設の計画を立て、その具体化を図る。 2 教職員の確保 市教育委員会及び私立学校責任者は、災害発生時における教職員の確保のため、次の措置を講じておくものとする。 ア 災害の規模、程度に応じた教職員の参集体制を整備する。 イ 教職員の不足により、応急教育の実施に支障がある場合には、<u>学校長は</u>出勤可能な職員の人	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	数及び組織に基づき、被災した教職員の補充もしくは交代要員の科目別必要数を算定し、教育部長に必要な措置を講じるよう要請するものとする。 <u>また、</u>教育部長は、<u>災害状況に対応して、</u>学校間における教職員の応援、県（教育庁）への協力要請、教員免許所有者の臨時採用、民間教育機関の協力支援、臨時の学校編成を行う等速やかに調整を図り、応急教育の早期実施に努めるものとする。 3 避難所との共存 学校は、<u>教育施設であると同時に</u>避難所にも指定されていることから、学校関係者と地域住民との融和・共存を図ることが必要である。<u>学校が教育の場としての機能と避難所としての機能を有するため、</u>災害応急対策を行う市担当部局、市教育委員会、学校（園）長は、事前に<u>次の措置を講じておき、</u>円滑な対応を図るものとする。 <u>(1) 使用施設</u> <u>市は、学校を避難所に指定する場合、教育機能維持の観点から、使用施設について優先順位を教育委員会と協議する。</u> <u>(2) 市担当者</u> <u>市は、避難所に指定する学校の担当職員を決め、市教育委員会、学校、自主防災組織等と災害時の対応を協議する。</u> <u>(3) 教職員</u> <u>学校（園）長は、避難所における教職員の役割を明確にしておく（救援庶務・避難誘導救援・救護・物資輸送・防疫衛生 等）。</u> 第 3 教材・学用品の調達及び配給方法 【学校教育班】 市は、災害により教科書・学用品等（以下「学用品等」という。）を喪失又はき損し、就学上支障をきたしている<u>小・中学校の</u>児童・生徒に対して、学用品等を支給する。 なお、以下に災害救助法が適用された場合の取扱いについて示す。 1 実施機関 ア 教材・学用品の給与は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。 イ 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことが出来ないときは、救助に着手するものとする。 ウ 災害救助法が適用された場合においても、知事が救助を迅速に行う必要があると認めているときは、知事の指示により市長が救助を行うものとする。 2 対象者 ア 災害によって住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水の被害を受けた<u>児童生徒で</u>	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	<u>ある</u>こと。 イ <u>小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び各種学校）の生徒。</u> ウ 学用品がなく、就学に支障を生じている者であること。 3 支給品目 (1) 教科書及び教材 <u>教科書は、</u>小学校児童及び中学校生徒教科書の発行に関する臨時措置法<u>（昭和 23 年法律第 132 号）</u>第 2 条第 1 項に規定する<u>教科書及び教科書以外の教材</u>で県教育委員会に届出、又は<u>その</u>承認を受けて使用している教材であること。高等学校生徒が正規の授業で使用する教材であること。 (2) 文房具 ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等 (3) 通学用品 運動靴、傘、カバン、長靴等 4 支給方法 ア 学校及び市教育委員会の協力を得て行う。 イ 被害別、学年別の学用品購入（配分）計画を樹立して行う。 ウ 教育に必要なものに限り支給する。 エ 文房具及び通学用品は、できるだけ同一規格、同一価格のものを使用する。 第 4 給食措置 【教育庶務班】 1 応急措置 ア 学校給食施設、設備及びパンその他の給食物資の納入業者の被害状況を速やかに把握し、必要に応じ学校給食を中止する。 イ 被害状況が判明した後において具体的な復旧対策を立て、速やかに実施する。 2 応急復旧措置 ア 給食調理場、給食用設備等の清掃及び消毒を徹底的に実施し、衛生管理に遺漏のないようにする。 イ 学校給食調理場の衛生検査を実施し、衛生管理に万全を期す。 ウ 児童・生徒、学校職員及び給食用物資の納入業者の赤痢その他の感染症の発生状況を調査確	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	認し、防疫措置を講じる。 エ 給食用物資の調達が困難である場合に県教育庁に応援を要請する。 第 5 文化財の保護 【生涯学習班】 <u>文化財の所有者又は管理者（防火管理者を置いている場合は防火管理者）は、災害が発生した場合、次により適切に対応する。</u> 1 災害発生時の措置（通報） 市は、災害により文化財に被害が生じた場合は、文化財の所有者又は管理者（防火管理者を置いている場合は防火管理者）を通報責任者として、直ちにその被害状況を市教育委員会へ通報させるものとする。 また、市教育委員会は、<u>その結果を</u>県指定の文化財にあつては早急に県教育委員会へ報告する。 2 被害状況の調査 文化財の所有者又は管理者は、被害後速やかに巡回し、所有又は管理している文化財について被害の状況を把握するとともに、関係機関と協力して、火災、余震等による二次災害の防止措置を実施するものとする。 《資料 116》	
地 3-161	<u>第 11 節 障害物の除去・清掃計画</u> <u>地震</u>災害による大量の廃棄物（粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等）の発生は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため市は、今後定める「市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害時の同時大量に発生する廃棄物やし尿の処理を迅速に行い、地域住民の保健衛生及び環境の保全を積極的に図っていくものとする。 <u>なお、近隣市町及び協定締結市町村、民間の関係事業者に対して応援を要請できるよう、あらかじめ広域処理体制を整備しておくものとする。</u> 第 1 障害物の除去 【防疫衛生班・建設部各班】 <u>地震による</u>倒壊物・落下物等による障害物は、応急対策活動に支障となるばかりでなく、住民生活の復旧ペースに影響することが予想される。このため市は、処理施設の被害や交通状況等を十分考慮した上で、同時大量の解体・災害廃棄物処理等の活動を迅速に行い、応急対策活動の円滑化、住民生活の復旧を促進するものとする。	<u>第 12 節 障害物の除去・清掃計画</u> 災害による大量の廃棄物（粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等）の発生は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため市は、今後定める「市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害時の同時大量に発生する廃棄物やし尿の処理を迅速に行い、地域住民の保健衛生及び環境の保全を積極的に図っていくものとする。 <u>また、廃棄物特別措置が適用された場合、国（環境大臣）に対して災害廃棄物の収集、運搬の代行を要請する。</u> 《災害対策基本法第 86 条の 5》 第 1 障害物の除去 【防疫衛生班・建設部各班】 <u>倒壊物・落下物等による障害物は、応急対策活動に支障となるばかりでなく、住民生活の復旧ペースに影響することが予想される。このため市は、処理施設の被害や交通状況等を十分考慮した上で、同時大量の解体・災害廃棄物処理等の活動を迅速に行い、応急対策活動の円滑化、住民生活の復旧を促進するものとする。</u>

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	1 障害物除去の実施者 <u>実施者は以下のとおりとする。</u> (1) 住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去 ア 住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去は、<u>市長が行う</u>。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。 イ 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことが出来ないときは、救助に着手するものとする。 ウ 災害救助法が適用された場合においても、知事が救助を迅速に行う必要があると認めているときは、知事の指示により市長が救助を行うものとする。 <u>エ 市独自で処理不可能な場合は、隣接市町村や協定締結市町村、県、国、その他の関係機関等の応援を得て実施するものとする。</u> オ 災害廃棄物の資源化を行うことは、処理・処分量を軽減することができ、効率的な処理のためにも有効であることから、建築物解体時から徹底した廃棄物の分別を実施し、可能な限りリサイクルに努める。 カ 災害救助法が適用された場合は、「災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償《資料 111》」を参照することとする。 (2) 道路関係障害物の除去 <u>道路上の障害物の除去は、自動車、遺体等の特殊なものを除き、道路法に規定する道路管理者（国土交通大臣・県知事・市長）が行うものとする。</u> <u>この場合においても、災害の規模、障害の内容等により関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、協力して交通の確保を図るものとする。</u> (3) 軌道等に障害を及ぼしているものの除去 <u>軌道等に障害を及ぼしているものの除去は、</u>法律により当該施設の所有者が行うものとする。<u>この場合においても(2)に準ずるものとする。</u> 2 作業体制の確保 <u>障害物の除去は、建設部が担当して行うが、</u>迅速に障害物の除去、解体及び災害廃棄物処理を行うに当たり機材・労力が不足する場合は、関係機関及び民間業者の協力のもと作業員及び臨時雇用による応援体制を確立して行うものとする。 また、<u>あらかじめ近隣市町、民間の廃棄物処理業者、土木・運送業者等に対して、災害時における人員、資機材の確保について応援が得られるよう、協力体制を整備しておくものとする。</u> なお、市長は<u>障害物の除去について、</u>自衛隊の協力が必要と判断した場合は県知事を通じて派遣を求め、その協力のもとに実施するものとする。 3 環境汚染の防止対策	1 障害物除去の実施者 (1) 住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去 ア <u>市長は、</u>住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去<u>を行う</u>。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。 イ 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことが出来ないときは、救助に着手するものとする。 ウ 災害救助法が適用された場合においても、知事が救助を迅速に行う必要があると認めているときは、知事の指示により市長が救助を行うものとする。 <u>エ</u> 災害救助法が適用された場合は、「災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償《資料 111》」を参照することとする。 (2) 道路関係障害物の除去 <u>道路法に規定する道路管理者（国土交通大臣・県知事・市長）は、自動車、遺体等の特殊なものを除き、道路上の障害物の除去を行うものとする。</u> (3) 軌道等に障害を及ぼしているものの除去 法律により当該施設の所有者が行うものとする。 2 応援体制の確保 <u>ア</u> 建設部<u>は、</u>迅速に障害物の除去、解体及び災害廃棄物処理を行うに当たり機材・労力が不足する場合は、関係機関及び民間業者の協力のもと作業員及び臨時雇用による応援体制を確立して行うものとする。 <u>イ</u> 市独自で処理不可能な場合は、隣接市町村や協定締結市町村、県、国、その他の関係機関等の応援を得て実施するものとする。 <u>ウ</u> 市長は、自衛隊の協力が必要と判断した場合は県知事を通じて派遣を求め、その協力のもとに実施するものとする。 3 環境汚染の防止対策

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、<u>「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に</u>環境汚染防止体制の強化を図る。 4 住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去 災害救助法を適用した場合の住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去の基準は、以下のとおり。 (1) 対象 ア 日常生活に欠くことのできない場所（居宅、炊事場、便所等）で、しかも自分の資力をもって障害物の除去ができないもの。 イ 半壊家屋を優先し、次に床上浸水家屋とする。 ウ 障害物除去対象者は、次により選定する。 （ア）生活保護受給者を第 1 次順位とする。 （イ）半壊等の損害の著しい者を第 2 次順位とする。 (2) 期間 <u>障害物除去の実施期間は、</u>災害発生の日から 10 日以内で市長が指定した日数とする。 5 建築・道路・河川障害物の除去 <u>市は、職員による巡視等から迅速に被災地域の状況を把握し、それに基づき、建築物、所管の道路及び河川施設について、建設部各班が協力し、障害物の除去、解体を実施するものとする。</u> <u>除去作業に当たっては、県、近隣市町、民間業者等による応援協力体制を活用するものとする。</u> (1) 建築障害物 市は、災害によって破損あるいは倒壊した建物についての被災地における状況を把握し、必要と認められる場合は除去作業を実施する。 (2) 道路障害物 各道路管理者は、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、道路交通に著しい障害を及ぼしているものについて除去作業を実施するものとする。その際、あらかじめ指定された緊急輸送道路を最優先とし、各道路管理者間の情報交換を緊密に行うものとする。 ア 国道 国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所に、除去作業を要請する。 イ 県道 県東葛飾土木事務所に連絡し、速やかに除去作業を要請する。 ウ 市道 （ア）市建設部各班は協力して市有の機動力及び現業員により除去し、交通の確保を図るものと	倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、環境汚染防止体制の強化を図る。 <u>《参考 災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル</u> <u>（環境省水・大気環境局大気環境課）》</u> 4 住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去 災害救助法を適用した場合の住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去の基準は、以下のとおり。 (1) 対象 ア 日常生活に欠くことのできない場所（居宅、炊事場、便所等）で、しかも自分の資力をもって障害物の除去ができないもの。 イ 半壊家屋を優先し、次に床上浸水家屋とする。 ウ 障害物除去対象者は、次により選定する。 （ア）生活保護受給者を第 1 次順位とする。 （イ）半壊等の損害の著しい者を第 2 次順位とする。 (2) 期間 災害発生の日から 10 日以内で市長が指定した日数とする。 5 建築・道路・河川障害物の除去 <u>建設部各班は協力し、建築物、所管の道路及び河川施設について、障害物の除去、解体を実施するものとする。</u> <u>また、災害廃棄物の資源化を行うことは、処理・処分量を軽減することができ、効率的な処理のためにも有効であることから、建築物解体時から徹底した廃棄物の分別を実施し、可能な限りリサイクルに努める。</u> (1) 建築障害物 市は、災害によって破損あるいは倒壊した建物についての被災地における状況を把握し、必要と認められる場合は除去作業を実施する。 (2) 道路障害物 各道路管理者は、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、道路交通に著しい障害を及ぼしているものについて除去作業を実施するものとする。その際、あらかじめ指定された緊急輸送道路を最優先とし、各道路管理者間の情報交換を緊密に行うものとする。 ア 国道 国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所に、除去作業を要請する。 イ 県道 県東葛飾土木事務所に連絡し、速やかに除去作業を要請する。 ウ 市道 （ア）市建設部各班は協力して市有の機動力及び現業員により除去し、交通の確保を図るものと

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	する。 （イ） 市有の機動力及び現業員が不足する場合は、業者への委託により実施するものとする。 (3) 河川障害物 河川管理者は、所管する河川区域内の漂流物等障害物の状況を把握し、危険と認められる場合は除去、しゅんせつ作業を実施する。 (4) 環境汚染の防止対策 <u>防疫衛生班は、倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、環境汚染防止体制の強化を図る。</u> 6 障害物の集積場所 除去した障害物の集積場所は、市汚泥再生処理センター（森のまちエコセンター）とする。集積場所が足らなくなった場合は、<u>必要に応じ</u>、住民の日常生活に支障<u>のない場所を選定し</u>集積するものとする。 (1) 廃棄 市の管理に属する遊休地又は空地、その他廃棄に適当な場所 (2) 保管 保管する工作物等に対応した適当な場所	する。 （イ） 市有の機動力及び現業員が不足する場合は、業者への委託により実施するものとする。 (3) 河川障害物 河川管理者は、所管する河川区域内の漂流物等障害物の状況を把握し、危険と認められる場合は除去、しゅんせつ作業を実施する。 6 障害物の集積場所 除去した障害物の集積場所は、市汚泥再生処理センター（森のまちエコセンター）とする。集積場所が足らなくなった場合は、住民の日常生活に支障<u>を与えない次の場所に</u>集積するものとする。 (1) 廃棄 市の管理に属する遊休地又は空地、その他廃棄に適当な場所 (2) 保管 保管する工作物等に対応した適当な場所
風 3-173	<u>第 11 節 障害物の除去・清掃計画</u> 災害による大量の廃棄物（粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等）の発生は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため市は、今後定める「市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害時の同時大量に発生する廃棄物やし尿の処理を迅速に行い、地域住民の保健衛生及び環境の保全を積極的に図っていくものとする。 なお、近隣市町及び協定締結市町村、民間の関係事業者に対して応援を要請できるよう、あらかじめ広域処理体制を整備しておくものとする。 第 1 障害物の除去 【防疫衛生班・建設部各班】 <u>災害に際し、住居又はその周辺に運ばれた土石竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしているものを除去し、これらのり災者の日常生活の確保を図るとともに、道路、軌道及び港湾等の利用目的に著しい障害を及ぼしているものを除去して交通を確保し、応急対策活動の円滑化、住民生活の復旧を促進するものとする。</u> 1 障害物除去の実施者 <u>実施者は以下のとおりとする。</u> (1) 住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去 ア 住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	その除去は、<u>市長が行う</u>。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。 イ 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことが出来ないときは、救助に着手するものとする。 ウ 災害救助法が適用された場合においても、知事が救助を迅速に行う必要があると認めているときは、知事の指示により市長が救助を行うものとする。 <u>エ 市独自で処理不可能な場合は、隣接市町村や協定締結市町村、県、国、その他の関係機関等の応援を得て実施するものとする。</u> オ 災害廃棄物の資源化を行うことは、処理・処分量を軽減することができ、効率的な処理のためにも有効であることから、建築物解体時から徹底した廃棄物の分別を実施し、可能な限りリサイクルに努める。 カ 災害救助法が適用された場合は、「災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償《資料 111》」を参照することとする。 (2) 道路関係障害物の除去 <u>道路上の障害物の除去は、自動車、遺体等の特殊なものを除き、道路法に規定する道路管理者（国土交通大臣・県知事・市長）が行うものとする。</u> <u>この場合においても、災害の規模、障害の内容等により関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、協力して交通の確保を図るものとする。</u> (3) 軌道等に障害を及ぼしているものの除去 <u>軌道等に障害を及ぼしているものの除去は、法律により当該施設の所有者が行うものとする。</u> <u>この場合においても(2)に準ずるものとする。</u> 2 作業体制の確保 <u>障害物の除去は、建設部が担当して行うが</u>、迅速に障害物の除去、解体及び災害廃棄物処理を行うに当たり機材・労力が不足する場合は、関係機関及び民間業者の協力のもと作業員及び臨時雇用による応援体制を確立して行うものとする。 また、<u>あらかじめ近隣市町、民間の廃棄物処理業者、土木・運送業者等に対して、災害時における人員、資機材の確保について応援が得られるよう、協力体制を整備しておくものとする。</u> 3 環境汚染の防止対策 倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、<u>「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に</u>環境汚染防止体制の強化を図る。 4 住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	災害救助法を適用した場合の住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去の基準は、以下のとおり。 (1) 対象 ア 日常生活に欠くことのできない場所（居宅、炊事場、便所等）で、しかも自分の資力をもって障害物の除去ができないもの。 イ 半壊家屋を優先し、次に床上浸水家屋とする。 ウ 障害物除去対象者は、次により選定する。 （ア）生活保護受給者を第 1 次順位とする。 （イ）半壊等の損害の著しい者を第 2 次順位とする。 (2) 期間 <u>障害物除去の実施期間は、</u>災害発生の日から 10 日以内で市長が指定した日数とする。 5 建築・道路・河川障害物の除去 <u>市は、職員による巡視等から迅速に被災地域の状況を把握し、それに基づき、建築物、所管の道路及び河川施設について、建設部各班が協力し、障害物の除去、解体を実施するものとする。</u> <u>除去作業に当たっては、県、近隣市町、民間業者等による応援協力体制を活用するものとする。</u> (1) 建築障害物 市は、災害によって破損あるいは倒壊した建物についての被災地における状況を把握し、必要と認められる場合は除去作業を実施する。 (2) 道路障害物 各道路管理者は、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、道路交通に著しい障害を及ぼしているものについて除去作業を実施するものとする。その際、あらかじめ指定された緊急輸送道路を最優先とし、各道路管理者間の情報交換を緊密に行うものとする。 ア 国道 国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所に、除去作業を要請する。 イ 県道 県東葛飾土木事務所に連絡し、速やかに除去作業を要請する。 ウ 市道 （ア）市建設部各班は協力して市有の機動力及び現業員により除去し、交通の確保を図るものとする。 （イ）市有の機動力及び現業員が不足する場合は、業者への委託により実施するものとする。 (3) 河川障害物 河川管理者は、所管する河川区域内の漂流物等障害物の状況を把握し、危険と認められる場合は除去、しゅんせつ作業を実施する。 <u>(4) 環境汚染の防止対策</u>	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	<u>防疫衛生班は、倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、環境汚染防止体制の強化を図る。</u> 6 障害物の集積場所 除去した障害物の集積場所は、市汚泥再生処理センター（森のまちエコセンター）とする。集積場所が足らなくなった場合は、<u>必要に応じ、</u>住民の日常生活に支障<u>のない場所を選定し</u>集積するものとする。 (1) 廃棄 市の管理に属する遊休地又は空地、その他廃棄に適当な場所 (2) 保管 保管する工作物等に対応した適当な場所	
地 3-164	第 2 廃棄物処理 【防疫衛生班】 1 廃棄物処理の実施者 ア <u>地震</u>災害時における被害地帯の清掃は、市長が実施するものとする。 <u>イ 市は、地震災害による大量の廃棄物が発生し、市で処理が困難な場合は「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」や他市町村との相互応援協定等に基づき、援助協力を要請する。</u> <u>また、建築物の解体に伴う災害廃棄物等の大量発生が予想されることから、県による「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去に関する協定」に基づき、県を通じて民間事業者の協力を求める。</u> <u>ウ</u> 市は、県から災害廃棄物処理に対する助言、情報提供を受ける。 <u>エ</u> 「市災害廃棄物処理計画」に基づき処理を行うものとするが、災害の状況に応じて内容を調整する。 2 ごみ排出量の推定 市は、災害時に処理するごみを、災害により排出されるものと一般生活により発生するものとに区分し、各々について排出量を推定して廃棄物処理計画を策定するものとする。 3 作業体制の確保 市は、迅速に処理を行うため、<u>平常作業及び</u>臨時雇用による応援体制を確立するものとする。 <u>また、あらかじめ近隣市町、民間の廃棄物処理事業者、土木・運送事業者等に対して、災害時における人員、資機材等の確保について応援が得られるよう、協力体制を整備しておくものとする。</u> 《資料 35・37、様式 36・37》	第 2 廃棄物処理 【防疫衛生班】 1 廃棄物処理の実施者 ア <u>災害</u>時における被害地帯の清掃は、市長が実施するものとする。 <u>イ</u> 市は、県から災害廃棄物処理に対する助言、情報提供を受ける。 <u>ウ</u> 「市災害廃棄物処理計画」に基づき処理を行うものとするが、災害の状況に応じて内容を調整する。 2 ごみ排出量の推定 <u>市は、災害時に処理するごみを、災害により排出されるものと一般生活により発生するものとに区分し、各々について排出量を推定して廃棄物処理計画を策定するものとする。</u> 3 応援体制の確保 ア 市は、迅速に処理を行うため、臨時雇用による応援体制を確立するものとする。 イ 大量の廃棄物が発生し、市で処理が困難な場合は「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」や他市町村との相互応援協定等に基づき、援助協力を要請する。 また、建築物の解体に伴う災害廃棄物等の大量発生が予想されることから、県による「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時におけ

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	4 ごみ処理の実施 (1) 住民への広報 市は、災害発生後速やかに仮集積場及び収集日時を定めて、住民に広報するものとする。 (2) 収集運搬処理 市は、住民によって集められた仮集積場のごみを管理し、あらかじめ選定した処分場にできるだけ速やかに運搬し処理するものとする。<u>その際、被災地におけるごみの排出量が市の収集運搬能力を超え、その処理が緊急を要する場合は、近隣市町や他の民間廃棄物処理事業者に依頼してトラック等の車両及び作業員を確保して、収集運搬を能率的かつ衛生的に実施するものとする。</u> さらに、<u>他に手段がない場合は</u>県と協議して、環境への影響が最も少ない場所及び方法により、緊急措置を講じるものとする。 (3) 処理方法 ア 災害廃棄物 災害廃棄物は、膨大な量が発生することから、いったん仮置場に保管し、分別、中間処理、リサイクルを行ったのち、適正に処分することとする。 イ 粗大ごみ 災害廃棄物として発生する粗大ごみは、家具、家電製品等<u>である</u>。家庭用ガスボンベやガラス片等が混入して処理に支障が生じることもあるため、分別排出に努めることとする。 可燃性の大型のごみは、焼却（破碎を含む。）と埋立の併用処分により処理するものとする。 ウ 生活ごみ 生活ごみは、衛生、防疫に十分配慮するとともに、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討する。 (ア) 生活ごみの計画な収集、処理が可能となるまでの期間は、自治会、避難場所ごとに一時仮置場を設けて対応する。 (イ) 一時仮置場の整理、管理は、自主防災組織等の協力を得て行う。 (ウ) 一時仮置場は、定期的に消毒を実施する等環境衛生に十分配慮する。 <u>(エ) 市民にごみ収集計画等を広報するとともに、ごみの排出抑制や不法投棄禁止等ごみ出しマナーの徹底を呼び掛ける。</u> エ 適正処理が困難な廃棄物 産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理するものとする。一般家庭から排出されるものは、適正な処理方法を住民に広報するとともに相談窓口を設置するものとする。	る被災建物の解体撤去に関する協定」に基づき、県を通じて民間事業者の協力を求める。 《資料 35・37、様式 36・37》 4 ごみ処理の実施 (1) 住民への広報 市は、災害発生後速やかに仮集積場及び収集日時を定めて、住民に広報するものとする。また、ごみの排出抑制や不法投棄禁止等ごみ出しマナーの徹底を呼び掛ける。 (2) 収集運搬処理 市は、住民によって集められた仮集積場のごみを管理し、あらかじめ選定した処分場にできるだけ速やかに運搬し処理するものとする。 さらに、<u>応援体制を以ってしても処理能力を超える場合は、</u>県と協議して、環境への影響が最も少ない場所及び方法により、緊急措置を講じるものとする。 (3) 処理方法 ア 災害廃棄物 災害廃棄物は、膨大な量が発生することから、いったん仮置場に保管し、分別、中間処理、リサイクルを行ったのち、適正に処分することとする。 イ 粗大ごみ <u>災害廃棄物として発生する粗大ごみは、家具、家電製品等や、水害の場合は加えて汚水に浸かっている畳やふすま等が生じる。畳は腐敗による悪臭が生じるため迅速に処理する。また、家庭用ガスボンベやガラス片等が混入して処理に支障が生じることもあるため、分別排出に努めることとする。</u> 可燃性の大型のごみは、焼却（破碎を含む。）と埋立の併用処分により処理するものとする。 ウ 生活ごみ 生活ごみは、衛生、防疫に十分配慮するとともに、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討する。 (ア) 生活ごみの計画な収集、処理が可能となるまでの期間は、自治会、避難場所ごとに一時仮置場を設けて対応する。 (イ) 一時仮置場の整理、管理は、自主防災組織等の協力を得て行う。 (ウ) 一時仮置場は、定期的に消毒を実施する等環境衛生に十分配慮する。 エ 適正処理が困難な廃棄物 産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理するものとする。一般家庭から排出されるものは、適正な処理方法を住民に広報するとともに相談窓口を設置するものとする。

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	（ア） 悪臭等が発生するような場合は、適宜埋め立て等により自己処理する。 （イ） 環境上緊急を要する場合は、選定並びに確保した処理場において焼却又は処分するものとする。ただし、緊急時以外の野焼き等は、新たな環境汚染の原因となることから、実施しないものとする。 （ウ） 解体・撤去の家屋に使用されていたアスベスト、PCB を含む家電製品等やエアコンや冷蔵庫に含まれるフロン、感染性廃棄物など、災害時に排出される可能性のある適正処理が困難な廃棄物は、「市災害廃棄物処理計画」に基づき、回収・処理を行う。 第 3 し尿処理 【防疫衛生班】 1 し尿処理排出量の推定 全壊家屋、焼失家屋等の汲み取り式便槽のし尿については、被災地における防疫上、収集可能になった日からできるかぎり早急に収集処理を行うことが必要である。このため市は、地区別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲み取り式便槽のし尿排出量を推計するとともに、作業計画を策定するものとする。 2 作業体制の確保 市は、し尿処理の実施に必要な人員、資機材の確保に努めるものとする。また、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ早急に処理する必要がある場合は、近隣市町へ収集、処理の応援要請を行うものとする。 《資料 35・37、様式 36・37》 3 し尿処理の実施 (1) 状況把握 市は、職員による巡視、住民の電話等による要請から、迅速に被災地域の状況把握に努めるものとする。 (2) 住民への指導 市は、水洗トイレを使用している世帯の断水や下水道施設の損壊等に対処するため、水の汲み置き、生活水の確保等を指導するものとする。 (3) 仮設トイレの確保と設置 ア 必要台数の把握及び設置場所 （ア） 上・下水道の被災状況により、仮設トイレの必要箇所及び必要台数を把握し、設置する。 （イ） 仮設トイレは、まず避難所等公共施設に優先的に設置する。続いて、在宅の被災者のために、公園等に設置する。 イ 仮設トイレの設置基準 仮設トイレは、概ね、1 台／80 人を目安として設置する。 ウ 仮設トイレの調達	（ア） 悪臭等が発生するような場合は、適宜埋め立て等により自己処理する。 （イ） 環境上緊急を要する場合は、選定並びに確保した処理場において焼却又は処分するものとする。ただし、緊急時以外の野焼き等は、新たな環境汚染の原因となることから、実施しないものとする。 （ウ） 解体・撤去の家屋に使用されていたアスベスト、PCB を含む家電製品等やエアコン及び冷蔵庫に含まれるフロンガス、感染性廃棄物など、災害時に排出される可能性のある適正処理が困難な廃棄物は、「市災害廃棄物処理計画」に基づき、収集・処理を行う。 第 3 し尿処理 【防疫衛生班】 1 し尿処理排出量の推定 全壊家屋、浸水家屋、焼失家屋等の汲み取り式便槽のし尿については、被災地における防疫上、収集可能になった日からできるかぎり早急に収集処理を行うことが必要である。このため市は、地区別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲み取り式便槽のし尿排出量を推計するとともに、作業計画を策定するものとする。 2 応援体制の確保 市は、し尿処理の実施に必要な人員、資機材が不足する場合や、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ早急に処理する必要がある場合は、近隣市町、協定締結市町村、県に応援要請を行うものとする。 《資料 35・37、様式 36・37》 3 し尿処理の実施 (1) 状況把握 市は、職員による巡視、住民からの電話等による要請に基づき、迅速に被災地域の状況把握に努めるものとする。 (2) 住民への指導 市は、水洗トイレを使用している世帯の断水や下水道施設の損壊等に対処するため、水の汲み置き、生活水の確保等を指導するものとする。 (3) 仮設トイレの確保と設置 ア 必要台数の把握及び設置場所 （ア） 上・下水道の被災状況により、仮設トイレの必要箇所及び必要台数を把握する。 （イ） 仮設トイレは、まず避難所等公共施設に優先的に設置する。続いて、在宅の被災者のために、公園等に設置する。 イ 仮設トイレの設置基準 仮設トイレは、概ね、1 台／80 人を目安として設置する。 ウ 仮設トイレの調達

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）																
	関係業者と早急に連絡を取り、必要数量を確保する<u>とともに、協定締結都市や他都市に対し応援を求めるものとする。</u> エ 仮設トイレの管理 （ア） 設置場所の管理者及び自治会等の住民に対して、清掃等の管理を要請する。 （イ） 民間業者等に委託し、汲み取り及び消毒を行う。 (4) 収集運搬 <u>ア</u> 被災の状況に応じて市の指定委託業者の清掃車（バキュームカー）を動員して集中的に配置し、能率的かつ衛生的に収集処理するものとする。 <u>イ</u> 収集を要する量が市の指定委託業者の収集能力を超え、その処理が緊急を要する場合は、<u>近隣の市町長を通じて業者に依頼し、清掃車及び作業員を確保して収集運搬するものとする。</u> <u>また、必要に応じて、県に応援を要請するものとする。</u> (5) 処理 被災地から収集したし尿は、通常の処理方法で衛生的に処理するものとする。<u>なお、一時に大量のし尿を処理する必要が発生した場合は、近隣の市町長や協定締結市町村等に処理を要請するものとする。</u> 表 3-<u>11</u>-1 し尿処理施設 <table><tr><th>名 称</th><th>所 在 地</th><th>処理能力</th><th>処理方法</th></tr><tr><td>流山市汚泥再生処理センター</td><td>流山市こうのす台 1594</td><td>56K L / 日</td><td>浄化槽汚泥混入比率の高い脱窒素処理方式</td></tr></table>	名 称	所 在 地	処理能力	処理方法	流山市汚泥再生処理センター	流山市こうのす台 1594	56K L / 日	浄化槽汚泥混入比率の高い脱窒素処理方式	関係業者と早急に連絡を取り、必要数量を確保する。 エ 仮設トイレの管理 （ア） 設置場所の管理者及び自治会等の住民に対して、清掃等の管理を要請する。 （イ） 民間業者等に委託し、汲み取り及び消毒を行う。 (4) 収集運搬 被災の状況に応じて市の指定委託業者、<u>許可業者</u>の清掃車（バキュームカー）を動員して集中的に配置し、能率的かつ衛生的に収集処理するものとする。 (5) 処理 被災地から収集したし尿は、通常の処理方法で衛生的に処理するものとする。 表 3-<u>12</u>-1 し尿処理施設 <table><tr><th>名 称</th><th>所 在 地</th><th>処理能力</th><th>処理方法</th></tr><tr><td>流山市汚泥再生処理センター</td><td>流山市こうのす台 1594</td><td>56K L / 日</td><td>浄化槽汚泥混入比率の高い脱窒素処理方式</td></tr></table>	名 称	所 在 地	処理能力	処理方法	流山市汚泥再生処理センター	流山市こうのす台 1594	56K L / 日	浄化槽汚泥混入比率の高い脱窒素処理方式
名 称	所 在 地	処理能力	処理方法															
流山市汚泥再生処理センター	流山市こうのす台 1594	56K L / 日	浄化槽汚泥混入比率の高い脱窒素処理方式															
名 称	所 在 地	処理能力	処理方法															
流山市汚泥再生処理センター	流山市こうのす台 1594	56K L / 日	浄化槽汚泥混入比率の高い脱窒素処理方式															
風 3-176	第 2 廃棄物処理 【防疫衛生班】 1 廃棄物処理の実施者 ア <u>被害</u>時における被害地帯の清掃は、市長が実施するものとする。 <u>イ</u> 市は、風水害等による大量の廃棄物が発生し、市で処理が困難な場合は「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」や他市町村との相互応援協定等に基づき、<u>他市町村等に援助協力を要請する。</u> <u>ウ</u> 市は、県から災害廃棄物処理に対する助言、情報提供を受ける。 <u>エ</u> 「市災害廃棄物処理計画」に基づき処理を行うものとするが、災害の状況に応じて内容を調整する。 2 ごみ排出量の推定 <u>市は、原則として千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針で定めた推計方法に準じて発生量を推計し、処理体制の確立を図る。</u>																	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	3 作業体制の確保 市は、迅速に処理を行うため、<u>平常作業及び</u>臨時雇用による応援体制を確立するものとする。 <u>また、あらかじめ近隣市町、民間の廃棄物処理事業者、土木・運送事業者等に対して、災害時における人員、資機材等の確保について応援が得られるよう、協力体制を整備しておくものとする。</u> 《資料 35・37、様式 36・37》 4 ごみ処理の実施 (1) 住民への広報 市は、災害発生後速やかに仮集積場及び収集日時を定めて、住民に広報するものとする。 (2) 収集運搬処理 市は、住民によって集められた仮集積場のごみを管理し、あらかじめ選定した処分場にできるだけ速やかに運搬し処理するものとする。<u>その際、被災地におけるごみの排出量が市の収集運搬能力を超え、その処理が緊急を要する場合は、近隣市町や他の民間廃棄物処理事業者に依頼してトラック等の車両及び作業員を確保して、収集運搬を能率的かつ衛生的に実施するものとする。</u> さらに、<u>他に手段がない場合は</u>県と協議して、環境への影響が最も少ない場所及び方法により、緊急措置を講じるものとする。 (3) 処理方法 ア 災害廃棄物 災害廃棄物は、膨大な量が発生することから、いったん仮置場に保管し、分別、中間処理、リサイクルを行ったのち、適正に処分することとする。 イ 粗大ごみ <u>水害</u>廃棄物として発生する粗大ごみは、<u>畳、ふすま</u>、家具、家電製品等で、<u>汚水に浸かっていることから、衛生的な配慮を行う。とくに</u>畳は腐敗による悪臭が<u>発生する</u>ため迅速に処理する。 家庭用ガスボンベやガラス片等が混入して処理に支障が生じることもあるため、分別排出に努めることとする。 可燃性の大型のごみは、焼却（破砕を含む。）と埋立の併用処分により処理するものとする。 ウ 生活ごみ 生活ごみは、衛生、防疫に十分配慮するとともに、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討する。 (ア) 生活ごみの計画な収集、処理が可能となるまでの期間は、自治会、避難場所ごとに一時仮置場を設けて対応する。 (イ) 一時仮置場の整理、管理は、自主防災組織等の協力を得て行う。 (ウ) 一時仮置場は、定期的に消毒を実施する等環境衛生に十分配慮する。 <u>(エ) 市民にごみ収集計画等を広報するとともに、ごみの排出抑制や不法投棄禁止等ごみ出しマナーの徹底を呼び掛ける。</u> エ 適正処理が困難な廃棄物	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理するものとする。 一般家庭から排出されるものは、適正な処理方法を住民に広報するとともに相談窓口を設置するものとする。 （ア） 悪臭等が発生するような場合は、適宜埋め立て等により自己処理する。 （イ） 環境上緊急を要する場合は、選定並びに確保した処理場において焼却又は処分するものとする。ただし、緊急時以外の野焼き等は、新たな環境汚染の原因となることから、実施しないものとする。 （ウ） 解体・撤去の家屋に使用されていたアスベスト、PCB を含む家電製品等やエアコンや冷蔵庫に含まれるフロン、感染性廃棄物など、震災時に排出される可能性のある適正処理が困難な廃棄物は、「千葉県市町村災害廃棄物処理計画策定指針」に示された処理方法に基づき、回収・処理を行う。 第 3 し尿処理 【防疫衛生班】 1 し尿処理排出量の推定 浸水家屋、焼失家屋等の汲み取り式便槽のし尿については、被災地における防疫上、収集可能になった日からできるかぎり早急に収集処理を行うことが必要である。このため市は、地区別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲み取り式便槽のし尿排出量を推計するとともに、作業計画を策定するものとする。 2 作業体制の確保 市は、し尿処理の実施に必要な人員、資機材の確保に努めるものとする。また、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ早急に処理する必要がある場合は、近隣市町へ収集、処理の応援要請を行うものとする。 《資料 35・37、様式 36・37》 3 し尿処理の実施 (1) 状況把握 市は、職員による巡視、住民の電話等による要請から、迅速に被災地域の状況把握に努めるものとする。 (2) 住民への指導 市は、水洗トイレを使用している世帯の断水や下水道施設の損壊等に対処するため、水の汲み置き、生活用水の確保等を指導するものとする。 (3) 仮設トイレの確保と設置 ア 必要台数の把握及び設置場所 （ア） 上・下水道の被災状況により、仮設トイレの必要箇所及び必要台数を把握し、設置する。 （イ） 仮設トイレは、まず避難所等公共施設に優先的に設置する。続いて、在宅の被災者のため	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）								
	に、公園等に設置する。 イ 仮設トイレの設置基準 仮設トイレは、概ね、1 台／80 人を目安として設置する。 ウ 仮設トイレの調達 関係業者と早急に連絡を取り、必要数量を確保する<u>とともに、協定締結都市や他都市に対し</u> <u>応援を求めるものとする。</u> エ 仮設トイレの管理 （ア） 設置場所の管理者及び自治会等の住民に対して、清掃等の管理を要請する。 （イ） 民間業者等に委託し、汲み取り及び消毒を行う。 (4) 収集運搬 <u>ア</u> 被災の状況に応じて市の指定委託業者の清掃車（バキュームカー）を動員して集中的に配置し、能率的かつ衛生的に収集処理するものとする。 <u>イ 収集を要する量が市の指定委託業者の収集能力を超え、その処理が緊急を要する場合は、近隣の市町長を通じて業者に依頼し、清掃車及び作業員を確保して収集運搬するものとする。</u> (5) 処理 被災地から収集したし尿は、通常の処理方法で衛生的に処理するものとする。<u>なお、一時に大量のし尿を処理する必要が発生した場合は、近隣の市町長や協定締結市町村等に処理を要請するものとする。</u> 表 3-<u>11</u>-1 し尿処理施設 <table><tr><th>名 称</th><th>所 在 地</th><th>処理能力</th><th>処理方法</th></tr><tr><td>流山市汚泥再生処理センター</td><td>流山市こうのす台 1594</td><td>56K L / 日</td><td>浄化槽汚泥混入比率の高い脱窒素処理方式</td></tr></table>	名 称	所 在 地	処理能力	処理方法	流山市汚泥再生処理センター	流山市こうのす台 1594	56K L / 日	浄化槽汚泥混入比率の高い脱窒素処理方式	
名 称	所 在 地	処理能力	処理方法							
流山市汚泥再生処理センター	流山市こうのす台 1594	56K L / 日	浄化槽汚泥混入比率の高い脱窒素処理方式							
地 3-168	第 <u>12</u> 節 公的住宅等の提供及び住宅の応急修理計画 市は、公的住宅等の提供及び住宅の応急修理計画を作成し、災害のため住宅を失い、又は破損等のために居住することができなくなった被災者に対して、速やかに応急仮設住宅を含めた公的住宅等の提供、住宅の応急修理を行い、一時的な居住の安定を図るものとする。 第 1 応急仮設住宅の建設 【<u>災対本部事務局</u>・都市計画班】 1 実施機関 ア 応急仮設住宅の建設は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。	第 <u>13</u> 節 公的住宅等の提供及び住宅の応急修理計画 市は、公的住宅等の提供及び住宅の応急修理計画を作成し、災害のため住宅を失い、又は破損等のために居住することができなくなった被災者に対して、速やかに応急仮設住宅を含めた公的住宅等の提供、住宅の応急修理を行い、一時的な居住の安定を図るものとする。 第 1 応急仮設住宅の建設 【都市計画班】 1 実施機関 ア 応急仮設住宅の建設は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。								

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）																																																						
	イ 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことが出来ないときは、救助に着手するものとする。 ウ 市限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。 なお、下記の各項の大半は災害救助法適用の場合の規定であるが、災害救助法適用に至らない場合にもこれに準ずるものとする。（災害救助法が適用された場合については、「災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償《資料 111》」を参照することとする。） 2 期間 応急仮設住宅の建設は、災害発生の日から 20 日以内に着工するものとし、その供与期間は完成の日から 2 年以内とする。 3 建設方法 (1) 建設戸数 災害救助法適用後の応急仮設住宅の建設戸数は、全壊、全焼及び流出等の被害を受けた世帯の 3 割（災害救助法適用市町村の各被害世帯数の 3 割ずつもしくは市町村相互において融通する場合は合計被災世帯数の 3 割）以内の範囲で県知事が決定する。 ただし、被害の程度、住民の経済的能力、住宅事情等による特別の場合にあっては、対象者の引上げを県に要請し協議する。災害救助法が適用できない場合については、市長が災害の状況に応じてその都度定める。 (2) 構造、形式 軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットとする。 また、高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要するものを数人以上収容し、老人居宅介護等事業所を利用しやすい構造及び設備を有する施設（福祉仮設住宅施設）を応急仮設住宅として設置できる。 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。 (3) 設置場所 <u>仮設住宅の設置予定場所は、私有地又は市有地、国及び県から提供された公有地とし、その場所は</u>飲料水が得やすく、保健衛生上適当な場所とする。現時点で表に示す 5 箇所を候補地としている。 表 3-<u>12</u>-1 応急仮設住宅建設候補地リスト <table><tr><th>No.</th><th>名称</th><th>所在地</th><th>土地所有者</th><th>仮設住宅建設可能区域面積</th><th>建設可能戸数</th><th>配置図の有無</th><th>汚水等生放流可否</th><th>特記事項</th></tr><tr><td>1</td><td>少年野球グラウンド</td><td>流山市駒木台 207-10</td><td>市有地</td><td>4,800m²</td><td>48 戸</td><td>有</td><td>否</td><td>県道沿い</td></tr><tr><td>2</td><td>ピクニック広場及びミ</td><td>流山市野々下丁</td><td>市有地</td><td>10,000m²</td><td>30 戸</td><td>有</td><td>否</td><td>避難場所</td></tr></table>	No.	名称	所在地	土地所有者	仮設住宅建設可能区域面積	建設可能戸数	配置図の有無	汚水等生放流可否	特記事項	1	少年野球グラウンド	流山市駒木台 207-10	市有地	4,800m ²	48 戸	有	否	県道沿い	2	ピクニック広場及びミ	流山市野々下丁	市有地	10,000m ²	30 戸	有	否	避難場所	イ 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことが出来ないときは、救助に着手するものとする。 ウ 市<u>限り</u>で対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。 なお、下記の各項の大半は災害救助法適用の場合の規定であるが、災害救助法適用に至らない場合にもこれに準ずるものとする。（災害救助法が適用された場合については、「災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償《資料 111》」を参照することとする。） 2 期間 応急仮設住宅の建設は、災害発生の日から 20 日以内に着工するものとし、その供与期間は完成の日から 2 年以内とする。 3 建設方法 (1) 建設戸数 災害救助法適用後の応急仮設住宅の建設戸数は、全壊、全焼及び流出等の被害を受けた世帯の 3 割（災害救助法適用市町村の各被害世帯数の 3 割ずつもしくは市町村相互において融通する場合は合計被災世帯数の 3 割）以内の範囲で県知事が決定する。 ただし、被害の程度、住民の経済的能力、住宅事情等による特別の場合にあっては、対象者の引上げを県に要請し協議する。災害救助法が適用できない場合については、市長が災害の状況に応じてその都度定める。 (2) 構造、形式 軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットとする。 また、高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要するものを数人以上収容し、老人居宅介護等事業所を利用しやすい構造及び設備を有する施設（福祉仮設住宅施設）を応急仮設住宅として設置できる。 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。 (3) 設置場所 飲料水が得やすく、保健衛生上適当な場所とする。現時点で表に示す 5 箇所を候補地としている。 表 3-<u>13</u>-1 応急仮設住宅建設候補地リスト <table><tr><th>No.</th><th>名称</th><th>所在地</th><th>土地所有者</th><th>仮設住宅建設可能区域面積</th><th>建設可能戸数</th><th>配置図の有無</th><th>汚水等生放流可否</th><th>特記事項</th></tr><tr><td>1</td><td>少年野球グラウンド</td><td>流山市駒木台 207-10</td><td>市有地</td><td>4,800m²</td><td>48 戸</td><td>有</td><td>否</td><td>県道沿い</td></tr><tr><td>2</td><td>ピクニック広場及びミ</td><td>流山市野々下 <u>1</u></td><td>市有地</td><td>10,000m²</td><td>30 戸</td><td>有</td><td>否</td><td><u>指定緊急</u>避難場所</td></tr></table>	No.	名称	所在地	土地所有者	仮設住宅建設可能区域面積	建設可能戸数	配置図の有無	汚水等生放流可否	特記事項	1	少年野球グラウンド	流山市駒木台 207-10	市有地	4,800m ²	48 戸	有	否	県道沿い	2	ピクニック広場及びミ	流山市野々下 <u>1</u>	市有地	10,000m ²	30 戸	有	否	<u>指定緊急</u> 避難場所
No.	名称	所在地	土地所有者	仮設住宅建設可能区域面積	建設可能戸数	配置図の有無	汚水等生放流可否	特記事項																																																
1	少年野球グラウンド	流山市駒木台 207-10	市有地	4,800m ²	48 戸	有	否	県道沿い																																																
2	ピクニック広場及びミ	流山市野々下丁	市有地	10,000m ²	30 戸	有	否	避難場所																																																
No.	名称	所在地	土地所有者	仮設住宅建設可能区域面積	建設可能戸数	配置図の有無	汚水等生放流可否	特記事項																																																
1	少年野球グラウンド	流山市駒木台 207-10	市有地	4,800m ²	48 戸	有	否	県道沿い																																																
2	ピクニック広場及びミ	流山市野々下 <u>1</u>	市有地	10,000m ²	30 戸	有	否	<u>指定緊急</u> 避難場所																																																

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）									修正案（平成 28 年度修正）								
		ニアスレチック広場	目 100-1								ニアスレチック広場	丁 目 100-1						
	3	加 1 号公園	流山市加 1 丁目 10	市有地	6,807m ²	61 戸	有	可	流山駅より徒歩 5 分 車椅子対応設置予定（4 戸）	3	加 1 号公園	流山市加 1 丁目 10	市有地	6,807m ²	61 戸	有	可	流山駅より徒歩 5 分 車椅子対応設置予定（4 戸）
	4	文化会館臨時駐車場	加 1 丁目 15-2	市有地	3,478m ²	31 戸	有	可	流山駅より徒歩 5 分	4	文化会館臨時駐車場	流山市加 1 丁目 15-2	市有地	3,478m ²	31 戸	有	可	流山駅より徒歩 5 分
	5	南流山中央公園	流山市南流山 3 丁目 14	市有地	2,500m ²	36 戸	有	可	JR 南流山より徒歩分	5	南流山中央公園	流山市南流山 3 丁目 14	市有地	2,500m ²	36 戸	有	可	JR 南流山駅より徒歩 2 分
(4) 規模 1 戸当たりの規模は、<u>県住宅課の計画に準じた</u> 1 戸当たり 29.7m²（9 坪）とする。 (5) 建設費用 <u>応急仮設住宅設置のための費用は、</u> 県災害救助法施行細則で定める限度額の範囲内とし、1 戸当たり <u>2,404,000 円</u> 以内とする。 (6) 工事 応急仮設住宅の建設は、建設業者との請負契約により実施する。 [1] 被害実態調査 ＜第 1 次調査＞ ＜第 2 次調査＞ ↓ [2] 設置戸数の決定 ↓ [3] 建設地の選定 ↓ [4] 県知事への応急仮設住宅設置要請 ↓ [5] 指定業者等建設業者の選定 ↓ [6] 工事着工 （地震発生の日から 20 日以内） ↓ [7] 入居者募集 ↓ [8] 入居契約・鍵引き渡し ↓ [9] 応急仮設住宅の処分 図 3-12-1 応急仮設住宅の建設フロー（災害救助法適用の場合） (4) 規模 <u>県災害救助法施行細則で定める</u> 1 戸当<u>た</u>り 29.7m²（9 坪）とする。 (5) 建設費用 県災害救助法施行細則で定める限度額の範囲内とし、1 戸当たり <u>2,620,000 円</u> 以内とする。 (6) 工事 応急仮設住宅の建設は、建設業者との請負契約により実施する。 [1] 被害実態調査 ＜第 1 次調査＞ ＜第 2 次調査＞ ↓ [2] 設置戸数の決定 ↓ [3] 建設地の選定 ↓ [4] 県知事への応急仮設住宅設置要請 ↓ [5] 指定業者等建設業者の選定 ↓ [6] 工事着工 （地震発生の日から 20 日以内） ↓ [7] 入居者募集 ↓ [8] 入居契約・鍵引き渡し ↓ [9] 応急仮設住宅の処分 図 3-13-1 応急仮設住宅の建設フロー（災害救助法適用の場合）																		

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	4 応急仮設住宅の入居者及び管理運営 応急仮設住宅への入居によって、それまで生活していたコミュニティを喪失し、被災者の精神的なダメージからの回復が遅れることもある。したがって、コミュニティの持つ癒やしの機能に配慮しながら入居を進め、その後の管理運営に当たっても入居者の精神的な回復が図れるよう留意するものとする。 (1) 入居者の選定 災害救助法適用<u>の場合、市は</u>、県の協力を得て被災者の状況を調査し、<u>これを踏まえて市が</u>次の基準により入居者を決定する。災害救助法が適用に至らない場合にもこの基準に準じて市が行うものとする。 また、民生委員等の意見を参考にするとともに、<u>災害時要援護者</u>の優先入居にも努めるものとする。 住家が全焼、全壊、又は流失し、居住する住家のない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者で、次に掲げる者とする。 ア 生活保護法<u>(昭和 25 年法律第 144 号)</u>の被保護者並びに要保護者 イ 特定の資産のない失業者 ウ 特定の資産のない未亡人、母子世帯 エ 特定の資産のない老人・病弱者並びに身体障害者等 オ 特定の資産のない勤労者 カ 特定の資産のない小企業者 キ 前各号に準ずる経済的弱者 (2) 管理運営 災害救助法適用の場合は、県が応急仮設住宅の管理を行い、市は、<u>各</u>応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。 <u>応急仮設住宅地区の運営に当たっては、集会場等を設置して入居者のコミュニケーションを円滑にするとともに、市の福祉担当者やボランティアの連携により、生活支援の活動を行うものとする。</u> <u>運営の際には、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。</u> <u>また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。</u> 第 2 公的住宅等の提供 【都市計画班】 市は、災害のために住家が滅失した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保できない者に対して、民間住宅の賃貸や市営住宅等の公的住宅の空き家を提供し、保護していくものとする。 また、不動産会社との協定に基づくほか、旅館等と協議し、速やかに利用可能な民間賃貸住宅、旅館の空き室等の把握を行い、被災者に提供する。	4 応急仮設住宅の入居者及び管理運営 応急仮設住宅への入居によって、それまで生活していたコミュニティを喪失し、被災者の精神的なダメージからの回復が遅れることもある。したがって、コミュニティの持つ癒やしの機能に配慮しながら入居を進め、その後の管理運営に当たっても入居者の精神的な回復が図れるよう留意するものとする。 (1) 入居者の選定 <u>市は</u>、災害救助法が適用<u>された</u>場合、県の協力を得て被災者の状況を調査し、次の基準により入居者を決定する。災害救助法が適用に至らない場合にもこの基準に準じて市が行うものとする。 また、民生委員等の意見を参考にするとともに、<u>要配慮者</u>の優先入居にも努めるものとする。 住家が全焼、全壊、又は流失し、居住する住家のない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者で、次に掲げる者とする。 ア 生活保護法の被保護者並びに要保護者 イ 特定の資産のない失業者 ウ 特定の資産のない<u>未亡人</u>、母子世帯 エ 特定の資産のない老人・病弱者並びに身体障害者等 オ 特定の資産のない勤労者 カ 特定の資産のない小企業者 キ 前各号に準ずる経済的弱者 (2) 管理運営 災害救助法適用の場合は、県が応急仮設住宅の管理を行い、市は、<u>次の事項に配慮して</u>応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。 <u>ア 集会場等を設置して入居者のコミュニケーションを円滑にする</u> <u>イ 市の福祉担当者やボランティアの連携により、生活支援の活動を行う</u> <u>ウ 応急仮設住宅における安心・安全を確保する</u> <u>エ 孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努める</u> <u>オ 女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映する</u> <u>カ ペットの受入れに配慮する</u> 第 2 公的住宅等の提供 【都市計画班】 市は、災害のために住家が滅失した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保できない者に対して、民間住宅の賃貸や市営住宅等の公的住宅の空き家を提供し、保護していくものとする。 また、不動産会社との協定に基づくほか、旅館等と協議し、速やかに利用可能な民間賃貸住宅、旅館の空き室等の把握を行い、被災者に提供する。

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
風 3-180	第 12 節 公的住宅等の提供及び住宅の応急修理計画 市は、公的住宅等の提供及び住宅の応急修理計画を作成し、災害のため住宅を失い、又は破損等のために居住することができなくなった被災者に対して、速やかに応急仮設住宅を含めた公的住宅等の提供、住宅の応急修理を行い、一時的な居住の安定を図るものとする。 第 1 応急仮設住宅の建設 【災対本部事務局・都市計画班】 1 実施機関 ア 応急仮設住宅の建設は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。 イ 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことが出来ないときは、救助に着手するものとする。 ウ 市独自で対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。 なお、下記の各項の大半は災害救助法適用の場合の規定であるが、災害救助法適用に至らない場合にもこれに準ずるものとする。（災害救助法が適用された場合については、「災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償《資料 111》」を参照することとする。） 2 期間 応急仮設住宅の建設は、災害発生の日から 20 日以内に着工するものとし、その供与期間は完成の日から 2 年以内とする。 3 建設方法 (1) 建設戸数 災害救助法適用後の応急仮設住宅の建設戸数は、全壊、全焼及び流出等の被害を受けた世帯の 3 割（災害救助法適用市町村の各被害世帯数の 3 割ずつもしくは市町村相互において融通する場合は合計被災世帯数の 3 割）以内の範囲で県知事が決定する。 ただし、被害の程度、住民の経済的能力、住宅事情等による特別の場合にあっては、対象者の引上げを県に要請し協議する。災害救助法が適用できない場合については、市長が災害の状況に応じてその都度定める。 (2) 構造、形式 軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットとする。 また、高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要するものを数人以上収容し、老人居宅介	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）																																																						
	護等事業所を利用しやすい構造及び設備を有する施設（福祉仮設住宅施設）を応急仮設住宅として設置できる。 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。 (3) 設置場所 仮設住宅の設置予定場所は、私有地又は市有地、国及び県から提供された公有地とし、その場所は飲料水が得やすく、保健衛生上適当な場所とする。現時点で表に示す 5 箇所を候補地としている。 表 3-11-2 応急仮設住宅建設候補地リスト <table><tr><th>No.</th><th>名称</th><th>所在地</th><th>土地所有者</th><th>仮設住宅建設可能区域面積</th><th>建設可能戸数</th><th>配置図の有無</th><th>汚水等生放流可否</th><th>特記事項</th></tr><tr><td>1</td><td>少年野球グラウンド</td><td>流山市駒木台 207-10</td><td>市有地</td><td>4,800m²</td><td>48 戸</td><td>有</td><td>否</td><td>県道沿い</td></tr><tr><td>2</td><td>ピクニック広場及びミニアスレチック広場</td><td>流山市野々下丁目 100-1</td><td>市有地</td><td>10,000m²</td><td>30 戸</td><td>有</td><td>否</td><td>避難場所</td></tr><tr><td>3</td><td>加 1 号公園</td><td>流山市加 1 丁目 10</td><td>市有地</td><td>6,807m²</td><td>61 戸</td><td>有</td><td>可</td><td>流山駅より徒歩 5 分 車椅子対応設置予定 (4 戸)</td></tr><tr><td>4</td><td>文化会館臨時駐車場</td><td>加 1 丁目 15-2</td><td>市有地</td><td>3,478m²</td><td>31 戸</td><td>有</td><td>可</td><td>流山駅より徒歩 5 分</td></tr><tr><td>5</td><td>南流山中央公園</td><td>流山市南流山 3 丁目 14</td><td>市有地</td><td>2,500m²</td><td>36 戸</td><td>有</td><td>可</td><td>JR 南流山より徒歩分</td></tr></table> (4) 規模 1 戸当りの規模は、県住宅課の計画に準じた 1 戸当たり 29.7m²（9 坪）とする。 (5) 建設費用 応急仮設住宅設置のための費用は、県災害救助法施行細則で定める限度額の範囲内とし、1 戸当たり 2,404,000 円以内とする。 (6) 工事 応急仮設住宅の建設は、建設業者との請負契約により実施する。	No.	名称	所在地	土地所有者	仮設住宅建設可能区域面積	建設可能戸数	配置図の有無	汚水等生放流可否	特記事項	1	少年野球グラウンド	流山市駒木台 207-10	市有地	4,800m ²	48 戸	有	否	県道沿い	2	ピクニック広場及びミニアスレチック広場	流山市野々下丁目 100-1	市有地	10,000m ²	30 戸	有	否	避難場所	3	加 1 号公園	流山市加 1 丁目 10	市有地	6,807m ²	61 戸	有	可	流山駅より徒歩 5 分 車椅子対応設置予定 (4 戸)	4	文化会館臨時駐車場	加 1 丁目 15-2	市有地	3,478m ²	31 戸	有	可	流山駅より徒歩 5 分	5	南流山中央公園	流山市南流山 3 丁目 14	市有地	2,500m ²	36 戸	有	可	JR 南流山より徒歩分	
No.	名称	所在地	土地所有者	仮設住宅建設可能区域面積	建設可能戸数	配置図の有無	汚水等生放流可否	特記事項																																																
1	少年野球グラウンド	流山市駒木台 207-10	市有地	4,800m ²	48 戸	有	否	県道沿い																																																
2	ピクニック広場及びミニアスレチック広場	流山市野々下丁目 100-1	市有地	10,000m ²	30 戸	有	否	避難場所																																																
3	加 1 号公園	流山市加 1 丁目 10	市有地	6,807m ²	61 戸	有	可	流山駅より徒歩 5 分 車椅子対応設置予定 (4 戸)																																																
4	文化会館臨時駐車場	加 1 丁目 15-2	市有地	3,478m ²	31 戸	有	可	流山駅より徒歩 5 分																																																
5	南流山中央公園	流山市南流山 3 丁目 14	市有地	2,500m ²	36 戸	有	可	JR 南流山より徒歩分																																																

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	[1] 被害実態調査 ＜第 1 次調査＞ ＜第 2 次調査＞ [2] 設置戸数の決定 [3] 建設地の選定 [4] 県知事への応急仮設住宅設置要請 [5] 指定業者等建設業者の選定 [6] 工事着工 （地震発生の日から 2 0 日以内） [7] 入居者募集 [8] 入居契約・鍵引き渡し [9] 応急仮設住宅の処分 図 3-12-1 応急仮設住宅の建設フロー（災害救助法適用の場合） 4 応急仮設住宅の入居者及び管理運営 応急仮設住宅への入居によって、それまで生活していたコミュニティを喪失し、被災者の精神的なダメージからの回復が遅れることもある。したがって、コミュニティの持つ癒やしの機能に配慮しながら入居を進め、その後の管理運営に当たっても入居者の精神的な回復が図れるよう留意するものとする。 (1) 入居者の選定 災害救助法適用の場合、市は、県の協力を得て被災者の状況を調査し、これを踏まえて市が次の基準により入居者を決定する。災害救助法が適用に至らない場合にもこの基準に準じて市が行うものとする。 また、民生委員等の意見を参考にするとともに、<u>災害時要援護者</u>の優先入居にも努めるものとする。	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	●住家が全焼、全壊、又は流失し、居住する住家のない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者で、次に掲げる者とする。 ア 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の被保護者並びに要保護者 イ 特定の資産のない失業者 ウ 特定の資産のない寡婦並びに母子世帯、 エ 特定の資産のない老人・病弱者並びに身体障害者等 オ 特定の資産のない勤労者 カ 特定の資産のない小企業者 キ 前各号に準ずる経済的弱者等 (2) 管理運営 災害救助法適用の場合は、県が応急仮設住宅の管理を行い、市は各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。 応急仮設住宅地区の運営に当たっては、集会場等を設置して入居者のコミュニケーションを円滑にするとともに、市の福祉担当者やボランティアの連携により、生活支援の活動を行うものとする。 運営の際には、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。 また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。 第 2 公的住宅等の提供 【都市計画班】 市は、災害のために住家が滅失した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保できない者に対して、民間住宅の賃貸や市営住宅等の公的住宅の空き家を提供し、保護していくものとする。 また、不動産会社との協定に基づくほか、旅館等と協議し、速やかに利用可能な民間賃貸住宅、旅館の空き室等の把握を行い、被災者に提供する。 《資料 85・86》	
地 3-171	第 3 建物の応急対策 【都市計画班】 市は、地震の発生により破損したり耐震性が低下した建築物が余震等に対して引き続き安全に使用できるか否かの判定（以下「応急危険度判定」という。）を行い、被災建築物による二次災害を防止するものとする。なお、被災建築物の応急危険度判定は、二次災害を防止するために緊急に危険度を判定する作業のため、り災証明書発行のための被害状況の確認ではないことを周知する必要がある。 また、使用可能な住宅のうち必要なものについては応急修理を実施し、被災者の居住場所を確保するものとする。 1 被災建築物の応急危険度判定	第 3 建物の応急対策 【都市計画班】 市は、災害により破損したり耐震性が低下した建築物が余震等に対して引き続き安全に使用できるか否かの判定（以下「応急危険度判定」という。）を行い、被災建築物による二次災害を防止するものとする。なお、被災建築物の応急危険度判定は、二次災害を防止するために緊急に危険度を判定する作業のため、罹災証明書発行のための被害状況の確認ではないことを周知する必要がある。 また、使用可能な住宅のうち必要なものについては応急修理を実施し、被災者の居住場所を確保するものとする。 1 被災建築物の応急危険度判定

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）										
	被災建築物の応急危険度判定は、次のように実施する。 (1) 判定士派遣要請・派遣 ア 判定士派遣要請 市は、<u>余震等による</u>二次災害を防止するため、応急危険度判定士に不足が生じた場合には判定士の派遣を県に要請するものとする。 <table><tr><td>連 絡 先</td></tr><tr><td>千葉県 県土整備部 建築指導課</td></tr><tr><td>TEL 043-223-3183 FAX 043-223-0913</td></tr></table> イ 判定士の受入体制 応急危険度判定士はボランティアであることから、市内の地理や被害状況について不案内であったり、滞在場所や食糧について備えが不十分なこともあり得る。したがって市は、これらの問題点を解消し、判定士の活動を支援するものとする。 (2) 応急危険度判定活動 ア 判定の基本的事項 (ア) 判定対象建築物は、市が定める判定地区の建築物とする。 (イ) 判定実施時期及び作業日数は 2 週間程度とし、一人の判定士は 3 日間を限度に判定作業を行う。 (ウ) 判定結果の責任については、市が負う。 <u>イ</u> 判定の関係機関 市は、判定の実施主体として、判定作業に携わる判定士の指揮、監督を行う。 <u>ウ</u> 判定作業概要 (ア) 判定作業は、市の指示に従い実施する。 (イ) 応急危険度判定は、「震災建築物等の被災度判定基準及び復旧技術指針」（(財)日本建築防災協会発行)の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の 3 種類の構造種別ごとに行う。 (ウ) 判定の結果は、「危険」、「要注意」、「安全」に区分し、表示を行う。 (エ) 判定調査票を用い、項目にしたがって調査のうえ判定を行う。 (オ) 判定は、原則として「目視」により行う。 (カ) 判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。 2 被災宅地危険度判定 <u>大規模な地震</u>により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することによって、適切な応急対策を講じて二次災害の軽減及び防止ならびに被災宅地の円滑な復旧に資する。 また、被災宅地危険度判定士に不足が生じた場合には判定士の派遣を千葉県被災宅地危険度判定地域連絡協議会に要請するものとする。 <table><tr><td>名 称</td><td>連絡先</td></tr></table>	連 絡 先	千葉県 県土整備部 建築指導課	TEL 043-223-3183 FAX 043-223-0913	名 称	連絡先	被災建築物の応急危険度判定は、次のように実施する。 (1) 判定士派遣要請・受入体制 ア 判定士派遣要請 市は、二次災害を防止するため、応急危険度判定士に不足が生じた場合には判定士の派遣を県に要請するものとする。 <table><tr><td>連 絡 先</td></tr><tr><td>千葉県 県土整備部 建築指導課</td></tr><tr><td>TEL 043-223-3183 FAX 043-223-0913</td></tr></table> イ 判定士の受入体制 応急危険度判定士はボランティアであることから、市内の地理や被害状況について不案内であったり、滞在場所や食糧について備えが不十分なこともあり得る。したがって市は、これらの問題点を解消し、判定士の活動を支援するものとする。 (2) 応急危険度判定活動 ア 判定の基本的事項 (ア) 判定対象建築物は、市が定める判定地区の建築物とする。 (イ) 判定実施時期及び作業日数は 2 週間程度とし、一人の判定士は 3 日間を限度に判定作業を行う。 (ウ) 判定結果の責任については、市が負う。 <u>(エ)</u> 市は、判定の実施主体として、判定作業に携わる判定士の指揮、監督を行う。 <u>イ</u> 判定作業概要 (ア) 判定作業は、市の指示に従い実施する。 (イ) 応急危険度判定は、「震災建築物等の被災度判定基準及び復旧技術指針」（(一財)日本建築防災協会発行)の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の 3 種類の構造種別ごとに行う。 (ウ) 判定の結果は、「危険」、「要注意」、「安全」に区分し、表示を行う。 (エ) 判定調査票を用い、項目にしたがって調査のうえ判定を行う。 (オ) 判定は、原則として「目視」により行う。 (カ) 判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。 2 被災宅地危険度判定 <u>大規模な災害</u>により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することによって、適切な応急対策を講じて二次災害の軽減及び防止ならびに被災宅地の円滑な復旧に資する。 また、被災宅地危険度判定士に不足が生じた場合には判定士の派遣を千葉県被災宅地危険度判定地域連絡協議会に要請するものとする。 <table><tr><td>名 称</td><td>連絡先</td></tr></table>	連 絡 先	千葉県 県土整備部 建築指導課	TEL 043-223-3183 FAX 043-223-0913	名 称	連絡先
連 絡 先												
千葉県 県土整備部 建築指導課												
TEL 043-223-3183 FAX 043-223-0913												
名 称	連絡先											
連 絡 先												
千葉県 県土整備部 建築指導課												
TEL 043-223-3183 FAX 043-223-0913												
名 称	連絡先											

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）		修正案（平成 28 年度修正）	
	千葉県被災宅地危険度 判定地域連絡協議会	千葉県県土整備部都市計画課長(会長) TEL 043-223-3162 FAX 043-222-7844	千葉県被災宅地危険度 判定地域連絡協議会	千葉県県土整備部都市計画課長(会長) TEL 043-223-3162 FAX 043-222-7844
	3 住宅の応急修理計画 災害によって住家が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営み得ない状態にあり、しかも自らの資力では住宅の応急修理が実施できない者を対象に、<u>市は</u>住宅の応急修理を実施するものとする。 なお、災害救助法が適用された場合については、「災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償《資料 111》」を参照することとする。 (1) 実施機関 ア 住宅の応急修理は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。 イ 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことが出来ないときは、救助に着手するものとする。 ウ 災害救助法が適用された場合においても、知事が救助を迅速に行う必要があると認めているときは、知事の指示により市長が救助を行うものとする。 エ 市限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。 (2) 修理対象者 住家の修理は、次の基準に基づき、災害により住宅が半壊又は半焼し、自己の資力では応急修理ができない者を対象とするものとする。 ア 生活保護法の被保護者並びに要保護者 イ 特定の資産のない失業者 ウ 特定の資産のない未亡人、母子世帯、高齢者世帯、障害者世帯、病弱者等 エ 特定の資産のない勤労者、小企業者 オ 前各号に準ずる経済的弱者 (3) 修理箇所 <u>修理箇所は</u>、居室、便所、炊事場等日常生活に不可欠な部分について応急的に修理するものとする。 (4) 費用 <u>修理に要する費用は</u>、1 世帯当たり <u>520</u>, 000 円以内とする。 (5) 実施期間 <u>住宅の応急修理は</u>、災害の発生の日から 1 ヶ月以内に完成する。 4 相談窓口の設置		3 住宅の応急修理計画 <u>市は</u>、災害によって住家が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営み得ない状態にあり、しかも自らの資力では住宅の応急修理が実施できない者を対象に、住宅の応急修理を実施するものとする。 なお、災害救助法が適用された場合については、「災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償《資料 111》」を参照することとする。 (1) 実施機関 ア 住宅の応急修理は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。 イ 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことが出来ないときは、救助に着手するものとする。 ウ 災害救助法が適用された場合においても、知事が救助を迅速に行う必要があると認めているときは、知事の指示により市長が救助を行うものとする。 エ 市限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。 <u>オ 市は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。</u> (2) 修理対象者 住家の修理は、次の基準に基づき、災害により住宅が半壊又は半焼し、自己の資力では応急修理ができない者を対象とするものとする。 ア 生活保護法の被保護者並びに要保護者 イ 特定の資産のない失業者 ウ 特定の資産のない未亡人、母子世帯、高齢者世帯、障害者世帯、病弱者等 エ 特定の資産のない勤労者、小企業者 オ 前各号に準ずる経済的弱者 (3) 修理箇所 居室、便所、炊事場等日常生活に不可欠な部分について応急的に修理するものとする。 (4) 費用 1 世帯当たり <u>567</u>, 000 円以内とする。 (5) 実施期間 災害の発生の日から 1 ヶ月以内に完成する。 4 相談窓口の設置	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）			
	(1) 解体前相談 応急危険度判定結果を踏まえ、被害を受けた建物を修理するか解体するかについて建築の専門家に相談できる窓口を設ける。 (2) 応急措置及び応急復旧の指導・相談 関係各部長及び本部長は、被災した住宅の応急復旧を支援するため、住宅の応急措置や応急復旧に関する問い合わせ、相談、要望等に対応し、適切な指導を行うものとする。 第 4 建設資材の確保 【建設庶務班・都市計画班】 応急仮設住宅の建設資材及び建設工事労務は、県の協定に基づき以下のあっせんする業者を通じて確保するものとする。 ア 社団法人プレハブ建築協会 イ 社団法人千葉県建設業協会	(1) 解体前相談 応急危険度判定結果を踏まえ、被害を受けた建物を修理するか解体するかについて建築の専門家に相談できる窓口を設ける。 (2) 応急措置及び応急復旧の指導・相談 関係各部長及び本部長は、被災した住宅の応急復旧を支援するため、住宅の応急措置や応急復旧に関する問い合わせ、相談、要望等に対応し、適切な指導を行うものとする。 第 4 建設資材の確保 【建設庶務班・都市計画班】 応急仮設住宅の建設資材及び建設工事労務は、県の協定に基づき以下のあっせんする業者を通じて確保するものとする。 ア 一般社団法人プレハブ建築協会 イ 一般社団法人千葉県建設業協会			
風 3-183	第 3 建物の応急対策 【都市計画班・秘書広報班】 市は、大雨等により破損した建物に対して引き続き安全に使用できるか否かの判定（以下「応急危険度判定」という。）を行い、被災建築物による二次災害を防止するものとする。なお、被災建築物の応急危険度判定は、二次災害を防止するために緊急に危険度を判定する作業のため、り災証明書発行のための被害状況の確認ではないことを周知する必要がある。 また、使用可能な住宅のうち必要なものについては応急修理を実施し、被災者の居住場所を確保するものとする。 1 被災建築物の応急危険度判定 被災建築物の応急危険度判定は、次のように実施する。 (1) 判定士派遣要請・派遣 ア 判定士派遣要請 市は、二次災害を防止するため、応急危険度判定士に不足が生じた場合には判定士の派遣を県に要請するものとする。 <table><tr><td>連 絡 先</td></tr><tr><td>千葉県 県土整備部 建築指導課</td></tr><tr><td>TEL 043-223-3183 FAX 043-223-0913</td></tr></table> イ 判定士の受入体制 応急危険度判定士はボランティアであることから、市内の地理や被害状況について不案内であったり、滞り場所や食糧について備えが不十分なこともあり得る。したがって市は、これらの問題点を解消し、判定士の活動を支援するものとする。 (2) 応急危険度判定活動	連 絡 先	千葉県 県土整備部 建築指導課	TEL 043-223-3183 FAX 043-223-0913	
連 絡 先					
千葉県 県土整備部 建築指導課					
TEL 043-223-3183 FAX 043-223-0913					

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）				
	ア 判定の基本的事項 （ア） 判定対象建築物は、市が定める判定地区の建築物とする。 （イ） 判定実施時期及び作業日数は 2 週間程度とし、一人の判定士は 3 日間を限度に判定作業を行う。 （ウ） 判定結果の責任については、市が負う。 <u>イ 判定の関係機関</u> 市は、判定の実施主体として、判定作業に携わる判定士の指揮、監督を行う。 <u>ウ 判定作業概要</u> （ア） 判定作業は、市の指示に従い実施する。 （イ） 応急危険度判定は、「震災建築物等の被災度判定基準及び復旧技術指針」（（財）日本建築防災協会発行）の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の 3 種類の構造種別ごとに行う。 （ウ） 判定の結果は、「危険」、「要注意」、「安全」に区分し、表示を行う。 （エ） 判定調査票を用い、項目にしたがって調査のうえ判定を行う。 （オ） 判定は、原則として「目視」により行う。 （カ） 判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。 2 被災宅地危険度判定 <u>豪雨等</u>により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することによって、適切な応急対策を講じて二次災害の軽減及び防止ならびに被災宅地の円滑な復旧に資する。 また、被災宅地危険度判定士に不足が生じた場合には判定士の派遣を千葉県被災宅地危険度判定地域連絡協議会に要請するものとする。 <table><tr><td>名 称</td><td>連絡先</td></tr><tr><td>千葉県被災宅地危険度判定地域連絡協議会</td><td>千葉県県土整備部都市計画課長(会長) TEL 043-223-3162 FAX 043-222-7844</td></tr></table> 3 住宅の応急修理計画 災害によって住家が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営み得ない状態にあり、しかも自らの資力では住宅の応急修理が実施できない者を対象に、<u>市は</u>住宅の応急修理を実施するものとする。 なお、災害救助法が適用された場合については、「災害救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償《資料 111》」を参照することとする。 (1) 実施機関 ア 住宅の応急修理は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長はこれを補助するものとする。 イ 市長は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助	名 称	連絡先	千葉県被災宅地危険度判定地域連絡協議会	千葉県県土整備部都市計画課長(会長) TEL 043-223-3162 FAX 043-222-7844	
名 称	連絡先					
千葉県被災宅地危険度判定地域連絡協議会	千葉県県土整備部都市計画課長(会長) TEL 043-223-3162 FAX 043-222-7844					

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	の実施を待つことが出来ないときは、救助に着手するものとする。 ウ 災害救助法が適用された場合においても、知事が救助を迅速に行う必要があると認めているときは、知事の指示により市長が救助を行うものとする。 エ 市<u>限り</u>で対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。 (2) 修理対象者 住家の修理は、次の基準に基づき、災害により住宅が半壊又は半焼し、自己の資力では応急修理ができない者を対象とするものとする。 ア 生活保護法の被保護者並びに要保護者 イ 特定の資産のない失業者 ウ 特定の資産のない<u>未亡人</u>、母子世帯、高齢者世帯、障害者世帯、病弱者等 エ 特定の資産のない勤労者、小企業者 オ 前各号に準ずる経済的弱者 (3) 修理箇所 <u>修理個所は</u>、居室、便所、炊事場等日常生活に不可欠な部分について応急的に修理するものとする。 (4) 費用 <u>修理に要する費用は</u>、1 世帯当たり <u>520</u>, 000 円以内とする。 (5) 実施期間 <u>住宅の応急修理は</u>、災害の発生の日から 1 ヶ月以内に完成する。 4 相談窓口の設置 (1) 解体前相談 応急危険度判定結果を踏まえ、被害を受けた建物を修理するか解体するかについて建築の専門家に相談できる窓口を設ける。 (2) 応急措置及び応急復旧の指導・相談 関係各部長及び本部長は、被災した住宅の応急復旧を支援するため、住宅の応急措置や応急復旧に関する問い合わせ、相談、要望等に対応し、適切な指導を行うものとする。 第 4 建設資材の確保 【建設庶務班・都市計画班】 応急仮設住宅の建設資材及び建設工事労務は、県の協定に基づき以下のあっせんする業者を通じて確保するものとする。 ア 社団法人プレハブ建築協会	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	イ 社団法人千葉県建設業協会	
地 3-175	第 13 節 ボランティア協力計画 大規模な災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。このため市は、被災者の生活救援のため、ボランティアの協力を得ることにより被害拡大の防止を図るものとする。 災害時には、被災地内外のボランティアから救援活動等の申し出が予想され、こうしたボランティアの協力は被災地の救援等を図る上で大きな力となる。そこで市は、円滑かつ効果的なボランティア活動が行えるよう被災者の多様なニーズを把握するとともに、その活動拠点の環境整備に努め、多様な立場の能力が活用され、意見が反映されるよう、ボランティア活動を積極的に支援するものとする。 第 1 公的団体活用計画 <u>【救援庶務班・市社会福祉協議会・千葉県赤十字奉仕団・自治会・その他活動団体】</u> <u>災害対策実施のため、公的団体として次の奉仕団を組織し、救護等の万全を期する。</u> 1 奉仕団 <u>市町村において災害奉仕活動の実態に即した編成をするものとする。</u> <u>ア 日本赤十字社千葉県支部奉仕団</u> <u>イ 青年団</u> <u>ウ 婦人会</u> <u>エ 自治会</u> <u>オ その他団体</u> 2 奉仕作業 <u>奉仕団は、主として次の作業に従事するものとする。</u> <u>ア 炊き出しその他災害救助の実施</u> <u>イ 清掃の実施</u> <u>ウ 防疫の実施</u> <u>エ 災害対策用物資の輸送及び配分</u> <u>オ 上記作業に類した作業の実施</u> <u>日本赤十字奉仕団の活動は、下表に基づき、救護奉仕、看護奉仕、炊出奉仕、物資配給奉仕、避難誘導奉仕等を行う。このため常に各奉仕団、関係者との緊密な連携を保持するとともに、その他の関係機関とも綿密な連絡に努める。</u>	第 14 節 ボランティア協力計画 大規模な災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。このため市は、被災者の生活救援のため、ボランティアの協力を得ることにより被害拡大の防止を図るものとする。 災害時には、被災地内外のボランティアから救援活動等の申し出が予想され、こうしたボランティアの協力は被災地の救援等を図る上で大きな力となる。そこで市は、円滑かつ効果的なボランティア活動が行えるよう、被災者の多様なニーズを把握するとともに、その活動拠点の環境整備に努め、多様な立場の能力が活用され、意見が反映されるよう、ボランティア活動を積極的に支援するものとする。

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）																				
	表 3-13-1 千葉県赤十字奉仕団の活用 <table><tr><th>奉 仕 団 名</th><th>災害時における活動（役割）</th></tr><tr><td>千葉県赤十字地域奉仕団</td><td>非常食の炊き出し、給食、義援金の募集、避難場所の運営補助（受付、清掃、案内等）、献血の呼びかけ・受付等</td></tr><tr><td>千葉県赤十字青年奉仕団</td><td>避難場所の運営補助（清掃・案内・乳幼児の世話・障害を持つ人の介助等）、救援物資の収納管理・配分等</td></tr><tr><td>千葉県赤十字安全奉仕団</td><td>災害現場又は救護所での搬送補助・応急手当、救援物資の搬送及び配分等</td></tr><tr><td>千葉県赤十字看護奉仕団</td><td>災害現場又は救護所での医療スタッフの補助・応急手当、巡回診療補助、避難場所での運営補助（健康相談、血圧測定等）</td></tr><tr><td>千葉県赤十字語学奉仕団</td><td>通訳（診療の補助、各種案内等）、外国人被災者の安否調査等</td></tr><tr><td>成田赤十字病院ボランティア会</td><td>外来患者の補助、入院患者の生活介助、院内の案内、清掃等</td></tr><tr><td>千葉県赤十字特殊救護奉仕団</td><td>災害現場又は救護所での搬送補助・応急手当、無線通信による情報収集、広報、救援物資の搬送及び配分等</td></tr><tr><td>千葉県赤十字安全水泳奉仕団</td><td>洪水による溺水者の救助及び応急手当等</td></tr><tr><td>千葉県青少年赤十字賛助奉仕団</td><td>避難所の子どもたちに対する遊びや学習の支援等</td></tr></table> 第2 ボランティアの活動分野 【救援庶務班・市社会福祉協議会・日本赤十字社千葉県支部・日本アマチュア無線連盟千葉県支部・ その他ボランティア活動団体・個人】 1 ボランティアの分類 ボランティアとは、「災害発生後に、被災者の生活や自立を支援し、また行政や防災関係機関等が行う応急対策を、自発的に支援する個人や団体」である。 ボランティアは、専門性の有無により、一般ボランティアと専門（技術）ボランティアに区別することができる。 (1) 一般ボランティア 災害時に、被災者の救護活動、高齢者・障害者等の介護等の労務を提供するボランティアをいう。 (2) 専門（技術）ボランティア 医師や看護師、通訳、被災建築物の応急危険度判定等のほか、建築・土木関係の専門家、手話通訳者等の専門家であるボランティアをいう。 なお、医療・語学・アマチュア無線ボランティアの活用の詳細については、それぞれ、以下を参	奉 仕 団 名	災害時における活動（役割）	千葉県赤十字地域奉仕団	非常食の炊き出し、給食、義援金の募集、避難場所の運営補助（受付、清掃、案内等）、献血の呼びかけ・受付等	千葉県赤十字青年奉仕団	避難場所の運営補助（清掃・案内・乳幼児の世話・障害を持つ人の介助等）、救援物資の収納管理・配分等	千葉県赤十字安全奉仕団	災害現場又は救護所での搬送補助・応急手当、救援物資の搬送及び配分等	千葉県赤十字看護奉仕団	災害現場又は救護所での医療スタッフの補助・応急手当、巡回診療補助、避難場所での運営補助（健康相談、血圧測定等）	千葉県赤十字語学奉仕団	通訳（診療の補助、各種案内等）、外国人被災者の安否調査等	成田赤十字病院ボランティア会	外来患者の補助、入院患者の生活介助、院内の案内、清掃等	千葉県赤十字特殊救護奉仕団	災害現場又は救護所での搬送補助・応急手当、無線通信による情報収集、広報、救援物資の搬送及び配分等	千葉県赤十字安全水泳奉仕団	洪水による溺水者の救助及び応急手当等	千葉県青少年赤十字賛助奉仕団	避難所の子どもたちに対する遊びや学習の支援等	第1 ボランティアの活動分野 【救援庶務班】 1 ボランティアの分類 ボランティアとは、「災害発生後に、被災者の生活や自立を支援し、また行政や防災関係機関等が行う応急対策を、自発的に支援する個人や団体」である。 ボランティアは、専門性の有無により、一般ボランティアと専門（技術）ボランティアに区別することができる。 (1) 一般ボランティア 災害時に、被災者の救護活動、高齢者・障害者等の介護等の労務を提供するボランティアをいう。 (2) 専門（技術）ボランティア 医師や看護師、通訳、被災建築物の応急危険度判定等のほか、建築・土木関係の専門家、手話通訳者等の専門家であるボランティアをいう。 なお、次のボランティアについては、それぞれ、以下を参照のこと。
奉 仕 団 名	災害時における活動（役割）																					
千葉県赤十字地域奉仕団	非常食の炊き出し、給食、義援金の募集、避難場所の運営補助（受付、清掃、案内等）、献血の呼びかけ・受付等																					
千葉県赤十字青年奉仕団	避難場所の運営補助（清掃・案内・乳幼児の世話・障害を持つ人の介助等）、救援物資の収納管理・配分等																					
千葉県赤十字安全奉仕団	災害現場又は救護所での搬送補助・応急手当、救援物資の搬送及び配分等																					
千葉県赤十字看護奉仕団	災害現場又は救護所での医療スタッフの補助・応急手当、巡回診療補助、避難場所での運営補助（健康相談、血圧測定等）																					
千葉県赤十字語学奉仕団	通訳（診療の補助、各種案内等）、外国人被災者の安否調査等																					
成田赤十字病院ボランティア会	外来患者の補助、入院患者の生活介助、院内の案内、清掃等																					
千葉県赤十字特殊救護奉仕団	災害現場又は救護所での搬送補助・応急手当、無線通信による情報収集、広報、救援物資の搬送及び配分等																					
千葉県赤十字安全水泳奉仕団	洪水による溺水者の救助及び応急手当等																					
千葉県青少年赤十字賛助奉仕団	避難所の子どもたちに対する遊びや学習の支援等																					

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）												
	照のこと。 ・医療ボランティア：本章第 6 節第 1「4.医療ボランティアの活用」 ・語学ボランティア：本章第 <u>14</u> 節第 3「5.語学ボランティアの活用」 ・アマチュア無線ボランティア：本章第 2 節第 2 <u>2</u>「(3)アマチュア無線ボランティアの活用」 2 ボランティアの活動分野 一般ボランティア、専門（技術）ボランティアそれぞれの概ねの活動区分は、以下のとおり。 表 <u>3-13-2</u> ボランティアの活動分野 <table><tr><th>一般ボランティア</th><th>専門(技術)ボランティア</th></tr><tr><td>ア 避難所の運営補助 イ 炊き出し、食糧等の配布 ウ 救援物資や義援品の仕分け、輸送 エ 高齢者や障害者等<u>災害時要援護者</u>の介護 オ 被災地の清掃 カ その他被災地における軽作業等</td><td>ア 救護所等での医療救護活動 イ 被災建築物の応急危険度判定 ウ 被災宅地の危険度判定 エ 外国語の通訳 オ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報 カ 被災者への心理治療 キ 高齢者や障害者等<u>災害時要援護者</u>の看護、情報提供 ク その他専門的知識、技能を要する活動等</td></tr></table> 第 3 ボランティアとして協力を求める個人、団体 【救援庶務班・市社会福祉協議会・日本赤十字社千葉県支部 ・日本アマチュア無線連盟千葉県支部・<u>その他ボランティア活動団体・個人</u>】 ボランティアとして活動する個人や団体としては、以下が考えられる。 <u>(1) 個人</u> <u>ア ボランティア登録者</u> <u>イ 被災地周辺の住民</u> <u>ウ 被災建築物応急危険度判定士</u> <u>エ 被災宅地危険度判定士</u> <u>オ その他</u> <u>(2) 団体</u> <u>ア 日本赤十字社千葉県支部奉仕団</u> <u>イ 流山市社会福祉協議会</u> <u>ウ (社)日本アマチュア無線連盟千葉県支部</u>	一般ボランティア	専門(技術)ボランティア	ア 避難所の運営補助 イ 炊き出し、食糧等の配布 ウ 救援物資や義援品の仕分け、輸送 エ 高齢者や障害者等 <u>災害時要援護者</u> の介護 オ 被災地の清掃 カ その他被災地における軽作業等	ア 救護所等での医療救護活動 イ 被災建築物の応急危険度判定 ウ 被災宅地の危険度判定 エ 外国語の通訳 オ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報 カ 被災者への心理治療 キ 高齢者や障害者等 <u>災害時要援護者</u> の看護、情報提供 ク その他専門的知識、技能を要する活動等	・医療ボランティア：本章第 6 節第 1「4 医療ボランティアの活用」 ・語学ボランティア：本章第 <u>15</u> 節第 3「5 語学ボランティアの活用」 ・アマチュア無線ボランティア：本章第 <u>2</u> 節第 2 2「(3)アマチュア無線ボランティアの活用」 2 ボランティアの活動分野 一般ボランティア、専門（技術）ボランティアそれぞれの概ねの活動区分は、以下のとおり。 表 <u>3-14-1</u> ボランティアの活動分野 <table><tr><th>一般ボランティア</th><th>専門(技術)ボランティア</th></tr><tr><td>ア 避難所の運営補助 イ 炊き出し、食糧等の配布 ウ 救援物資や義援品の仕分け、輸送 エ 高齢者や障害者等<u>要配慮者</u>の介護 オ 被災地の清掃 カ その他被災地における軽作業等</td><td>ア 救護所等での医療救護活動 イ 被災建築物の応急危険度判定 ウ 被災宅地の危険度判定 エ 外国語の通訳 オ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報 カ 被災者への心理治療 キ 高齢者や障害者等<u>要配慮者</u>の看護、情報提供 ク その他専門的知識、技能を要する活動等</td></tr></table> 第 2 ボランティアとして協力を求める個人、団体 【救援<u>庶務</u>班・市社会福祉協議会・日本赤十字社千葉県支部 ・日本アマチュア無線連盟千葉県支部】 ボランティアとして活動する個人や団体としては、以下が考えられる。 表 <u>3-14-2</u> ボランティアとして活動する個人・団体 <table><tr><th><u>個</u>人</th><th>団<u>体</u></th></tr><tr><td><u>ア ボランティア登録者</u> <u>イ 被災地周辺の住民</u> <u>ウ 被災建築物応急危険度判定士</u> <u>エ 被災宅地危険度判定士</u> <u>オ その他</u></td><td><u>ア 日本赤十字社千葉県支部奉仕団</u> <u>イ 流山市社会福祉協議会</u> <u>ウ (一社)日本アマチュア無線連盟千葉県支部</u> <u>エ 流山市消防協力隊</u> <u>オ その他ボランティア活動団体</u></td></tr></table> <u>日本赤十字奉仕団の活動は、下表に基づき、救護奉仕、看護奉仕、炊出奉仕、物資配給奉仕、避難誘導奉仕等を行う。このため常に各奉仕団、関係者との緊密な連携を保持するとともに、その他</u>	一般ボランティア	専門(技術)ボランティア	ア 避難所の運営補助 イ 炊き出し、食糧等の配布 ウ 救援物資や義援品の仕分け、輸送 エ 高齢者や障害者等 <u>要配慮者</u> の介護 オ 被災地の清掃 カ その他被災地における軽作業等	ア 救護所等での医療救護活動 イ 被災建築物の応急危険度判定 ウ 被災宅地の危険度判定 エ 外国語の通訳 オ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報 カ 被災者への心理治療 キ 高齢者や障害者等 <u>要配慮者</u> の看護、情報提供 ク その他専門的知識、技能を要する活動等	<u>個</u> 人	団 <u>体</u>	<u>ア ボランティア登録者</u> <u>イ 被災地周辺の住民</u> <u>ウ 被災建築物応急危険度判定士</u> <u>エ 被災宅地危険度判定士</u> <u>オ その他</u>	<u>ア 日本赤十字社千葉県支部奉仕団</u> <u>イ 流山市社会福祉協議会</u> <u>ウ (一社)日本アマチュア無線連盟千葉県支部</u> <u>エ 流山市消防協力隊</u> <u>オ その他ボランティア活動団体</u>
一般ボランティア	専門(技術)ボランティア													
ア 避難所の運営補助 イ 炊き出し、食糧等の配布 ウ 救援物資や義援品の仕分け、輸送 エ 高齢者や障害者等 <u>災害時要援護者</u> の介護 オ 被災地の清掃 カ その他被災地における軽作業等	ア 救護所等での医療救護活動 イ 被災建築物の応急危険度判定 ウ 被災宅地の危険度判定 エ 外国語の通訳 オ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報 カ 被災者への心理治療 キ 高齢者や障害者等 <u>災害時要援護者</u> の看護、情報提供 ク その他専門的知識、技能を要する活動等													
一般ボランティア	専門(技術)ボランティア													
ア 避難所の運営補助 イ 炊き出し、食糧等の配布 ウ 救援物資や義援品の仕分け、輸送 エ 高齢者や障害者等 <u>要配慮者</u> の介護 オ 被災地の清掃 カ その他被災地における軽作業等	ア 救護所等での医療救護活動 イ 被災建築物の応急危険度判定 ウ 被災宅地の危険度判定 エ 外国語の通訳 オ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報 カ 被災者への心理治療 キ 高齢者や障害者等 <u>要配慮者</u> の看護、情報提供 ク その他専門的知識、技能を要する活動等													
<u>個</u> 人	団 <u>体</u>													
<u>ア ボランティア登録者</u> <u>イ 被災地周辺の住民</u> <u>ウ 被災建築物応急危険度判定士</u> <u>エ 被災宅地危険度判定士</u> <u>オ その他</u>	<u>ア 日本赤十字社千葉県支部奉仕団</u> <u>イ 流山市社会福祉協議会</u> <u>ウ (一社)日本アマチュア無線連盟千葉県支部</u> <u>エ 流山市消防協力隊</u> <u>オ その他ボランティア活動団体</u>													

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	</	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）						
	係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。このため市は、被災者の生活救援のため、ボランティアの協力を得ることにより被害拡大の防止を図るものとする。 災害時には、被災地内外のボランティアから救援活動等の申し出が予想され、こうしたボランティアの協力は被災地の救援等を図る上で大きな力となる。そこで市は、円滑かつ効果的なボランティア活動が行えるよう、被災者の多様なニーズを把握するとともに、その活動拠点の環境整備に努め、多様な立場の能力が活用され、意見が反映されるよう、ボランティア活動を積極的に支援するものとする。 第 1 公的団体活用計画 <u>【救援庶務班・市社会福祉協議会・千葉県赤十字奉仕団・自治会・その他活動団体】</u> <u>災害対策実施のため、公的団体として次の奉仕団を組織し、救護等の万全を期する。</u> 1 奉仕団 <u>市町村において災害奉仕活動の実態に即した編成をするものとする。</u> <u>ア 日本赤十字社千葉県支部奉仕団</u> <u>イ 青年団</u> <u>ウ 婦人会</u> <u>エ 自治会</u> <u>オ その他団体</u> 2 奉仕作業 <u>奉仕団は、主として次の作業に従事するものとする。</u> <u>ア 炊き出しその他災害救助の実施</u> <u>イ 清掃の実施</u> <u>ウ 防疫の実施</u> <u>エ 災害対策用物資の輸送及び配分</u> <u>オ 上記作業に類した作業の実施</u> — <u>日本赤十字奉仕団の活動は、下表に基づき、救護奉仕、看護奉仕、炊出奉仕、物資配給奉仕、避難誘導奉仕等を行う。このため常に各奉仕団、関係者との緊密な連携を保持するとともに、その他の関係機関とも綿密な連絡に努める。</u> 表 3-13-1 千葉県赤十字奉仕団の活用 <table><tr><th><u>奉仕団名</u></th><th><u>災害時における活動（役割）</u></th></tr><tr><td><u>千葉県赤十字地域奉仕団</u></td><td><u>非常食の炊き出し、給食、義援金の募集、避難場所の運営補助（受付、清掃、案内等）、献血の呼びかけ・受付等</u></td></tr><tr><td><u>千葉県赤十字青年奉仕団</u></td><td><u>避難場所の運営補助（清掃・案内・乳幼児の世話・障害を持つ人の介助等）、救援物資の収納管理・配分等</u></td></tr></table>	<u>奉仕団名</u>	<u>災害時における活動（役割）</u>	<u>千葉県赤十字地域奉仕団</u>	<u>非常食の炊き出し、給食、義援金の募集、避難場所の運営補助（受付、清掃、案内等）、献血の呼びかけ・受付等</u>	<u>千葉県赤十字青年奉仕団</u>	<u>避難場所の運営補助（清掃・案内・乳幼児の世話・障害を持つ人の介助等）、救援物資の収納管理・配分等</u>	
<u>奉仕団名</u>	<u>災害時における活動（役割）</u>							
<u>千葉県赤十字地域奉仕団</u>	<u>非常食の炊き出し、給食、義援金の募集、避難場所の運営補助（受付、清掃、案内等）、献血の呼びかけ・受付等</u>							
<u>千葉県赤十字青年奉仕団</u>	<u>避難場所の運営補助（清掃・案内・乳幼児の世話・障害を持つ人の介助等）、救援物資の収納管理・配分等</u>							

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）		修正案（平成 28 年度修正）
	千葉県赤十字安全奉仕団	災害現場又は救護所での搬送補助・応急手当、救援物資の搬送及び配分等	
	千葉県赤十字看護奉仕団	災害現場又は救護所での医療スタッフの補助・応急手当、巡回診療補助、避難場所での運営補助（健康相談、血圧測定等）	
	千葉県赤十字語学奉仕団	通訳（診療の補助、各種案内等）、外国人被災者の安否調査等	
	成田赤十字病院ボランティア会	外来患者の補助、入院患者の生活介助、院内の案内、清掃等	
	千葉県赤十字特殊救護奉仕団	災害現場又は救護所での搬送補助・応急手当、無線通信による情報収集、広報、救援物資の搬送及び配分等	
	千葉県赤十字安全水泳奉仕団	洪水による溺水者の救助及び応急手当等	
	千葉県青少年赤十字賛助奉仕団	避難所の子どもたちに対する遊びや学習の支援等	
第 2 ボランティアの活動分野			
【救援庶務班・市社会福祉協議会・日本赤十字社千葉県支部 ・日本アマチュア無線連盟千葉県支部・その他ボランティア活動団体・個人】			
1 ボランティアの分類			
ボランティアとは、「災害発生後に、被災者の生活や自立を支援し、また行政や防災関係機関等が行う応急対策を、自発的に支援する個人や団体」である。 ボランティアは、専門性の有無により、一般ボランティアと専門（技術）ボランティアに区別することができる。 (1) 一般ボランティア 災害時に、被災者の救護活動、高齢者・障害者等の介護等の労務を提供するボランティアをいう。 (2) 専門（技術）ボランティア 医師や看護師、通訳、被災建築物の応急危険度判定等のほか、建築・土木関係の専門家、手話通訳者等の専門家であるボランティアをいう。 なお、医療・語学・アマチュア無線ボランティアの活用の詳細については、それぞれ、以下を参照のこと。 ・医療ボランティア：本章第 6 節第 1「4.医療ボランティアの活用」 ・語学ボランティア：本章第 14 節第 3「5.語学ボランティアの活用」 ・アマチュア無線ボランティア：本章第 7 節第 2 2.「(3)アマチュア無線ボランティアの活用」			
2 ボランティアの活動分野			
一般ボランティア、専門（技術）ボランティアそれぞれの概ねの活動区分は、以下のとおり。			

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）																		
	表 3-13-2 ボランティアの活動分野 <table><tr><th>一 般 ボ ラ ン テ ィ ア</th><th>専 門（ 技 術 ）ボ ラ ン テ ィ ア</th></tr><tr><td>ア 避難所の運営補助</td><td>ア 救護所等での医療救護活動</td></tr><tr><td>イ 炊き出し、食糧等の配布</td><td>イ 被災建築物の応急危険度判定</td></tr><tr><td>ウ 救援物資や義援品の仕分け、輸送</td><td>ウ 被災宅地の危険度判定</td></tr><tr><td>エ 高齢者や障害者等災害時要援護者の介護</td><td>エ 外国語の通訳</td></tr><tr><td>オ 被災地の清掃</td><td>オ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報</td></tr><tr><td>カ その他被災地における軽作業等</td><td>カ 被災者への心理治療</td></tr><tr><td></td><td>キ 高齢者や障害者等災害時要援護者の看護、 情報提供</td></tr><tr><td></td><td>ク その他専門的知識、技能を要する活動等</td></tr></table> 第 3 ボランティアとして協力を求める個人、団体 【救援部各班・市社会福祉協議会・日本赤十字社千葉県支部 ・日本アマチュア無線連盟千葉県支部・その他ボランティア活動団体・個人】 ボランティアとして活動する個人や団体としては、以下が考えられる。 (1) 個人 ア ボランティア登録者 イ 被災地周辺の住民 ウ 被災建築物応急危険度判定士 エ 被災宅地危険度判定士 オ その他 (2) 団体 ア 日本赤十字社千葉県支部奉仕団 イ 流山市社会福祉協議会 ウ (社)日本アマチュア無線連盟千葉県支部 エ 流山市消防協力隊 オ その他ボランティア活動団体 第 4 ボランティア参加の呼びかけ 【救援庶務班・秘書広報班・救援部各班・都市計画班・市社会福祉協議会】	一 般 ボ ラ ン テ ィ ア	専 門（ 技 術 ）ボ ラ ン テ ィ ア	ア 避難所の運営補助	ア 救護所等での医療救護活動	イ 炊き出し、食糧等の配布	イ 被災建築物の応急危険度判定	ウ 救援物資や義援品の仕分け、輸送	ウ 被災宅地の危険度判定	エ 高齢者や障害者等 災害時要援護者 の介護	エ 外国語の通訳	オ 被災地の清掃	オ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報	カ その他被災地における軽作業等	カ 被災者への心理治療		キ 高齢者や障害者等 災害時要援護者 の看護、 情報提供		ク その他専門的知識、技能を要する活動等	
一 般 ボ ラ ン テ ィ ア	専 門（ 技 術 ）ボ ラ ン テ ィ ア																			
ア 避難所の運営補助	ア 救護所等での医療救護活動																			
イ 炊き出し、食糧等の配布	イ 被災建築物の応急危険度判定																			
ウ 救援物資や義援品の仕分け、輸送	ウ 被災宅地の危険度判定																			
エ 高齢者や障害者等 災害時要援護者 の介護	エ 外国語の通訳																			
オ 被災地の清掃	オ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報																			
カ その他被災地における軽作業等	カ 被災者への心理治療																			
	キ 高齢者や障害者等 災害時要援護者 の看護、 情報提供																			
	ク その他専門的知識、技能を要する活動等																			

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	大規模な災害が発生した際には、インターネットやテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や県及び他市町村ならびに近隣都県の社会福祉協議会、日本赤十字社各支部等の関係団体を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける。 このとき、市及び関係機関は、ボランティアに依頼する業務内容を被災者からの情報により把握し、そのニーズに適合した支援を提供できるボランティアの参加を呼びかける。	
地 3-178	第 5 ボランティアの受入窓口 【災対本部事務局、救援庶務班・都市計画班・秘書広報班・市社会福祉協議会】 市は、市内のボランティア団体等を所掌する「市社会福祉協議会」との連携の下に、災害時のボランティア活動について有効かつ適切な協力体制を確立し、迅速かつ効果的な応急対策を実施するものとする。 1 一般ボランティアの受入れ (1) ボランティアセンターの設置 市災害対策本部は、市社会福祉協議会と協議して、市社会福祉協議会を運営主体としたボランティア活動の中心となるボランティアセンターを、市社会福祉協議会内に設置するものとする。 (2) 受入窓口の設置 一般ボランティアの「受入窓口」をボランティアセンターに設置し、<u>ボランティアを受入れる</u>ものとする。 なお、ボランティアが直接市役所や避難所等の現場に活動の協力を申し出た場合は、ボランティアセンターへ誘導し、ボランティアセンターにて登録の手続を行うものとする。	第 4 ボランティアの受入窓口 【災対本部事務局・<u>避難誘導救援班</u>・<u>救護班</u>・救援庶務班・都市計画班・秘書広報班・市社会福祉協議会】 市は、市内のボランティア団体等を所掌する「市社会福祉協議会」との連携の下に、災害時のボランティア活動について有効かつ適切な協力体制を確立し、迅速かつ効果的な応急対策を実施するものとする。 1 一般ボランティアの受入れ (1) ボランティアセンターの設置 市災害対策本部は、市社会福祉協議会と協議して、市社会福祉協議会を運営主体としたボランティア活動の中心となるボランティアセンターを、市社会福祉協議会内に設置するものとする。 (2) 受入窓口の設置 一般ボランティアの「受入窓口」をボランティアセンターに設置<u>する</u>ものとする。 なお、ボランティアが直接市役所や避難所等の現場に活動の協力を申し出た場合は、ボランティアセンターへ誘導し、ボランティアセンターにて登録の手続を行うものとする。

流山市地域防災計画新旧対照表

頁

現行（平成 24 年度修正）

修正案（平成 28 年度修正）

市災害対策本部

(ニーズ・申し出情報の把握)

各担当班

コーディネート担当職員

ボランティアセンター

センター長：市社会福祉協議会会長
副センター長：市社会福祉協議会事務局長

コーディネート班

インフォメーション班
(受付窓口)

バックアップ班

連携

誘導

申し出

ボランティア

必要な場所に派遣

図 3-13-1 市災害対策本部とボランティアセンターの連携体制

(3) ボランティアセンターの構成

ボランティアセンターの構成は、市社会福祉協議会の責任者が決定するものとし、概ね以下のよう
な班構成と役割分担とする。

表 3-13-3 ボランティアセンターの構成

班名	役割項目
コーディネート班	ア 市災害対策本部との連絡、調整
	イ ボランティア団体との連絡、調整
	ウ ボランティア派遣計画の作成、調整
インフォメーション班	ア 市内外からのボランティア申し出の受付・登録
	イ 被災者等からの支援要請の受付
	ウ 保険加入手続
	エ 災害調査等の情報収集
	オ 広報活動
	カ 救援ニーズの発見やボランティア活動状況の情報収集

市災害対策本部

(ニーズ・申し出情報の把握)

コーディネート
担当職員

各担当班

ボランティアセンター

センター長：市社会福祉協議会会長
副センター長：市社会福祉協議会事務局長

ボランティア
受付班

ニーズ班

マッチング班

送り出し
(車両)班

資材班

総務班

安全衛生
(救護)班

連携

誘導

申し出

ボランティア

必要な場所に派遣

図 3-14-1 市災害対策本部とボランティアセンターの連携体制

(3) ボランティアセンターの構成

市社会福祉協議会の責任者は、ボランティアセンターの構成を決定するものとし、概ね以下のよう
な班構成と役割分担とする。

表 3-14-4 ボランティアセンターの構成

班名	役割項目
ボランティア受付班	ボランティアの受け入れ、保険加入手続きなど
ニーズ班	被災者からのニーズ把握など
マッチング班	被災者ニーズとボランティアの活動希望のマッチングなど
送り出し(車両)班	ボランティアへの地理案内、送迎など

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）		修正案（平成 28 年度修正）																				
	バックアップ班	キ 活動実施に必要な資料、地図、マニュアル等の作成	資材班	ボランティア活動に必要な資材の受け渡し、管理など																			
		ア 資材、物資の調達・保管	総務班	全体の取りまとめ、会計、情報管理など																			
		イ 資金管理等の財務関連																					
		ウ 人員、物資等の輸送	安 全 衛 生（ 救 護 ） 班	ボランティアやスタッフの体調・健康管理など 市災害対策本部との連絡、調整																			
		エ パトロール等の防犯対策																					
		オ 食事の提供																					
	(4) ボランティアの登録 一般ボランティアの参加人員の規模や内容を把握し、組織的な活動を実施していくためのボランティア登録はボランティアセンターで行うものとし、登録後は活動可能なボランティアの人員数や一般・技術等の種別、組織、非組織の別等の情報を市災害対策本部に連絡する。																						
	(5) ボランティアの派遣調整 ボランティアセンターは、ボランティアの派遣に当たっては市災害対策本部からの派遣要請を受け、必要な人数や人選、派遣先との調整、輸送及び通信手段の確保等の派遣調整を行うものとする。																						
	2 専門（技術）ボランティアの受入れ (1) 「担当窓口」の設置 市は、専門（技術）ボランティアの「担当窓口」を定め、県との調整を図り、専門（技術）ボランティアを受入れるものとする。 専門（技術）ボランティアの県の受付窓口と市担当窓口との関係は、次のとおり。																						
	表 3-13-4 専門（技術）ボランティアの活動内容と受入窓口 <table><tr><th>活 動 分 野</th><th>個 人 ・ 団 体</th><th>県 受 付 窓 口</th><th>市 担 当 窓 口</th></tr><tr><td>医 療 救 護 看</td><td>医師・看護師、薬剤師、歯科医師</td><td>県健康福祉部医療整備課</td><td>健康福祉部健康増進課（救護班）</td></tr><tr><td>被災建築物応急危険度判定 被災宅地危険度判定</td><td>被災建築物応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士</td><td>県土整備部建築指導課 都市計画課</td><td>都市計画部建築住宅課 都市計画課宅地課（都市計画班）</td></tr><tr><td>高齢者支援</td><td>支援団体</td><td>健康福祉部高齢者福祉課</td><td>健康福祉部介護支援課 高齢者生きがい推進課（避難誘導救援班）</td></tr><tr><td>障害者支援</td><td>支援団体</td><td>健康福祉部障害福祉課</td><td>健康福祉部障害者支援課（避難誘導救援班）</td></tr></table>				活 動 分 野	個 人 ・ 団 体	県 受 付 窓 口	市 担 当 窓 口	医 療 救 護 看	医師・看護師、薬剤師、歯科医師	県 健康福祉部医療整備課	健康福祉部健康増進課（救護班）	被災建築物応急危険度判定 被災宅地危険度判定	被災建築物応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士	県土整備部建築指導課 都市計画課	都市計画部建築住宅課 都市計画課宅地課（都市計画班）	高齢者支援	支援団体	健康福祉部高齢者福祉課	健康福祉部介護支援課 高齢者生きがい推進課（避難誘導救援班）	障害者支援	支援団体	健康福祉部障害福祉課
活 動 分 野	個 人 ・ 団 体	県 受 付 窓 口	市 担 当 窓 口																				
医 療 救 護 看	医師・看護師、薬剤師、歯科医師	県 健康福祉部医療整備課	健康福祉部健康増進課（救護班）																				
被災建築物応急危険度判定 被災宅地危険度判定	被災建築物応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士	県土整備部建築指導課 都市計画課	都市計画部建築住宅課 都市計画課宅地課（都市計画班）																				
高齢者支援	支援団体	健康福祉部高齢者福祉課	健康福祉部介護支援課 高齢者生きがい推進課（避難誘導救援班）																				
障害者支援	支援団体	健康福祉部障害福祉課	健康福祉部障害者支援課（避難誘導救援班）																				
表 3-14-5 専門（技術）ボランティアの活動内容と受入窓口 <table><tr><th>活 動 分 野</th><th>個 人 ・ 団 体</th><th>県 受 付 窓 口</th><th>市 担 当 窓 口</th></tr><tr><td>医 療 救 護 、 地 域 保 健</td><td>医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、栄養士、歯科衛生士等</td><td>健康福祉部健康づくり支援課 医療整備課薬務課</td><td>健康福祉部健康増進課（救護班）</td></tr><tr><td>被災建築物応急危険度判定 被災宅地危険度判定</td><td>被災建築物応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士</td><td>県土整備部建築指導課 都市計画課</td><td>都市計画部建築住宅課 都市計画課宅地課（都市計画班）</td></tr><tr><td>高齢者支援</td><td>支援団体</td><td>健康福祉部高齢者福祉課</td><td>健康福祉部介護支援課 高齢者生きがい推進課（避難誘導救援班）</td></tr><tr><td>障害者支援</td><td>支援団体</td><td>健康福祉部</td><td>健康福祉部</td></tr></table>				活 動 分 野	個 人 ・ 団 体	県 受 付 窓 口	市 担 当 窓 口	医 療 救 護 、 地 域 保 健	医師、歯科医師、薬剤師、看護師、 保健師、栄養士、歯科衛生士等	健康福祉部健康づくり支援課 医療整備課薬務課	健康福祉部健康増進課（救護班）	被災建築物応急危険度判定 被災宅地危険度判定	被災建築物応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士	県土整備部建築指導課 都市計画課	都市計画部建築住宅課 都市計画課宅地課（都市計画班）	高齢者支援	支援団体	健康福祉部高齢者福祉課	健康福祉部介護支援課 高齢者生きがい推進課（避難誘導救援班）	障害者支援	支援団体	健康福祉部	健康福祉部
活 動 分 野	個 人 ・ 団 体	県 受 付 窓 口	市 担 当 窓 口																				
医 療 救 護 、 地 域 保 健	医師、歯科医師、薬剤師、看護師、 保健師、栄養士、歯科衛生士等	健康福祉部健康づくり支援課 医療整備課薬務課	健康福祉部健康増進課（救護班）																				
被災建築物応急危険度判定 被災宅地危険度判定	被災建築物応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士	県土整備部建築指導課 都市計画課	都市計画部建築住宅課 都市計画課宅地課（都市計画班）																				
高齢者支援	支援団体	健康福祉部高齢者福祉課	健康福祉部介護支援課 高齢者生きがい推進課（避難誘導救援班）																				
障害者支援	支援団体	健康福祉部	健康福祉部																				

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）				修正案（平成 28 年度修正）			
	外国語通訳、 翻訳、情報提供	(財)ちば国際コンベン ションビューロー <u>ボランティア通訳</u>	総合企画部 国際課	総合政策部 企画政策課 (秘書広報班)			障害福祉課	障害者支援課 (避難誘導救援班)
	通信、情報連絡	(社)日本アマチュア無線 連盟千葉県支部	防災危機管理部 <u>消 防 課</u>	市民生活部 防災危機管理課長 (災対本部事務局)	外国語通訳、 翻訳、情報提供	(<u>公</u> 財)ちば国際コンベン ションビューロー <u>語学</u> <u>ボランティア、災害時外国</u> <u>人 サ ポ ー タ ー</u>	総合企画部 国際課	総合政策部 企画政策課 (秘書広報班)
	通信、情報連絡				通信、情報連絡	(<u>一</u> 社)日本アマチュア無 線連盟千葉県支部	防災危機管理部 <u>危 機 管 理 課</u>	市民生活部 防災危機管理課長 (災対本部事務局)
なお、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士については、平時に講習会を行い、登録を行っていることから、発災時に県、市、建築関係団体等と速やかに連携を図り、危険度判定士への連絡とその召集を行う。 (2) 「担当窓口」の運営 「担当窓口」における主な活動内容は、次に示すとおり。 ア ボランティアの募集、登録、協力依頼、派遣 イ 県受付窓口との連絡調整 ウ その他 第 6 連携体制及び受入体制の確保 【救援庶務班】 1 ボランティアセンターとの連携 市は、<u>災害発生後</u>、ボランティアセンター開設時にコーディネートを担当する職員を配置し、市とボランティアセンターとの連絡調整、<u>情報収集・提供活動</u>等を行うものとする。 <u>2 ボランティアニーズの把握</u> <u>市は体制を整備し、ボランティアの需要状況の的確な把握に努めるものとする。</u> <u>3 各種ボランティア団体との連携</u> <u>県は、日本赤十字社千葉県支部、県及び市町村社会福祉協議会、独自に活動するボランティア団体等と、また、</u>市は流山市地区赤十字奉仕団やその他の福祉団体及びボランティア団体等と十分な情報交換を行うとともに、必要な支援策を実施し、密接な連携の下に各種救援救護策を進めるものとする。 <u>4 食事、宿泊場所の提供</u> <u>ボランティアについての食事や宿泊場所の提供等が必要な場合は、原則としてボランティアを受け入れる市が対応する。</u> <u>市限りで対応が不可能な場合は、近隣市町村、県及びその他の機関、民間施設の応援を得て実施する。</u>					なお、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士については、平時に講習会を行い、登録を行っていることから、発災時に県、市、建築関係団体等と速やかに連携を図り、危険度判定士への連絡とその召集を行う。 (2) 「担当窓口」の運営 「担当窓口」における主な活動内容は、次に示すとおり。 ア ボランティアの募集、登録、協力依頼、派遣 イ 県受付窓口との連絡調整 ウ その他 第 5 連携体制及び受入体制の確保 【救援庶務班】 1 ボランティアセンターとの連携 市は、ボランティアセンター開設時にコーディネートを担当する職員を配置し、市とボランティアセンターとの連絡調整、<u>情報交換</u>等を行うものとする。 <u>2 各種ボランティア団体との連携</u> 市は流山市地区赤十字奉仕団やその他の福祉団体及びボランティア団体等と十分な情報交換を行うとともに、必要な支援策を実施し、密接な連携の下に各種救援救護策を進めるものとする。 <u>3 食事、宿泊場所</u> <u>ボランティアの食事や宿泊場所については自己調達を基本とする。</u>			

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	5 活動拠点の提供 市は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、その支援に努めるものとする。 6 ボランティアに対する活動費用の負担 ボランティアの活動に伴う経費は、必要に応じて市が負担する。 7 ボランティア保険の加入促進 市は、ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険についての広報を実施する等、市社会福祉協議会が窓口であるボランティア保険への加入を促進するとともに、ボランティア保険に係る助成に努めるものとする。	4 活動拠点の提供 市は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、その支援に努めるものとする。 5 ボランティアに対する活動費用の負担 ボランティアの活動に伴う経費は、必要に応じて市が負担する。 6 ボランティア保険の加入促進 市は、ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険についての広報を実施する等、市社会福祉協議会が窓口であるボランティア保険への加入を促進するとともに、ボランティア保険に係る助成に努めるものとする。
風 3-190	第 5 ボランティアの受入窓口 【災対本部事務局・救援庶務班・都市計画班・秘書広報班・市社会福祉協議会】 市は、市内のボランティア団体等を所掌する「市社会福祉協議会」との連携の下に、災害時のボランティア活動について有効かつ適切な協力体制を確立し、迅速かつ効果的な応急対策を実施するものとする。 1 一般ボランティアの受入れ (1) ボランティアセンターの設置 市災害対策本部は、市社会福祉協議会と協議して、市社会福祉協議会を運営主体としたボランティア活動の中心となるボランティアセンターを、市社会福祉協議会内に設置するものとする。 (2) 受入窓口の設置 一般ボランティアの「受入窓口」をボランティアセンターに設置し、ボランティアを受入れるものとする。 なお、ボランティアが直接市役所や避難所等の現場に活動の協力を申し出た場合は、ボランティアセンターへ誘導し、ボランティアセンターにて登録の手続を行うものとする。	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁

現行（平成 24 年度修正）

修正案（平成 28 年度修正）

市 災 害 対 策 本 部

(ニーズ・申し出情報の把握)

各
担
当
班

コ
ー
デ
ィ
ネ
ー
ト
担
当
職
員

ボランティアセンター

センター長：市社会福祉協議会会長
副センター長：市社会福祉協議会事務局長

コ
ー
デ
ィ
ネ
ー
ト
班

イン
フ
オ
メ
ー
シ
ョ
ン
班
(受
付
窓
口)

バ
ッ
ク
ア
ッ
プ
班

連 携

誘導

申し出

ボ
ラ
ン
テ
ィ
ア

申し出

ボランティア

必要な場所に派遣

図 3-13-1 市災害対策本部とボランティアセンターの連携体制

(3) ボランティアセンターの構成

ボランティアセンターの構成は、市社会福祉協議会の責任者が決定するものとし、概ね以下のよ
うな班構成と役割分担とする。

表 3-13-3 ボランティアセンターの構成

班 名	役 割 項 目
コ ー デ ィ ネ ー ト 班	ア 市災害対策本部との連絡、調整
	イ ボランティア団体との連絡、調整
	ウ ボランティア派遣計画の作成、調整
インフォメーション班	ア 市内外からのボランティア申し出の受付・登録
	イ 被災者等からの支援要請の受付
	ウ 保険加入手続
	エ 災害調査等の情報収集

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）		修正案（平成 28 年度修正）
		オ 広報活動 カ 救援ニーズの発見やボランティア活動状況の情報収集 キ 活動実施に必要な資料、地図、マニュアル等の作成	
		ア 資材、物資の調達・保管 イ 資金管理等の財務関連 ウ 人員、物資等の輸送 エ パトロール等の防犯対策 オ 食事の提供	
	バックアップ班		
	(4) ボランティアの登録		
	一般ボランティアの参加人員の規模や内容を把握し、組織的な活動を実施していくためのボランティア登録はボランティアセンターで行うものとし、登録後は活動可能なボランティアの人員数や一般・技術等の種別、組織、非組織の別等の情報を市災害対策本部に連絡する。		
	(5) ボランティアの派遣調整		
	ボランティアセンターは、ボランティアの派遣に当たっては市災害対策本部からの 派遣要請を受け、必要な人数や人選 、派遣先との調整、輸送及び通信手段の確保等の派遣調整を行うものとする。		
	2 専門（技術）ボランティアの受入れ		
	(1) 「担当窓口」の設置		
	市は、専門（技術）ボランティアの「担当窓口」を定め、県との調整を図り、専門（技術）ボランティアを受入れるものとする。		
専門（技術）ボランティアの県の受付窓口と市担当窓口との関係は、次のとおり。			
表 3- 13 -4 専門（技術）ボランティアの活動内容と受入窓口			
活 動 分 野	個 人 ・ 団 体	県 受 付 窓 口	市 担 当 窓 口
医 療 看護	医師・看護師、薬剤師、歯科医師	県 健康福祉部 医療整備課	健康福祉部 健康増進課 （救護班）
被災建築物応急危険度判定 被災宅地危険度判定	被災建築物応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士	県土整備部 建築指導課 都市計画課	都市計画部 建築住宅課 都市計画課 宅地課 （都市計画班）
高 齢 者 支 援	支援団体	健康福祉部 高齢者福祉課	健康福祉部 介護支援課 高齢者生きがい推進課 （避難誘導救援班）

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）				修正案（平成 28 年度修正）
	障 害 者 支 援	支援団体	健 康 福 祉 部 障 害 福 祉 課	健 康 福 祉 部 障 害 者 支 援 課 (避難誘導救援班)	
	外 国 語 通 訳 、 翻 訳 、 情 報 提 供	(財)ちば国際コンベン ションビューロー <u>ボ ラ ン テ ィ ア 通 訳</u>	総 合 企 画 部 国 際 課	総 合 政 策 部 企 画 政 策 課 (秘 書 広 報 班)	
	通 信 、 情 報 連 絡	(社)日本アマチュア無線 連盟千葉県支部	防 災 危 機 管 理 部 <u>消 防 課</u>	市 民 生 活 部 防災危機管理課長 (災 対 本 部 事 務 局)	
	なお、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士については、平時に講習会を行い、登録を行っていることから、発災時に県、市、建築関係団体等と速やかに連携を図り、危険度判定士への連絡とその召集を行う。 (2) 「担当窓口」の運営 「担当窓口」における主な活動内容は、次に示すとおり。 ア ボランティアの募集、登録、協力依頼、派遣 イ 県受付窓口との連絡調整 ウ その他 第 6 連携体制及び受入体制の確保 【救援庶務班】 <u>1 ボランティアセンターとの連携</u> 市は、災害発生後、ボランティアセンター開設時にコーディネートを担当する職員を配置し、市とボランティアセンターとの連絡調整、情報収集・提供活動等を行うものとする。 <u>2 ボランティアニーズの把握</u> <u>市は体制を整備し、ボランティアの需要状況の的確な把握に努めるものとする。</u> <u>3 各種ボランティア団体との連携</u> 県災害ボランティアセンターは、日本赤十字社千葉県支部、県及び市町村社会福祉協議会、独自に活動するボランティア団体等と、また、市は流山市地区赤十字奉仕団やその他の福祉団体及びボランティア団体等と十分な情報交換を行うとともに、必要な支援策を実施し、密接な連携の下に各種救援救護策を進めるものとする。 <u>4 食事、宿泊場所の提供</u>				

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	ボランティアについての食事や宿泊場所の提供等が必要な場合は、原則としてボランティアを受け入れる市が対応する。 市限りで対応が不可能な場合は、近隣市町村、県及びその他の機関、民間施設の応援を得て実施する。 5 活動拠点の提供 市は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、その支援に努めるものとする。 6 ボランティアに対する活動費用の負担 ボランティアの活動に伴う経費は、必要に応じて市が負担する。 7 ボランティア保険の加入促進 市は、ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険についての広報を実施する等、市社会福祉協議会が窓口であるボランティア保険への加入を促進するとともに、ボランティア保険に係る助成に努めるものとする。	
地 3-183	第 14 節 災害時要援護者等の安全確保対策 <u>災害時において高齢者・障害者・外国人等の災害時要援護者は、自力では避難できないことが予想されるほか、言葉の障害からの確な避難情報の把握や地域住民との円滑なコミュニケーションが困難になること等により、非常に危険あるいは不安な状態に置かれることとなる。</u> <u>このため、</u>避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等、あらゆる段階で災害時要援護者の実情に応じた配慮及び安全確保を図るとともに、必要な救助を行うものとする。 また、<u>災害時要援護者に対する</u>応急救助活動の実施に当たっては、市職員だけでなく地域住民やボランティア組織等、地域全体での協力体制を確保するものとする。 第 1 災害時要援護者関連施設入所・通所者等の安全確保対策 【救援庶務班】 1 情報の伝達 市は、メールやツイッター、<u>防災ラジオ</u>、FAX 等、災害時に利用可能な通信手段で、災害情報や避難情報等を災害時要援護者関連施設に伝達する。 また、施設管理者は、施設の被害状況や入所・通所者の状況を市に報告する。 <u>災害時要援護者施設</u>は、参考資料のとおりとする。	第 15 節 要配慮者等の安全確保対策 <u>市は、市社会福祉協議会、民生委員、自主防災組織、避難支援関係者等と協力し、</u>避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等、あらゆる段階で要配慮者の実情に応じた対応及び安全確保を図るとともに、必要な救助を行うものとする。 また、応急救助活動の実施に当たっては、市職員だけでなく地域住民やボランティア組織等、地域全体での協力体制を確保するものとする。 第 1 社会福祉施設等における安全確保対策 【救援庶務班】 1 情報の伝達 市は、メールやツイッター、<u>FAX</u> 等、災害時に利用可能な通信手段で、災害情報や避難情報等を社会福祉施設等に伝達する。 また、施設管理者は、施設の被害状況や入所・通所者の状況を市に報告する。 <u>社会福祉施設</u>は、参考資料のとおりとする。

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	《資料 121》 2 指示の伝達 市は、<u>災害時要援護者関連施設に対して、災害発生後の対応等について、明確な指示を伝達する。</u> 3 救助及び避難誘導 <u>災害時要援護者関連施設等の管理者</u>は、防災応急計画に基づき、入所・通所者等を安全かつ速やかに救助及び避難誘導するものとする。 市は、施設等管理者の要請に基づき、施設入所・通所者等の救助及び避難誘導を援助するために職員を派遣するとともに、近隣の社会福祉施設、地域住民（自主防災組織）、ボランティア組織等にも協力を要請するものとする。 4 搬送及び受入先の確保 <u>災害時要援護者関連施設等の管理者</u>は、<u>災害により負傷した入所者等を</u>搬送するための手段や受入先の確保を図るものとする。 市は、<u>施設等管理者の</u>要請に基づき、救急自動車等を確保するとともに、病院等の医療施設及び他の<u>災害時要援護者関連施設等</u>受入先を確保するものとする。 5 介護職員等の確保 施設等管理者は、介護職員等を確保するため、施設間の応援協定に基づき、他の<u>災害時要援護者</u>関連施設及び市等に対し応援を要請する。 市は、<u>施設等管理者の</u>要請に基づき、<u>介護職員等の確保を図るため、他の災害時要援護者関連施設</u>やボランティア等へ協力を要請する。 6 巡回相談の実施 市は、被災した施設入所・通所者や他の施設等に避難した入所・通所者等に対して、近隣住民（自主防災組織）・ボランティア等の協力により巡回相談を行い、<u>災害時要援護者</u>の状況やニーズを把握するとともに、各種サービスを提供する。 7 食糧、飲料水及び生活必需品等の調達 施設等管理者は、食糧、飲料水、生活必需品等についての必要数量を把握し供給するとともに、不足が生じた時は、市等に対し応援を要請する。 市は、<u>施設等管理者の</u>要請に基づき、食糧、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行う。	《資料 121》 2 救助及び避難誘導 <u>施設等管理者</u>は、防災応急計画、<u>避難計画等</u>に基づき、入所・通所者等を安全かつ速やかに救助及び避難誘導するものとする。 市は、施設等管理者の要請に基づき、施設入所・通所者等の救助及び避難誘導を援助するために職員を派遣するとともに、近隣の社会福祉施設、地域住民（自主防災組織）、ボランティア組織等にも協力を要請するものとする。 3 搬送及び受入先の確保 <u>施設等管理者</u>は、<u>負傷者を</u>搬送するための手段や受入先の確保を図るものとする。 市は、要請に基づき、救急自動車等を確保するとともに、病院等の医療施設及び他の<u>社会福祉施設等</u>の受入先を確保するものとする。 4 介護職員等の確保 施設等管理者は、介護職員等を確保するため、施設間の応援協定に基づき、他の<u>要配慮者</u>関連施設及び市等に対し応援を要請する。 市は、要請に基づき、<u>他の社会福祉施設等</u>やボランティア等へ協力を要請する。 5 巡回相談の実施 市は、被災した施設入所・通所者や他の施設等に避難した入所・通所者等に対して、近隣住民（自主防災組織）・ボランティア等の協力により巡回相談を行い、<u>要配慮者</u>の状況やニーズを把握するとともに、各種サービスを提供する。 6 食糧、飲料水及び生活必需品等の調達 施設等管理者は、食糧、飲料水、生活必需品等についての必要数量を把握し供給するとともに、不足が生じた時は、市等に対し応援を要請する。 市は、要請に基づき、食糧、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行う。

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	8 ライフライン優先復旧 電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、<u>災害時要援護者関連施設</u>におけるライフラインの機能の早期回復を図るため、「応急復旧の行動指針」に基づき優先復旧する。 第 2 在宅<u>災害時要援護者</u>の安全対策 【避難誘導救援班】 1 <u>災害時要援護者</u>自身の対応 災害発生時には、民生委員・児童委員や自主防災組織等の支援者自らが被災し、又は、通信・交通状況により、発災後すぐには安否確認や救助等の支援ができない場合がある。 そのため、発災時には、まず<u>災害時要援護者</u>自身が自分の身を守り、安全に避難することを考えるとともに、避難支援プランに基づく支援者がいる場合は、<u>災害時要援護者</u>自らが支援者に対し、安否情報や支援の要否等について連絡するよう努めるものとする。 2 安否確認、救助 市は、避難支援プランに基づき、在宅サービス利用者名簿等を活用し、民生委員・児童委員、地域住民（自主防災組織）、福祉団体（社会福祉協議会、老人クラブ等）、ボランティア組織等の協力を得て、戸別訪問等により安否等の確認できない<u>災害時要援護者</u>の安否確認、救助を行うものとする。 また、<u>災害時要援護者</u>の安否情報等については、関係者で共有する体制を確立する。 3 搬送体制の確保 市は、地域住民（自主防災組織）等の協力を得るとともに、救急自動車や社会福祉施設所有の自動車の協力により、<u>災害時要援護者</u>の搬送を行うものとする。 4 福祉避難所の確保 <u>市は、介護が必要な災害時要援護者のため、協定締結した社会福祉施設の協力により「福祉避難所」を確保するとともに、一般の避難所の中にも災害時要援護者が避難できるスペース（福祉避難室）の確保に努める。この場合、市は、福祉避難所や福祉避難室に対し、必要な支援を行う。</u> <u>また、収容能力を超えた場合、又は対応が困難な災害時要援護者に対しては、県に対し、必要な措置を要請する。</u> 5 <u>要援護者</u>の状況調査及び情報の提供 市は、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、点訳・朗読・手話・要約筆記の奉仕員等及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、在宅や避難所等で生活する<u>災害時要援護者</u>に対するニー	7 ライフライン優先復旧 電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、<u>社会福祉施設等</u>におけるライフラインの機能の早期回復を図るため、「応急復旧の行動指針」に基づき優先復旧する。 第 2 在宅<u>要配慮者</u>の安全対策 【避難誘導救援班】 1 <u>要配慮者</u>自身の対応 災害発生時には、民生委員・児童委員や自主防災組織等の支援者自らが被災し、又は、通信・交通状況により、発災後すぐには安否確認や救助等の支援ができない場合がある。 そのため、発災時には、まず<u>要配慮者</u>自身が自分の身を守り、安全に避難することを考えるとともに、避難支援プランに基づく支援者がいる場合は、<u>要配慮者</u>自らが支援者に対し、安否情報や支援の要否等について連絡するよう努めるものとする。 2 安否確認、救助 市は、避難支援プランに基づき、在宅サービス利用者名簿等を活用し、民生委員・児童委員、地域住民（自主防災組織）、福祉団体（社会福祉協議会、老人クラブ等）、ボランティア組織等の協力を得て、戸別訪問等により安否等の確認できない<u>要配慮者</u>の安否確認、救助を行うものとする。 また、<u>要配慮者</u>の安否情報等については、関係者で共有する体制を確立する。 3 搬送体制の確保 市は、地域住民（自主防災組織）等の協力を得るとともに、救急自動車や社会福祉施設所有の自動車の協力により、<u>要配慮者</u>の搬送を行うものとする。 4 福祉避難所の確保 <u>本章第5節第6 「4 福祉避難所」を参照。</u> 5 <u>要配慮者</u>の状況調査及び情報の提供 市は、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、点訳・朗読・手話・要約筆記の奉仕員等及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、在宅や避難所等で生活する<u>要配慮者</u>に対するニーズ把握

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	ズ把握等、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。 6 食糧、飲料水及び生活必需品等の確保及び配布を行う際の災害時要援護者への配慮 市は、<u>災害時要援護者</u>に配慮した食糧、飲料水、生活必需品等を確保する。また、配布場所や配布時間を別に設ける等<u>災害時要援護者</u>に配慮した配布を行う。 7 保健・医療・福祉巡回サービス 市は、医師、ホームヘルパー、保健師等によりチームを編成し、住宅、避難所等で生活する<u>災害時要援護者</u>に対し、巡回により介護サービス、メンタルケア等各種保健・医療・福祉サービスを実施する。 8 保健・福祉相談窓口の開設 市は、災害発生後直ちに保健・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じるものとする。 第 3 外国人の安全確保 【秘書広報班・避難誘導救援班】 1 外国人の避難誘導 市は、語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災行政無線等を活用した外国語による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行うものとする。 2 安否確認、救助 市は、警察、地域住民（自主防災組織）及び語学ボランティア等の協力を得て、外国人登録等に基づき、<u>外国人の安否の確認</u>や救助活動を行うものとする。 3 情報の提供 (1) 外国人への情報提供 市は、外国人の安全な生活を支援・確保するため、外国人支援団体や語学ボランティアの協力を得て、外国人に配慮した継続的な生活情報の提供やチラシ、情報誌等の発行・配布を行うものとする。 (2) テレビ、ケーブルテレビ、ラジオ、インターネット等による情報の提供 市は、<u>外国人に適正な情報を伝達するため、外国人支援団体や語学ボランティアの協力を得て、</u>テレビ、ケーブルテレビ、ラジオ及びインターネット等を活用した外国語による情報提供に努めるものとする。	等、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。 6 食糧、飲料水及び生活必需品等の確保及び配布を行う際の要配慮者への配慮 市は、<u>要配慮者</u>に配慮した食糧、飲料水、生活必需品等を確保する。また、配布場所や配布時間を別に設ける等<u>要配慮者</u>に配慮した配布を行う。 7 保健・医療・福祉巡回サービス 市は、医師、ホームヘルパー、保健師等によりチームを編成し、住宅、避難所等で生活する<u>要配慮者</u>に対し、巡回により介護サービス、メンタルケア等各種保健・医療・福祉サービスを実施する。 8 保健・福祉相談窓口の開設 市は、災害発生後直ちに保健・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じるものとする。 第 3 外国人の安全確保 【秘書広報班・避難誘導救援班】 1 外国人の避難誘導 市は、語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災行政無線等を活用した外国語による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行うものとする。 2 安否確認、救助 市は、警察、地域住民（自主防災組織）及び語学ボランティア等の協力を得て、外国人登録等に基づき、<u>安否確認</u>や救助活動を行うものとする。 3 情報の提供 (1) 外国人への情報提供 市は、外国人の安全な生活を支援・確保するため、外国人支援団体や語学ボランティアの協力を得て、外国人に配慮した継続的な生活情報の提供やチラシ、情報誌等の発行・配布を行うものとする。<u>また、多言語による防災ガイドブック等の作成に努める。</u> (2) テレビ、ケーブルテレビ、ラジオ、インターネット等による情報の提供 市は、テレビ、ケーブルテレビ、ラジオ及びインターネット等を活用した外国語による情報提供に努めるものとする。

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	4 外国人相談窓口の開設 市は、速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じるものとする。 5 語学ボランティアの活用 (1) 「担当窓口」の設置 災害発生後、秘書広報班（企画政策課）に「語学ボランティア担当窓口」を設置し、語学ボランティアの受入れを行うものとする。 (2) 「担当窓口」の運営 ア 語学ボランティアの募集、登録、受入れ、協力依頼、派遣 イ 県の「受付窓口」との連絡調整 ウ その他 (3) 語学ボランティアの活動内容 <u>語学ボランティアの主な活動内容は、次に示すとおりである。</u> ア 外国語の通訳 イ 外国語の資料の作成・翻訳 ウ その他、外国人被災者の生活支援に必要な活動	4 外国人相談窓口の開設 市は、速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じるものとする。 5 語学ボランティアの活用 (1) 「担当窓口」の設置 災害発生後、秘書広報班（企画政策課）に「語学ボランティア担当窓口」を設置し、語学ボランティアの受入れを行うものとする。 (2) 「担当窓口」の運営 ア 語学ボランティアの募集、登録、受入れ、協力依頼、派遣 イ 県の「受付窓口」との連絡調整 ウ その他 (3) 語学ボランティアの活動内容 ア 外国語の通訳 イ 外国語の資料の作成・翻訳 ウ その他、外国人被災者の生活支援に必要な活動
風 3-195	第 14 節 災害時要援護者等の安全確保対策 <u>災害時において高齢者・障害者・外国人等の災害時要援護者は、自力では避難できないことが予想されるほか、言葉の障害からの確な避難情報の把握や地域住民との円滑なコミュニケーションが困難になること等により、非常に危険あるいは不安な状態に置かれることとなる。</u> <u>このため、</u>避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等、あらゆる段階で<u>災害時要援護者</u>の実情に応じた<u>配慮</u>及び安全確保を図るとともに、必要な救助を行うものとする。 また、<u>災害時要援護者に対する</u>応急救助活動の実施に当たっては、市職員だけでなく地域住民やボランティア組織等、地域全体での協力体制を確保するものとする。 第 1 <u>災害時要援護者関連施設入所・通所者等の安全確保対策</u> 【救援庶務班】 1 情報の伝達 市は、メールやツイッター、<u>防災ラジオ</u>、FAX 等、災害時に利用可能な通信手段で、災害情報や避難情報等を<u>災害時要援護者関連施設</u>に伝達する。 また、施設管理者は、施設の被害状況や入所・通所者の状況を市に報告する。 <u>災害時要援護者施設</u>は、参考資料のとおりとする。	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	《資料 121》 2 指示の伝達 <u>市は、災害時要援護者関連施設に対して、災害発生後の対応等について、明確な指示を伝達する。</u> 3 救助及び避難誘導 <u>災害時要援護者関連施設等の管理者</u>は、防災応急計画、避難計画等に基づき、入所・通所者等を安全かつ速やかに救助及び避難誘導するものとする。<u>（第 2 章第 7 節第 2 款第 5「5. 災害時要援護者が利用する施設からの避難体制の確保」参照）</u> 市は、施設等管理者の要請に基づき、施設入所・通所者等の救助及び避難誘導を援助するために職員を派遣するとともに、近隣の社会福祉施設、地域住民（自主防災組織）、ボランティア組織等にも協力を要請するものとする。 4 搬送及び受入先の確保 <u>災害時要援護者関連施設等の管理者</u>は、<u>災害により負傷した入所者等を</u>搬送するための手段や受入先の確保を図るものとする。 市は、<u>施設等管理者の</u>要請に基づき、救急自動車等を確保するとともに、病院等の医療施設及び他の<u>災害時要援護者関連施設等</u>受入先を確保するものとする。 5 介護職員等の確保 施設等管理者は、介護職員等を確保するため、施設間の応援協定に基づき、他の<u>災害時要援護者</u>関連施設及び市等に対し応援を要請する。 市は、<u>施設等管理者の</u>要請に基づき、<u>介護職員等の確保を図るため、他の災害時要援護者関連施設</u>やボランティア等へ協力を要請する。 6 巡回相談の実施 市は、被災した施設入所・通所者や他の施設等に避難した入所・通所者等に対して、近隣住民（自主防災組織）・ボランティア等の協力により巡回相談を行い、<u>災害時要援護者</u>の状況やニーズを把握するとともに、各種サービスを提供する。 7 食糧、飲料水及び生活必需品等の調達 施設等管理者は、食糧、飲料水、生活必需品等についての必要数量を把握し供給するとともに、不足が生じた時は、市等に対し応援を要請する。 市は、<u>施設等管理者の</u>要請に基づき、食糧、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行う。	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	8 ライフライン優先復旧 電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、<u>災害時要援護者関連施設</u>におけるライフラインの機能の早期回復を図るため、「応急復旧の行動指針」に基づき優先復旧する。 第 2 在宅<u>災害時要援護者</u>の安全対策 【避難誘導救援班】 1 <u>災害時要援護者</u>自身の対応 災害発生時には、民生委員・児童委員や自主防災組織等の支援者自らが被災し、又は、通信・交通状況により、発災後すぐには安否確認や救助等の支援ができない場合がある。 そのため、発災時には、まず<u>災害時要援護者</u>自身が自分の身を守り、安全に避難することを考えるとともに、避難支援プランに基づく支援者がいる場合は、<u>災害時要援護者</u>自らが支援者に対し、安否情報や支援の要否等について連絡するよう努めるものとする。 2 安否確認、救助 市は、避難支援プランに基づき、在宅サービス利用者名簿等を活用し、民生委員・児童委員、地域住民（自主防災組織）、福祉団体（社会福祉協議会、老人クラブ等）、ボランティア組織等の協力を得て、戸別訪問等により安否等の確認できない<u>災害時要援護者</u>の安否確認、救助を行うものとする。 また、<u>災害時要援護者</u>の安否情報等については、関係者で共有する体制を確立する。 3 搬送体制の確保 市は、地域住民（自主防災組織）等の協力を得るとともに、救急自動車や社会福祉施設所有の自動車の協力により、<u>災害時要援護者</u>の搬送を行うものとする。 <u>《資料 77・80～83・88》</u> 4 福祉避難所の確保 <u>市は、介護が必要な災害時要援護者のため、協定締結した社会福祉施設の協力により「福祉避難所」を確保するとともに、一般の避難所の中にも災害時要援護者が避難できるスペース（福祉避難室）の確保に努める。この場合、市は、福祉避難所や福祉避難室に対し、必要な支援を行う。</u> <u>また、収容能力を超えた場合、又は対応が困難な災害時要援護者に対しては、県に対し、必要な措置を要請する。</u> 5 <u>要援護者</u>の状況調査及び情報の提供	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	市は、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、点訳・朗読・手話・要約筆記の奉仕員等及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、在宅や避難所等で生活する<u>災害時要援護者</u>に対するニーズ把握等、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。 6 食糧、飲料水及び生活必需品等の確保及び配布を行う際の<u>災害時要援護者</u>への配慮 市は、<u>災害時要援護者</u>に配慮した食糧、飲料水、生活必需品等を確保する。また、配布場所や配布時間を別に設ける等<u>災害時要援護者</u>に配慮した配布を行う。 7 保健・医療・福祉巡回サービス 市は、医師、ホームヘルパー、保健師等によりチームを編成し、住宅、避難所等で生活する<u>災害時要援護者</u>に対し、巡回により介護サービス、メンタルケア等各種保健・医療・福祉サービスを実施する。 8 保健・福祉相談窓口の開設 市は、災害発生後直ちに保健・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じるものとする。 第 3 外国人の安全確保 【秘書広報班・避難誘導救援班】 1 外国人の避難誘導 市は、語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災行政無線等を活用した外国語による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行うものとする。 2 安否確認、救助 市は、警察、地域住民（自主防災組織）及び語学ボランティア等の協力を得て、外国人登録等に基づき、<u>外国人の安否の確認</u>や救助活動を行うものとする。 3 情報の提供 (1) 外国人への情報提供 市は、外国人の安全な生活を支援・確保するため、外国人支援団体や語学ボランティアの協力を得て、外国人に配慮した継続的な生活情報の提供やチラシ、情報誌等の発行・配布を行うものとする。 (2) テレビ、ケーブルテレビ、ラジオ、インターネット等による情報の提供 市は、<u>外国人に適正な情報を伝達するため、外国人支援団体や語学ボランティアの協力を得て、</u>テレビ、ケーブルテレビ、ラジオ及びインターネット等を活用した外国語による情報提供に努める	

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）																								
	ものとする。 4 外国人相談窓口の開設 市は、速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じるものとする。 5 語学ボランティアの活用 (1) 「担当窓口」の設置 災害発生後、秘書広報班（企画政策課）に「語学ボランティア担当窓口」を設置し、語学ボランティアの受入れを行うものとする。 (2) 「担当窓口」の運営 ア 語学ボランティアの募集、登録、受入れ、協力依頼、派遣 イ 県の「受付窓口」との連絡調整 ウ その他 (3) 語学ボランティアの活動内容 <u>語学ボランティアの主な活動内容は、次に示すとおりである。</u> ア 外国語の通訳 イ 外国語の資料の作成・翻訳 ウ その他、外国人被災者の生活支援に必要な活動																									
風 3-200	第 15 節 雪害対策 【災対本部事務局・建設庶務班・物資輸送班・警防班】 1 道路の除雪作業 (1) 除雪目標 除雪は主要市道及び通学路を主とし、次の区分により行うものとする。 表 3-15-1 除雪目標 <table><tr><th>区 分</th><th>種 別</th><th>除 雪 目 標</th></tr><tr><td rowspan="3">車 道 部</td><td>バス路線急板</td><td rowspan="3">2車線幅員確保を原則とするが状況によっては、 1車線幅員で待避所を設ける。</td></tr><tr><td>立体交差</td></tr><tr><td>主要市道急坂</td></tr><tr><td rowspan="2">歩 道 部</td><td>歩 道 橋</td><td rowspan="2">歩道橋及び駅前広場の歩道は特に留意し、積雪 のあった場合は、早朝に除雪する。</td></tr><tr><td>駅 前 広 場</td></tr></table> (2) 除雪作業配備 状況に応じ、土木関係業者の協力を得て人力と機械力による共同作業を行う。	区 分	種 別	除 雪 目 標	車 道 部	バス路線急板	2車線幅員確保を原則とするが状況によっては、 1車線幅員で待避所を設ける。	立体交差	主要市道急坂	歩 道 部	歩 道 橋	歩道橋及び駅前広場の歩道は特に留意し、積雪 のあった場合は、早朝に除雪する。	駅 前 広 場	第 16 節 雪害対策 風水 【災対本部事務局・建設庶務班・物資輸送班・警防班】 1 道路の除雪作業 (1) 除雪目標 除雪は主要市道及び通学路を主とし、次の区分により行うものとする。 表 3-16-1 除雪目標 <table><tr><th>区 分</th><th>種 別</th><th>除 雪 目 標</th></tr><tr><td rowspan="3">車 道 部</td><td>バス路線急板</td><td rowspan="3">2車線幅員確保を原則とするが状況によっては、 1車線幅員で待避所を設ける。</td></tr><tr><td>立体交差</td></tr><tr><td>主要市道急坂</td></tr><tr><td rowspan="2">歩 道 部</td><td>歩 道 橋</td><td rowspan="2">歩道橋及び駅前広場の歩道は特に留意し、積雪 のあった場合は、早朝に除雪する。</td></tr><tr><td>駅 前 広 場</td></tr></table> (2) 除雪作業配備 状況に応じ、土木関係業者の協力を得て人力と機械力による共同作業を行う。	区 分	種 別	除 雪 目 標	車 道 部	バス路線急板	2車線幅員確保を原則とするが状況によっては、 1車線幅員で待避所を設ける。	立体交差	主要市道急坂	歩 道 部	歩 道 橋	歩道橋及び駅前広場の歩道は特に留意し、積雪 のあった場合は、早朝に除雪する。	駅 前 広 場
区 分	種 別	除 雪 目 標																								
車 道 部	バス路線急板	2車線幅員確保を原則とするが状況によっては、 1車線幅員で待避所を設ける。																								
	立体交差																									
	主要市道急坂																									
歩 道 部	歩 道 橋	歩道橋及び駅前広場の歩道は特に留意し、積雪 のあった場合は、早朝に除雪する。																								
	駅 前 広 場																									
区 分	種 別	除 雪 目 標																								
車 道 部	バス路線急板	2車線幅員確保を原則とするが状況によっては、 1車線幅員で待避所を設ける。																								
	立体交差																									
	主要市道急坂																									
歩 道 部	歩 道 橋	歩道橋及び駅前広場の歩道は特に留意し、積雪 のあった場合は、早朝に除雪する。																								
	駅 前 広 場																									

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	(3) 道路管理 日影等の危険な箇所については、交通規制等必要な措置を講じるほか、砂及び凍結防止剤等の諸資機材を準備し、早期に対応するものとする。 (4) 消防職（団）員の出動 本部長は、緊急輸送道路を確保するため、また緊急に除雪作業を行うため必要があると認めるときは、消防長に次の事項を明らかにして応援要請するものとし、消防長は、要請内容について職(団)員を出動させるものとする。 ア 応援出動を要する期間 イ 応援出動を要する人員 ウ 担当路線名並びに区間 エ 作業用器具の種別、数量 (5) 一般住民への要請 本部長は、市が行う除雪活動以外に必要なと認めるときは、自主防災組織及び自治会等に対し、協力を要請するものとする。 2 農作物の雪害応急対策 市及び農業協同組合等を通じて被害状況を迅速に把握するとともに、適切な指導による除雪及び融雪の促進に努める。また、以下の応急対策を実施するとともに、農作物の発育の回復及び病虫害防除に努めるものとする。 (1) 野菜 ア 降雪後は急激に気温が低下することが多いので、ビニールハウスやトンネルに定植したものは寒害を予防するため、夜間の保温に注意を要するが、この際、暖房器具の故障、調整等に注意しなければならない。 イ 露地野菜も降雪による凍害を受け易いので、できる限り除雪及び融雪の促進に努め、融雪後は追肥、薬剤散布等による病害予防によって発育の回復を早めるようにする。 (2) 果樹 ア 融雪が遅れると、枝折れ、裂傷のほか生理障害を起こすことがあるので、雪の上に黒土、灰等をまいて融雪を促進する。ただし、雪で埋った幼木や下枝の除雪は、気温が低い場合に行うとかえって凍害をうけるので注意する。 イ 融雪期間が長くなると、湿害が起こり易いので溝を掘って排水をよくする。 ウ 裂傷樹は、折れた部分で切り取り、剪定時に切りもどし、切口を削って保護剤を塗るか裂傷した樹を結束し、保護剤を塗り支柱を立てる。 (3) 花き ア 降雪後は、直ちに除雪を行い、晴天の日は、遮光をして直射光線による害から守り、また、除雪とともに融雪に努め、施設付近に堆積しておかないこと。 融雪の際は湿害に注意し、二次的な病害から守る。 イ 露地ものについては、降雪後くん炭等をまいて融雪に努めるとともに、併せて湿害から守る。	(3) 道路管理 日影等の危険な箇所については、交通規制等必要な措置を講じるほか、砂及び凍結防止剤等の諸資機材を準備し、早期に対応するものとする。 (4) 消防職（団）員の出動 本部長は、緊急輸送道路を確保するため、また緊急に除雪作業を行うため必要があると認めるときは、消防長に次の事項を明らかにして応援要請するものとし、消防長は、要請内容について職(団)員を出動させるものとする。 ア 応援出動を要する期間 イ 応援出動を要する人員 ウ 担当路線名並びに区間 エ 作業用器具の種別、数量 (5) 一般住民への要請 本部長は、市が行う除雪活動以外に必要なと認めるときは、自主防災組織及び自治会等に対し、協力を要請するものとする。 2 農作物の雪害応急対策 市及び農業協同組合等を通じて被害状況を迅速に把握するとともに、適切な指導による除雪及び融雪の促進に努める。また、以下の応急対策を実施するとともに、農作物の発育の回復及び病虫害防除に努めるものとする。 (1) 野菜 ア 降雪後は急激に気温が低下することが多いので、ビニールハウスやトンネルに定植したものは寒害を予防するため、夜間の保温に注意を要するが、この際、暖房器具の故障、調整等に注意しなければならない。 イ 露地野菜も降雪による凍害を受け易いので、できる限り除雪及び融雪の促進に努め、融雪後は追肥、薬剤散布等による病害予防によって発育の回復を早めるようにする。 (2) 果樹 ア 融雪が遅れると、枝折れ、裂傷のほか生理障害を起こすことがあるので、雪の上に黒土、灰等をまいて融雪を促進する。ただし、雪で埋った幼木や下枝の除雪は、気温が低い場合に行うとかえって凍害をうけるので注意する。 イ 融雪期間が長くなると、湿害が起こり易いので溝を掘って排水をよくする。 ウ 裂傷樹は、折れた部分で切り取り、剪定時に切りもどし、切口を削って保護剤を塗るか裂傷した樹を結束し、保護剤を塗り支柱を立てる。 (3) 花き ア 降雪後は、直ちに除雪を行い、晴天の日は、遮光をして直射光線による害から守り、また、除雪とともに融雪に努め、施設付近に堆積しておかないこと。 融雪の際は湿害に注意し、二次的な病害から守る。 イ 露地ものについては、降雪後くん炭等をまいて融雪に努めるとともに、併せて湿害から守る。

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
地 3-188	第 15 節 帰宅困難者対策 <u>南関東地域で大規模地震が発生した場合、通勤、通学、出張、買物、旅行等の理由で、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が多数発生する場合には、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保等の帰宅困難者等への支援を行う。</u> <u>本市においても、日々、通勤、通学、買物等により、周辺地域から多くの人々が流入・滞在していることから、市は、大規模地震発生時における帰宅困難者対策を検討し、防災機関と連携して各種施策の推進を図る。</u> 第 1 帰宅困難者 【災対本部事務局】 <u>「通勤・通学・買物等の目的で周辺地域から流入・滞在している者のうち、地震の発生により交通機関の運行が停止した場合に徒歩の帰宅が困難になる者」を帰宅困難者とする。</u> 第 2 想定される事態 【災対本部事務局】 1 社会的な混乱の発生 <u>外出している人々は、家族や自宅の状況等が不明なことから心理的な動揺が発生する。特に、買い物客や観光客等の組織に属していない人々は、無統制な群衆となってターミナル駅へ殺到する等、混乱発生の大きな要因となることも考えられる。</u> 2 帰宅行動に伴う混乱 <u>地理の不案内や被害情報の不足により帰宅者が危険に遭遇したり、一斉に大量の帰宅行動がとられることによる交通の支障や、沿道での水、食糧、救護、トイレ等の需要の発生等帰宅経路における混乱も予想される。</u> 3 安否確認の集中	第 17 節 帰宅困難者対策 地震 <u>発災直後に、一斉帰宅を開始した場合、交通の支障等混乱が発生することが考えられる。このため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を呼び掛けるとともに、一時滞在場所の確保等の帰宅困難者等への支援を行う。</u> <u>《首都直下地震帰宅困難者等対策協議会「最終報告」》</u> 第 1 一斉帰宅の抑制 【災対本部事務局】 <u>帰宅困難者が居住地に向けて一斉に帰宅行動をとった場合、鉄道駅周辺や路上に膨大な滞留者が発生し、応急対策活動の妨げとなる等の混乱が生じる。</u> <u>市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を企業・学校に呼びかける。</u> <u>なお、気象情報等により鉄道の停止が予想される場合は、従業員のほか、訪問者・利用者等について、早めの帰宅を促すとともに、状況が悪化した場合は屋内待機し、災害の恐れがなくなっから帰宅を促す。</u> <u>企業・学校等は、従業員、教職員・児童生徒等を一定期間待機させる。</u> <u>大規模集客施設・駅は、利用者を保護するとともに、市と連携し一時滞在施設への誘導等を行う。</u> 第 2 帰宅困難者への情報提供 【災対本部事務局】 <u>家族等の安否確認するための電話が集中し、通信機能のマヒが予想される。特に、市に安否等の確認の電話が殺到し、災害対策本部機能に支障が生じることも考えられる。このため、市は、関係機関と協力して、帰宅困難者に必要な情報を提供する。</u> 1 情報提供の内容 <u>ア 交通情報</u> <u>イ 広域的な被害状況</u> <u>ウ 家族との安否確認方法（災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板サービス）</u> <u>エ 一時滞在施設の開設状況</u> 2 情報提供の方法 <u>ア 市ホームページ</u>

第 17 節 帰宅困難者対策 地震

発災直後に、一斉帰宅を開始した場合、交通の支障等混乱が発生することが考えられる。このため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を呼び掛けるとともに、一時滞在場所の確保等の帰宅困難者等への支援を行う。

《首都直下地震帰宅困難者等対策協議会「最終報告」》

第 1 一斉帰宅の抑制

【災対本部事務局】

帰宅困難者が居住地に向けて一斉に帰宅行動をとった場合、鉄道駅周辺や路上に膨大な滞留者が発生し、応急対策活動の妨げとなる等の混乱が生じる。

市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を企業・学校に呼びかける。

なお、気象情報等により鉄道の停止が予想される場合は、従業員のほか、訪問者・利用者等について、早めの帰宅を促すとともに、状況が悪化した場合は屋内待機し、災害の恐れがなくなっから帰宅を促す。

企業・学校等は、従業員、教職員・児童生徒等を一定期間待機させる。

大規模集客施設・駅は、利用者を保護するとともに、市と連携し一時滞在施設への誘導等を行う。

第 2 帰宅困難者への情報提供

【災対本部事務局】

家族等の安否確認するための電話が集中し、通信機能のマヒが予想される。特に、市に安否等の確認の電話が殺到し、災害対策本部機能に支障が生じることも考えられる。このため、市は、関係機関と協力して、帰宅困難者に必要な情報を提供する。

1 情報提供の内容

ア 交通情報

イ 広域的な被害状況

ウ 家族との安否確認方法（災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板サービス）

エ 一時滞在施設の開設状況

2 情報提供の方法

ア 市ホームページ

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	<u>地震発生直後から、家族等の安否を確認するための電話が集中し、通信機能のマヒが予想される。特に、市に安否等の確認の電話が殺到し、災害対策本部機能に支障が生じることも考えられる。</u> 4 水、食糧、毛布等の需要の増大 <u>自宅に帰ることが困難となり、職場等に泊まる人が大量に発生すると予想される。この際、職場等において水、食糧、毛布等の備蓄がない場合、これらに対する需要が大量に発生することもある。</u> 第 3 帰宅困難者対策の実施 【災対本部事務局、避難誘導救援班】 <u>南関東地域は、職場や学校等の人々が集まる施設が集積しており、多くの人が都県を越えて通勤・通学を行っており、帰宅困難者対策は広域的な対応が不可欠である。</u> 1 中央防災会議「首都直下地震対策大綱」の基づく対応 <u>中央防災会議が平成 17 年 9 月に策定した「首都直下地震対策大綱」では、帰宅困難者対策として、市や企業・学校等に対し次のような対応を求めている。</u> (1) 一斉帰宅行動者を減らす対策 <u>帰宅困難者が居住地に向けて一斉に帰宅行動をとった場合、鉄道駅周辺や路上に膨大な滞留者が発生し、応急対策活動の妨げとなる等の混乱が生じる。市は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者に対する基本原則の周知・徹底を図る。平日に発災した場合の帰宅困難者は、企業や学校に所属する人が多いため、市は、企業や学校の協力による帰宅行動者の軽減対策を図る。</u> <u>企業・学校等は、自ら、自社従業員や教職員・児童生徒等を一定期間の収容し、そのための食料・飲料水及び生活必需品を確保し、家族を含めた安否確認等を行う。</u> <u>また、企業は、来客者等の一時的な収容、市が準備する一時的避難場所への誘導等を行う。</u> (2) 安否確認システムの活用 <u>市及び関係事業者は、災害時の安否確認のためのシステム（災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板サービス等）の活用を呼びかける。</u> (3) 徒歩帰宅支援及び搬送 <u>企業等に所属しない人に対しては速やかに帰宅を支援する必要があること、また、企業等に所属する人でも数日間都心に留まった後は整然と帰宅してもらうことが必要であることから、徒歩帰宅支援及び搬送のための対策を実施する。</u> <u>市は、地域住民の避難所として指定されていない公共施設等を帰宅途上の人たちへの一時休憩施設としての提供に努める。また、駅、郵便局、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド及びその他街頭において「災害時徒歩帰宅者支援ステーション」として情報提供スポットを整備し、被災情</u>	<u>イ 安心メール</u> <u>ウ ツイッター</u> 第 3 一時滞在施設への誘導 【災対本部事務局、避難誘導救援班】 <u>市は、被災状況や安全性を確認した後、一時滞在施設を提供するとともに、鉄道事業者、県警察、事業所、沿道の自主防災組織（自治会）等と協力して帰宅困難者の避難誘導を行う。</u> <u>また、一時滞在施設の運営に当たっては必要に応じて帰宅困難者に協力を求めることとする。</u>

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	<u>報や交通情報、一次休憩所として飲料やトイレの提供を行う。</u> <u>交通関係事業者は、鉄道の運行の確保及び臨時バスの早期運行等、多様な交通手段を確保し、帰宅支援を行う。その際、事業者は、輸送障害発生時の乗客に対する適切な情報提供等を行う。</u> <u>(4) 周辺地域の救援活動</u> <u>市や企業は、帰宅困難者が被災者としてではなく、地域救援活動の戦力にもなりうるという観点から、市内に留まった帰宅困難者について救援活動の担い手としての役割を検討する。</u> <u>2 本市における対応</u> <u>(1) 啓発等</u> <u>ア 住民に対し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、「自らの安全は自ら守る」ことを基本とし、次の点を実行するよう啓発する。</u> <u>(ア) 徒歩帰宅に必要な装備（帰宅グッズ）の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅経路の事前確認</u> <u>(イ) 災害時の行動は状況を確認して、無理のない計画を立案、実施すること</u> <u>(ウ) 災害時の安否確認のためのシステム（災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板サービス等）の普及</u> <u>イ 事業所等に対し、職場や学校あるいは、大規模集客施設等で帰宅困難となった従業員や顧客等に対し、適切な対応を行えるよう、次の点を要請する。</u> <u>(ア) 施設の安全化、帰宅困難者対策計画の策定、水、食料や情報の入手手段の確保</u> <u>(イ) 災害時の水、食料や情報の提供、仮泊場所の確保、家族を含めた安否確認等の体制の整備</u> <u>(ウ) 従業員や顧客の混乱防止、誘導訓練、情報の収集伝達訓練、安否の確認及び情報発信訓練等帰宅困難者の発生を想定した訓練の実施</u> <u>(2) 情報提供等</u> <u>関係機関等協力して、帰宅困難者にとって必要な交通情報や町内の被害状況等の情報、市が準備する一時的避難場所等を、市ホームページや流山市安心メール、ツイッター等を活用して提供するとともに、安否を気遣う家族への連絡体制を確保する。</u> <u>(3) 一時避難場所への誘導</u> <u>観光客、旅行者、市域外からの買物客等、発災により帰宅の手段を失い、駅周辺、市街地、観光施設等で滞留し、避難を希望する人に対し、一時避難場所を提供するとともに、鉄道事業者、県警察、事業所、沿道の自主防災組織（自治会）等と協力して帰宅困難者の避難誘導を行う。</u> <u>(4) 帰宅活動の支援</u> <u>帰宅行動を支援するために、代替輸送の実施や徒歩帰宅者への災害時徒歩帰宅者支援ステーションの提供等を実施する。また、組織に属さない帰宅困難者の立寄り対策のため、関係機関に食糧や飲料水、非常用トイレ等の備蓄や滞在スペースの確保、誘導體制の整備等を図るよう要請する。</u> <u>第 4 防災関係機関等の役割</u> <u>【災对本部事務局】</u> <u>帰宅困難者に関する対策は、多岐の分野にわたるとともに、行政界を越える対応も必要となる。</u>	<u>第 4 徒歩帰宅支援</u> <u>【災对本部事務局、避難誘導救援班】</u> <u>市は、徒歩で帰宅する帰宅困難者に対し、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソ</u>

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 24 年度修正）	修正案（平成 28 年度修正）
	このため、帰宅困難者に関連するすべての機関がそれぞれの役割を十分に果たし、<u>分担・連携</u>して対策を行う必要がある。 <u>また、帰宅困難者になる可能性がある通勤・通学者についても、平常時からの一人ひとりの備えも重要である。</u> <u>特に大量の帰宅困難者等の発生が予想される駅周辺においては、各駅周辺の地域事情等に鑑みた、情報連絡体制の確立、一時滞在施設の確保、帰宅困難者等の安全確保、安全確保後の徒歩帰宅支援などを検討する。</u>	<u>リンスタンド等の「災害時徒歩帰宅者支援ステーション」として協定を締結している事業者に対し、九都県市と連携して支援の要請を行う。</u> <u>また、市は、地域住民の避難所として指定されていない公共施設等を帰宅途上の人たちへの一時休憩施設としての提供に努める。</u> <u>なお、交通関係事業者は、鉄道の運行の確保及び臨時バスの早期運行等、多様な交通手段を確保し、帰宅支援を行う。その際、事業者は、輸送障害発生時の乗客に対する適切な情報提供等を行う。</u>
風 3-202	第 16 節 帰宅困難者対策 <u>風水害等により鉄道が停止し、通勤、通学、出張、買物、旅行等の理由で、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者の発生が予想される場合には、帰宅困難者の発生の抑制対策を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保等の帰宅困難者等への支援を行う。</u> <u>【災対本部事務局・秘書広報班・避難誘導救援班】</u> 1 帰宅困難者の発生の抑制対策 <u>市は、企業や学校等に対して、気象情報等により鉄道の停止が予想される場合は、従業員のほか、訪問者・利用者等について、早めの帰宅を促すとともに、状況が悪化した場合は屋内待機し、災害の恐れがなくなってから帰宅を促すよう帰宅困難者の抑制対策を図る。</u> 2 情報提供等 <u>関係機関等協力して、帰宅困難者にとって必要な交通情報や町内の被害状況等の情報、市が準備する一時的避難場所等を、市ホームページや流山市安心メール、ツイッター等を活用して提供する。</u> 3 一時避難場所への誘導 <u>鉄道施設等が被災し、運行停止が長時間になった場合、市は、帰宅の手段を失い、駅周辺、市街地、観光施設等で滞留し、避難を希望する人に対し、一時避難場所を提供するとともに、鉄道事業者、県警察、事業所、沿道の自主防災組織（自治会）等と協力して帰宅困難者の避難誘導を行う。</u>	